

# 市 政 概 要

令和 6 年(2024 年)版

長崎市議会事務局





長 崎 市 き 章

外形は、草書の「長」を模様化し、“鶴の港”長崎を象徴して折鶴の形を星状に配しています。

内形は、幕末の安政年間に開港した全国の5つの港（長崎、函館、新潟、横浜、神戸）の1つであることを誇りにしたところから、5つの市の字を加えたものです。

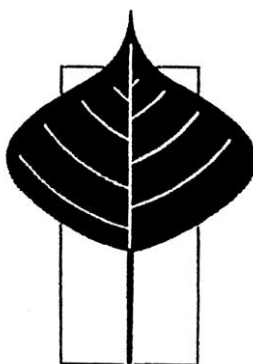
当時は、この5港に3府（東京、京都、大阪）を加えて全国の大都市を“3府5港”と呼んでいました。

（明治33年5月2日制定）



ながさきの花

あ じ さ い



ながさきの木

なん きん は ぜ



ながさきの鳥

ハ ト

# 長崎市民平和憲章

平成元年 3 月 27 日制定

私たちのまち長崎は、古くから海外文化の窓口として発展し、諸外国との交流を通じて豊かな文化をはぐくんできました。

第二次世界大戦の末期、昭和 20 年（1945 年）8 月 9 日、長崎は原子爆弾によって大きな被害を受けました。私たちは、過去の戦争を深く反省し、原爆被爆の悲惨さと、今なお続く被爆者の苦しみを忘れることなく、長崎を最後の被爆地にしなければなりません。

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

私たち長崎市民は、日本国憲法に掲げられた平和希求の精神に基づき、民主主義と平和で安全な市民生活を守り、世界平和実現のために努力することを誓い、長崎市制施行 100 周年に当たり、ここに長崎市民平和憲章を定めます。

- 1 私たちは、お互いの人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会づくりに努めます。
- 1 私たちは、次代を担う子供たちに、戦争の恐ろしさを原爆被爆の体験とともに語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。
- 1 私たちは、国際文化都市として世界の人々との交流を深めながら、国連並びに世界の各都市と連帯して人類の繁栄と福祉の向上に努めます。
- 1 私たちは、核兵器をつくらず、持たず、持ちこませずの非核三原則を守り、国に対してもこの原則の厳守を求め、世界の平和・軍縮の推進に努めます。
- 1 私たちは、原爆被爆都市の使命として、核兵器の脅威を世界に訴え、世界の人々と力を合わせて核兵器の廃絶に努めます。

私たち長崎市民は、この憲章の理念達成のため、平和施策を実践することを決意し、これを国の内外に向けて宣言します。



# 市 政 概 要 目 次

## 1 市 勢

|                |    |
|----------------|----|
| 沿 革 .....      | 9  |
| 位 置 .....      | 11 |
| 市域の変遷 .....    | 12 |
| 地目別地積構成比 ..... | 13 |
| 人口・世帯数 .....   | 14 |
| 国勢調査 .....     | 15 |

## 2 議 会

|              |    |
|--------------|----|
| 議会構成 .....   | 19 |
| 議会運営 .....   | 22 |
| 議会活動 .....   | 25 |
| 議会費予算等 ..... | 34 |
| 議会事務局 .....  | 36 |
| 選 挙 .....    | 37 |

## 3 総務委員会関係

### 〔防災危機管理室・企画政策部・財務部〕

|                        |    |
|------------------------|----|
| 防 災 .....              | 41 |
| 名誉市民・栄誉市民 .....        | 45 |
| 広報・広聴 .....            | 49 |
| 国際化推進 .....            | 53 |
| 総合計画 .....             | 56 |
| 長崎創生 .....             | 58 |
| 重点プロジェクト及び政策実現会議 ..... | 61 |
| 移住支援 .....             | 62 |
| 大学連携 .....             | 64 |
| 地域コミュニティ .....         | 65 |
| 財政状況 .....             | 67 |
| 予算・決算 .....            | 68 |

### 〔総務部・情報政策推進部〕

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 長崎市機構表 .....      | 85  |
| 情報公開・個人情報保護 ..... | 89  |
| 情報化の推進 .....      | 91  |
| 行財政改革 .....       | 95  |
| 職員・給与等 .....      | 97  |
| 職員研修 .....        | 101 |

### 〔財務部・出納室〕

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 市 税 .....           | 103 |
| 市有財産 .....          | 110 |
| 公共施設マネジメントの推進 ..... | 113 |
| 契 約 .....           | 115 |

### 〔市民生活部〕

|                  |     |
|------------------|-----|
| 国民年金 .....       | 116 |
| 戸籍・住民 .....      | 118 |
| 市民相談 .....       | 120 |
| 犯罪被害者等支援 .....   | 121 |
| 交通安全対策 .....     | 122 |
| 市民協働 .....       | 123 |
| 消費者センター .....    | 126 |
| 地域センター .....     | 129 |
| 市民サービスコーナー ..... | 130 |
| 災害援護 .....       | 131 |
| 葬 斎 場 .....      | 133 |
| 人権・男女共同参画 .....  | 134 |
| 文化振興 .....       | 137 |
| スポーツ振興 .....     | 140 |
| 市民センター .....     | 145 |
| ふれあいセンター .....   | 146 |

### 〔消 防 局〕

|               |     |
|---------------|-----|
| 消防行政の現況 ..... | 148 |
| 火 災 .....     | 155 |
| 救 急 .....     | 156 |
| 救 助 .....     | 157 |
| 通信指令 .....    | 158 |

## 4 教育厚生委員会関係

### 〔原爆被爆対策部〕

|         |     |
|---------|-----|
| 原爆被爆者対策 | 161 |
| 平和推進    | 182 |

### 〔福祉部・市民健康部〕

|           |     |
|-----------|-----|
| 地域福祉      | 199 |
| 生活保護      | 203 |
| 障害者福祉     | 205 |
| 高齢者福祉     | 215 |
| 後期高齢者医療制度 | 222 |
| 国民健康保険    | 225 |
| 介護保険      | 230 |
| 保健衛生      | 243 |

### 〔こども部〕

|       |     |
|-------|-----|
| 児童福祉  | 251 |
| 幼児教育  | 263 |
| 青少年育成 | 266 |

### 〔福祉部・こども部〕

|          |     |
|----------|-----|
| 社会福祉施設一覧 | 269 |
| 医療福祉     | 270 |

### 〔市民健康部〕

|    |     |
|----|-----|
| 医療 | 271 |
|----|-----|

### 〔教育委員会〕

|       |     |
|-------|-----|
| 教育行財政 | 278 |
| 学校教育  | 280 |
| 生涯学習  | 288 |

## 5 環境経済委員会関係

### 〔環境部〕

|                |     |
|----------------|-----|
| 環境保全           | 299 |
| ごみ処理           | 304 |
| し尿処理           | 315 |
| 一般財団法人クリーンながさき | 317 |

### 〔経済産業部〕

|      |     |
|------|-----|
| 商工業  | 319 |
| 市場   | 331 |
| 物産振興 | 333 |

### 〔文化観光部〕

|         |     |
|---------|-----|
| 観光      | 334 |
| 文化財保護   | 346 |
| 2つの世界遺産 | 360 |
| 長崎学調査研究 | 361 |

### 〔水産農林部〕

|            |     |
|------------|-----|
| 水産業        | 363 |
| ながさきの「食」推進 | 367 |
| 農業         | 368 |
| 林業         | 376 |

## 6 建設水道委員会関係

### 〔土木部・まちづくり部・建築部〕

|      |     |
|------|-----|
| 道路   | 381 |
| 公園   | 385 |
| 河川   | 388 |
| 都市計画 | 389 |
| 住居表示 | 402 |
| 地籍調査 | 404 |
| 交通対策 | 405 |
| 駐車場  | 408 |
| 土地対策 | 414 |
| 市営住宅 | 418 |
| 建築指導 | 425 |

### 〔上下水道局〕

|            |     |
|------------|-----|
| 水道         | 429 |
| 長崎市の主な水道施設 | 438 |
| 下水道        | 439 |
| 集落排水処理施設   | 448 |

# 1 市 勢



# 沿 革

「長崎」の地名には、いくつかの説があるが、この地が長い岬状の地形をしていたことから起こったといわれている。我が国の西の果ての海沿いに位置する長崎の発展の歴史は、元亀元年（1570 年）ポルトガルの宣教師によって良港であることが発見され、領主大村純忠と協定を結び、翌元亀 2 年（1571 年）ポルトガル船が入港し、町建てがされたときに始まる。

その後長崎は、キリスト教の布教の根拠地となったため、当時ルネッサンス期を迎えたヨーロッパの各種の文化が流入し、いわゆる南蛮文化は長崎に重要な影響を与えた。さらに豊臣氏、徳川氏がこの地を直轄領として定めたこと、また 1639 年以後の鎖国により、西欧文化導入の唯一の門戸となったことで、その後 200 数十年にわたり独占的な繁栄を極めた。しかし、安政の開国とともにその地位を失い、古い港町から近代都市としての発展を遂げるために苦しい道程をたどらなければならなかった。近代的産業都市への転換はまず造船工業を基点として始められ、中国大陆及び東南アジアに臨む地理的優位性から貿易港として新しい発展の道が見出されたこと、大正から昭和初期にかけて漁業基地としての地位を確立したことなどにより、次第に近代的産業都市として躍進を遂げ始めた。

第二次世界大戦の末期の昭和 20 年 8 月 9 日、一発の原子爆弾は、7 万余の尊い生命を奪い市北部一帯が廃墟と化した。しかし市民はその苦難の中から立ち上がり、造船業、水産業はともに戦前の水準をはるかに上回り、古い西欧文化の影響を受けた本市独特の歴史的文化遺産と美しい自然に恵まれた観光都市として、国内外において大きく脚光を浴びるに至った。

昭和 48 年のオイルショック以降、構造的な造船不況、あるいは 200 海里問題等による水産業の不振や観光客の減少などにより、本市経済は低迷した。昭和 57 年 7 月 23 日には、未曾有の集中豪雨により当時の長崎市域で 262 人の死者・行方不明者を出し、被害総額 2,119 億円を超える大惨禍を受けた。しかし、市民の努力と国内外からの援助により目覚ましい復興を果たすとともに、更に、このような被害を二度と繰り返すことのないよう、市民と行政が一体となり恒久的な防災都市建設に向けて取り組んでいる。

平成 27 年には、長崎市内の 8 つの構成資産を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、平成 30 年には長崎市内の 3 つの構成資産を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録され、その価値が国内外に発信されることとなった。

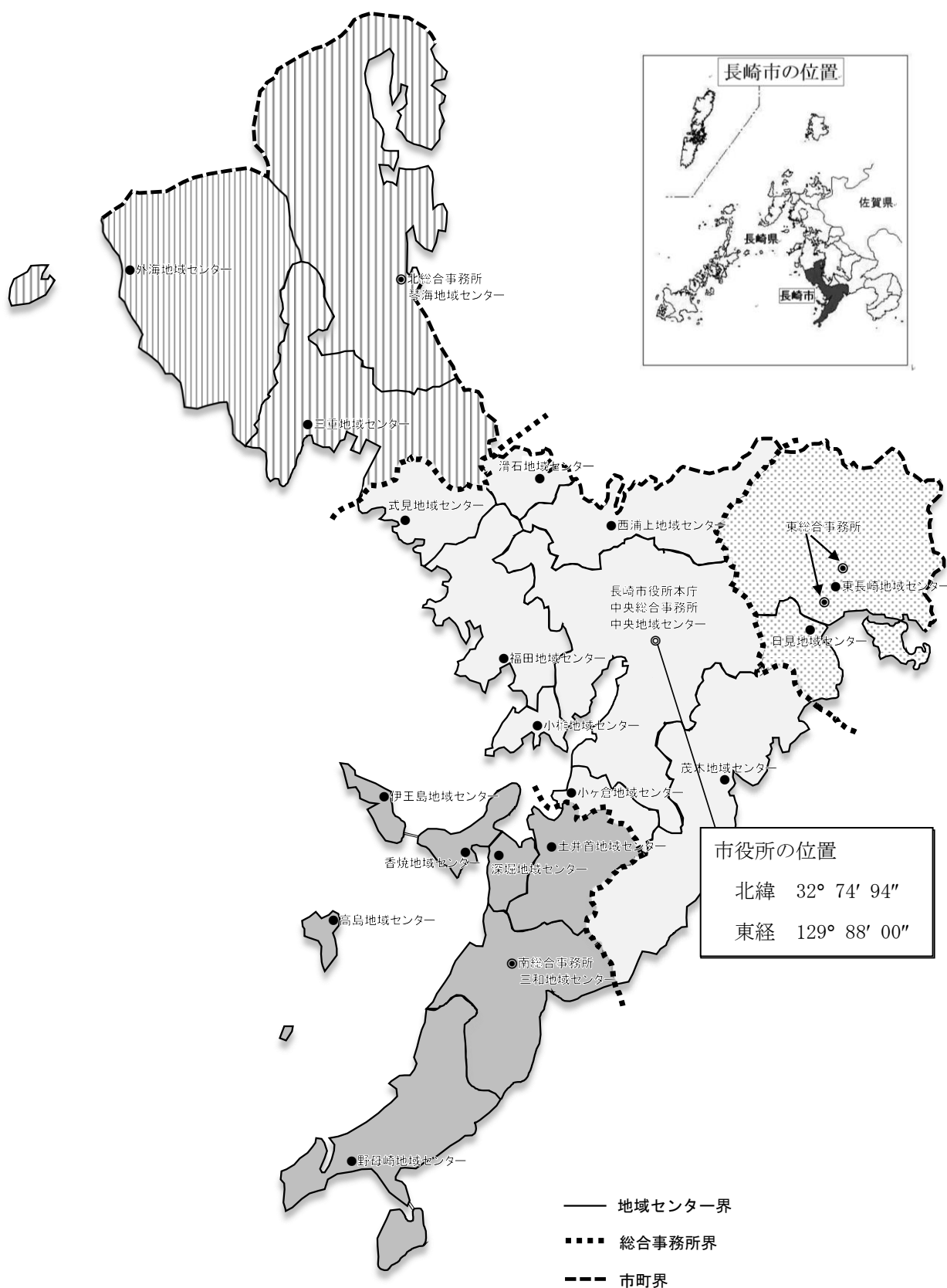
令和 3 年には、長崎駅西側にコンベンション施設である出島メッセ長崎が、令和 4 年には西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）が開業するなど、陸の玄関口である長崎駅周辺の整備が進められている。

令和 5 年 1 月には、魚の町の市公会堂跡地に移転した新市庁舎（地上 19 階、地下 1 階）が開庁した。

～ 長 崎 の 歴 史 (略 年 表) ～

|                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1571 年 (元 亀 2 年)  | 長崎の町づくりが始まり、ポルトガル船が初めて長崎に入港         |
| 1592 年 (文 祿 元 年)  | 長崎奉行所設置                             |
| 1605 年 (慶 長 10 年) | 長崎村が天領となる                           |
| 1639 年 (寛 永 16 年) | ポルトガル船の来航を禁止 (鎖国)                   |
| 1859 年 (安 政 6 年)  | 鎖国を解き函館、横浜とともに開港                    |
| 1869 年 (明 治 2 年)  | 長崎府が廃止され、長崎県が置かれる                   |
| 1889 年 (明治 22 年)  | 長崎市制施行 (4 月 1 日)                    |
| 1891 年 (明治 24 年)  | 本河内高部水道工事完成、給水開始 (横浜、函館に次いで国内 3 番目) |
| 1945 年 (昭和 20 年)  | 原子爆弾投下される (8 月 9 日午前 11 時 02 分炸裂)   |
| 1949 年 (昭和 24 年)  | 長崎国際文化都市建設法が公布される                   |
| 1982 年 (昭和 57 年)  | 長崎大水害発生 (7 月 23 日)                  |
| 1989 年 (平 成 元 年)  | 長崎市民平和憲章議決 (3 月 27 日)               |
| 1989 年 (平 成 元 年)  | 市制施行 100 周年                         |
| 1990 年 (平 成 2 年)  | 長崎「旅」博覧会が開催される (長崎県・長崎市・長崎商工会議所共催)  |
| 1995 年 (平 成 7 年)  | 国連軍縮長崎会議開催                          |
| 1997 年 (平 成 9 年)  | 中核市へ移行 (4 月 1 日)                    |
| 1998 年 (平成 10 年)  | 第 2 回国連軍縮長崎会議開催                     |
| 1999 年 (平成 11 年)  | ながさき男女共同参画都市宣言                      |
| 2000 年 (平成 12 年)  | 日蘭交流 400 周年                         |
| 2001 年 (平成 13 年)  | ながさき環境都市宣言                          |
| 2005 年 (平成 17 年)  | 長崎市と香焼、伊王島、高島、野母崎、三和、外海の 6 町が合併     |
| 2006 年 (平成 18 年)  | 長崎市と琴海町が合併、長崎さるく博'06 開催             |
| 2015 年 (平成 27 年)  | 旧グラバー住宅など 8 つの資産が世界文化遺産に登録          |
| 2016 年 (平成 28 年)  | 連携中枢都市宣言                            |
| 2018 年 (平成 30 年)  | 大浦天主堂など 3 つの資産が世界文化遺産に登録            |
| 2019 年 (令和 元年)    | 市制施行 130 周年                         |
| 2020 年 (令和 2 年)   | 長崎やさしいまち宣言                          |
| 2021 年 (令和 3 年)   | ゼロカーボンシティ長崎宣言                       |
| 2022 年 (令和 4 年)   | 西九州新幹線 (長崎～武雄温泉間) 開業                |
| 2023 年 (令和 5 年)   | 新市庁舎開庁                              |

# 位 置



## 市 域 の 変 遷

| 年 月 日         | 拡 張 地 域                                | 面 積 (km <sup>2</sup> ) | 人 口 (人) |
|---------------|----------------------------------------|------------------------|---------|
| 明 22. 4. 1    | 市制施行当時                                 | (推) 7.00               | 54,502  |
| 〃 31.10. 1    | 下長崎村及び上長崎村・戸町村・淵村・浦上山里村の一部 (第1次市域拡張)   | (推) 16.00              | 113,307 |
| 大 9.10. 1     | 上長崎村・浦上山里村編入 (第2次市域拡張)                 | 41.10                  | 232,912 |
| 昭 13. 4. 1    | 小櫛村・土井首村・小ヶ倉村・西浦上村編入 (第3次市域拡張)         | 90.54                  | 268,945 |
| 〃 25. 4. 1    | 福田村の一部編入 (第4次市域拡張)                     | 90.60                  | 247,248 |
| 〃 30. 1. 1    | 深堀村・福田村編入 (第5次市域拡張)                    | 114.23                 | 292,765 |
| 〃 30. 2. 1    | 日見村編入 (第6次市域拡張)                        | 121.32                 | 296,323 |
| 〃 37. 1. 1    | 茂木町・式見村編入 (第7次市域拡張)                    | 165.41                 | 372,027 |
| 〃 38. 4.20    | 東長崎町編入 (第8次市域拡張)                       | 206.62                 | 392,072 |
| 〃 48. 3.31    | 三重村編入 (第9次市域拡張)                        | 238.12                 | 431,181 |
| 〃 48. 4. 1    | 時津町の一部編入 (第10次市域拡張)                    | 239.03                 | 433,196 |
| 〃 61.10. 1 現在 | 公有水面等の埋立て                              | 241.78                 | 448,554 |
| 〃 62.10. 1 〃  | 公有水面等の埋立て                              | 241.79                 | 449,149 |
| 〃 63.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 240.67                 | 447,535 |
| 平 2.10. 1 〃   | 公有水面等の埋立て                              | 240.77                 | 444,599 |
| 〃 4.10. 1 〃   | 公有水面等の埋立て                              | 240.82                 | 442,373 |
| 〃 5.10. 1 〃   | 公有水面等の埋立て                              | 240.99                 | 441,308 |
| 〃 6.10. 1 〃   | 公有水面等の埋立て                              | 241.09                 | 439,471 |
| 〃 8.10. 1 〃   | 公有水面等の埋立て                              | 241.16                 | 436,081 |
| 〃 9.10. 1 〃   | 公有水面等の埋立て                              | 241.20                 | 432,759 |
| 〃 13.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 241.21                 | 421,324 |
| 〃 14.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 241.32                 | 420,229 |
| 〃 17. 1. 4 〃  | 外海町・野母崎町・三和町・香焼町・伊王島町・高島町編入 (第11次市域拡張) | 338.72                 | 447,103 |
| 〃 18. 1. 4 〃  | 琴海町編入 (第12次市域拡張)                       | 406.35                 | 454,739 |
| 〃 18.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 406.36                 | 451,738 |
| 〃 19.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 406.37                 | 448,831 |
| 〃 20.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 406.40                 | 445,822 |
| 〃 22.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 406.43                 | 443,766 |
| 〃 23.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 406.46                 | 441,199 |
| 〃 25.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 406.47                 | 436,029 |
| 〃 26.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 405.81                 | 433,514 |
| 〃 27.10. 1 〃  | 国土地理院による見直し                            | 405.86                 | 429,508 |
| 令 5. 4. 1 〃   | 国土地理院による見直し                            | 405.69                 | 395,591 |



## 地目別地積構成比

| 地目 | 比率     | 地目  | 比率    |
|----|--------|-----|-------|
| 山林 | 38.3 % | 雑種地 | 4.5 % |
| 宅地 | 13.5   | 牧場  | 0.0   |
| 畑  | 12.7   | 池沼  | 0.2   |
| 原野 | 6.3    | その他 | 21.6  |
| 田  | 2.9    | 合計  | 100.0 |

※ R6.1.1 現在の固定資産税台帳地積による（非課税地を含む）。

# 人 口 ・ 世 帯 数

## 1 人口の推移 (国勢調査結果により推計)

(各年 1 月 1 日)

| 年 次   | 世 帯 数<br>(世 帯) | 人 口     |         |         | 人口密度<br>(人／km <sup>2</sup> ) |
|-------|----------------|---------|---------|---------|------------------------------|
|       |                | 総 数 (人) | 男 (人)   | 女 (人)   |                              |
| H28 年 | 189,944        | 429,565 | 199,122 | 230,443 | 1,058                        |
| H29 年 | 190,212        | 426,128 | 197,673 | 228,455 | 1,050                        |
| H30 年 | 188,328        | 420,671 | 194,331 | 226,340 | 1,036                        |
| H31 年 | 187,459        | 415,839 | 191,732 | 224,107 | 1,025                        |
| R2 年  | 186,504        | 410,445 | 188,875 | 221,570 | 1,011                        |
| R3 年  | 185,914        | 405,545 | 186,493 | 219,052 | 999                          |
| R4 年  | 186,328        | 402,960 | 185,653 | 217,307 | 993                          |
| R5 年  | 186,315        | 398,039 | 183,598 | 214,441 | 981                          |
| R6 年  | 186,264        | 392,685 | 181,309 | 211,376 | 968                          |

## 2 人口動態

(単位：人)

| 年 次   | 自 然 動 態 |       |         | 社 会 動 態 |        |         | 増 減     |
|-------|---------|-------|---------|---------|--------|---------|---------|
|       | 出 生     | 死 亡   | 増 減     | 転 入     | 転 出    | 増 減     |         |
| H28 年 | 3,189   | 5,170 | △ 1,981 | 14,919  | 16,375 | △ 1,456 | △ 3,437 |
| H29 年 | 3,140   | 5,229 | △ 2,089 | 13,613  | 16,981 | △ 3,368 | △ 5,457 |
| H30 年 | 2,999   | 5,167 | △ 2,168 | 13,150  | 15,814 | △ 2,664 | △ 4,832 |
| R元年   | 2,782   | 5,243 | △ 2,461 | 12,399  | 15,332 | △ 2,933 | △ 5,394 |
| R2 年  | 2,638   | 5,185 | △ 2,547 | 12,185  | 14,538 | △ 2,353 | △ 4,900 |
| R3 年  | 2,550   | 5,455 | △ 2,905 | 11,197  | 13,682 | △ 2,485 | △ 5,390 |
| R4 年  | 2,449   | 5,840 | △ 3,391 | 12,191  | 13,721 | △ 1,530 | △ 4,921 |
| R5 年  | 2,186   | 5,959 | △ 3,773 | 12,180  | 13,761 | △ 1,581 | △ 5,354 |

## 3 外国人人口 (各年 12 月末)

(単位：人)

| 年 次   | 総 数   |       |       | 中国    | 朝 鮮<br>韓 国 | イ ギ<br>リ ス | ア メ<br>リ カ | フィリ<br>ピ ン | ベ ト<br>ナ ム | ネ パ<br>ー ル | その他   |
|-------|-------|-------|-------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
|       | 計     | 男     | 女     |       |            |            |            |            |            |            |       |
| H28 年 | 5,659 | 4,015 | 1,644 | 1,213 | 469        | 49         | 97         | 923        | 411        | 140        | 2,357 |
| H29 年 | 4,109 | 2,483 | 1,626 | 1,151 | 404        | 46         | 86         | 809        | 493        | 156        | 964   |
| H30 年 | 3,809 | 2,072 | 1,737 | 1,143 | 411        | 41         | 80         | 485        | 573        | 224        | 852   |
| R元年   | 3,700 | 1,910 | 1,790 | 1,142 | 400        | 39         | 82         | 357        | 586        | 282        | 812   |
| R2 年  | 3,163 | 1,642 | 1,521 | 991   | 330        | 35         | 68         | 329        | 557        | 214        | 639   |
| R3 年  | 2,854 | 1,455 | 1,399 | 909   | 293        | 36         | 73         | 326        | 481        | 178        | 558   |
| R4 年  | 3,607 | 1,860 | 1,747 | 1,007 | 324        | 45         | 71         | 430        | 489        | 484        | 757   |
| R5 年  | 4,343 | 2,308 | 2,035 | 1,108 | 343        | 37         | 81         | 614        | 516        | 662        | 982   |

※ 平成 24 年 7 月 9 日に外国人登録制度が廃止され外国人住民も住民基本台帳の適用対象となったため、平成 24 年からは住民基本台帳に基づく外国人人口となっている。

# 国 勢 調 査

## 1 国勢調査人口の推移

| 区分<br>年次 | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 世帯数<br>(世帯) | 人口 (人)  |         |         | 増 加<br>人 口<br>(人) | 増加率<br>(%) | 備 考                                                                                                                                            |
|----------|--------------------------|-------------|---------|---------|---------|-------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                          |             | 総 数     | 男       | 女       |                   |            |                                                                                                                                                |
| S45      | 207.61                   | 116,899     | 421,114 | 199,697 | 221,417 | 15,635            | 3.9        | 昭和48年三重村(4,882人)・時津町の一部(1,087人)を合併<br>平成17年香焼町(4,512人)・伊王島町(1,035人)・高島町(900人)・野母崎町(8,101人)・三和町(12,366人)・外海町(7,405人)を合併<br>平成18年琴海町(12,507人)を合併 |
| S50      | 239.65                   | 134,783     | 450,194 | 214,005 | 236,189 | 29,080            | 6.9        |                                                                                                                                                |
| S55      | 240.43                   | 143,448     | 447,091 | 211,295 | 235,796 | △ 3,103           | △ 0.7      |                                                                                                                                                |
| S60      | 241.76                   | 149,453     | 449,382 | 211,546 | 237,836 | 2,291             | 0.5        |                                                                                                                                                |
| H2       | 240.77                   | 156,731     | 444,599 | 207,651 | 236,948 | △ 4,783           | △ 1.1      |                                                                                                                                                |
| H7       | 241.09                   | 165,078     | 438,635 | 204,198 | 234,437 | △ 5,964           | △ 1.3      |                                                                                                                                                |
| H12      | 241.20                   | 166,391     | 423,167 | 196,213 | 226,954 | △15,468           | △ 3.5      |                                                                                                                                                |
| H17      | 338.72                   | 179,636     | 442,699 | 203,292 | 239,407 | 19,532            | 4.6        |                                                                                                                                                |
| H22      | 406.43                   | 187,685     | 443,766 | 203,574 | 240,192 | 1,067             | 0.2        |                                                                                                                                                |
| H27      | 405.86                   | 189,419     | 429,508 | 198,716 | 230,792 | △14,258           | △ 3.2      |                                                                                                                                                |
| R2       | 405.86                   | 187,423     | 409,118 | 188,519 | 220,599 | △20,390           | △ 4.7      |                                                                                                                                                |

※ 各国勢調査年次での市域における人口・世帯数・面積であり、現市域の数値ではない。

※ 備考欄の人数は、合併前の国勢調査における人口である。

## 2 年齢別人口

(単位：人・%)

| 年齢別<br>年次 | 計       |       | 0 ～ 14 歳 |      | 15 ～ 64 歳 |      | 65 歳 以 上 |      |
|-----------|---------|-------|----------|------|-----------|------|----------|------|
|           | 総 数     | 割 合   | 実 数      | 割 合  | 実 数       | 割 合  | 実 数      | 割 合  |
| S45       | 421,114 | 100.0 | 108,697  | 25.8 | 286,904   | 68.1 | 25,513   | 6.1  |
| S50       | 450,194 | 100.0 | 111,677  | 24.8 | 306,099   | 68.0 | 32,360   | 7.2  |
| S55       | 447,091 | 100.0 | 104,199  | 23.3 | 303,983   | 68.0 | 38,718   | 8.7  |
| S60       | 449,382 | 100.0 | 96,866   | 21.6 | 306,387   | 68.2 | 46,013   | 10.2 |
| H2        | 444,599 | 100.0 | 83,766   | 18.8 | 304,120   | 68.4 | 56,261   | 12.7 |
| H7        | 438,635 | 100.0 | 72,815   | 16.6 | 297,067   | 67.7 | 68,465   | 15.6 |
| H12       | 423,167 | 100.0 | 62,327   | 14.7 | 280,214   | 66.2 | 80,480   | 19.0 |
| H17       | 442,699 | 100.0 | 58,932   | 13.3 | 283,492   | 64.0 | 100,034  | 22.6 |
| H22       | 443,766 | 100.0 | 55,317   | 12.5 | 275,191   | 62.0 | 110,405  | 24.9 |
| H27       | 429,508 | 100.0 | 50,265   | 11.9 | 249,601   | 59.0 | 122,974  | 29.1 |
| R2        | 409,118 | 100.0 | 46,771   | 11.6 | 223,535   | 55.5 | 132,604  | 32.9 |

※ 50年以降の総数には年齢不詳を含む。

### 3 就業人口

(単位：人・％)

| 区分  |          | 就 業 者 数 ・ 構 成 比 |      |         |       |          |       |         |      |
|-----|----------|-----------------|------|---------|-------|----------|-------|---------|------|
| 年次  | 総 数      | 第 1 次産業         | 割合   | 第 2 次産業 | 割合    | 第 3 次産業  | 割合    | 分類不能    | 割合   |
| S50 | 188, 234 | 11, 097         | 5. 9 | 54, 138 | 28. 8 | 122, 362 | 65. 0 | 637     | 0. 3 |
| S55 | 188, 297 | 9, 706          | 5. 1 | 45, 557 | 24. 2 | 132, 928 | 70. 6 | 106     | 0. 1 |
| S60 | 189, 264 | 8, 519          | 4. 5 | 42, 256 | 22. 3 | 138, 110 | 73. 0 | 379     | 0. 2 |
| H2  | 194, 832 | 6, 722          | 3. 5 | 42, 406 | 21. 8 | 145, 315 | 74. 6 | 389     | 0. 1 |
| H7  | 200, 398 | 5, 299          | 2. 6 | 42, 980 | 21. 4 | 151, 431 | 75. 7 | 688     | 0. 3 |
| H12 | 190, 210 | 4, 062          | 2. 1 | 38, 964 | 20. 5 | 145, 677 | 76. 6 | 1, 507  | 0. 8 |
| H17 | 197, 026 | 4, 425          | 2. 2 | 36, 687 | 18. 6 | 154, 033 | 78. 2 | 1, 881  | 1. 0 |
| H22 | 199, 972 | 4, 060          | 2. 0 | 35, 833 | 17. 9 | 149, 230 | 74. 6 | 10, 849 | 5. 4 |
| H27 | 195, 850 | 3, 658          | 1. 9 | 36, 181 | 18. 5 | 146, 548 | 74. 8 | 9, 463  | 4. 8 |
| R2  | 184, 533 | 3, 011          | 1. 6 | 31, 003 | 16. 8 | 145, 240 | 78. 7 | 5, 279  | 2. 9 |

### 4 人口集中地区

| 年次 | 区分  | 全 市     |         |                 |                   | 人 口 集 中 地 区 |         |                 |                   |
|----|-----|---------|---------|-----------------|-------------------|-------------|---------|-----------------|-------------------|
|    |     | 人 口     | 世帯数     | 面 積             | 人口密度              | 人 口         | 世帯数     | 面 積             | 人口密度              |
|    |     | 人       | 世帯      | km <sup>2</sup> | 人／km <sup>2</sup> | 人           | 世帯      | km <sup>2</sup> | 人／km <sup>2</sup> |
|    | S50 | 450,194 | 134,783 | 239.65          | 1,878.5           | 336,025     | 105,192 | 33.4            | 10,060.6          |
|    | S55 | 447,091 | 143,448 | 240.43          | 1,859.5           | 345,980     | 115,411 | 39.4            | 8,781.2           |
|    | S60 | 449,382 | 149,453 | 241.76          | 1,858.8           | 338,296     | 117,738 | 39.0            | 8,674.3           |
|    | H2  | 444,599 | 156,731 | 240.77          | 1,846.6           | 369,833     | 134,689 | 44.5            | 8,310.9           |
|    | H7  | 438,635 | 165,078 | 241.09          | 1,819.4           | 363,247     | 141,783 | 43.7            | 8,312.3           |
|    | H12 | 423,167 | 166,391 | 241.20          | 1,754.4           | 351,970     | 143,684 | 44.5            | 7,909.4           |
|    | H17 | 442,699 | 176,636 | 338.72          | 1,307.0           | 340,164     | 144,312 | 45.6            | 7,459.7           |
|    | H22 | 443,766 | 187,685 | 406.43          | 1,091.9           | 327,791     | 145,917 | 45.3            | 7,236.0           |
|    | H27 | 429,508 | 189,419 | 405.86          | 1,058.3           | 314,082     | 146,368 | 44.7            | 7,028.0           |
|    | R2  | 409,118 | 187,423 | 405.86          | 1,008.0           | 290,853     | 140,773 | 43.1            | 6,756.2           |

※ 人口集中地区…人口密度の高い調査区（原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接し、それらの隣接した地域の人口が 5,000 人以上となる地域。

### 5 昼間人口

(単位：人)

| 区 分       |       | 平 成 22 年 | 平 成 27 年 | 令 和 2 年 |
|-----------|-------|----------|----------|---------|
| 夜 間 人 口   |       | 443,766  | 429,508  | 409,118 |
| 流 入       | 総 数   | 34,111   | 35,275   | 31,808  |
|           | 就 業 者 | 28,666   | 29,820   | 27,715  |
|           | 通 学 者 | 5,445    | 5,455    | 4,093   |
| 流 出       | 総 数   | 20,097   | 21,040   | 21,431  |
|           | 就 業 者 | 17,622   | 18,381   | 18,903  |
|           | 通 学 者 | 2,475    | 2,659    | 2,528   |
| 流 入 超 過 者 |       | 14,014   | 14,235   | 10,377  |
| 昼 間 人 口   |       | 457,780  | 443,743  | 419,495 |

※ 夜間人口、昼間人口は、不詳の者を含む数値である。  
流入・流出には 15 歳未満を含む。

# 2 議 会



# 議 会 構 成

## 1 議 員（現議員の任期：令和5年5月2日～令和9年5月1日）

### (1) 議 員 数

- ・条 例 定 数            40 人（H21. 3. 11 制定・H23 一般選挙から施行）
- ・現 員 数            40 人

### (2) 党派・会派別議員数

（R 6 . 4 . 1 現在）

| 会派 \ 党派     | 自 由<br>民主党 | 公明党 | 国 民<br>民主党 | 社 会<br>民主党 | 日 本<br>共産党 | 立 憲<br>民主党 | ながさき<br>次世代の党 | 無所属 | 計  |
|-------------|------------|-----|------------|------------|------------|------------|---------------|-----|----|
| 自 民 創 生     | 8          |     |            |            |            |            |               | 3   | 11 |
| 市 民 ク ラ ブ   |            |     | 5          | 2          |            | 1          |               | 2   | 10 |
| 公 明 党       |            | 6   |            |            |            |            |               |     | 6  |
| 新 出 島 ク ラ ブ |            |     |            |            |            |            |               | 4   | 4  |
| ながさきミライ     |            |     |            |            |            |            |               | 4   | 4  |
| ながさき次世代の党   |            |     |            |            |            |            | 2             |     | 2  |
| 日 本 共 産 党   |            |     |            |            | 2          |            |               |     | 2  |
| 明 政 ク ラ ブ   |            |     |            |            |            |            |               | 1   | 1  |
| 計           | 8          | 6   | 5          | 2          | 2          | 1          | 2             | 14  | 40 |

### (3) 年齢別議員数

（R 6 . 4 . 1 現在）

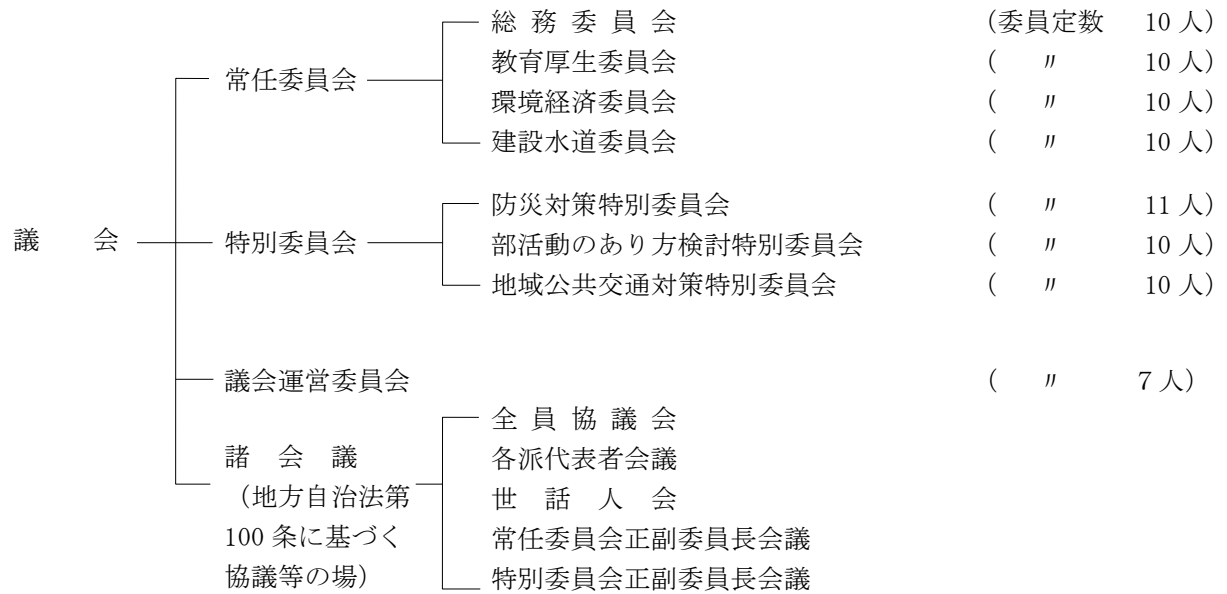
| 年 齢 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60～69 | 70～79 | 80～ | 平 均    | 最年長  | 最年少  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|------|------|
| 人 員 | 4     | 6     | 12    | 10    | 6     | 2   | 57.9 歳 | 82 歳 | 30 歳 |

### (4) 当選回数別議員数

| 当選回数 | 1 期 | 2 期 | 3 期 | 4 期 | 5 期 | 6 期 | 7 期 | 8 期 | 9 期 | 10期 | 11期 | 12期 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 員  | 10  | 5   | 7   | 8   | 5   | 2   | 1   | 0   | 1   | 0   | 0   | 1   |

## 2 委員会等

### (1) 委員会等の構成（R 6． 4． 1 現在）



### (2) 常任委員会・特別委員会

(R 6． 4． 1 現在)

| 委 員 会 名        | 所 管 事 項                                                                                                                       | 任 期               |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 総 務 委 員 会      | 防災危機管理室、東京事務所、出納室、企画政策部、総務部、情報政策推進部、財務部、市民生活部、中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項 | 1 年               |
| 教育厚生委員会        | 原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項                                                                                        |                   |
| 環境経済委員会        | 環境部、経済産業部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項                                                                                         |                   |
| 建設水道委員会        | 土木部、まちづくり部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項                                                                                                |                   |
| 防災対策特別委員会      | 防災対策について                                                                                                                      | 調 査<br>終 了<br>ま で |
| 部活動のあり方検討特別委員会 | 部活動のあり方検討について                                                                                                                 |                   |
| 地域公共交通対策特別委員会  | 地域公共交通対策について                                                                                                                  |                   |



(3) 議会運営委員会

| 協 議 事 項            | 1 議会の審議日程（会期の決定、延長、休会等）に関すること<br>2 議事日程に関すること<br>3 付議事件に関すること<br>4 議案等の取り扱い（付託委員会の分類等）に関すること<br>5 一般質問を行う時期及び緊急質問の取り扱いに関すること<br>6 選挙、選任に関すること<br>7 議事運営上問題となった事件等に関すること<br>8 議員の派遣に関すること<br>9 その他議会運営につき各会派間の協議事項に関すること                                                                                                                                                      |           |       |       |    |        |    |         |    |       |    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|-------|----|--------|----|---------|----|-------|----|
| 構 成 員 の<br>選 出 区 分 | 定数は議決で定める。各交渉会派の所属議員数<br>に応じて選出。正・副議長には出席要請し、2人<br>又は3人会派についても、委員外議員として1人<br>の出席を要請することがある。 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <th>所 属 議 員 数</th><th>委 員 数</th></tr> <tr> <td>4人～8人</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>9人～15人</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>16人～21人</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>22人以上</td><td>4人</td></tr> </table> | 所 属 議 員 数 | 委 員 数 | 4人～8人 | 1人 | 9人～15人 | 2人 | 16人～21人 | 3人 | 22人以上 | 4人 |
| 所 属 議 員 数          | 委 員 数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |       |       |    |        |    |         |    |       |    |
| 4人～8人              | 1人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |       |       |    |        |    |         |    |       |    |
| 9人～15人             | 2人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |       |       |    |        |    |         |    |       |    |
| 16人～21人            | 3人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |       |       |    |        |    |         |    |       |    |
| 22人以上              | 4人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |       |       |    |        |    |         |    |       |    |
| 設 置 の 根 拠          | 長崎市議会委員会条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |       |       |    |        |    |         |    |       |    |
| 任 期                | 1 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |       |       |    |        |    |         |    |       |    |

(4) 諸会議（地方自治法第100条に基づく協議等の場）

| 名 称                           | 目 的                                  | 構 成 員                                                      | 設置の根拠              |
|-------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------|
| 全 員 協 議 会                     | 市政及び議会の重要事項に関する協議又は調整を行う。            | 全 議 員                                                      | 長崎市議会<br>会議規則第127条 |
| 各 派 代 表 者<br>会 議              | 高度に政治的な重要事項に関する協議又は調整を行う。            | 議長、副議長、2人以上の<br>会派の代表者1人（た<br>だし、16人以上の会派は2<br>人）及び議会運営委員長 |                    |
| 世 話 人 会                       | 議会の選挙、人事及びその他議会の<br>庶務に関する協議又は調整を行う。 | 議長、副議長、議会運営委<br>員及び4人未満2人以上の<br>会派から1人                     |                    |
| 常 任 委 員 会<br>正 副 委 員 長<br>会 議 | 常任委員会の運営及び活動等に関す<br>る事項の協議又は調整を行う。   | 議長、副議長、常任委員<br>長、常任副委員長、議会運<br>営委員長及び議会運営副委<br>員長          |                    |
| 特 別 委 員 会<br>正 副 委 員 長<br>会 議 | 特別委員会の運営及び活動等に関す<br>る事項の協議又は調整を行う。   | 議長、副議長、特別委員<br>長、特別副委員長、議会運<br>営委員長及び議会運営副委<br>員長          |                    |

# 議 会 運 営

## 1 定例会の標準的な会期日程

【6月、9月、11月又は12月定例会の場合】

| 初日（招集日）                    | 2日間           | 4日間               | 4日間               | 1日間           | 最 終 日            |
|----------------------------|---------------|-------------------|-------------------|---------------|------------------|
| 本 会 議<br>（議案上程）<br>（委員会付託） | 休 会<br>（議案研究） | 本 会 議<br>（市政一般質問） | 委 員 会<br>（付託案件審査） | 休 会<br>（議事整理） | 本 会 議<br>（委員長報告） |

※ 2月又は3月定例会の会期は、当初予算審査のため委員会は6～8日間程度

※ 9月定例会最終日に、決算議案の上程・閉会中の委員会に付託

## 2 会議時間

午前10時から午後5時まで（長崎市議会会議規則第9条）

## 3 一般質問

（H18.11.27・R元.6.17 議会運営委員会決定）

| 区 分                   | 2 月又は 3 月定例会（改選の年は 6 月定例会）                                                |                                          | 左記以外の定例会                                |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|
|                       | 会派代表質問                                                                    | 個 人 質 問                                  | 個 人 質 問                                 |
| 通 告 期 間               | 招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後 1 時から招集日の本会議終了後概ね 1 時間後まで                           |                                          | 招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後 1 時から招集日の午後 1 時まで |
|                       | ※『運用 1』                                                                   |                                          |                                         |
| 所 要 日 数               | 概 ね 4 日 間                                                                 |                                          |                                         |
| 会派持ち時間                | （各定例会ごと）会派所属人数×30 分      ※『運用 2』                                          |                                          |                                         |
| 発 言 時 間<br>（理事者答弁を含む） | 2 人会派 60 分<br>3 人以上の会派 90 分<br>※『運用 3』                                    | 原則 60 分<br>ただし、1 会派につき 1 人のみ 30 分の質問ができる |                                         |
| 発 言 者 数               | 会派の代表 1 人                                                                 | 会派の持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲で人数調整を行う。      | 会派持ち時間の範囲で人数調整を行う。                      |
| 発 言 順 位               | 多数会派順<br>※『運用 4』                                                          | 抽 選                                      |                                         |
| 関 連 質 問               | 通告時間の制限内において、同一会派の議員に限り認める                                                |                                          |                                         |
| 質 問 方 法               | 質問通告書に基づき登壇して各項目にわたり一括して質問を行い、理事者からの答弁を受けた後、自席からの再質問は、各項目ごとの一問一答も行うことができる |                                          |                                         |
| 発言通告書の記載内容            | 件名及び内容を明記                                                                 |                                          |                                         |

『運用1』：招集告示日が通常（招集日の7日前）より前の場合、通常の招集告示日の翌日（招集日の6日前）の午後1時からとする。

『運用2』：一会派において、一定例会で残した時間（会派持ち時間－会派の質問通告時間の合計）が30分以上の場合は、30分を次の定例会に限り持ち越すことができる。なお、1人会派についても同様とする。ただし、11月又は12月定例会から2月又は3月定例会への持ち越しはできない。

『運用3』：会派代表質問の会派とは、所属議員2人以上の会派をいう。

『運用4』：同数会派は、交互に行う。

## 4 緊急質問

緊急質問は、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

## 5 質疑の回数

原則として同一議員につき、同一議題について2回を超えることはできない。

## 6 予算及び決算の審査方法

### (1) 予算の審査方法

#### ア 一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。（各総合事務所は総務委員会の所管となるが、予算は、目的別に各常任委員会で審査する。）

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

#### イ 特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

### (2) 決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を9月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、閉会中に審査を行う。また、各会計とも11月又は12月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

#### ア 一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。（各総合事務所は、予算と同様）

#### イ 特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

## 7 請願・陳情

- (1) 請願…… 会期中における請願の提出期限は、原則として招集日の午後5時までとし、議長受理後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

採択した請願で執行機関に送付したものについては、翌年4月頃処理結果の報告を求め、6月定例会において報告している。（ただし、改選年は2月又は3月定例会）

なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。

- (2) 陳情…… 請願と同様の提出期限を設けている。持参された陳情は希望があったものは原則として議長の権限で所管の委員会に送付するのが例であるが、法令等又は公序良俗に反するもの、過去に委員会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの、趣旨又は願意が不明確なものなどに該当する場合は委員会へ送付しないこととしている。付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員

会で協議する。

なお、委員会で審査を行った後、提出者あてに審査概要を文書で通知している。

また、郵送で受理したものは、議長への供覧にとどめている。

## 8 意見書・決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成者には議会運営委員がなり、2人会派と3人会派の出席要請された委員外議員も賛成者に加わることができる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

## 9 傍 聴

| 区 分   | 内 容 | 一 般 傍 聴 人                                                                                                                                                                                                                                                   | 報 道 関 係 者                                                                                                                                                   |
|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 会 議 |     | 傍聴ロビーにおいて、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、自由に傍聴することができる。                                                                                                                                                                                                               | 報道機関が本会議を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。<br>市政記者以外の報道機関が本会議の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。 |
| 委 員 会 |     | 1 一般の傍聴人の定員は原則7人とし、傍聴席として委員会室の最後列に椅子席を常設する。なお、委員長は、議案等の内容を勘案して、必要に応じて定員をふやすことができる。<br>2 委員会を傍聴しようとする者は、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、委員会の傍聴章の交付を受けなければならない。<br>傍聴章の交付は原則先着順とするが、あらかじめ定員を超えることが明らかな場合は、抽選によることができる。<br>傍聴人が傍聴を終え退室するときは、傍聴章を返還しなければならない。 | 報道機関が委員会を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。<br>市政記者以外の報道機関が委員会の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。 |

# 議 会 活 動

## 1 議会の開催状況（令和5年）

（単位：件）

| 議会の区分      | 会期<br>(日間)             | 会議日数               |                    | 計   | 市長提出議案・報告（件） |        |        |        |        |        |                            |        |             |             | 諮問 | 条例等 | 意見書 | 決議 | 附帯決議 | 請願          | 会議時間         |              | 市 政<br>一般質問<br>(人) |
|------------|------------------------|--------------------|--------------------|-----|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------------|--------|-------------|-------------|----|-----|-----|----|------|-------------|--------------|--------------|--------------------|
|            |                        | 本<br>会<br>議<br>(日) | 委<br>員<br>会<br>(日) |     | 小<br>計       | 条<br>例 | 予<br>算 | 人<br>事 | 決<br>算 | 契<br>約 | 財<br>産<br>取<br>得<br>処<br>分 | その他    |             | 本<br>会<br>議 |    |     |     |    |      |             | 委<br>員<br>会  |              |                    |
|            |                        |                    |                    |     |              |        |        |        |        |        |                            | 議<br>案 | 報<br>告<br>等 |             |    |     |     |    |      |             |              |              |                    |
| 計          | 82                     | 27                 | 19                 | 235 | 228          | 76     | 57     | 10     | 15     | 11     | 7                          | 17     | 35          | 1           | 1  | 2   | 0   | 0  | 3    | 72時間<br>30分 | 186時間<br>47分 | 代表 7<br>個人57 |                    |
| 第1<br>回臨時会 | 1/26<br>1日間            | 1                  | 1                  | 4   | 4            | 0      | 2      | 0      | 0      | 0      | 0                          | 0      | 2           | 0           | 0  | 0   | 0   | 0  | 0    | 19分         | 3時間<br>17分   |              |                    |
| 第2<br>回定例会 | 2/20<br>～3/15<br>24日間  | 6                  | 6                  | 69  | 69           | 21     | 30     | 1      | 0      | 4      | 2                          | 9      | 2           | 0           | 0  | 0   | 0   | 0  | 0    | 17時間<br>2分  | 78時間<br>31分  | 個人15         |                    |
| 第3<br>回臨時会 | 5/11<br>1日間            | 1                  | 1                  | 9   | 9            | 0      | 0      | 1      | 0      | 0      | 0                          | 0      | 8           | 0           | 0  | 0   | 0   | 0  | 0    | 1時間<br>13分  | 22分          |              |                    |
| 第4<br>回定例会 | 6/20<br>～7/7<br>18日間   | 6                  | 4                  | 38  | 33           | 7      | 5      | 4      | 0      | 2      | 2                          | 2      | 11          | 0           | 1  | 2   | 0   | 0  | 2    | 20時間<br>40分 | 39時間<br>44分  | 代表 7<br>個人10 |                    |
| 第5<br>回定例会 | 9/1<br>～9/20<br>20日間   | 6                  | 4                  | 56  | 55           | 35     | 5      | 2      | 0      | 5      | 1                          | 0      | 7           | 0           | 0  | 0   | 0   | 0  | 1    | 15時間<br>44分 | 35時間<br>39分  | 個人14         |                    |
| 第6<br>回定例会 | 12/4<br>～12/21<br>18日間 | 7                  | 3                  | 59  | 58           | 13     | 15     | 2      | 15     | 0      | 2                          | 6      | 5           | 1           | 0  | 0   | 0   | 0  | 0    | 19時間<br>32分 | 43時間<br>12分  | 個人18         |                    |

※委員会の会議時間については、現地調査の時間は含めていない。

※委員会の会議日数及び会議時間については、議会運営委員会を含めていない。

※継続審査となった議案については、議決した定例会にのみ含める。

## 2 委員会等の開催状況（令和5年）

| 委員会名    | 区分                         | R5年(回) |     |     | 会議時間<br>(時間：分) |
|---------|----------------------------|--------|-----|-----|----------------|
|         |                            | 計      | 開会中 | 閉会中 |                |
| 合計      |                            | 111    | 88  | 23  | 264時間51分       |
| 常任委員会   |                            | 75     | 66  | 9   | 230時間49分       |
| 〔内訳〕    | 総務                         | 20     | 18  | 2   | 49時間46分        |
|         | 教育厚生                       | 21     | 18  | 3   | 80時間48分        |
|         | 環境経済                       | 17     | 15  | 2   | 50時間14分        |
|         | 建設水道                       | 17     | 15  | 2   | 50時間01分        |
|         |                            |        |     |     |                |
| 議会運営委員会 |                            | 15     | 10  | 5   | 8時間42分         |
| 特別委員会   |                            | 21     | 12  | 9   | 25時間20分        |
| 〔内訳〕    | ゼロカーボンシティ長崎推進<br>(令和4年設置)  | 1      | 0   | 1   | 5分             |
|         | ポストコロナ経済対策<br>(令和4年設置)     | 1      | 0   | 1   | 17分            |
|         | 観光客誘致・受入対策<br>(令和4年設置)     | 1      | 0   | 1   | 13分            |
|         | 子育て支援<br>(令和5年設置)          | 6      | 4   | 2   | 9時間6分          |
|         | 部活動の地域連携のあり方検討<br>(令和5年設置) | 6      | 4   | 2   | 8時間51分         |
|         | 長崎駅周辺交通対策<br>(令和5年設置)      | 6      | 4   | 2   | 6時間46分         |

| 会議名     | 区分 | R5年(回) |     |     | 会議時間<br>(時間：分) |
|---------|----|--------|-----|-----|----------------|
|         |    | 計      | 開会中 | 閉会中 |                |
| 各派代表者会議 |    | 4      | 1   | 3   | 1時間13分         |
| 世話人会    |    | 13     | 5   | 8   | 3時間54分         |
| 全員協議会   |    | 2      | 1   | 1   | 35分            |

### 3 委員会の審査状況（令和5年）

（単位：件）

| 区分<br>委員会名        | 合<br>計                            | 審 査 案 件 |        |        |        |        |        |             |     |        |     |        |              |        | 報<br>告 | 調<br>査 | 陳<br>情 |
|-------------------|-----------------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|-----|--------|-----|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|
|                   |                                   | 小<br>計  | 条<br>例 | 予<br>算 | 人<br>事 | 決<br>算 | 契<br>約 | 財産の<br>取得処分 | その他 | 諮<br>問 | 意見書 | 決<br>議 | 附<br>帯決<br>議 | 請<br>願 |        |        |        |
| 合計                | 214                               | 187     | 76     | 57     |        | 15     | 11     | 7           | 16  | 1      |     |        | 1            | 3      | 3      | 19     | 5      |
| 〔内訳〕<br>常 任 委 員 会 | 193                               | 187     | 76     | 57     |        | 15     | 11     | 7           | 16  | 1      |     |        | 1            | 3      |        | 1      | 5      |
|                   | 総 務                               | 47      | 43     | 22     | 4      | 1      | 3      | 3           | 7   | 1      |     |        |              | 2      |        | 1      | 3      |
|                   | 教 育 厚 生                           | 80      | 79     | 47     | 18     | 6      | 4      | 1           | 2   |        |     |        |              | 1      |        |        | 1      |
|                   | 環 境 経 済                           | 14      | 13     | 1      | 6      | 2      |        | 3           | 1   |        |     |        |              |        |        |        | 1      |
|                   | 建 設 水 道                           | 38      | 38     | 6      | 16     | 5      | 4      |             | 6   |        |     |        | 1            |        |        |        |        |
|                   | 分 割 付 託                           | 14      | 14     |        | 13     | 1      |        |             |     |        |     |        |              |        |        |        |        |
| 議会運営委員会           |                                   |         |        |        |        |        |        |             |     |        |     |        |              |        |        |        |        |
| 〔内訳〕<br>特 別 委 員 会 | 21                                |         |        |        |        |        |        |             |     |        |     |        |              |        | 3      | 18     |        |
|                   | ゼロカーボン<br>シティ長崎推進                 | 2       |        |        |        |        |        |             |     |        |     |        |              |        | 1      | 1      |        |
|                   | ポストコロナ<br>経済対策                    | 2       |        |        |        |        |        |             |     |        |     |        |              |        | 1      | 1      |        |
|                   | 観光客誘致・<br>受入対策                    | 2       |        |        |        |        |        |             |     |        |     |        |              |        | 1      | 1      |        |
|                   | 子育て支援                             | 5       |        |        |        |        |        |             |     |        |     |        |              |        |        | 5      |        |
|                   | 部 活 動 の<br>地 域 連 携 の<br>あ り 方 検 討 | 5       |        |        |        |        |        |             |     |        |     |        |              |        |        | 5      |        |
|                   | 長 崎 駅 周 辺<br>交 通 対 策              | 5       |        |        |        |        |        |             |     |        |     |        |              |        |        | 5      |        |

※継続審査となった議案については、複数回審査を行った場合も1件とする。

#### 4 全員協議会開催状況

|              |                               |               |                                           |
|--------------|-------------------------------|---------------|-------------------------------------------|
| 昭和 60. 10. 7 | セントポール市親善訪問団歓迎について            | 平成 13. 11. 14 | セントポール市公式訪問団歓迎について                        |
| 61. 3. 22    | ミデルブルフ市長歓迎について                | 13. 12. 28    | 被爆地域拡大是正に関する状況報告について                      |
| 62. 5. 13    | 議会選出監査委員の選出について               | 14. 8. 26     | 市町村合併に関するこれまでの経過及び今後の取り組みについて             |
| 63. 3. 2     | 長崎市制 100 周年記念事業、長崎「旅」博覧会について  | 15. 5. 16     | 監査委員の選出について                               |
| 平成元. 1. 9    | 大行天皇崩御に伴う長崎市議会としての弔慰について      | 15. 8. 11     | 市町村合併に伴う議員定数等について                         |
| 元. 4. 20     | ミデルブルフ市親善訪問団歓迎について            | 16. 3. 1      | 市町村合併について（1 市 6 町）                        |
| 2. 1. 19     | 本島長崎市長狙撃事件に関する声明について          | 16. 12. 22    | 監査委員の選出について                               |
| 2. 6. 27     | 長崎「旅」博覧会について                  | 17. 3. 11     | 市町村合併について（1 市 1 町）                        |
| 2. 12. 14    | 福州市友好代表団の歓迎について               | 18. 12. 21    | 長崎市における経理処理の調査結果について                      |
| 3. 5. 14     | 議会選出監査委員の選出について               | 19. 4. 18     | 伊藤一長長崎市長狙撃殺害事件に関する声明等について                 |
| 4. 10. 8     | セントポール市親善訪問団歓迎について            | 19. 5. 16     | 監査委員の選出について                               |
| 5. 3. 4      | 公職選挙法及び政治資金規正法の改正について（説明会）    | 20. 4. 18     | 故伊藤一長長崎市長の追悼について                          |
| 5. 3. 24     | 監査委員の候補者の選出について               | 20. 11. 17    | セントポール市公式訪問団歓迎について                        |
| 5. 8. 12     | 長崎市立中央 3 小学校の統廃合について          | 21. 11. 24    | オリンピック招致可能性の検討について                        |
| 5. 11. 4     | 制限付一般競争入札の試行について（説明会）         | 22. 4. 13     | ヴォスロール村公式訪問団歓迎について                        |
| 6. 5. 6      | 築町 3 番街区市街地再開発事業について          | 22. 7. 20     | 福州市公式訪問団歓迎について                            |
| 7. 8. 28     | 新県立大学の設置問題について                | 23. 5. 13     | 監査委員の選出について                               |
| 9. 1. 17     | （仮称）いこいの里整備事業について             | 25. 3. 4      | 監査委員の選出について                               |
| 9. 6. 12     | 監査委員の選出について                   | 25. 9. 18     | 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」のユネスコへの推薦資産決定について |
| 9. 12. 24    | 本市の水質検査に関する告発並びに新聞報道の件について    | 26. 3. 27     | M I C E 事業について                            |
| 10. 3. 4     | ミデルブルフ市長一行の歓迎について             | 27. 5. 13     | 監査委員の選出について                               |
| 11. 5. 17    | 監査委員の選出について                   | 27. 10. 7     | セントポール市公式訪問団歓迎について                        |
| 12. 6. 19    | 被爆地域拡大是正の要請行動計画について           | 29. 3. 3      | 監査委員の選出について                               |
| 12. 10. 13   | 福州市友好都市提携 20 周年友好交流訪問団の歓迎について | 令和元. 5. 13    | 監査委員の選出について                               |
| 12. 12. 22   | 長崎県廃棄物公共関与事業について              | 2. 3. 6       | 長崎市における新型コロナウイルス感染症対策について                 |
|              |                               | 3. 3. 11      | 監査委員の選出について                               |
|              |                               | 5. 5. 11      | 監査委員の選出について                               |



## 5 審議案件議決状況等

### (1) 議員提出議案（令和5年）

| 議案番号 | 件 名                                      | 議決月日<br>結 果 | 提出会派         |
|------|------------------------------------------|-------------|--------------|
| 議第1号 | 市長の専決処分事項の指定について                         | 7・7<br>原案可決 | 各派共同<br>全会一致 |
| 議第2号 | 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について | 7・7<br>可 決  | 各派共同<br>賛成多数 |
| 議第3号 | ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための意見書について          | 7・7<br>可 決  | 教育厚生<br>全会一致 |

### (2) 請 願（令和5年）

| 受理番号       | 件 名                                                    | 上程月日 | 付託委員会 | 議決月日 | 結果    |
|------------|--------------------------------------------------------|------|-------|------|-------|
| 請 願<br>第1号 | ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について | 6・28 | 教育厚生  | 7・7  | 採 択   |
| 請 願<br>第2号 | インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出を求める請願について                       | 6・28 | 総 務   | 7・7  | 不 採 択 |
| 請 願<br>第3号 | 「消費税インボイス制度の実施延期」を国に求める請願について                          | 9・11 | 総 務   | 9・20 | 不 採 択 |

### (3) 陳 情（令和5年）

| 受理番号       | 件 名                                                                                                                      | 受理月日 | 所管委員会 | 審査月日 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|------|
| 陳 情<br>第1号 | 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情について                                                                                | 2・20 | 総 務   | 3・9  |
| 陳 情<br>第2号 | 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XⅧ、養生所／（長崎）医学<br>校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情X<br>XⅦ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・<br>公開・活用に関する陳情Ⅳについて | 2・20 | —     | —    |
| 陳 情<br>第3号 | 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について                                                                                 | 6・20 | 環境経済  | 6・30 |

| 受理番号         | 件 名                                                                                                              | 受理月日  | 所管委員会 | 審査月日  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 陳 情<br>第 4 号 | 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XIX、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXVIII及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情Vについて | 6・20  | —     | —     |
| 陳 情<br>第 5 号 | 長崎市南部地域における子どもたちの水泳環境の整備を求める陳情について                                                                               | 8・18  | 総 務   | 9・12  |
| 陳 情<br>第 6 号 | 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XX、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXIX及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情VIについて   | 9・1   | —     | —     |
| 陳 情<br>第 7 号 | 「長崎の子どもたちをいじめから守る活動」に関する陳情について                                                                                   | 11・29 | 教育厚生  | 12・14 |
| 陳 情<br>第 8 号 | 長崎市の予算執行と財政運営の信頼性向上に関する陳情について                                                                                    | 12・4  | 総 務   | 12・14 |
| 陳 情<br>第 9 号 | 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XXI、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXX及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情VIIについて  | 12・4  | —     | —     |

## 6 公聴会開催状況

| 開催年月日           | 事 件             | 開催委員会   |
|-----------------|-----------------|---------|
| 昭 44. 5. 8～5. 9 | 町の区域及び名称の変更について | 建設水道委員会 |
| 昭 55. 11. 20    | 〃               | 〃       |
| 平 12. 12. 15    | 上下水道料金改定について    | 〃       |

## 7 聴聞会開催状況

| 開催年月日     | 事 件              | 開催委員会               |
|-----------|------------------|---------------------|
| 昭44. 2. 8 | 水道料金改定について       | 建設水道委員会             |
| 46. 12. 3 | ふん尿処理手数料改定について   | 教育厚生委員会             |
| 48. 7. 25 | 公害防止条例の制定について    | 公害対策特別委員会           |
| 49. 1. 22 | 市民生活安定緊急対策について   | 市民生活安定緊急<br>対策特別委員会 |
| 50. 9. 5  | 水道料金改定について       | 建設水道委員会             |
| 51. 3. 3  | 一般廃棄物処理手数料改定について | 教育厚生委員会             |
| 55. 1. 28 | 水道料金改定について       | 建設水道委員会             |
| 55. 1. 29 | 一般廃棄物処理手数料改定について | 環境経済委員会             |
| 59. 2. 8  | 水道料金改定について       | 建設水道委員会             |
| 59. 2. 9  | 一般廃棄物処理手数料改定について | 環境経済委員会             |

## 8 特別委員会設置状況

| 委 員 会 名                | 設 置 期 間                 | 委 員 会 名     | 設 置 期 間               |
|------------------------|-------------------------|-------------|-----------------------|
| 羽衣1号線市道管理に関する調査(100条)  | 昭 38. 10. 3~39. 1. 27   | 造船不況対策      | 昭 50. 7. 14~51. 3. 9  |
| 水資源開発調査                | 昭 40. 6. 28~42. 3. 22   |             | 昭 51. 3. 10~52. 3. 8  |
| 異常渇水対策                 | 昭 42. 10. 2~43. 3. 16   |             | 昭 52. 3. 8~53. 3. 7   |
| 公害、交通対策                | 昭 44. 3. 17~45. 6. 20   |             | 昭 53. 3. 7~54. 3. 1   |
| 公害対策                   | 昭 45. 6. 20~46. 3. 13   | 不況対策        | 昭 54. 7. 13~56. 3. 4  |
|                        | 昭 46. 7. 13~47. 3. 10   |             | 昭 56. 3. 4~58. 3. 2   |
|                        | 昭 47. 3. 10~48. 3. 9    | 都市環境整備対策    | 昭 54. 7. 13~56. 3. 4  |
|                        | 昭 48. 3. 9~49. 3. 11    |             | 昭 56. 3. 4~58. 3. 2   |
|                        | 昭 49. 3. 11~50. 3. 10   | 行財政対策       | 昭 56. 12. 22~58. 3. 2 |
|                        | 昭 50. 7. 14~51. 3. 9    | 災害対策        | 昭 58. 7. 15~60. 3. 6  |
|                        | 昭 51. 3. 10~52. 3. 8    | 産業振興対策      | 昭 60. 3. 6~61. 3. 5   |
|                        | 昭 52. 3. 8~53. 3. 7     |             | 昭 61. 3. 5~62. 3. 17  |
| 交通対策                   | 昭 53. 3. 7~54. 3. 1     |             | 昭 62. 7. 13~63. 3. 2  |
|                        | 昭 45. 6. 20~46. 3. 13   |             | 昭 63. 3. 28~平元. 3. 1  |
|                        | 昭 46. 7. 13~47. 3. 10   |             | 平元. 3. 27~ 2. 3. 5    |
|                        | 昭 47. 3. 10~48. 3. 9    |             | 平 2. 3. 30~ 3. 3. 22  |
|                        | 平 5. 3. 26~ 6. 3. 2     |             | 平 14. 3. 26~15. 3. 3  |
|                        | 平 9. 3. 27~10. 3. 4     | 行財政健全化対策    | 昭 63. 3. 28~平元. 3. 1  |
|                        | 平 12. 3. 22~13. 3. 2    |             | 平元. 3. 27~ 2. 3. 5    |
| 本原土地区画整理事業に関する調査(100条) | 昭 46. 7. 8~46. 10. 11   | 都市整備・女神大橋対策 | 平元. 3. 27~ 2. 3. 5    |
|                        | 昭 46. 12. 22~47. 11. 27 | 女神大橋等交通対策   | 平 2. 3. 30~ 3. 3. 22  |
| 水道事業対策                 | 昭 47. 3. 30~48. 3. 9    |             | 平 3. 7. 4~ 5. 3. 2    |
|                        | 昭 48. 3. 9~49. 3. 11    | 都市整備対策      | 平 2. 3. 30~ 3. 3. 22  |
|                        | 昭 49. 3. 11~50. 3. 10   |             | 平 3. 7. 4~ 5. 3. 2    |
| 市民生活安定緊急対策             | 昭 48. 12. 21~49. 3. 11  |             | 平 5. 3. 26~ 6. 3. 2   |
|                        | 昭 49. 3. 11~50. 3. 10   |             | 平 10. 3. 4~11. 3. 4   |
| 都市交通対策                 | 昭 48. 3. 9~49. 3. 11    |             | 平 14. 3. 26~15. 3. 3  |
|                        | 昭 49. 3. 11~50. 3. 10   |             | 平 20. 3. 17~21. 2. 24 |
|                        | 昭 50. 7. 14~51. 3. 9    | 経済活性化       | 平 3. 7. 4~ 5. 3. 2    |
|                        | 昭 51. 3. 10~52. 3. 8    | 観光振興対策      | 平 5. 3. 26~ 6. 3. 2   |
|                        | 昭 52. 3. 8~53. 3. 7     |             | 平 13. 3. 23~14. 3. 4  |
|                        | 昭 53. 3. 7~54. 3. 1     | 高齢者福祉対策     | 平 6. 3. 28~ 7. 3. 2   |
|                        | 昭 54. 7. 13~56. 3. 4    |             | 平 7. 7. 7~ 8. 3. 4    |
|                        | 昭 55. 3. 4~56. 3. 2     | 産業振興・不況対策   | 平 6. 3. 28~ 7. 3. 2   |
|                        | 昭 56. 3. 4~58. 3. 2     |             | 平 6. 3. 28~ 7. 3. 2   |
|                        | 昭 57. 7. 15~60. 3. 6    | 都市整備・交通対策   | 平 7. 7. 7~ 8. 3. 4    |
|                        | 昭 58. 3. 6~61. 3. 5     |             | 平 30. 3. 15~31. 2. 22 |
|                        | 昭 59. 3. 5~62. 3. 17    | 経済活性化対策     | 平 7. 7. 7~ 8. 3. 4    |
|                        | 昭 60. 3. 6~61. 3. 5     |             | 平 8. 3. 28~ 9. 3. 3   |
|                        | 昭 61. 3. 5~62. 3. 17    |             | 平 9. 3. 27~10. 3. 4   |
|                        | 昭 62. 7. 13~63. 3. 2    | 市庁舎・病院建設    | 平 10. 3. 4~11. 3. 4   |
|                        | 昭 63. 3. 28~平元. 3. 1    |             | 平 7. 7. 7~ 8. 3. 4    |
|                        | 平元. 3. 27~ 2. 3. 5      |             |                       |
|                        |                         |             |                       |
|                        |                         |             |                       |

| 委 員 会 名                             | 設 置 期 間                | 委 員 会 名             | 設 置 期 間               |
|-------------------------------------|------------------------|---------------------|-----------------------|
| 高齢福祉・少子化対策                          | 平 8. 3. 28～ 9. 3. 3    | 公 共 施 設 利 活 用       | 平 22. 3. 19～23. 2. 22 |
|                                     | 平 9. 3. 27～10. 3. 4    | 防 災 対 策             | 平 23. 6. 26～24. 2. 22 |
|                                     | 平 10. 3. 4～11. 3. 4    |                     | 令 元. 7. 2～ 2. 2. 21   |
| ま ち づ く り 対 策                       | 平 8. 3. 28～ 9. 3. 3    |                     | 令 6. 3. 15～           |
|                                     | 平 9. 3. 27～10. 3. 4    | 次世代エネルギー利活用         | 平 23. 6. 26～24. 2. 22 |
| 市 立 病 院 対 策                         | 平 8. 3. 28～ 9. 3. 3    | 市 庁 舎 建 設           | 平 23. 6. 26～24. 2. 22 |
| 環 境 問 題 調 査 対 策                     | 平 10. 3. 4～11. 3. 4    |                     | 平 24. 3. 16～25. 2. 21 |
| 社会福祉法人マルコ会に関する調査(100条)              | 平 10. 6. 15～10. 9. 1   | 国 際 観 光 戦 略         | 平 24. 3. 16～25. 2. 21 |
|                                     |                        | 福 祉 対 策             | 平 24. 3. 16～25. 2. 21 |
| 新 市 立 病 院 建 設                       | 平 12. 3. 22～13. 3. 2   | ま ち な か 整 備 対 策     | 平 25. 3. 18～26. 2. 21 |
|                                     | 平 17. 3. 25～18. 3. 2   | 市庁舎・支所機能再編検討        | 平 25. 3. 18～26. 2. 21 |
| 景 気 対 策                             | 平 12. 3. 22～13. 3. 2   | 人口減少・高齢化対策          | 平 26. 3. 14～27. 2. 20 |
| 史跡・文化財等対策                           | 平 13. 3. 23～14. 3. 4   | 都市再生・財政問題           | 平 26. 3. 14～27. 2. 20 |
| 雇 用 対 策                             | 平 13. 3. 23～14. 3. 4   | 地 方 創 生 対 策         | 平 27. 6. 29～28. 2. 19 |
|                                     | 平 15. 7. 2～16. 3. 2    | 世界遺産・観光客受入対策        | 平 27. 6. 29～28. 2. 19 |
| 観 光 ・ 文 化 財 対 策                     | 平 14. 3. 26～15. 3. 3   | 長 崎 駅 周 辺 再 整 備     | 平 27. 6. 29～28. 2. 19 |
| 行 財 政 改 革                           | 平 14. 3. 26～15. 3. 3   |                     | 平 28. 3. 11～29. 2. 22 |
| 政 治 倫 理 検 討                         | 平 14. 11. 20～15. 3. 25 |                     | 平 29. 3. 16～30. 2. 21 |
|                                     | 平 17. 9. 22～18. 3. 28  | 観 光 客 受 入 対 策       | 平 28. 3. 11～29. 2. 22 |
| 斜 面 地 整 備 促 進                       | 平 15. 7. 2～16. 3. 2    |                     | 平 29. 3. 16～30. 2. 21 |
| 水 産 振 興                             | 平 15. 7. 2～16. 3. 2    | 定 住 人 口 対 策         | 平 28. 3. 11～29. 2. 22 |
|                                     | 平 16. 3. 24～17. 3. 2   | 雇用・人口減少対策           | 平 29. 3. 16～30. 2. 21 |
| 斜 面 地 ・ 中 心 市 街 地                   | 平 16. 3. 24～17. 3. 2   | 地域づくり・人口減少対策        | 平 30. 3. 15～31. 2. 22 |
| 観 光 振 興                             | 平 16. 3. 24～17. 3. 2   | コンベンション誘致対策         | 平 30. 3. 15～31. 2. 22 |
|                                     | 平 18. 3. 28～19. 2. 27  | 周辺地区まちづくり対策         | 令 元. 7. 2～ 2. 2. 21   |
|                                     | 平 25. 3. 18～26. 2. 21  | 長崎駅周辺整備・交通結節対策      | 令 2. 3. 13～ 3. 2. 22  |
| 地 域 振 興                             | 平 17. 3. 25～18. 3. 2   |                     | 令 3. 3. 9～ 4. 2. 21   |
|                                     | 平 18. 3. 28～19. 2. 27  | 観 光 客 誘 致 対 策       | 令 2. 3. 13～ 3. 2. 22  |
|                                     | 平 19. 6. 29～20. 2. 22  | 人 口 減 少 対 策         | 令 2. 3. 13～ 3. 2. 22  |
| 農 業 振 興                             | 平 17. 3. 25～18. 3. 2   | ポストコロナ経済対策          | 令 3. 3. 9～ 4. 2. 21   |
|                                     | 平 18. 3. 28～19. 2. 27  |                     | 令 4. 3. 11～ 5. 2. 20  |
| 産 業 振 興                             | 平 19. 6. 29～20. 2. 22  | ポストコロナ交流人口拡大対策      | 令 3. 3. 9～ 4. 2. 21   |
| 安全・安心まちづくり                          | 平 19. 6. 29～20. 2. 22  | ゼロカーボンシティ長崎推進       | 令 4. 3. 11～ 5. 2. 20  |
| 世 界 遺 産 推 進                         | 平 20. 3. 17～21. 2. 24  | 観 光 客 誘 致 ・ 受 入 対 策 | 令 4. 3. 11～ 5. 2. 20  |
|                                     | 平 26. 3. 14～27. 2. 20  | 子 育 て 支 援           | 令 5. 6. 28～ 6. 2. 21  |
| バイオラボ株式会社に対する企業立地奨励金交付等に関する調査(100条) | 平 20. 12. 12～21. 6. 5  | 部活動の地域連携のあり方検討      | 令 5. 6. 28～ 6. 2. 21  |
|                                     |                        | 長 崎 駅 周 辺 交 通 対 策   | 令 5. 6. 28～ 6. 2. 21  |
|                                     |                        | 部 活 動 の あり 方 検 討    | 令 6. 3. 15～           |
| 地域医療・新市立病院建設                        | 平 21. 3. 19～22. 2. 23  | 地 域 公 共 交 通 対 策     | 令 6. 3. 15～           |
| 産 業 振 興 ・ 雇 用 対 策                   | 平 21. 3. 19～22. 2. 23  |                     |                       |
| ス ポ ー ツ 振 興                         | 平 21. 3. 19～22. 2. 23  |                     |                       |
| 議 会 基 本 条 例 検 討                     | 平 21. 9. 18～22. 12. 13 |                     |                       |
| 環 境 対 策                             | 平 22. 3. 19～23. 2. 22  |                     |                       |

# 議 会 費 予 算 等

## 1 令和6年度一般会計当初予算（議会費）

（単位：千円）

| 区 分       | 予 算 額   | 区 分             | 予 算 額   |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 報 酬       | 317,633 | 需 用 費           | 15,608  |
| 給 料       | 85,740  | 役 務 費           | 7,558   |
| 職 員 手 当 等 | 178,836 | 委 託 料           | 6,854   |
| 共 済 費     | 122,116 | 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 8,071   |
| 報 償 費     | 200     | 備 品 購 入 費       | 75      |
| 旅 費       | 37,164  | 負担金、補助及び交付金     | 74,270  |
| 交 際 費     | 1,800   | 公 課 費           | 33      |
|           |         | 計               | 855,958 |

（主な予算内容）

|                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 議員給与費        | 505,338千円 |
| (2) 職員給与費        | 173,773千円 |
| (3) 交 際 費        | 1,800千円   |
| (4) 議会活動費        | 165,298千円 |
| ア 政務活動費          | 72,000千円  |
| イ 活 動 諸 費        | 75,784千円  |
| ウ 議会広報紙発行費       | 11,231千円  |
| エ 本会議ケーブルテレビ放映費  | 2,145千円   |
| オ 本会議インターネット配信費  | 2,360千円   |
| カ 本会議中継手話通訳費     | 759千円     |
| キ 議会会議録検索システム運営費 | 1,019千円   |
| (5) 事 務 費        | 9,749千円   |

## 2 議員報酬（月額）

| 区 分   | 現 行 額 （ 令 和 5 . 5 . 1 改 定 ） | 従 前 の 額 （ 平 成 23 . 5 . 1 改 定 ） |
|-------|-----------------------------|--------------------------------|
| 議 長   | 744,000円                    | 737,000円                       |
| 副 議 長 | 679,000円                    | 673,000円                       |
| 議 員   | 625,000円                    | 619,000円                       |

## 3 期末手当 年間3.40月分（6月支給 1.70月分、12月支給 1.70月分）×1.35（加算率）

## 4 費用弁償（H17.1.1廃止） ※廃止前は、一律9,000円（H8.4.1改定）

## 5 旅 費（令和6年度当初予算）

|              |          |           |                       |
|--------------|----------|-----------|-----------------------|
| (1) 行政調査旅費   | 15,000千円 | ア 常任委員会   | 10,000千円（1人当たり 250千円） |
|              |          | イ 議会運営委員会 | 1,250千円（1人当たり 125千円）  |
|              |          | ウ 特別委員会   | 3,750千円（1人当たり 125千円）  |
| (2) 陳情旅費     | 1,590千円  |           |                       |
| (3) 海外視察調査旅費 | 7,900千円  | ※3期以上の議員  | 1人当たり 1,000千円（7人分）    |
|              |          | 2期の議員     | 1人当たり 300千円（3人分）      |

## 6 政務活動費（平成12年度までは市政調査研究費補助金、平成24年度までは政務調査費として交付）

- (1) 交付基準……各月1日に在職する議員に対し、月額150,000円を交付する。
- (2) 交付方法……申請に基づき、年2回に分け交付する。

|       |             |           |                       |
|-------|-------------|-----------|-----------------------|
| 実施年月日 | S52. 4. 1   | 20,000 円  | ※ H17. 4. 1 から議員個人に交付 |
| 改定    | 〃 S55. 6. 1 | 30,000 円  |                       |
| 改定    | 〃 S59. 4. 1 | 28,500 円  |                       |
| 改定    | 〃 H4. 4. 1  | 80,000 円  |                       |
| 改定    | 〃 H6. 4. 1  | 90,000 円  |                       |
| 改定    | 〃 H12. 4. 1 | 100,000 円 |                       |
| 改定    | 〃 H17. 1. 1 | 150,000 円 |                       |

## 7 議会図書室

地方自治法第100条第19項の規定により議会議員の市政その他の調査研究に資するため長崎市議会図書室を設けている。

### ○ 蔵書数の状況（単位：冊）

| 年 度   | 購 入 | 寄 贈 | 登録合計 | 蔵書数   |
|-------|-----|-----|------|-------|
| 令和3年度 | 27  | 7   | 34   | 1,499 |
| 令和4年度 | 27  | 5   | 32   | 1,531 |
| 令和5年度 | 35  | 9   | 44   | 1,575 |

## 8 長崎市議会史

市制施行100周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、先賢の業績を後世に伝えとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和59年から「長崎市議会史」の編さんに取り組んできたが、平成9年3月、記述編第3巻の発刊をもって、その全てが完成した。

○ 構 成 【記述編】市制施行から昭和42年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。

【資料編】明治22年の市制施行から昭和63年までの議会関係の法規の変遷や、平成3年までの歴代の議員名簿などを収録。

○ 体 裁 A5判 全5巻（記述編1、2、3 資料編1、2）

### ○ 発刊等の状況

| 編別    | 巻 | 収 録 内 容                | 規 格              | 頁 数   | 発 行 部 数            | 発 刊 年 度 |
|-------|---|------------------------|------------------|-------|--------------------|---------|
| 記 述 編 | 1 | 明治22年4月から<br>大正15年6月まで | 判<br><br><br>A 5 | 697   | 部<br><br><br>1,000 | 平成6年度   |
|       | 2 | 大正15年7月から<br>昭和22年3月まで |                  | 986   |                    | 平成7年度   |
|       | 3 | 昭和22年4月から<br>昭和42年3月まで |                  | 1,304 |                    | 平成8年度   |
| 資 料 編 | 1 | 法規関係、議決事件              |                  | 1,733 |                    | 平成2年度   |
|       | 2 | 名簿、選挙、施政<br>方針説明       |                  | 1,334 |                    | 平成4年度   |

# 議 会 事 務 局

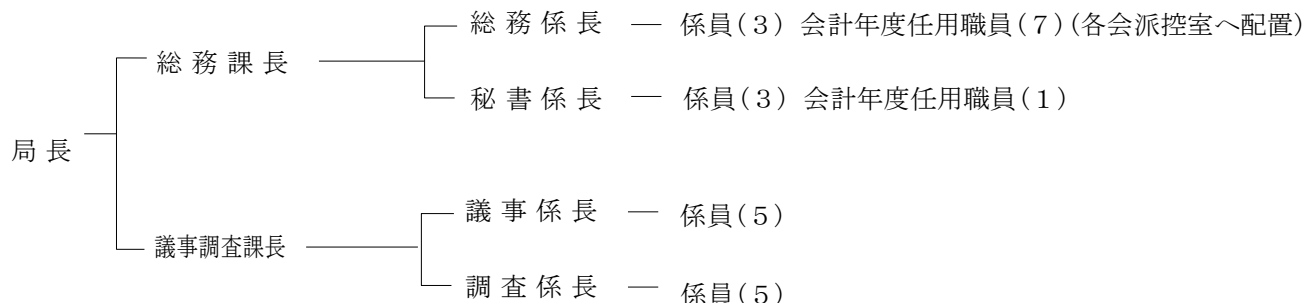
## 1 機 構

(R 6. 7. 1 現在)

定数 24人

現員 23人

会計年度任用職員 8人



## 2 議 会 刊 行 物

| 区 分                                   | 発行回数<br>(回/年) | 発行部数<br>(部)         | 規 格 | 配 付 対 象        |
|---------------------------------------|---------------|---------------------|-----|----------------|
| 会 議 録                                 | 4             | 16                  | A 4 | 議員 (電子版)、各関係機関 |
| 常 任 委 員 会 会 議 録                       | 5             | 1 委員会 13            | A 4 | 議員 (電子版)、各関係機関 |
| 特 別 委 員 会 会 議 録<br>調 査 報 告 書          | 1             | 1 委員会 13            | A 4 | 議員 (電子版)、各関係機関 |
| 市 議 会 だ よ り<br>(S24～49.1)<br>(S56.5～) | 4             | 151,300<br>(1 回当たり) | A 4 | 議員、全世帯         |
| 調 査 資 料 報<br>(S29.3～)                 | 4             | 13                  | A 4 | 議員 (電子版)、各関係機関 |
| 市 政 概 要                               | 1             | 21                  | A 4 | 議員 (電子版)、各関係機関 |

※改選時には、「市議会だより臨時号」、「議会関係例規集」、「議会の権能と運営」等を刊行。

## 3 議 会 情 報

- (1) ケーブルテレビでの本会議生放映 (平成 13 年 3 月定例会～)
- (2) 議会会議録検索システムの運用 (平成 15 年 10 月 1 日～)
- (3) ホームページでの本会議生中継 (平成 17 年 6 月定例会～)  
※平成 28 年 9 月定例会からスマートフォン対応配信
- (4) ホームページでの本会議録画中継 (平成 18 年 6 月定例会～)
- (5) YouTube での本会議録画中継配信 (平成 25 年 9 月定例会～)
- (6) 議会事務局 Facebook の運用 (平成 26 年 6 月定例会～)
- (7) 本会議中継での手話通訳 (平成 30 年 6 月定例会～)
- (8) 長崎市公式 LINE での情報発信 (令和 4 年 1 月～)
- (9) 議会傍聴席における字幕表示モニターの運用 (令和 6 年 2 月～)



# 選挙

長崎市議会議員選挙の記録

| 区分        | 執行年月日      |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 第1回        | 第2回        | 第3回        | 第4回        | 第5回        | 第6回        | 第7回        | 第8回        | 第9回        | 第10回       |
|           | S22. 4. 30 | S26. 4. 23 | S30. 4. 30 | S34. 4. 30 | S38. 4. 30 | S42. 4. 28 | S46. 4. 25 | S50. 4. 27 | S54. 4. 22 | S58. 4. 24 |
| 当日有権者数(人) | 97,075     | 131,063    | 160,436    | 182,312    | 222,603    | 236,957    | 268,372    | 293,115    | 298,096    | 308,287    |
| 投票者数(人)   | 68,601     | 113,588    | 126,458    | 145,798    | 168,329    | 177,645    | 198,027    | 224,278    | 233,403    | 237,672    |
| 投票率(%)    | 70.67      | 86.67      | 78.82      | 79.97      | 75.62      | 74.97      | 73.79      | 76.52      | 78.30      | 77.09      |
| 議員法定数(人)  | 40         | 44         | 44         | 48         | 48         | 52         | 52         | 52         | 52         | 52         |
| 条例定数(人)   |            |            |            | 44         | 48         | 48         | 48         | 48         | 48         | 48         |
| 立候補者数(人)  | 133        | 177        | 133        | 107        | 88         | 84         | 78         | 91         | 72         | 63         |
| 立候補者数/定数  | 3.33       | 4.02       | 3.02       | 2.43       | 1.83       | 1.75       | 1.63       | 1.90       | 1.50       | 1.31       |
| 当選者       | 最高得票数      | 1,400      | 2,938      | 2,665      | 3,173      | 4,343      | 4,435      | 4,412      | 5,116      | 5,526      |
|           | 最低得票数      | 614        | 1,093      | 1,485      | 1,915      | 1,984      | 2,225      | 2,422      | 2,917      | 3,228      |
|           | 1人平均得票数    | —          | 992        | 1,448      | 1,804      | 2,579      | 2,959      | 3,010      | 3,631      | 4,092      |
|           | 最高年齢(歳)    | 57         | 62         | 67         | 65         | 71         | 70         | 72         | 65         | 64         |
|           | 最低年齢(歳)    | 29         | 36         | 27         | 31         | 28         | 25         | 29         | 31         | 31         |
|           | 平均年齢(歳)    | 45         | 49         | 51         | 51         | 50         | 50         | 48         | 47         | 48         |

| 区分          | 執行年月日     |  | 第11回       | 第12回       | 第13回       | 第14回       | 第15回       | 第16回                     | 第17回       | 第18回       | 第19回       | 第20回      |
|-------------|-----------|--|------------|------------|------------|------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------|-----------|
|             |           |  | S62. 4. 26 | H 3. 4. 21 | H 7. 4. 23 | H11. 4. 25 | H15. 4. 27 | H19. 4. 22               | H23. 4. 24 | H27. 4. 26 | H31. 4. 21 | R5. 4. 23 |
| 当<br>選<br>者 | 当日有権者数(人) |  | 315,032    | 320,939    | 327,560    | 328,979    | 330,516    | 旧市 328,968<br>旧町 35,213  | 360,164    | 354,203    | 350,395    | 335,540   |
|             | 投票者数(人)   |  | 241,607    | 231,009    | 222,455    | 209,497    | 190,508    | 旧市 179,090<br>※旧町 19,770 | 191,970    | 162,105    | 165,826    | 158,333   |
|             | 投票率(%)    |  | 76.69      | 71.98      | 67.91      | 63.68      | 57.64      | 旧市 54.44<br>旧町平均 71.26   | 53.30      | 45.77      | 47.33      | 47.19     |
|             | 議員法定数(人)  |  | 52         | 52         | 52         | 52         | 46         | 46                       | 46         | 法改正により撤廃   | —          | —         |
|             | 条例定数(人)   |  | 48         | 48         | 48         | 46         | 44         | 44<br>合併特例(51)           | 40         | 40         | 40         | 40        |
|             | 立候補者数(人)  |  | 58         | 52         | 51         | 55         | 56         | 旧市 47<br>旧町 15           | 52         | 54         | 45         | 57        |
|             | 立候補者数/定数  |  | 1.21       | 1.08       | 1.06       | 1.20       | 1.27       | 旧市 1.07<br>旧町平均 2.14     | 1.30       | 1.35       | 1.13       | 1.43      |
|             | 最高得票数     |  | 6,664      | 6,426      | 5,817      | 5,440      | 4,847      | 旧市 6,010<br>旧町 4,789     | 5,461      | 6,361      | 5,950      | 6,000     |
|             | 最低得票数     |  | 3,605      | 3,508      | 3,399      | 3,207      | 2,974      | 旧市 2,546<br>旧町 309       | 2,922      | 2,536,093  | 2,112,110  | 2,278     |
|             | 1人平均得票数   |  | 4,358      | 4,497      | 4,394      | 4,036      | 3,872      | 旧市 3,845<br>旧町 1,875     | 4,050      | 3,354      | 3,857      | 3,257     |
| 者           | 最高年齢(歳)   |  | 65         | 69         | 73         | 71         | 70         | 71                       | 75         | 77         | 81         | 81        |
|             | 最低年齢(歳)   |  | 35         | 32         | 36         | 35         | 39         | 26                       | 35         | 34         | 31         | 29        |
|             | 平均年齢(歳)   |  | 48         | 50         | 52         | 54         | 56         | 56                       | 57         | 57         | 58         | 57        |

※1 外海選挙区は、無投票のため含まない。

### 3 総務委員会関係

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 防 | 災 | 危 | 機 | 管 | 理 | 室 |
| 企 | 画 | 政 | 策 | 部 |   |   |
| 総 |   | 務 |   | 部 |   |   |
| 情 | 報 | 政 | 策 | 推 | 進 | 部 |
| 財 |   | 務 |   | 部 |   |   |
| 市 | 民 | 生 | 活 | 部 |   |   |
| 総 | 合 | 事 | 務 | 所 |   |   |
| 出 |   | 納 |   | 室 |   |   |
| 消 |   | 防 |   | 局 |   |   |



# 防 災

## 1 防災体制の強化

本市は、斜面都市という地形上、大雨や台風などの際は、がけ崩れや浸水被害が発生しやすい都市構造をもっており、昭和 57 年の「7.23 長崎大水害」、平成 3 年の「台風 17・19 号」により大きな被害を受けた。

そこで、このような風水害や平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震、令和 6 年 1 月の能登半島地震などを教訓にして、災害が発生した場合の情報収集や人命救助を最優先する初動体制の確保を図るとともに、市民に対する防災情報等の伝達のため防災行政無線などを整備している。

また、地域住民が自分たちの住んでいる地域の危険箇所や避難所などを確認するとともに、災害時の避難経路などをみんなで話し合いながら作成する、地域防災マップづくりやコミュニティタイムラインの作成に取り組んでいる。

さらに、避難指示等の発令に関する具体的な判断基準を定め、避難情報を的確に提供することにより、地域住民の災害時における円滑な避難の確保に努めている。

一方、市民に対しては、防災啓発イベント「ながさき防災ひろば」を開催するなど、防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の結成促進や、活動の活性化に努めている。

### (1) 防災行政無線の設置

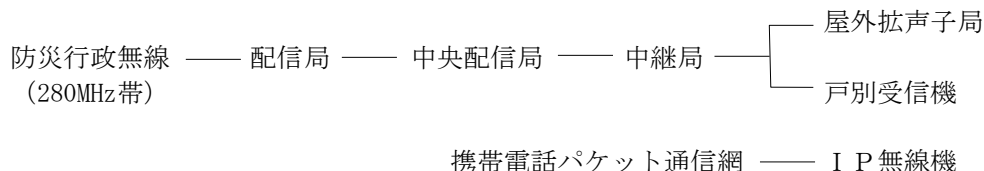
#### ア システムの概要

本市の防災行政無線設備については、長崎大水害後の昭和 59 年に開局し、整備が行われてきたが、電波法令等の改正により、これまでの規格では使用できなくなったことから、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて、アナログ方式からデジタル方式へ切り替える整備工事を行った。

デジタル化された設備においては、消防局及び旧行政センターであった地域の地域センターに配信局を設置し、公園等に設置した屋外拡声子局のスピーカーを通して気象情報や災害時の情報及び行政広報等を放送するとともに、自治会長、消防団員、民生委員、要介護 3 以上の高齢者などに戸別受信機を貸与し、情報伝達の徹底を期している。

また、災害時における情報共有手段としては、大規模災害時には通信回線の輻輳による通信障害の発生が予想されるため、輻輳しにくい I P 無線機を災害拠点となる各総合事務所や地域センターへ配備し、情報収集、救援活動等の円滑・迅速化を図っている。

#### ◎システムの構成



#### イ 経緯

昭和 59 年 4 月 防災行政無線 (60MHz帯) 開局  
平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月 市町村合併により新たに合併町分を引き継ぐ

平成 27 年 4 月  
令和 4 年 3 月

防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備事業開始  
防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備事業完了

(2) 自主防災組織の結成状況等

ア 自主防災組織の結成

令和 6 年 4 月 1 日現在、631 組織で自主防災組織が結成されており、結成時には、防災活動に必要となる資機材を 32 品目の中から地域の実情にあわせて選択していただき、現物支給している。なお、ヘルメットなどの 5 品目については必須としている。

| 番号 | 防災用資機材   | 点数 |
|----|----------|----|
| 1  | コーンヘッド   | 3  |
| 2  | カラーコーン   | 4  |
| 3  | 腕章       | 6  |
| 4  | ウォータータンク | 8  |
| 5  | ※懐中電灯    | 8  |
| 6  | 石み       | 9  |
| 7  | ヘッドライト   | 11 |
| 8  | 折込のこ     | 12 |
| 9  | 鎌        | 14 |
| 10 | 延長コード    | 14 |
| 11 | ※ヘルメット   | 16 |
| 12 | スコップ     | 16 |
| 13 | 誘導用ライト   | 16 |
| 14 | ブルーシート   | 17 |
| 15 | ベスト      | 18 |
| 16 | 充電式ラジオ   | 20 |
| 17 | パール      | 21 |

| 番号 | 防災用資機材    | 点数  |
|----|-----------|-----|
| 18 | ガストーチ     | 21  |
| 19 | つるはし      | 23  |
| 20 | ※避難誘導用ロープ | 23  |
| 21 | 格納ボックス    | 40  |
| 22 | 屋外作業灯     | 41  |
| 23 | リュックサック   | 45  |
| 24 | 搬送用 1 輪車  | 62  |
| 25 | 脚立        | 69  |
| 26 | ホワイトボード   | 93  |
| 27 | 救急箱セット    | 121 |
| 28 | ※拡声器      | 126 |
| 29 | ※担架       | 132 |
| 30 | トランシーバー   | 137 |
| 31 | 災害工具セット   | 142 |
| 32 | 搬送用 2 輪車  | 158 |

- ・※印の防災用資機材は必須品目
- ・必須品目を含めて合計点数が 600 点以内になるように選択

イ 長崎市民防災リーダー、ながさき防災サポーターの養成

地域の防災力向上を図るため、防災に関する知識、技能等を修得した長崎市民防災リーダーの養成に平成 21 年度から取り組んでおり、令和 6 年 4 月 1 日現在、1,302 名を認定している。

長崎市民防災リーダーには、市の総合防災訓練や地域における防災マップづくりへの参加、地域防災訓練の計画立案や避難行動要支援者の避難体制を構築するなど、地域防災の推進役となっている。

また、自分や家族のために、防災や救命などの知識を学ぶ、ながさき防災サポーターを令和 6 年 4 月 1 日現在、54 名を認定している。

(3) 避難所等

ア 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した居住者等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または、被災して家に戻れなくなった居住者等を一時的に滞在させるための施設で、現在、公民館や学校体育館等の公共施設を中心に、自治会公民館等の民間施設も含めて、265 箇所を指定している。

このうち、大規模災害等が発生した際に行き先がない避難者が、仮設住宅等に入居するまでの中長期にわたる避難生活ができる環境・設備を備えた 42 箇所を、拠点避難所として選定している。

また、市と自治会等が覚書を交わし、避難所要員（市職員）と地域の方が連携して避難所の迅速な開設や運営を行うことで、地域住民が安心して避難できる体制を確立するため、地域と連携した避難所として、54 箇所で覚書を締結している。

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

| 種 類     |                                        | 構 造       |         |
|---------|----------------------------------------|-----------|---------|
|         |                                        | 鉄 筋・鉄 骨   | 木 造     |
| 公 共 施 設 | 公立の学校<br>市立の公民館<br>その他                 | 箇所<br>168 | 箇所<br>3 |
| 民 間 施 設 | 私立の学校<br>自治会の公民館<br>私立の幼稚園<br>寺、教会、その他 | 45        | 49      |
| 合 計     |                                        | 213       | 52      |

#### イ 指定緊急避難場所

地震及び大火災等により、人命に大きな被害が予測される場合に、市民が一時的に避難する公園等の空地で、令和 6 年 4 月 1 日現在、市内に 236 箇所指定している。

#### (4) 備蓄状況

想定避難者数を昭和 57 年の 7.23 長崎大水害時の避難者数から約 3,000 人と想定し、災害対応を行う職員 600 人分と合わせて計 3,600 人分を 2 日分備蓄している。

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

| 品 目                          | 基準数等      |
|------------------------------|-----------|
| クラッカー類・レトルト食品・パンの缶詰・アルファ化米 等 | 21,600 食  |
| 飲料水                          | 21,600 人分 |
| 粉ミルク、液体ミルク                   | 390 食     |
| 毛布                           | 12,000 枚  |
| 乳児用オムツ                       | 1,000 枚   |
| 成人用オムツ                       | 500 枚     |
| 生理用品                         | 1,000 枚   |
| 排便袋                          | 36,000 枚  |

#### (5) 防災情報システム等の運用

長崎県が独自の防災情報システムを令和 5 年度から更新したことから、同システムの機能等を検証し、長崎市においても同システムを活用して災害時の情報管理・共有を行うよう運用を見直した。これに伴い、市独自の防災情報システムの運用については、令和 4 年度をもって終了した。

また、災害情報テレホンサービスや防災情報メール配信サービスの提供、市ホームページでの避難所情報、防災行政無線情報などの公開、さらに、フェイスブックや X（旧ツイッター）、LINE、テレ

ビのデータ放送を利用した情報発信も行っている。

(6) 緊急速報メールの導入

平成 24 年 5 月から、避難指示などの緊急性の高い情報を携帯電話（3 社 docomo, au, softbank）へ一斉に配信する緊急速報メールを導入している。また、令和元年 11 月から、楽天モバイルを加えた 4 社への配信が可能になった。

(7) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の導入

国から送信される地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、防災行政無線などにより市民へ放送するためのシステム（Jアラート）を平成 23 年 3 月から導入している。なお、平成 26 年 3 月に、受信から放送までを自動で行うことが可能となる自動起動装置を導入している。



# 名誉市民・栄誉市民

## 1 名誉市民

(1) 根拠規定 長崎市名誉市民条例（昭和 24 年 12 月 26 日制定）

(2) 対 象 者

社会の進展又は文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、世の尊敬を受けた市民又は本市に縁故の深い者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への招待

イ 年金 50 万円の支給

ウ 死亡に際しては、弔詞及び弔花の贈呈

エ その他市長が必要と認めた待遇又は特典

オ 上記のほか、市議会の議決を経ての市公葬

(4) 顕 彰 者

| 氏 名         | 選 定<br>年 月 日         | 功 績 概 要                                                                                                                                                           |
|-------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 永 井 隆       | 昭和 24 年<br>12 月 3 日  | 原爆被爆医学者として、原爆病と闘いながら病床より「原子病概論」「長崎の鐘」等原爆の悲惨さを訴え、また、平和の願いをこめた著書を世に送り、復興途上にあった本市市民の精神的支柱となり、全国民に愛と平和に対する認識を新たにさせた。<br>(S26. 5. 1 没 享年 43 歳)                         |
| カロライン・S・ペカム | 昭和 32 年<br>7 月 12 日  | 円満な人格と高邁な識見をもって、40 年余にわたり本市の女子教育に尽瘁され多くの人材を養成された。また、本市の文化向上のため各種文化事業に進んで協力され、その生涯の殆んどを本市の教育文化の向上のために捧げられた。<br>(S57. 12. 12 没 享年 91 歳)                             |
| 古 屋 野 宏 平   | 昭和 43 年<br>12 月 21 日 | 原爆被災により荒廃した長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）の復興に献身的努力を重ね今日の基礎を築かれた。また、公安委員会の委員長、各種の文化団体等の要職にあり、幅広い活動を続けられ市民福祉の向上、学術文化の振興発展等に貢献された。<br>(S51. 1. 20 没 享年 89 歳)                 |
| 田 川 務       | 昭和 44 年<br>3 月 29 日  | 昭和 26 年から 16 年間長崎市長として、原爆で荒廃した本市の復興に献身的努力を重ね、昔日にまさる復興をなしとげた今日の躍進の基盤を築きあげるとともに、市民生活の向上発展にも大きく寄与された。<br>(S52. 9. 5 没 享年 79 歳)                                       |
| 諸 谷 義 武     | 平成 8 年<br>3 月 28 日   | 昭和 42 年から 12 年間長崎市長として、広域産業都市及び国際観光文化都市の建設に日夜尽力され、市民の福祉の向上に大きく貢献された。また、芸術文化の先駆者として本市の芸術文化の礎を築かれ、その振興発展に多大の貢献をされた。<br>(H14. 4. 16 没 享年 95 歳)                       |
| 土 山 秀 夫     | 平成 22 年<br>12 月 13 日 | 核兵器廃絶地球市民集会実行委員会の委員長として、4 回にわたり「核兵器廃絶一地球市民集会ナガサキ」を開催するなど、被爆者と市民、NGO が主導する長崎独自の平和活動を築き上げるとともに、核兵器廃絶の取組における理論的、精神的支柱として、長崎市の平和行政に大きく貢献された。<br>(H29. 9. 2 没 享年 92 歳) |

| 氏 名      | 選 定<br>年 月 日        | 功 績 概 要                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カズオ・イシグロ | 平成 30 年<br>3 月 15 日 | 昭和 57 年に、戦後間もない長崎市を舞台とした長編小説「遠い山なみの光」で本格的にデビューした後、ブッカー賞をはじめ数々の文学賞を受賞されるなど、長崎市出身の日系英国人小説家として文学分野の振興、繁栄等に尽力し、世界的な地位を確立されており、その卓絶な功績により、平成 29 年にノーベル文学賞を受賞された。 |

## 2 栄誉市民

(1) 根拠規定 長崎市栄誉市民規則（昭和 54 年 5 月 15 日制定）

(2) 対象者

本市の住民又は本市に縁故の深い者で、次のいずれかに該当すると認められるもの

ア 公共の福祉の増進又は産業、経済若しくは文化の発展その他について、その功績が特に顕著であり、市民の敬愛の的として仰がれる者

イ 都市の親善に寄与し、その功績が顕著である者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への参列

イ その他市長が必要と認める待遇又は特典

(4) 顕 彰 者

| 氏 名       | 顕 彰<br>年 月 日         | 功 績 概 要                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田 口 長 治 郎 | 昭和 54 年<br>5 月 16 日  | 水産関係団体の要職を歴任され、昭和 24 年以来 20 数年にわたり衆・参両議員として国政に参画し、本市の水産界の振興発展はもとより、原爆被災後の戦災復興や都市の近代化の推進に多大の貢献をされた。<br>(S54. 5. 4 没 享年 85 歳)                                                                                              |
| 今 村 等     | 昭和 54 年<br>11 月 16 日 | 炭鉱労働者出身として労働運動に入り、以後その生涯を通じ一貫して地方第一線の労働運動家として活躍された。この間、日本鉱夫総連合会中央執行委員・日本労働組合同盟中央執行委員などの要職を歴任、また、長崎市議・県議を務めた後、衆議院議員として地方政治並びに国政に参画し、労働運動の先駆者として役割を果たし、労働運動の発展を通じて公共の福祉増進と地方自治・国政に多大の貢献をされた。<br>(S54. 11. 1 没 享年 87 歳)     |
| 江 角 ヤ ス   | 昭和 55 年<br>12 月 1 日  | 大正 15 年 4 月以来、54 年間人間性豊かな情操を養う女子教育の第一線で活躍され、この間、長崎・東京・鹿児島に学校法人純心女子学園を創立し、私学の振興に多大の貢献をされた。また、自らの原爆被災の体験から、日増しに高齢化し、今なお原爆の後遺症に苦しむ老人への奉仕を願って社会福祉法人純心聖母会を設立し、恵の丘長崎原爆ホームなどを建設して社会福祉の増進にも多大の貢献をされた。<br>(S55. 11. 30 没 享年 81 歳) |

| 氏 名       | 顕 彰<br>年 月 日         | 功 績 概 要                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西 岡 ハ ル   | 昭和 58 年<br>12 月 20 日 | 婦人代表として婦人参政権運動に尽力され、昭和 28 年 3 月、自由党初の女性参議院議員として国政に参画し、遺家族・引揚者・その他恵まれない方々への施策、売春防止法の制定、児童福祉施設などの整備促進を図られた。また、新聞社の要職を歴任され、地方文化の向上と地域の振興はもとより、原爆で荒廃した郷土の復興のために活躍され国政に多大の貢献をされた。<br>(S58.11.30 没 享年 77 歳)                                          |
| 住 田 政 之 助 | 昭和 60 年<br>4 月 8 日   | 昭和 26 年 4 月から連続 6 期 24 年間長崎市議会議員として、市政発展のため寄与され、国際文化都市・広域産業都市建設の推進に大きく貢献された。この間、連続 3 期 12 年間にわたり市議会議長に就任し、円満な人格と卓越した識見により、円滑な議会運営を推進され、地方自治の育成発展に顕著な功績を残されるとともに、多年にわたり社会福祉関係団体の要職にあって、社会福祉の増進にも努められた。<br>(S60. 4. 7 没 享年 84 歳)                 |
| 小 林 ヒ ロ   | 昭和 60 年<br>4 月 26 日  | 昭和 26 年 4 月から 1 期 4 年間長崎市議会議員、その後 4 期 16 年間長崎県議会議員として、市政発展のため寄与され、特に戦後の混乱期にいち早く婦人会を結成し、多年にわたり婦人団体の要職を歴任され、豊富な経験と卓越した指導力により、婦人の地位向上に多大の貢献をされた。さらに、原水爆禁止運動にも積極的に取り組み、今日の平和推進運動の基盤確立に尽力された。<br>(S60. 4.24 没 享年 87 歳)                              |
| 調 来 助     | 平成元年<br>4 月 27 日     | 昭和 17 年長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）教授に迎えられ、昭和 20 年 8 月 9 日の原爆による壊滅的状况の中で、被爆者の援護・治療にあたられ、その後も被爆者の検診を行うなど医療や研究に組み込まれた。原爆症の調査・研究を通じて被爆者行政の推進に尽くされた。<br>(H元. 4.15 没 享年 89 歳)                                                                             |
| さ だ ま さ し | 平成 16 年<br>4 月 13 日  | 昭和 47 年のデビュー以来、長崎にちなんだ曲を数多く作り、芸能活動をとおして本市の紹介に努められ、昭和 62 年から平成 18 年まで毎年 8 月 6 日に、平和コンサートを無料で開催された。また、平成 10 年に「長崎ブリックホール」の名誉館長に就任、さらに、平成 15 年には「ながさきピースミュージアム」を開館され世界へ平和を発信されるとともに、長崎を題材にした本人原作の小説を映画化し、全国に長崎をアピールされるなど、文化、産業、経済の振興発展に多大の貢献をされた。 |
| 松 田 崎 一   | 平成 19 年<br>12 月 27 日 | 長崎市観光協会（現一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会）や長崎伝統芸能振興会の会長、長崎商工会議所会頭などを多年にわたり務められ、本市の観光・文化・経済の発展に多大な功績を残された。また、長崎県観光連盟会長も歴任されるなど、本市だけでなく長崎県の発展にも貢献された。<br>(H19.11.18 没 享年 85 歳)                                                                              |

| 氏 名     | 顕 彰<br>年 月 日         | 功 績 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西 岡 武 夫 | 平成 24 年<br>1 月 10 日  | 昭和 38 年 11 月から衆議院議員を 11 期、参議院議員を 2 期務められ、その間本市出身者として初の参議院議長に就任されたほか、文部大臣などの要職を歴任され、国政の中枢にあって我が国の発展に尽力された。また、地域の実情にも精通され、原爆被爆者援護の充実、教育施設や新幹線をはじめとした社会資本の整備などの各分野において、多大の貢献をされた。<br>(H23. 11. 5 没 享年 75 歳)                                                                                                 |
| 谷 口 稜 曄 | 平成 29 年<br>10 月 25 日 | 被爆者運動に立ち上げから加わり、長年にわたり被爆者の援護の充実、被爆の実相の継承、核兵器廃絶のための活動に尽力され、国内外の平和推進に大きく貢献された。特に平成 22 年のニューヨーク国連本部での N P T 再検討会議では、焼けた自らの「赤い背中」の写真を掲げて核兵器廃絶を世界に向けて強く訴えられるなど、平成 29 年 7 月の核兵器禁止条約の成立に大きく寄与された。<br>(H29. 8. 30 没 享年 88 歳)                                                                                     |
| 越 中 哲 也 | 令和 3 年<br>11 月 25 日  | 長年にわたり長崎の歴史・文化の調査・研究に取り組み、長崎学の振興・発展に大きく寄与された。また、長崎市史編さん検討委員会委員及び長崎市史刊行委員会委員として、本市の先史・古代から現代までの通史の編纂について助言や調査を行うとともに、自ら執筆するなどし、「新長崎市史」の刊行に尽力、貢献された。さらに、昭和 43 年から約 40 年間、長崎市文化財審議会委員として、平成 6 年から約 22 年間、長崎市出島史跡整備審議会委員として、本市の文化財保護行政推進に大きく貢献された。<br>(R 3. 9. 25 没 享年 99 歳)                                 |
| 山 口 仙 二 | 令和 4 年<br>7 月 19 日   | 財団法人長崎原爆被災者協議会や日本原水爆被害者団体協議会の結成・設立に尽力し、当該団体の会長等として、長年にわたり被爆者の援護活動に尽力されるとともに、昭和 57 年の国連軍縮特別総会では、被爆者として初めて演説し「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ」と呼びかけを行うなど、核兵器の廃絶を訴える活動を続けられた。また、長崎市原子爆弾被災資料協議会委員、平和宣言文起草委員会委員及び長崎市原爆死没者追悼平和祈念館建設問題検討委員会委員として、長年にわたり本市の平和・被爆者援護行政に大きく貢献された。<br>(H25. 7. 6 没 享年 82 歳) |

# 広 報 ・ 広 聴

郷土「長崎」や市政全般にわたる情報を市民に周知するとともに、市政に対する市民の意見等を広く聴き、市民ニーズの把握と行政情報の発信を双方向でつなぎ、市民の声を行政運営に活かしながら、情報発信を一体的に行う。

## 1 広 報

### (1) 印刷刊行物による広報

| 名 称                                                                                                                     | 型 式            | 部数・発行日等                           | 配 布 方 法                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 広報ながさき<br>創刊 S 26. 1. 10<br>(市政展望)<br>改称 S 42. 10. 1                                                                    | A4 判<br>32 ページ | 約 150,000 部<br>毎月 1 日発行           | 自治会・配布グループを通じて各世帯へ配布。<br>地域センター、郵便局、コンビニなどにも設置。            |
| 暮らしガイド<br>創刊 S 57. 3<br>(ながさき市民便利帳)<br>改称 S 63. 3<br>(NAGASAKIガイドBOOK)<br>改称 H 10<br>(生活便利ブック)<br>改称 R 4. 4<br>(暮らしガイド) | A4 判<br>12 ページ | 約 15,000 部<br>(最新版：令和 6<br>年 4 月) | 市役所の窓口や手続きなど行政情報をまとめた冊子を転入者に配布するとともに、希望する市民に対し地域センターなどで配布。 |

### (2) テレビ・ラジオ放送による広報

| 番組名                               |            | 放送局            | 放送日                                                                              | 時間                                                                           | 内 容                      |
|-----------------------------------|------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| テレビ                               | 週刊あじさい     | NBC            | 毎週日曜日                                                                            | 11:40～11:45                                                                  | 主に市政ニュース<br><br>市からのお知らせ |
|                                   |            | KTN            |                                                                                  | 11:45～11:50                                                                  |                          |
|                                   |            | NCC            |                                                                                  | 17:55～18:00                                                                  |                          |
|                                   |            | NIB            | 毎週土曜日                                                                            | 16:55～17:00                                                                  |                          |
|                                   |            | 長崎ケーブルメディア     | 毎週月曜日                                                                            | 17:50～18:00　うち5分<br>19:50～20:00　うち5分<br>21:50～22:00　うち5分<br>23:50～24:00　うち5分 |                          |
|                                   | データ放送      | NBC            | 毎日                                                                               | 24時間                                                                         | 市からのお知らせ・防災情報            |
| ケーブルワイド<br>「なんでんカフェ」<br>(市トクながさき) | 長崎ケーブルメディア | 金曜日<br>(月3回程度) | 17:00～　(生放送) 約15分<br>19:00～　(再放送) 約15分<br>21:00～　(再放送) 約15分<br>23:00～　(再放送) 約15分 | 市政についての詳しいお知らせ<br>(ゲストコーナー)                                                  |                          |
| ラジオ                               | 長崎市政だより    | NBC            | 毎週土曜日                                                                            | 10:25～10:30                                                                  | 市からのお知らせ                 |
|                                   |            | FM長崎           | 毎週月曜日                                                                            | 9:05～9:10                                                                    |                          |

(3) 日刊紙による広報

- ・長崎市役所だより……水曜日と土曜日の長崎新聞に、随時、市からのお知らせを掲載。

(4) インターネットによる広報

市政の動き、観光案内、平和・原爆、国際情報など、市のさまざまな情報を発信している。

また、X（旧：ツイッター）、フェイスブック、インスタグラム、ラインによる情報発信を行っている。

(5) その他の広報

- ・市政と暮らしの出前講座

市政と暮らしに関する 75 のテーマについて、市職員が出向いて、分かりやすく説明する講座を開催している。

対 象 者：市内に居住または通勤・通学する原則 15 人以上のグループ

講 演 料：無料

開催場所：市内（主催者が指定する場所）

開催回数：令和 5 年度 272 回

(6) 市政記者を通じての広報

ア 市政記者クラブ加盟社（13 社）

長崎新聞、西日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、共同通信、時事通信、NHK、NBC、KTN、NCC、NIB

イ 記者会見

市議会定例会に提案する議案の説明など、原則、月に 1 回の市長記者会見を行っている。なお、平成 22 年 4 月からインターネットによる動画配信を行っている。

ウ 記者発表

市政記者室において、各所管により市政記者に対し、行事・事業等について随時発表を行っている。

エ 資料提供（投げ込み）

市政に関する事業や行事等について、広報広聴課を通じて資料提供を行っている。

(7) 重点的広報テーマに基づく広報

広報戦略で設定した 2 つのテーマに基づき組織を横断した広報に取り組んでいる。

ア くらしプロモーション

市民のくらしを便利で豊かにする情報をお届けする「㊦（まるとく）長崎」を実施し、スマートフォンに直接情報を届けることができるラインを主とした発信を行っている。

#### イ シティプロモーション

長崎のまちが 100 年に一度ともいわれる進化の時期を迎えていることから、まちづくりのプロモーションとして「長崎MIRAISM」を実施している。

## 2 広 聴

### (1) 市政への提案

市民等の市政に対する意見や提案などを受け、市政運営に役立てる。

また、提案等とそれに対する市の考え方や対応を公表する。平成 14 年度から実施。

・令和 5 年度提案件数 683 件

### (2) 陳 情

各種団体等からの陳情に対応している。

・令和 5 年度陳情件数 12 件

### (3) 市政モニター

市民のニーズや意見等をアンケートによって聴取し、市政の参考にする。昭和 43 年度から実施。

平成 24 年度からは、アンケートにインターネットを利用できる環境を整えている。

・令和 5 年度モニター数 268 名

### (4) パブリック・コメント制度

市の重要な計画等を策定する場合、素案の段階で広く市民に公開して意見等を募集し、寄せられた意見を参考にしながら計画等を決定する。

併せて、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する。平成 15 年度から実施。

・令和 5 年度実施件数 16 件

### (5) 市民との対話行事

市長が地域に出向き、市民から地域の現状や市政運営に対する意見、提案等を直接聴き、「対話」を通じて本市の現状について相互に理解を深め、市政に反映させている。

・令和 5 年度開催件数 32 回

## 3 コールセンター

長崎市コールセンター「あじさいコール」を平成 22 年 10 月 1 日に開設。

市民から寄せられる市政に関するさまざまな問い合わせを、電話・ファクス・インターネットなどで一元的に受け付け、迅速かつ的確に情報を提供する。

併せて、市の代表電話番号を統合し、コールセンターで電話交換業務も行っている。

・電話番号：095-822-8888

・受付時間：午前 8 時から午後 8 時まで／年中無休

・令和 5 年度総応答呼数 188,608 件（1 日平均 553 件）



# 国 際 化 推 進

長崎市は、1571年のポルトガル船入港以来、古くから海外と交流をしてきた国際性豊かなまちである。

近年は、ボーダーレス化、グローバル化の流れが進む中で、あらゆる面で世界の国々と相互依存関係が深まってきていることから、本市では外国人と共に暮らすまちづくり、そして諸外国との交流を通じて住民の国際化や地域の活性化を図る事業展開に取り組んでいる。

## 1 令和6年度主要国際化推進施策

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

### 国際性を豊かにします

#### 国際交流・国際理解の機会の充実に図ります

##### 1 国際交流推進事業

市民、特に次世代を担う青少年が異文化理解を深め、自主的・主体的な国際交流を推進するため、国際理解講座や国際交流イベントを実施

##### 2 子どもゆめ体験事業

現地の人々との交流を通じて、「個性輝く世界都市」としての人的ネットワークを拡大するとともに、国際性を持つグローバル人材の育成を図ることを目的に、次世代を担う長崎の子どもたちを海外（姉妹都市・市民友好都市）に派遣する事業を実施

##### 3 国際交流員招致事業

長崎市の国際化を推進するため、国際交流員を任用し、語学力や出身国についての知識や情報を活かして長崎市の対外的な業務を実施

#### 外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます

##### 1 多文化共生推進事業

外国人の生活利便性を向上させるため、4ヶ国語による行政、イベント等の情報提供、法務相談、長崎市国際ボランティアによる活動等を実施

#### 留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます

##### 1 留学生支援・連携事業

長崎への留学生を増加させるため、「長崎留学生支援センター」の活動を中心に、留学生の各種支援策を実施

## 2 姉妹・友好都市

我が国で初めての姉妹都市提携をアメリカ・セントポール市で行ったことにはじまり、現在 6 都市と姉妹・友好都市関係にある。

| 都市名                      | 特 色                                                                                                                                                                                                | 提携理由                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| セントポール市<br>(アメリカ・ミネソタ州都) | 面積 145 k m <sup>2</sup><br>人口 約 31 万人<br>提携 昭和 30(1955)年 12 月 7 日<br>特色 農産物の一大集散地。アメリカ北西部の交通要所                                                                                                     | ニューヨークの日本国連協会代表が、原爆被災から復興し平和都市への道を歩んでいた長崎市とセントポール市の提携を斡旋。その後国連事務局が両市に勧誘状を出した。日米初の姉妹都市提携。                                                                                                                                                                             |
| サントス市<br>(ブラジル・サンパウロ州)   | 面積 271 k m <sup>2</sup><br>人口 約 43 万人<br>提携 昭和 47(1972)年 7 月 6 日<br>特色 明治 41 年、わが国最初の移住者 781 名が上陸。貿易港・観光都市                                                                                         | 長崎と同時期に、ポルトガル船の来航により貿易港として開かれた。我が国第一回ブラジル移住者 781 名が上陸した港町。本県出身の移住者やサンパウロ州議員からの申し入れにより姉妹都市提携が行われた。                                                                                                                                                                    |
| ポルト市<br>(ポルトガル・ポルト県都)    | 面積 41.5 k m <sup>2</sup><br>人口 約 23.2 万人<br>提携 昭和 53(1978)年 5 月 26 日<br>特色 ポルトガル北部で、商工業の中心地・港湾都市                                                                                                   | 16 世紀から 17 世紀にかけて長崎に入港したポルトガル船の母港。駐長崎ポルトガル名誉領事を介して、意向打診を行い提携。                                                                                                                                                                                                        |
| 福州市<br>(中国・福建省都)         | 面積 11,968 k m <sup>2</sup><br>人口 約 844.8 万人<br>提携 昭和 55(1980)年 10 月 20 日<br>特色 福建省の貿易の拠点                                                                                                           | 多くの長崎華僑の出身地で歴史的なつながりがある。中日友好の船「明華号」の長崎訪問の折に、中日友好協会会長に要望書を提出。                                                                                                                                                                                                         |
| ヴォスロール村<br>(フランス・カルバドス県) | 面積 7.6 k m <sup>2</sup><br>人口 約 350 人<br>提携 昭和 53(1978)年 5 月 28 日<br>(旧外海町と提携)<br>特色 主要産業は農業・酪農                                                                                                    | 外海地区の人々を救済するため私財を投げ打って社会福祉事業に貢献したマルコ・マリ・ド・ロ神父の出身地。ド・ロ神父の研究家がヴォスロール村を訪問した際に提携を打診。平成 17 年 1 月の市町村合併に伴い、長崎市へ提携を引き継ぐ。                                                                                                                                                    |
| ライデン市<br>(オランダ・南ホラント州)   | 面積 23.3 k m <sup>2</sup><br>人口 約 12.7 万人<br>提携 平成 29 (2017) 年 11 月 24 日<br>(市民友好都市提携：平成 25 (2013) 年 2 月 4 日)<br>特色 周辺自治体のための商業・貿易センターとして重要な機能を持つ。出島の商館医シーボルトが日本を離れた後、1830 年から 1847 年まで日本学研究を行ったまち。 | 日本における西洋医学の基礎を築くとともに、日本の近代化に大きく寄与したシーボルトにかかる歴史的なつながりがあり、シーボルトハウスや国立民族学博物館などで今でも多数のシーボルト・コレクションが所蔵・展示されている。<br>1998 年から長崎大学とライデン大学との間で交換留学生を相互派遣し、市民レベルでの人的交流も行われていることから、平成 25 年 2 月から市民友好都市提携を締結。<br>シーボルトをゆかりとした歴史的な結び付き、市民間の交流の状況等を勘案し、同市との友好及び交流関係を更に深めるため姉妹都市締結。 |

### 3 市民友好都市

姉妹都市提携の形式にとらわれず、自由、気軽に付き合え、市民や民間交流団体が主体となって実質的な交流を行うことを支援する。

| 都市名                      | 特 色                                                                                                                              | 提携理由                                                                                                                       |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アバディーン市<br>(英国・スコットランド)  | 面積 188.46 k m <sup>2</sup><br>人口 約 23 万人<br>提携 平成 22 (2010) 年 7 月 12 日<br>特色 スコットランド第 3 の都市、北海油田発掘の基地                            | 日本の近代化に多大な貢献をしたトーマス・グラバーにかかる歴史的なつながりがあり、両市のロータリークラブが 1996 年からグラバー奨学生相互派遣を行うなど、市民が主体となった実質的な交流が行われていることから、長崎市から提携を提案。       |
| 中山市<br>(中国・広東省)          | 面積 1,800 k m <sup>2</sup><br>人口 約 446 万人<br>提携 平成 23 (2011) 年 9 月 30 日<br>特色 1985 年、珠江デルタ沿海開放区に指定。家電、電子部品、自動車部品などの生産基地           | 辛亥革命の指導者である孫文は、中華人民共和国・中山市の出身であり、また、孫文を物心共に支援した梅屋庄吉は、長崎市の出身であることから、その歴史的な友情を顕彰し、市民や民間レベルでの交流を促進するため、提携を行った。                |
| ヴュルツブルク市<br>(ドイツ・バイエルン州) | 面積 87.63 k m <sup>2</sup><br>人口 約 13 万人<br>提携 平成 25 (2013) 年 4 月 17 日<br>特色 ドイツ観光街道の代表であるロマンティック街道の起点として、またフランケン・ワインの集積地として知られる。 | シーボルトの生誕地であり、日本から持ち帰った資料が数多く保管・展示されている。シーボルトの出身大学であるヴュルツブルク大学と長崎大学との間で、交換留学生の相互派遣が行われており、市民レベルでの人的交流も行われていることから長崎市から提携を提案。 |

# 総 合 計 画

長崎市では、令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）※までを計画期間とした「長崎市第五次総合計画」を策定し、めざす都市像やその実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す基本構想と同構想において定めたまちづくりの方針などを達成するための各種の施策体系を示す基本計画を定め、まちづくりに取り組んでいる。

基本構想では、将来の都市像を「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」と掲げ、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界のナガサキ」としてキラリと光る存在感のあるまち、だれもがライフステージに応じて豊かでいきいきと暮らせるまちをめざしていくこととしている。

また、都市像を実現するにあたってのまちづくりの基本姿勢を「つながりと創造で新しい長崎へ」と掲げ、市民、企業、行政などがお互いにつながり、力を合わせて、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくという姿勢でまちづくりを進めていくこととしている。

基本計画については、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、5 年ごとに改定することとし、令和 4 年度（2022 年度）から令和 7 年度（2025 年度）※までを計画期間とする前期基本計画を策定している。

なお、長崎市第五次総合計画の策定にあたっては、「市民と行政が共有し、ともに取り組む計画」という位置づけのもと、策定過程における市民参画の拡充を図るとともに、基本構想そのものを「長崎市総合計画審議会」委員と行政が双方向で提案し、協力してつくりあげるという手法を用いている。

※ 新型コロナウイルス感染症による影響を総合的に勘案し、第五次総合計画の開始時期を 1 年間延期したが、目標年次を 2030 年とする SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを一体的に推進していくため、終期は変更せず、計画期間を前期基本計画 4 年間、後期基本計画 5 年間、計 9 年間の計画とした。

## 1 長崎市基本構想（令和 3 年 3 月 9 日 議決）

### (1) 基本構想策定の趣旨

令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とし、人口動態や産業構造の変化など、これから予想される様々な社会経済の変動を勘案することはもとより、市民一人ひとりの幸福を実現するため、Society5.0 の実現や SDGs の達成に向けた視点を導入するなど新しい時代の流れを捉えたうえで、市民等が共有する「めざす都市像」と「めざす 2030 年の姿」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す。

### (2) めざす都市像とまちづくりの基本姿勢

#### ア めざす都市像

個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市

#### イ まちづくりの基本姿勢

つながりと創造で新しい長崎へ

(3) めざす 2030 年の姿

- ア みんなでつながって、暮らしやすさをつくり続けています
- イ 産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています
- ウ 交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています
- エ 平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

(4) めざす 2030 年の姿に近づくためのまちづくりの方針

- まちづくりの方針A：私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします
- まちづくりの方針B：私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします
- まちづくりの方針C：私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします
- まちづくりの方針D：私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします
- まちづくりの方針E：私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします
- まちづくりの方針F：私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします
- まちづくりの方針G：私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします
- まちづくりの方針H：私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

# 長 崎 創 生

## 1 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

長崎市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定した、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、人口減少の克服と地域活力の向上に向けて、目標や施策の基本的方向などを定めている。

現在の長崎市は、若い世代の転入者数の減少を主な要因とする転出超過の拡大及び若い世代の減少に伴う出生数の減少により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、第2期総合戦略においては、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」の実現に向けた施策の重点化を図るとともに、人口の減り方を抑制する施策や人口が減っても暮らしやすいまちの実現に向けた施策、また、定住人口減少による消費縮小を補うため、交流人口を拡大する施策に取り組むこととしている。

人口減少克服・地方創生に確実ににつなげていくため、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識をもって、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略を着実に推進し、「まち・ひと・しごと」創生の好循環を実現することとしている。

### （1）目標

#### ア 基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

##### （ア）魅力ある仕事をつくる

新たな産業の創出・育成に係る取組みへの支援や地域の発展に寄与する企業誘致を推進することで、働く場を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発などによる働きやすい職場環境づくりの推進と地元企業の情報発信強化、採用活動の支援などによる雇用の強化を図り、多様な人材の確保に取り組む。

##### （イ）新しい仕事へのチャレンジを応援する

関係機関と連携した創業・スタートアップの希望者や販路開拓に取り組む事業者への支援、農林水産業における多様な人材の育成と生産性向上を支援する。

##### （ウ）学び、暮らし、楽しむ魅力を高める

若い世代に対して、魅力的な「学びの場」、「楽しむことができる場」、「チャレンジできる場」、「住まいを始めとした暮らしの場」を提供し、その魅力を広く発信する。

##### （エ）移住を促進する

長崎市への移住を促進するため、長崎で暮らす魅力を発信し、移住希望者一人ひとりに対してきめ細やかな支援を行う。

##### （オ）関係人口を創出・拡大する

地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、継続的に多様な形で長崎を応援してくれる「関係人口」の創出・拡大に取り組む。

## イ 基本目標 2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

### (ア) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる

結婚や出産を望む市民の希望を実現するため、婚活交流会や企業間交流事業による独身者に対する出会いの機会の提供や結婚に対する意識の醸成に取り組むとともに、保健師等による妊産婦への相談や保健指導等により、妊娠・出産への支援を行う。

### (イ) 子育ての環境を充実する

情報の収集・発信、相談体制の充実や子育ての負担軽減、子どもの育ちへの支援など、これまでの子ども・子育て支援に加え、地域や商店街など、まち全体で子どもや子育てを応援してもらうことで、長崎市がさらに「子育てしやすいまち」となることを実現するため、引き続き子育て環境の充実に取り組む。

### (ウ) 学校における教育環境を充実する

児童生徒の確かな学びを支える教育環境をつくる。

## ウ 基本目標 3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

### (ア) 地域の力でまちづくりを進める

自治会をはじめとする地域の各種団体の活性化とその団体の連携を促進するとともに、活動の核となる拠点整備及び人材育成を推進する。また、総合事務所、地域センター、本庁が連携をとりながら、住民が自分たちの地域に必要なことを自分たちで決めて実行する地域自治の支援を行う。

### (イ) コンパクトで暮らしやすいまちをつくる

今後、人口減少が進む中においても、高次な都市機能の維持・集積により中心市街地を活性化し、地区ごとの人口規模に見合った公共施設等の規模の見直しや適正配置を行い、コンパクトで暮らしやすいまちをつくる。

### (ウ) 地域をネットワークでつなぐ

人口減少の中であっても中心部と周辺部が道路や公共交通・情報などのネットワークでつながり、どこに住んでも暮らしやすいまちを目指す。

## エ 特定目標 交流の産業化

### (ア) 顧客創造プロジェクト

効果的・効率的な情報発信とプロモーションを行いながら、外国人観光客やビジネス客などに、長崎市を選んでもらうとともに、訪れていただくエリアの拡大を図る。

### (イ) 価値創造プロジェクト

長崎を訪れる訪問客の満足度の向上を図るため、資源の磨き上げを行うとともに、「ひと(人材)」を育成・確保しながら、上質な独自の「しごと(サービス)」を提供する。

### (ウ) 交流を支える都市の基盤整備

都市基盤の整備や都市の魅力向上により、交流人口の受入れ環境の強化を図る。

(エ) 交流の産業化を進める体制づくり

長崎市版DMOにより国内外の観光誘客及びMICE誘致・受入の強化を図るとともに、観光振興策の新たな財源として、宿泊税の導入に向けた検討を進め、長崎創生に向けた体制づくりを推進する。

## 2 長崎創生プロジェクト事業認定制度

まちづくりの様々な担い手が人口減少の克服、長崎創生に取り組むための機運の醸成及び自主的・主体的な取組みの促進を図るため、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標及び特定目標に適合した事業者等の取組みを認定する。

## 3 長崎〇〇LOVERS プロジェクト

長崎市民の愛する声を集めて、長崎の日常の魅力を発信する「長崎 LOVERS プロジェクト」の取組みを推進し、市民の「シビックプライド」を高めるとともに、新しい長崎ファンをつくって長崎市への新たな来訪者を増やし、ひいては、滞在期間の延長などによる消費拡大に向けた取組みを進める。

## 4 ながさきめぐりあい創出事業

結婚を望む市民の希望を実現するため、交際や結婚に関する意識の啓発や出会いの機会の提供等に取り組む。

## 5 少子化対策に関する情報発信

本市の結婚・子育て・教育等の魅力や取組みについて効果的に発信することにより、長崎市で結婚や子育てをすることに対するイメージの向上及び事業の認知度の向上を図ることを目的とし、ひいては、まち全体で応援する雰囲気の醸成や、長崎市で結婚し、子どもを産み育てたいと思ってもらうことにつなげる。



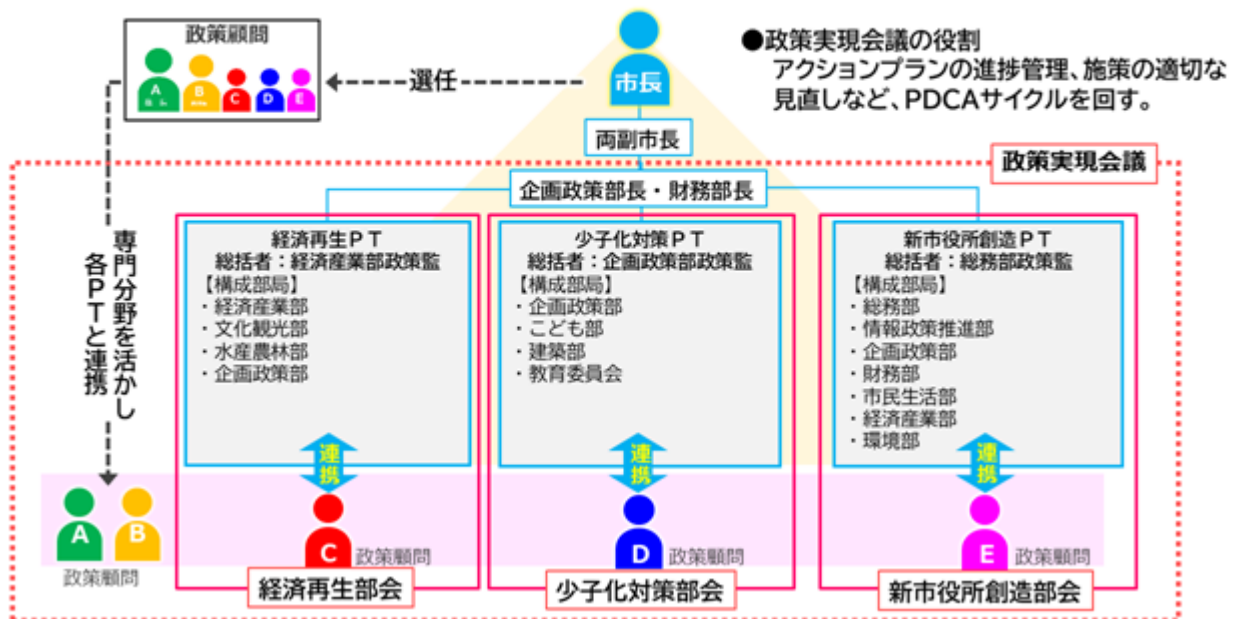
## 重点プロジェクト及び政策実現会議

人口減少対策にあたっては、これまでのまちづくりによって生まれた「新たなまちの基盤」をしっかりと活用するとともに、限られた財源・人的資源を有効に活用するため、これまで以上に施策の重点化を図り、強力で推進する体制が必要である。

このため、令和5年度から8年度までの4年間は、人口減少対策の中でも特に経済再生と少子化対策の2つの重点分野を車の両輪と捉え、新たに「経済再生プロジェクト」と「少子化対策プロジェクト」を始動するとともに、限られた財源や人的資源の中において、この2つのプロジェクトを強力で推進していくため、「新市役所創造プロジェクト」を始動した。

また、この3つのプロジェクトをはじめとする新たな政策の推進体制として、高度な専門性を持った外部人材を政策顧問として登用するとともに、政策顧問と企画政策部長、財務部長以下の市役所メンバーで構成される政策実現会議を設置し、このもとで3つのプロジェクトについては部局横断型のプロジェクトチームを設置して取組みを進めている。

### 重点プロジェクトの推進体制



# 移 住 支 援

第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、社会減対策として「経済を強くし、新しいひとの流れをつくる」という目標を掲げ、魅力ある仕事づくりや移住の促進などの施策を展開している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、全国的な地方移住への関心の高まりが継続しており、また、テレワークを経験し、柔軟で多様な働き方が大企業を中心に広まっている。

この機を捉えて、さらなる移住者を獲得するため、これまでの移住支援を拡充するとともに、将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大へ向けてワーケーションの推進などに取り組む。

## 1 移住支援の推進

### (1) 移住希望者の相談対応

#### ア 「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営

移住に関するワンストップ窓口である「ながさき移住ウェルカムプラザ」を運営し、移住希望者の移住の実現に向けてきめ細やかな対応を行っている。

#### イ 移住希望者からの「すまい」「しごと」「暮らし」等の相談対応、情報提供

#### ウ 東京都や大阪市、福岡市など都市部での移住相談会及びオンライン移住相談会への参加、相談対応

#### エ お盆、年末年始の帰省者等をターゲットとした移住相談会の実施

### (2) すまいのサポート

#### ア 市内物件情報の提供や地域の案内、空き家・空き地情報バンク制度の登録物件の現地案内

### (3) しごとのサポート

#### ア 無料職業紹介所の機能を活かした就職相談員による移住希望者と仕事のマッチング

#### イ ハローワーク等の求人情報の案内

#### ウ 企業訪問を通じた求人情報の収集

#### エ ながさき移住サポートセンターやその他関係機関との連携による仕事のマッチング情報の交換

### (4) 子育てのサポート

#### ア 保育所の空き情報や各地域の学校情報の提供

### (5) 移住者への経済的なサポート

#### ア 長崎市移住支援補助金

東京23区の在住・在勤者であった者が、本市へ移住し、就業や創業、テレワークを行うなど必要な要件を満たした場合に補助金を交付し、18歳未満の世帯員を帯同する場合は補助金を加算することで、東京圏からの移住を促進する。

イ 長崎市子育て世帯ウェルカム補助金

中学生以下の世帯員がいる子育て世帯の者が、長崎県外から本市へ移住し、就業や創業、テレワークを行うなど必要な要件を満たした場合に補助金を交付し、働く子育て世帯の移住を促進する。

(6) 関係人口の創出・拡大

将来的な移住者の裾野を拡大するため、都市部の企業を対象としたワーケーション事前視察の受け入れ、ながさきお試し暮らし応援事業、ワーケーション促進に係る官民連携組織の構築などの取り組みを行う。

# 大 学 連 携

## 1 游学（ゆうがく）のまち長崎

長崎はかつて高い志を持つ多くの人々が集い、学んできた游学のまちであり、再び長崎のまち全体が貴重な学びの場となるような游学の地として個性と魅力を高め、若者をはじめ多くの人々が交流するまちとなるために具体的な取組みを進めている。

### (1) 「游学のまち長崎」推進協議会

長崎のまち全体がさらに貴重な学びの場となるための取組みを展開するにあたり、長崎地域の大学・短期大学との連携・協議の場として、市長と各学長で平成 20 年 5 月に設立した。

### (2) 学生地域連携活動支援事業「游学のまち de やってみゅーで “Uーサボ”」

学生の自主的な社会参加活動を通じて、学生の人間的成長と地域の活性化を図るため、地域ボランティアを希望する学生と若い力を必要とする団体（自治会など）のマッチングを平成 23 年度から実施している。

## 2 長崎地域の大学との包括連携協定の締結

長崎地域の各大学と長崎市が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的として、包括的な連携事項等について協定の締結を行っている。（長崎大学・長崎総合科学大学・長崎外国語大学・長崎純心大学・長崎女子短期大学・活水女子大学・長崎県立大学）

# 地域コミュニティ

急速な少子化・高齢化の進行、核家族化や一人暮らし世帯の増加など家族形態の変化、価値観や生活スタイルの変化などに伴う無関心や個人主義の広まりなどにより、地域の一員であるという地域属性の意識や地域の連帯感が持ちにくい状況にある一方で、東日本大震災以降、地域コミュニティの必要性が改めて認識されている。そこで、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域コミュニティを支えるしくみを構築し、そのしくみを活用して、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行う。

また、地域自治の推進を図るため、「地域福祉計画」を包含した「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」を策定した。（計画期間は令和3年度～令和7年度）

## 1 地域コミュニティ連絡協議会の設立支援

- (1) 協議会設立に向けた機運醸成を図るため、地域コミュニティを支えるしくみについての説明会など制度について理解を深める場を設ける。
  - ・わがまちみらい勉強会の開催
  - ・地域におけるまちづくり実践者派遣講座の開催
- (2) 「まちづくり計画」策定のための話し合いの場の開催を支援する。
- (3) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等にかかる会議、広報、視察等に要する経費を財政的に支援する。
  - ・地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金

## 2 地域コミュニティ連絡協議会の運営支援

- (1) 地域コミュニティ推進室、総合事務所、地域センターが連携し、地域コミュニティ連絡協議会の運営に関する様々な支援を行う。
  - ・わがまちみらい情報交換会の開催
  - ・地域コミュニティ連絡協議会代表者会議の開催
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会に対して、まちづくり計画に基づく活動及び運営にかかる経費を財政的に支援する。
  - ・地域コミュニティ推進交付金

## 3 人材育成

- (1) 地域の担い手などを対象とした講座を開催し、地域活動や運営において必要とされる知識やスキル等の習得に向けた支援を行う。
  - ・わがまちみらい情報交換会の開催
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会の設立支援や運営支援を行うまちづくり支援職員の資質向上を図る。
  - ・ファシリテーション研修等のまちづくり支援職員を対象とした研修

#### 4 地域コミュニティ推進審議会

- (1) 地域福祉計画を包含する「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」及び「地域コミュニティ」に関する重要事項を調査審議するにあたり、広く市民から意見を聴取する。

- ・地域コミュニティ推進審議会の開催

# 財 政 状 況

令和 6 年度当初予算の歳入については、国の地方財政計画において、一般財源総額が確保されている中、本市においても、地方交付税及び市税収入等の増加が見込まれることから、一般財源総額は前年度を上回る水準を確保した。一方歳出では、優良建築物等整備事業費（幸町地区）が減となったことなどにより投資的経費が減となっているものの、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費が皆増となったことなどにより、扶助費が増となっている。

令和 5 年度に策定した中期財政見通しでは、歳入については、人口減少の影響等による地方交付税の減少、また、歳出については、公共施設の計画的な大規模修繕や、令和 5 年度以降の新東工場の建設事業開始などに伴い、投資的経費が増加すること等から、今後も戦略的な収支改善策を実施することとし、引き続き自主財源の確保や事業の見直しを行い、安定した財政運営に努めていくこととしている。

## 1 予算規模の推移（当初予算）

| 年<br>度 | 合 計         | 一 般 会 計     | 特 別 会 計     | 企 業 会 計    |
|--------|-------------|-------------|-------------|------------|
|        | 予 算 額       | 予 算 額       | 予 算 額       | 予 算 額      |
|        | 千円          | 千円          | 千円          | 千円         |
| R元     | 366,237,207 | 213,230,000 | 111,319,303 | 41,687,904 |
| R 2    | 378,384,813 | 226,010,000 | 112,720,783 | 39,654,030 |
| R 3    | 377,104,147 | 224,380,000 | 113,607,662 | 39,116,485 |
| R 4    | 369,955,389 | 216,710,000 | 114,796,412 | 38,448,977 |
| R 5    | 373,961,479 | 218,770,000 | 115,257,150 | 39,934,329 |
| R 6    | 384,581,551 | 231,050,000 | 117,501,202 | 36,030,349 |

## 2 財政の主要指標（普通会計）

| 年 度               | R 5         | R 4         | R 3         | R 2         | R元          |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 区 分               |             |             |             |             |             |
| 基 準 財 政 需 要 額（千円） | 85,418,634  | 83,729,976  | 83,040,565  | 81,212,519  | 79,687,803  |
| 基 準 財 政 収 入 額（千円） | 48,673,290  | 48,641,264  | 46,795,517  | 49,019,802  | 46,349,903  |
| 標 準 財 政 規 模（千円）   | 100,530,137 | 100,144,822 | 103,033,192 | 100,200,608 | 98,722,898  |
| 財 政 力 指 数         | 0.572       | 0.583       | 0.583       | 0.594       | 0.588       |
| 実 質 収 支 比 率（%）    | 5.01        | 6.85        | 2.82        | 2.74        | 3.40        |
| 経 常 収 支 比 率（%）    | 97.9        | 97.2        | 91.7        | 97.4        | 97.6        |
| 公 債 費 比 率（%）      | 14.6        | 14.5        | 13.2        | 12.6        | 12.1        |
| 起 債 制 限 比 率（%）    | 13.4        | 13.2        | 10.8        | 10.7        | 10.0        |
| 実 質 収 支（千円）       | 5,039,150   | 6,859,033   | 2,904,975   | 2,749,005   | 3,354,716   |
| 単 年 度 収 支（千円）     | △1,819,883  | 3,954,058   | 155,970     | △605,711    | 935,455     |
| 実 質 単 年 度 収 支（千円） | 198,643     | 2,641,030   | 1,080,388   | △1,615,192  | 626,788     |
| 債務負担行為現在高（千円）     | 71,250,954  | 55,913,485  | 30,653,025  | 35,870,110  | 46,708,156  |
| 積 立 金 現 在 高（千円）   | 41,950,759  | 42,827,620  | 45,482,433  | 44,100,772  | 46,418,608  |
| 地 方 債 現 在 高（千円）   | 263,749,826 | 272,864,142 | 274,869,084 | 265,238,903 | 256,001,368 |

※R5年度は、7月末時点における見込みの数値

## 予 算 ・ 決 算

令和 6 年度の当初予算編成にあたっては、人口減少対策の成果を具体化するため、「経済再生」、「少子化対策」及び「新市役所創造」の 3 つの重点プロジェクトに係る事業に予算の重点配分を行うとともに、市民の暮らしにつながる事業にもしっかりと予算を配分し、編成したところである。



1 重点的施策

| 重点種別                                      | 具体的取組み（事業名及び内容）                       | 予算額<br>（千円） | 担当課         |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|-------------|-------------|
| 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします。 |                                       |             |             |
|                                           | 出島復元推進費 建造物復元基本設計費                    | 10,773      | 出島復元整備室     |
|                                           | 洋館活用手法等検討費                            | 20,000      | 文化財課        |
| 経済再生                                      | 「明治日本の産業革命遺産」推進費                      | 37,925      | 世界遺産室       |
|                                           | 【補助】歴史的風致環境整備事業費<br>東山手・南山手地区         | 86,400      | まちなか事業推進室   |
|                                           | 長崎のもぎき恐竜パーク運営費（恐竜広場）                  | 44,361      | 南総合事務所地域福祉課 |
|                                           | まちなか再生推進費                             | 17,268      | まちなか事業推進室   |
| 経済再生                                      | 観光地域づくり推進費                            | 301,195     | 観光交流推進室     |
|                                           | 観光客誘致推進費                              | 10,727      | 観光交流推進室     |
|                                           | 【補助】歴史的風致環境整備事業費<br>東山手・南山手地区         | 2,000       | 景観推進室       |
| 経済再生                                      | M I C E 推進費                           | 8,456       | 観光交流推進室     |
| 経済再生                                      | インバウンド誘致広域連携事業費                       | 10,800      | 観光交流推進室     |
|                                           | 夜景観光推進費 世界・日本新三大夜景推進費                 | 10,221      | 観光政策課       |
|                                           | 【補助】土地区画整理事業費<br>長崎駅周辺地区（予算補助）        | 617,000     | 長崎駅周辺整備室    |
|                                           | 【単独】土地区画整理事業費<br>長崎駅周辺地区              | 900,000     | 長崎駅周辺整備室    |
|                                           | 【補助】都市構造再編事業費<br>長崎駅東通り線              | 202,000     | 長崎駅周辺整備室    |
|                                           | 【単独】都市計画街路整備事業費<br>長崎駅東通り線            | 19,400      | 長崎駅周辺整備室    |
|                                           | 【単独】新幹線整備推進事業費<br>九州新幹線西九州ルート建設事業費負担金 | 9,400       | 長崎駅周辺整備室    |
|                                           | 【単独】新幹線整備対策事業費<br>減温水対策施設             | 70,100      | 長崎駅周辺整備室    |
|                                           | 都市計画費負担金 J R 長崎本線連続立体交差事業費            | 566,290     | 長崎駅周辺整備室    |
| 経済再生                                      | 観光客受入環境整備費                            | 15,180      | 観光交流推進室     |
| 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします。             |                                       |             |             |
|                                           | 保存整備活動費                               | 14,406      | 被爆継承課       |
|                                           | 【単独】平和施設整備事業費<br>長崎原爆資料館              | 57,567      | 平和推進課       |
|                                           | 原爆資料館運営費                              | 57,403      | 平和推進課       |
|                                           | 平和推進活動費                               | 12,381      | 平和推進課       |
|                                           | 被爆 8 0 周年記念事業選定審査会費                   | 164         | 調査課         |
| 経済再生                                      | 第 7 回核兵器廃絶一地球市民集会ナガサキ開催費負担金           | 8,000       | 平和推進課       |
| 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします。         |                                       |             |             |
| 経済再生                                      | 市設小売市場費                               | 114,831     | 商業振興課       |
| 経済再生                                      | 商店街等にぎわい創出支援費補助金                      | 15,984      | 商業振興課       |
| 経済再生                                      | 企業連携型奨学金返還支援事業費                       | 742         | 産業雇用政策課     |
| 経済再生                                      | 若年者雇用促進費（メタバース型企業情報発信）                | 2,610       | 産業雇用政策課     |
| 経済再生                                      | 多様な人材雇用促進費                            | 13,120      | 産業雇用政策課     |
| 経済再生                                      | デジタル人材確保支援費                           | 7,700       | 新産業推進課      |
| 経済再生                                      | 成長分野重点化補助金                            | 210,000     | 新産業推進課      |

1 重点的施策

| 重点種別                                | 具体的取組み（事業名及び内容）                   | 予算額<br>（千円） | 担当課                                |
|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------|------------------------------------|
| 経済再生                                | 海洋産業人材育成支援費補助金                    | 4,000       | 新産業推進課                             |
| 経済再生                                | 長崎お土産開発支援事業費補助金                   | 3,125       | 商業振興課                              |
| 経済再生                                | S N S等活用支援費                       | 15,249      | 商業振興課                              |
| 経済再生                                | 企業立地推進費                           | 275,901     | 新産業推進課                             |
| 経済再生                                | 【単独】企業立地用地整備事業費<br>為石町            | 173,500     | 新産業推進課                             |
| 経済再生                                | 企業立地用地検討調査費                       | 11,500      | 新産業推進課                             |
| 経済再生                                | 新産業・起業チャレンジ促進費                    | 51,047      | 新産業推進課                             |
| 経済再生                                | ながさきウェルカム推進費                      | 143,666     | 長崎創生推進室                            |
| 経済再生                                | 長崎びわ生産推進事業費補助金                    | 2,877       | 農林振興課                              |
| 経済再生                                | 就農促進支援事業費                         | 892         | 農林振興課                              |
| 経済再生                                | 中高年新規就農者給付金事業費                    | 6,050       | 農林振興課                              |
| 経済再生                                | 【単独】農業振興施設整備事業費補助金<br>担い手農家支援施設   | 27,950      | 農林振興課                              |
| 経済再生                                | 【単独】農業振興施設整備事業費補助金<br>長崎びわ寒害対策施設  | 34,800      | 農林振興課                              |
|                                     | 人・農地プラン地域計画策定費                    | 6,500       | 農林振興課                              |
|                                     | 有害鳥獣対策費                           | 116,960     | 農林振興課                              |
| 経済再生                                | 水産技術試験研究費                         | 7,219       | 水産振興課                              |
| 経済再生                                | 養殖産地におけるスマート水産業の推進                | 0           | 水産振興課                              |
| 経済再生                                | 新規漁業就業促進費                         | 7,334       | 水産振興課                              |
| 経済再生                                | 自然災害や赤潮に強い養殖産地の育成                 | 0           | 水産振興課                              |
| 経済再生                                | さしみシティ推進事業費                       | 25,464      | 商業振興課                              |
| 経済再生                                | 水産物の付加価値向上・販売力強化                  | 0           | 水産振興課                              |
| 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします。         |                                   |             |                                    |
|                                     | 【単独】次世代自動車購入費<br>電気自動車            | 29,500      | ゼロカーボンシティ推進室                       |
|                                     | 【単独】ゼロカーボンシティ推進事業費補助金<br>太陽光発電設備等 | 11,176      | ゼロカーボンシティ推進室                       |
|                                     | 【単独】ゼロカーボンシティ推進事業費補助金<br>電気自動車等   | 14,000      | ゼロカーボンシティ推進室                       |
|                                     | 地球温暖化対策市民運動推進費                    | 31,217      | ゼロカーボンシティ推進室                       |
|                                     | 住宅管理費事務費                          | 19,661      | 建築指導課<br>住宅政策室                     |
|                                     | ふれあいセンター運営費（脱炭素社会への啓発活動に係る分）      | 315         | 中央総合事務所総務課                         |
|                                     | 住宅性能向上リフォーム補助金                    | 132,800     | 住宅政策室                              |
| 新市役所<br>創造                          | 脱炭素先行地域づくり事業費                     | 29,700      | ゼロカーボンシティ推進室                       |
|                                     | 公共施設におけるZEB化の推進                   | 0           | 建築課<br>設備課                         |
| 新市役所<br>創造                          | 資源ごみ処理費                           | 489,552     | 廃棄物対策課                             |
|                                     | 森林整備促進費                           | 24,013      | 農林振興課                              |
| 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします。 |                                   |             |                                    |
|                                     | 盛土等災害防止調査費                        | 60,000      | 建築指導課                              |
|                                     | 自然災害等に対する予防的観点からの取り組みの推進          | 0           | 中央総合事務所地域整備1・2課<br>東・南・北総合事務所地域整備課 |

1 重点的施策

| 重点種別  | 具体的取組み（事業名及び内容）                          | 予算額<br>（千円） | 担当課                                        |
|-------|------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------|
|       | 消防団活動費 団員確保対策費                           | 30,435      | 予防課                                        |
|       | 消防活動支援費 通信指令費                            | 133,793     | 指令課                                        |
|       | 常備消防活動費 火災予防費                            | 3,597       | 予防課                                        |
|       | 常備消防活動費 災害防御費                            | 56,885      | 警防課                                        |
|       | 消防活動支援費 市民防火組織等活動推進費                     | 9,490       | 予防課                                        |
|       | 避難行動要支援者支援費                              | 7,593       | 高齢者すこやか支援課                                 |
|       | 自主防災組織活動費                                | 2,202       | 防災危機管理室                                    |
|       | 災害対策活動費                                  | 33,629      | 防災危機管理室                                    |
|       | 国民保護協議会運営費                               | 206         | 防災危機管理室                                    |
|       | 消費生活相談費（見守りハンドブックの作成・配付）                 | 25,662      | 消費者センター                                    |
| 経済再生  | まちづくりのグランドデザイン策定費                        | 13,219      | 都市計画課                                      |
|       | 集約都市形成推進費                                | 661         | 都市計画課                                      |
| 経済再生  | 【補助】優良建築物等整備事業費<br>幸町地区                  | 432,090     | 都市計画課                                      |
|       | 部局間の連携強化と東部地区の近未来情報の発信                   | 0           | 東総合事務所地域福祉課 地域整備課<br>日見地域センター<br>東長崎地域センター |
|       | 住みよかプロジェクト協力認定制度の推進                      | 0           | 住宅政策室                                      |
| 少子化対策 | 財産売払相手方選定審査会費 大園団地余剰地                    | 93          | 住宅政策室                                      |
|       | 市街化調整区域における開発許可基準の見直しによる住宅用地の供給の促進       | 0           | 建築指導課                                      |
|       | ながさき住みよ家リフォーム補助金                         | 33,600      | 住宅政策室                                      |
|       | 定住促進空き家活用補助金                             | 3,200       | 住宅政策室                                      |
|       | 【補助】公営住宅建設事業費<br>日見大曲・宿町団地               | 31,000      | 住宅政策室                                      |
|       | 受注者選定審査会費 日見大曲・宿町団地                      | 84          | 住宅政策室                                      |
|       | 【補助】公営住宅建設事業費<br>三原団地                    | 109,500     | 住宅政策室                                      |
|       | 【補助】公営住宅建設事業費<br>西山台団地                   | 18,600      | 住宅政策室                                      |
|       | 指定管理費                                    | 594,628     | 建築総務課                                      |
|       | 公営住宅等長寿命化計画の見直し                          | 0           | 住宅政策室                                      |
|       | 住みよかプロジェクト協力認定制度による民間連携                  | 0           | 住宅政策室                                      |
|       | 【補助】【単独】既設公営住宅改善事業費<br>公営住宅等ストック総合改善事業費  | 945,200     | 住宅政策室                                      |
|       | 老朽危険空き家対策推進費                             | 46,190      | 建築指導課                                      |
|       | 長崎市空き家・空き地情報バンク                          | 0           | 建築指導課                                      |
|       | 斜面地における空き家の利活用のための手法の検討（空家等活用促進区域等の検討）   | 0           | 建築指導課<br>住宅政策室                             |
|       | 民間建築物耐震化推進費                              | 14,275      | 建築指導課                                      |
|       | マンション管理適正化推進費                            | 8,525       | 住宅政策室                                      |
|       | 【補助】道路新設改良事業費（地方創生道整備推進交付金）<br>虹が丘町西町1号線 | 223,000     | 土木建設課                                      |
|       | 【補助】道路新設改良事業費（社会資本整備総合交付金）<br>江平浜平線      | 62,000      | 土木建設課                                      |
|       | 【補助】都市構造再編事業費<br>大黒町恵美須町線                | 595,000     | 土木建設課                                      |
|       | 【補助】都市構造再編事業費<br>銅座町松が枝町線（銅座工区）          | 99,300      | 土木建設課                                      |

1 重点的施策

| 重点種別                                     | 具体的取組み（事業名及び内容）                        | 予算額<br>（千円） | 担当課                                           |
|------------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------|
|                                          | 都市計画費負担金 社会資本整備総合交付金事業費                | 87,221      | 土木企画課                                         |
|                                          | 【単独】道路新設改良事業費<br>地方道路等整備事業費（為石浄水場施設撤去） | 167,000     | 土木企画課                                         |
|                                          | コミュニティバス運行費                            | 141,112     | 公共交通対策室                                       |
|                                          | 【単独】都市交通対策事業費<br>軌道施設浸水対策事業費補助金        | 2,500       | 公共交通対策室                                       |
|                                          | 自治会要望アプリの利用促進                          | 0           | 中央総合事務所地域整備1・2課<br>東・南・北総合事務所地域整備課<br>各地域センター |
|                                          | 【補助】道路新設改良事業費（道路メンテナンス事業）<br>道路構造物等補強  | 201,300     | 土木防災課                                         |
|                                          | 【単独】公園施設整備事業費<br>公園施設長寿命化（総合事務所）       | 50,000      | 中央総合事務所地域整備1・2課<br>東・南・北総合事務所地域整備課            |
|                                          | 公園等維持管理費 施設維持管理費（総合事務所）                | 20,000      | 中央総合事務所地域整備1・2課<br>東・南・北総合事務所地域整備課            |
|                                          | 【補助】 【単独】公園等施設整備事業費<br>公園施設長寿命化        | 354,800     | 土木建設課                                         |
| 少子化対策                                    | Park-PFI導入検討調査費                        | 11,000      | 土木企画課                                         |
|                                          | 新浄水場共同整備事業（手法はDBOによる）                  | 227,080     | 新浄水場整備室                                       |
|                                          | 第12次配水施設整備事業                           | 918,000     | 水道建設課                                         |
|                                          | し尿等受入施設建設事業                            | 51,000      | 下水道施設課                                        |
|                                          | 農業・漁業集落排水施設統廃合事業（公共下水道への統合）            | 67,290      | 事業管理課<br>下水道建設課<br>下水道施設課                     |
|                                          | 下水道官民連携事業導入に係る基礎調査業務                   | 11,000      | 事業管理課<br>下水道建設課<br>下水道施設課                     |
| 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします。 |                                        |             |                                               |
|                                          | 在宅医療・介護連携推進事業費                         | 41,476      | 地域包括ケアシステム推進室                                 |
|                                          | 多機関型包括的支援体制構築事業費                       | 38,968      | 地域包括ケアシステム推進室                                 |
|                                          | 後期高齢者保健事業及び介護予防一体的実施事業費                | 1,122       | 後期高齢者医療室                                      |
|                                          | 認知症地域支援体制整備事業費                         | 1,832       | 高齢者すこやか支援課                                    |
|                                          | 成年後見制度利用支援事業費                          | 31,013      | 高齢者すこやか支援課                                    |
|                                          | 【単独】庁舎等施設整備事業費<br>施設改修ほか               | 58,100      | 地域医療室                                         |
|                                          | 一般介護予防事業評価事業費                          | 403         | 高齢者すこやか支援課                                    |
|                                          | 成年後見制度利用支援費                            | 4,035       | 障害福祉課                                         |
|                                          | 地域障害児支援体制強化事業費補助金                      | 21,903      | 障害福祉課                                         |
|                                          | 医療的ケア児レスパイト事業費                         | 5,396       | 障害福祉課                                         |
|                                          | 精神障害者ピアサポーター人材活用事業費                    | 3,275       | 障害福祉課                                         |
|                                          | 障害福祉センター運営費                            | 458,313     | 障害福祉課                                         |
| 経済再生                                     | 福祉と企業の虹の架け橋フェスタ開催費                     | 1,707       | 障害福祉課                                         |
|                                          | 障害者テレワークロボット就労促進費                      | 3,037       | 障害福祉課                                         |
|                                          | I C T 導入モデル事業費補助金                      | 9,673       | 障害福祉課                                         |
| 少子化対策                                    | 少子化対策情報発信費                             | 5,660       | 長崎創生推進室                                       |
| 少子化対策                                    | ながさきめぐりあい創出事業費                         | 16,673      | 長崎創生推進室                                       |
| 少子化対策                                    | 乳児家庭全戸訪問費                              | 14,867      | 子育てサポート課                                      |
| 少子化対策                                    | 産後ケア事業費                                | 11,481      | 子育てサポート課                                      |



1 重点的施策

| 重点種別                                     | 具体的取組み（事業名及び内容）                          | 予算額<br>（千円） | 担当課                     |
|------------------------------------------|------------------------------------------|-------------|-------------------------|
| 少子化対策                                    | 子育て世帯訪問支援事業費                             | 2,469       | 子育てサポート課                |
| 少子化対策                                    | 子育て短期支援費                                 | 2,762       | 子育てサポート課                |
|                                          | 子育て住まいづくり支援費補助金                          | 12,000      | 住宅政策室                   |
|                                          | 東部地区の子育て関連団体との連携強化                       | 0           | 東総合事務所地域福祉課             |
|                                          | 子育て世帯のニーズ調査                              | 0           | 北総合事務所地域福祉課             |
| 少子化対策                                    | こども家庭センター運営費                             | 33,087      | 子育てサポート課<br>各総合事務所地域福祉課 |
| 少子化対策                                    | 乳児期家事代行サービス事業費                           | 9,551       | 子育てサポート課                |
|                                          | 子ども相談センターの設置                             | 0           | こどもみらい課                 |
|                                          | こども計画策定費                                 | 6,161       | こども政策課                  |
| 少子化対策                                    | 子育て応援情報発信費                               | 3,437       | こども政策課<br>子育てサポート課      |
| 少子化対策                                    | 第2子以降の保育料の無償化                            | 357,291     | 幼児課                     |
| 少子化対策                                    | 子ども・子育て支援連携体制促進事業費                       | 3,420       | 子育てサポート課                |
| 少子化対策                                    | 病児・病後児保育費                                | 141,714     | 幼児課                     |
| 少子化対策                                    | 民間保育所等副食費支援補助金                           | 28,027      | 幼児課                     |
| 少子化対策                                    | ひとり親家庭養育費確保支援事業費                         | 1,750       | こども政策課                  |
|                                          | 長崎被爆体験者支援費                               | 851,095     | 調査課                     |
|                                          | 長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会費                      | 730         | 調査課                     |
|                                          | 生活保護受給者就労支援費（地域の支え合いによる公園等の清掃ボランティアに係る分） | 50          | 生活福祉2課                  |
|                                          | 健康長崎市民21普及費                              | 2,928       | 健康づくり課                  |
|                                          | 特定健康診査受診率向上対策費（ICTを活用した特定健診受診率向上対策事業）    | 19,730      | 国民健康保険課                 |
|                                          | がん患者アピアランスケア用品購入費補助金                     | 3,051       | 健康づくり課                  |
|                                          | 感染症対策費事務費（感染症対策にかかる人材の育成：保健所機能の充実強化）     | 139         | 地域保健課                   |
|                                          | 動物管理対策費                                  | 49,718      | 動物愛護管理センター              |
|                                          | まちなこ不妊化推進費                               | 9,992       | 動物愛護管理センター              |
|                                          | 病院群輪番制病院運営費補助金                           | 83,107      | 地域保健課                   |
|                                          | 常備消防活動費 救急業務費                            | 25,910      | 警防課                     |
|                                          | 看護師等確保支援費補助金                             | 4,500       | 地域医療室                   |
| 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします。 |                                          |             |                         |
|                                          | 学力向上推進費                                  | 15,495      | 学校教育課                   |
| 少子化対策                                    | 教育ＩＣＴ推進費（小・中・高）                          | 279,613     | 教育研究所                   |
| 少子化対策                                    | 国際理解教育推進費                                | 205,539     | 学校教育課                   |
| 少子化対策                                    | 学びの多様化推進費                                | 1,068       | 教育研究所                   |
|                                          | 事務局費事務費                                  | 23,530      | 教育委員会総務課                |
|                                          | 教員業務支援員配置費                               | 13,991      | 学校教育課                   |
|                                          | 通学対策費                                    | 51,839      | 教育委員会総務課<br>適正配置推進室     |
| 少子化対策                                    | 不登校対策費                                   | 25,578      | 教育研究所                   |

1 重点的施策

| 重点種別                                     | 具体的取組み（事業名及び内容）              | 予算額<br>（千円） | 担当課                           |
|------------------------------------------|------------------------------|-------------|-------------------------------|
| 少子化対策                                    | 教育相談費                        | 56,929      | 教育研究所                         |
|                                          | 特別支援教育充実費                    | 355,146     | 教育研究所                         |
| 少子化対策                                    | キャリア教育推進事業費                  | 37,454      | 学校教育課                         |
|                                          | 中学校部活動地域移行・地域連携費             | 12,525      | 健康教育課                         |
|                                          | 中部学校給食センター整備運営事業             | 0           | 学校給食センター整備室                   |
|                                          | 南部学校給食センター整備運営事業             | 0           | 学校給食センター整備室                   |
| 少子化対策                                    | 給食食材等調達費                     | 1,583,882   | 健康教育課                         |
| 経済再生                                     | 観光産業人材育成事業費                  | 476         | 観光政策課                         |
|                                          | 学校運営協議会費                     | 1,533       | 学校教育課                         |
|                                          | 運営費（中学校費）                    | 150,857     | 教育委員会総務課                      |
|                                          | 小中学校適正配置推進費                  | 514         | 適正配置推進室                       |
|                                          | 学校等施設包括管理業務委託                | 0           | 教育委員会総務課<br>学校施設課             |
| 経済再生                                     | 若者交流施設運営費                    | 6,013       | 都市経営室                         |
|                                          | 社会教育奨励費（デジタルお悩みサポート事業）       | 628         | 生涯学習企画課                       |
|                                          | 地区公民館管理費                     | 750         | 生涯学習企画課                       |
|                                          | 大型公民館運営費                     | 23,803      | 生涯学習企画課                       |
|                                          | 長崎のもぎさ恐竜パーク運営費（野母崎文化センター）    | 248         | 生涯学習企画課                       |
| 少子化対策                                    | デジタル化推進費（最新のテクノロジーに触れる場の創出分） | 3,539       | D X 推進課                       |
|                                          | 社会体育行事開催費                    | 32,952      | スポーツ振興課                       |
|                                          | 【単独】さくらの里施設整備事業費<br>大芝生広場ほか  | 9,600       | 北総合事務所地域整備課                   |
| 経済再生                                     | 【単独】道路新設改良事業費<br>地方道路等整備事業費  | 11,000      | 土木企画課                         |
| 経済再生                                     | 長崎スタジアムシティ開業気運醸成費            | 75,855      | スタジアムシティ連携推進室                 |
| 経済再生                                     | プロスポーツ応援事業費(スタジアムシティ関連)      | 24,298      | スポーツ振興課                       |
|                                          | プロスポーツ応援事業費(スタジアムシティ関連以外)    | 5,293       | スポーツ振興課                       |
|                                          | マダムバタフライフェスティバル開催費負担金        | 5,000       | 文化振興課                         |
|                                          | ながさきピース文化祭2025長崎市実行委員会負担金    | 14,000      | 文化振興課                         |
|                                          | 市民参加型舞台公演等開催費                | 2,659       | 文化振興課                         |
| 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします。 |                              |             |                               |
| 新市役所<br>創造                               | 広報戦略推進費                      | 20,281      | 広報広聴課                         |
| 新市役所<br>創造                               | インターネット情報発信費                 | 46,070      | 広報広聴課                         |
| 新市役所<br>創造                               | 市民との対話行事費                    | 1,349       | 広報広聴課                         |
|                                          | 地域コミュニティ推進事業費                | 5,881       | 地域コミュニティ推進室                   |
| 新市役所<br>創造                               | まちづくり活動推進費（市民主体のまちづくり活動PR事業） | 5,242       | 自治振興課                         |
| 新市役所<br>創造                               | まちづくり活動推進費（自治会デジタル化支援事業）     | 4,634       | 自治振興課                         |
| 新市役所<br>創造                               | まちづくり活動推進費（ながさき型地域貢献企業等認定事業） | 250         | 自治振興課                         |
| 新市役所<br>創造                               | ながさき元気づくり応援助成事業費             | 10,092      | 自治振興課                         |
| 経済再生                                     | 地域活性化事業費                     | 20,000      | 中央総合事務所総務課<br>東・南・北総合事務所地域福祉課 |

1 重点的施策

| 重点種別       | 具体的取組み（事業名及び内容）                     | 予算額<br>（千円） | 担当課                                                                                      |
|------------|-------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 地域活性化事業費                            | 900         | 中央総合事務所総務課                                                                               |
| 経済再生       | スタジアムシティ連携地域活性化事業費                  | 5,000       | 中央総合事務所総務課                                                                               |
|            | 地域コミュニティ連絡協議会の活動支援                  | 0           | 東総合事務所地域福祉課<br>日見地域センター<br>東長崎地域センター                                                     |
|            | 地域コミュニティ連絡協議会設立等支援                  | 0           | 北総合事務所地域福祉課<br>三重地域センター<br>外海地域センター<br>琴海地域センター                                          |
|            | 地域おこし協力隊事業費                         | 22,599      | 南総合事務所地域福祉課<br>伊王島地域センター<br>高島地域センター<br>野母崎地域センター<br>北総合事務所地域福祉課<br>外海地域センター<br>琴海地域センター |
|            | 東部地区における買い物支援                       | 0           | 東総合事務所地域福祉課                                                                              |
|            | 包括連携協定等に基づく連携事項の推進                  | 0           | 都市経営室                                                                                    |
|            | 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例適用の見直し（固定資産評価費）  | 37,628      | 資産税課                                                                                     |
|            | 【補助】新市庁舎建設事業費<br>市庁舎本館・議会棟解体        | 166,381     | 庁舎管理課                                                                                    |
|            | 【補助】新市庁舎建設事業費<br>市庁舎跡地再整備等          | 427,700     | 庁舎管理課                                                                                    |
|            | 【単独】新市庁舎建設事業費<br>公用車等駐車場整備          | 18,900      | 庁舎管理課                                                                                    |
|            | （仮）福田合同庁舎移転（建替え）事業費                 | 0           | 福田地域センター                                                                                 |
|            | 三重地域センターの今後の在り方検討                   | 0           | 三重地域センター                                                                                 |
|            | 外海神浦地区の公共施設再編                       | 0           | 北総合事務所地域福祉課<br>外海地域センター                                                                  |
|            | 琴海地域センター長浦事務所の移転集約                  | 1,493       | 北総合事務所地域福祉課<br>琴海地域センター                                                                  |
|            | 徴収費事務費                              | 122,347     | 収納課                                                                                      |
| 新市役所<br>創造 | 徴収率向上に向けた組織見直し                      | 0           | 収納課                                                                                      |
| 新市役所<br>創造 | 市税等の収納・徴収業務に係る包括的な委託の導入（税務総務費事務費）   | 173,646     | 収納課                                                                                      |
| 新市役所<br>創造 | 債権回収業務委託（未収金対策費）                    | 39,838      | 特別滞納整理室                                                                                  |
|            | 滞納整理支援システム標準化（税務総務費事務費）             | 173,646     | 収納課                                                                                      |
| 新市役所<br>創造 | ホワイト・ワークチャレンジ（仕事をやめる・へらす・かえるプロジェクト） | 0           | 行政体制整備室                                                                                  |
|            | 新ナガサキ創造推進費                          | 6,840       | 都市経営室                                                                                    |
|            | 人事戦略策定                              | 0           | 人事課                                                                                      |
| 新市役所<br>創造 | 一般管理費事務費                            | 187,328     | 人事課                                                                                      |
| 新市役所<br>創造 | 職員研修費                               | 10,019      | 職員研修所                                                                                    |
| 新市役所<br>創造 | 職場改善支援事業費                           | 17,820      | 人事課                                                                                      |
|            | 建築指導行政費                             | 18,239      | 建築指導課                                                                                    |
|            | 個人番号カード推進事業費（マイナンバーカード出張申請受付業務）     | 6,911       | 住民情報課                                                                                    |
|            | マイナンバーカード利活用推進事業                    | 0           | 住民情報課                                                                                    |
|            | 情報システムの標準化・共通化                      | 1,783,337   | D X 推進課                                                                                  |
| 新市役所<br>創造 | デジタル化推進費（データ利活用の促進分）                | 13,146      | D X 推進課                                                                                  |
| 新市役所<br>創造 | デジタル化推進費（職員の育成分）                    | 3,917       | D X 推進課                                                                                  |

1 重点的施策

| 重点種別       | 具体的取組み（事業名及び内容）                    | 予算額<br>（千円） | 担当課                                                                     |
|------------|------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 新市役所<br>創造 | デジタル化推進費（デジタル人材育成プログラム分）           | 3,300       | D X 推進課                                                                 |
| 新市役所<br>創造 | デジタル化推進費（AIの利活用分）                  | 3,256       | D X 推進課                                                                 |
| 新市役所<br>創造 | デジタル化推進費（長崎市DX推進計画の見直し分）           | 6,248       | D X 推進課                                                                 |
|            | デジタル化推進費（公開型地理情報システム保守委託分）         | 2,629       | D X 推進課                                                                 |
|            | 住民記録系システム整備費                       | 38,657      | 中央地域センター                                                                |
|            | 戸籍システム整備費                          | 2,640       | 中央地域センター                                                                |
|            | 戸籍住民基本台帳費事務費（戸籍証明書等の電子申請サービスに係る分）  | 123         | 中央地域センター                                                                |
| 新市役所<br>創造 | 地域センター費事務費（公金支払方法のキャッシュレス化推進（窓口）分） | 855         | 西浦上地域センター<br>滑石地域センター<br>小ヶ倉地域センター<br>東長崎地域センター<br>三和地域センター<br>琴海地域センター |
| 新市役所<br>創造 | 庁内ネットワーク運営費                        | 313,185     | 情報統計課                                                                   |
|            | 基幹業務系システム運営費                       | 1,182,307   | 情報統計課                                                                   |

※令和6年度 当初予算の主な内容のみを掲載している。



2 各会計別当初予算

(単位:千円)

| 年度及び比較<br>区分   |                     | 令和6年度       |       | 令和5年度       |       | 比較増△減      |       |
|----------------|---------------------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
|                |                     | 予算額         | 構成比   | 予算額         | 構成比   | 金額         | 増減率   |
|                |                     |             | %     |             | %     |            | %     |
| 一般会計           |                     | 231,050,000 | 60.1  | 218,770,000 | 58.5  | 12,280,000 | 5.6   |
| 特別会計           | 観光施設事業              | 438,400     | 0.1   | 416,466     | 0.1   | 21,934     | 5.3   |
|                | 国民健康保険事業            | 54,872,381  | 14.3  | 53,595,411  | 14.3  | 1,276,970  | 2.4   |
|                | 土地取得                | 3,766,950   | 1.0   | 2,233,452   | 0.6   | 1,533,498  | 68.7  |
|                | 中央卸売市場事業            | 280,996     | 0.1   | 261,677     | 0.1   | 19,319     | 7.4   |
|                | 駐車場事業               | 213,347     | 0.1   | 227,726     | 0.1   | △14,379    | △6.3  |
|                | 財産区                 | 43,769      | 0.0   | 113,647     | 0.0   | △69,878    | △61.5 |
|                | 母子父子寡婦福祉<br>資金貸付事業  | 65,199      | 0.0   | 100,778     | 0.0   | △35,579    | △35.3 |
|                | 介護保険事業              | 48,983,643  | 12.7  | 49,683,462  | 13.3  | △699,819   | △1.4  |
|                | 生活排水事業              | -           | -     | 538,468     | 0.1   | △538,468   | 皆減    |
|                | 診療所事業               | 403,801     | 0.1   | 390,902     | 0.1   | 12,899     | 3.3   |
|                | 後期高齢者医療事業           | 7,353,216   | 1.9   | 6,488,473   | 1.7   | 864,743    | 13.3  |
|                | 長崎市立病院機構<br>病院事業債管理 | 1,079,500   | 0.3   | 1,206,688   | 0.3   | △127,188   | △10.5 |
|                | 小計                  | 117,501,202 | 30.6  | 115,257,150 | 30.8  | 2,244,052  | 1.9   |
| 公営<br>企業<br>会計 | 水道事業                | 16,230,124  | 4.2   | 17,652,210  | 4.7   | △1,422,086 | △8.1  |
|                | 下水道事業               | 19,800,225  | 5.1   | 22,282,119  | 6.0   | △2,481,894 | △11.1 |
|                | 小計                  | 36,030,349  | 9.4   | 39,934,329  | 10.7  | △3,903,980 | △9.8  |
| 合計             |                     | 384,581,551 | 100.0 | 373,961,479 | 100.0 | 10,620,072 | 2.8   |

3 一般会計款別当初予算

(1) 歳入(款別) (単位:千円)

| 年度及び比較<br>区分      | 令和6年度       |       | 令和5年度       |       | 比較増Δ減      |       |
|-------------------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
|                   | 予算額         | 構成比   | 予算額         | 構成比   | 金額         | 増減率   |
|                   |             | %     |             | %     |            | %     |
| ○市税               | 55,045,574  | 23.8  | 54,919,279  | 25.1  | 126,295    | 0.2   |
| 地方譲与税             | 1,040,238   | 0.5   | 995,026     | 0.5   | 45,212     | 4.5   |
| 利子割交付金            | 16,030      | 0.0   | 15,047      | 0.0   | 983        | 6.5   |
| 配当割交付金            | 158,615     | 0.1   | 162,922     | 0.1   | △4,307     | △2.6  |
| 株式等譲渡所得割交付金       | 238,948     | 0.1   | 169,886     | 0.1   | 69,062     | 40.7  |
| 法人事業税交付金          | 735,835     | 0.3   | 712,675     | 0.3   | 23,160     | 3.2   |
| 地方消費税交付金          | 10,600,884  | 4.6   | 11,102,882  | 5.1   | △501,998   | △4.5  |
| ゴルフ場利用税交付金        | 51,599      | 0.0   | 50,441      | 0.0   | 1,158      | 2.3   |
| 環境性能割交付金          | 70,858      | 0.0   | 59,912      | 0.0   | 10,946     | 18.3  |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 300         | 0.0   | 316         | 0.0   | △16        | △5.1  |
| 地方特例交付金           | 1,838,053   | 0.8   | 387,843     | 0.2   | 1,450,210  | 373.9 |
| 地方交付税             | 37,377,836  | 16.2  | 36,011,332  | 16.5  | 1,366,504  | 3.8   |
| 交通安全対策特別交付金       | 54,600      | 0.0   | 60,100      | 0.0   | △5,500     | △9.2  |
| ○分担金及び負担金         | 1,209,494   | 0.5   | 1,408,484   | 0.6   | △198,990   | △14.1 |
| ○使用料及び手数料         | 3,768,899   | 1.6   | 4,145,670   | 1.9   | △376,771   | △9.1  |
| 国庫支出金             | 63,400,939  | 27.4  | 57,718,479  | 26.4  | 5,682,460  | 9.8   |
| 県支出金              | 14,630,469  | 6.3   | 15,114,196  | 6.9   | △483,727   | △3.2  |
| ○財産収入             | 5,470,327   | 2.4   | 2,569,599   | 1.2   | 2,900,728  | 112.9 |
| ○寄附金              | 2,175,737   | 0.9   | 2,067,045   | 0.9   | 108,692    | 5.3   |
| ○繰入金              | 10,643,075  | 4.6   | 10,481,681  | 4.8   | 161,394    | 1.5   |
| ○繰越金              | 1           | 0.0   | 1           | 0.0   | －          | －     |
| ○諸収入              | 7,067,589   | 3.1   | 5,779,284   | 2.6   | 1,288,305  | 22.3  |
| 市債                | 15,454,100  | 6.7   | 14,837,900  | 6.8   | 616,200    | 4.2   |
| 合計                | 231,050,000 | 100.0 | 218,770,000 | 100.0 | 12,280,000 | 5.6   |

※ ○印は自主財源

|      |             |      |             |      |           |     |
|------|-------------|------|-------------|------|-----------|-----|
| 自主財源 | 85,380,696  | 37.0 | 81,371,043  | 37.2 | 4,009,653 | 4.9 |
| 依存財源 | 145,669,304 | 63.0 | 137,398,957 | 62.8 | 8,270,347 | 6.0 |

(2) 歳 出 (款別)

(単位:千円)

| 年度及び比較<br>区 分 | 令 和 6 年 度   |       | 令 和 5 年 度   |       | 比 較 増 Δ 減  |       |
|---------------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
|               | 予 算 額       | 構 成 比 | 予 算 額       | 構 成 比 | 金 額        | 増 減 率 |
|               |             | %     |             | %     |            | %     |
| 1 議 会 費       | 855,958     | 0.4   | 866,928     | 0.4   | △10,970    | △1.3  |
| 2 総 務 費       | 23,512,777  | 10.2  | 18,397,441  | 8.4   | 5,115,336  | 27.8  |
| 3 民 生 費       | 114,281,248 | 49.5  | 106,328,652 | 48.6  | 7,952,596  | 7.5   |
| 4 衛 生 費       | 15,855,024  | 6.9   | 17,851,758  | 8.2   | △1,996,734 | △11.2 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 2,898,464   | 1.3   | 3,127,613   | 1.4   | △229,149   | △7.3  |
| 7 商 工 費       | 3,587,005   | 1.6   | 3,189,477   | 1.5   | 397,528    | 12.5  |
| 8 土 木 費       | 20,881,611  | 9.0   | 22,541,765  | 10.3  | △1,660,154 | △7.4  |
| 9 消 防 費       | 4,884,608   | 2.1   | 4,691,893   | 2.1   | 192,715    | 4.1   |
| 10 教 育 費      | 16,509,500  | 7.1   | 15,730,351  | 7.2   | 779,149    | 5.0   |
| 11 災 害 復 旧 費  | 575,900     | 0.2   | 530,000     | 0.2   | 45,900     | 8.7   |
| 12 公 債 費      | 27,107,905  | 11.7  | 25,314,122  | 11.6  | 1,793,783  | 7.1   |
| 13 予 備 費      | 100,000     | 0.0   | 200,000     | 0.1   | △100,000   | △50.0 |
| 合 計           | 231,050,000 | 100.0 | 218,770,000 | 100.0 | 12,280,000 | 5.6   |

(3) 歳 出 (性質別)

(単位：千円)

| 年度及び比較<br>区 分 |                   | 令和6年度       |            | 令和5年度       |            | 比較増△減      |           |      |
|---------------|-------------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|-----------|------|
|               |                   | 予 算 額       | 構 成 比      | 予 算 額       | 構 成 比      | 金 額        | 増 減 率     |      |
| 1 人 件 費       |                   | 28,950,373  | 12.5%      | 27,246,875  | 12.5%      | 1,703,498  | 6.3%      |      |
|               | (1) 特 別 職 給 与     | 490,594     | 0.2        | 484,166     | 0.2        | 6,428      | 1.3       |      |
|               | (2) 職 員 給         | 19,385,468  | 8.4        | 18,899,470  | 8.6        | 485,998    | 2.6       |      |
|               | ア 基 本 給           | 12,310,176  | 5.3        | 12,130,464  | 5.5        | 179,712    | 1.5       |      |
|               | イ そ の 他 の 手 当     | 7,075,292   | 3.1        | 6,769,006   | 3.1        | 306,286    | 4.5       |      |
|               | (3) 地方公務員共済組合等負担金 | 4,566,928   | 2.0        | 4,390,064   | 2.0        | 176,864    | 4.0       |      |
|               | (4) 退 職 金         | 2,069,529   | 0.9        | 1,107,887   | 0.5        | 961,642    | 86.8      |      |
|               | (5) そ の 他         | 2,437,854   | 1.1        | 2,365,288   | 1.1        | 72,566     | 3.1       |      |
| 2 物 件 費       |                   | 27,583,878  | 11.9       | 25,706,853  | 11.8       | 1,877,025  | 7.3       |      |
| 3 維 持 補 修 費   |                   | 1,821,990   | 0.8        | 1,666,071   | 0.8        | 155,919    | 9.4       |      |
| 4 扶 助 費       |                   | 90,093,767  | 39.0       | 83,497,631  | 38.2       | 6,596,136  | 7.9       |      |
| 5 補 助 費 等     |                   | 11,017,091  | 4.8        | 10,373,690  | 4.7        | 643,401    | 6.2       |      |
| 6 投 資 的 経 費   |                   | 24,282,456  | 10.5       | 25,300,060  | 11.6       | △1,017,604 | △4.0      |      |
|               | (1) 普 通 建 設 事 業 費 | 23,706,556  | 10.3       | 24,770,060  | 11.3       | △1,063,504 | △4.3      |      |
|               | ア 補 助 分           | 14,743,961  | 6.4        | 15,872,454  | 7.3        | △1,128,493 | △7.1      |      |
|               |                   | イ 単 独 分     | 7,162,307  | 3.1         | 7,413,946  | 3.4        | △251,639  | △3.4 |
|               |                   | ウ 県 施 行 分   | 1,800,288  | 0.8         | 1,483,660  | 0.7        | 316,628   | 21.3 |
|               | (2) 災 害 復 旧 事 業 費 | 575,900     | 0.2        | 530,000     | 0.2        | 45,900     | 8.7       |      |
|               | ア 補 助 分           | 125,000     | 0.1        | 125,000     | 0.1        | -          | -         |      |
|               |                   | イ 単 独 分     | 450,900    | 0.2         | 405,000    | 0.2        | 45,900    | 11.3 |
|               | 7 公 債 費           |             | 27,107,905 | 11.7        | 25,314,122 | 11.6       | 1,793,783 | 7.1  |
| 8 積 立 金       |                   | 2,955,949   | 1.3        | 1,224,433   | 0.6        | 1,731,516  | 141.4     |      |
| 9 出 資 金       |                   | 2,162,002   | 0.9        | 2,509,164   | 1.1        | △347,162   | △13.8     |      |
| 10 貸 付 金      |                   | 1,369,502   | 0.6        | 1,479,641   | 0.7        | △110,139   | △7.4      |      |
| 11 繰 出 金      |                   | 13,605,087  | 5.9        | 14,251,460  | 6.5        | △646,373   | △4.5      |      |
| 12 予 備 費      |                   | 100,000     | 0.0        | 200,000     | 0.1        | △100,000   | △50.0     |      |
| 合 計           |                   | 231,050,000 | 100.0      | 218,770,000 | 100.0      | 12,280,000 | 5.6       |      |

#### 4 一般会計より他会計への繰出状況

※（繰出金）

| 区 分    |                     | 令和6年度      |        |        | 令和5年度      |        |            |        |
|--------|---------------------|------------|--------|--------|------------|--------|------------|--------|
|        |                     | 当初予算額      | 構成比    | 増減率    | 当初予算額      | 構成比    | 決算見込額      | 構成比    |
| 特別会計   | 観光施設事業              | 千円<br>-    | %<br>- | %<br>- | 千円<br>-    | %<br>- | 千円<br>-    | %<br>- |
|        | 国民健康保険事業            | 4,234,269  | 23.6   | △1.6   | 4,304,774  | 23.1   | 4,255,803  | 23.8   |
|        | 土地取得                | -          | -      | -      | -          | -      | -          | -      |
|        | 中央卸売市場事業            | 43,235     | 0.2    | △7.9   | 46,922     | 0.3    | 43,461     | 0.2    |
|        | 駐車場事業               | -          | -      | -      | -          | -      | -          | -      |
|        | 財産区                 | -          | -      | -      | -          | -      | -          | -      |
|        | 母子父子寡婦福祉<br>資金貸付事業  | 8,801      | 0.0    | △72.3  | 31,805     | 0.2    | 11,104     | 0.1    |
|        | 介護保険事業              | 7,220,519  | 40.3   | △4.2   | 7,536,783  | 40.4   | 7,004,461  | 39.2   |
|        | 生活排水事業              | -          | 0.0    | △100.0 | 403,094    | 2.2    | 351,750    | 2.0    |
|        | 診療所事業               | 252,337    | 1.4    | 2.1    | 247,075    | 1.3    | 218,392    | 1.2    |
|        | 後期高齢者医療事業           | 1,845,926  | 10.3   | 9.8    | 1,681,007  | 9.0    | 1,608,550  | 9.0    |
|        | 長崎市立病院機構<br>病院事業債管理 | -          | -      | -      | -          | -      | -          | -      |
|        | 小計                  | 13,605,087 | 75.9   | △4.5   | 14,251,460 | 76.4   | 13,493,521 | 75.5   |
| 公営企業会計 | 水道事業                | 139,901    | 0.8    | △65.7  | 407,404    | 2.2    | 403,042    | 2.3    |
|        | 下水道事業               | 4,189,058  | 23.4   | 4.6    | 4,006,026  | 21.5   | 3,969,165  | 22.2   |
|        | 小計                  | 4,328,959  | 24.1   | △1.9   | 4,413,430  | 23.6   | 4,372,207  | 24.5   |
| 合 計    |                     | 17,934,046 | 100.0  | △3.9   | 18,664,890 | 100.0  | 17,865,728 | 100.0  |

※（繰入金）

| 区 分  |                    | 令和6年度       |          |            | 令和5年度        |            |              |            |
|------|--------------------|-------------|----------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
|      |                    | 当初予算額       | 構成比      | 増減率        | 当初予算額        | 構成比        | 決算見込額        | 構成比        |
| 特別会計 | 観光施設事業             | 千円<br>5,390 | %<br>3.5 | %<br>△66.8 | 千円<br>16,240 | %<br>100.0 | 千円<br>16,240 | %<br>100.0 |
|      | 母子父子寡婦福祉<br>資金貸付事業 | 7,978       | 5.2      | 皆増         | -            | -          | -            | -          |
|      | 介護保険事業             | 140,045     | 91.3     | 皆増         | -            | -          | -            | -          |
| 合 計  |                    | 153,413     | 100.0    | 844.7      | 16,240       | 100.0      | 16,240       | 100.0      |

## 5 市債の状況

(単位：千円)

| 区 分       | R4 年 度 末    |  | R5 年 度 末       |  | R6 年 度 中 増 減 額 見 込 み |                    | R6 年 度 末<br>現 在 高 見 込 み 額<br>( A ) + ( B )<br>－ ( C ) |
|-----------|-------------|--|----------------|--|----------------------|--------------------|-------------------------------------------------------|
|           | 現 在 高       |  | 現 在 高<br>( A ) |  | 起 債 見 込<br>( B )     | 元 金 償 還 金<br>( C ) |                                                       |
| 合 計       | 353,942,474 |  | 339,861,066    |  | 19,550,200           | 33,820,813         | 325,590,453                                           |
| 一 般 会 計   | 272,138,326 |  | 263,108,961    |  | 15,454,100           | 25,824,645         | 252,738,416                                           |
| 普 通 債     | 189,616,197 |  | 185,467,142    |  | 13,835,400           | 18,514,091         | 180,788,451                                           |
| 議 会       | －           |  | －              |  | －                    | －                  | －                                                     |
| 総 務       | 27,707,426  |  | 27,323,491     |  | 1,595,900            | 1,397,112          | 27,522,279                                            |
| 民 生       | 3,247,116   |  | 3,278,750      |  | 271,600              | 321,919            | 3,228,431                                             |
| 衛 生       | 22,411,424  |  | 22,893,288     |  | 2,963,900            | 2,517,431          | 23,339,757                                            |
| 農 林 水 産 業 | 6,643,372   |  | 6,490,519      |  | 547,000              | 602,555            | 6,434,964                                             |
| 商 工       | 17,684,237  |  | 16,677,303     |  | 304,700              | 1,143,268          | 15,838,735                                            |
| 土 木       | 77,731,176  |  | 75,130,769     |  | 5,387,200            | 9,047,707          | 71,470,262                                            |
| 消 防       | 5,522,425   |  | 4,647,592      |  | 196,100              | 940,725            | 3,902,967                                             |
| 教 育       | 28,669,021  |  | 29,025,430     |  | 2,569,000            | 2,543,374          | 29,051,056                                            |
| 災 害 復 旧 債 | 1,887,873   |  | 1,939,586      |  | 440,700              | 205,393            | 2,174,893                                             |
| そ の 他     | 80,634,256  |  | 75,702,233     |  | 1,178,000            | 7,105,161          | 69,775,072                                            |
| 特 別 会 計   | 13,396,670  |  | 12,560,709     |  | 2,534,700            | 1,192,807          | 13,902,602                                            |
| 企 業 会 計   | 68,407,478  |  | 64,191,396     |  | 1,561,400            | 6,803,361          | 58,949,435                                            |

6 一般会計歳入歳出決算見込

(1) 歳入(財源別構成)

| 年度別<br>性質別 |                   | 令和5年度             |            |            | 令和4年度             |            |            |
|------------|-------------------|-------------------|------------|------------|-------------------|------------|------------|
|            |                   | 決算見込額             | 構成比        | 前年度増減率     | 決算額               | 構成比        | 前年度増減率     |
| 合計         |                   | 千円<br>237,065,649 | %<br>100.0 | %<br>△ 0.5 | 千円<br>238,187,783 | %<br>100.0 | %<br>△ 8.8 |
| 自主財源       | 計                 | 84,938,053        | 35.8       | 4.4        | 81,375,839        | 34.2       | 5.1        |
|            | 市税                | 55,355,689        | 23.4       | 1.9        | 54,302,182        | 22.8       | 2.2        |
|            | 分担金及び負担金          | 1,392,541         | 0.6        | 1.8        | 1,368,102         | 0.6        | △ 4.1      |
|            | 使用料及び手数料          | 3,699,293         | 1.6        | △ 1.6      | 3,758,269         | 1.6        | △ 0.2      |
|            | 財産収入              | 1,904,072         | 0.8        | 41.5       | 1,345,976         | 0.6        | △ 14.0     |
|            | 寄附金               | 2,124,290         | 0.9        | 27.4       | 1,667,554         | 0.7        | 49.7       |
|            | 繰入金               | 6,701,234         | 2.8        | 15.5       | 5,801,061         | 2.4        | 30.5       |
|            | 繰越金               | 7,807,305         | 3.3        | 11.6       | 6,998,476         | 2.9        | 36.0       |
|            | 諸収入               | 5,953,629         | 2.5        | △ 2.9      | 6,134,219         | 2.6        | △ 10.0     |
| 依存財源       | 計                 | 152,127,596       | 64.2       | △ 3.0      | 156,811,944       | 65.8       | △ 14.7     |
|            | 地方譲与税             | 985,056           | 0.4        | △ 0.1      | 985,744           | 0.4        | △ 4.1      |
|            | 利子割交付金            | 15,602            | 0.0        | 1.4        | 15,388            | 0.0        | △ 44.3     |
|            | 配当割交付金            | 194,852           | 0.1        | 18.3       | 164,763           | 0.1        | △ 20.7     |
|            | 株式等譲渡所得割交付金       | 243,021           | 0.1        | 52.8       | 159,045           | 0.1        | △ 39.2     |
|            | 法人事業税交付金          | 696,282           | 0.3        | △ 12.3     | 793,723           | 0.3        | △ 3.5      |
|            | 地方消費税交付金          | 10,491,914        | 4.4        | △ 2.0      | 10,700,723        | 4.5        | 2.8        |
|            | ゴルフ場利用税交付金        | 54,159            | 0.0        | 3.4        | 52,377            | 0.0        | 6.2        |
|            | 自動車取得税交付金         | 2,931             | 0.0        | 48.4       | 1,975             | 0.0        | 皆増         |
|            | 環境性能割交付金          | 70,158            | 0.0        | 15.3       | 60,869            | 0.0        | 17.9       |
|            | 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 300               | 0.0        | △ 5.1      | 316               | 0.0        | 5.3        |
|            | 地方特例交付金           | 301,196           | 0.1        | △ 0.9      | 303,998           | 0.1        | △ 70.2     |
|            | 地方交付税             | 38,970,490        | 16.4       | 4.9        | 37,158,092        | 15.6       | △ 2.8      |
|            | 交通安全対策特別交付金       | 41,405            | 0.0        | △ 12.7     | 47,426            | 0.0        | △ 15.3     |
|            | 国庫支出金             | 69,775,601        | 29.4       | 1.1        | 69,029,907        | 29.0       | △ 9.4      |
|            | 県支出金              | 15,206,329        | 6.4        | △ 2.2      | 15,555,988        | 6.5        | △ 33.1     |
|            | 市債                | 15,078,300        | 6.4        | △ 30.8     | 21,781,610        | 9.1        | △ 32.4     |



| (2) 歳 出 (性質別)       |               |       |             |            |        |             |            |        |
|---------------------|---------------|-------|-------------|------------|--------|-------------|------------|--------|
| 性 質 別               |               |       | 令和5年度       |            |        | 令和4年度       |            |        |
|                     |               |       | 決 算 見 込 額   | 構 成 比      | 前年度増減率 | 決 算 額       | 構 成 比      | 前年度増減率 |
|                     |               |       | 千円          | %          | %      | 千円          | %          | %      |
| 合 計                 |               |       | 229,468,559 | 100.0      | △ 0.4  | 230,380,478 | 100.0      | △ 9.4  |
| 人 件 費               |               |       | 26,114,451  | 11.4       | △ 2.8  | 26,853,763  | 11.7       | △ 1.4  |
| 物 件 費               |               |       | 24,637,026  | 10.7       | △ 8.4  | 26,899,477  | 11.7       | 5.8    |
| 維 持 補 修 費           |               |       | 1,922,200   | 0.8        | 15.1   | 1,669,876   | 0.7        | △ 4.3  |
| 扶 助 費               |               |       | 89,877,912  | 39.2       | 3.4    | 86,940,066  | 37.7       | △ 5.9  |
| 補 助 費 等             |               |       | 14,423,427  | 6.3        | 10.5   | 13,052,067  | 5.7        | △ 43.0 |
| 投 資 的 経 費           |               |       | 24,462,641  | 10.7       | △ 18.8 | 30,131,474  | 13.1       | △ 22.8 |
|                     | 普 通 建 設 事 業 費 |       | 24,199,764  | 10.5       | △ 18.2 | 29,570,293  | 12.8       | △ 22.2 |
|                     |               | 補 助 分 | 12,120,398  | 5.3        | 13.9   | 10,645,287  | 4.6        | △ 3.8  |
|                     |               | 単 独 分 | 12,079,366  | 5.3        | △ 36.2 | 18,925,006  | 8.2        | △ 29.7 |
|                     | 災 害 復 旧 費     |       | 262,877     | 0.1        | △ 53.2 | 561,181     | 0.2        | △ 45.9 |
|                     |               | 補 助 分 | 146,419     | 0.1        | △ 58.2 | 350,602     | 0.2        | △ 36.7 |
|                     |               | 単 独 分 | 116,458     | 0.1        | △ 44.7 | 210,579     | 0.1        | △ 56.4 |
|                     | 公 債 費         |       |             | 25,196,071 | 11.0   | 1.9         | 24,735,441 | 10.7   |
| 積 立 金               |               |       | 5,808,133   | 2.5        | 86.2   | 3,119,706   | 1.4        | △ 41.6 |
| 投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金 |               |       | 3,533,177   | 1.5        | △ 2.1  | 3,608,899   | 1.6        | 7.1    |
| 繰 出 金               |               |       | 13,493,521  | 5.9        | 0.9    | 13,369,709  | 5.8        | 0.6    |

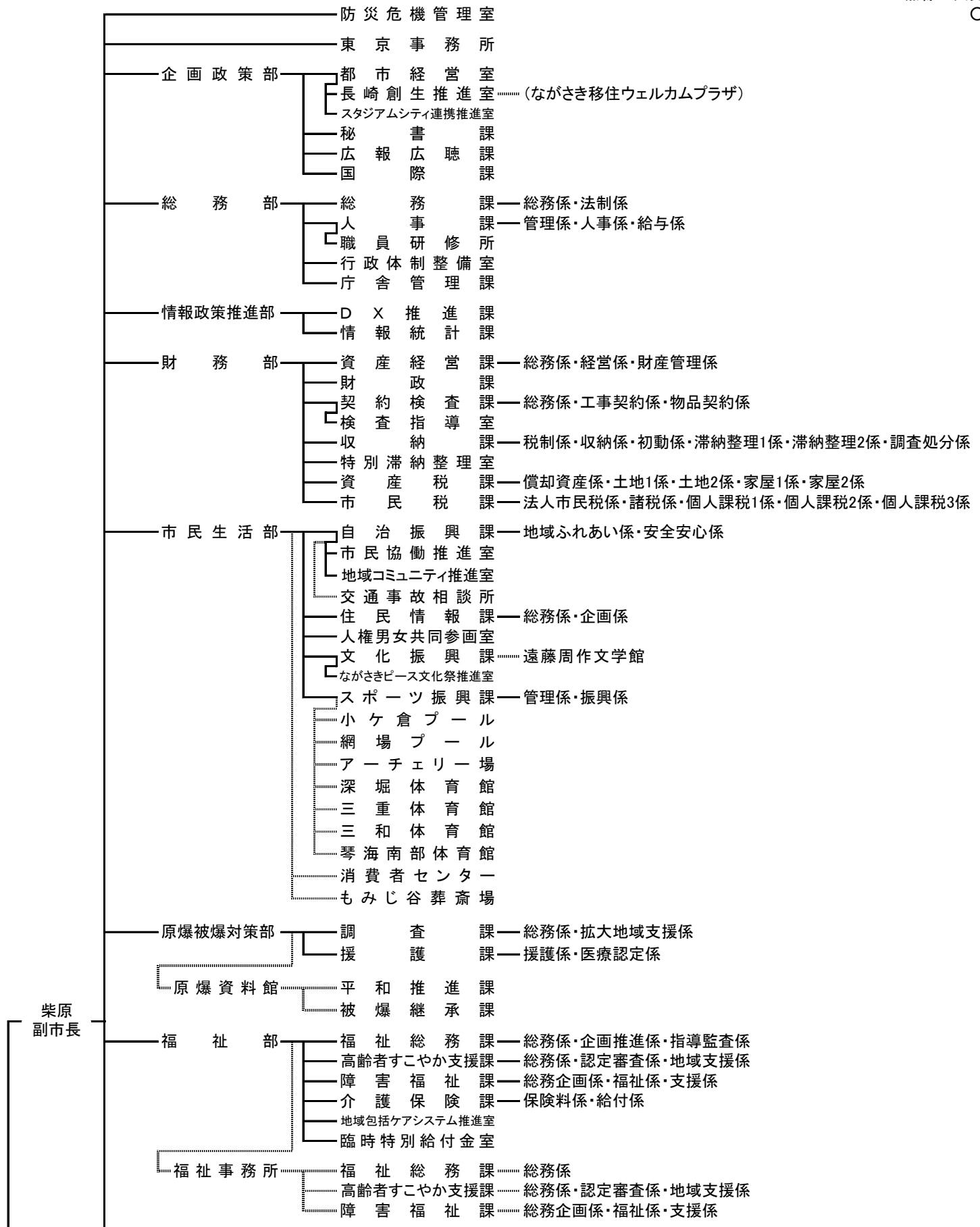


# 長崎市機構表

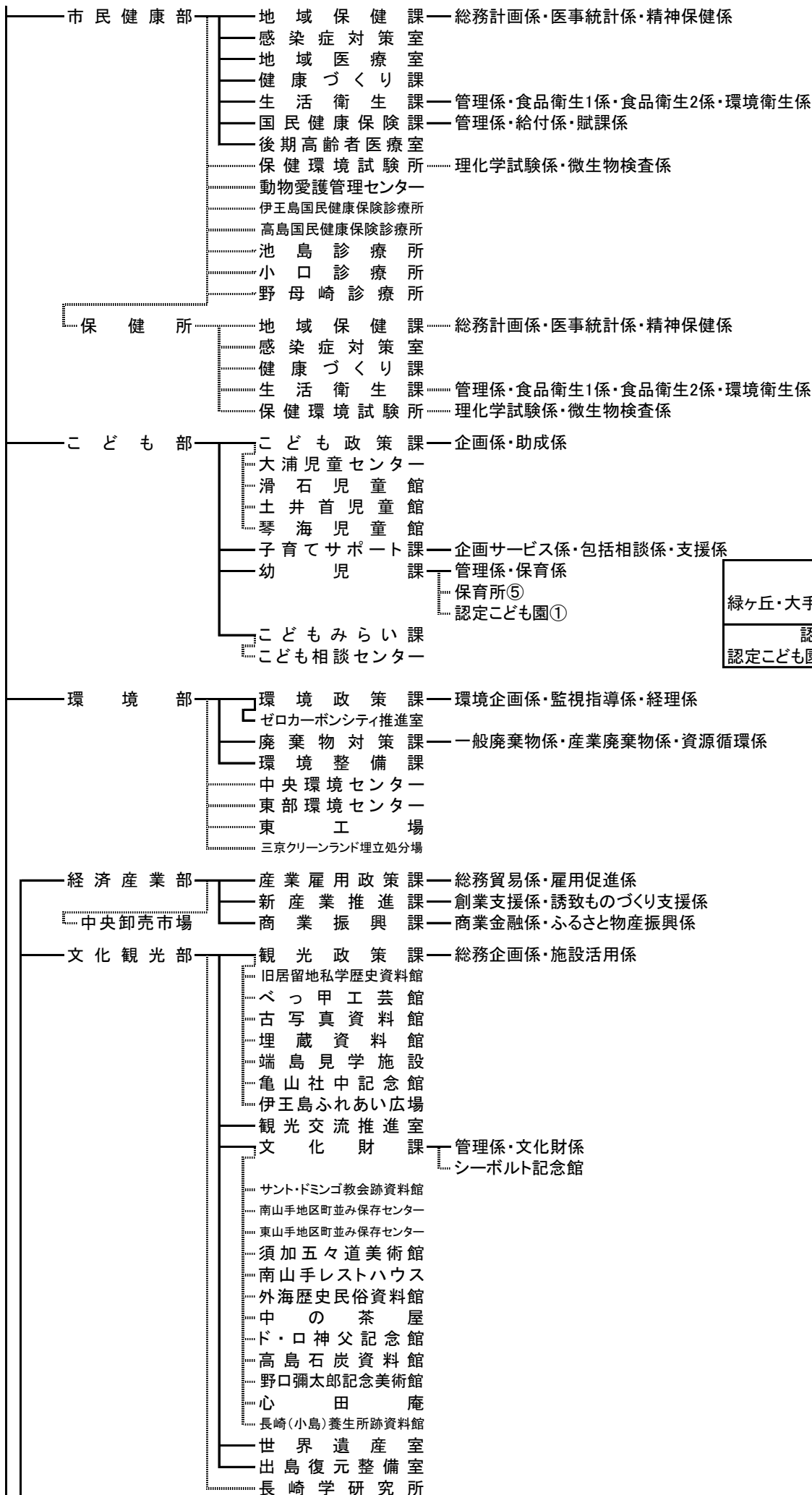
(令和6年4月1日現在)

点線は出先機関

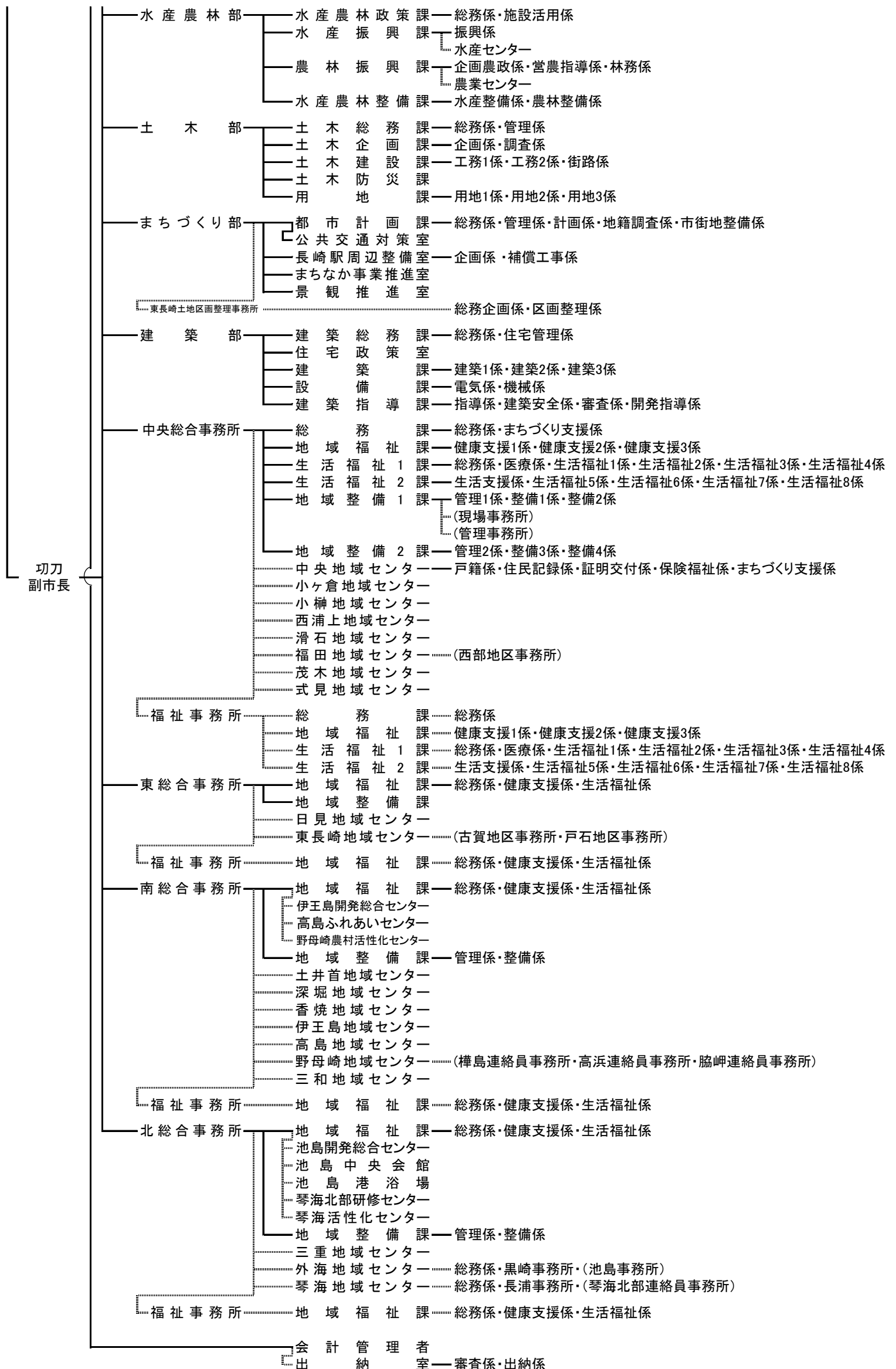
○は数

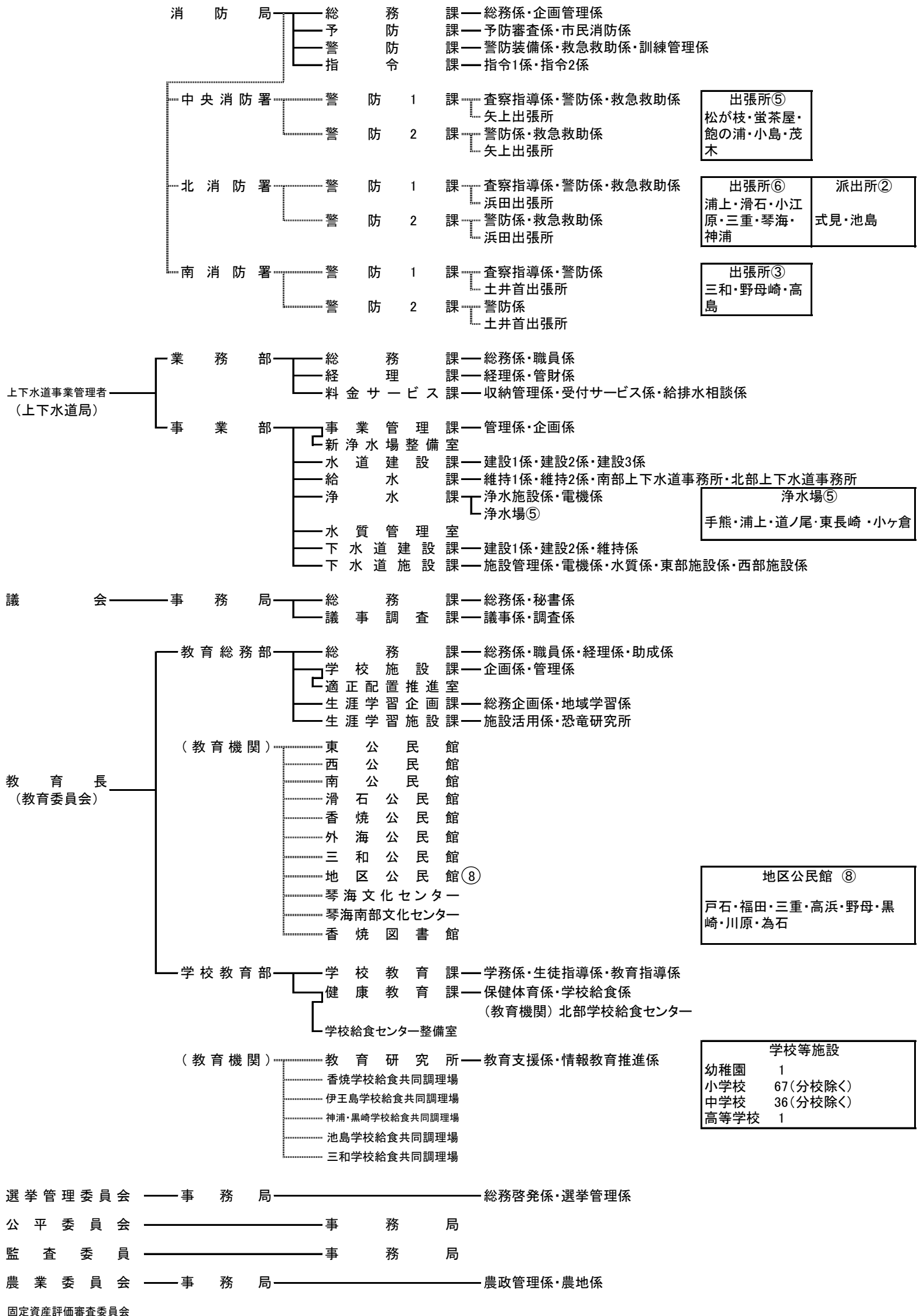


市長



|                  |
|------------------|
| 保育所⑤             |
| 緑ヶ丘・大手・仁田・伊良林・中央 |
| 認定こども園①          |
| 認定こども園長崎幼稚園      |





# 情報公開・個人情報保護

## 1 情報公開

昭和 60 年 10 月に、庶務担当係長で組織する情報公開制度研究委員会が研究報告書を提出した。この内容を踏まえて、昭和 62 年 11 月に助役を委員長とし各部長で構成する情報公開制度検討委員会を設置した。同委員会には下部組織として、課長・係長で組織する専門部会を置き、第一部会が法制度、第二部会が文書管理についてそれぞれ具体的、専門的に検討を行った。そして、この結果を「長崎市情報公開制度検討報告書」として作成し、昭和 63 年 7 月の検討委員会に報告した。

さらに、昭和 63 年 9 月に市民各界の代表者からなる「長崎市情報公開制度懇話会」に、市長から本市の情報公開制度について諮問がなされ、平成元年 2 月に同懇話会から答申がなされた。

本市としては、答申書を充分に尊重のうえ本市の実情に適応した制度を確立し、平成元年 12 月に「長崎市情報公開条例」を公布、平成 2 年 6 月から施行した。

また、平成 13 年 10 月には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」との整合性を図り、より公正で開かれた市政の実現に寄与するため、条例の全面的な見直しを行い、平成 14 年 4 月から施行している。

令和 3 年度から令和 5 年度までの情報公開の処理状況は次のとおりとなっている。

| 区 分               |             | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 合 計   |
|-------------------|-------------|---------|---------|---------|-------|
| 処理<br>の<br>状<br>況 | 公 開         | 71      | 41      | 73      | 185   |
|                   | 部 分 公 開     | 83      | 53      | 50      | 186   |
|                   | 非 公 開       | 9       | 3       | 3       | 15    |
|                   | 存 否 応 答 拒 否 | 1       | 0       | 4       | 5     |
|                   | 非公開（文書不存在）  | 26      | 15      | 14      | 55    |
|                   | 取 下 げ       | 3       | 2       | 9       | 14    |
| 合 計               |             | 193     | 114     | 153     | 460   |
| 公 開 率 ※ 1         |             | 93.9%   | 96.9%   | 97.6%   | 96.1% |
| 審 査 請 求           |             | 21      | 8       | 4       | 33    |

※ 1 請求に対する決定件数で集計。公開率に非公開（文書不存在）及び取下げは含まない。

## 2 個人情報の保護

長崎市の個人情報保護制度は、住民基本台帳の電算化に伴い、昭和 59 年 10 月に制定した「長崎市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」に基づき、電算処理される個人情報の保護のみを対象としていた。

しかしながら、手処理に係る個人情報の保護も重要であることから、平成 9 年 3 月及び平成 10 年 6 月の市議会定例会において個人情報保護条例の制定を求める請願が全会一致で採択された。

これらの経緯を踏まえ、長崎市では、昭和 55 年 9 月に OECD が採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」に示されている 8 原則（収集制限の原則・データ内容の原則・目的明確化の原則・利用制限の原則・安全保護の原則・公開の原則・個人参加の原則・責任の原則）を念頭に置きつつ、条例の制定について、調査検討を重ねてきた。

そのような中で、国においては、個人情報保護法案が平成 13 年の通常国会に提案され、継続審議中であったが、平成 15 年 5 月同法が成立し、平成 17 年 4 月から全面施行された。この法は、O E C D の 8 原則を整理のうえ、基本 5 原則（利用目的による制限・適正な取得・正確性の確保・安全性の確保・透明性の確保）を含めて規定している。

「長崎市個人情報保護条例」は、個人情報保護法の 5 原則にのっとったものとなっており、平成 13 年 10 月に制定し、平成 14 年 4 月 1 日から施行した。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、保有するマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の保護のために、長崎市個人情報保護条例の特例として、「長崎市特定個人情報保護条例」を平成 27 年 7 月に制定し、平成 27 年 10 月 5 日から施行した。

令和 5 年 4 月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いが全国的に共通化されることとなり、制度全体の所管も国の個人情報保護委員会に一元化された。

個人情報に関する全国共通ルールが適用されるため、これまでの個人情報保護制度に関する条例の廃止等を行うとともに、国の施策との整合性に配慮しつつ、改正法を施行させるための「長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定を行った。

令和 3 年度から令和 5 年度までの個人情報の請求に対する処理状況は次のとおりとなっている。

| 処理<br>の<br>状<br>況 | 区 分        | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 合 計   |
|-------------------|------------|---------|---------|---------|-------|
|                   | 開 示        | 51      | 58      | 23      | 132   |
|                   | 部 分 開 示    | 29      | 31      | 23      | 83    |
|                   | 非 開 示      | 4       | 3       | 4       | 11    |
|                   | 非開示（文書不存在） | 19      | 6       | 2       | 27    |
|                   | 取 下 げ      | 1       | 1       | 0       | 2     |
| 合 計               |            | 104     | 99      | 52      | 255   |
| 開 示 率 ※1          |            | 95.2%   | 96.7%   | 92.0%   | 95.1% |
| 訂 正 請 求           |            | 0       | 0       | 0       | 0     |
| 是 正 の 申 出         |            | 0       | 0       | 0       | 0     |
| 審 査 請 求           |            | 30      | 9       | 3       | 42    |

※1 請求に対する決定件数で集計。開示率に非開示（文書不存在）及び取下げは含まない。

# 情 報 化 の 推 進

本市では、市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、これまで昭和 52 年の「汎用コンピューターシステム」をはじめ、「公共施設案内・予約システム」や「財務会計システム」、「メールシステム」等、情報システムの導入などにより、情報化の推進に取り組んできた。

汎用コンピューターシステムは、当初 20 業務から電算処理を開始し、その後「住民記録オンラインシステム」などを開発し運用してきた。

公共施設案内・予約システムは、本市が管理運営する施設の利用手続きを、自宅等の電話・パソコンなどから手軽に行えるように、平成 8 年からサービスを開始した。また平成 22 年 3 月にシステムの更新を行い、携帯電話対応や 24 時間利用可能など、より利便性が高いシステムとした。

財務会計システムは、予算要求、予算編成、執行管理及び決算等に至る一連のシステムとして平成 12 年度に導入、平成 22 年度に更新を行い、財務会計事務の効率化を図っている。

メールシステムは、平成 16 年に導入、平成 29 年 3 月に更新を行い、職員間の情報の共有化及び国や他自治体等との情報伝達・文書交換などを行っている。

さらなる業務の効率化、市民サービスの向上及び情報システム関連経費の削減を図るため、汎用コンピューターシステムを見直し、標準化された業務仕様や技術仕様に基づくサーバー方式のパッケージシステムを導入すべく、平成 22 年度から、基幹業務系システムの再構築に取り組み、平成 24 年 5 月から住民記録系システム及び共通基盤を稼働し、平成 26 年 7 月には福祉系システムや税系システム等全ての新システムを稼働し、汎用コンピューターシステムを廃止した。

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成 29 年 7 月から情報連携の試行運用を開始、同年 11 月には本格運用を始めている。

令和 3 年 4 月より電子決裁による紙文書の削減及び業務の効率化を図るため、文書管理システムを導入したことに併せて、令和 4 年 4 月より財務会計システムも更新した。

令和 5 年 1 月の新市庁舎への移転に併せて、新市庁舎における情報ネットワークの効率化と無線 LAN 環境整備によりフリーアドレスによる柔軟な働き方やパソコンの携行を可能とするためのノート型パソコンへの置き換えを行った。同時に、市民が「書かない」、「迷わない」を実現し、市民の手続きに要する時間短縮を図る総合窓口システムを運用開始した。

## 1 情報化の経緯

| 年 月          | 主 な 導 入 シ ス テ ム 等               |
|--------------|---------------------------------|
| 昭和 52 年 10 月 | 汎用コンピューターシステム導入                 |
| 昭和 58 年 11 月 | 税オンラインシステム稼働                    |
| 昭和 60 年 11 月 | 住民記録オンラインシステム稼働                 |
| 平成 7 年 7 月   | 長崎市ホームページ開設                     |
| 平成 8 年 10 月  | 公共施設案内・予約システム稼働（街頭端末、電話、FAX 対応） |
| 平成 10 年 7 月  | 戸籍システム稼働                        |

|              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 平成 12 年 10 月 | 財務会計システム稼働                          |
| 平成 14 年 3 月  | 公共施設案内・予約システム更新（インターネット対応機能追加）      |
| 平成 14 年 8 月  | 住民基本台帳ネットワークシステム稼働                  |
| 平成 15 年 7 月  | 事務用パソコンの庁内一括調達開始（企業会計を除く）           |
| 平成 16 年 3 月  | メールシステム稼働                           |
| 平成 17 年 1 月  | 市町村合併に伴うシステム統合（1 市 6 町）             |
| 平成 18 年 1 月  | 市町村合併に伴うシステム統合（1 市 1 町）             |
| 平成 18 年 3 月  | 長崎市情報セキュリティポリシー制定                   |
| 平成 19 年 3 月  | 高速インターネット基盤整備事業費補助事業実施              |
| 平成 21 年 9 月  | 全国地域情報化推進セミナー開催（市制 120 周年記念事業）      |
| 平成 22 年 3 月  | 公共施設案内・予約システム更新（24 時間対応、携帯電話対応機能追加） |
| 平成 23 年 10 月 | 財務会計システム更新                          |
| 平成 24 年 3 月  | 長崎市情報化推進計画策定                        |
| 平成 24 年 5 月  | 住民記録系システム及び共通基盤稼働                   |
| 平成 26 年 7 月  | 福祉系システム及び税系システム全稼働、汎用コンピューターシステムの廃止 |
| 平成 29 年 3 月  | メールシステム更新                           |
| 令和 3 年 4 月   | 文書管理システム稼働                          |
| 令和 4 年 3 月   | 長崎市DX推進計画策定                         |
| 令和 4 年 3 月   | 長崎市超高速インターネット環境整備推進事業完了             |
| 令和 4 年 4 月   | 財務会計システム更新                          |
| 令和 5 年 1 月   | 総合窓口システム稼働                          |
| 令和 5 年 3 月   | 公共施設案内・予約システム更新（クラウド化）              |



## 2 電算処理業務の状況

(令和6年6月現在)

| 業 務 名             |         | 取 扱 件 数     | 業 務 名         |         | 取 扱 件 数   |
|-------------------|---------|-------------|---------------|---------|-----------|
| 住 民 記 録           |         | 393,051 人   | 法 人 市 民 税     |         | 10,424 件  |
| 印 鑑 登 録           |         | 258,807 人   | 市 県 民 税       | 特別徴収    | 148,233 件 |
| 選 挙               |         | 337,251 人   |               | 普通徴収    | 176,551 件 |
| 教 育               | 就学事務    | 6,250 人     | 軽 自 動 車 税     |         | 155,156 台 |
|                   | 二十歳のつどい | 3,407 人     | 国 民 健 康 保 険 税 |         | 57,430 世帯 |
| 母 子 福 祉           |         | 7,819 件     |               |         | 81,920 人  |
| 障 害 福 祉           |         | 82,869 人    | 収 納 消 込       |         | 331,730 件 |
| 健 康 診 断           | 幼児健診    | 1,233,632 人 | 納 税 組 合       |         | 336 人     |
|                   | 成人検診    | 1,130,140 人 | 口 座 振 替       |         | 176,510 人 |
| 原爆被爆者             | 死 没 者   | 195,607 人   | 住 宅 管 理       | 住 宅 家 賃 | 12,022 件  |
|                   | 手 当     | 18,486 件    |               | 駐車使用料   | 6,446 件   |
| 高 齢 福 祉           | 長寿祝金    | 61,545 人    | 住 居 表 示 証 明   |         | 303 件     |
|                   | 施設入所    | 426 人       | 戸 籍※          | 現在戸籍    | 209,429 件 |
| 保 育               |         | 11,396 件    |               | 除 籍     | 501,530 件 |
| し 尿 処 理 手 数 料     |         | 2,705 件     |               | 戸籍附票    | 209,429 件 |
| 住 登 外 管 理         |         | 1,098,260 件 | 児 童 福 祉       |         | 81,038 人  |
| 国 民 年 金           |         | 40,837 件    | 介 護 保 険       |         | 135,502 人 |
| 固定資産税             | 土地      | 667,667 筆   | 住民基本台帳ネットワーク  |         | 393,051 人 |
|                   | 家屋      | 156,227 棟   | 後 期 高 齢 者 医 療 |         | 70,718 人  |
|                   | 償却資産    | 13,143 人    | 生 活 保 護       |         | 11,490 人  |
| 公 共 施 設 案 内 ・ 予 約 |         | 21,292 人    | 財 務 会 計       |         | 355,066 件 |

### 3 パソコンの設置状況

LGWAN接続系ネットワークへ接続しているパソコンは、令和6年6月現在で2,863台を設置している。

(令和6年6月現在) (単位：台)

| 部 局 名         | 台 数 | 部 局 名         | 台 数   |
|---------------|-----|---------------|-------|
| 防 災 危 機 管 理 室 | 14  | 土 木 部         | 101   |
| 東 京 事 務 所     | 7   | ま ち づ く り 部   | 86    |
| 企 画 政 策 部     | 77  | 建 築 部         | 137   |
| 総 務 部         | 62  | 中 央 総 合 事 務 所 | 354   |
| 情 報 政 策 推 進 部 | 37  | 東 総 合 事 務 所   | 48    |
| 財 務 部         | 236 | 南 総 合 事 務 所   | 98    |
| 市 民 生 活 部     | 122 | 北 総 合 事 務 所   | 72    |
| 原 爆 被 爆 対 策 部 | 54  | 出 納 室         | 11    |
| 福 祉 部         | 119 | 消 防 局         | 206   |
| 市 民 健 康 部     | 170 | 議 会 事 務 局     | 32    |
| こ ど も 部       | 112 | 教 育 委 員 会     | 151   |
| 環 境 部         | 126 | 選 挙 管 理 委 員 会 | 12    |
| 経 済 産 業 部     | 51  | 監 査 事 務 局     | 16    |
| 文 化 観 光 部     | 72  | 農 業 委 員 会     | 10    |
| 水 産 農 林 部     | 70  | 上 下 水 道 局     | 200   |
|               |     | 合 計           | 2,863 |

# 行 財 政 改 革

本市は、昭和 58 年 11 月に行財政改革プランの基礎となる「行財政運営の健全化に関する具体化方策について」を策定し、事務事業の効率化、財政運営の適正化等に取り組んできた。

その後、平成 8 年 10 月に第 2 次行政改革大綱、平成 13 年 3 月に第 3 次行政改革大綱、平成 18 年 3 月に第 4 次行政改革大綱を策定し、事業の整理や民間委託等により計画的に行政改革に取り組むとともに、健全な財政基盤を確立するため、平成 13 年 3 月に第 1 次財政構造改革プラン、平成 18 年 3 月に第 2 次財政構造改革プランを策定し、効果的な行財政運営に努めてきた。

平成 23 年 8 月には、近年の厳しい行財政状況や人口減少社会に対応することとあわせ、これまでの行政改革大綱と財政構造改革プランを統合した行財政改革プランを策定し、職員数や経費の削減等、これまで取り組んできた「量」の改革に加え、職員の意識改革による事務の効率化など「質」の改革を重視して取り組んできた。

そのような中、令和 2 年 2 月には、依然厳しい社会経済情勢の中において、限られた人員や財源を効率的、効果的に活用し、複雑多様化する行政需要に向き合い、解決に向けて取り組む「行政経営」に重点を置いた行政経営プランを策定した。

職員数を削減することのみを目的とせず、民間委託や公の施設の指定管理者制度導入・民間移譲、RPA・AI などの ICT の導入などの効率化等により生み出された人員や財源を活用し、新たな市民サービスの提供や既存の市民サービスの水準の向上、職場環境の改善（ワークライフバランス等）を図っていく。

## 1 これまでの主な実施項目

| 年度      | 実施項目                                                                                                          | 組織改正等                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 4 年度 | 委託等<br>① あぐりの丘への指定管理者制度導入<br>② 市立図書館への指定管理者制度導入<br>③ 庁舎等の包括的民間委託<br>④ 工事における設計図面作成の民間委託<br>⑤ 設計・工事監理業務の一部民間委託 | 組織改正<br><4 月 1 日改正><br>① 開港 450 周年事業推進室の廃止<br>② 動物管理センターを動物愛護管理センターに名称変更<br>③ 子育て支援課・こども健康課を廃止し、こども政策課・子育てサポート課を新設<br>④ ゼロカーボンシティ推進室を新設<br>⑤ 交流拠点施設整備室を廃止<br>⑥ 住宅課を廃止し、建築総務課・住宅政策室を新設<br>⑦ 恐竜博物館推進室を廃止<br><10 月 1 日改正><br>⑧ 高砂園の廃止<br><1 月 1 日改正><br>⑨ 市立図書館の廃止 |
|         | 見直し<br>⑥ RPA の導入（ひとり親世帯の福祉医療登録業務ほか 7 業務）<br>⑦ 財務会計システムの電子決裁化<br>⑧ 外勤用タブレットの運用                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 令和 5 年度 | 委託等<br>① 大浦地区公民館及び脇岬地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入<br>② 鋼橋架設工事に係る積算業務の民間委託                                        | 組織改正<br><4 月 1 日改正><br>① 広報戦略室の廃止<br>② 臨時特別給付金室の廃止<br>③ 施設課を学校施設課に名称変更<br>④ 生涯学習課を廃止し、生涯学習企画課・生涯学習施設課を新設                                                                                                                                                        |

|       |     |                                                                        |                                                                                                                   |
|-------|-----|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 見直し | ③ 納付書のキャッシュレス決済・コンビニ決済導入                                               | <4月21日改正><br>⑤ 臨時特別給付金室を新設<br><8月1日改正><br>⑥ スタジアムシティ連携推進室を新設<br>⑦ 水産農林整備課を新設<br>⑧ 水産センターを水産振興課へ統合<br>⑨ 新浄水場整備室を新設 |
| 令和6年度 | 委託等 | ① 徴収一元化債権の効果的回収に向けた収納・徴収事務の包括的委託<br>② 回収困難債権の収納事務委託                    | 組織改正                                                                                                              |
|       | 見直し | ③ 公金支払方法のキャッシュレス化（オンライン）<br>④ 公金支払方法のキャッシュレス化（窓口）<br>⑤ RPAの導入（保育料判定業務） |                                                                                                                   |

# 職 員 ・ 給 与 等

## 1 部局別職員数

(R6. 4. 1)

| 部 局 名         | 定 数     | 現 員     | 部 局 名               | 定 数   | 現 員   |
|---------------|---------|---------|---------------------|-------|-------|
| 市 長 部 局       | 2,296 人 | 2,180 人 | ま ち づ く り 部         |       | 78    |
| 防 災 危 機 管 理 室 |         | 11      | 建 築 部               |       | 120   |
| 東 京 事 務 所     |         | 3       | 中 央 総 合 事 務 所       |       | 345   |
| 企 画 政 策 部     |         | 63      | 東 総 合 事 務 所         |       | 49    |
| 総 務 部         |         | 56      | 南 総 合 事 務 所         |       | 90    |
| 情 報 政 策 推 進 部 |         | 38      | 北 総 合 事 務 所         |       | 68    |
| 財 務 部         |         | 227     | 出 納 室               |       | 11    |
| 市 民 生 活 部     |         | 110     | 消 防 局               | 512   | 465   |
| 原 爆 被 爆 対 策 部 |         | 48      | 上 下 水 道 局           | 319   | 246   |
| 福 祉 部         |         | 107     | 議 会 事 務 局           | 24    | 24    |
| 市 民 健 康 部     |         | 162     | 教 育 委 員 会 事 務 局     | 363   | 193   |
| こ ど も 部       |         | 136     | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 12    | 11    |
| 環 境 部         |         | 196     | 公 平 委 員 会 事 務 局     | —     | —     |
| 経 済 産 業 部     |         | 49      | 監 査 事 務 局           | 13    | 9     |
| 文 化 観 光 部     |         | 60      | 農 業 委 員 会 事 務 局     | 10    | 9     |
| 水 産 農 林 部     |         | 56      | 総 計                 | 3,549 | 3,137 |
| 土 木 部         |         | 97      |                     |       |       |

※ 全職員中の女性職員数・割合 (R6. 4. 1 現在) ……925 人 (29.5%)

※ 上記職員数には任期付職員を含み、再任用職員を除く。

また、「2 職種別給料等」及び「3 行政職給料等」は、企業職員、再任用職員及び任期付職員を除く。

## 2 職種別給料等

(R6. 4. 1)

| 区 分          | 行 政 職     | 現 業 職     | 消 防 職     | 医 療 職 (1) |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平 均 給 料      | 312,114 円 | 284,561 円 | 288,374 円 | 555,657 円 |
| 平 均 年 齢      | 41 歳 08 月 | 45 歳 08 月 | 37 歳 01 月 | 59 歳 10 月 |
| 平 均 勤 続 年 数  | 17 年 11 月 | 21 年 01 月 | 15 年 11 月 | 7 年 06 月  |
| 職 員 数<br>(人) | 計         | 2,068     | 172       | 465       |
|              | 男         | 1,306     | 166       | 456       |
|              | 女         | 762       | 6         | 9         |

※ 全職員平均…… 年 齢＝41 歳 03 月 勤続年数＝17 年 03 月  
給 料＝308,223 円 給 与＝380,521 円

### 3 行政職給料等

#### (1) 初任給

(R6. 4. 1)

| 内容 \ 区分 | 大 学 卒     | 短 大 卒     | 高 校 卒     |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 給 料 月 額 | 196,200 円 | 179,100 円 | 166,600 円 |

#### (2) 職制別給料等

(R6. 4. 1)

| 区 分     | 部 長 級     | 次 長 級     | 課 長 級     | 課長補佐級     | 係 長 級     | 主 任 級     | 一 般 職     |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平 均 給 料 | 475,521 円 | 433,181 円 | 403,389 円 | 389,150 円 | 367,925 円 | 372,784 円 | 278,016 円 |
| 平 均 年 齢 | 55 歳 11 月 | 56 歳 04 月 | 52 歳 01 月 | 52 歳 07 月 | 49 歳 02 月 | 51 歳 03 月 | 37 歳 05 月 |
| 平均勤続年数  | 32 年 11 月 | 33 年 00 月 | 28 年 01 月 | 30 年 04 月 | 25 年 09 月 | 27 年 10 月 | 13 年 05 月 |
| 職 員 数   | 43 人      | 26 人      | 143 人     | 28 人      | 295 人     | 110 人     | 1,423 人   |

※行政職給料表適用者（消防職を除く）

### 4 期末・勤勉手当の支給割合

(R6. 4. 1)

| 区 分          | 合 計   | 6 月   | 12 月  |
|--------------|-------|-------|-------|
| 計 (月分)       | 4.500 | 2.250 | 2.250 |
| 期 末 手 当 (月分) | 2.450 | 1.225 | 1.225 |
| 勤 勉 手 当 (月分) | 2.050 | 1.025 | 1.025 |

### 5 管理職手当

(H30. 4. 1 から適用)

| 職名        | 区分  | 職務の級 | 手当額       | 職名         | 区分  | 職務の級 | 手当額      | 職名   | 区分  | 職務の級 | 手当額      |
|-----------|-----|------|-----------|------------|-----|------|----------|------|-----|------|----------|
| 部長        | 一 種 | 9 級  | 104,200 円 | 次長         | 三 種 | 7 級  | 70,800 円 | 主幹   | 五 種 | 6 級  | 55,500 円 |
|           |     | 8 級  |           |            |     |      |          | 課長補佐 |     | 5 級  | 39,700 円 |
| 政策監<br>理事 | 二 種 | 9 級  | 84,600 円  | 課長<br>特定主幹 | 四 種 | 6 級  | 62,300 円 |      |     |      |          |
|           |     | 8 級  |           |            |     |      |          |      |     |      |          |

※行政職給料表適用者

### 6 ラスパイレス指数

| 年        | H30 年 | R 元年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|----------|-------|------|------|------|------|------|
| ラスパイレス指数 | 99.7  | 98.9 | 98.2 | 98.0 | 97.8 | 97.5 |

## 7 退職手当の支給割合

(H30. 4. 1 から適用)

| 区 分       | 自己都合退職(月分) | 定年退職(月分)   |
|-----------|------------|------------|
| 最 高 限 度   | 47. 709000 | 47. 709000 |
| 勤 続 2 0 年 | 19. 669500 | 24. 586875 |
| 勤 続 3 0 年 | 34. 735500 | 40. 803750 |
| 勤 続 3 5 年 | 39. 757500 | 47. 709000 |

## 8 特別職の報酬

(R5. 5. 1) (単位：円)

| 職 種                      |                    | 現行の報酬額<br>(R5. 5. 1)  | 職 種                         | 現行の報酬額<br>(R5. 5. 1) |                         |
|--------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|----------------------|-------------------------|
| 市 長                      |                    | 月 1,096,000           | 民 生 委 員 推 薦 会 の 委 員         | 日 7,900              |                         |
| 副 市 長                    |                    | 月 892,000             | 固 定 資 産 評 価 員               | 月 94,300             |                         |
| 上 下 水 道 事 業 管 理 者        |                    | 月 710,000             | 土 地 区 画 整 理 審 議 会 の 委 員     | 日 7,900              |                         |
| 教 育 長                    |                    | 月 710,000             | 土地地区画整理法の規定に基づく評価員          | 日 7,900              |                         |
| 常 勤 監 査 委 員              |                    | 月 610,000             | 防 災 会 議 の 委 員 ・ 専 門 委 員     | 日 7,900              |                         |
| 議 長                      |                    | 月 744,000             | 交 通 安 全 対 策 会 議             | 委員・特別委員              | 日 7,900                 |
| 副 議 長                    |                    | 月 679,000             |                             | 幹 事                  | 日 6,750                 |
| 議 会 議 員                  |                    | 月 625,000             | 介 護 認 定 審 査 会               | 会 長                  | 日 18,900                |
| 教 育 委 員 会 の 委 員          |                    | 月 103,000             |                             | 委 員                  | 日 17,900                |
| 選 挙 管 理 委 員 会            | 委 員 長              | 月 72,300              | 障 害 支 援 区 分 認 定 審 査 会       | 会 長                  | 日 18,900                |
|                          | 委 員                | 月 55,900              |                             | 委 員                  | 日 17,900                |
|                          |                    | 臨 時 補 充 員             | 日 7,900                     | 国 民 保 護 協 議 会        | 委員・専門委員                 |
| 公 平 委 員 会                | 委 員 長              | 月 62,300              | 幹 事                         |                      | 日 6,750                 |
|                          | 委 員                | 月 50,400              | 消 防 賞 じ ゅ つ 審 査 委 員 会 の 委 員 |                      | 日 7,900                 |
| 監 査 委 員                  | 識 見 者 選 任          | 月 114,000             | この表に掲げる附属機                  | 会長・委員長               | 日 8,800                 |
|                          | 議 会                | 月 85,800              |                             | 関 以 外 の 附 属 機 関      | 上 記 以 外                 |
| 農 業 委 員 会                | 会 長                | 月 62,700<br>年 市長が定める額 | 選 挙 長                       |                      | 日 10,800<br>(R1. 5. 15) |
|                          |                    |                       | 投 票 所 の 投 票 管 理 者           |                      | 日 12,800<br>(R1. 5. 15) |
|                          | 委 員                | 月 47,600<br>年 市長が定める額 | 期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者     |                      | 日 11,300<br>(R1. 5. 15) |
|                          |                    |                       | 開 票 管 理 者                   |                      | 日 10,800<br>(R1. 5. 15) |
|                          | 農地利用最適化<br>推 進 委 員 | 月 37,800<br>年 市長が定める額 | 投 票 所 の 投 票 立 会 人           |                      | 時間 1,026<br>(R6. 5. 31) |
|                          |                    |                       | 期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人     |                      | 時間 1,026<br>(R6. 5. 31) |
| 固 定 資 産 評 価<br>審 査 委 員 会 | 委 員 長              | 日 10,900              | 開 票 立 会 人                   |                      | 日 8,900<br>(R1. 5. 15)  |
|                          | 委 員                | 日 10,100              | 選 挙 立 会 人                   |                      | 日 8,900<br>(R1. 5. 15)  |
| 社 会 教 育 委 員              |                    | 日 7,900               |                             |                      |                         |

※ ( )内は報酬等の額の適用年月日

※ 長崎市附属機関に関する条例に規定する附属機関を除く

## 9 給与等の公表

本市においては、昭和 57 年 7 月 1 日発行の「広報ながさき」(全世帯配布)により第 1 回の公表を行って以来、毎年給与等の公表を行っている。

また、平成 17 年度からは、本市の採用状況や勤務条件等を含む人事行政の運営状況を広報ながさき及び市ホームページ等において公表を行っている。

# 10 旅 費 額

(H19. 4. 1 から適用)

| 職 名 等                       | 鉄 道 賃                                                                                | 船 賃                                                            | 車 賃<br>(1kmにつき) | 日 当<br>(1 日につき) | 宿 泊 料<br>(1 夜につき) |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 市 長<br>副 市 長                | 旅客運賃、<br>急行料金、<br>特別車両料金<br>及び座席指定<br>料金<br>※ 特別車両<br>料金は、当<br>分の間、市<br>長及び副市<br>長のみ | (1) 上級<br>(2) 等級がない場合<br>実 費                                   | 円<br><br>37     | 円<br>3,300      | 円<br>16,500       |
| 部 長 級<br>次 長 級<br>課 長 補 佐 級 |                                                                                      | (1) 3 階級の場合<br>中 級<br>(2) 2 階級の場合<br>下 級<br>(3) 等級がない場合<br>実 費 |                 | 2,600           | 13,100            |
| 係 主 係<br>長 任 級<br>係 員       |                                                                                      |                                                                |                 | 2,200           | 10,900            |



# 職 員 研 修

本市では、「自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員の育成」を目的とし、自己啓発、職場研修、職員研修、派遣研修の4つの柱を立て、それぞれの研修内容の充実を図っている。

具体的には、自主研究グループの活動助成、資格取得に対する助成、語学講座の開催等、職員の自主学習を積極的に支援し、「自己啓発」意欲の向上を図るとともに、職員の職務遂行能力の向上と組織の活性化に効果的な「職場研修」の推進に努めることとしている。

また、「職員研修」では、一般職員から管理監督職員に至る各階層での必須の研修である階層別基本研修や、職員の事務能力の向上等に力点を置いた行政実務研修・特別研修を実施している。

さらに「派遣研修」では、幅広い視野と新しい発想を持った意欲的な職員の育成とともに、各種研修機関への派遣による専門知識・技能の習得及び庁内講師の養成を図っている。

## 1 令和6年度職員研修計画

### (1) 自己啓発

職員が市政に係る研究や能力開発等を目的として自主的に行う研修について、次のとおり助成する。

#### ア 自主研究グループへの助成

複数の職員が組織的・計画的・継続的に行う集団的な調査・研究を対象とする。研究活動に必要な経費の補助、講師等の紹介、参考図書等の貸出しなどを行う。

#### イ 資格取得に対する助成

自己啓発の意欲を喚起するとともに、職務遂行能力の向上を図ることを目的として、職務の遂行に寄与すると認められる資格を取得した職員に対し、資格試験の検定料及び資格取得に係る講座の受講料のそれぞれ2分の1に相当する額を助成する。

### (2) 職場研修

各職場が実施する職場研修及び実務セミナー派遣などに関し、経費の負担、講師の紹介、研修機材等の貸し出しなどを行う。

### (3) 職員研修

#### ア 階層別基本研修

採用後10年間で、市民の声をしっかりと聴き、そこで生じている課題等を政策に反映できる力を高めていくために必要な、コミュニケーション力などの対話力や、企画力・政策立案能力を向上させる研修や、職位ごとの役割に応じた研修などを計画的に実施する。

|                            | 研 修 名           | 対 象 者             | 回 数 |
|----------------------------|-----------------|-------------------|-----|
| 一<br>般<br>職<br>員<br>研<br>修 | 新 規 採 用 職 員 研 修 | 新 規 採 用 職 員       | 7   |
|                            | 採 用 2 年 次 研 修   | 採 用 後 2 年 目 の 職 員 | 2   |
|                            | 採 用 3 年 次 研 修   | 採 用 後 3 年 目 の 職 員 | 1   |
|                            | 採 用 4 年 次 研 修   | 採 用 後 4 年 目 の 職 員 | 1   |
|                            | 採 用 5 年 次 研 修   | 採 用 後 5 年 目 の 職 員 | 1   |

| 研 修 名              |                       | 対 象 者                                | 回 数 |
|--------------------|-----------------------|--------------------------------------|-----|
|                    | 採 用 6 年 次 研 修         | 採 用 後 6 年 目 の 職 員                    | 1   |
|                    | 採 用 7 年 次 研 修         | 採 用 後 7 年 目 の 職 員                    | 1   |
|                    | 採 用 8 年 次 研 修         | 採 用 後 8 年 目 の 職 員                    | 1   |
|                    | 採 用 9 年 次 研 修         | 採 用 後 9 年 目 の 職 員                    | 1   |
|                    | 採 用 10 年 次 研 修        | 採 用 後 10 年 目 の 職 員                   | 1   |
|                    | 採 用 15 年 次 研 修        | 採 用 後 15 年 目 の 職 員                   | 1   |
|                    | 新 任 主 任 研 修           | 令 和 6 年 度 主 任 昇 任 者                  | 3   |
| 職 員 研 修<br>管 理 監 督 | 新 任 係 長 研 修           | 令 和 6 年 度 係 長 昇 任 者                  | 3   |
|                    | 現 任 係 長 研 修           | 係 長 と し て 2 年 目 の 職 員                | 2   |
|                    |                       | 係 長 と し て 3 年 目 の 職 員                | 2   |
|                    |                       | 係 長 と し て 4 年 目 の 職 員                | 1   |
|                    | 新 任 課 長 ・ 課 長 補 佐 研 修 | 令 和 6 年 度 課 長 級<br>・ 課 長 補 佐 級 昇 任 者 | 3   |
|                    | 現 任 課 長 研 修           | 課 長 と し て 3 年 目 の 職 員                | 1   |
|                    |                       | 課 長 と し て 4 年 目 の 職 員                | 1   |

#### イ 行政実務研修・特別研修

職員の職務遂行能力の向上に力点を置いた基礎実務研修や、様々な行政課題、時代のニーズに柔軟に対応できる人材の育成を目指した特別研修を実施する。

〔 専門実務研修（P C ・ 契 約 ・ 会 計 ・ 庶 務 等）、若手職員パワーアップ研修、女性活躍推進研修、次世代育成研修、高齢期職員研修、不当要求防止対策研修、ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修等 〕

#### (4) 派遣研修

高度な専門的能力と幅広い見識を養成することを目的として自治大学校、政策研究大学院大学、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）及び全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）等へ職員を派遣するとともに、先進都市の調査・研究のための職員派遣を実施する。

また、長崎県市町村振興協会（長崎県市町職員研修センター）が主催する専門研修等に職員を派遣する。

## 2 令和5年度職員研修総括表（実績）

| 研 修 名   |                   | 対象者         | 回数 | 延人数   |
|---------|-------------------|-------------|----|-------|
| 自       | 己 啓 発             | 全 職 員       |    | 271   |
| 職 場 研 修 | 職 場 内 研 修         | 全 職 員       | 26 | 624   |
|         | 実 務 セ ミ ナ ー 等 派 遣 | 全 職 員       | 41 | 41    |
| 職 員 研 修 | 一 般 職 員 研 修       | 一 般 職 員     | 36 | 1,857 |
|         | 管 理 監 督 職 員 研 修   | 管 理 監 督 職 員 | 20 | 477   |
|         | 行 政 実 務 研 修       | 全 職 員       | 29 | 3,394 |
|         | 特 別 研 修           | 全 職 員       | 35 | 1,793 |
| 派 遣 研 修 |                   | 全 職 員       | 95 | 379   |
| 総 計     |                   |             |    | 8,836 |

# 市 税

## 1 市税の税率、納期等（令和6年度分）

| 区<br>分                               | 市                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                             | 民 税                                                                                                                                                               |               |             |                                                                                                 |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      | 個 人（賦課期日：1月1日）                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                             | 法 人                                                                                                                                                               |               |             |                                                                                                 |
|                                      | 均 等 割                                                                                                                                                                                                            | 所 得 割                                                                                                                                                                       | 均 等 割                                                                                                                                                             |               | 法人税割        |                                                                                                 |
| 課<br>税<br>標<br>準<br>及<br>び<br>税<br>率 | 標準税率<br>3,000 円                                                                                                                                                                                                  | 標準税率<br>税率 一律 6%<br><br>・ 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る分を除く）及び山林所得金額を課税標準                                                                                               | 標準税率                                                                                                                                                              |               |             | 制限税率<br>8.4／100<br>(平成 26 年 10 月 1 日以降令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度の税率は 12.1／100)<br><br>・ 法人税額を課税標準 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 資本金等の額                                                                                                                                                            | 市 内 の<br>従業員数 | 税 率<br>(年額) |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 5 0 億 円 超                                                                                                                                                         | 5 0 人 超       | 3,000,000 円 |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                   | 50 人以下        | 410,000 円   |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 1 0 億 円 超                                                                                                                                                         | 5 0 人 超       | 1,750,000 円 |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 50億円以下                                                                                                                                                            | 50 人以下        | 410,000 円   |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 1 億 円 超                                                                                                                                                           | 5 0 人 超       | 400,000 円   |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 10億円以下                                                                                                                                                            | 50 人以下        | 160,000 円   |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 1 千万円超                                                                                                                                                            | 5 0 人 超       | 150,000 円   |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 1 億円以下                                                                                                                                                            | 50 人以下        | 130,000 円   |                                                                                                 |
| 納<br>税<br>義<br>務<br>者                | ・ 1 月 1 日現在、市内に住所を有する個人（均等割と所得割）<br>・ 1 月 1 日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割のみ）                                                                                                                         | ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割と法人税割）<br>・ 市内に事務所又は事業所を有しないが、寮等を有する法人（均等割のみ）<br>・ 市内に事務所又は事業所を有する公益法人で、収益事業を行わないもの（均等割のみ）<br>・ 法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有する者（法人税割のみ） | 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度については、「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合は、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」が均等割の税率区分の算定基礎となる。<br>(資本金等の額＝無償増資、無償減資等を加減算した調整後の金額) |               |             |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 1 千万円以下                                                                                                                                                           | 5 0 人 超       | 120,000 円   |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                   | 50 人以下        | 50,000 円    |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             | 上記以外の法人等                                                                                                                                                          | —             | 50,000 円    |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                   |               |             |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                   |               |             |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                   |               |             |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                   |               |             |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                   |               |             |                                                                                                 |
|                                      |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                   |               |             |                                                                                                 |
| 期 申<br>限 告                           | 3 月 17 日                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                             | ・ 事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内<br>・ 公共法人等で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日                                                                                                           |               |             |                                                                                                 |
| 納<br>期                               | ・ 普通徴収<br>第 1 期 6 月 15 日～ 7 月 1 日まで<br>第 2 期 8 月 15 日～ 9 月 2 日まで<br>第 3 期 10 月 15 日～ 10 月 31 日まで<br>第 4 期 1 月 15 日～ 1 月 31 日まで<br>・ 給与所得に係る特別徴収 年 12 月（6 月～翌年 5 月）徴収の月の翌月の 10 日まで<br>・ 公的年金等所得に係る特別徴収 年 6 月（偶数月） |                                                                                                                                                                             | ・ 申告納付                                                                                                                                                            |               |             |                                                                                                 |

|           |                                                                                                                                                                                            |  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>備考</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民税を併課<br/>均等割 1,500 円(ながさき森林環境税 500 円を含む)<br/>所得割 標準税率 税率 一律 4%</li> <li>・ 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、令和 6 年度から森林環境税（国税）1,000 円の賦課徴収を開始</li> </ul> |  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

| 区<br>分                               | 固 定 資 産 税<br>(賦課期日：1月1日)                                                                          |              |                               | 都 市 計 画 税<br>(賦課期日：1月1日)                                         | 軽 自 動 車 税                                                           |                                                               | 市 た ば こ 税                                               |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|                                      | 土 地                                                                                               | 家 屋          | 償却資産                          |                                                                  | 種別割<br>(賦課期日：4月1日)                                                  | 環境性能割                                                         |                                                         |
| 課<br>税<br>標<br>準<br>及<br>び<br>税<br>率 | ・ 標準税率                                                                                            |              |                               | ・ 制限税率<br>・ 市街化区域内<br>の 固 定 資 産<br>( 土 地 、 家<br>屋 ) の 課 税 標<br>準 | ・ 標準税率<br>【別紙】 のとおり                                                 | ・ 標準税率<br>【別紙】 のとおり                                           | ・ 一定税率<br>・ 小売業者への<br>売 渡 本 数<br>1,000 本につ<br>き 6,552 円 |
|                                      | ・ 基準年度の価<br>格又は基準年<br>度の価格に比<br>準する価格                                                             |              | ・ 賦 課 期<br>日 に お<br>ける 価<br>格 |                                                                  |                                                                     |                                                               |                                                         |
|                                      | 1.4／100                                                                                           |              |                               | 0.3／100                                                          |                                                                     |                                                               |                                                         |
| 納<br>税<br>義<br>務<br>者                | ・ 当該固定資産の所有者                                                                                      |              |                               | ・ 当該固定資産<br>の所有者                                                 | ・ 当該軽自動車等<br>の所有者                                                   | ・ 当該三輪以上の<br>軽自動車の取得<br>者                                     | ・ 製造たばこの<br>製造者<br>・ 特定販売業者<br>・ 卸売販売業者                 |
| 申<br>告<br>期<br>限                     |                                                                                                   |              | 1月31日                         |                                                                  | 取得・変更申告<br>・ 申告事由発生日<br>から15日以内<br><br>廃車申告<br>・ 申告事由発生日<br>から30日以内 | ・ 車両番号の指<br>定を受けると<br>き<br>・ 申告事由発<br>生日から15日<br>を経過する日<br>まで | 当該売渡月分を<br>翌月末日                                         |
| 納<br>期                               | 第1期<br>5月15日～ 5月31日まで<br>第2期<br>7月15日～ 7月31日まで<br>第3期<br>12月15日～12月25日まで<br>第4期<br>2月15日～ 2月28日まで |              |                               | 同 左                                                              | ・ 普通徴収<br>5月 15 日～<br>5月 31 日まで                                     | ・ 申告納付                                                        | ・ 申告納付                                                  |
| 備<br>考                               | 免税点<br>30 万円                                                                                      | 免税点<br>20 万円 | 免税点<br>150 万円                 |                                                                  | 令和元年 10 月 1<br>日～<br>軽自動車税から軽<br>自動車税（種別<br>割）に名称変更                 | 令和元年 10 月 1<br>日～<br>自動車取得税が廃<br>止され、環境性能<br>割新設              |                                                         |

| 区分       | 特別土地保有税                                                                                                                                                                                            | 入湯税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 事業所税                                                                                                                                                                                                                                                | 宿泊税                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税標準及び税率 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定税率</li> <li>土地の取得価額又は修正取得額<br/>保有 1.4/100<br/>取得 3/100</li> </ul>                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定税率</li> <li>一人一日につき 150 円<br/>ただし、日帰り入湯客は、一人一日につき 30 円</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定税率</li> <li>資産割<br/>事業所床面積<br/>1 m<sup>2</sup>につき 600 円</li> <li>従業者割<br/>従業者給与総額の<br/>0.25/100</li> </ul>                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一泊につき 宿泊料金が 1 万円未満である場合 100 円、1 万円以上 2 万円未満である場合 200 円、2 万円以上である場合 500 円<br/>※免税点なし</li> </ul>                                                                                      |
| 納税義務者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の所有者又は取得者</li> </ul>                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>入湯客<br/>ただし、鉱泉浴場経営者が特別徴収</li> </ul> <p>(課税免除対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢 12 歳未満の者</li> <li>市内に居住する年齢 65 歳以上の者</li> <li>市内に居住する身体等に障害を有する者</li> <li>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた者</li> <li>修学旅行者</li> <li>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>災害の被災者のうち市長が必要と認めるもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等（事務所、店舗、工場など）において事業を行う者</li> </ul> <p>(免税点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度末日において市内の全事業所等の合計床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下（資産割）</li> <li>事業年度末日において市内の事業所等に勤務する従業者数 100 人以下（従業者割）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設への宿泊者<br/>ただし、宿泊事業者が特別徴収</li> </ul> <p>(課税免除対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者</li> <li>宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者</li> </ul> |
| 申告期限     | <ul style="list-style-type: none"> <li>保有 5 月 31 日</li> <li>取得 <ul style="list-style-type: none"> <li>8 月 31 日<br/>7 月 1 日前 1 年以内の取得者</li> <li>2 月末日<br/>1 月 1 日前 1 年以内の取得者</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>当月徴収分を翌月 15 日</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人 その年の翌年の 3 月 15 日</li> <li>法人 事業年度終了の日から 2 カ月以内</li> </ul>                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当月徴収分を翌月末日</li> <li>納入期限等特例承認申請が承認された場合、3・4・5 月分を 6 月末日、6・7・8 月分を 9 月末日、9・10・11 月分を 12 月末日、12・1・2 月分を 3 月末日</li> </ul>                                                                |
| 納期       | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告納付</li> </ul>                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告納入</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告納付</li> </ul>                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告納入</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 備考       | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年度から新規課税停止</li> </ul>                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 5 年 4 月 1 日から導入</li> </ul>                                                                                                                                                         |

【別紙】  
【種別割】  
・標準税率

| 車種       |                   |    |     | 税率     |         |
|----------|-------------------|----|-----|--------|---------|
| 原動機付自転車  | 50cc以下            |    |     | 2,000円 |         |
|          | 特定小型原動機付自転車       |    |     | 2,000円 |         |
|          | 90cc以下            |    |     | 2,000円 |         |
|          | 125cc以下           |    |     | 2,400円 |         |
|          | 三輪以上で50cc以下(ミニカー) |    |     | 3,700円 |         |
| 軽自動車     | 二輪                |    |     | 3,600円 |         |
|          | 三輪                |    |     | 旧税率    | 3,100円  |
|          |                   |    |     | 新税率    | 3,900円  |
|          |                   |    |     | 重課税率   | 4,600円  |
|          | 四輪以上              | 乗用 | 営業用 | 旧税率    | 5,500円  |
|          |                   |    |     | 新税率    | 6,900円  |
|          |                   |    |     | 重課税率   | 8,200円  |
|          |                   |    | 自家用 | 旧税率    | 7,200円  |
|          |                   |    |     | 新税率    | 10,800円 |
|          |                   |    |     | 重課税率   | 12,900円 |
|          |                   | 貨物 | 営業用 | 旧税率    | 3,000円  |
|          |                   |    |     | 新税率    | 3,800円  |
|          |                   |    |     | 重課税率   | 4,500円  |
|          |                   |    | 自家用 | 旧税率    | 4,000円  |
|          |                   |    |     | 新税率    | 5,000円  |
|          |                   |    |     | 重課税率   | 6,000円  |
| 小型特殊自動車  | 農耕作業用             |    |     | 2,400円 |         |
|          | その他               |    |     | 5,900円 |         |
| 二輪の小型自動車 |                   |    |     | 6,000円 |         |

初度検査年月が平成27年3月以前の(平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた)車両は、重課税率の適用となるまで、旧税率を適用

○軽課

(適用期間)

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(適用内容)

初度検査年月が適用期間内の(適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける)課税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、燃費基準等に応じて当該年度の翌年度(令和4年度～令和8年度)分について特例措置を適用。

○重課

(適用内容)

初度検査年月が平成23年3月以前の(初めて車両番号の指定を受けてから13年を超えた)三輪以上の軽自動車について新税率の概ね20%を重課

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンと電気の併用軽自動車及び被けん引車を除く

【環境性能割】

・税率

| 区分                                                  |    |                                  | 税率  |      |
|-----------------------------------------------------|----|----------------------------------|-----|------|
|                                                     |    |                                  | 自家用 | 営業用  |
| 電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減) |    |                                  |     |      |
| ガソリン車・<br>ハイブリッド車                                   | 乗用 | R12(2030)年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成 | 非課税 | 非課税  |
|                                                     | 貨物 | R4年度燃費基準+5%達成                    |     |      |
|                                                     | 乗用 | R12(2030)年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成 | 1%  | 0.5% |
|                                                     | 貨物 | R4年度燃費基準達成                       |     |      |
|                                                     | 乗用 | R12(2030)年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成 | 2%  | 1%   |
|                                                     | 貨物 | R4年度燃費基準95%達成                    |     |      |
| 上記以外                                                |    |                                  |     | 2%   |

(注)ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス規制50%低減又は平成17年排出ガス規制75%低減達成車(★★★★)に限る。

## 2 市税税目別決算及び市民負担の状況

| 税 目           | 年 度 | R 4 年 度          |           |            | R 5 年 度          |           |            |
|---------------|-----|------------------|-----------|------------|------------------|-----------|------------|
|               |     | 決算額              | 収入率       | 対前年<br>度伸率 | 決算見込額            | 収入率       | 対前年<br>度伸率 |
| 合 計           |     | 千円<br>54,302,182 | %<br>97.7 | %<br>2.2   | 千円<br>55,355,689 | %<br>98.0 | %<br>1.9   |
| 普 通 税         |     | 48,784,678       | 97.6      | 2.1        | 49,331,726       | 97.9      | 1.1        |
| 市 民 税         |     | 23,847,486       | 97.9      | 0.5        | 23,768,511       | 98.1      | △0.3       |
| 個 人           |     | 19,457,066       | 97.8      | △0.6       | 19,523,538       | 98.1      | 0.3        |
| 法 人           |     | 4,390,420        | 98.2      | 5.7        | 4,244,973        | 98.2      | △3.3       |
| 固 定 資 産 税     |     | 21,061,322       | 97.1      | 3.6        | 21,661,923       | 97.5      | 2.9        |
| 軽 自 動 車 税     |     | 1,061,160        | 95.9      | 4.7        | 1,086,356        | 96.2      | 2.4        |
| 環 境 性 能 割     |     | 47,259           | 100.0     | 56.8       | 46,304           | 100.0     | △2.0       |
| 種 別 割         |     | 1,013,901        | 95.7      | 3.1        | 1,040,052        | 96.1      | 2.6        |
| 市 た ば こ 税     |     | 2,814,710        | 100.0     | 5.1        | 2,814,936        | 100.0     | 0.0        |
| 特 別 土 地 保 有 税 |     | 0                | 0.00      | 0.0        | 0                | 0.00      | 0.0        |
| 目 的 税         |     | 5,517,504        | 97.8      | 2.4        | 6,023,963        | 98.5      | 9.2        |
| 入 湯 税         |     | 46,558           | 100.0     | 44.7       | 48,209           | 100.0     | 3.5        |
| 事 業 所 税       |     | 1,532,435        | 98.9      | △2.0       | 1,632,427        | 99.4      | 6.5        |
| 都 市 計 画 税     |     | 3,938,511        | 97.4      | 3.8        | 4,046,156        | 98.0      | 2.7        |
| 宿 泊 税         |     | —                | —         | —          | 297,171          | 99.9      | 皆増         |

|                       |             |           |           |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------|
| 市<br>税<br>負<br>担<br>額 | 1 人 当 た り   | 136,182 円 | 140,836 円 |
|                       | 1 世 帯 当 た り | 264,379 円 | 269,947 円 |



### 3 納税義務者の推移

(単位：人)

| 税 目       |               |           |                 | 年 度     | H元      | R2      | R3      | R4      | R5 |
|-----------|---------------|-----------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| 市 民 税     | 個 人 税         | 普 通       | 均 等 割 の み       | 10,867  | 11,170  | 10,647  | 10,730  | 10,763  |    |
|           |               |           | 所 得 割 の み       |         |         |         |         |         |    |
|           |               | 徴 収       | 均 等 割 及 び 所 得 割 | 61,451  | 60,572  | 59,492  | 59,346  | 58,549  |    |
|           |               |           | 計               | 72,318  | 71,742  | 70,139  | 70,076  | 69,312  |    |
|           | 法 人 税         | 特 別       | 均 等 割 の み       | 4,855   | 4,684   | 4,771   | 4,718   | 4,692   |    |
|           |               |           | 所 得 割 の み       |         |         |         |         |         |    |
|           |               | 徴 収       | 均 等 割 及 び 所 得 割 | 119,362 | 119,717 | 119,015 | 117,434 | 117,687 |    |
|           |               |           | 計               | 124,217 | 124,401 | 123,786 | 122,152 | 122,379 |    |
|           |               | 小 計       | 196,535         | 196,143 | 193,925 | 192,228 | 191,691 |         |    |
|           |               | 法 人       | 10,249          | 10,344  | 10,291  | 10,412  | 10,447  |         |    |
| 固 定 資 産 税 | 土 地 及 び 家 屋   |           |                 | 165,363 | 165,666 | 165,818 | 166,170 | 166,644 |    |
|           | 償 却 資 産       |           |                 | 4,514   | 4,860   | 4,403   | 4,889   | 4,856   |    |
|           | 小 計           |           |                 | 169,877 | 170,526 | 170,221 | 171,059 | 171,500 |    |
| 軽 自 動 車 税 | 種 別 割         |           |                 | 111,065 | 111,047 | 110,605 | 109,950 | 109,498 |    |
|           | ( 環 境 性 能 割 ) |           |                 |         | (6,068) | (5,678) | (5,794) | (5,858) |    |
| 合 計       |               |           |                 | 487,726 | 488,060 | 485,042 | 483,649 | 483,136 |    |
| 対 前 年     |               | 増 加 数     |                 | △1,711  | 334     | △3,018  | △1,393  | △513    |    |
|           |               | 伸 率 ( % ) |                 | △0.3    | 0.1     | △0.6    | △0.3    | △0.1    |    |

※軽自動車税（環境性能割）は課税台数のため、合計には含めず。

# 市 有 財 産

## 1 市有財産の概況

(R6. 3. 31)

| 区 分              |               |                       | 数 量                       | 評 価 額                 |
|------------------|---------------|-----------------------|---------------------------|-----------------------|
| 公<br>有<br>財<br>産 | 土 地           | 公 用 財 産               | 229,704 (m <sup>2</sup> ) | 7,511,169 (千円)        |
|                  |               | 公 共 用 財 産<br>(教育財産含む) | 11,614,005                | 213,628,972           |
|                  |               | 普 通 財 産               | 23,533,173                | 30,026,487            |
|                  | 建 物           | 公 用 財 産               | 112,649                   | 29,433,382            |
|                  |               | 公 共 用 財 産<br>(教育財産含む) | 1,752,119                 | 264,829,021           |
|                  |               | 普 通 財 産               | 187,760                   | 13,592,790            |
|                  | 無 体 財 産 権     |                       | 49 件                      |                       |
|                  | 有価証券          | 株 券                   | 3                         | 51,000 (決算年度末現在高)     |
|                  | 出 資 に よ る 権 利 |                       | 40                        | 2,276,050 (決算年度末現在高)  |
|                  | 物             | 品                     | 4,608                     | 12,496,558 (決算年度末現在高) |
| 債 権              |               |                       | 22                        | 16,704,743 (決算年度末現在高) |
| 基 金              |               |                       | 43                        | 55,073,487 (決算年度末現在高) |
| 合 計              |               |                       | —                         | 645,623,659           |

## 2 市 庁 舎

| 区 分       | 市役所庁舎                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 工 期       | 令和元年 7 月 11 日 ～ 令和 4 年 11 月 30 日                               |
| 敷 地 面 積   | 6,710.30m <sup>2</sup>                                         |
| 建 物 構 造   | 鉄骨造・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）<br>免震構造                           |
| 建 築 面 積   | 4,022.69m <sup>2</sup>                                         |
| 建 築 延 面 積 | 51,752.46 m <sup>2</sup>                                       |
| 最 高 部 高   | 90.86m                                                         |
| 事 業 費     | 設計、建築費等 253 億円<br>既存庁舎解体費 16 億円                                |
| 財 源       | 基金 160 億円<br>国庫補助金、地方債 56 億円<br>上下水道局負担 28 億円<br>今後の市の負担 25 億円 |
| 区 分       | 交通会館別館                                                         |
| 建 物 構 造   | 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 7 階建の内、6 階部分<br>1,524.28m <sup>2</sup>    |
| 取 得 年 月 日 | 昭和 55 年 12 月 20 日                                              |
| 取 得 価 格   | 70,000 千円                                                      |

### 3 財 産 区

(1) 財産区数 86 (うち管理会設置数 60)

(2) 財産区の財産概要

(R6. 4. 1)

| 土 地                       |                         |                         |                         |                           |                      |                        |                        |                          | 建 物                     |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|----------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 計                         | 宅 地                     | 山 林                     | 原 野                     | 保安林                       | 畑                    | 雑種地                    | ため池                    | 墓 地                      |                         |
| 397 筆                     | 68 筆                    | 10 筆                    | 8 筆                     | 9 筆                       | 3 筆                  | 11 筆                   | 33 筆                   | 255 筆                    | 9 件                     |
| 424,795.46 m <sup>2</sup> | 7,651.90 m <sup>2</sup> | 35,229.71m <sup>2</sup> | 56,771.30m <sup>2</sup> | 154,473.00 m <sup>2</sup> | 313.00m <sup>2</sup> | 6,922.63m <sup>2</sup> | 2,584.10m <sup>2</sup> | 160,849.82m <sup>2</sup> | 1,023.62 m <sup>2</sup> |

### 4 長崎市営墓地

(R6. 4. 1)

| 名 称         | 位 置        | 地 積                     | 区 画 数 |
|-------------|------------|-------------------------|-------|
| 大 浦 国 際 墓 地 | 川上町        | 2,870.00 m <sup>2</sup> | 212   |
| 坂 本 国 際 墓 地 | 坂本1丁目及び目覚町 | 8,107.00                | 479   |
| 浦 上 墓 地     | 上銭座町       | 2,898.00                | 201   |
| 昭 和 墓 地     | 花丘町        | 2,279.00                | 191   |
| 家 野 墓 地     | 家野町        | 8,411.75                | 456   |
| 住 吉 墓 地     | 泉1丁目及び泉2丁目 | 5,261.26                | 369   |
| 香 焼 中 央 墓 地 | 香焼町        | 4,285.00                | 229   |
| 合 計         |            | 34,112.01               | 2,137 |

# 公共施設マネジメントの推進

長崎市は、これまで人口の増加や経済発展にあわせて（特に 1980 年代から 90 年代にかけて）、多くの公共施設を建設してきた。現在、これらの公共施設は建築後 30 年以上を経過した建物が全体の 6 割を超え、老朽化が進行し、これから一斉に建替えや大規模改修の時期を迎える。

一方、今後、人口減少や少子高齢化がますます進むなかで、公共施設を利用する人々の数や年齢構成が変化してきており、公共施設に求められる役割も多様化している。

このため長崎市では、「人口が減っても、暮らしやすいまち」であり続けるよう、今後とも、必要となる行政サービスを維持していくため、時代の変化に対応できる公共施設へと見直すことを目的として、「公共施設マネジメント」に取り組んでいる。身の丈に合った公共施設への転換を進めることで、持続可能な行財政運営を図るとともに、施設の計画的な予防保全や長寿命化を行うことで、安全性や機能性の向上を図る。

## 1 公共施設マネジメントのこれまでの主な取り組み

| 年度             | 取 組 内 容                                                                                                            |                                                                                                                            |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H28            | 長崎市PPP手法の優先的検討方針の策定                                                                                                | 公共施設等の整備や運営に当たり、従来型手法（市直営実施）に優先してPPP手法を検討するための方針                                                                           |
| H29<br>～<br>R4 | 地区別計画策定に係る市民対話の開催<br>H29 年度：3 地区 4 箇所<br>H30 年度：4 地区 5 箇所<br>R 元年度：4 地区 4 箇所<br>R3 年度：4 地区 4 箇所<br>R4 年度：2 地区 2 箇所 | 公共施設マネジメントの実施計画となる「地区別計画」の策定に向け、マネジメントの必要性についての市民理解を深めるとともに、将来に向けた公共施設のあり方について、住民と行政がともに考える場<br>※R2 は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施 |
|                | 長崎市公共施設マネジメント地区別計画（案）の策定<br>H30 年度：3 地区<br>R 元年度：6 地区<br>R2 年度：2 地区<br>R3 年度：2 地区<br>R4 年度：4 地区                    | 適正配置基準の基本的な市の考え方をもとに、地域の事情を考慮した公共施設マネジメントの実施計画                                                                             |
|                | 長崎市公共施設の適正配置基準の策定（R4 年度）                                                                                           | 行政サービスのあり方と行政サービスを提供する施設の 配置の数や場所などを示す、施設の将来の方向性に関する長崎市の基本的な考え方                                                            |

## 2 公共施設マネジメントの今後の取り組み

### (1) 「地区別計画」の実行

施設の集約化や複合化など、地区ごとに公共施設の適正配置について定める「地区別計画」に基づき、各地区の実情を考慮した施設の適正配置や効率的な管理運営を行う。地区は市民に身近な日常生活圏域を基礎として 17 地区に設定。

### (2) 市民への周知・啓発活動

市民と十分な合意形成を図るため、公共施設マネジメントに関する情報発信を積極的に行い、周知・啓発に取り組む。

### (3) 低未利用資産の利活用

市有財産（土地・建物）を自治体運営の経営資源と捉え、行政目的での利活用がない市有財産（土

地・建物)については、サウンディング型市場調査や公募型プロポーザル方式等の手法を取り入れ、売却等の利活用を図る。

# 契 約

建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品調達等において、入札・契約事務の競争性や透明性の向上及び効率化を図るため、電子調達システムを導入し、原則として制限付一般競争入札で執行している。

## 1 有資格業者数（令和6年5月1日現在）

### (1) 建設工事

| 区分    | 市内  | 認定市内 | 準市内 | 市外  | 計     |
|-------|-----|------|-----|-----|-------|
| 令和6年度 | 614 | 3    | 47  | 577 | 1,241 |
| 令和5年度 | 616 | 3    | 49  | 584 | 1,252 |
| 増減    | △2  | 0    | △2  | △7  | △11   |

### (2) 建設工事に係る業務委託

| 区分    | 市内 | 認定市内 | 準市内 | 市外  | 計   |
|-------|----|------|-----|-----|-----|
| 令和6年度 | 78 | 0    | 57  | 328 | 463 |
| 令和5年度 | 81 | 0    | 59  | 332 | 472 |
| 増減    | △3 | 0    | △2  | 4   | △9  |

### (3) 物品調達等

| 区分    | 市内    | 認定市内 | 準市内 | 市外    | 計     |
|-------|-------|------|-----|-------|-------|
| 令和6年度 | 1,075 | 25   | 221 | 1,058 | 2,379 |
| 令和5年度 | 1,070 | 26   | 229 | 1,027 | 2,352 |
| 増減    | 5     | △1   | △8  | 31    | 27    |

## 2 制限付一般競争入札における契約締結件数及び請負金額

| 区 分             |      | 令和3年度           | 令和4年度            | 令和5年度            |
|-----------------|------|-----------------|------------------|------------------|
| 建設工事            | 件 数  | 663件            | 563 件            | 476 件            |
|                 | 請負金額 | 20,189,443,794円 | 21,060,286,654 円 | 24,060,834,663 円 |
| 建設工事に係る<br>業務委託 | 件 数  | 154件            | 145 件            | 108 件            |
|                 | 請負金額 | 1,364,819,342円  | 1,581,585,493 円  | 1,231,986,411 円  |
| 物品調達等 ※1        | 件 数  | 637 件           | 735件             | 681件             |
|                 | 請負金額 | 7,926,982,605 円 | 12,572,443,032円  | 7,102,113,345円   |

※1 物品調達等は、業務委託(建設工事に係るものを除く)・物品購入・物品借入・製造の請負を指すものであり、契約検査課入札分のみの実績である。

# 国民年金

国民年金制度は、昭和 34 年に発足以来今日まで制度の改正、内容の充実が図られ高齢化社会における老後の生活安定の大きな柱となっている。とりわけ、昭和 61 年 4 月からは、公的年金制度を長期にわたり健全で安定的に運営していくため、基礎年金の導入と給付水準の適正化、女性の年金権の確保及び障害年金の改善が図られた。平成 3 年 4 月からは、20 歳以上の学生も強制加入となり、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人全てが原則として加入する制度となった。

また、平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されたことに伴い、機関委任事務から法定受託事務へと区分され、平成 14 年 4 月には収納事務が国の直接事務となった。さらに、平成 22 年 1 月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足している。

## 1 拠出年金

### (1) 加入状況

(令和 6 年 3 月末日現在)

| 種類別  |       |     | 男女     | 男      | 女      | 計       | 免 除 | 種類別    | 人     | 免除率<br>% |
|------|-------|-----|--------|--------|--------|---------|-----|--------|-------|----------|
| 被保険者 | 第 1 号 | 強 制 | 人      | 人      | 人      | 法定      |     | 6,499  | 15.29 |          |
|      |       | 任 意 | 22,147 | 20,369 | 42,516 | 申請（全額）  |     | 7,990  | 18.79 |          |
|      |       | 小 計 | 226    | 350    | 576    | 申請（3/4） |     | 663    | 1.56  |          |
|      |       |     | 22,373 | 20,719 | 43,092 | 申請（半額）  |     | 364    | 0.86  |          |
|      | 第 3 号 |     | 356    | 18,634 | 18,990 | 申請（1/4） |     | 215    | 0.51  |          |
|      | 合 計   |     | 22,729 | 39,353 | 62,082 | 学生特例    |     | 5,878  | 13.83 |          |
|      |       |     |        |        |        | 納付猶予    |     | 1,675  | 3.94  |          |
|      |       |     |        |        |        | 合 計     |     | 23,284 | 54.77 |          |

### (2) 給付状況

(令和 6 年 3 月末日現在)

| 種類<br><br>区分 | 受給権者       |          |            |        |        |         |            |
|--------------|------------|----------|------------|--------|--------|---------|------------|
|              | 老 齢        | 通算老齢     | 障害<br>(基礎) | 母子・準母子 | 遺児     | 寡<br>婦  | 計          |
|              | (老齢基礎)     |          |            | (遺族基礎) |        |         |            |
| 旧法           | 人<br>1,523 | 人<br>712 | 人<br>127   | 人<br>1 | 人<br>0 | 人<br>43 | 人<br>2,406 |
| 新法           | 127,803    | —        | 8,851      | 663    |        | 0       | 137,317    |
| 計            | 129,326    | 712      | 8,978      | 664    |        | 43      | 139,723    |

## 2 福祉年金

(令和 6 年 3 月末日現在)

|           |         |
|-----------|---------|
|           | 老 齢 福 祉 |
| 受 給 権 者 数 | 0 人     |



### 3 制度の概要

|             |                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------|
| 平成 9 年 1 月  | 基礎年金番号の導入                                               |
| 平成 12 年 4 月 | 学生納付特例制度の実施                                             |
| 平成 14 年 4 月 | 収納事務の国への移管                                              |
|             | 第 3 号被保険者の届出の事業主経由への変更                                  |
| 平成 17 年 4 月 | 若年者納付猶予制度の創設                                            |
|             | 第 3 号被保険者の過去の未届け期間の救済など                                 |
| 平成 18 年 7 月 | 多段階保険料免除制度の導入                                           |
| 平成 26 年 4 月 | 未支給年金の請求範囲の拡大                                           |
| 平成 28 年 7 月 | 納付猶予制度の対象年齢拡大                                           |
| 平成 29 年 8 月 | 老齢年金受給資格期間の短縮                                           |
| 平成 30 年 3 月 | 個人番号による年金関連の届出開始                                        |
| 平成 31 年 4 月 | 産前産後期間の保険料免除制度開始                                        |
| 令和元年 10 月   | 年金生活者支援給付金制度開始                                          |
| 令和 2 年 5 月  | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料免除等に係る臨時特例措置の実施<br>(令和 4 年度申請分で終了) |
| 令和 4 年 4 月  | 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え                                  |
|             | 老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げ                                     |
| 令和 4 年 5 月  | マイナポータルを利用した国民年金手続きの電子申請開始                              |
| 令和 5 年 2 月  | スマートフォンアプリを利用した国民年金保険料の電子決済開始                           |
| 令和 6 年 3 月  | マイナポータルを利用した国民年金手続きの電子申請を拡充                             |

# 戸 籍 ・ 住 民

戸籍は、出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度である。

また、住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録など住民に関する事務処理の基礎となる制度であり、平成 24 年 7 月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となった。

いずれの制度も市民の様々なライフイベントに密接に関係しており、窓口においては、出生・婚姻・死亡・転入・転居・転出等の各種届出の受付や、戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書等各種証明書やマイナンバーカードの交付などを行っている。このように市民の利用度が高いことから、電算化により事務の能率化及び迅速化を図り、市民サービスコーナーを設置し土日祝日においても各種証明書の交付を行ってきた。平成 28 年 1 月 25 日からはマイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスを開始し、住民の利便性向上を図っている。

## 1 住民基本台帳及び戸籍等の状況 (令和 6 年 3 月末日現在)

| 住民基本台帳      |         |         |         | 戸 籍         |             | 印鑑<br>登録数<br>(人) |
|-------------|---------|---------|---------|-------------|-------------|------------------|
| 世帯数<br>(世帯) | 人 口 (人) |         |         | 本籍数<br>(戸籍) | 本籍人口<br>(人) |                  |
|             | 総 数     | 男       | 女       |             |             |                  |
| 205,061     | 393,052 | 181,900 | 211,152 | 209,429     | 485,595     | 259,066          |

## 2 外国人住民の状況 (令和 6 年 3 月末日現在) (単位：人)

| 住民基本台帳 |       |       | 国 籍 別 人 口 |       |      |      |       |        |     |
|--------|-------|-------|-----------|-------|------|------|-------|--------|-----|
| 計      | 男     | 女     | 中 国       | フィリピン | ベトナム | ネパール | 韓国・朝鮮 | インドネシア | その他 |
| 4,272  | 2,289 | 1,983 | 1,075     | 660   | 564  | 519  | 300   | 249    | 905 |

## 3 令和 5 年度届出処理件数 (単位：件)

| 戸籍     |        |        |        |        |        |        |       |        | 合計      |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 出 生    | 認 知    | 養子縁組   | 養子離縁   | 婚 姻    | 離 婚    | 死 亡    | 入 籍   | 分 籍    |         |
| 3,205  | 57     | 248    | 99     | 3,675  | 900    | 7,616  | 713   | 100    |         |
| 戸籍     |        |        |        | 住民記録   |        |        |       |        | 合計      |
| 転 籍    | 訂正・更生  | その他    | 小 計    | 転 入    | 転 出    | 転 居    | その他   | 小 計    |         |
| 1,579  | 217    | 699    | 19,108 | 10,045 | 10,900 | 10,182 | 4,432 | 35,559 |         |
| 戸籍附票   |        |        | 印鑑登録   |        |        |        |       |        | 129,424 |
| 記 載    | 消 除    | 小 計    | 登録申請   | 紛失・廃止  | 小 計    |        |       |        |         |
| 45,783 | 16,536 | 62,319 | 9,848  | 2,590  | 12,438 |        |       |        |         |

#### 4 令和5年度証明等交付件数

(単位：件)

| 戸籍関係    | 住民票関係   | 印鑑関係   | 諸証明関係 | 合 計     |
|---------|---------|--------|-------|---------|
| 179,332 | 212,870 | 93,931 | 4,973 | 491,106 |

#### 5 マイナンバーカードの申請・交付状況

(令和6年3月末日現在)

| 申請件数                    | 交付件数                    |
|-------------------------|-------------------------|
| 335,647 件<br>(83.66%) ※ | 319,671 件<br>(79.68%) ※ |

(※：R5.1.1 現在長崎市人口 401,195 人に対する割合)

#### 6 窓口事務の改善概要

|                  |                                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 昭和 60 年 11 月     | 住民記録漢字オンラインシステム導入<br>住民異動届等業務の即時処理が可能となり、住民票の発行が本庁・支所いずれの場所でも可能になった。 |
| 平成 3 年 11 月 5 日  | 外国人登録事務の電算オンライン化                                                     |
| 平成 4 年 6 月 1 日   | 印鑑登録事務の電算オンライン化<br>より迅速な証明書の発行が可能となった。                               |
| 平成 10 年 7 月 18 日 | 戸籍事務の電算オンライン化<br>届出の受付から証明の発行まで全てコンピュータで行い、市民サービスの向上と事務の効率化を図った。     |
| 平成 10 年 9 月 19 日 | 市民サービスコーナー（消費者センター内、西浦上支所内）開設                                        |
| 平成 15 年 4 月 1 日  | 市民サービスコーナー（三重地区市民センター内）開設                                            |
| 平成 18 年 1 月 4 日  | 市民サービスコーナー（村松事務所内）開設<br>土日祝日において、各種証明書が交付できるようにした。                   |
| 平成 24 年 5 月 14 日 | 新住民記録系システム稼働                                                         |
| 平成 25 年 1 月 7 日  | 市民課窓口の改修<br>窓口の拡大に伴いライフイベントに付随する手続きの拡充を図った。                          |
| 平成 27 年 1 月 5 日  | 市民課窓口事務の一部を民間事業者へ委託                                                  |
| 平成 28 年 1 月 25 日 | マイナンバーカードを利用した、証明書コンビニ交付サービス開始                                       |
| 平成 28 年 10 月 1 日 | 本人通知制度の導入                                                            |
| 平成 29 年 10 月 1 日 | 行政サテライト機能再編成により、市民課及び支所・行政センターを廃止し、地域センターを設置                         |
| 令和 3 年 6 月 1 日   | 中央地域センター窓口において証明交付手数料のキャッシュレス決済を開始                                   |
| 令和 3 年 6 月 1 日   | コンビニ交付サービス証明交付手数料を 100 円減額                                           |
| 令和 3 年 7 月 1 日   | マイナンバーカード交付予約システム導入                                                  |
| 令和 5 年 1 月 4 日   | 新庁舎移転に伴い中央地域センター他 5 地域センターにおいて総合窓口システムを導入                            |
| 令和 5 年 11 月 1 日  | 証明書コンビニ交付サービスにおいて、長崎市外に住民登録があるかたも戸籍証明書が取得できる本籍地サービスを導入               |
| 令和 5 年 12 月 15 日 | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正により顔認証マイナンバーカードが開始         |

# 市 民 相 談

## 1 市民相談

市民から寄せられる市政に対する様々な苦情、要望あるいは市民生活から生じる個人的な心配ごとや紛争などについての相談に応じることにより、住みよい豊かなまちづくりを目指して昭和 37 年 1 月から市民相談室を開設し、市民相談業務を開始した。また、昭和 56 年 4 月の機構改革により市民相談室を広聴相談室に、昭和 59 年 7 月に市民相談室に改称したが、平成 3 年 8 月に市民生活課に統合され、平成 9 年 4 月に自治振興課に改称し、さらに平成 20 年 4 月に安全安心課に組織改正され、平成 30 年 4 月に自治振興課に統合された。

| 相 談 項 目     | 担 当                  | 令和 5 年度相談件数 |
|-------------|----------------------|-------------|
| 市 政 相 談     | 市相談員                 | 6 件         |
| 一 般 相 談     | 市相談員                 | 4,383 件     |
| 法 律 相 談     | 長崎県弁護士会              | 565 件       |
| 国 税 相 談     | 九州北部税理士会長崎支部         | 69 件        |
| 登 記 相 談     | 長崎県司法書士会、長崎県土地家屋調査士会 | 287 件       |
| 不 動 産 相 談   | 長崎県宅地建物取引業協会         | 94 件        |
| 住宅リフォーム事前相談 | 長崎市住宅相談連絡協議会         | 3 件         |
| マンション管理相談   | 長崎県マンション管理士会         | 12 件        |
| 合 計         |                      | 5,419 件     |

## 2 交通事故相談

交通事故被害者の救済策の一環として、昭和 47 年 4 月に交通事故相談所を設置し、損害賠償問題等についての交通事故相談に応じている。

| 相 談 項 目     | 担 当     | 令和 5 年度相談件数 |
|-------------|---------|-------------|
| 交 通 事 故 全 般 | 交通事故相談員 | 32 件        |
|             | 長崎県弁護士会 | 5 件         |
| 合 計         |         | 37 件        |

## 犯罪被害者等支援

本市においては、犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、令和3年4月1日に「長崎市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を施行し、総合相談窓口の設置や見舞金・助成金の給付、心身の被害回復・二次被害等の防止、犯罪被害者等に対する理解の促進などの支援に取り組んでいる。令和4年4月には、条例に基づき「長崎市犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進している。

### 1 見舞金

| 区分         | 対象者                               | 金額   | 備考                                                                                                                                                       | 令和5年度実績 |
|------------|-----------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 遺族<br>見舞金  | 故意の犯罪行為により死亡した被害者（市民）の第1順位の遺族（市民） | 30万円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>重傷病見舞金を受けた被害者が死亡した場合は20万円</li> <li>就業又は就学により市外に居住していた死亡被害者の遺族（市民）も対象</li> </ul>                                   | 0件      |
| 重傷病<br>見舞金 | 故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者本人（市民）        | 10万円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病が対象。</li> <li>精神疾患の場合は、療養期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であること。</li> </ul> | 1件      |

### 2 助成金

| 区分          | 助成内容                                                         | 対象者                                                              | 上限金額                 | 対象経費                              | 補助率   | 令和5年度実績 |
|-------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------|-------|---------|
| 転居費用<br>助成金 | 殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に転居費用を助成     | 故意の犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民） | 20万円/回<br>一事件につき2回まで | 転居に要する費用（家財道具の運搬に係る荷造り及び運送に要する費用） | 10/10 | 0件      |
| 家賃<br>助成金   | 殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に新たな住居の家賃を助成 | 故意の犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民） | 3万円/月<br>最大6か月       | 長崎市内に所在する賃貸住宅の家賃                  | 1/2   | 0件      |

# 交通安全対策

## 1 交通安全対策の現況

### (1) 交通指導員

昭和 45 年 5 月から小学校区を単位として交通指導員を配置し、登下校時の児童の保護並びに歩行者や車両運転者への通行の指導等にあたっている。令和 5 年 5 月 1 日現在、配置対象校 69 校のうち、44 校に 72 人の交通指導員を配置しており、年額 31,400 円の報酬と制服や帽子、腕章等を支給している。

### (2) 交通安全指導普及員

交通安全思想の普及高揚を図るため、3 人の交通安全指導普及員により、市内の幼稚園・保育所等において、園児やその保護者、小学生を対象に交通安全教室を開催している。参加・体験型学習を重視し、横断歩道の渡り方や信号機の見方などの交通安全教育について、令和 5 年度は 294 回(参加人員 9,965 人)実施した。

## 2 交通事故発生状況

令和 5 年中の本市内の死者数は 12 人、人口 10 万人当たり 3.0 人となっている。

(※10 万人当たり死者数の人口は、令和 5 年 10 月 1 日現在の推計人口で集計)

| 年 別      | 発 生   | 死 者 | 傷 者   |
|----------|-------|-----|-------|
| H20      | 2,582 | 8   | 3,216 |
| H21      | 2,675 | 21  | 3,326 |
| H22      | 2,540 | 15  | 3,203 |
| H23      | 2,522 | 11  | 3,067 |
| H24      | 2,359 | 11  | 2,939 |
| H25      | 2,605 | 10  | 3,212 |
| H26      | 2,300 | 10  | 2,857 |
| H27      | 2,122 | 10  | 2,689 |
| H28      | 1,930 | 3   | 2,394 |
| H29      | 1,757 | 12  | 2,170 |
| H30      | 1,547 | 10  | 1,966 |
| H31 (R元) | 1,370 | 9   | 1,648 |
| R2       | 993   | 9   | 1,218 |
| R3       | 924   | 3   | 1,141 |
| R4       | 864   | 4   | 1,074 |
| R5       | 860   | 12  | 1,033 |

# 市 民 協 働

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気持ちを共有し、参画と協働によるまちづくりを推進するために、「市民力」（市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力）の向上と、市民との協働の推進に係る事業を実施している。

## 1 市民力推進委員会

### (1) 設置目的

市民の自主的、自発的活動である「市民力」の向上について、市民活動に関する知識・経験を有する者及びその関係団体から幅広く意見の聴取を行った「市民力向上検討会議」において提出された報告書（平成 20 年 3 月提出）に基づき、「市民力」の推進や連携強化に向けて、本市が行う各種施策についての助言を行う。

### (2) 担当事務

本市の市民力及び本市と市民との協働の推進に関する重要事項の調査審議及び審査に関すること

### (3) 実績（令和 5 年度）

計 7 回の会議を開催（うち審査部会 4 回）

## 2 提案型協働事業

### (1) 事業概要

市民活動団体等の発想を活かした事業企画を募集し、市民活動団体等と行政との協働で、地域の多様な課題の解決に取り組む制度。市民活動団体等と事業担当課が、協議・調整を経て企画した事業について審査を行い、翌年度実施する事業を決定する。

### (2) 事業種別

#### ア 市民提案型協働事業

市民活動団体等が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を自ら提案し、本市と協働して行う事業

#### イ 行政提案型協働事業

行政が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を市民活動団体等が提案し、本市と協働して行う事業

### (3) 実績 市民提案型 27 件・行政提案型 9 件（平成 21 年度～令和 5 年度）

## 3 長崎伝習所事業

### (1) 目的

市民と行政の有機的連携を強化することにより、人材の育成と政策を生み出す活動を行い、もって長崎の再生と創造に寄与する。

### (2) 事業概要

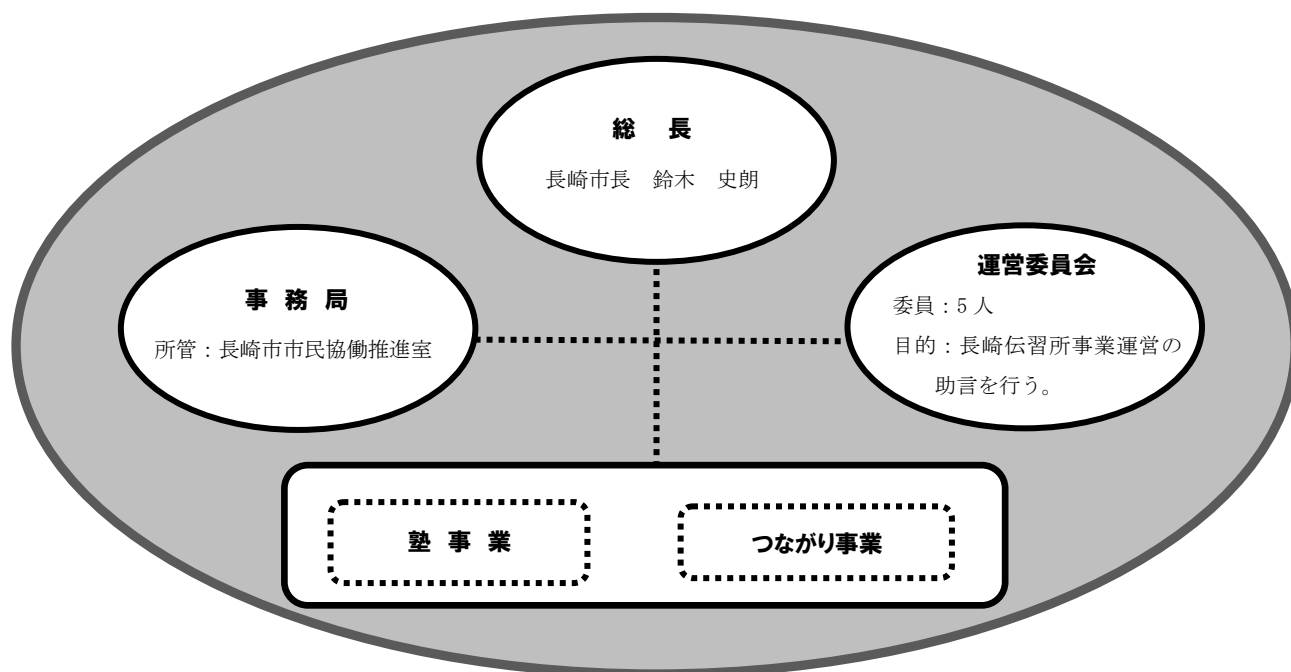
#### ア 塾事業

市民と行政が連携して、自由な実践活動により魅力的なまちづくりの提案を行うとともに、地域の人材を育成し、人的ネットワークの形成を構築することを、目的として活動を行う事業。

実績：塾数 延 306 塾、塾生総数 延 10,328 人（昭和 61 年度から令和 5 年度まで）

#### イ つながり事業

地域の住民同士をつなぎ、まちづくりリーダーの育成などを行う事業。



## 4 市民活動支援補助金

### (1) 目的

市民活動を行う団体の活性化及び充実を図り、市民と行政が一体となった魅力あるまちづくりを推進するため、市民活動団体が自主的・主体的に行う公益的事業に対し補助金の交付を行う。

### (2) 補助金種別及び補助対象事業

ア 市民活動スタート補助金（上限額 10 万円、1 団体 1 回限り）

設立 3 年未満の市民活動団体が、その活動基盤を整え、充実させるために行う事業に対する補助

イ 市民活動ジャンプ補助金（上限額 50 万円、1 団体通算 3 回まで）

1 年以上継続して活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う事業に対する補助

ウ 市民活動人材育成補助金（派遣：上限額 1 人 5 万円、年度内 1 団体 2 人まで、開催：上限額 1 事業 10 万円、年度内 1 団体 1 回まで）

1 年以上継続して市民活動をしている市民活動団体が団体の構成員の人材育成のために行う研修等派遣事業又は研修等開催事業



(3) 交付実績

ア 市民活動スタート補助金

交付件数 29 件（平成 20 年度～令和 5 年度）

イ 市民活動ジャンプ補助金

交付件数 64 件（平成 20 年度～令和 5 年度）

ウ 市民活動人材育成補助金

研修派遣\_交付件数 49 件（平成 20 年度～令和 5 年度）

研修開催\_交付件数 6 件（平成 28 年度～令和 5 年度）

## 5 市民活動センター「ランタナ」

(1) 目的

様々な分野のボランティアや市民活動を行う方々、またこれから活動しようと考えている方々のための交流拠点として開放し、ネットワーク化を進め、市民活動の活性化を図る。

(2) 事業概要

ア 市民活動を行う者の交流の促進

イ 市民活動に関する研修会、講座等の開催

ウ 市民活動に関する相談

エ 市民活動に関する情報の収集及び提供

オ センターの施設及び設備の提供

（有料）：事務室 5 室、会議室、事務機器（印刷機、大判プリンター等）

（無料）：交流サロン、作業スペース、ロッカー、メールボックス、長崎伝習所の部屋

(3) 場所 長崎市馬町 21-1（開設日 平成 20 年 10 月 1 日）

(4) 開館時間 平日 8:45～22:00 土日祝日 8:45～17:30

(5) 休館日 1/1～1/3、12/29～12/31

(6) 実績（令和 5 年度）

来館者数 7,375 人

※開設後累計 102,299 人（H20.10.1～R6.3.31）

(7) 平成 30 年度から指定管理者制度を導入し、有限会社ステージサービス（R5～R9）を指定管理者として指定し、運営を行っている。

# 消費者センター

本市では、平成 10 年 9 月 19 日に、「メルカつきまち」の 4 階に消費者センターを設置して、消費者行政及び計量行政の推進を図り、また、市民サービスコーナーを併設している。

## 1 消費者行政

### (1) 消費者被害の救済及び拡大・未然防止の推進

#### ア 消費生活相談の処理対応

多様化・専門化する消費生活相談に的確・迅速に対応するため、公的資格を有する消費生活相談員が苦情等のあつせんや助言などを行い、適宜、国、県をはじめ長崎県弁護士会等庁内外の関係機関との連携を図り、消費者被害の救済に努めている。

(相談受付件数 令和 3 年度 2,925 件、令和 4 年度 2,866 件、令和 5 年度 2,948 件)

#### イ 不当な取引行為への厳正な対応

平成 18 年 10 月に消費生活条例を全面施行。事業者が消費者との間で行う取引について、7 つの「不当な取引行為」を定め、厳正に対処している。

#### ウ 注意喚起情報の発信

潜在化している深刻な消費者被害の拡大・未然防止のために、報道機関等に注意喚起情報を発信して、広く市民への周知に努めている。

#### エ 消費者被害防止ネットワークなどによる情報配信

民生委員や福祉関係団体等から構成される消費者被害防止ネットワーク（「長崎市消費者を守るネット」。配信先…198 団体）により、早期に悪質商法等の被害発生や警戒のための情報を提供して、高齢者、障害者及び若年者を消費者被害から守っている。

#### オ 長崎市消費者安全確保地域協議会による見守り活動

消費者安全法第 11 条の 3 第 1 項で定める法定協議会である長崎市消費者安全確保地域協議会（25 機関）による見守り活動と連携し、高齢者、障害者その他の消費生活上特に配慮を有する消費者（要配慮消費者）の消費者被害の防止を図っている。

#### カ 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく商品の適正な表示に関する立入検査

消費者の利益や安全を守り、不測の損失や危害発生を防止することを目的として、家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に定められた商品について、販売事業者へ立入検査を実施して、適正な品質表示や基準に適合したマークの表示がなされているかを確認している。

検査品目数 令和 5 年度実績

家庭用品品質表示法 6 品目 消費生活用製品安全法 5 品目

#### キ 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が設置されたことに伴い、消費者安全法が制定され、消費者事故等の国への報告が義務づけられた。製品や食品等に係る消費者事故等が発生した場合の庁内連携体制を構築し、対応している。

(2) 消費者啓発、消費者教育などの展開

ア 各種啓発事業

消費者問題を認識し、消費者の権利に目覚めた「自立した消費者」、消費者被害にまきこまれない消費者の育成に努めている。

| 事業          | 概要・令和５年度実績                                                |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 暮らしの講座      | 消費生活に役立つ知識や情報を学ぶ講座を実施<br>4回開催、85人参加                       |
| 消費生活出前講座の実施 | 自治会、学校等に職員を派遣。48回延べ2,693人に実施                              |
| 消費生活情報の発信   | ホームページ、長崎市公式LINE、リーフレット、消費啓発掲示板及び情報ルームなどにより消費生活情報を発信している。 |

イ 消費者団体の活動支援など

暮らしに身近な消費者問題を調査・学習し、消費者問題の解決、地域の生活向上を目指す消費者団体の活動は有意義であることから、生活学校の活動を支援している。

ウ 若年者消費者教育強化事業の実施

民法改正による成年年齢の18歳への引き下げ（令和４年４月１日施行）に対応し、若年者の消費者被害の防止、また自立した消費者の育成を図るため、学校等と連携して消費者教育に関する支援を強化している。

## 2 計量行政

(1) 定期検査（計量器の定期検査）

商店・病院等において、取引又は証明に使用する計量器の正確保持のため、定期検査を２年に１回実施している。市域を東南部と西北部に２分割し、交互に検査する。

(2) 立入検査

ア 特定計量器

ガソリンメーター、プロパンガスメーター、水道メーター等の特定計量器の有効期限等について不適正な状態で使用されていないか確認するため、立入検査を実施している。

イ 商品量目（内容量）

商品流通の最も盛んな中元、年末年始時期に、スーパー等において商品量目（内容量）検査を実施している。

ウ 市民からの苦情による立入検査

特定計量器及び商品量目（内容量）に対する市民からの苦情についても、必要に応じ立入検査を実施している。

(3) 計量行政の啓発・普及

ア 計量記念日（11月１日）イベントの実施

計量記念日にちなみ、市内のスーパー及び公立小学校等に計量記念日ポスターの掲示を依頼して

計量について広く市民に周知している。

イ 夏休みこども計量教室の実施

小学生とその保護者を対象に、計量について楽しみながら学んでもらうことを目的とした夏休みこども計量教室を実施している。

(4) 計量検査所

市役所本庁に「計量検査所」を設け、定期検査・立入検査に要する基準器、検査器具を整備し、計量器検査業務に万全を期している。

### 3 市民サービスコーナー

住民票の写し・戸籍等の証明書の発行及びパスポート窓口でパスポートの申請受付・交付（パスポート窓口は平成 21 年 7 月に開設）などを行っている。

（ 令和 5 年度：パスポート申請件数 9,195 件、交付件数 9,053 件 ）

## 地 域 セ ン タ ー

各地域センターでは、戸籍、住民異動、印鑑登録等の届出及びこれらの各種証明や市税関係証明をはじめ、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、児童手当等の受付業務や税の収納などの窓口業務を行っているほか、地域に身近な相談窓口として困りごとの相談を受けるなど、地域が行うまちづくり活動の支援に取り組んでいる。

管内人口及び世帯数（住民基本台帳に基づく人口及び世帯数）

（令和6年3月末日現在）

| 区 分       | 管内人口（人） | 割 合（％） | 世 帯 数（戸） | 割 合（％） |
|-----------|---------|--------|----------|--------|
| 中央地域センター  | 164,239 | 41.8   | 90,993   | 44.4   |
| 小ヶ倉地域センター | 8,234   | 2.1    | 3,896    | 1.9    |
| 小槲地域センター  | 6,881   | 1.7    | 2,749    | 1.3    |
| 西浦上地域センター | 49,895  | 12.7   | 27,318   | 13.3   |
| 滑石地域センター  | 28,388  | 7.2    | 14,328   | 7.0    |
| 福田地域センター  | 8,625   | 2.2    | 4,208    | 2.1    |
| 茂木地域センター  | 9,304   | 2.4    | 4,838    | 2.4    |
| 式見地域センター  | 2,425   | 0.6    | 1,314    | 0.6    |
| 日見地域センター  | 6,719   | 1.7    | 3,855    | 1.9    |
| 東長崎地域センター | 37,438  | 9.5    | 16,428   | 8.0    |
| 土井首地域センター | 13,309  | 3.4    | 6,532    | 3.2    |
| 深堀地域センター  | 5,170   | 1.3    | 2,785    | 1.4    |
| 香焼地域センター  | 3,040   | 0.8    | 1,633    | 0.8    |
| 伊王島地域センター | 614     | 0.1    | 417      | 0.2    |
| 高島地域センター  | 261     | 0.1    | 187      | 0.1    |
| 野母崎地域センター | 4,398   | 1.1    | 2,566    | 1.2    |
| 三和地域センター  | 9,353   | 2.4    | 4,821    | 2.3    |
| 三重地域センター  | 19,956  | 5.1    | 8,607    | 4.2    |
| 外海地域センター  | 3,007   | 0.8    | 1,817    | 0.9    |
| 琴海地域センター  | 11,796  | 3.0    | 5,769    | 2.8    |
| 合 計       | 393,052 | 100.0  | 205,061  | 100.0  |

## 市民サービスコーナー

社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため、平成 10 年 9 月 19 日消費者センター及び西浦上支所内に、15 年 4 月 1 日には三重地区市民センター内に、18 年 1 月 4 日には村松事務所内に、「市民サービスコーナー」を設置し、土曜日・日曜日でも窓口業務を行っている。

### 市民サービスコーナーにおける証明書発行の種類

- |                                        |                        |
|----------------------------------------|------------------------|
| ・住民票の写し                                | ・住民票記載事項証明             |
| ・戸籍の全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本）                 | ・除籍の全部・個人事項証明（除籍謄本・抄本） |
| ・戸籍届の受理証明                              | ・戸籍の附票の写し              |
| ・身元証明                                  | ・印鑑登録証明                |
| ・所得・課税証明                               | ・市県民税課税証明（非課税証明を含む）    |
| ・固定資産税評価額証明                            | ・固定資産税課税額証明            |
| ・固定資産未所有証明                             | ・固定資産税公課証明             |
| ・固定資産名寄帳の写し                            |                        |
| ・旅券に関すること（※平成 21 年 7 月より消費者センターのみの取扱い） |                        |

市民サービスコーナーでは、上記証明書の発行業務のみを行っている。従って、各種の届出及び税金の納付などの手続きはできない。（旅券に関することを除く）

| 名 称<br>(設置場所)                                    | 開 館 日 ・ 開 館 時 間                                                                                                                                                    | 備 考                                  |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 消 費 者 セ ン ター<br>市民サービスコーナー<br>(メルカつきまち 4 階)      | 月曜 : 午前 9 時～午後 5 時<br>火曜～金曜 : 午前 9 時～午後 7 時<br>土・日・祝日 : 午前 10 時～午後 6 時<br><br>パスポート窓口開館時間<br>月曜～金曜 : 午前 9 時～午後 5 時<br>(申請・交付)<br>土・日・祝日 : 午前 10 時～午後 6 時<br>(交付のみ) |                                      |
| 西 浦 上 地 域 セ ン ター<br>市民サービスコーナー<br>(チトセピア 2 階)    | 土・日曜 : 午前 9 時 30 分<br>～午後 6 時<br>(土・日曜が祝日のときも開館)                                                                                                                   | 月曜～金曜(祝日除く)は「西浦上地域センター」として業務を行なっている。 |
| 三 重 地 域 セ ン ター<br>市民サービスコーナー<br>(三重地区市民センター 1 階) | 火曜～日曜 : 午前 8 時 45 分<br>(祝日含む) ～午後 5 時 30 分                                                                                                                         | 月曜休業(月曜が祝日のときは開業し直後の平日が休業)           |
| 琴 海 地 域 セ ン ター<br>市民サービスコーナー<br>(琴海村松町 703-14)   | 土・日曜 : 午前 8 時 45 分<br>～午後 5 時 30 分<br>(土・日曜が祝日のときも開館)                                                                                                              | 月曜～金曜(祝日除く)は「琴海地域センター」として業務を行なっている。  |

年末年始(12/29～1/3)は休館

# 災 害 援 護

本市においては、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに被災世帯に対する災害援護資金の貸付けを行うほか、被災世帯に対する国の「被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）」及び県の「長崎県・市町被災者生活再建支援制度（以下「支援制度」という。）」に基づく支援金の受付を行うとともに、長崎市小災害見舞金支給制度に基づく弔慰金や見舞金の支給等、各種の災害援護施策を行っている。

## 1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付制度

(1) 「長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づくもの

| 区 分                | 災 害 弔 慰 金                                                                                                                                           | 災 害 障 害 見 舞 金                              | 災 害 援 護 資 金                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------|
| 対 象 災 害<br>(本市の場合) | 自然災害であって<br>①市内において住居が5世帯以上滅失した災害<br>②県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害<br>③県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害<br>④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 | 「災害弔慰金」と同一                                 | 自然災害であって<br>・県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある災害 |
| 支 給 及 び<br>貸 付 対 象 | ①配偶者、子、父母、孫、祖父母<br>②①のいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）                                                                  | 対象災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者 | 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者（世帯主）に対して貸付   |
| 支給額又は<br>貸 付 額     | ①生計維持者が死亡した場合 500 万円<br>②その他の者が死亡した場合 250 万円                                                                                                        | ①生計維持者 250 万円<br>②その他の者 125 万円             | 被害の種類、程度に応じ一世帯あたり最大 150 万円～350 万円     |

※ 災害援護資金の償還方法は元利均等で年賦、半年賦又は月賦、償還期間は10年以内（据置期間3年、特別の場合5年）、無利子。

(2) 支援法や支援制度に基づくもの

| 区 分                    | 支 援 法                                                                                                                                                                                                                           | 支 援 制 度                                                                                              |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 災 害<br>(本市の場合)     | ①市内で 150 世帯以上の住家滅失<br>②長崎県内で 1,500 世帯以上の住宅の滅失かつ長崎市内で 75 世帯以上の住家滅失<br>③10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村<br>④100 世帯以上の住宅全壊世帯が発生した都道府県                                                                                                       | 次のいずれかの災害において、支援法が適用されない区域の災害<br>①本県又は隣接県で支援法が適用される自然災害<br>②本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害<br>※隣接県：福岡、佐賀、熊本 |
| 支 給 対 象                | 上記の自然災害により<br>①住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯）<br>②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）<br>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）<br>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）<br>⑤半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯） | 国の基準に準じる                                                                                             |
| 基礎支援金<br>(住宅の被害程度に応じて) | ①全壊世帯 100 万円<br>②解体世帯 100 万円<br>③長期避難世帯 100 万円<br>④大規模半壊世帯 50 万円<br>⑤中規模半壊世帯 なし<br>(単身世帯には、各支給額の 3/4 の額を支給)                                                                                                                     | 国の基準に準じる                                                                                             |
| 加算支援金<br>(住宅の再建方法に応じて) | ①建設・購入 200 万円<br>②補修 100 万円<br>③賃貸(公営住宅以外) 50 万円<br>(中規模半壊世帯には、各支給額の 1/2 の額を支給)                                                                                                                                                 | 国の基準に準じる<br>(ただし、り災した市町内で再建する場合に限る)                                                                  |
| 支 援 金 の<br>負 担 割 合 等   | 【割合】国：1/2、都道府県：1/2<br>都道府県の拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）を通じて被災世帯へ支援金を支給                                                                                                                                 | 【割合】県：2/3、被災市町：1/3<br>(県から被災世帯へ支援金を一旦全額支給し、その後各被災市町が負担割合で負担)                                         |

(3) 小災害見舞金等支給要綱に基づくもの

| 見 舞 金 等 の 種 類                           | 被 害 区 分      | 見舞金等の額      |            |
|-----------------------------------------|--------------|-------------|------------|
|                                         |              | 1 人         | 1 人増すごとに   |
| 見 舞 金<br>(支援法や支援制度に基づく基礎支援金を受けられる場合を除く) | 住家全壊（全焼・全流失） | 円<br>50,000 | 円<br>5,000 |
|                                         | 住家半壊（半焼）     | 30,000      | 5,000      |
|                                         | 重傷           | 1 人につき      | 10,000 円   |
| 弔 慰 金<br>(災害弔慰金が支給される場合を除く)             | 死亡           | 生計維持者       | 140,000 円  |
|                                         |              | その他の者       | 70,000 円   |



# 葬 斎 場

## 1 施設等の概要

|       |                                                                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | 長崎市もみじ谷葬斎場                                                                                                                                                              |
| 所 在 地 | 長崎市淵町 26 番 6 号                                                                                                                                                          |
| 主な経緯  | 大正 10 年 4 月 市営火葬場として設置<br>昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月 全面建替え<br>(総事業費 4 億 2,824 万 5 千円)<br>昭和 56 年 4 月 「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称<br>平成 18 年度 施設の一部改修(待合室増設、駐車場整備等)<br>平成 20 年度 耐震補強工事 |
| 土 地   | 4,163.76m <sup>2</sup>                                                                                                                                                  |
| 建 物   | 鉄筋コンクリート造平屋建(一部 2 階建)<br>建築面積 762.79m <sup>2</sup><br>延床面積 1,318.39m <sup>2</sup>                                                                                       |
| 火 葬 炉 | 火葬炉(再燃炉付) 11 基(台車式)(うち大型炉 1 基)<br>小型炉(再燃炉付) 1 基                                                                                                                         |
| 待 合 室 | 8 室(内 3 室を 2 つに区切って使用)(1 室 15～36 名収容)                                                                                                                                   |
| 駐 車 場 | 障害者用乗用車 2 台、一般乗用車 94 台、バス・マイクロバス 6 台                                                                                                                                    |
| 運営方法  | 直営                                                                                                                                                                      |

## 2 火葬場使用料

| 区 分         |          | 死 亡 者 等 の 住 所  |                 |
|-------------|----------|----------------|-----------------|
|             |          | 市 内 ※          | 市 外             |
| 遺 体         | 12 歳 以 上 | 1 体につき 6,000 円 | 1 体につき 30,000 円 |
|             | 12 歳 未 満 | 1 体につき 4,000 円 | 1 体につき 20,000 円 |
| 死 産 児       |          | 1 体につき 2,000 円 | 1 体につき 10,000 円 |
| 肢体・臓器及び埋葬遺骨 |          |                |                 |
| 産 汚 物       |          | 1 個につき 2,000 円 | 1 個につき 10,000 円 |

※ 死亡者等の住所が長与町又は時津町にある場合は、市内に準じて取り扱う。

## 3 もみじ谷葬斎場の特色

- ・昭和 62 年度に火葬炉の改修工事を施工し、ロストル式から台車式に変更した。
- ・平成 20 年度から 22 年度において、排ガス処理対策として電気集塵機を設置した。
- ・平成 28 年度からインターネットを利用した火葬場予約システムを運用している。
- ・火葬時間 約 1 時間 30 分
- ・職 員 数 事務員(場長・係長・会計年度任用職員) 4 名、汽かん員 8 名 計 12 名
- ・休 場 日 1 月 1 日

## 人 権 ・ 男 女 共 同 参 画

昭和 20 年（1945 年）、国際連合が誕生し、男女の同権は基本的人権であるとした「国連憲章」が採択された。昭和 50 年（1975 年）に第 1 回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」、昭和 54 年（1979 年）には「女子差別撤廃条約」が採択された。さらに、平成 12 年「国連特別総会・女性 2000 年会議」では女性の人権擁護と男女平等社会の実現を目指した政策方針が採択された。

我が国においても、将来にわたり豊かで活力ある社会を築く上で男女共同参画社会の構築が不可欠であるとして、平成 11 年（1999 年）「男女共同参画社会基本法」が施行された。

長崎市においては、平成 11 年 9 月に「ながさき男女共同参画都市宣言」を行い、平成 13 年 3 月に「長崎市男女共同参画計画」を策定し、平成 14 年 10 月には「長崎市男女共同参画推進条例」を施行した。令和 4 年 4 月には、令和 4 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 3 次長崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進している。

一方、人権問題への取組みについては、平成 6 年 12 月の「人権教育のための国連 10 年」の決議、平成 12 年 12 月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受け、平成 16 年 3 月に「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。その後、社会情勢や市民意識の変化を踏まえ、令和 4 年 4 月には、令和 4 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 3 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進している。

今後も、すべての人々が性別や年齢、国籍などの違いにとらわれることなく、互いを対等な存在として認め合える人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実施する。

### ながさき男女共同参画都市宣言

古くからその港を世界に向けて開き、異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存してきた街“ながさき”。わたしたちは、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人びとを大切に育てゆく街をきずくため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がお互いに、支え合いながら、家事・育児・介護・地域活動をわかちあう街“ながさき”をつくれます。
- 1 一人ひとりがその能力と個性を生かし、職場など社会のあらゆる分野に、女も男も等しく参画する街“ながさき”をつくれます。
- 1 次代を担う子どもたちに男女平等の教育をおしすすめ、すべての人びとの人権を尊重する街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がともに手を取りあって、地球環境を守り、恒久平和の尊さを世界の人びとに発信してゆく街“ながさき”をつくれます。

平成 11 年（1999 年）9 月 6 日

長 崎 市

## 1 人権・男女共同参画事業

### (1) 第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

『一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現』を基本理念とし、人権教育及び人権啓発の取組みを推進する。

### (2) 第3次長崎市男女共同参画計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

長崎市男女共同参画推進条例を踏まえて、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けての取組みを推進する。

### (3) 長崎市人権教育・啓発審議会

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るため、基本計画に関する事項並びに人権教育及び人権啓発に関する基本的事項並びに重要事項について、調査審議する。

### (4) 長崎市男女共同参画審議会

男女共同参画の円滑な推進を図るため、基本計画に関する事項、苦情の処理に関する事項並びに男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

### (5) 長崎市人権教育及び啓発推進本部

本市の人権教育及び人権啓発に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。

### (6) 長崎市男女共同参画推進本部

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。

### (7) 長崎市DV被害者支援連絡会議

関係部局が共通認識のもと緊密に連携を図り、支援状況や今後の取組み課題について適宜協議する。

### (8) 困難や不安を抱える女性に対する支援

「長崎市女性相談サポートセンター」を開設し、困難や不安を抱える女性に対して、寄り添った支援を行う。

### (9) 相談事業

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有し、女性相談員による一般相談、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を実施する。

### (10) 調査研究事業

広範多岐にわたる男女共同参画の推進に関する課題に対し、様々な角度からの調査研究を行う。

### (11) パートナシップ宣誓制度

性の多様性が尊重される社会を構築するため、性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓した事実の証明を行っている。

## 2 啓発活動

### (1) 講演会等の開催

ア 人権問題講演会の開催

市民、市職員、学校関係者、企業等を対象に、様々な人権問題についての講演会を、長崎市教育委員会、長崎市PTA連合会と連携して開催している。

#### イ 中小規模講座の開催

市民を対象に、市民の人権意識の高揚を図るため、様々な人権に関する中小規模の講座を開催している。

#### (2) 「パートナーシップ推進週間」の設定

長崎市男女共同参画推進条例の施行を記念し、平成 15 年度から男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、「パートナーシップ推進週間(10 月 1 日～10 月 7 日)」を設定し、この期間には「アマランスフェスタ」を開催し、講演会などの啓発活動を行っている。

#### (3) 広報紙による啓発

広報ながさきの折込として「人権問題特集号」や「男女共同参画推進特集号」をそれぞれ年に 1 度発行し、各世帯、関係団体などに配布している。

#### (4) 啓発資料の作成・配布

市民向けの啓発冊子やリーフレットなどの資料を作成し、講演会や研修会において配布している。

#### (5) その他

##### ア 人権キャンペーンの実施

憲法週間や人権週間にあわせて、公用車への人権標語の貼付や中央、西浦上、滑石、東長崎地域センター及び消費者センターの窓口番号案内表示システムでのメッセージ表示による啓発や、市庁舎にてパネル展示等を行っている。

##### イ 関係機関との連携

法務局・長崎県・教育委員会・人権擁護委員協議会等関係団体と連携した人権の花運動などの人権啓発事業の実施や各機関相互の情報交換などを行っている。

### 3 男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）

男女共同参画推進センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援するための拠点施設である。

#### (1) 施設の概要（令和 6 年 4 月 1 日現在）

所在地：長崎市魚の町 5 番 1 号（市民会館 1 階）

延床面積：1,602.14m<sup>2</sup>

施設内容：会議室（1、2、3、4）、研修室（1、2）、和室、図書情報室、交流コーナー、幼児室、授乳室、事務室

来所者数：令和 5 年度実績 46,259 人

#### (2) 事業の概要

ア 啓発事業 男女共同参画に係る講座の開催など

イ 交流促進事業 男女共同参画を推進する活動を行う団体等への支援など

ウ 情報提供事業 関連図書や行政資料の貸出閲覧などの情報提供事業など

# 文 化 振 興

本市は、海外文化の影響を受け、他都市に見られない国際色豊かな特色ある文化的基盤を有している。このような歴史と伝統に培われた本市の地域特性を活かし、かつ、時代の要請に即した市民文化の創造を、市民と協力して積極的に推進する必要がある。

そこで、本市では、市民が心豊かな生活を送れるよう、芸術文化を担う人材を育成し、芸術文化に親しむ機会を創出するとともに、市民文化活動の促進向上を図るため、市民文化活動を支える環境整備に努めることにしている。

## 1 令和6年度主要文化施策

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

### 芸術文化あふれる暮らしを創出します

#### 芸術文化に触れる機会を創出します

- 1 音楽の魅力発信事業費  
学校やふれあいセンターなどに演奏家が出かけて行って演奏するアウトリーチコンサートなどを開催する。
- 2 Nagasaki まちなか文化祭開催費  
市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会とまちなかの賑わいの創出のため、商店街などのまちなかにおいて、音楽、演劇などのステージや美術展を開催する。
- 3 長崎ブリックホール運営費  
芸術文化活動と国際交流の拠点であるブリックホールについて、利用しやすい施設となるよう指定管理者と連携して運営する。
- 4 チトセピアホール運営費  
長崎市北部地区のコミュニティ施設であるチトセピアホールを指定管理者と連携して運営する。
- 5 遠藤周作文学館運営費  
遠藤周作氏の生涯と足跡を辿った常設展示や多様なテーマによる企画展示とともに、文学講座や映画上映会等を開催するほか、収蔵資料の保存整備等を行う。
- 6 長崎ブリックホール施設整備事業費  
長崎ブリックホールについて、経年劣化等に伴う舞台機構更新及び照明設備更新の施設整備事業を行う。
- 7 チトセピアホール施設整備事業費  
チトセピアホールについて、経年劣化等に伴う舞台機構の施設整備事業を行う。
- 8 遠藤周作文学館施設整備事業費  
遠藤周作文学館について、経年劣化等に伴う空調設備の施設整備事業を行う。
- 9 新文化施設管理運営計画策定費  
芸術性や専門性の高い公演に対応でき、市民が利用しやすい新たな文化施設の整備に向けて、施設の運営にあたり必要な事業計画、組織計画、施設管理計画等を策定する。

#### 10 ながさきピース文化祭 2025 長崎市実行委員会負担金

令和 7 年度に本県で開催される第 40 回国民文化祭、第 25 回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭 2025）の開催に向けた準備を行うとともに、気運醸成に向けたプレイベントや広報活動等を実施する。

#### 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

##### 1 市民参加型舞台公演等開催費

市民に演劇の台本制作や舞台公演の鑑賞、舞台公演に参加する機会を提供し、市民の舞台芸術に対する関心を高めるとともに、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図る。

##### 2 芸術文化体験教室開催費

子どもや若い世代から大人まで、芸術文化に楽しみながら触れる機会を創出し、裾野の拡大を図るとともに、若者が楽しめるまちづくりに寄与する。

##### 3 子ども芸術文化体験事業費

子どもと親子を対象とした鑑賞事業やワークショップを実施することで、子どもの頃から芸術文化に親しみ、触れる機会を創出する。

##### 4 芸術文化活動助成事業費

市内の文化団体が行う芸術文化事業に助成を行うことにより自主的な芸術文化活動の活性化を図る。

##### 5 芸術文化大会等出場奨励事業費

小中学生及び高校生の芸術文化活動を応援するため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する場合、奨励金を交付する。

## 2 主な自主文化事業の内容（令和 5 年度）

| 事業名                 | 日程      | 場 所                       | 入場者数等 | イ ベ ン ト 内 容                                                      |
|---------------------|---------|---------------------------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 音楽の魅力発信事業費          | 9 月～2 月 | ベネックス長崎ブリックホール、市内小・中学校等   | 809 人 | 演奏家が学校や地域へ出向いて行うアウトリーチコンサートやアウトリーチコンサートに出演した演奏家が一堂に会するガラコンサートを開催 |
| 市民参加型舞台公演等開催費       | 8 月～3 月 | ベネックス長崎ブリックホール、市内小・中学校等   | 387 人 | 講師が学校や放課後児童クラブへ出向いて行う演劇のワークショップや小・中学生や親子を対象にした演劇、ダンス体験教室を開催      |
| 芸術文化体験教室開催費         | 7 月～3 月 | ベネックス長崎ブリックホール、ダイアゴナルラン長崎 | 195 人 | 子ども向け伝統文化体験教室、若者向け芸術文化体験教室及び豆本制作体験教室など様々な芸術文化体験教室を開催             |
| Nagasaki まちなか文化祭開催費 | 11 月    | ベルナード観光通り特設ステージ           | 956 人 | 出演者を公募し、書類や映像等の審査などによる選考後、音楽・舞踊・演劇などの各ジャンルの市民ステージや参加型の美術イベントを開催  |

## 3 文化施設の概要

- (1) 長崎ブリックホール（平成 10 年 10 月 1 日開館）

|               |                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 所 在 地       | 長崎市茂里町 2 番 38 号                                                                        |
| イ 規 模 ・ 構 造   | 鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造地上 6 階地下 2 階建<br>敷地面積 15,896m <sup>2</sup> 延床面積 21,899m <sup>2</sup> |
| ウ 収 容 人 員     | 大ホール 2,002 席（固定席 1,994 席、車椅子席 8 席）<br>国際会議場 542 席（固定席 126 席、可搬席 416 席）                 |
| エ 令和 5 年度利用状況 | 利用日 大ホール 193 日、国際会議場 172 日<br>令和 5 年度使用料収入（決算見込額）100,081 千円                            |
| オ 休 館 日       | 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで                                                               |

(2) 長崎市チトセピアホール（平成 3 年 11 月 1 日開館）

|               |                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ア 所 在 地       | 長崎市千歳町 5 番 1 号 チトセピアビル 2 階                                               |
| イ 規 模 ・ 構 造   | チトセピアビル（鉄骨・鉄筋コンクリート造地下 3 階地上 14 階建）の南棟のうち 2～3 階 延床面積 1,377m <sup>2</sup> |
| ウ 収 容 人 員     | 椅子使用時 500 席                                                              |
| エ 令和 5 年度利用状況 | 利用日 188 日<br>令和 5 年度利用料金収入（決算見込額）11,281 千円                               |
| オ 休 館 日       | 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで                                                 |

(3) 長崎市遠藤周作文学館（平成 12 年 5 月 13 日開館）

小説家遠藤周作氏の代表作『沈黙』（昭和 41 年）の舞台となった外海地区に昭和 62 年に「沈黙の碑」が建立され、これを機縁として遠藤周作氏の没後、その地から海を隔てて見える岬の上に、ご遺族のご厚意のもと、平成 12 年 5 月 13 日に外海町立遠藤周作文学館として開館（市町村合併に伴い、平成 17 年 1 月より長崎市に移管）し、遠藤周作氏に関する遺品、作品その他の資料を観覧に供し、あわせて調査研究等を行っている。平成 30 年 7 月 1 日に、旧軽喫茶スペースを「思索空間アンシャンテ」としてリニューアルした。

展示の内容は、生誕 100 年を記念し、遠藤周作の作品と人物像を紹介するため、展示室だけにとどまらず開架閲覧室など館内全体を会場として「生誕 100 年特別企画展 100 歳の遠藤周作に会う」を令和 5 年 3 月 27 日から令和 6 年 11 月 30 日まで開催している。

このほか、遠藤周作生誕 100 年記念事業として、令和 4～5 年度において、文学館公式ガイドブックの創刊、記念講演会の開催、記念式典の開催、読書感想文コンクール、広報プロモーション、遠藤周作アーカイブ映像の制作等を行った。

|               |                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| ア 所 在 地       | 長崎市東出津町 77 番地                                                   |
| イ 規 模 ・ 構 造   | 鉄筋コンクリート造地上 1 階、地下 1 階建 延床面積 1,074m <sup>2</sup>                |
| ウ 令和 5 年度利用状況 | 観覧者数 17,319 人<br>令和 5 年度観覧料収入（決算見込額）4,624 千円                    |
| エ 開 館 時 間     | 午前 9 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）                                 |
| オ 休 館 日       | 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで                                        |
| カ 観 覧 料       | 個人：一般 360 円、小・中・高校生 200 円、<br>団体（10 人以上）：一般 260 円、小・中・高校生 100 円 |

# ス ポ ー ツ 振 興

スポーツ基本法に則り、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを目指し、市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会を確保するため、「する・みる・支えるスポーツの振興」の視点から事業を実施する。

## 1 「する」スポーツの振興

### (1) スポーツをする機会の提供

#### ア スポーツ大会の開催

(令和 5 年度)

| 種 目 | 内 容            | 参 加 人 員<br>(人)         | 備 考                                           |
|-----|----------------|------------------------|-----------------------------------------------|
|     | はじめようスポーツ体験教室  | 1,507<br>(うち子ども 834 人) | 小学生以下の子どもに様々なスポーツを体験してもらい、スポーツを始めるきっかけづくりを行う。 |
|     | 市民体育・レクリエーション祭 | 6,031                  | 競技の部 36 種目<br>レクリエーションの部 14 種目                |
|     | 長崎ベイサイドマラソン    | 4,041                  | マラソン 3 種目                                     |
|     | 長崎新春駅伝大会       | 640                    | 一般の部他 4 部門                                    |

### (2) スポーツをする場所の提供

#### ア 市営体育施設等の貸出

市民が身近で気軽にできる「生涯スポーツ」の推進を図るため、市営体育施設や学校体育施設の効率的な利用を促進している。

施設を気軽に利用できるよう、パソコン及び携帯電話のインターネットや電話の自動音声応答で利用施設の案内情報などを市民に提供する公共施設案内・予約システムを提供している。

利用者登録することにより、窓口を訪れることなく、施設の抽選や利用の申込みを可能としている。

【参考資料】「市営体育施設等の状況」

#### イ 学校体育施設の開放

学校体育施設の効果的な活用に努める。

##### (ア) 運動場のスポーツ開放

- ・昼間開放…市立中学校 31 校の運動場を 1 校当たり年間 10 日間、日曜・祝日に開放している。

また、長崎商業高校のソフトボール場を土曜・日曜・祝日に開放している。

(開放時間：8:00～17:00)

- ・夜間開放…市立中学校 11 校、小学校 5 校のナイター設備のある運動場を開放している。



また、長崎商業高校のソフトボール場、テニスコートを開放している。

(開放時間：19:30～21:30)

(イ) 体育館・武道場のスポーツ開放

- ・昼間開放…市立中学校体育館(32校)、武道場(20校)を1校あたり年間10日間、日曜・祝日に開放している。

市立小学校体育館(68校)を学校教育に支障のない日に地域住民へ開放している。

(開放時間：8:00～17:00)

- ・夜間開放…市立中学校体育館(32校)、武道場(20校)を開放している。(日曜・祝日、年末年始期間を除く。開放時間：19:30～21:30)

市立小学校体育館(68校)を、毎日地域住民へ開放している。

(開放時間：開放可能時間～21:30)

(ウ) プール開放

市立小学校のプールについて、夏季休業中に半日を1回として20回を限度に、管理指導員を配置して、開放校区の児童からなる団体に開放している。

## 2 「みる」スポーツの振興

(1) プロスポーツ大会の誘致等

(令和5年度)

| 区 分                   | 人 数    |
|-----------------------|--------|
| V・ファーレン長崎ホームゲームへの親子招待 | 3,200人 |
| 長崎ヴェルカホームゲームへの親子招待    | 1,200人 |
| プロ野球公式戦への親子招待         | 800人   |

## 3 「支える」スポーツの振興

(1) 競技力の向上

ア 競技力向上対策補助

- ・競技力向上対策費補助金…国体に向けた選手・監督の強化を図るため、一般及び高校生を対象に(公財)長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する競技力向上対策(国体種目)及びスポーツ普及指導に係る経費の一部を補助する。

- ・ジュニアスポーツ競技力向上対策費補助金…全国大会で優秀な成績を収めるため、小・中・高校生を対象に(公財)長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施するジュニア層の競技力向上対策に係る経費の一部を補助する。

イ 社会体育選手派遣の補助

国際大会、全国大会、九州大会等に出場する選手(小中学生及び高校生を除く)等に対し、大会

に出場するための経費の一部を補助する。

ウ 社会体育振興奨励金の交付

小中学生及び高校生の競技力の向上等を図るため、各種体育大会に出場する個人又は団体に対し、奨励金を交付する。

エ 国際、全国大会等で活躍した監督・選手の表彰

スポーツの普及発展に寄与した市民、スポーツで優秀な成績をおさめた市民に表彰状、記念品を授与し、顕彰する。

(2) スポーツ関連組織との連携・支援

ア スポーツ推進審議会

スポーツ推進に関する重要事項を調査審議する。(委員数 17 人)

イ 公益財団法人長崎市スポーツ協会

陸上競技協会をはじめ、45 種目 46 団体に構成される組織。(令和 6 年 5 月末現在)

市民スポーツの普及と競技力向上を図り、スポーツ振興に寄与している。

加盟団体登録人員 26,791 人(令和 6 年 5 月末現在)

ウ 長崎市スポーツ推進委員協議会

市内中学校区を母体として 95 人(令和 6 年 5 月末現在)のスポーツ推進委員(市非常勤職員)を選出し、地域住民のスポーツ活動に対し、指導・助言を行うとともに、各種研修会への参加等により資質の向上に努め、市のスポーツ事業の指導的役割を担っている。特に、ニュースポーツの普及を推進している。

エ 長崎市スポーツ少年団

公益財団法人長崎市スポーツ協会の中で育成指導され、地域に生まれた多数の「単位団」をまとめ、青少年がスポーツや文化を通じて健全な成長をし、社会的にも優れた人間形成をしていくことを目的として活動している。

加盟登録団 80 団、団員 1,299 人(令和 6 年 3 月末現在)

【参考資料】

市営体育施設等の状況

(R6. 4. 1)

| 名 称                           | 収容<br>人員 | 竣工<br>年月 | 規 模                                                                                 | R5 年度<br>利用人員 | R5 年度<br>利用件数 |
|-------------------------------|----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| ※ 市 営 庭 球 場                   | 1,200    | S28. 7   | 砂入り人工芝コート7面（屋根・ナイター設備）                                                              | 170,946       | 9,722         |
| 市 営 陸 上 競 技 場                 | 15,000   | S28. 7   | 4 0 0 m                                                                             | 4,713         | 13            |
| ※ 市 営 ソ フ ト ボ ー ル 場           | 1,000    | S37. 4   | 公 認 1 面（ナイター設備）                                                                     | 17,650        | 370           |
| ※ 市 営 ラ グ ビ ー ・ サ ッ カ ー 場     |          | H9. 10   | 1 面（人工芝・ナイター設備）                                                                     | 167,086       | 1,661         |
| ※ 立 山 市 民 運 動 場               |          | S49. 3   | 野球兼ソフト場1面（ナイター設備）                                                                   | 22,490        | 729           |
| ※ 東 望 山 運 動 場                 |          | S52. 10  | ソ フ ト 1 面（ナイター設備）                                                                   | 6,861         | 329           |
| ※ 東 望 山 多 目 的 広 場             |          | S52. 10  | ソ フ ト 1 面                                                                           | 6,635         | 387           |
| 祝 捷 山 公 園 多 目 的 広 場           |          | H16. 4   | ソ フ ト 1 面                                                                           | 6,622         | 435           |
| 市 営 弓 道 場                     |          | S30. 9   | 近 的 6 人 立、遠 的 4 人 立                                                                 | 18,333        | —             |
| 市 民 ア ー チ ャ ー 場               |          | S48. 10  | 1 0 的 オ ー ル ラ ウ ン ド                                                                 | 3,452         | —             |
| ※ 市 民 体 育 館                   | 1,086    | S49. 2   | 42m×36m（バレー、バスケット、バドミントン）                                                           | 143,745       | 47,953        |
| ※ 諏 訪 体 育 館                   |          | H9. 3    | 柔道場、剣道場、相撲場、ボクシング場、弓道場                                                              | 33,327        | 4,675         |
| ※ 深 堀 体 育 館                   |          | H13. 9   | バレー、バドミントン、卓球                                                                       | 16,019        | 1,015         |
| 三 重 体 育 館                     |          | H19. 9   | バレー、バスケット、バドミントン、卓球                                                                 | 19,846        | 1,206         |
| 市 民 総 合 プ ー ル                 |          | H8. 9    | 屋内プール（50m8コース、25m7コース、幼児・児童用プール）<br>屋外プール（流水プール、幼児・児童用プール、着水プール、<br>ス ラ イ ダ ー 2 基 ） | 130,065       | —             |
| 市 民 神 の 島 プ ー ル               |          | H29. 10  | 屋 内 温 水 2 5 m 7 コ ー ス<br>浴 室、休 憩 室、和 室                                              | 72,234        | —             |
| 市 民 小 ケ 倉 プ ー ル               |          | S43. 8   | 25m 7 コース、幼児用プール                                                                    | 2,717         | —             |
| 市 民 網 場 プ ー ル                 |          | H10. 5   | 25m 9 コース、幼児用プール                                                                    | 6,710         | —             |
| ※ 南 部 地 区 公 園 多 目 的 広 場       |          | S62. 3   | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー                                                                    | 21,457        | 116           |
| ※ 南 部 地 区 公 園 ソ フ ト ボ ー ル 場   |          | S62. 3   | ソ フ ト 1 面                                                                           | 13,593        | 168           |
| ※ お り お ん 座 公 園 多 目 的 広 場     |          | S62. 3   | ソ フ ト 1 面                                                                           | 4,392         | 114           |
| ※ 小 江 原 台 近 隣 公 園 多 目 的 広 場   |          | H3. 4    | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー                                                                    | 27,208        | 980           |
| ※ 小 江 原 台 近 隣 公 園 庭 球 場       |          | H3. 4    | 砂 入 り 人 工 芝 2 面                                                                     | 21,513        | 2,345         |
| ※ さ く ら の 里 大 芝 生 広 場         |          | H2. 8    | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー                                                                    | 16,615        | 82            |
| ※ さ く ら の 里 庭 球 場             |          | H2. 8    | ハ ー ド コ ー ト 3 面                                                                     | 8,611         | 971           |
| 学 校 昼 間 運 動 場                 |          |          | 中 学 校 3 1 校、高 校 1 校                                                                 | 719           | 17            |
| 学 校 昼 間 体 育 館                 |          |          | 小 学 校 6 8 校、中 学 校 3 2 校                                                             | 86,531        | 5,159         |
| ※ 学 校 夜 間 運 動 場               |          |          | 小 学 校 5 校、中 学 校 1 1 校、高 校 1 校                                                       | 18,951        | 808           |
| ※ 学 校 夜 間 体 育 館               |          |          | 小 学 校 6 8 校、中 学 校 3 2 校                                                             | 333,472       | 25,233        |
| ※ 武 道 場                       |          |          | 中 学 校 2 0 校                                                                         | 34,815        | 2,243         |
| 学 校 プ ー ル                     |          |          | 小 学 校 9 校                                                                           | 2,015         | —             |
| ※ 長 崎 東 公 園 コ ミ ュ ニ テ ィ 体 育 館 |          | H2. 8    | 卓球（最大5台）、バドミントン（最大8面）<br>バスケット、バレー（最大2面）、トレーニング室                                    | 90,028        | —             |
| 長 崎 東 公 園 コ ミ ュ ニ テ ィ プ ー ル   |          | H6. 7    | 25m7コース、子供用プール、着水プール、スライダー2基                                                        | 6,717         | —             |
| ※ 長 崎 東 公 園 運 動 場             |          | H2. 8    | ソ フ ト 1 面（ナイター設備）                                                                   | 3,343         | —             |
| ※ 長 崎 東 公 園 多 目 的 広 場         |          | H2. 8    | 野 球、ソ フ ト、ゲ ー ト ボ ー ル                                                               | 6,833         | —             |
| ※ 長 崎 東 公 園 庭 球 場             |          | H4. 5    | 砂入り人工芝コート5面（ナイター設備）                                                                 | 25,701        | —             |
| ※ 田 中 町 公 園 ソ フ ト ボ ー ル 場     |          | H14. 4   | ソ フ ト 1 面（ナイター設備）                                                                   | 4,448         | 135           |
| ※ 京 泊 公 園 多 目 的 広 場           |          |          | ソ フ ト 2 面、ゲ ー ト ボ ー ル 2 面                                                           | 10,461        | 381           |
| 総合運動公園かきどまり陸上競技場              | 16,000   | H10. 6   | 第2種公認、トラック（全天候）400×9レーン、<br>フ ィ ー ル ド（天 然 芝）                                        | 71,340        | 5,551         |
| 総合運動公園かきどまり補助競技場              | 2,000    | H10. 6   | トラック（全天候）400×8レーン、<br>フ ィ ー ル ド（天 然 芝）                                              | 41,750        | 4,347         |
| 総合運動公園かきどまり投てき練習場             |          | H10. 6   | 円 盤、ハ ン マ ー、槍、砲 丸                                                                   | 2,950         | 1,036         |
| ※ 総合運動公園かきどまり野球場              | 8,000    | H10. 4   | 両 翼 1 0 0 m、セ ン タ ー 1 2 2 m                                                         | 9,610         | 202           |
| ※ 総合運動公園かきどまり庭球場              |          | H8. 9    | 砂入り人工芝コート19面（ナイター設備）                                                                | 101,970       | 7,615         |
| ※ え が わ 運 動 公 園 多 目 的 広 場     |          | H16. 4   | ソ フ ト 2 面、ラ グ ビ ー、サ ッ カ ー                                                           | 31,652        | 623           |
| ※ え が わ 運 動 公 園 庭 球 場         |          | H16. 4   | 砂 入 り 人 工 芝 コ ー ト 2 面                                                               | 21,298        | 1,647         |

| 名 | 称                | 収容<br>人員 | 竣工<br>年月 | 規 模                              | R5 年度<br>利用人員 | R5 年度<br>利用件数 |
|---|------------------|----------|----------|----------------------------------|---------------|---------------|
| ※ | 高島ふれあい多目的運動公園運動場 |          | H15. 4   | ソフトボール・サッカー・ラグビー                 | 0             | 0             |
| ※ | 高島ふれあい多目的運動公園庭球場 |          | H15. 4   | 砂入り人工芝コート 4 面                    | 0             | 0             |
| ※ | 長崎のもぎき恐竜パーク体育館   |          | H6. 12   | バスケット・バレー・バドミントン、卓球              | 14,177        | 709           |
| ※ | 高浜運動公園運動場        |          | S58. 4   | ソフトボール 2 面                       | 120           | 12            |
| ※ | 三和体育館            |          | S58. 3   | バスケット、バレー、バドミントン、卓球              | 63,093        | 3,871         |
| ※ | 元宮公園運動場          |          | S63. 3   | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー(ナイター設備)         | 20,213        | 704           |
| ※ | 元宮公園庭球場          |          | S63. 3   | 砂入り人工芝コート 4 面 (ナイター設備)           | 32,033        | 2,610         |
| ※ | 岳路運動公園           |          | S60. 3   | 野球、ソフトボール(ナイター設備)                | 5,168         | 137           |
| ※ | 香焼総合公園運動場        |          | S52. 4   | 陸上競技・サッカー・軟式野球・ソフト               | 9,029         | 244           |
| ※ | 香焼総合公園庭球場        |          | S52. 4   | 砂入り人工芝コート 3 面                    | 6,866         | 551           |
| ※ | 外海総合公園運動場        |          | H1. 4    | 野球、ソフトボール、サッカー(ナイター設備)           | 5,037         | 89            |
| ※ | 外海運動公園運動場        |          | S58. 3   | ソフトボール (ナイター設備)                  | 0             | 0             |
| ※ | 琴海南部体育館          |          | H7. 3    | バスケット、バレー、バドミントン、卓球、フットサル、ハンドボール | 36,940        | 2,043         |
| ※ | 琴海北部運動公園運動場      |          | S53. 3   | 野球、ソフトボール (ナイター設備)               | 42,239        | 303           |
| ※ | 琴海中部運動公園運動場      |          | S57. 3   | 野球、ソフトボール (ナイター設備)               | 49,978        | 610           |
| ※ | 琴海南部運動公園運動場      |          | S54. 1   | ソフトボール・サッカー (ナイター設備)             | 53,800        | 853           |
| ※ | 琴海中部運動公園庭球場      |          | H1. 8    | ハードコート 2 面                       | 297           | 78            |

※は公共施設案内・予約システム対象施設（ただし、学校夜間体育館については、小学校は対象外）。

野母崎体育館は令和3年10月29日から長崎のもぎき恐竜パーク体育館に名称変更。

# 市 民 セ ン タ ー

市民センターは、地域コミュニティの形成や地域間交流を活性化させ、明るく住みよいまちづくりを推進するための市民交流施設で、コミュニティ活動の場を提供し、地域連帯及び交流意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、多目的ホール、調理室、図書室、体育館等がある。

設置状況

(R6.4.1)

| 名 称        | 住 所             | 開設年月   | 構 造                               | 延 面 積                      | 5 年 度<br>利 用 者 |
|------------|-----------------|--------|-----------------------------------|----------------------------|----------------|
| 三重地区市民センター | 畝刈町 28 番地 7     | 平15.4  | 鉄骨造 2 階建                          | m <sup>2</sup><br>1,674.79 | 人<br>40,149    |
| 琴海さざなみ会館   | 琴海形上町 1849 番地 4 | 平12.6  | 鉄骨造平家建                            | 580.00                     | 8,630          |
| 琴海南部しらさぎ会館 | 西海町 1560 番地 9   | 平17.12 | 鉄骨造 2 階建（本館・別館）                   | 1,480.84                   | 16,497         |
| 南部市民センター   | 末石町 162 番地      | 平19.4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建                 | 1,520.36                   | 33,863         |
| 古賀地区市民センター | 古賀町 948 番地 1    | 平19.11 | 鉄骨造 2 階建（第 1 棟）、鉄骨<br>造 1 階建（体育館） | 1,434.34                   | 28,873         |

## ふれあいセンター

ふれあいセンターは、地域住民が自主的に学び活動することの中から、温かい人間関係をつくり、明るく住みよいまちづくりのための公民館類似施設で、地域住民の教養の向上、文化の振興及び福祉の増進を図り、多世代交流、地域連帯意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、調理室、図書室等がある。

設置状況

(R6. 4. 1)

| 名 称                     | 所在地                 | 開設年月    | 構 造                        | 延 面 積                    | 5 年 度<br>利 用 者 |
|-------------------------|---------------------|---------|----------------------------|--------------------------|----------------|
| 小 島 地 区<br>ふれあいセンター     | 愛宕 3 丁目 10 番 2 号    | 昭62. 10 | 鉄筋コンクリート造<br>3 階建          | m <sup>2</sup><br>865.70 | 人<br>17,775    |
| 緑 が 丘 地 区<br>ふれあいセンター   | 白鳥町 3 番 9 号         | 平元. 4   | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建          | 556.30                   | 22,108         |
| 戸 町 地 区<br>ふれあいセンター     | 戸町 2 丁目 4 番 39 号    | 平 2. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>3 階建          | 582.11                   | 14,496         |
| 滑 石 地 区<br>ふれあいセンター     | 滑石 5 丁目 5 番 77 号    | 平 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建          | 2,004.05                 | 55,680         |
| 仁 田 佐 古 地 区<br>ふれあいセンター | 稲田町 12 番 14 号       | 平 5. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>3 階建          | 631.54                   | 10,902         |
| 三 川 地 区<br>ふれあいセンター     | 三川町 1221 番地 70      | 平 6. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建          | 693.05                   | 12,782         |
| 淵 地 区<br>ふれあいセンター       | 富士見町 6 番 6 号        | 平 8. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建          | 662.67                   | 23,227         |
| 横 尾 地 区<br>ふれあいセンター     | 横尾 2 丁目 15 番 10 号   | 平 9. 1  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建          | 693.77                   | 13,844         |
| ダ イ ヤ ラ ン ド<br>ふれあいセンター | ダイヤモンド 4 丁目 1 番 1 号 | 平11. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建          | 650.88                   | 38,011         |
| 小 江 原 地 区<br>ふれあいセンター   | 小江原 3 丁目 20 番 10 号  | 平12. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建          | 559.93                   | 24,543         |
| 桜 馬 場 地 区<br>ふれあいセンター   | 桜馬場 1 丁目 1 番 5 号    | 平14. 4  | 鉄骨造<br>3 階建                | 880.48                   | 29,522         |
| 山 里 地 区<br>ふれあいセンター     | 高尾町 4 番 10 号        | 平15. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建          | 663.92                   | 31,625         |
| 西 北 ・ 岩 屋<br>ふれあいセンター   | 西北町 13 番 13 号       | 平15. 4  | 鉄骨造<br>3 階建のうち 2 階・3 階部分   | 660.92                   | 17,650         |
| 橘 地 区<br>ふれあいセンター       | かき道 2 丁目 45 番 20 号  | 平16. 4  | 鉄骨造<br>2 階建                | 689.94                   | 26,826         |
| 浦 上 駅 前<br>ふれあいセンター     | 岩川町 7 番 1 号         | 平20. 4  | 鉄骨造<br>3 階建                | 1,009.95                 | 26,739         |
| 上 長 崎 地 区<br>ふれあいセンター   | 片淵 1 丁目 13 番 13 号   | 平25. 4  | 鉄骨造<br>2 階建                | 775.40                   | 35,759         |
| 式 見 地 区<br>ふれあいセンター     | 式見町 357 番地          | 平29. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建のうち 2 階部分 | 653.77                   | 6,157          |
| 木 鉢 地 区<br>ふれあいセンター     | 木鉢町 2 丁目 228 番地 6   | 平29. 10 | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建          | 427.92                   | 11,328         |

| 名 称                       | 所在地               | 開設年月    | 構 造                            | 延 面 積   | 5 年 度<br>利 用 者 |
|---------------------------|-------------------|---------|--------------------------------|---------|----------------|
| 土 井 首 地 区<br>ふれあいセンター     | 柳田町 45 番地 3       | 平29. 10 | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建のうち 2 階部分     | 711. 41 | 18, 645        |
| 晴 海 台 地 区<br>ふれあいセンター     | 晴海台町 41 番地 2      | 平29. 10 | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 774. 50 | 13, 450        |
| 小 ケ 倉 地 区<br>ふれあいセンター     | 小ケ倉町 2 丁目 21 番地 2 | 平30. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 504. 89 | 17, 731        |
| 深 堀 地 区<br>ふれあいセンター       | 深堀町 5 丁目 182 番地   | 平30. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>3 階建のうち 2 階・3 階部分 | 638. 31 | 8, 542         |
| 手 熊 地 区<br>ふれあいセンター       | 手熊町 1291 番地 1     | 平31. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 307. 49 | 1, 972         |
| 蚊 焼 地 区<br>ふれあいセンター       | 蚊焼町 3020 番地 1     | 令 2. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建のうち 1 階部分     | 534. 00 | 11, 475        |
| 日 見 地 区<br>ふれあいセンター       | 界 2 丁目 1 番 19 号   | 令 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 693. 00 | 20, 622        |
| 茂 木 地 区<br>ふれあいセンター       | 茂木町 75 番地 10      | 令 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建のうち 2 階部分     | 650. 70 | 15, 151        |
| 野 母 崎 樺 島 地 区<br>ふれあいセンター | 野母崎樺島町 459 番地 2   | 令 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>平家建               | 342. 71 | 2, 347         |
| 出 津 地 区<br>ふれあいセンター       | 西出津町 2794 番地 1    | 令 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>平家建               | 813. 43 | 3, 211         |
| 大 浦 地 区<br>ふれあいセンター       | 下町 1 番 13 号       | 令 5. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>3 階建              | 367. 56 | 15, 680        |
| 脇 岬 地 区<br>ふれあいセンター       | 脇岬町 3309 番地       | 令 5. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 684. 00 | 4, 732         |

# 消 防 行 政 の 現 況

長崎市の消防体制は、昭和 23 年 3 月に自治体消防を発足して以来、複雑多様化する災害に対応するため、消防施設、機械、消防水利の充実に努めるとともに幾多の組織改編がなされ、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 3 消防署、16 出張所、2 派出所を配置し、警防活動を実施している。

救急活動においては、高齢化社会に対応した救急体制、救助活動においては、各種災害や地震等の広域的な大規模災害にも対応できる体制の充実に努めている。

さらに、住宅防火対策の推進を行うとともに、地域における防火防災訓練の実施の働きかけや市民防火組織の育成など、地域の防火防災力向上に取り組んでいる。

## 1 消防体制

### (1) 各消防署の管轄区域





## (2) 消防機械の保有配置状況（受託町を含む。）

(R6. 4. 1)

| 種 別<br>所属別  | 車<br>両<br>合<br>計 | ポン<br>プ<br>車 | 水<br>槽<br>付<br>ポン<br>プ<br>車 | は<br>し<br>ご<br>自<br>動<br>車 | 化<br>学<br>消<br>防<br>車 | 救<br>助<br>工<br>作<br>車 | 指<br>揮<br>調<br>査<br>車 | 救<br>急<br>自<br>動<br>車 | 高<br>規<br>格<br>救<br>急<br>車 | 消<br>防<br>艇 | 査<br>察<br>広<br>報<br>車 | 人<br>員<br>搬<br>送<br>車 | 資<br>機<br>材<br>搬<br>送<br>車 | 重<br>機<br>・<br>重<br>機<br>搬<br>送<br>車 | 燃<br>料<br>補<br>給<br>車 | 積<br>載<br>車 | そ<br>の<br>他 | 小型動力ポンプ |
|-------------|------------------|--------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|---------|
|             |                  | C<br>D<br>I  |                             |                            |                       |                       |                       |                       |                            |             |                       |                       |                            |                                      |                       |             |             |         |
| 合 計         | 225              | 57           | 3                           | 4                          | 1                     | 4                     | 8                     | 1                     | 18                         | 1           | 7                     | 1                     | 2                          | 1                                    | 1                     | 111         | 5           | 111     |
| 消 防 局       | 12               |              |                             |                            |                       |                       | 1                     |                       | 1                          |             | 3                     | 1                     | 2                          | 1                                    | 1                     |             | 2           |         |
| 中<br>央<br>署 | 本 署              | 9            |                             | 1                          | 1                     |                       | 1                     | 2                     | 2                          |             | 1                     |                       |                            |                                      |                       |             | 1           |         |
|             | 出 張 所            | 9            | 5                           |                            | 1                     |                       |                       |                       | 3                          |             |                       |                       |                            |                                      |                       |             |             |         |
| 北<br>署      | 本 署              | 9            |                             | 1                          | 1                     |                       | 1                     | 2                     | 2                          |             | 1                     |                       |                            |                                      |                       |             | 1           |         |
|             | 出 張 所            | 12           | 7                           |                            |                       |                       |                       |                       | 4                          |             | 1                     |                       |                            |                                      |                       |             |             |         |
|             | 派 出 所            | 2            | 2                           |                            |                       |                       |                       |                       |                            |             |                       |                       |                            |                                      |                       |             |             |         |
| 南<br>署      | 本 署              | 9            | 1                           |                            | 1                     | 1                     | 1                     | 2                     |                            | 1           | 1                     |                       |                            |                                      |                       |             | 1           |         |
|             | 出 張 所            | 8            | 4                           |                            |                       |                       |                       |                       | 1                          | 3           |                       |                       |                            |                                      |                       |             |             |         |
| 非常用(常備)     |                  | 9            | 3                           | 1                          |                       |                       | 1                     | 1                     | 3                          |             |                       |                       |                            |                                      |                       |             |             |         |
| 消 防 団       |                  | 145          | 34                          |                            |                       |                       |                       |                       |                            |             |                       |                       |                            |                                      |                       | 111         |             | 111     |
| 非常用(非常備)    |                  | 1            | 1                           |                            |                       |                       |                       |                       |                            |             |                       |                       |                            |                                      |                       |             |             |         |

## (3) 消防水利状況（受託町を除く。）

(R6. 4. 1)

| 総 計   | 公 消 火 栓 | 私 消 火 栓 | 公 防 火 水 槽 | 私 防 火 水 槽 | そ の 他 |
|-------|---------|---------|-----------|-----------|-------|
| 5,788 | 3,894   | 233     | 1,317     | 198       | 146   |

## 令和5年度中の整備状況（受託町を除く。）

| 水 利 種 別 | 新 設    | 取 替 | 撤 去 |
|---------|--------|-----|-----|
| 消 火 栓   | 4 (4)  | 15  | 7   |
| 防 火 水 槽 | 6 (5)  |     | 0   |
| 合 計     | 10 (9) | 15  | 7   |

※（ ）内書きは、開発行為により設置した消防水利を示す。

(4) 消防相互応援協定等

| 名 称                         | 締結年月日                   | 協 定 市 町 村                                                | 応 援 内 容                           |
|-----------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 長崎市と長崎海上保安部の船舶火災の消火に関する業務協定 | (昭25.6.5)<br>昭46.1.11改正 | 長崎海上保安部                                                  | 火災（協定区域内に火災が発生又は発生のおそれのある場合の消防活動） |
| 長崎県広域消防相互応援協定               | 昭51.4.1                 | 佐世保市、県央地域広域市町村圏組合、島原地域広域市町村圏組合、平戸市、松浦市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市 | 火災、救急救助<br>その他の災害                 |
| 消防団の消防相互応援協定                | 昭51.11.15               | 長与町、時津町                                                  | 火災、その他の災害                         |

## 2 予防行政

(1) 予防査察及び消防同意

建築物には、火災から人命を守るため、その規模や用途に応じて消防用設備等が設置されている。建築物の関係者に対し防火管理の徹底及び消防用設備等の適正な維持管理の推進を図るため、これらの建築物に立入検査（予防査察）を実施している。

また、建築物を設計する段階において、消防用設備等が法令どおりに設置されているかの審査（消防同意）を行い、竣工時には、設置検査（完成検査）を実施している。

防火対象物数及び査察件数 (令和5年度中)

|      |          |
|------|----------|
| 対象物数 | 14,793 件 |
| 査察件数 | 9,516 件  |

消防同意処理状況 (令和5年度中)

|      |       |
|------|-------|
| 同意件数 | 479 件 |
|------|-------|

(2) 住宅防火対策の推進

令和5年中に発生した火災101件のうち、建物火災は61件となっており、そのうち約5割が住宅火災となっている。また、過去5年間に於いて、住宅火災による死者の約7割が高齢者となっている。

消防局では、住民の防火意識と共助の精神の高揚を図り、住宅火災による死者をなくすため、消防団による防火訪問や各種防火指導を通して、火災予防についての助言や住宅用防災機器等の普及促進を図り、地域に根ざした住宅防火対策を推進している。

(3) 地域の防火防災力向上のための取組み

住民の防火防災意識の向上と地域に根ざした防火防災体制の構築を図るため、市内の地域コミュニティ連絡協議会等に対して訓練実施の働きかけを行うなど地域の防火防災力向上のための取組みを行っている。

地域の防火防災訓練実施状況

(令和5年度中)

|               | 回数  | 参加人員     |
|---------------|-----|----------|
| 地域コミュニティ連絡協議会 | 29  | 12,322 人 |
| 連合自治会         | 23  | 2,535 人  |
| 自治会           | 62  | 1,145 人  |
| 合 計           | 114 | 16,002 人 |

(4) 危険物の規制

危険物製造所等は、災害の規模態様から他に与える影響が大きいため、一般建築物に比べさらに厳しく規制されている。規制の内容としては、危険物製造所等に係る許可と保安管理に係る監視である。

危険物施設現況

(R6. 4. 1)

| 区 分 | 製<br><br>造<br><br>所 | 貯 蔵 所                 |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |                       | 取 扱 所                 |                                      |                                      |                       |                       |
|-----|---------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
|     |                     | 屋<br>内<br>貯<br>蔵<br>所 | 屋<br>外<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 屋<br>内<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 地<br>下<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 簡<br>易<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 移<br>動<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 屋<br>外<br>貯<br>蔵<br>所 | 給<br>油<br>取<br>扱<br>所 | 第<br>1<br>種<br>販<br>売<br>取<br>扱<br>所 | 第<br>2<br>種<br>販<br>売<br>取<br>扱<br>所 | 一<br>般<br>取<br>扱<br>所 | 移<br>送<br>取<br>扱<br>所 |
| 施設数 | 1                   | 81                    | 97                                   | 34                                   | 115                                  | 2                                    | 135                                  | 29                    | 144                   | 5                                    | 7                                    | 92                    | 1                     |
| 小 計 | 1                   | 493                   |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |                       | 249                   |                                      |                                      |                       |                       |
| 合 計 | 743                 |                       |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |                       |                       |                                      |                                      |                       |                       |

(5) 火薬類の規制

火薬類は、その危険性に鑑み、製造、販売、貯蔵、消費をすべて許可制として規制を行い、また、火薬類を消費する者への譲受・譲渡についても許可制として、保安に関する規制も含めて法律の上で徹底した管理が行われている。

許可等施設数

(R6. 4. 1)

| 件 名       |              | 件 数 |
|-----------|--------------|-----|
| 火薬類販売許可施設 | 競技用紙雷管のみの販売  | 4   |
|           | その他          | 5   |
| 火薬庫等施設    | 火薬庫          | 4   |
|           | 市長が指示する安全な場所 | 27  |

(6) 市民の防火組織

複雑多様化する社会環境の中で、火災等の災害から市民を守り、安全で安心な暮らしを確保するためには、消防・防災業務に対する市民の理解と協力が必要である。

本市においては、次のような防火組織が結成され、それぞれ火災予防等の啓発活動を積極的に展開している。

市民防火組織

(R6. 4. 1)

| 種 別                       | 組 織 数 | 構 成 員 数  |
|---------------------------|-------|----------|
| 婦 人 防 火 ク ラ ブ             | 298   | 28,917 人 |
| 少 年 消 防 ク ラ ブ             | 37    | 1,581 人  |
| 幼 年 消 防 ク ラ ブ             | 94    | 10,200 人 |
| 自 衛 消 防 隊<br>(連絡協議会入会事業所) | 200   | —        |
| 危 険 物 安 全 協 会             | 93    | —        |

### 3 消防職・団員の活動状況と処遇

(1) 各種災害の出動状況（消防団は受託町を除く。）

(令和5年中)

| 災害種別             |                  | 発生件数  | 機関別 | 出動件数(件) | 出動台数(台) | 出動人員(人) |
|------------------|------------------|-------|-----|---------|---------|---------|
| 火災出動             |                  | 101   | 局・署 | 101     | 451     | 1,682   |
|                  |                  |       | 団   | 30      | 51      | 629     |
|                  |                  |       | 小 計 |         | 502     | 2,311   |
| 警<br>戒<br>出<br>動 | 誤報火災             | 2     | 局・署 | 2       | 3       | 10      |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 虚報火災             | 0     | 局・署 | 0       | 0       | 0       |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 自火報鳴動事故          | 307   | 局・署 | 307     | 307     | 1,151   |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 住宅用火災警報器<br>鳴動事故 | 14    | 局・署 | 14      | 13      | 52      |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 電気事故             | 17    | 局・署 | 17      | 17      | 55      |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | ガス漏れ事故           | 6     | 局・署 | 6       | 12      | 42      |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 油流出事故            | 14    | 局・署 | 14      | 14      | 49      |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | A E D救急          | 1,042 | 局・署 | 1,042   | 1,043   | 3,866   |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 救急支援             | 239   | 局・署 | 237     | 249     | 926     |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | ヘリ支援             | 43    | 局・署 | 43      | 43      | 152     |
|                  |                  |       | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | その他の事故           | 117   | 局・署 | 116     | 172     | 641     |
|                  |                  |       | 団   | 3       | 6       | 57      |
|                  | 計                | 1,801 | 局・署 | 1,798   | 1,873   | 6,944   |
|                  |                  |       | 団   | 3       | 6       | 57      |
|                  |                  |       | 小 計 |         | 1,879   | 7,001   |
| 合 計              |                  | 1,902 | 局・署 | 1,899   | 2,324   | 8,626   |
|                  |                  |       | 団   | 33      | 57      | 686     |
|                  |                  |       | 小 計 |         | 2,381   | 9,312   |

※ AED救急とは、心肺停止又は心肺停止の恐れがある救急事案で、救急隊より早く現場着できるAEDを積載した消防隊による出動

## (2) 消防職員の各種手当

(R6. 4. 1)

| 手当名      | 支給基準                             | 金 額 (円)                                       | 摘 要                                                             |
|----------|----------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 夜間特殊業務手当 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務 | 深夜勤務1回につき<br>全部 1,100<br>2H以上 730<br>2H未満 410 |                                                                 |
| 荒天時作業手当  | 巡回監視                             | 日額 710                                        | 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止された道路、湾岸施設等での作業に限る |
|          | 応急作業又は応急作業のための災害調査               | 日額 1,080                                      |                                                                 |
|          | 災害警備<br>遭難救助                     | 日額 840                                        | 消防局の職員に限る                                                       |

## (3) 消防団階級別人員・年額報酬・出勤報酬

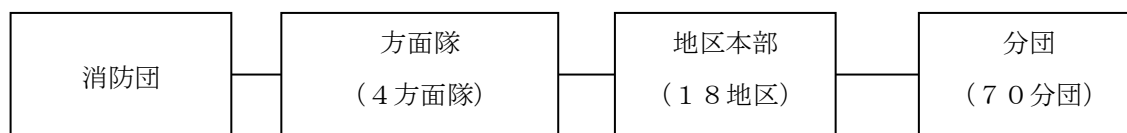
(R6. 4. 1)

| 区 分     |       | 合 計   | 団 長    | 副団長    | 分団長    | 副分団長   | 部 長    | 副部長    | 班 長    | 団 員    |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人員      | 定員(人) | 2,944 | 1      | 18     | 89     | 89     | 241    | 218    | 606    | 1,682  |
|         | 現員(人) | 2,391 | 1      | 18     | 87     | 83     | 218    | 189    | 487    | 1,214  |
| 年額報酬(円) |       |       | 82,500 | 69,000 | 50,500 | 45,500 | 38,000 | 37,500 | 37,000 | 36,500 |

(R6. 4. 1)

|      |                                  |            |
|------|----------------------------------|------------|
| 出勤報酬 | 水火災又はこれらに類する災害の警戒、防ぎよ等の業務に従事した場合 | 日額 8,000 円 |
|      | 上記を除く、警戒、儀式、訓練その他の消防業務に従事した場合    | 日額 4,000 円 |

## ※ 消防団の組織



# 火 災

近年、火災等の災害は複雑多様化していることから、災害規模に応じた消防隊の出動を迅速かつ的確に行うため、災害種別ごとに出勤区域の指定や出勤小隊の編成などを定めた出勤計画を策定している。

また、気象、道路状況及び停水等の活動障害並びに大規模火災に発展することが予想される施設や地域に対しては事前対策となる警防計画の策定とあわせて、様々な想定訓練の実施により、火災発生時の被害軽減と効果的な警防活動の確立に努めている。

## 1 火災発生状況

令和5年中の火災発生件数は101件で、前年の116件に比べ15件減少している。

出火頻度は、3.6日（前年3.1日）に1件の発生であり、出火率（人口1万人あたりの出火件数）は2.17（前年2.45）となり、前年より0.28減少している。

火災発生件数・損害額 (令和5年中)

| 火災種別     | 建 物     | 車 両 | 林 野 | 船 舶 | 航空機 | その他   | 合 計     |
|----------|---------|-----|-----|-----|-----|-------|---------|
| 件 数( 件 ) | 61      | 9   | 0   | 0   | 0   | 31    | 101     |
| 損害額(千円)  | 216,978 | 873 | 0   | 0   | 0   | 3,697 | 221,548 |

原因別火災発生件数（上位5位まで） (令和5年中)

|       | 1 位<br>たき火 | 2 位<br>電気器具・配線 | 3 位<br>たばこ | 3 位<br>こんろ<br>(食油発火含む) | 5 位<br>放火<br>(疑い含む) |
|-------|------------|----------------|------------|------------------------|---------------------|
| 件数(件) | 18         | 17             | 11         | 9                      | 6                   |

火災発生の多い（少ない）月、曜日、時間帯 (令和5年中)

|       |                  |        |               |
|-------|------------------|--------|---------------|
| 多い月   | 1 月 (14 件)       | 少ない月   | 7 月 (3 件)     |
| 多い曜日  | 火曜日 (20 件)       | 少ない曜日  | 土曜日 (6 件)     |
| 多い時間帯 | 14 時～16 時 (16 件) | 少ない時間帯 | 4 時～6 時 (3 件) |

# 救 急

長崎市の救急業務は、昭和 24 年 6 月に消防サービス業務として開始したが、昭和 38 年に法制化され、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 16 台の救急自動車を配置し、救急隊員 121 人で実施している。

救急業務には、医学的な専門知識と高度な応急処置技術が求められているが、医療機関と連携したメディカルコントロール体制を充実させるため、救急業務高度化の推進、救急隊員に対する教育体制の充実、及び応急手当の普及促進を重点に事業を推進している。

## 1 救急出場の状況

令和 5 年中の救急出場件数は 29,101 件、搬送人員 25,075 人で、前年に比べ出場件数は 313 件増加しており、搬送人員は 42 人減少している。

これを人口割でみると、全住民（1 市 2 町 468,097 人）の 16.1 人に 1 人が救急車を要請し、18.7 人に 1 人が搬送され、1 日平均 79.7 件出場、68.7 人を搬送したことになる。

救急出場件数及び搬送人員

（令和 5 年中）

| 事故種別     |       | 急病     | 一般<br>負傷 | 交通<br>事故 | 自損<br>行為 | 労働<br>災害 | 運動<br>競技 | 加害<br>事故 | 火災 | 水難<br>事故 | 自然<br>災害 | その他   | 合計     |
|----------|-------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|----------|----------|-------|--------|
| 出場件数（件）  |       | 19,106 | 5,110    | 1,011    | 217      | 140      | 103      | 56       | 35 | 18       | 5        | 3,300 | 29,101 |
| 搬送人員（人）  |       | 15,897 | 4,660    | 871      | 143      | 134      | 99       | 35       | 12 | 7        | 5        | 3,212 | 25,075 |
| 搬送人員（内訳） | 高 齡 者 | 11,054 | 3,716    | 277      | 27       | 32       | 7        | 6        | 8  | 3        | 5        | 2,324 | 17,459 |
|          | 成 人   | 3,855  | 689      | 537      | 110      | 102      | 31       | 29       | 4  | 3        | 0        | 687   | 6,047  |
|          | 少 年   | 366    | 105      | 42       | 6        | 0        | 61       | 0        | 0  | 1        | 0        | 43    | 624    |
|          | 乳 幼 児 | 4      | 2        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0  | 0        | 0        | 74    | 80     |
|          | 新 生 児 | 618    | 148      | 15       | 0        | 0        | 0        | 0        | 0  | 0        | 0        | 84    | 865    |

## 2 応急手当普及啓発体制の充実

救急車到着までの市民等による応急手当の実施は、救命率向上に非常に重要であるため、普及啓発活動に取り組んでいる。なお、市職員についても平成 20 年度に約 2,300 人を対象に応急手当講習（0 予算事業）を行い、平成 24 年度からは新規採用職員全員を対象としている。

さらに、平成 25 年度から市内の中学 1 年生を対象として、心肺蘇生法の実技等を学ぶ「スクール救命サポーター育成事業」を行っている。

応急手当講習会の実施回数及び受講者数

（令和 5 年度中）

| 上級救命講習 |      | 普通救命講習 |         | 応急手当講習 |         |
|--------|------|--------|---------|--------|---------|
| 実施回数   | 受講者  | 実施回数   | 受講者     | 実施回数   | 受講者     |
| 4 回    | 58 人 | 141 回  | 1,755 人 | 276 回  | 7,036 人 |

スクール救命サポーター育成事業の実施校数及び受講者数

（令和 3 年度中）

| 平成 25 年度からの実施校総数 |              | 平成 25 年度からの受講者総数 |             |
|------------------|--------------|------------------|-------------|
|                  | 令和 5 年度 実施校数 |                  | 令和 5 年度 受講者 |
| 365 校            | 37 校         | 33,390 人         | 3,515 人     |



# 救 助

救助に係る高度な専門教育を受けた隊員と、高度かつ専門的な機能を有した資機材及びこれらの資機材を搭載した車両からなる、高度救助隊、特別救助隊を配置している。

地震や土砂災害など全国的に大規模・複雑多様化している災害に対応するため、国や県と連携しながら救助体制の充実を図っている。

## 1 救助出動の状況

令和 5 年中の救助出動件数は 180 件、救助人員は 122 人で、昨年に比べ救助出動件数は 11 件減少し、救助人員は 18 人減少している。

救助出動件数、活動件数及び救助人員

(令和 5 年中)

| 事 故 種 別  | 建物等による事故 | 交 通 事 故 | 水 事 難 故 | 火 災 | 機 械 に よ る 事 | 自 然 災 害 | ガ ス 及 び 酸 欠 | 破 裂 事 故 | その他の事故 | 合 計 |
|----------|----------|---------|---------|-----|-------------|---------|-------------|---------|--------|-----|
| 出動件数 (件) | 95       | 35      | 21      | 2   | 1           | 0       | 0           | 0       | 26     | 180 |
| 活動件数 (件) | 87       | 22      | 12      | 2   | 1           | 0       | 0           | 0       | 23     | 147 |
| 救助人員 (人) | 63       | 27      | 11      | 1   | 1           | 0       | 0           | 0       | 19     | 122 |

## 2 救助隊の体制

人命救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成される高度救助隊及び特別救助隊、水難事故に対応する水難救助隊、土砂災害により要救助者が発生した場合などに対応する土砂災害救助隊、化学防護服等の特殊災害対策用資機材を配備した特殊災害救助隊を編成するなどして、各種災害に対応している。

## 3 地震等大規模災害への広域的な対応

阪神淡路大震災を契機に地震等の大規模災害が発生した場合に広域的な救援体制を迅速に構築するための緊急消防援助隊が全国の消防本部により編成された。本市は長崎県の代表消防機関として、県大隊指揮隊、救助小隊、救急小隊、県統合機動部隊、土砂・風水害機動支援部隊、NBC災害即応部隊等の合計 29 隊（重複含む）113 人を緊急消防援助隊へ登録し、大規模災害に対応した体制の充実に努めており、これまでに県大隊として、4 回の派遣実績がある。

また、海外で発生した大規模災害に対応する、国際消防救助隊に 6 人の隊員を登録している。

緊急消防援助隊派遣実績

| 災害名    | 派遣期間                  | 派遣場所    | 派遣隊数及び人員   | 派遣          |
|--------|-----------------------|---------|------------|-------------|
| 東日本大震災 | 平成 23 年 3 月 14 日～24 日 | 岩手県久慈市他 | 4 隊 16 人   | 1 次派遣       |
| 熊本地震   | 平成 28 年 4 月 14 日～25 日 | 熊本県益城郡他 | 20 隊 79 人  | 1 次派遣～4 次派遣 |
| 九州北部豪雨 | 平成 29 年 7 月 6 日～25 日  | 福岡県朝倉郡他 | 33 隊 134 人 | 1 次派遣～7 次派遣 |
| 熊本南部豪雨 | 令和 2 年 4 月 4 日～7 日    | 熊本県八代市他 | 9 隊 39 人   | 1 次派遣～2 次派遣 |

# 通 信 指 令

通信指令業務は、市民からの 119 番緊急通報を受ける最初の窓口として、通報内容に応じた出動隊の選定、出動指令、現場情報の収集や活動支援などの業務を行っている。

最新の情報通信技術を集積した高機能消防指令管制システムを導入し、119 番通報受信体制の充実、消防隊の現場到着までの時間短縮及び大規模災害対応能力の向上を図っている。

## 1 119 番通報の受信状況

長崎市消防局管内の令和 5 年中の 119 番通報の受信件数は 46,053 件で、平均すると 1 日約 126 件、11.4 分に 1 件の割合で通報を受信している。

119 番通報受信件数

(令和 5 年中)

|           | 緊急通報 |        |     |       |          |          | 緊急通報以外   |         |     |       |       |         | 合計     |
|-----------|------|--------|-----|-------|----------|----------|----------|---------|-----|-------|-------|---------|--------|
| 種別        | 火災   | 救急     | 救助  | 警戒    | 警察<br>電話 | 転送<br>回線 | 問合<br>わせ | 間違<br>い | 悪戯  | 試験    | 訓練    | その<br>他 |        |
| 件数<br>(件) | 144  | 28,830 | 46  | 1,357 | 3,473    | 166      | 2,552    | 4,557   | 460 | 2,401 | 1,462 | 605     | 46,053 |
| 割合<br>(%) | 0.3  | 62.6   | 0.1 | 2.9   | 7.5      | 0.4      | 5.5      | 9.9     | 1.0 | 5.2   | 3.2   | 1.4     | 100    |

## 2 119 番通報受信体制の充実

### (1) 総合消防情報システム

119 番通報の受信から消防隊の出動までを円滑、迅速に行うことができる「高機能消防指令管制システム」、消防が管理する情報を災害現場活動に活かすための「消防情報支援システム」の 2 つのシステムを一体化した「総合消防情報システム」を運用し、各種災害に対応している。

### (2) 聴覚障がい者等への対応

聴覚や言語機能に障害があり、口頭による 119 番通報が困難な方からの F A X や電子メールによる通報を受信できる機能に加え、G P S を搭載したスマートフォン等から通報を行う「N E T 119 緊急通報システム」を導入し、音声によらずに 119 番通報できる体制を構築している。

### (3) 外国人への対応

日本語を話すことができない外国人からの 119 番通報に対し、通訳業者を介しながら、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語及びベトナム語の 7 か国語による通報を受信できる体制を整備している。

## 3 救急要請時における救命率向上のため取組

救急要請受信時に、その場に居合わせた人による効果的な応急手当を誘導し、救命率向上につなげるため、高度な救急知識を有する救急救命士を指令課に配置するとともに、定期的に指令課員へ応急手当等に関する研修会を実施し、口頭指導のスキルアップに努めている。

## 4 教育厚生委員会関係

原 爆 被 爆 対 策 部  
福 祉 部  
市 民 健 康 部  
こ ど も 部  
総 合 事 務 所  
教 育 委 員 会



# 原爆被爆者対策

昭和20年8月9日、広島市に次いで史上2発目の原子爆弾が本市に投下され、市北部の浦上地区一帯は、人類の想像を絶する焦熱地獄と化し7万余の尊い市民の生命が奪われた。

国においては、被爆50周年の節目の年にあたる平成7年7月に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を施行し、保健、医療及び福祉にわたる総合的な被爆者援護対策の充実が図られているところである。

また、平成14年4月1日より爆心地から12km以内の被爆未指定地域が健康診断特例区域に追加指定され、被爆体験者の支援事業が始められた。被爆から79年が経過するなか、更なる援護対策の充実が図られている。

## 1 原爆被爆者対策のあゆみ

|          |                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和20年 8月 | 9日午前11時2分、長崎市上空で原子爆弾さく裂                                                       |
| 23年 7月   | 「原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）」の長崎施設を設置                                                     |
| 32年 3月   | 「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」の制定公布（32. 4. 1施行）                                          |
| 35年10月   | 「原爆被爆者実態調査」を実施（長崎県・市、広島県・市）                                                   |
| 40年11月   | 原子爆弾被爆者実態調査の実施（国が初めて行った全国一斉調査）                                                |
| 42年 9月   | 長崎市「原爆死没者調査」を実施                                                               |
| 11月      | 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）を設置                                                   |
| 〃        | 長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）を設置                                                    |
| 43年 5月   | 「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の制定公布（43. 9. 1施行）                                      |
| 8月       | 平和公園に「原爆殉難者名奉安所」が完成、原爆死没者名簿の奉安を開始                                             |
| 47年11月   | 長崎県・長崎市「原爆被爆者とその家族の基本調査」を実施                                                   |
| 49年 1月   | 原爆被爆者二世の健康診断を初めて実施（長崎・広島四県市）                                                  |
| 4月       | 長崎市「被爆隣接地域被災状況調査」を実施                                                          |
| 10月      | 被爆者健康手帳（一般・特別）の一本化実施                                                          |
|          | 政令改正に伴い、長崎の被爆地域（健康診断特例区域）を追加指定<br>（時津村、長与村の一部）                                |
| 50年 3月   | 長崎市原爆被災復元調査が一応完了（45年から5カ年計画）、原爆被災復元調査事業報告書を刊行                                 |
| 4月       | 原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）を改組、財団法人「放射線影響研究所」が発足                                          |
| 9月       | 厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」を実施                                                           |
| 51年 9月   | 厚生省が「土じょう残留放射能調査」を実施                                                          |
|          | 政令改正に伴い、長崎の被爆地域（健康診断特例区域）を追加指定<br>（福田村、式見村、三重村、矢上村、日見村、茂木町の一部）                |
| 52年 6月   | 厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」（50. 9実施）の結果を発表                                               |
| 54年 4月   | 「原爆被爆者被災調査」の実施（3カ年計画）                                                         |
| 6月       | 厚生大臣の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」（基本懇）が設置される。                                         |
| 55年 2月   | 原爆被爆者二世の健康診断の実施（全国）                                                           |
| 12月      | 原爆被爆者対策基本問題懇談会が、原爆被爆者対策の基本理念及びこれに基づく原爆被爆者対策の基本的在り方等に関し意見を取りまとめ、12月11日に厚生大臣に報告 |
| 57年 2月   | 厚生省「原爆被爆者状況調査」実施（長崎市、広島市の被爆者1/10を抽出）                                          |

|                                                |                                                                                      |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和58年 1月                                       | 長崎市「原爆被爆者老人調査」(60歳以上)を実施                                                             |
| 60年10月                                         | 厚生省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施(生存者・死没者調査)                                                   |
| 62年 6月                                         | 「原子爆弾被爆者実態調査」(60. 10実施)の生存者調査分結果公表                                                   |
| 63年 6月                                         | 「長崎原爆被爆地域問題検討会」を長崎市、県共同して設置                                                          |
| 63年11月                                         | 「原爆被爆者老人調査」実施(62年調査時未回答の者、要介護と回答した者)                                                 |
| 平成元年12月                                        | 「長崎原爆被爆地域問題検討会」が長崎原爆被爆地域以外への放射線の影響に関する調査方法について報告書を提出                                 |
| 2年 5月                                          | 「原子爆弾被爆者実態調査」(60. 10実施)死没者調査の結果及び生存者調査自由記載欄の概要が厚生省から発表される。                           |
| 7月                                             | 「原爆無縁死没者遺骨の遺族調査」を全国的に開始(以降毎年実施)                                                      |
| 8月                                             | 長崎原爆被爆地域問題検討会が「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」を実施                                                 |
| 3年 6月                                          | 「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」の報告書がまとめられ、国へ提出                                                   |
| 11月                                            | 「長崎原爆被爆地域シンポジウム」を長崎市、長崎県と共同で開催                                                       |
| 5年 9月                                          | 「長崎市被爆50周年記念事業検討委員会」を設置                                                              |
| 6年 2月                                          | 「長崎市被爆50周年記念事業市民委員会」を設置                                                              |
| 6月                                             | 「長崎市被爆50周年記念事業市民委員会」より市長に報告書を提出                                                      |
| 12月                                            | 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定公布(7. 7. 1施行)                                                |
| 〃                                              | 「長崎原爆残留放射線プルトニウム調査報告書」(3. 6提出)について、厚生省は残留放射能による健康影響はないとする検討結果を発表                     |
| 7年 7月                                          | 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の施行                                                             |
| 9月                                             | 被爆地域拡大是正に関し、長崎市及び周辺6町、長崎県の議会において、爆心地から半径12kmの範囲にある地域を被爆地域(健康診断特例区域)として指定するよう求める決議を可決 |
| 11月                                            | 厚生省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施(生存者・死没者調査、被爆体験について)                                          |
| 8年 4月                                          | 「長崎市原爆死没者追悼平和祈念館建設問題検討委員会」を設置                                                        |
| 12年 3月                                         | 「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書」を取りまとめる。                                                         |
| 4月                                             | 上記報告書を厚生省に提出                                                                         |
| 6月                                             | 被爆地域拡大是正に関し、長崎市及び周辺6町、長崎県の議会において、爆心地から半径12kmの範囲にある未指定地域を、健康診断特例区域に指定するよう求める意見書を国に提出  |
| 7月                                             | 国及び各政党・全国会議員に対し、被爆地域拡大是正要請行動を展開(於：東京、24日～28日)26日には、「長崎原爆被爆シンポジウム」を開催                 |
| 10月                                            | 厚生省保健医療局長(現、厚生労働省健康局長)の諮問機関として、「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」(検討会)が設置される。               |
| 13年 3月                                         | 検討会の下部組織である調査研究班の現地調査が、長崎市及び周辺6町で実施される。                                              |
| 8月                                             | 国の「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」が最終報告書を提出                                               |
| 12月                                            | 国に「在外被爆者に関する検討会」を設置                                                                  |
| 厚生労働省の平成14年度当初予算に被爆地域拡大及び在外被爆者に関する関連事業が予算化される。 |                                                                                      |
| 14年 2月                                         | 長崎県・市が「被爆地域(健康診断特例区域)拡大に係る事業検討会」を設置                                                  |
| 3月                                             | 長崎市立原子爆弾被爆者健康管理所の廃止(14. 3. 31)                                                       |
| 4月                                             | 政令改正に伴い、第二種健康診断特例区域が指定(爆心地から12km区域内の被爆未指定地域)され、また被爆体験者精神影響等調査研究事業を開始                 |

|          |                                                                                                                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | これに伴い第二種健康診断受診者証及び被爆体験者医療受給者証の申請受付開始                                                                                                                                                                  |
| 平成14年 6月 | 「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」を施行（14. 6. 1）                                                                                                                                                                       |
| 15年 4月   | 在外被爆者に対する手当等支給を開始（遡及分を含む）                                                                                                                                                                             |
| 9月       | 長崎県・市が「被爆体験者実態調査委員会」を設置                                                                                                                                                                               |
| 16年1～    |                                                                                                                                                                                                       |
| 4月       | 長崎県内において、現在爆心地から半径12kmの区域外に居住する被爆体験者に対し、「被爆体験者実態面談調査」を実施、その報告書と要望書を国に提出。                                                                                                                              |
| 12月      | 国の「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」が報告書を提出                                                                                                                                                                |
| 17年11月   | 厚生労働省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施（国内被爆者1/4抽出、在外被爆者全員）                                                                                                                                                         |
|          | 在外公館において、在外被爆者の原爆諸手当（介護手当を除く）及び葬祭料の申請受付を開始                                                                                                                                                            |
| 18年 4月   | 「平成18年度在外被爆者支援事業実施要綱」を施行（従前の要綱は廃止）、国の委託事業となる                                                                                                                                                          |
|          | 長崎市において「在外被爆者支援事業実施要綱」による在外被爆者保健医療助成事業を開始                                                                                                                                                             |
| 19年 5月   | 在外被爆者に対する平成9年11月以前の未払手当の支給を開始                                                                                                                                                                         |
| 20年 4月   | 「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会」が報告書を長崎県・市に提出                                                                                                                                                               |
| 5月       | 上記報告書及び要望書を厚生労働省に提出                                                                                                                                                                                   |
| 12月      | 改正援護法が施行（20. 12. 15）され、在外公館を通じて被爆者健康手帳の交付申請ができるようになる。                                                                                                                                                 |
| 21年 4月   | 「被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱」の改正に伴う、新たな方針に基づく新規受付開始                                                                                                                                                          |
| 22年 4月   | 在外被爆者が日本国外から原爆症認定申請、第1種及び第2種健康診断受診者証の交付申請が可能となったことに伴い申請受付を開始                                                                                                                                          |
| 25年 9月   | 「長崎市原子爆弾放射線影響研究会」を設置                                                                                                                                                                                  |
| 26年11月   | 厚生労働省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施（国内被爆者3割抽出、在外被爆者全員）                                                                                                                                                          |
| 30年 4月   | 被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正により、被爆体験者精神医療受給者証の有効期間が1年から3年となった。                                                                                                                                           |
| 令和 5年 4月 | 被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正により、次のとおりとなった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費の支給対象となる疾患が拡充され、がんの一部も対象となった。</li> <li>・ 受給者証の有効期間が廃止され、更新手続きが不要となった。</li> <li>・ 事業の対象が長崎県外居住者にも拡大された。</li> </ul> |

## 2 原爆被爆者対策費当初予算の概要

令和6年度当初予算においては、一般会計予算に占める民生費の割合は 49.5%、民生費に占める原爆被爆者対策費の割合は、11.9%となっている。

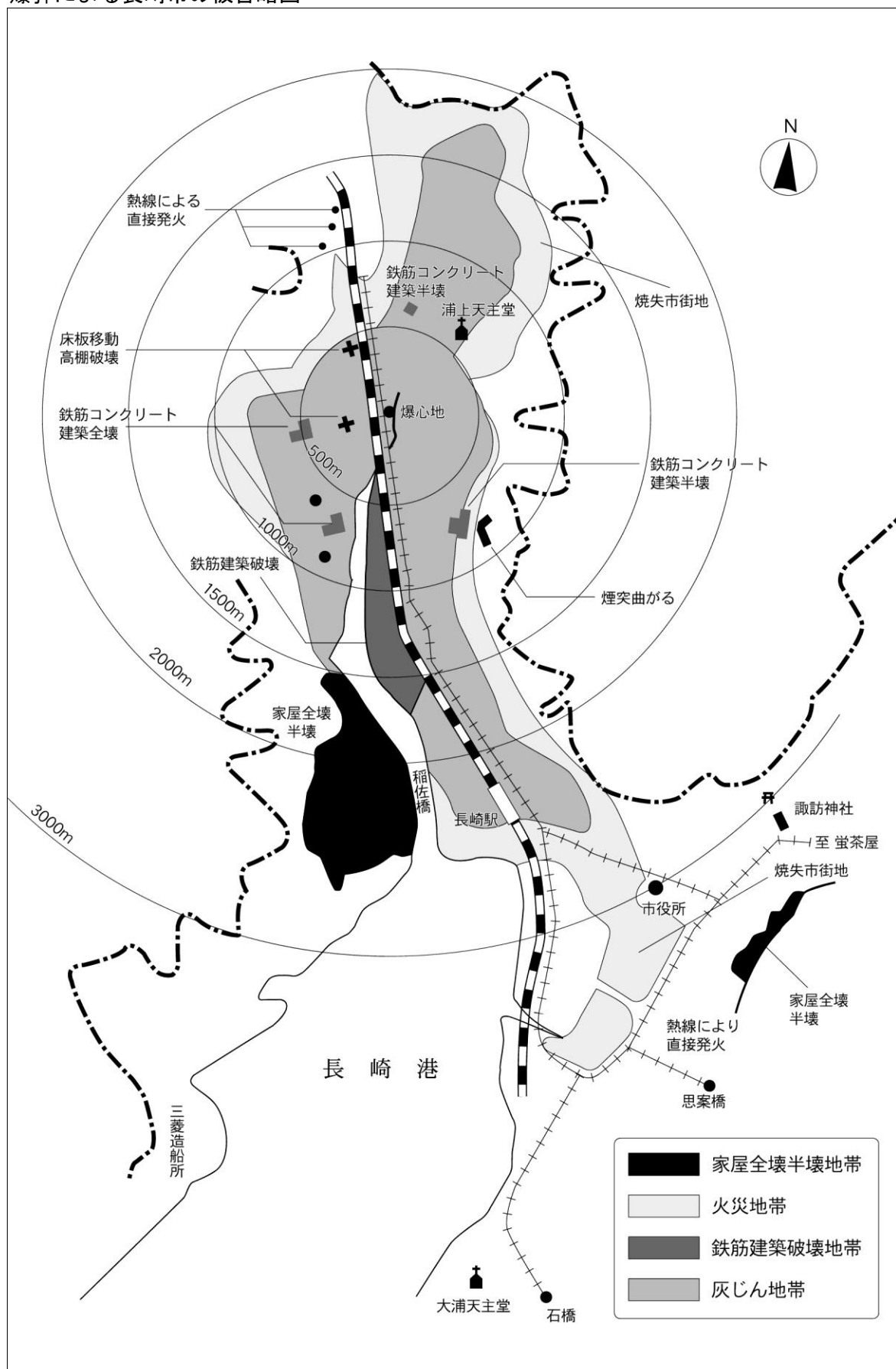
原爆被爆者対策費のうち国庫支出金は125億2,244万3千円で92.1%、一般財源は10億5,611万5千円で7.8%を占めている。

令和6年度当初予算の概要

| 原 爆 被 爆 者 対 策 費 |            |      |        | 財 源 内 訳   |            |      |        |
|-----------------|------------|------|--------|-----------|------------|------|--------|
| 区 分             | 予算額        | 構成比  | 対前年度 比 | 区 分       | 予算額        | 構成比  | 対前年度 比 |
|                 | 千円         | %    | %      |           | 千円         | %    | %      |
| 合 計             | 13,592,774 | 100  | △4.9   | 合 計       | 13,592,774 | 100  | △4.9   |
| 総 務 費           | 202,211    | 1.5  | 7.5    | 国 庫 支 出 金 | 12,522,443 | 92.1 | △5.5   |
| 医 療 援 護 費       | 1,167,396  | 8.6  | △10.2  | 県 支 出 金   | —          | —    | —      |
| 特 別 援 護 費       | 9,921,808  | 73.0 | △5.8   | 地 方 債     | —          | —    | —      |
| 保 健 福 祉 施 設 費   | 1,132,629  | 8.3  | 1.2    | そ の 他     | 14,216     | 0.1  | 1155.8 |
| 一 般 援 護 費       | 1,168,730  | 8.6  | 1.8    | 一 般 財 源   | 1,056,115  | 7.8  | 1.9    |



# 原子爆弾による長崎市の被害略図



(長崎原爆被爆五十年史)

### 3 原子爆弾の投下と被害状況

昭和 20 年 8 月 9 日午前 11 時 2 分、長崎市北部の浦上地区、松山町 171 番地テニスコートの上空約 500 メートルでさく裂した一発のプルトニウム爆弾の一閃によって、史上空前の大惨事をひき起こし、その年のうちに 7 万余の尊い人命が失われた。

被爆中心部は、ほとんど全滅の状態で、たまたま被爆地域外に旅行中または外出中のもの、あるいは横穴壕などに入っていたごく僅少の人々が被害を受けなかった程度で、町内会長、隣組長等の町内の幹部も大部分死亡または行方不明となったため、正確な死傷者を調査することは困難であった。（長崎市制 65 年史後編・長崎原爆戦災誌第 2 巻による）

原爆資料保存委員会の報告（昭和 25 年 7 月発表）によると、当時の被害状況を次のようにあげている。

|     |     |           |                             |
|-----|-----|-----------|-----------------------------|
| 死   | 者   | 73,884 人  |                             |
| 重 軽 | 傷 者 | 74,909 人  |                             |
| 罹 災 | 人 員 | 120,820 人 | （半径 4km 以内の全焼、全壊の世帯員数）      |
| 罹 災 | 戸 数 | 18,409 戸  | （半径 4km 以内の全戸数、市内総戸数の約 36%） |
| 全   | 焼   | 11,574 戸  | （半径 4km 以内、市の約 3 分の 1 に当たる） |
| 全   | 壊   | 1,326 戸   | （半径 1km 以内を全壊とみなしたもの）       |
| 半   | 壊   | 5,509 戸   | （半径 4km 以内を半壊とみなしたもの）       |

上記の死者 7 万 3,884 人のうち 1 万 7,358 人は、被爆直後死体検視済のものである。昭和 20 年 5 月末調査の配給人口が 23 万 3,935 人となっている事実から、被爆直前までの 2 ヶ月間に、戦況の苛烈化に伴う疎開者の増加と、一方軍需産業就業者の流れ込みを考慮に入れると、被爆直前の人口は、大体 21 万人前後と推定される。

また、昭和 25 年 10 月 1 日に実施された国勢調査付帯調査によると、調査時点で生存していた長崎市での被爆者の数は 13 万 1,050 人となっている。

#### 4 被爆者健康手帳等交付状況

##### (1) 被爆者健康手帳等交付状況

|              |                       |          |
|--------------|-----------------------|----------|
| 令和 6 年 3 月 末 | 被 爆 者 健 康 手 帳         | 18,904 人 |
|              | 第 一 種 健 康 診 断 受 診 者 証 | 3 人      |
|              | 第 二 種 健 康 診 断 受 診 者 証 | 4,064 人  |
|              | 被爆体験者精神医療受給者証         | 3,537 人  |

##### (2) 被爆者健康診断の受診状況

| 区 分            | 被爆者等の数   | 健 康 診 断 受 診 状 況 |          |       |
|----------------|----------|-----------------|----------|-------|
|                |          | 一般検査<br>(延人数)   | 精 密 検 査  | 精 検 率 |
| 被 爆 者          | 18,904 人 | 22,186 人        | 10,745 人 | 48.4% |
| 第一種健康診断受診者証交付者 | 3 人      | 7 人             | 4 人      | 57.1% |
| 第二種健康診断受診者証交付者 | 4,064 人  | 3,213 人         | —        | —     |

※ 被爆者及び第一種健康診断受診者証交付者の一般検査には、がん検査受診者 8,757 人を含む。

※ 精検率は、精密検査受診者数の一般検査受診者数に対する比率

##### (3) 被爆者の分類

被爆者は、被爆の際の条件などによって、次のとおり分類される。(広島関係は省略)

|                 |                          |                 |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|--------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被爆者<br>(法第 1 条) | 直接被爆者                    | 法第 1 条<br>第 1 号 | 原爆が投下された際の、当時の<br>①長崎市内、②西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷、小江原郷、③西彼杵郡長与村のうち、高田郷、吉無田郷<br>で直接被爆した者                                                                                                                                                            |
|                 | 入 市 者                    | 第 2 号           | 原爆が投下されてから、2 週間以内の日（長崎は 8 月 23 日まで）に次の区域に立ち入った者<br>当時の長崎市のうち、西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稲佐町 2 丁目、稲佐町 3 丁目、旭町 1 丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平町 |
|                 | 死体の処理<br>及び救護に<br>当たった者等 | 第 3 号           | 原爆が投下された際、又はその後身体に原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあった者<br>(たとえば、救護、死体の処理、しゃへい物のない海上で被爆した者、広島の「黒い雨」にあった者)                                                                                                                                                         |
|                 | 胎 児                      | 第 4 号           | 上記第 1 号、第 2 号、第 3 号被爆者の胎児                                                                                                                                                                                                                            |

|                         |                           |                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者 | 法 附 則<br>第 17 条<br>(別表第三) | 原爆が投下された際、当時の西彼杵郡の次の区域内にあった者及びその者の胎児であった者<br>(第一種健康診断受診者証の対象地域)<br>時津村、長与村（高田郷、吉無田郷を除く）（昭和 49.10 実施）<br>福田村（柿泊郷、中浦郷、手熊郷、上浦郷）、式見村（向郷、木場郷、牧野郷）、三重村（詰ノ内、白髪、遠木場）、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾、矢筈）、日見村（河内名）、茂木町（田手原名、木場名、田上名）（昭和 51.9 実施） |
|-------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                         |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者 | 法 附 則<br>第 17 条<br>(別表第四) | <p>原爆が投下された際、当時の西彼杵郡と北高来郡の次の区域（原爆が投下された際の爆心地から 12kmの区域内に限る）内にあった者及びその者の胎児であった者</p> <p>（第二種健康診断受診者証の対象地域）</p> <p>西彼杵郡深堀村、香焼村、伊王島村、式見村（向郷、木場郷及び牧野郷を除く。）三重村（詰ノ内、白髪及び遠木場を除く。）、村松村、伊木力村、大草村、喜々津村、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈を除く。）、日見村（河内名を除く。）、茂木町（田手原名、木場名及び田上名を除く。）</p> <p>北高来郡古賀村、戸石村、田結村（平成 14. 4 実施）</p> |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 5 原爆被爆者援護対策

### (1) 被爆者援護法による健康管理と医療の給付

| 給 付 等 の 種 類                                                        | 給付等の内容                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健 康 診 断                                                            | 一 般 検 査                                                                                                                                                                                               | <p>①被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証<br/>毎年春秋の 2 回、定期健康診断の実施（このほか、希望により年 2 回を限度として受診できる）<br/>がん検診は希望による健康診断として年 1 回受診できる</p> <p>②第二種健康診断受診者証<br/>毎年 1 回の定期健康診断の実施（精密検査、がん検査は受診できない）</p> |
|                                                                    | 精 密 検 査                                                                                                                                                                                               | ①の者で一般検査の結果、その必要があると認められた場合                                                                                                                                                 |
|                                                                    | 収 容 検 査                                                                                                                                                                                               | ①の者で一般検査の結果、医師が必要と認めた場合に短期間収容して検査を実施                                                                                                                                        |
| 交 通 手 当 の 支 給                                                      | 一般検査の受診者で、1 回の往復交通費が 400 円以上の者及び精密検査の受診者で、交通費を支払った者に交通費の実費を支給                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                             |
| 健 康 診 断 の 特 例 措 置                                                  | 法附則第 17 条による健康診断の特例措置の対象者のうち、第一種健康診断受診者証における健康診断の結果、別に指定する障害（造血機能など）があると診断された者については、被爆者健康手帳を交付できる                                                                                                     |                                                                                                                                                                             |
| 認 定 疾 病 に 対 す る 医 療<br>（ 全 額 国 庫 負 担 ）                             | 原爆の障害作用に起因する負傷又は疾病（認定疾病）で、厚生労働大臣の認定を受けた者は、その認定を受けた負傷又は疾病について、指定医療機関で医療を受けた場合全額国費で医療を給付                                                                                                                |                                                                                                                                                                             |
| 一 般 疾 病 医 療 費<br>〔 高 齢 者 の 医 療 の<br>確 保 に 関 す る 法 律<br>社 保 等 優 先 〕 | 原爆被爆者が一般疾病（認定疾病以外の疾病）について一般疾病医療機関で医療を受けた場合、一般疾病医療費を支給                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                             |
| 療 養 費 の 支 給<br>（ 立 替 払 い の 精 算 ）                                   | 認定疾病及び一般疾病について、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外で医療を受けた場合、指定医療機関及び一般疾病医療機関の承認を得て、はり、きゅう、マッサージなどの施術又は治療装具の支給を受けた場合、認定書又は被爆者健康手帳を持ち合わせていなかった場合等、本人が請求された費用を支払い、領収書と診療の明細書等を申請書に添えて市を経由し県知事に申請すれば支払額の範囲内で払い戻しを受けることができる |                                                                                                                                                                             |

(2) 長崎被爆体験者支援事業による医療の給付

「被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患を有する者に対し、当該精神疾患（これに合併する身体化症状又は心身症がある場合は、当該身体化症状又は心身症を含む。）の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図る」ことを目的とし、被爆者援護法外の予算事業として、長崎県及び長崎市が国(厚生労働省)からの委託を受けて実施している。

| 給付等の種類                   | 給 付 等 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医 療 の 給 付                | <p>次の対象外疾患を除く被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する全ての精神疾患及び関連する身体化症状・心身症とする。</p> <p>【対象外疾患】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん（認定を受けた一部のがんを除く） ・感染症 ・外傷</li> <li>・遺伝性疾患 ・先天性疾患 ・被爆体験以前にかかった精神病</li> <li>・むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce）</li> </ul> <p>一部のがんについては、認定後、医療給付の対象となる。</p> <p>【対象となるがん】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん ・大腸がん ・肝がん ・胆嚢がん ・膵がん ・乳がん ・子宮体がん</li> </ul> <p>また、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による医療に関する給付についても対象とする。</p> |
| 療 養 費 の 支 給<br>(立替払いの精算) | <p>次の場合、領収書と診療の明細書等を申請書に添えて申請すれば、審査機関による医療内容の審査の後、本人が支払った額の範囲内で払い戻しを受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急やむを得ない理由により委託医療機関以外の者から医療を受けた場合</li> <li>・被爆体験者精神医療受給者証を提示せずに医療を受けた場合</li> <li>・医師の承認を得て、はり、きゅう、マッサージ等の施術又は治療用装具（コルセット等）の支給を受けた場合（ただし、柔道整復を除く。）</li> <li>・被爆体験者精神医療受給者証に新たにがんが追加認定された場合</li> </ul>                                                                                                             |

(3) 被爆者援護法による被爆者援護

| 手当の種類       | 支 給 額<br>(R6 年度) | 受給者数<br>(R5 年度末) | 受給の要件                                                                                                                                                       | 根 拠 規 定                               |
|-------------|------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 医 療 特 別 手 当 | 円<br>月額 150,020  | 人<br>981         | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生労働大臣の認定を受けた人（認定被爆者）のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人                                                                                       | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」）（第24条） |
| 特 別 手 当     | 月額 55,400        | 415              | 上記認定を受けたことのある人で現在治癒等により当該認定に係る負傷又は疾病の状態にない人                                                                                                                 | 被爆者援護法（第25条）                          |
| 健 康 管 理 手 当 | 月額 36,900        | 17,199           | 被爆者で次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人<br>造血機能障害<br>肝臓機能障害<br>細胞増殖機能障害<br>内分泌腺機能障害<br>脳血管障害<br>循環器機能障害<br>腎臓機能障害<br>水晶体混濁による視機能障害<br>呼吸器機能障害<br>運動器機能障害<br>潰瘍による消化器機能障害 | 被爆者援護法（第27条）                          |

| 手当の種類         | 支給額<br>(R6年度)               | 受給者数<br>(R5年度末) | 受給の要件                                                                        | 根拠規定             |
|---------------|-----------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 保健手当          | 円<br>(1) 月額 18,500          | 33              | (1) 投下時爆心地から2キロメートルの区域内にあった人、またはその当時その人の胎児であった人（特別手当又は健康管理手当の支給を受けている人を除く）   | 被爆者援護法<br>(第28条) |
|               | (2) 月額 36,900               | 8               | (2) (1)の人で厚生省令で定める範囲の身体上の障害がある人又は配偶者、子及び孫のいずれもない70歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人 |                  |
| 原子爆弾<br>小頭症手当 | 月額 51,630                   | 0               | 原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である人                                                     | 被爆者援護法<br>(第26条) |
| 介護手当          | 月額 106,820以内<br>(下限額23,550) | 121             | 厚生労働省令で定める範囲の障害があるため、医師が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給                                 | 被爆者援護法<br>(第31条) |
|               | 月額 71,200以内                 |                 | 重度障害<br>介護人等を雇って介護料を支払ったとき                                                   |                  |
|               | 月額 23,550                   | 324             | 中度障害<br>重度障害<br>家族介護等で介護料を支払わないとき                                            |                  |
| 葬祭料           | 215,000                     | 1,681           | 被爆者が死亡したとき、その葬祭を現に主として行った人。ただし、死亡原因が原爆の傷害作用に基づくものでないことが明らかな場合を除く             | 被爆者援護法<br>(第32条) |

#### (4) 介護保険等利用被爆者助成事業

長崎市では、介護保険導入に伴い、市内の被爆者が福祉系介護サービスを利用した場合の自己負担又は県内の養護老人ホームに入所した場合の費用負担に対し助成している。

| 事業の種類                  | 対象者                        | R5年度                |                         |
|------------------------|----------------------------|---------------------|-------------------------|
|                        |                            | 延件数                 | 支給金額                    |
| 訪問介護                   | 市内に住所を有する被爆者<br>(所得税非課税世帯) | 15,247 <sup>件</sup> | 66,439,800 <sup>円</sup> |
| 通所介護                   | 市内に住所を有する被爆者               | 17,646              | 161,061,956             |
| 短期入所生活介護               | 〃                          | 7,300               | 129,786,161             |
| 認知症対応型通所介護             | 〃                          | 1,163               | 20,581,287              |
| 小規模多機能型居宅介護            | 〃                          | 2,816               | 70,345,034              |
| 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） | 〃                          | 643                 | 18,603,123              |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護       | 〃                          | 1,427               | 26,391,548              |

| 事業の種類            | 対象者                                                             | R5 年度   |               |
|------------------|-----------------------------------------------------------------|---------|---------------|
|                  |                                                                 | 延件数     | 支給金額          |
| 認知症対応型共同生活介護     | 〃                                                               | 4,214 件 | 125,419,136 円 |
| 介護予防短期入所生活介護     | 〃                                                               | 109     | 537,477       |
| 介護予防認知症対応型通所介護   | 〃                                                               | 28      | 261,449       |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 〃                                                               | 194     | 1,693,643     |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 〃                                                               | 2       | 52,228        |
| 介護老人福祉施設         | 〃                                                               | 6,065   | 184,146,042   |
| 地域密着型介護老人福祉施設    | 〃                                                               | 1,796   | 62,696,045    |
| 地域密着型通所介護        | 〃                                                               | 9,423   | 84,879,297    |
| 介護予防訪問介護相当サービス   | 市内に住所を有する被爆者<br>(所得税非課税世帯)                                      | 5,688   | 11,691,047    |
| 介護予防通所介護相当サービス   | 市内に住所を有する被爆者                                                    | 10,870  | 40,977,824    |
| 老人福祉施設入所被爆者援護助成  | 長崎市福祉事務所長の措置により<br>県内の養護老人ホームに入所して<br>いる被爆者及びその扶養義務者（県<br>内居住者） | 583     | 26,045,006    |

(5) 法外援護の状況

| 手当の種類   | 支給額<br>(R6 年度) | 支給件数<br>(R5 年度末) | 受給の要件                                                                             | 根拠規定             |
|---------|----------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 介護手当付加金 | 月額 5,000 円以内   | 463 件            | 被爆者援護法による介護手当を受けている人のうち、介護手当の支給額を超える介護費用を支出している人。ただし、実際に支出した額がこれらの額より少ないときは実際の支出額 | 長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱 |

(6) 被爆者援護事業

ア 原爆被爆者相談事業

(ア) 被爆者相談員による相談

昭和 48 年 11 月、市原爆被爆対策部援護課内に原爆被爆者相談コーナーを開設し、相談業務を開始。

昭和 53 年 4 月、被爆者保健相談事業を開始。被爆者相談員（保健師）が被爆者の健康・生活等の相談を行っているほか、一人暮らしの者、要介護状態にある者等の世帯を訪問し、保健指導を行っている。また、健康づくりのため健康教室を開催している。

令和 5 年度 相談件数 8,526 件

(イ) 家庭訪問相談員による訪問相談

平成 26 年 10 月より家庭訪問相談員（介護支援専門員）を配置して一人暮らしで介護を要するなど各種申請手続きが困難な被爆者に対し、相談員が家庭を訪問して相談に応じている。

令和 5 年度 相談件数 226 件

# イ 健康テレホンサービス事業

平成 8 年 10 月より事業開始、一人暮らしの被爆者が孤立化して身体的・精神的に健康を害しないよう、専門の相談員が電話により生活・健康両面での状況を把握するとともに関係機関との連絡をとりながら支援を行っている。

令和 5 年度 相談件数 1,629 件

# ウ 日常生活支援事業（ふれあい昼食会）

在宅一人暮らしの被爆者に食事会（食事は自己負担）やレクリエーションなどを通してふれあいの場を提供し、一人暮らし被爆者の健康の維持増進・生きがいづくりを行う。

また、自立した被爆者においては要援護被爆者との交流を通してボランティアの精神を学ぶ機会とし、健康の維持増進・生きがいづくりができることを目的として実施している。

（新型コロナウイルス感染対策を行いながら実施）

実施状況（健康管理センター）

令和 5 年度 開設 12 回（1 回／月） 利用者 74 人

（平成 13.4 月～（公財）長崎原子爆弾被爆者対策協議会へ委託）

（その他の施設※）

令和 5 年度 開設 179 回（1 回／月×16 コース） 利用者 1,728 人

（平成 10.2 月～（公財）長崎原子爆弾被爆者対策協議会へ委託）

※平成 24 年 3 月までは「原爆被爆者療養センター『立山荘』（平成 24 年 3 月 31 日閉館）」で実施。平成 24 年 4 月からは市内の民間施設（「稲佐山温泉ホテルアマンディ」）で実施。

# エ 原子爆弾被爆者養護ホーム入所状況

原子爆弾被爆者の福祉の増進を図るため、身体上もしくは精神上または環境上の理由により養護を必要とし、居宅において養護または介護を受けることが困難な者を受け入れ、養護することを目的として、社会福祉法人純心聖母会が、昭和 45 年 4 月長崎市三ツ山町に「恵の丘長崎原爆ホーム」を、また、長崎県被爆者手帳友の会を設置母体として、昭和 55 年 7 月西彼杵郡西彼町（現西海市西彼町）上岳郷に「原爆被爆者特別養護ホームかめだけ」が開設され、被爆者の生活福祉の向上に努めている。

入 所 措 置 状 況 (R6.3.31)

| 区 分         |               | 計（人） |     |    | 男（人） |    | 女（人） |    |
|-------------|---------------|------|-----|----|------|----|------|----|
|             |               | 計    | 市   | 県  | 市    | 県  | 市    | 県  |
| 合 計         |               | 382  | 320 | 62 | 40   | 10 | 280  | 52 |
| 恵の丘         | 一 般 養 護 ホ ー ム | 47   | 41  | 6  | 3    | 2  | 38   | 4  |
|             | 特 別 養 護 ホ ー ム | 281  | 254 | 27 | 32   | 2  | 222  | 25 |
| かめだけ特別養護ホーム |               | 54   | 25  | 29 | 5    | 6  | 20   | 23 |

# オ 原爆被爆者ショートステイ事業

平成 12 年 4 月より要援護被爆者の介護者に代わって、当該被爆者を一時的に養護する必要がある場合に当該被爆者を一時的に特別養護老人ホームに入所させ、もって要援護被爆者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として実施している。



実 施 状 況

(R5 年度)

| 実 施 施 設             | 利 用 定 床 | 利 用 延 人 数 | 利 用 日 数 |
|---------------------|---------|-----------|---------|
| 恵 の 丘 長 崎 原 爆 ホ ー ム | 3 床     | 11 人      | 38 日    |
| 原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」  | 1 床     | 35 人      | 159 日   |

カ 被爆二世の健康診断

原爆被爆者二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断の実施を希望する者が多いため、昭和 54 年度から国が一般財団法人日本公衆衛生協会に委託して全国的規模で健康診断を実施した。

平成 13 年度からは国と各都道府県、広島市及び長崎市への委託事業として実施されている。

対象者は、両親又はそのどちらかが被爆者で、昭和 21 年 6 月 4 日（広島被爆は同年 6 月 1 日）以降に出生した二世で受診を希望する者。

キ 在外被爆者への支援

(ア) 在外被爆者支援事業

在外被爆者の健康保持及び増進を図ることを目的として、長崎市をはじめ長崎県、広島県、広島市の 4 県市等が国の要綱に基づき、手帳等の交付を希望する在外被爆者のうち手帳等の交付の見込があると認められた方に対する旅費支給や、日本での治療が必要であると認められた方が渡日する際の旅費の支給を行っている。（平成 14 年度から平成 17 年度は国庫補助事業、平成 18 年度からは国の委託事業）

平成 16 年度から、大韓民国に長崎の医師・保健師を派遣し、被爆者に対する健康診断・健康相談事業を長崎県と共同で行っている。

平成 18 年度から新たに居住国での医療費等を助成する保健医療助成事業を実施している。

| 区分<br>年度 | 手 帳 等 交 付 渡 日 支 援 |     |      |     | 渡 日 治 療 支 援 |     |      |      |
|----------|-------------------|-----|------|-----|-------------|-----|------|------|
|          | 大韓民国              | 北米  | 南米ほか | 計   | 大韓民国        | 北米  | 南米ほか | 計    |
| H20      | 4 人               | 0 人 | 2 人  | 6 人 | 23 人        | 0 人 | 2 人  | 25 人 |
| 21       | 3                 | 2   | 0    | 5   | 25          | 1   | 4    | 30   |
| 22       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 19          | 2   | 1    | 22   |
| 23       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 6           | 0   | 3    | 9    |
| 24       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 9           | 1   | 1    | 11   |
| 25       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 4           | 0   | 1    | 5    |
| 26       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 1           | 0   | 0    | 1    |
| 27       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 3           | 0   | 0    | 3    |
| 28       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 0           | 0   | 0    | 0    |
| 29       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 0           | 0   | 0    | 0    |
| 30       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 1           | 0   | 0    | 1    |
| R元       | 0                 | 0   | 0    | 0   | 0           | 0   | 0    | 0    |
| 2        | 0                 | 0   | 0    | 0   | 0           | 0   | 0    | 0    |
| 3        | 0                 | 0   | 0    | 0   | 0           | 0   | 0    | 0    |
| 4        | 0                 | 0   | 0    | 0   | 0           | 0   | 0    | 0    |
| 5        | 0                 | 0   | 0    | 0   | 0           | 0   | 0    | 0    |

(イ) これまでの支援

a 在米被爆者の渡日治療

日本で被爆し、その後渡米した在米被爆者については、本市の独自事業として昭和 57 年度

から平成 4 年度まで毎年度 2 人の在北米被爆者、平成 2 年度から平成 4 年度までは毎年度 1 人の在南米被爆者を招いた。

平成 5 年度から平成 13 年度までは、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会として取り組むことになり、毎年度 4 人の在北米被爆者と、2 人の在南米被爆者を招いた。

#### b 在韓被爆者の渡日治療

大韓民国に在住する被爆者の渡日治療は、日韓両国政府の「在韓原爆被爆者渡日治療実施に関する合意書」に基づいて、昭和 55 年から昭和 61 年 12 月末まで実施された。この間の渡日治療者 349 人の内、日本赤十字社長崎原爆病院での受け入れは 123 人であった。

#### (7) 被爆者援護施設の状況

| 名 称                    | 開設年月日                          | 建設費             | 備 考                               |
|------------------------|--------------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 恵の丘長崎原爆ホーム             | 昭和 45 年 4 月<br>昭和 55 年 3 月 (増) | 千円<br>3,352,011 | 一般養護ホーム 50 人収容<br>特別養護ホーム 300 人収容 |
| 長崎市原子爆弾被爆者<br>健康管理センター | 平成 4 年 4 月                     | 1,565,830       | 一般検査、精密検査のための諸<br>施設、健康生活相談       |
| 原爆被爆者特別養護ホーム<br>かめだけ   | 昭和 55 年 7 月<br>平成 5 年 12 月 (増) | 522,464         | 55 人収容                            |

#### (8) 被爆対策事業

##### ア 原爆被爆者動態調査事業

###### (ア) 目 的

長崎市に投下された原子爆弾による人的被害の実態を明らかにするため、既存の資料等を調整し、現在まで長崎市が整備・蓄積してきた原爆死没者名簿との統合化を図り、被爆者の被災状況の解明に努める。また、全国に埋もれている原爆被災（死没者）関係資料の収集を行い、動態調査事業の資料として活用する。なお、本事業は国の要綱に基づく国庫補助事業として実施している。

###### (イ) 調査期間

昭和 57 年度から開始。当分の間引き続き実施する。

###### (ウ) 事業内容

原爆被爆による人的被害の実態を明らかにするという調査目的を踏まえ、これまで実施してきた一連の被災調査あるいはその後新たに収集した各種資料を基礎資料として、その調整及び統合化を進めながら原爆死没者の照合や発掘を行っている。

##### イ 原爆死没者名簿の奉安

昭和 43 年 8 月、松山町平和公園の平和祈念像前に「原爆殉難者名奉安所」を設置した。この奉安所には原子爆弾によって犠牲となられた人々の御霊を慰め、その氏名を永久に記録して人類の恒久平和を祈念するため、原爆死没者名簿が納められた。

平成 9 年 8 月 1 日、平和公園（中心地地区）の再整備工事に伴い、奉安所が原子爆弾落下中心地碑前に移設され、マイクロフィルム化された原爆死没者名簿が納められることとなった。

さらに、平成 15 年 7 月からは、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の追悼空間に設置された名簿

棚に原爆死没者名簿を納めている。

奉安される死没者は、長崎市に投下された原爆により直接死亡された方々や、被爆者でその後死亡された方々であり、原爆死没者名簿には、令和 5 年 8 月 9 日現在で 195,607 名が登載されている。なお、その後遺族からの申し出や調査により判明した方々については、原爆犠牲者慰霊平和祈念式典の前に一括して記載し、毎年 8 月 9 日に追加奉安している。

#### ウ 原子爆弾無縁死没者遺骨の遺族調査

##### (ア) 概 要

長崎市が安置している原子爆弾無縁死没遺骨について、1 柱でも多くの遺骨を遺族のもとにお返ししたいという趣旨で、平成 2 年度から遺族調査を拡大し、市内の自治会、公共施設をはじめ全国の都道府県、市等約 2,200 箇所に「長崎原爆死没者無縁遺骨」の名簿ポスターを送付して掲示方を依頼している。

##### (イ) 調査対象

令和 6 年 3 月 31 日現在の無縁遺骨は 8,964 柱で、そのうち 122 柱の氏名判明者について遺族調査を実施した。

##### (ウ) 調査結果

平成 2 年度からの遺族判明等の合計は 38 柱、うち遺骨引き取りは 14 柱である。

#### エ 原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂（原子爆弾無縁死没者遺骨安置所）

昭和 34 年 5 月、原子爆弾で犠牲となった無縁死没者の遺骨を安置するため、市内岡町の平和公園横に長崎市が設置した「原子爆弾死没者慰霊納骨堂」は、平和公園の地下駐車場建設工事に伴い同じ場所に建て替えることになり、平成 4 年 1 月 31 日付をもって廃止した。平成 6 年 6 月 30 日、「長崎市原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂」が完成し、同年 7 月 22 日に竣工式を行った。

#### オ 被爆地域の拡大是正のあゆみ

##### (ア) これまでの被爆地域

長崎の原子爆弾被爆地域は、昭和32年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」で指定され、さらに昭和49年と昭和51年の法令改正により、爆心地から南北に約12km、東西に約 7 kmの区域が被爆地域となった。しかし、被爆地域は爆心地から同心円状の半径約12kmの区域内が妥当とする考えから、その後も被爆未指定地域の指定に力を注いできた。

##### (イ) 原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告

昭和55年、国の原子爆弾被爆者対策基本問題懇談会において、「科学的・合理的根拠のある場合に限って地域指定を行うべきである。」という答申がなされ、以後これが政府の基本方針となった。

##### (ウ) 残留放射能プルトニウムの調査

市と県は、平成2年度に「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」を実施し、平成3年6月にその報告書を国に提出した。

国は、平成4年4月に「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査報告書」研究班を設置し、その検討報告書で、「有意性は認められるが、確認された被曝線量では住民への健康影響はない」と結論づけた。

##### (エ) 被爆50周年の取り組み

平成7年9月定例市議会において、「被爆地域の拡大是正を求める決議」を、また、県及び関係6町の各議会においては被爆地域の拡大是正に関する意見書あるいは決議が全会一致で可決され、こ

れを受けて国への要請行動を実施した。

(オ) 証言調査報告書の作成

市及び関係6町は、平成11年度に「原子爆弾被爆未指定地域証言調査」を実施した。

平成12年6月定例市議会において「被爆地域の拡大是正を求める意見書」を全会一致で議決し、また、県及び関係6町の各議会においても、同様の意見書が議決された。

さらに7月、市、県、市議会、是正協、被爆者団体及び被爆未指定地域住民代表など官民一体となって、東京にて「長崎原爆被爆シンポジウム」の開催と厚生省、国会議員全員等への要請行動を実施した。

(カ) 被爆地域拡大是正の実現

平成13年3月、国の「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」の研究班による現地調査が市及び関係6町で実施された。国はこの報告書を受けて、同年12月に下記の方針を示した。

- 1 爆心地から12kmの区域内で、現在、被爆地域及び健康診断特例区域に指定されていない区域を、被爆者援護法の「健康診断特例区域」とし、健康診断を実施する。
- 2 今回の指定区域は、原爆の放射線による健康被害は認められないことから、被爆者援護法に規定する医療等の施策の対象とはならない。ただし、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響が認められた場合、関連する疾病・疾患については、被爆者援護法に準じた医療費を支給する。

(キ) 長崎被爆体験者支援事業の開始

「拡大地域支援室」を設置し、平成14年4月1日から第二種健康診断及び長崎被爆体験者支援事業（医療費の支給）を開始した。

(ク) 制度の見直し

国は、平成16年10月に「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」を設置し、市と県が居住要件の撤廃の根拠として提出した被爆体験者実態調査報告書と併せて、事業の在り方についても検討を行った。検討会からは、「爆心地から12kmの区域内から転出し、現在、長崎県内に居住する被爆体験者も含めることが適当である。」との報告と、事業のあり方について、「本来の目的に立ち帰って、効果的な内容や仕組みとしていくことが重要である。」との指摘があった。

国は、これを受けて事業の全面的な見直しを行い、平成17年6月1日から新たな要綱の適用を開始した。新要綱における主な改正点は次のとおり。

- ・居住要件を、「現に長崎県の区域内に居住している者」にまで拡大した。
- ・医療費支給の対象となる精神疾患及びその精神疾患に合併する合併症を明記限定し、個人ごとに特定することとした。
- ・被爆体験者精神医療受給者証の更新診断を、3年に1回から毎年とした。

この改正に伴い、受給者証交付の判断基準が変更され、対象者全員が改めてスクリーニング検査から手続きをすることとなった。

その結果、これまで受給者証を所持していた方の約3割が対象外となり、また、更新診断が毎年になり対象者や医療機関の負担が増えたことから、平成17年11月に長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会などを通じ、国に改善要望を行い、あわせて県選出の国会議員への働きかけも行った。

なお、判断基準について、国は、「この事業は直接の被爆体験に起因する不安に着目したものであることから、被爆体験の記憶がない者はこの事業の対象とならない。これは制度創設時から同じである」との見解を示した。

(ケ) 再検査の実施

国への要望の結果、平成18年6月に要綱が一部改正され、平成17年度にスクリーニング検査を受けたものの受給者証の交付を受けていない方を対象に再検査が実施されたが、判断基準が変更されていないため、認定者は受検者の約5割にとどまった。

(コ) 判断基準及び制度の改善の要望

市と県は、判断基準の改善につながる科学的根拠について、「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会」に検討を依頼し、再検査及び被爆体験者実態調査のデータの集計・解析の結果をもとに検討会において検討した結果、平成20年4月、市長、県知事に対し、「記憶の有無が事業への該当・非該当を決める要因として適切ではなく、記憶の有無に係わらず、被爆体験に基づく不安を抱きながら、要医療性の精神疾患に悩んでいる者は、事業の該当者として救済されるべきであろう。」との報告がなされた。

平成20年5月、市長、県知事、県市の両議会議員が、報告書を厚生労働省へ提出し、判断基準の改善、更新診断を3年に1回にすること及び新規発症疾患の随時追加を要望し、さらに、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会を通じて重ねて要望するとともに、政党において設置されたプロジェクトチームや懇談会に対し、専門家により報告書の内容を説明し、要望に対する支援と協力をお願いした。

(サ) 長崎被爆体験者支援事業の改正

国への要望の結果、平成21年3月に実施要綱が一部改正され、同年4月より、被爆体験者精神医療受給者証の毎年の更新手続きにおける精神科医による診断が3年に1回となり、新規疾患の追加認定が更新時に限らず随時可能となった。

また、同月から、被爆体験者精神医療受給者証の認定基準も見直され、被爆体験の記憶の要件が撤廃された。これに伴い、長崎県と市は、平成17年度の事業の改正により、被爆体験の記憶がないとして対象外となった者で、被爆体験者精神医療受給者証の交付を希望する者に対し、改めて精神科医による診断を実施し、認定作業を行った。

(シ) 被爆体験者精神医療受給者証更新手続きの簡素化の要望

高齢化する被爆体験者の負担軽減を図るため、平成23年7月、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会が毎年実施している国への要望項目に被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きの簡素化についての要望を新たに加え、国に要望を行った。

(ス) 長崎市原子爆弾放射線影響研究会の設置

平成25年9月に原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項について、専門的見地からの情報収集及び意見交換を行い、被爆地域の拡大是正などの原爆被爆者援護行政の施策の推進につなげるために附属機関を設置した。

(セ) 被爆体験者の救済の要望

高齢化し、今なお被爆体験に起因する病気に苦しみ続けている被爆体験者を救済するために、平成27年7月、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会が毎年実施している国への要望項目に、被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充及び爆心地から半径12kmの範囲の被爆地域の拡大を新たに加え、国に要望を行った。

(ソ) 被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きの簡素化

上記シの活動の結果、平成30年3月に実施要綱が一部改正され、平成30年4月より、被爆体験者

精神医療受給者証の更新手続きが3年に1回となった。

(タ) 被爆体験者精神医療受給者証の対象合併症の拡充

平成28年4月から認知症、平成29年4月から脳血管障害、平成30年4月から糖尿病の合併症、平成31年4月から脂質異常症が追加となった。

(チ) 長崎被爆体験者支援事業の改正

被爆体験者の高齢化が進む中、これまで対象合併症の大幅な拡充やがんの追加等を要望してきたが、事業開始から20年が経過し、被爆体験者の高齢化を踏まえ、国において「被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会」が設置され、事業対象者に合わせた対象疾患の範囲や精神科受診の在り方、制度設計等の検討を行った。

この検討会の報告書を受け、令和5年4月1日から新たな要綱の運用を開始した。新要綱では、医療費の支給対象となる疾患が大幅に拡充され、がんの一部も医療費の支給対象となった。

がんについては、対象合併症とがんの関連性について、科学的エビデンスについての知見を深めるための研究を開始することとし、調査研究に同意した場合、認定されたがんの医療費を支給する仕組みとなった。

また、受給者証の有効期間は撤廃され、更新手続きが不要となった。受給者証の継続の要件としての精神科医師の関与はこれまでどおり必要だが、長期入院中である等のやむを得ない理由により精神科受診が困難な場合は、かかりつけ医が記載したフォローアップシートの提出をもって、精神科医師の関与に代えることができるようになった。

さらに、事業対象者が拡充され、これまでは長崎県内に居住する者に限定されていたが、長崎県外に居住する者も対象となった。

カ 原爆死没者慰霊等事業費補助金交付制度

(ア) 趣 旨

国においては、平成3年度から、全国各地の地域・職域単位で開催される原爆死没者慰霊式典等の事業に対する助成制度を創設し、「原爆死没者慰霊等事業実施要綱」（平成3年8月5日施行）に基づき実施している。

助成の方法は、都道府県、広島市及び長崎市が実施する事業並びに助成する事業に対し、一定の補助金を交付しようとするものである。

そこで、本市においても、国の実施要綱に基づき「長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱」を平成4年4月20日に制定・施行し、国の制度に対応して実施している。

(イ) 補助対象事業

原爆死没者に対する慰霊等を目的として実施される事業のうち、次に掲げるもの。

- a 慰霊式典
- b 慰霊碑の建設
- c 既存の慰霊碑の改良、補修又は移設
- d 死没者を悼む出版物の刊行
- e 死没者を悼む遺品展、絵画展等各種イベント

(ウ) 補助対象者

自治会、事業所、学校などの地域・職域団体

(エ) 補助金の額

補助対象事業に要する補助金の交付の対象となる経費の4分の3を超えない範囲で市長が定める額

(オ) 令和5年度実績

慰霊式典5件、イベント7件、出版1件 計13件

キ 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（NASHIM）

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故等による被爆者の救済のため、長崎が有する被爆者医療の実績及び調査研究の成果を活用し、国際協力に寄与するために長崎市、長崎県及び関係機関とともに平成4年4月1日設立した。

主な事業

- (1) 国外からの医師等の研修受入
- (2) 国外への医師等の派遣
- (3) ヒバクシャ医療に関するデータの収集・分析及び提供体制の整備
- (4) 永井隆平和祈念・長崎賞の授与（隔年）

事務局 長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課内

## 6 関係機関

(1) (公財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会（略称「原対協」）

昭和32年4月原爆医療法の施行により、被爆者の医療面における福祉対策は大きく進展したが、これと並行して援護事業を積極的に促進するため、昭和33年10月、県・市・大学・医師会・被爆者団体が中心となって、財団法人（現公益財団法人）長崎原子爆弾被爆者対策協議会を設立し、被爆者の健康管理と福祉事業を行っている。

ア 事業概要

(ア) 被爆者の健康管理（一般検査、精密検査、がん検診）

(イ) 被爆者の援護業務（日常生活支援事業等）

イ 管理運営施設

長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター

(2) 日本赤十字社長崎原爆病院

昭和33年5月、市立長崎原爆病院として片淵1丁目に病床数81床で開院、昭和44年4月に経営を日本赤十字社に移管するとともに、がん診療施設等も有する総合病院として被爆者医療に研さんしてきたが、敷地、建物共に狭隘となり、茂里町に昭和57年12月に移転した。

しかし、30有余年を経過し、耐震性の問題や狭隘化のため、現在地で新病院を建設することとした。平成28年2月より病院本館の建設が行われ、平成30年3月に完成し、5月2日に移転・開院した。

ア 所在地 長崎市茂里町3番15号

イ 建物 本館（鉄骨造り 地上15階 耐震構造）  
別館（鉄筋コンクリート造地上4階）

ウ 面積 敷地 9,616.97m<sup>2</sup> 建築（本館 30,119.90 m<sup>2</sup>、別館 1,284.00 m<sup>2</sup>）

エ 総事業費 本館 115 億円（平成 30 年 3 月建築）

財源内訳・国補助金 18 億 6,247 万 2 千円 ・県補助金 4 億 6,561 万 8 千円

・市補助金 4 億 6,561 万 8 千円 ・借入金 79 億円

・自己資金 8 億 629 万 2 千円

別館 2 億 4,532 万 2 千円（平成 10 年 12 月建設）

財源内訳・県補助金 1 億 19 万 8 千円 ・自己資金 1 億 4,512 万 4 千円

オ 病床数 稼動 315 床（一般病床 247 床、HC U6 床、包括ケア病床 44 床、緩和ケア病床 18 床）

カ 診療科目 22 科

キ 職員数 808 人（R6.4.1 現在）

(3) （公財）放射線影響研究所（略称「放影研」）

人体に及ぼす放射線の医学的影響（障害疾病等を含む。）を調査研究し、原爆被爆者の健康保持と生活福祉に貢献するとともに、人類の保健の向上に寄与することを目的とし、従来、原子爆弾傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）と国立予防衛生研究所が協力して行ってきた調査研究活動を引き継ぐものとして、昭和 50 年 4 月に設立された。

(4) 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（略称「八者協」）

この協議会は、原爆被爆者の援護対策の強化促進を図るため、昭和 34 年 9 月に設置された広島・長崎原爆被爆者医療法改正対策委員会を母体として、昭和 42 年 11 月に設置されたもので、広島県、長崎県及び広島市、長崎市をもって組織し、知事及び市長並びに議会議長をもって委員としている。

なお、組織活動としては、原爆被爆者の援護対策の強化について毎年陳情を行っており、令和 5 年度は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく総合的な援護施策の円滑な推進を図るとともに、国の責任において、被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策がより一層充実強化されることを強く要望し、次に掲げる事項を陳情した。

ア 弔意事業の充実強化

イ 保健医療福祉事業の充実

ウ 在外被爆者の援護の推進

エ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動の促進

オ 「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」での早急な検証等の実施

カ 被爆二世の健康診断内容等の充実

キ 放射線被曝（爆）者医療国際協力の推進

(5) 長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（略称「原援協」）

この協議会は、原子爆弾被爆者の援護強化の促進を図るため、昭和 42 年 11 月 21 日に設立されたもので、長崎市議会議員及び市職員で組織している。

なお、組織活動としては、原爆被爆者の援護強化について国に対して毎年要望を行っており、令和 5 年度は、特に被爆体験者支援事業における「がん」の対象合併症への追加及び被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用について重点的に要望し、次に掲げる事項を要望した。



(令和5年7月10日)

ア 高齢化する被爆者に対する援護の充実

- (ア) 訪問介護利用被爆者助成事業に係る所得制限の撤廃と補助率の引き上げ
- (イ) 介護保険利用被爆者助成事業に係る助成対象サービスの拡大と補助率の引き上げ
- (ウ) 医療特別手当等の収入認定の適用除外
- (エ) 被爆者健康診断内容等の充実

イ 被爆体験者の救済及び被爆体験者支援事業の充実

- (ア) 被爆体験者の救済
- (イ) 被爆体験者支援事業の充実

ウ 在外被爆者に対する援護の推進

エ 被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

オ 被爆実態に関する調査研究の促進

カ 被爆二世の健康診断内容等の充実

キ 老人被爆者医療費等に係る地方負担の解消

ク 弔意事業及び啓発活動の充実強化

# 平 和 推 進

本市では、世界で２番目の原爆被爆都市として、人類史上未曾有の大惨禍が再び地球上において繰り返されることがないように、「長崎を、人類史上最後の被爆地にしなければならない」との認識のもとに、全世界に被爆の実相と戦争の悲惨さを訴え、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて、平和の推進に日々努力を重ねている。

## １ 平和祈念行事

### (1) 原爆犠牲者慰霊平和祈念式典

原爆犠牲者の霊をなぐさめ、あわせて世界の恒久平和を祈念して、毎年８月９日平和公園の平和祈念像前において原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を挙行している。

式典は、原爆犠牲者の遺家族をはじめ、市民多数の参加のもとに行われ、この中での長崎市長の「長崎平和宣言」は、国内外に広く発信し、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けている。

### (2) 原爆犠牲者慰霊・世界平和祈念行事

８月９日の「ながさき平和の日」を中心とした期間と、国連の創立記念日である１０月２４日から１週間の「国連軍縮週間」に、平和を願うさまざまな行事を実施している。

〔令和５年度の実施状況〕

#### ア 市主催の行事

| 行 事               | 開催日                 | 場 所                    | 内 容      |
|-------------------|---------------------|------------------------|----------|
| １ 市長、市議会議員の施設慰問   | 新型コロナウイルス感染症拡大により中止 | 恵の丘長崎原爆ホーム<br>日赤長崎原爆病院 | 20：00 まで |
| ２ 原爆資料館の夜間開館      | ８月 ７日～ ９日           | 原爆資料館                  |          |
| ３ ながさき原爆の写真展      | ８月 ７日～ ８日           | 平和公園                   |          |
| ４ 青少年ピースフォーラム     | ８月 ８日               | 平和会館ホールほか              |          |
| ５ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典 | ８月 ９日               | 平和公園                   |          |
| ６ 平和学習発表会         | ８月 18 日             | 平和会館ホール                |          |

イ 世界平和祈念行事実行委員会主催の行事

| 行 事                        | 開催日                                                | 場 所                                                                                                                        | 内 容                                |
|----------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1 原爆犠牲者慰霊・世界<br>平和祈念 市民大行進 | 10月28日(国連軍縮週<br>間中の土曜日)                            | 平和祈念像前(出発式)<br>(国道コース)<br>旧被爆者の店 左折<br>→国道206号<br>(天主堂コース)<br>如己堂方面へ直進→<br>途中平和町商店街に<br>向かって右折し下る<br>→松山町交差点<br>→爆心地公園(集会) | ・出発式<br>・行進<br>・集会                 |
| 2 世界平和祈念<br>ポスター・標語展       | 11月18日～30日<br>12月 7日～12日<br>1月 5日～15日<br>1月19日～30日 | 原爆資料館<br>浜屋百貨店ステップギャラリー<br>長崎ブリックホール<br>長崎市役所ギャラリーウォール                                                                     | 対象<br>小学生、中学生、<br>高校生、<br>一般(標語のみ) |

ウ 平和の灯実行委員会主催の行事

| 行 事  | 開催日   | 場 所   | 内 容              |
|------|-------|-------|------------------|
| 平和の灯 | 9月23日 | 爆心地公園 | ・キャンドルラ<br>イトアップ |

## 2 長崎原爆資料館

核兵器の廃絶なくしては、地球上の平和も、人類の未来に対する希望もない。このことを、生々しい被爆体験の記録を通じて全世界の人々に知っていただくために、長崎原爆資料館を拠点に、さまざまな施策を行っている。

### (1) 長崎原爆資料館

原爆の惨禍から立ち上がった長崎市民の復興への意欲と世界平和の念願を象徴するため、長崎国際文化都市建設法(昭和24年8月9日施行)の一事業として、昭和30年2月に長崎国際文化会館が建設され、被爆資料の展示などを行っていた。原爆被爆50周年記念事業の一つとして、老朽化した同館の展示機能の充実を図る目的から、建て替えを行うこととし、平成5年7月に解体を始め、同年9月から主体工事に着手した。建替期間中は長崎市平和会館で仮展示を行った。

名称を長崎原爆資料館と改め、大型資料を展示するための吹き抜け空間を設けたワンフロアの展示室や、被爆体験講話や映像などによって平和について学ぶことができる原爆資料館ホールを設けるなど、世界恒久平和を願う長崎市の平和の発信拠点施設として平成8年3月竣工、4月1日に開館した。

また、平成27年度には、被爆70周年事業として、展示環境の改善及び展示内容の充実を図るため、展示室の更新整備を実施した。

管理運営は、施設の維持管理、受付・案内業務等について令和元年9月から指定管理者制度を導入し、長崎平和施設管理グループを指定管理者として指定し、運営を行っている。

ア 所 在 地 長崎市平野町7番8号

イ 構 造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造 地下2階地上2階

ウ 面 積 敷地面積 15,391.53m<sup>2</sup> 延床面積 7,949.73m<sup>2</sup>  
 エ 総事業費 66億4,156万円  
 オ 竣 工 平成8年3月（4月1日開館）  
 カ 各階の内容

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 2 階  | 会議室、応接室                                         |
| 1 階  | 図書室（ビデオコーナー）、事務室                                |
| 地下1階 | エントランスロビー、原爆資料館ホール、平和学習室、ビデオルーム、いこいの広場、書籍売店、喫茶室 |
| 地下2階 | 常設展示室、企画展示室、収蔵室                                 |

キ 観 覧 料

| 区 分     | 個 人   | 団 体（15名以上） |
|---------|-------|------------|
| 一 般     | 200 円 | 160 円      |
| 小・中・高校生 | 100 円 | 80 円       |

※幼児は無料

※観覧料及び音声ガイド利用料金はクレジットカード・電子マネーによる支払い可能

ク 開館時間 午前8時30分～午後5時30分（5月～8月は午後6時30分まで）

ケ 休 館 日 12月29日～12月31日

コ 来 館 者

| 年度 | 展 示 室     |           |           |          |           | ホールほか    | 合 計       |
|----|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
|    | 有 料       |           |           | 無 料      | 小 計       |          |           |
|    | 大 人       | 小 人       | 計         |          |           |          |           |
| R3 | 71,314 人  | 160,589 人 | 231,903 人 | 35,802 人 | 267,705 人 | 42,461 人 | 310,166 人 |
| R4 | 209,222 人 | 276,026 人 | 485,248 人 | 59,097 人 | 544,345 人 | 79,888 人 | 624,233 人 |
| R5 | 363,299 人 | 259,672 人 | 622,971 人 | 59,973 人 | 682,944 人 | 75,809 人 | 758,753 人 |

注）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の期間を臨時休館

・令和3年度：104日間（4/28～6/7、8/10～9/12、1/23～2/20）

## （2）被爆関係資料の収集・保存

核兵器による惨事を再び人類史上に繰り返さないために、世界恒久平和の実現を訴えることは、長崎市民の使命であり責務である。このため、長崎原爆資料館に原爆被災資料を保存、展示し、被爆の実相を多くの人々に知らしめるとともに、原爆被爆の悲惨さを世界に向かって訴え、平和の輪を広げようとするものである。

また、被爆資料の収集については随時行っているが、国外の原爆投下に関する資料として、米国ワシントンD. C. の国立公文書館から収集した米国戦略爆撃調査団報告（写）があり、そのうち長崎に関する部分については翻訳をおこない、平成8年3月に「米国戦略爆撃調査報告書（上・下）」を発刊した。また、被爆直後米軍に没収されていた映画フィルム「広島・長崎における原子爆弾の効果」の長崎編ダイジェスト版（上映時間33分）を制作した。

平成25年度から平成28年度まで、米国国立公文書館での資料調査を実施し、新たな資料の収集活動を行った。

現在、長崎原爆資料館に展示している被爆資料等は1,556点でその他図書約29,000冊がある。

原爆被災資料等の展示状況（館内）

（令和 6 年 4 月現在）

| 被災物品 | 絵画・模型・標本 | 写真資料 | 映像資料 | 合 計    |
|------|----------|------|------|--------|
| 420  | 279      | 777  | 80   | 1, 556 |

### （3） 県外原爆・平和展の開催

原爆の問題についてふれる機会があまりない県外の方々に写真パネル・被災資料の展示、被爆体験講話などを通して、被爆の実相を知ってもらい、長崎市民の核兵器廃絶の願いを訴えるために、開催都市と共催で原爆・平和展を開催している。

※平成 31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

### （4） 原爆被災関係図書の出版、映画の製作

本市は、広島市と連携して図書「広島・長崎の原爆災害」を出版した。これは、広島・長崎の原爆災害について、被爆以来 30 余年間にわたり行われた自然科学（物理、医学等）と社会科学（社会学、経済学、心理学等）の両分野にわたる調査研究の成果を集大成したもので、日本語版を昭和 54 年 7 月に、英語版を昭和 56 年 8 月に刊行した。

英語版は、核保有国元首、国連事務総長及び事務局幹部、各国の国連代表部、主要 N G O 団体等を中心に広く世界中に寄贈された。

本書にもとづいて、映画「ヒロシマ・ナガサキー核戦争のもたらすもの」（日本語版、英語版）を昭和 57 年 3 月 31 日に製作。国連本部、ジュネーブ軍縮委員会、世界保健機構（WHO）等に寄贈するとともに、広く我が国並びに諸外国で上映されている。

また、原爆の悲惨さや核兵器の脅威を語り継ぐために、被爆した建造物がどの程度残っているかを調査、記録し、平成 8 年 3 月に「被爆建造物等の記録」を発刊、さらに原爆被爆の実相と被爆者の苦しみ、原爆後障害に見る核兵器の恐ろしさを訴えるため、長崎原爆資料館が入手した写真、及び今までに公表されている写真をもとに、原爆被爆記録写真集を発行した。

長崎市民はもとより修学旅行生など若い世代に、原爆被害の実相や原爆による人間性の破壊などを訴えるため、平成 7 年 3 月、被爆直後の実写フィルムを使用した原爆映画「ナガサキの少年少女たち」を製作した。

また、被爆の実相を後世に伝えるため、昭和 52 年 3 月に発刊した長崎原爆戦災誌第一巻総説編について、新たに判明した事実等を反映させ、内容に加筆・修正を行い、平成 18 年 3 月に改訂版を発刊した。

## 3 被爆継承事業

### （1） 「語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）」推進事業

被爆体験を「受け継ぐかた」と「託したいかた」を募集し、被爆の体験や思いを次の世代へ語り継ぐための支援を行う。

※平成 31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

## 4 平和学習事業

### (1) 青少年ピースボランティア育成事業

15歳（中学生除く）以上30歳未満の青少年を対象に、被爆体験の継承と平和意識の高揚を目的として実施。前期は被爆の実相についての学習と青少年ピースフォーラムに向けての準備を行い、後期は県外での学習等さまざまな視点から平和学習や学んだことの発信を行う。

※平成31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

### (2) 青少年平和交流事業

市内に在住または市内の学校に通学している中学生を対象に、平和施設の見学や地元の方との交流等を行い、次代を担う少年少女の平和を希求する心を醸成する。（派遣先：沖縄県…3年に1回。）

※平成31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

### (3) 青少年ピースフォーラムの開催

平和祈念式典にあわせて全国の自治体が派遣する青少年と長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図ることを目的としている。

※平成31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

### (4) 平和学習発表会の開催

中学生が原爆被爆や平和について自ら学び、それを発表する機会を設けることで、次世代への原爆被爆の伝承と平和意識の高揚を図るために、平成18年度から実施している。

※令和3年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

### (5) 原爆資料館学習ハンドブックの作成

原爆・平和や被爆建造物などをわかりやすく説明した平和学習用ハンドブックを作成し、無料で配布している。

### (6) 平和学習副読本の作成

市が編集した平和教育教材『平和ナガサキ』などを製本し、平和学習での活用を図っている。

※令和5年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託（編集・監修については、市が実施）

### (7) 平和宣言解説書「核兵器のない未来のために」の作成

8月9日の長崎平和宣言を中学生向けにわかりやすく解説した電子データを作成している。

※令和3年度から製本は行わず電子データを送付

## 5 市立小中学校における平和教育

(1) 市立の小学校5年生を対象にして原爆資料館や国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館、周辺の被爆建造物等を巡って平和学習を実施している。

(2) 市立の中学校を対象に、原爆被爆パネル写真巡回展を実施している。

(3) 市立全小中学校において毎年8月9日を登校日として設定し、平和祈念式、平和集会等を実施し、原爆犠牲者の慰霊と被爆の実相の継承に努めている。

(4) 市立全小中学校を対象に、（公財）長崎平和推進協会継承部会の被爆者を招へいする被爆体験講話等を実施している。

## 6 平和アピール

### (1) 平和宣言

広く国内外の人々に長崎市民の平和への願いを訴えるため、平和宣言文起草委員会の意見を参考に、長崎平和宣言を作成している。平和宣言は、毎年8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において市長が宣言し、在日大使館、平和首長会議加盟都市、非核宣言自治体、平和団体などに送付するとともに、10か国語に翻訳し、インターネットにより世界へ発信している。

### (2) 広島市との共同事業

長崎・広島両市は、恒久平和の実現に向け、平和アピールの推進を図ることを目的として、昭和52年7月1日、ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会を設立した。以来、核兵器廃絶のための都市連帯を世界に呼びかけ、平和意識啓発のための事業に取り組んでいる。

#### ア 平和首長会議

この会議は、ヒロシマ・ナガサキの心に理解と賛意を示す国内外の都市から構成され、平和を阻害する要因の解決策を検討し、都市の役割認識と活動の理念を深め、連帯を強めることを目的とする。核兵器など平和を阻害する諸問題の解決に向けた取組みについて議論する総会を原則として4年に1回開催し、都市がそこに居住する市民を核兵器の脅威から確実に守るとともに、人類の共存を持続可能とするための事業を実施している。

平成15年10月、2020年までに核兵器を目指すことを行動指針にした「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を策定した。

平成23年9月、加盟都市数が5,000を突破したことを記念し、新たに原爆被害の実相等のポスターを作成し、8月6日や9日を含む一定期間、全加盟都市をあげてポスター展を開催することとした。これはインターネットからダウンロードすれば全加盟都市で実施可能であり、被爆の実相をこれまで以上に広く世界を伝えることで、核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規模で醸成することを目的としている。

平成24年より、国内における連携の強化と取組の充実を図るため、国内加盟都市会議総会を開催している。

平成29年8月、長崎市において第9回平和首長会議総会を開催し、「ナガサキアピール」と「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を全会一致で採択した。（平成13年8月に世界連帯都市市長会議から平和市長会議へ、平成25年8月に平和首長会議へ名称変更。）

令和3年7月には、令和3年以降の新たな指針である「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン（略称：PXビジョン）」と、このビジョンに基づく具体的な取組みを定めた2021年から2025年までの行動計画を策定した。

令和2年8月に開催予定であった第10回平和首長会議総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年10月に延期して開催し、「ヒロシマアピール～平和首長会議設立40周年を記念して～」を採択した。

【平和首長会議加盟都市】

(令和6年4月1日現在)

| 地域区分           | 加盟都市の国・地域 | 都市数      |
|----------------|-----------|----------|
| アジア            | 39 カ国・地域  | 3,355 都市 |
| オセアニア          | 9 カ国・地域   | 137 都市   |
| アフリカ           | 49 カ国・地域  | 438 都市   |
| ヨーロッパ          | 41 カ国     | 3,365 都市 |
| 北アメリカ          | 3 カ国・地域   | 341 都市   |
| ラテンアメリカ・カリブ海地域 | 25 カ国・地域  | 742 都市   |
| 合 計            | 166 カ国・地域 | 8,378 都市 |

イ ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展の開催

広島市や現地実施団体との共催で、核兵器廃絶の世論を高めるため、国外において「ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展」を開催している。原爆写真パネル・被災資料などの展示や、被爆体験講話、原爆記録ビデオの上映を行っている。

平成7年度から実施され、これまで20カ国、58都市で開催された。

【開催状況】

| 年度 | 国       | 都市名     | 会 場             | 期 間                    | 入場者数     |
|----|---------|---------|-----------------|------------------------|----------|
| R3 | オーストラリア | シドニー市   | オーストラリア国立海洋博物館  | R3年5月21日<br>～8月29日     | 約16,700人 |
|    | アメリカ    | ニューヨーク市 | 国連本部            | R3年12月10日<br>～R4年1月13日 | －        |
| R4 | アメリカ    | ニューヨーク市 | 国連本部            | R4年8月5日<br>～9月2日       | －        |
|    | オーストラリア | キャンベラ市  | オーストラリア国立大学     | R4年9月5日<br>～11月30日     | 約1,370人  |
|    | ポーランド   | グダンスク市  | グダンスク第二次世界大戦博物館 | R4年10月14日<br>～12月31日   | 約8,400人  |
| R5 | イギリス    | ダラム市    | ダラム大学東洋博物館      | R5年6月7日<br>～9月10日      | 約8,200人  |
|    | イギリス    | ベルファスト市 | リネンホール          | R6年1月8日<br>～2月28日      | 約13,650人 |

(3) 国連軍縮研修生（国連軍縮フェローシップ計画）の受入れ

国連軍縮フェローシップ計画は、開発途上国の政府関係者を中心に軍縮に関する専門家を研修するため昭和53年の第1回国連軍縮特別総会において設置が決定された。昭和54年以来、国連及びジュネーブ軍縮会議における研修、被爆地への訪問等により核兵器による被爆の実相について研修し、軍縮促進への啓発に資することを目的としている。

昭和58年からは日本政府の招待で我が国を訪問することになり、長崎市でも同年から毎年、原爆資料館の見学のほか、被爆者との懇談や原爆関係施設への訪問等を通じて研修を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は延期となり、令和3年度はオンライン、令和4年度は対面とオンライン（一部）で実施した。



#### (4) 核実験に対する抗議

本市は、昭和 45 年以来、核実験国に対して文書等による抗議を続けており、いかなる核実験にも反対する立場から、核爆発を行わない臨界前核実験等に対しても抗議を行っている。令和 5 年度末までの抗議回数は 575 回を数えている。

平成 23 年、アメリカが新型の核性能実験を実施していたことが判明し、以降、新型の核性能実験の実施に対しても、駐日米国大使と米国大統領にそれぞれ抗議文を送付している。

原爆を開発した「マンハッタン計画」関連施設などの国立公園化については、これまで平成 23 年、平成 25 年、平成 26 年に、「核兵器のない世界」の実現に向け、慎重かつ責任ある行動をとることなどを求める要請文を駐日米国大使へ送付した。また、平成 28 年には、アメリカが核政策の見直しを行っているとの報告を受けて、その実現を求める書簡を米国大使館に提出した。

平成 31 年には、中距離核戦力（INF）全廃条約をアメリカが離脱する報道を受けて、米ロ両国の大統領と駐日大使あてに、この条約を破棄しないよう要請した。

令和 3 年、英国が保有する核弾頭数を増加する方針を発表したことに伴い、英国首相と駐日首席公使に要請文を送付した。

さらに、令和 4 年 2 月にはロシアがウクライナ侵略に踏み切り、核兵器の使用を示唆した一連の行為に対し、広島市と連名で抗議文を送付した。

また、近年アメリカが実施した臨界前核実験については、実施判明した都度、抗議文を送付している。

#### <核実験抗議回数>

令和 6 年 3 月 31 日現在

|                | 米 国 | ロシア<br>(旧ソ連) | フランス | 中 国 | 英 国 | インド | パキスタン | 北朝鮮 | 計   |
|----------------|-----|--------------|------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| 核実験回数          | 192 | 164          | 114  | 31  | 15  | 3   | 2     | 6   | 527 |
| 臨界前<br>核実験回数   | 30  | 7            | -    | -   | 2   | -   | -     | -   | 39  |
| 新型の核性能<br>実験回数 | 9   | -            | -    | -   | -   | -   | -     | -   | 9   |
| 計              | 231 | 171          | 114  | 31  | 17  | 3   | 2     | 6   | 575 |

#### (5) 平和公園

本市は、原爆落下中心地一帯を人類永遠の平和を祈念して、昭和 26 年 3 月 31 日に平和公園として開設したが、平成 7 年の被爆 50 周年の節目を機に公園全体の再整備を行った。特に、平和公園の東地区では、平和祈念像のある祈念像地区を「願いのゾーン」、原爆落下中心碑がある中心地地区を「祈りのゾーン」、長崎原爆資料館地区を「学びのゾーン」として 3 地区の顕在化、機能の一体性、連続性の強化を図った。

##### <祈念像地区>

ここには、昭和 30 年 8 月 8 日、広く内外で浄財を集め 5 年の歳月をかけて「平和祈念像」が建立された。以後、この像の前で、毎年 8 月 9 日に原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を挙行しており（平成 4～6 年度までは、地下駐車場建設のため市営ラグビー・サッカー場で実施）、この像は、“平和は長崎から”のシンボルとなっている。

また、この区域の一角を、「世界平和シンボルゾーン」として位置づけており、下記のとおり世界の 8 つの国、14 都市から寄贈された平和のモニュメントを設置しているほか、昭和 44 年 8 月に「平和の

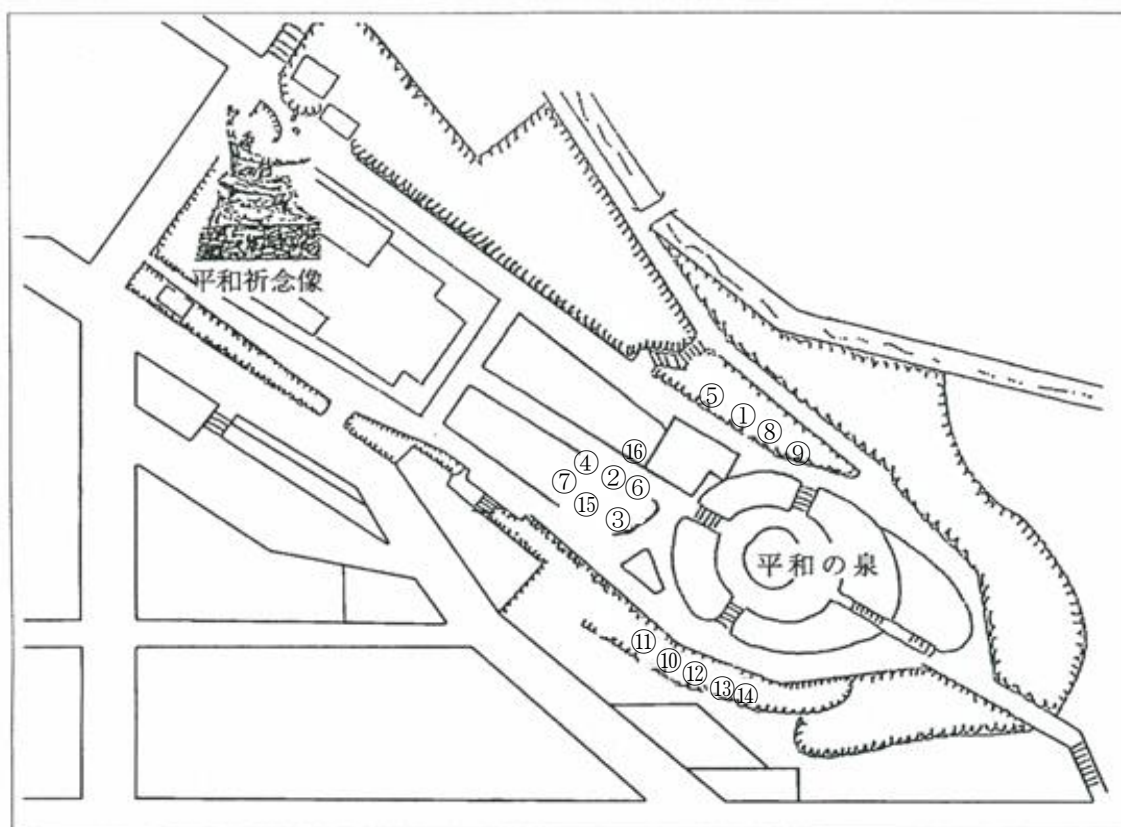
泉」、昭和 52 年 7 月に「長崎の鐘」、昭和 57 年 10 月に「折鶴の塔」が一般の浄財などを基にそれぞれ整備された。

さらに、この地には、原爆により全壊した「長崎刑務所浦上刑務支所」の周囲を巡らしていた壁や建物の基礎の一部などが被爆時の遺構として保存されている。

この祈念像地区は、「願いのゾーン」として平和祈念像をシンボルに願いの場としてふさわしい空間とするため、平成 6 年度から 8 年度にかけて再整備を行った。

モニュメントの設置状況

| 設置年月日         | 種 別             | 寄 贈 国 ・ 都 市 名      |
|---------------|-----------------|--------------------|
| ① S55. 3. 31  | レリーフ「平和の記念碑」    | ポルトガル（ポルト市）        |
| ② S55. 8. 26  | 彫像「人生の喜び」       | チェコスロバキア           |
| ③ S55. 12. 3  | 彫像「Aコール」        | ブルガリア              |
| ④ S56. 5. 31  | 石像「諸国民友好の像」     | 東ドイツ               |
| ⑤ S58. 10. 7  | 彫像「未来の世代を守る像」   | オランダ（ミデルブルフ市）      |
| ⑥ S60. 6. 1   | 彫像「平和」          | ソ連                 |
| ⑦ S60. 7. 16  | 石像「乙女の像」        | 中国                 |
| ⑧ S61. 8. 2   | 彫像「生命と平和との花」    | ポーランド              |
| ⑨ S62. 7. 31  | 彫像「人生への賛歌」      | イタリア（ピストイア市）       |
| ⑩ S63. 12. 10 | 彫像「太陽と鶴」        | キューバ               |
| ⑪ S63. 12. 17 | 石碑「平和の碑」        | ブラジル（サントス市）        |
| ⑫ H3. 3. 23   | 彫像「無限」          | トルコ（アンカラ市）         |
| ⑬ H4. 10. 10  | 彫像「地球星座」        | アメリカ（セントポール市）      |
| ⑭ H8. 4. 3    | 彫像「戦争に対する平和の勝利」 | アルゼンチン（サンイシドロ市）    |
| ⑮ H18. 10. 21 | 彫刻「平和のマント」      | ニュージーランド政府及び同国の6都市 |
| ⑯ H28. 4. 18  | 彫刻「生命の木：平和の贈り物」 | オーストラリア（フリーマントル市）  |



#### 〈中心地地区〉

ここには、被爆後、いち早く原子爆弾災害調査団日本学術調査団により爆心地の標柱（アスベスト柱）が建てられた。昭和 23 年に木製の標柱へ、昭和 31 年 3 月に蛇紋岩の三角柱へ建て替えた。そして、風化で蛇紋岩が剥げ落ちたため、昭和 43 年 3 月、三角柱の表面の張り石を現在の黒御影石へ張り替えた。碑の上空 500 メートルで原爆が炸裂したため、この碑には原爆犠牲者の慰霊のための折鶴を捧げたり献花する者が絶えず、この地区を「祈りのゾーン」と位置づけ、被爆の史実を伝え、原爆犠牲者のめい福を祈る空間として平成 6 年度～9 年度にかけて再整備を行った。

#### (6) 日本非核宣言自治体協議会としての活動

平成 12 年 4 月に長崎市長が会長に就任したことに伴い、日本非核宣言自治体協議会事務局を長崎市に置くこととなった。令和 5 年度末現在、非核・平和宣言を行っている 1,667 自治体のうち 355 自治体が加入している。

年 1 回の総会、年 2 回の研修会、ブロック毎の巡回原爆展、被爆アオギリ・クスノキ苗木の配布、核実験等の実施に対する抗議、親子記者事業などを行っている。令和元年 8 月に設立 35 周年を迎え、令和 2 年 2 月に設立 35 周年記念大会を三重県伊勢市で開催した。また、令和 2 年度に、全国会員自治体から寄稿された戦時中のエピソードや平和の取り組みなどをまとめ、令和 3 年度に「被爆・戦後 75 年記念誌「未来につなぐ戦争の記憶」」を発刊した。

令和 5 年度には巡回原爆展のパネルを、見学する側が戦争や核兵器の問題について主体的に考えるような内容に見直した。

#### (7) 核兵器廃絶長崎連絡協議会（PCU-NC）

「長崎が核攻撃を受けた人類最後の都市に」と願う長崎県民、市民のため、長崎県、長崎市及び長崎大学が協力連携し、核兵器廃絶の実現に寄与することを目的として、平成 24 年 10 月 4 日に設立した。

長崎県、長崎市、長崎大学に加え、（公財）長崎平和推進協会及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館も特別会員として参画しており、長崎大学核兵器廃絶研究センター内に事務局を置いている。

事業を実施するために要する協議会の経費は、長崎県、長崎市及び長崎大学が負担金等をそれぞれ拠出している。

専門家による市民向けの講演会等の実施や情報発信、次世代を担う人材の育成、国内外の平和・軍縮研究機関等のネットワークの構築の支援等を行っており、令和 4 年度は、「核兵器のない世界をめざして」と題して市民講座（計 5 回）を実施したほか、特別市民セミナー（1 回）を開催した。

また、令和 5 年にオーストリア・ウィーン市で開催された NPT 再検討会議第 1 回準備委員会にナガサキ・ユース代表団第 11 期生（7 人）を派遣し、各国代表との面談等を行った。

#### (8) 長崎平和特派員

国外で平和活動を行っている人材を「長崎平和特派員」に認定して、活動の支援とネットワークを構築し、国外における平和の取り組みを推進することを目的に、平成 22 年度から実施し、令和 5 年度末現在 28 名、1 団体が認定されている。

## 7 平和に関する市民活動の促進

#### (1) 公益財団法人長崎平和推進協会（ピース・ウィング長崎）

本市は、原爆被災都市長崎の使命としてかねてから各種の平和推進の施策を行っていた。これらの施策をさらに効果的に展開するために、昭和 58 年 2 月、広く市民の参加を求め、官民一体となった任意

団体平和推進協会を発足させ（昭和 59 年 4 月には財団法人となる）、これまで被爆体験の継承をはじめ市民の平和に対する意識高揚を図るための各種事業を実施してきた。

そうした中、平成 20 年 12 月に公益法人改革関連 3 法が施行されたことに伴い、当協会は、業務の内容や組織の性格からも公益財団法人に移行することを目指し、平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行した。

## ア 広報事業

### （ア）会報等の発行

協会の事業活動をはじめ、平和に関する動きをとらえ、会員及び関係機関に情報を提供するとともに会員相互のコミュニケーションを図るため、会報「へいわ」（年 4 回）並びに協会の 1 年間の事業活動等をまとめたブックレット「平和のあゆみ」（年 1 回）を発行した。

### （イ）広報活動

会員勧誘リーフレットの作成・配布を行うとともに、広報紙「情報BOX」を年 8 回発行し、協会情報を提供した。また、ホームページを多言語対応（16 か国語）するなど、全面的にリニューアルし、協会の設立趣旨や事業概要の紹介、被爆体験講話や平和案内人の申込案内をはじめ、会報等の掲載、協会発行の出版物やグッズのネット販売などホームページを活用した広報活動を行った。さらに「被爆体験講話予約システム」を改修したことにより、ウェブ予約ができるようにし、利便性の向上を図った。

LINE では協会のニュースを発信、Instagram ではピースボランティアの活動等を紹介した。

## イ 啓発事業

### （ア）平和学習（被爆体験講話）の実施

修学旅行で来崎する学校や、平和学習を行う団体等に被爆体験講話を行う。また、長崎市教育委員会と協力して、市内小中学校に被爆体験講話も行う。

この他、長崎県が主催する「被爆体験講話者派遣事業」に協力し、県内の小中学校や県外大学にも講話者を派遣したが、感染拡大時には派遣を中止し、オンラインでの講話とした。

〔令和 5 年度派遣状況〕

| 区 分   | 講 話 件 数 | うちオンライン | 受 講 者 数   |
|-------|---------|---------|-----------|
| 小 学 校 | 426 件   | 0 件     | 34,758 人  |
| 中 学 校 | 294 件   | 3 件     | 40,014 人  |
| 高等学校  | 172 件   | 4 件     | 29,356 人  |
| 一 般   | 97 件    | 4 件     | 6,219 人   |
| 計     | 989 件   | 11 件    | 110,347 人 |

・ 県外派遣：なし（祈念館事業として実施）

・ 被爆体験講話者派遣事業（長崎県主催事業）：県内市町（小学生対象）

県内：佐世保市、※諫早市、大村市、※平戸市、※対馬市、※五島市、※西海市、※雲仙市、  
※長与町、※時津町、波佐見町（※はオンライン）

大学：※上智大学、九州大学、※筑波大学（※はオンライン）

- ・被爆者証言ビデオ作成：4名撮影「被爆場所等で語る被爆証言映像 8月9日の記憶」

DVD・BD各1本／各15分

(イ) 原爆被災写真パネル、DVD（ビデオ）の貸出し

修学旅行などの事前学習等のため、無料で貸し出しをしている。

- ・令和5年度は、写真パネル23件 ・DVD 55件（111本）を貸し出した。

(ウ) 講演会等の開催

協会の設立趣旨に沿い、広く市民に世界恒久平和への諸問題について認識を深めるため毎年開催している。また、長崎市の「平和の文化キャンペーン」に参加し、イベントも開催した。

「ナガサキの郵便配達」朗読と音楽で紡ぐ平和への想い

- ・開催日：8月26日

- ・会 場：長崎原爆資料館ホール

ラウンジコンサート2023「Music Garden Pray & Play」

- ・開催日：9月30日、10月21日、11月18日

- ・会 場：国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館 交流ラウンジ

森田孝子書道展「平和への願いを書に託して」

- ・開催日：11月3日～7日

- ・会 場：国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館 交流ラウンジ

Winter Ring a Bell Concert～愛と平和を長崎から～

- ・開催日：12月23日

- ・会 場：長崎原爆資料館ホール

ICAN事務局長 メリッサ・パーク氏 講演会

「核兵器のない世界へ 私たちにできること ～核兵器禁止条約発効3年を迎えて～」

- ・開催日：1月21日

- ・会 場：長崎原爆資料館ホール

(エ) 国連軍縮週間（10月24日～30日）の事業「市民のつどい」

市民の平和意識の高揚と平和問題への認識を高める目的で実施している。原爆写真展示や折り鶴作り、平和への願いを書き込むエコ風船コーナー、ミニコンサート、二胡演奏などを行った。

また4年ぶりに戦時食コーナーを復活し、戦時食を紹介した。その他、被爆3世の上奥まいこさんによるオリジナルコンサートやチンドン屋「かわち家」による平和紙芝居を上演し、改めて平和について考える機会になった。

- ・開催日：10月28日

- ・場 所：原爆資料館前階段下広場

(オ) ピースネットへの参画

平成16年度から遠隔地の小・中学校や海外の方に対して、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館のインターネット会議システムによる平和学習へ被爆者（継承部会員）が参画している。

※令和5年度 27回実施（うち海外4回）

## ウ 育成事業

(ア) 協会の各部会（継承部会、写真資料調査部会、国際交流部会、音楽部会）による活動を行った。

(イ) 国際青年平和交流事業

若者から平和に関する企画を募集し、発表・審査会を経て、協会から学生に事業を委託し、学生自らが事業を実施する。

【令和５年度認定事業】

- ・活水高等学校 平和学習部 「食と平和とアート」
- ・長崎大学 学生国際NGO BOAT 「フィリピン スタディツアー」

(ウ) 平和案内人の派遣

被爆の実相を次世代へ継承し、被爆建造物や原爆資料館等の解説・案内を通して、核兵器廃絶と恒久平和を訴える「平和案内人」を育成し派遣している。平成 16 年度の第 1 期生から令和 5 年度の第 8 期生まで育成した。8 期生は令和 6 年 5 月から活動を開始。

(第 1 期生から第 8 期生までの 172 人が登録し、活動している。)

〔令和 5 年度実施状況〕

| 区 分      | 利用・申込件数 | 利用者数     | ガイド活動人数（延べ） |
|----------|---------|----------|-------------|
| 常駐ガイド    | 1,857 件 | 6,238 人  | 1,343 人     |
| 碑めぐりガイド  | 215 件   | 7,835 人  | 874 人       |
| 資料館予約ガイド | 70 件    | 1,814 人  | 222 人       |
| 計        | 2,142 件 | 15,887 人 | 2,439 人     |

《平和案内人 8 期生 育成講座》

期 間：11 月 25 日～3 月 9 日（全 15 回）

修了者：36 人（応募者 44 人）

(エ) 秋月グラント助成事業

被爆の継承や平和意識高揚のための事業を実施する団体等へ、初代理事長である（故）秋月辰一郎氏の名を冠した助成を行い、平和に関する事業・活動を支援する。

- ・継承フォトワークショップ
- ・障がい者が作る平和をテーマとした紙袋制作・配布事業
- ・韓国ソウルへ 原爆・平和を旅する

(オ) 共催・後援事業

〔共催〕第 38 回長崎平和音楽祭（8 月 5 日）等 計 4 件

〔後援〕KNOW NUKES FORUM等 計 15 件

|         |                                                            |                       |
|---------|------------------------------------------------------------|-----------------------|
| エ 会員・会費 | 維持会員：個人加入                                                  | （年額 3,000 円以上）        |
|         | 賛助会員：個人または団体加入                                             | （年額 1 口 10,000 円）     |
|         | 学生会員：個人加入                                                  | （無料※令和 5 年 4 月 1 日から） |
| オ 会員数   | 1,275 人（維持会員 1,055 人、賛助会員 175 人、学生会員 45 人）<br>（令和 5 年度末現在） |                       |

## カ 受託事業

### (ア) 市からの受託事業

被爆体験次世代継承業務委託

- ・「県外原爆・平和展」
- ・「青少年ピースフォーラム」
- ・青少年ピースボランティア育成事業
- ・青少年平和交流（少年平和と友情の翼）の実施
- ・平和学習発表会及び教材等配布
- ・語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）推進事業

### (イ) 国からの受託事業

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業業務委託

## (2) NGO（非政府組織）との連携

近年、核兵器廃絶に向けた国際的なNGOの活動が活発となるなか、本市においても、核兵器廃絶を求める市民団体、いわゆるNGOとの連携による取り組みの重要性が認識され、平成12年4月に長崎県、長崎市と（公財）長崎平和推進協会及び一般市民が連帯して「核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会」が組織された。

同実行委員会は、長崎が核戦争被爆最後の地となることを願い、核兵器のない平和な21世紀の実現を目指して国際的な反核NGOの代表者などの参加を得て「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」を2000年、2003年、2006年、2010年、2013年、2018年に開催した。

2018年11月に開催された「第6回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」では、9カ国、延べ3,580人の参加者を迎え、北東アジア非核兵器地帯の設立など核兵器廃絶に向けた具体的な行動と唯一の被爆国である日本の責務を訴える「長崎アピール2018」を被爆地長崎の声として採択した。

（参考）「第6回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」の内容

|                           |                                                  |                                                                                                                                                       |
|---------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2018(平成30)年<br>11月16日～18日 | 第6回核兵器廃絶<br>—地球市民集会ナガサキ<br>・平和会館ホール<br>・原爆資料館ホール | ・開会集会 基調講演ほか<br>・分科会<br>「朝鮮半島の平和と非核化の進展 北東アジアの核なき未来」ほか全4分科会・特別企画<br>・自主企画 2団体（2企画）<br>・NGOブース 8団体<br>・閉会集会 「長崎アピール2018」を採択<br>・参加人数 3,580人（登録者数：247人） |
|---------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 8 長崎市民平和憲章の制定

本市は原爆被爆都市の使命として核兵器の廃絶等をめざし、長崎市民の誓いとして、平成元年3月27日議会の議決を経て、長崎市民平和憲章を制定した。（憲章文は巻頭に掲載）

## 9 長崎市平和会館

- (1) 所在地 長崎市平野町7番8号
- (2) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上5階建
- (3) 面積 建築面積 1,159.87m<sup>2</sup> 延床面積 4,995.09m<sup>2</sup>



- (4) 総事業費 18億4,300万円（国庫補助5億6,000万円）  
 (5) 竣工 昭和56年5月  
 (6) 各階の内容

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 5階   | 調光室、放送室                           |
| 4階   | 観覧席（66席）、映写室                      |
| 3階   | 体育館兼集会場（650席）                     |
| 2階   | 収蔵庫、楽屋                            |
| 1階   | 玄関ホール、長崎市野口彌太郎記念美術館展示場（平成19年4月開設） |
| 中地階  | シャワー室、機械室                         |
| 地下1階 | 長崎市歴史民俗資料館展示場、事務所（平成18年4月開設）、機械室  |

## 10 長崎市永井隆記念館

永井隆博士は、戦後子どもたちのすさんだ心に明るい光をという願いから、昭和25年、私財を投じて「うちの本箱」という図書室を作った。博士の死後、その考えに賛同したブラジル在留邦人471人の寄附金と市費によって「長崎市立永井図書館」が建設され、昭和27年12月に開館した。その後、博士の崇高な精神と偉業を永く記念するため、昭和44年4月、「長崎市立永井記念館」と改称し、博士の遺品や写真等も併せて展示するようになった。平成12年4月5日には、施設が老朽化したことから全面改築し、新たに「長崎市永井隆記念館」と改称して博士の遺徳を顕彰している。また、永井博士が療養をしていた「如己堂」が永井隆記念館に隣接して建っている。永井博士は二畳一間の如己堂で小説の執筆活動などをして過ごした。

管理運営は、平成27年までは、NPO法人長崎如己の会に委託し、平成28年度からは指定管理者制度により、同法人を指定管理者として指定し、運営を行っている。

- (1) 所在地 長崎市上野町22番6号  
 (2) 構造 鉄筋コンクリート造2階建  
 (3) 面積 敷地面積 479.04㎡ 延床面積 305.40㎡  
 (4) 改築工事費 8,805万円  
 (5) 竣工 平成12年4月  
 (6) 各階の内容

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 2階 | 図書室、談話室、閉架書庫                       |
| 1階 | 展示室、視聴覚コーナー（映像ソフト、2種類×4音声、各5分）、事務室 |

- (7) 観覧料 個人（15歳以上）100円 団体（15人以上）80円  
 ※図書室のみの利用及び小中高校生は無料  
 (8) 開館時間 午前9時～午後5時  
 (9) 休館日 12月29日～1月3日  
 (10) 入館者数 展示室102,616人、図書室7,489人（令和5年度）  
 (11) 講話実施回数 39回（令和5年度）

## 11 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎

被爆した城山国民学校校舎は老朽化に伴い昭和 50 年代に大半が解体されたが、地域の要望により北校舎階段棟が保存され、その後、児童の発案と慰霊会等の働きかけにより、平成 11 年に内部の一般公開を開始した。

平成 25 年 8 月に、「長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎」として国の文化財に登録され、平成 28 年 10 月 3 日、爆心地、浦上天主堂旧鐘楼、長崎医科大学門柱、山王神社二の鳥居とともに「長崎原爆遺跡」として国の史跡に指定された。

平成 29 年 4 月から城山小学校被爆校舎平和発信協議会を指定管理者として委託している。

- |          |                                                            |
|----------|------------------------------------------------------------|
| (1) 所在地  | 長崎市城山町 95 番地                                               |
| (2) 構造   | 鉄筋コンクリート造 3 階建て                                            |
| (3) 延床面積 | 483.68 m <sup>2</sup>                                      |
| (4) 施設内容 | 1・2 階展示スペース（被爆の惨状を示す焼け焦げた木煉瓦、授業を再開した当時の様子を描いたスケッチ等を展示）     |
| (5) 観覧料  | 無料                                                         |
| (6) 開館時間 | 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（8/7～8/10 は午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分） |
| (7) 休館日  | 12 月 29 日～1 月 3 日                                          |
| (8) 入館者数 | 23,386 人（令和 5 年度）                                          |

# 地 域 福 祉

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役のひとつとして、社会奉仕の精神をもって、生活困窮者、高齢者、ひとり親、障害者など、援助を必要とする人からの相談を受け、関係行政機関と地域とのつなぎ役を担うなど、地域福祉を支える活動を行っている。

また、社会福祉協議会では、広く市民の日常生活上の心配ごと等の相談と解決に向けた支援を行うとともに、地域に密着した活動を長崎市社会福祉協議会支部、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等と一体となっていくことにより地域福祉の向上に努めている。

なお、地域での「支え合いの力」をもっと強くし、地域と社会福祉協議会、市などが協働して地域課題に取り組む「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】（令和３年度～令和７年度）」に基づき、今後さらなる地域福祉活動の推進を図る。

## 1 民生委員・児童委員（R6.4.1 現在）

- (1) 地区協議会数 49 地区
- (2) 定員 1,012 人（うち主任児童委員 91 人）
- (3) 現員 950 人（うち主任児童委員 84 人）
- (4) 一人当たりの担当平均世帯数 223 世帯
- (5) 活 動 費

|     | 個人活動費（年額） |             | 地区活動費（年額） |
|-----|-----------|-------------|-----------|
| 会 長 | 114,600 円 | 一 人 当 た り   | 34,000 円  |
| 一 般 | 68,100 円  | 一 地 区 当 た り | 200,000 円 |

- (6) 令和５年度民生委員・児童委員の活動状況（一人当たり月平均）

### ア 内容別相談・支援件数

| 区分 | 在宅福祉 | 介護保険 | 健康・保健医療 | 子育て・母子保健 | 子どもの地域生活 | 子どもの教育・学校生活 | 生活費 | 年金・保険 | 仕事  | 家族関係 | 住居  | 生活環境 | 日常的な支援 | その他 | 計   |
|----|------|------|---------|----------|----------|-------------|-----|-------|-----|------|-----|------|--------|-----|-----|
| 件数 | 0.1  | 0.1  | 0.4     | 0.2      | 0.3      | 0.1         | 0.1 | 0.0   | 0.0 | 0.0  | 0.0 | 0.1  | 0.4    | 0.5 | 2.3 |

### イ 分野別相談・支援件数

| 区分 | 高齢者に関する<br>こと | 障害者に関する<br>こと | 子どもに関する<br>こと | その他 | 計   |
|----|---------------|---------------|---------------|-----|-----|
| 件数 | 1.3           | 0.1           | 0.6           | 0.3 | 2.3 |

### ウ その他の活動件数

| 区分 | 調査・実態把握 | 行事・事業・会議への参加協力 | 地域福祉活動・自主活動 | 民児協運営・研修 | 証明事務 | 要保護児童の発見の通告・仲介 | 計   |
|----|---------|----------------|-------------|----------|------|----------------|-----|
| 件数 | 0.6     | 1.6            | 2.8         | 3.4      | 0.2  | 0.0            | 8.6 |

エ 訪問件数

| 区分 | 訪問・<br>連絡活動 | その他 | 計    |
|----|-------------|-----|------|
| 件数 | 8.8         | 5.7 | 14.5 |

オ 連絡調整件数

| 区分 | 委員<br>相互 | その他の<br>関係機関 | 計   |
|----|----------|--------------|-----|
| 件数 | 5.6      | 3.0          | 8.6 |

## 2 長崎市社会福祉協議会（R6.4.1 現在）

- (1) 職員数 114 人
- (2) 令和 6 年度当初予算 511,730,000 円
- (3) 事業概要

ア 法人運営事業

- (ア) 組織体制の強化
- (イ) 会員及び寄附金の募集
- (ウ) 理事会・評議員会、監査及び各種委員会などの開催
- (エ) 共同募金運動への取り組み
- (オ) 日本赤十字社活動資金募集への取り組み
- (カ) 広報啓発活動

イ 地域福祉活動の推進事業

- (ア) 生活支援コーディネーター業務の推進（市委託）
- (イ) 地域コミュニティのしくみづくりの推進
- (ウ) 社協支部を対象とした各種助成事業の推進
- (エ) 支部指導者研修会の開催
- (オ) 高齢者支援スタッフ研修会の開催
- (カ) 長崎市社会福祉大会の開催

ウ ボランティアの支援・育成事業

- (ア) ボランティア活動に関する相談への対応及び活動先の調整
- (イ) 災害ボランティアセンター運営訓練及び研修会の実施
- (ウ) 災害時相互協力協定締結団体（長崎青年会議所及びライオンズクラブ）との連絡会議の開催
- (エ) 災害ボランティア養成研修の実施
- (オ) 災害ボランティアバスの運行
- (カ) 小中学校等における福祉学習の企画・実施の支援
- (キ) サマーボランティアキャンペーン 2024 への協力

エ 子育て支援事業

- (ア) ファミリー・サポート・センターながさき推進事業の実施（市委託）
- (イ) 子育てを対象とした各種助成事業の推進

オ 相談支援事業

- (ア) 総合相談支援事業（しゃきょう“なんでも”相談）の実施
- (イ) 生活困窮者自立支援事業の実施（市委託）

- (ウ) 女性つながりサポート事業の実施（市委託）
- (エ) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施（県社協委託）
- (オ) 中核機関運營業務の実施（市委託）
- (カ) 緊急支援セーフティーネット事業の実施
- (キ) 生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託）
- (ク) 福祉資金貸付事業の実施
- カ 老人憩の家香焼ひまわりの運営（市委託）
- キ 車イス無料貸出サービス
- ク 社会福祉士等の実習の受入
- ケ 社会福祉協議会支所における事業
  - (ア) 地域密着型通所介護事業、通所介護事業、介護予防通所介護事業、介護予防通所介護相当サービス事業（デイサービス）
  - (イ) ミニデイサービス事業（通所型サービス）の実施
  - (ウ) 介護保険事業所管内の地域貢献事業の実施
  - (エ) 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の実施（ケアプラン）
  - (オ) 総合支援配食サービス事業の実施（市委託）
  - (カ) 要介護者配食サービス事業の実施（市委託）
  - (キ) 身体障がい者配食サービス事業の実施（市委託）
  - (ク) 広報・啓発事業

### 3 低所得者等の対策

#### (1) 生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会）

低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、修学費、療養費などの必要な資金を低利又は無利子で貸し付けるとともに、民生委員による必要な援助指導を行い、経済的自立と生活意欲の向上促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ろうとするもので、昭和 30 年度に創設以来内容の充実が進められている。申し込みには民生委員の調査書が必要で、市社会福祉協議会を経由し県社会福祉協議会で決定される。

貸付資金の種類

ア 生活福祉資金

(ア) 総合支援資金

（失業等により生活に困窮し、資金の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象）

- ①生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用）
- ②住宅入居費（住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用等）敷金、礼金等
- ③一時生活再建費（生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用等）

(イ) 福祉資金

（日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用）

- ①福祉費（技能習得のために必要な経費、住宅の移転費等）
- ②緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用）

(ウ) 教育支援資金（低所得世帯に属する者が対象）

①教育支援費（高等学校、高等専門学校、短期大学・専修学校、大学に就学するのに必要な経費）

②就学支度費（高等学校、高等専門学校、短期大学・専修学校、大学の入学に際し必要な経費）

(エ) 不動産担保型生活資金

①不動産担保型生活資金

（低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金）

②要保護世帯向け不動産担保型生活資金

（要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金）

イ 臨時特例つなぎ資金

臨時特例つなぎ資金（住居のない離職者を対象とする資金）

(2) 福祉資金貸付制度（市社会福祉協議会）

生活を維持できる定期収入はあるが、一時的に生活の維持困難となった世帯に無利子で貸付けを行う。

# 生 活 保 護

本市における生活保護の実施状況は、平成元年度から被保護世帯、被保護人員ともに毎年減少し、平成10年度保護率は1.22%と過去最低となったものの、その後は増加傾向に転じ、平成25年度は3.19%と過去最高を記録した。平成26年度から減少に転じ、令和5年度は2.95%となったものの、全国の保護率1.63%、長崎県2.03%と比しても依然として高い水準にある。

保護を取り巻く環境としては、長崎県の景気は緩やかに回復しており、個人消費は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。また、観光産業も回復が続いており、雇用・所得環境は緩やかに改善している。

このような背景を踏まえ、これまで減少傾向であった長崎市の被保護世帯数・人員数について、今後の動向を注視する必要がある。

## 1 保護状況の推移

(各年度平均)

| 年度  | 区分 | 世 帯 数    | 人 員      | 市 保 護 率 | 県 保 護 率 | 全 国 保 護 率 |
|-----|----|----------|----------|---------|---------|-----------|
| 令 3 |    | 9,302 世帯 | 11,962 人 | 2.97 %  | 2.05 %  | 1.63 %    |
| 4   |    | 9,245    | 11,784   | 2.95    | 2.04    | 1.62      |
| 5   |    | 9,205    | 11,628   | 2.95    | 2.03    | 1.63      |

## 2 扶助別保護の実施状況

(各年度平均)

| 年度  | 区分  | 全 体    | 生 活    | 住 宅   | 教 育 | 介 護   | 医 療   | 出 産 | 生 業 | 葬 祭 |
|-----|-----|--------|--------|-------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|
| 世 帯 | 令 3 | 9,240  | 8,204  | 7,741 | 425 | 1,788 | 7,883 | 0   | 254 | 12  |
|     | 4   | 9,199  | 8,172  | 7,690 | 379 | 1,825 | 7,863 | 0   | 253 | 13  |
|     | 5   | 9,168  | 8,104  | 7,649 | 356 | 1,887 | 7,931 | 0   | 235 | 14  |
| 人 員 | 令 3 | 11,889 | 10,706 | 9,940 | 636 | 1,845 | 9,647 | 0   | 287 | 12  |
|     | 4   | 11,725 | 10,542 | 9,780 | 575 | 1,888 | 9,566 | 0   | 289 | 13  |
|     | 5   | 11,582 | 10,344 | 9,629 | 538 | 1,959 | 9,594 | 0   | 265 | 14  |

※ 保護停止分は除く。

### 3 扶助別保護費の支出状況

| 区分<br>年度 | 総 額        |     | 生 活       |      | 住 宅       |      | 教 育    |     | 医 療        |      | そ の 他   |     |
|----------|------------|-----|-----------|------|-----------|------|--------|-----|------------|------|---------|-----|
|          | 金 額        | 構成率 | 金 額       | 構成率  | 金 額       | 構成率  | 金 額    | 構成率 | 金 額        | 構成率  | 金 額     | 構成率 |
|          | 千円         | %   | 千円        | %    | 千円        | %    | 千円     | %   | 千円         | %    | 千円      | %   |
| 令 元      | 19,917,770 | 100 | 5,724,642 | 28.7 | 2,804,198 | 14.1 | 74,742 | 0.4 | 10,577,755 | 53.1 | 736,433 | 3.7 |
| 2        | 19,538,157 | 100 | 5,557,735 | 28.4 | 2,820,455 | 14.4 | 73,710 | 0.4 | 10,374,486 | 53.2 | 711,771 | 3.6 |
| 3        | 19,191,192 | 100 | 5,416,083 | 28.2 | 2,821,304 | 14.7 | 69,146 | 0.4 | 10,180,540 | 53.0 | 704,119 | 3.7 |
| 4        | 19,038,082 | 100 | 5,329,742 | 28.0 | 2,816,009 | 14.8 | 63,918 | 0.3 | 10,104,874 | 53.1 | 723,539 | 3.8 |
| 5        | 19,500,595 | 100 | 5,272,211 | 27.0 | 2,814,012 | 14.4 | 59,238 | 0.3 | 10,637,298 | 54.6 | 717,836 | 3.7 |

※ 令和5年度は決算見込額



## 障 害 者 福 祉

平成 18 年度における「障害者自立支援法」施行に伴い、長崎市は、平成 19 年 3 月に、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体のものとして、「長崎市第 1 期障害福祉計画」を策定したが、障害福祉サービスにおいて抜本的な制度改正が行われたことから、同計画を見直し、平成 21 年 3 月に、「長崎市障害者基本計画（第 2 期）」と「長崎市第 2 期障害福祉計画」を一体的に策定した。

以降、障害者基本計画は 5 年ごと、障害福祉計画は 3 年ごとに改定しており、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、「長崎市第 5 期障害福祉計画・長崎市第 1 期障害児福祉計画」（平成 30 年度～令和 2 年度）を策定し、令和 6 年 3 月には障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた「長崎市第 5 期障害者基本計画」（令和 6 年度～令和 10 年度）と、障害福祉サービス等の見込み量及び確保の方策等を定めた「長崎市第 7 期障害福祉計画・長崎市第 3 期障害児福祉計画」（令和 6 年度～令和 8 年度）を策定し、障害者施策の充実に努めている。

さらに、在宅サービスや日中活動の支援を行う障害福祉サービス事業や地域生活支援事業等の充実に図るとともに、地域で障害者等の相談に応じ、必要な支援を行う障害者相談支援事業所や、障害者が地域で安心して生活できるグループホーム等の整備を進め、平成 21 年度からは、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と工賃アップを図るため、授産製品販売促進事業として障害者の店「チャレンジド・ショップはあと屋」の運営に取り組んでいる。

平成 25 年 4 月には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、「障害支援区分」の導入やサービスの対象拡大等が図られた。

また、平成 28 年度には「障害者差別解消法」が施行され、差別解消に向けた取り組みが強化されるとともに、「障害者総合支援法の一部を改正する法律」が段階的に施行され、平成 30 年 4 月から新たなサービスが追加された。

さらに、長崎市では、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進と普及に関する基本理念を定めるとともに、ろう者とろう者以外がともに生きる地域社会を実現することを目的として、長崎市手話言語条例を平成 31 年度に施行し、手話をしやすい環境を整備するための取り組みも、あわせて行っている。

## 1 障害者の状況

### (1) 身体障害者手帳の交付状況

(R6. 3. 31)

| 障害別        | 級別 | 計           | 1          | 2          | 3          | 4          | 5          | 6          |
|------------|----|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 合 計        |    | 人<br>20,609 | 人<br>5,704 | 人<br>2,840 | 人<br>3,840 | 人<br>5,153 | 人<br>1,170 | 人<br>1,902 |
| 視 覚        |    | 1,484       | 568        | 494        | 85         | 86         | 168        | 83         |
| 聴 覚 ・ 平 衡  |    | 2,732       | 115        | 401        | 338        | 833        | 23         | 1,022      |
| 音声・言語・そしゃく |    | 272         | 10         | 17         | 132        | 113        | —          | —          |
| 肢 体        |    | 8,866       | 1,448      | 1,824      | 1,740      | 2,078      | 979        | 797        |
| 内 部        |    | 7,255       | 3,563      | 104        | 1,545      | 2,043      | —          | —          |

### (2) 知的障害者(児)の現況

(R6. 3. 31)

| 区 分      | 障害等級  | 計          | A          | B          |
|----------|-------|------------|------------|------------|
| 合 計      |       | 人<br>4,588 | 人<br>1,977 | 人<br>2,611 |
| 知的障害者(児) | 18歳以上 | 3,786      | 1,703      | 2,083      |
|          | 18歳未満 | 802        | 274        | 528        |

### (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

(R6. 3. 31)

| 総 数     | 障害等級 | 1 級   | 2 級     | 3 級     |
|---------|------|-------|---------|---------|
| 5,824 人 |      | 356 人 | 3,183 人 | 2,285 人 |

## 2 障害児・者の施設福祉

### (1) 入所支援事業

施設に入所・通所して社会生活に必要な知識・技術の習得を行い、又は療護を受ける障害者に対して介護給付費を支給する。

### (2) 療養介護給付事業

医療と常時介護を必要とする障害者が、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護等を利用する際に介護給付費を支給する。

### (3) 就労移行支援事業

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることに  
より、就労等の見込まれる障害者への支援を行う。

### (4) 就労継続支援事業

一般就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練等の支援  
を行う。雇用契約等に基づき就労するA型、これ以外のB型の2種類がある。

### (5) 就労定着支援

一般就労へ移行したことに伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者において、相談を  
通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向け  
て必要となる支援を行う。

### (6) 自立生活援助

施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者における地域生活を支援するた

め、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面や健康面などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

(7) 自立訓練給付事業

身体機能の向上（機能訓練）や生活能力の向上（生活訓練）のための訓練等の支援を行う。

(8) 生活介護給付事業

常時介護を必要とする障害者に対し、食事、入浴等の介護、生産活動や創作的活動の機会提供等の支援を行う。

(9) 児童発達支援給付事業

未就学の障害児に対し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等の通所支援を行う際の経費を支給する。

なお、平成 26 年 4 月に児童福祉法施行令が改正され、多子軽減措置が導入された。兄又は姉が保育園等に通園していることを要件として、第 2 子以降の児童発達支援を利用する児童の利用者負担上限月額が軽減されることとなった。

(10) 放課後等デイサービス給付事業

就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等により、自立の促進のため通所支援を行う際の経費を支給する。

(11) 保育所等訪問支援給付事業

障害児に対する指導経験のある児童指導員や保育士等が保育所等を訪問し、障害児が保育所等における集団生活に適応するための専門的支援を受けるための費用を支給する。

(12) 高額障害児通所給付事業

一人の児童が障害児通所サービスを複数利用する場合、同じ世帯の中で複数の児童が障害児通所サービスを利用する場合及び障害児通所サービスと障害者総合支援法に基づくサービスを併用利用する場合等に、その合算額が利用者負担の月額を超えた場合に、その超えた額を支給する。

### 3 障害児・者の在宅福祉

(1) 重度訪問介護事業

日常生活を営むために常時介護を要し、訪問介護のサービスを利用する重度障害者に対し、介護給付費を支給する。

(2) 重度障害者等包括支援事業

寝たきり等、意思の疎通に著しい困難が伴う重度の在宅障害者が居宅介護等の複数のサービスを包括的に利用する際に介護給付費を支給する。

(3) 居宅介護給付事業

居宅において入浴、排泄及び食事の介護や家事等の援助を行う居宅介護サービスを利用する障害者に対して介護給付費を支給する。

(4) 行動援護給付事業

日常生活を営む上で、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者が、外出の付き添いや介護など必要な援助を利用する際に介護給付費を支給する。

(5) 同行援護給付事業

視覚障害により移動に著しく困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の援助を利用する際に介護給付費を支給する。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児において、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を行う。

(7) 配食サービス事業

障害、傷病等の理由により食事の調理が困難な身体障害者に対し食事の配達によるサービスを提供する。

(8) 短期入所給付事業

在宅の障害者を介護している家族が、疾病等の理由により介護できない場合に、障害者が施設に短期入所して必要な介護を受けるときに介護給付費を支給する。

(9) 福祉緊急連絡装置設置事業

独居重度身体障害者の事故防止及び生命の安全を図るため、緊急通報装置の設置を行う。

(10) 相談員設置事業

障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ、関係機関への連絡や必要な援助を行う。

(11) 補装具給付事業

身体障害児・者の日常生活の便宜を図るため、補装具の購入・借り受け・修理に要した費用を支給する。

(12) 共同生活援助給付事業

共同生活を行うグループホームで、相談その他の日常生活における援助等を受けながら生活する障害者に対し、訓練等給付費を支給する。

平成 26 年 4 月から共同生活介護給付が共同生活援助給付へ一元化された。

(13) 計画相談支援給付事業

障害福祉サービス、地域相談支援を利用するすべての障害児者に対し、サービス等利用計画の作成、事業者との連絡調整、必要に応じたモニタリング等の費用を支給する。

(14) 障害児相談支援給付事業

障害児が通所サービスを新規又は継続して利用する際に、必要な相談援助を受けるための費用を支給する。

(15) 地域相談支援給付事業

ア 地域移行支援

障害者施設等入所者、精神病院入院の精神障害者が地域へ移行するための計画作成、住居の確保、関係機関等との調整などの支援を受けるための費用を支給する。

イ 地域定着支援

居宅で生活する単身等の障害者に対し、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を受けるための費用を支給する。

(16) 高額障害福祉サービス事業

同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている者並びに障害福祉サービス及び介護保険・補装具等のサービスを受けている者について、その合算額が利用者負担の月額上限を超えた場合に、その超えた額を支給する。

## 4 障害者の地域生活支援

### (1) 地域活動支援センター事業

#### ア 地域活動支援センター（Ⅰ型）

基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化を図るための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。現在、医療法人友愛会及び社会福祉法人ウイキャン・サポートに委託して実施している。

#### イ 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施するもので、現在、障害福祉センターにおいて社会福祉法人長崎市社会福祉事業団に委託して実施している。

#### ウ 地域活動支援センター（Ⅲ型）

創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を実施するもので、従前の小規模作業所や地域活動所が同センターへ移行して実施している。

### (2) 住宅入居等支援（居住サポート）事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、支援が必要な障害者について、入居等相談支援を行うもので、現在、医療法人友愛会及び社会福祉法人ウイキャン・サポートに委託して実施している。

### (3) 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、連絡調整を行うもので、現在、指定相談支援事業所のうち、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団、医療法人友愛会、社会福祉法人ウイキャン・サポート、社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会及び社会福祉法人ゆうわ会に委託して実施している。

### (4) 移動支援事業

社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。

### (5) 日常生活用具給付事業

在宅の重度障害児・者に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。

### (6) 日中一時支援事業（日帰り短期入所型、タイムケア型）

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者に活動の場を提供し、見守り、社会的に適応するための日常的な訓練等を行う。

### (7) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障害者に対し、訪問により居宅での入浴サービスを提供する。

### (8) 成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が一部又は全額を本人に代わり負担する。また、市長申立以外の者の成年後見人等に就任した専門職後見人において、家裁審判額の決定額によっては、後見人活動に支障が生じる場合があるため、その活動に対する費用を助成する。

### (9) ピアサポーター養成事業

自らの当事者性を活かしながら他の精神障害者を支援するピアサポーターを養成し、その社会参加を促進する。

(10) 手話通訳者養成事業

聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行い、手話通訳者として養成する。

(11) 手話通訳者派遣事業

聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。

(12) 要約筆記者養成事業

聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等の指導を行い、要約筆記者として養成する。

(13) 要約筆記者派遣事業

聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。

(14) 盲ろう者向け通訳・介助員養成費（県との共同事業）

盲ろう者のコミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を養成する。

(15) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣費（県との共同事業）

盲ろう者のコミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を派遣する。

(16) 自動車改造助成事業

重度の身体障害者が就労等のため自ら所有する自動車を改造する際に要する経費を助成する。（昭和51年度から実施）

(17) 自動車運転免許取得助成事業

身体障害者が就職等のため運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成する。

(18) 点字・声の広報等発行事業

点訳・音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体の広報、水道使用料、介護保険料などを定期的に障害者に提供する。

(19) 高額地域生活支援事業

地域生活支援事業と障害福祉サービス等及び障害児通所給付費の併給を受けている場合、その利用料を合算し、合算した額が障害福祉サービス等の月額上限額を超える場合、その超える地域生活支援事業の額を支給する。

(20) 基幹相談支援センター事業

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置した基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所、計画相談・障害児相談支援事業所等と連携して困難事例対応や各事業所相談員に対する専門的指導・助言、人材育成の支援等の業務を総合的に行うもので、現在、社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会に委託して実施している。

## 5 障害者の手当等給付

(1) 更生医療給付事業

身体障害者が手術等により障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、進行を防ぐ医療について、その費用を給付する。

(2) 心身障害者福祉医療費支給事業

重・中度心身障害者が健康保険により診療を受けた場合に、病院等へ支払った負担金の一部を支給する。

ア 身体障害者手帳（１・２級）及び療育手帳（Ａ１・Ａ２）所持者は、医療取扱機関ごとに、一部負担金の額から１日につき８００円（１ヶ月につき、１,６００円を限度）を差し引いた額（薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額）を支給する。

イ 身体障害者手帳（３級）及び療育手帳（Ｂ１）所持者は、アの２分の１を支給する。

ウ 精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者は外来のみ対象

(3) 重度障害者福祉手当給付事業

在宅の２０歳以上の重度障害者で、障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しない者のうち、日常生活において常時介護を要する者に支給する。

(4) 特別障害者手当給付事業

在宅２０歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する者に支給する。（ただし、３ヶ月以上入院している者は除く。）

(5) 障害児福祉手当給付事業

在宅の２０歳未満の重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする者に支給する。

## 6 障害者の社会参加促進

(1) 重度障害者福祉タクシー利用助成事業

在宅の重度身体障害者で車椅子利用者、視覚障害者（１級）及び重度知的障害者にタクシー利用券等を交付する。（昭和５３年５月から実施。なお、重度知的障害者については昭和５４年４月、重度視覚障害者については昭和６１年１０月から実施。）

・対象者 本市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者手帳（１～２級）の交付を受け、かつ車椅子を常時利用している者

イ １級の視覚障害者で所得税非課税世帯に属し、かつ視覚障害１級の夫婦のみの世帯、視覚障害１級の単身世帯、又はこれらに準ずる世帯

ウ 療育手帳Ａ１、Ａ２の交付を受けている者

・助成内容 重度障害者福祉タクシー利用券（１枚５００円）４８枚を年１回交付する。車椅子利用者は、リフトと寝台付きタクシーのときは１,３７０円券として利用できる。

・利用枚数

| 区分<br>年度 | 車椅子利用者  | 視覚障害者   | 知的障害者   | 計        |
|----------|---------|---------|---------|----------|
| R5       | 7,288 枚 | 2,077 枚 | 2,620 枚 | 11,985 枚 |

(2) 交通費助成事業

障害児・者等の社会参加を促進するため、ＩＣカードによるバス、電車の助成又は利用券の交付によるタクシー、船舶、ガソリンの助成を年間５,０００円相当額まで行う。

・対象者 ア 身体障害者手帳１級～３級所持者

イ 身体障害者手帳 4 級～6 級所持者……70 歳以上

ウ 療育手帳所持者

エ 精神障害者保健福祉手帳所持者

(3) 障害児通学支援費（市単独）

特別支援学校小学部及び中学部等に通学する児童・生徒のうち、付添人がいなければ通学ができないにもかかわらず、付添人の体調不良等の理由により送迎ができず、本人の理由によらず児童・生徒が欠席せざるを得ない場合において、福祉タクシー等を利用して通学した際の利用料金を助成する。

・助成内容 対象児童・生徒が、福祉タクシー等を利用して通学した際に乗車した区間における運賃を助成し、年 11 回（登校又は下校の片道を 1 回とする）を上限とする。

(4) 移送支援サービス事業（市単独）

斜面地等に居住する障害者で、1 人で歩行が困難な者に対し、斜面地等移送支援事業者を派遣し、福祉施設の利用や通院などの外出の支援を行う。

(5) 運賃割引制度

身体障害者手帳又は療育手帳の提示により、県内バス、J R、船、電車、航空機及びタクシーの割引が受けられ、また、精神障害者保健福祉手帳の提示により、県内バス、電車、タクシー及び一部の船の割引が受けられる。

(6) シンボルマークの配布

聴覚障害者が病院、銀行、郵便局及び市役所等の窓口で順番を待つ場合、呼び出しが聞こえないのを解消するため、市から配布されたシンボルマークを預金通帳等に貼付し、関係機関に提出することによって、順番がきたとき等その旨の連絡を受けるため使用するもの。

また、耳マークを窓口に設置し、聴覚障害者の対応の円滑化を図る。

(7) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、難病の方、発達障害の方、身体障害の方、精神障害の方、知的障害の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方で、周囲の方の配慮を必要としている方や、外見から配慮を必要としていることが分かる方のうちマークの利用を希望する方に配布する。

(8) 市内施設入館料等の減免

入館の際に受付で手帳を提示する。

グラバー園、原爆資料館、シーボルト記念館、長崎市民総合プール、長崎東公園コミュニティプール、野口彌太郎記念美術館、古写真資料館・埋蔵資料館、歴史民俗資料館、出島、旧香港上海銀行長崎支店記念館、長崎ペンギン水族館、長崎ローブウェイ、長崎歴史文化博物館、市営駐車場等、遠藤周作文学館、須加五々道美術館

## 7 発達障害児・者の支援（発達障害啓発事業）

発達障害児・者の支援のため、関係機関と連携し、発達障害に対する課題等を把握するとともに、講演会開催やパンフレット配布など発達障害に対する啓発活動を実施し、市民への理解の促進を図る。



## 8 市民等への手話への理解促進及び普及（手話普及啓発費）

ろう者が支障なく日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市内中学校での手話講座などを実施し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境の整備に取り組む。

平成 31 年 3 月に「長崎市手話言語条例」を制定した。

## 9 その他の施策

### (1) 障害者アート啓発事業

市民が障害者のアート作品に触れる機会を作り、障害者への理解を促進すると同時に、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を推進する。

### (2) 授産製品販売促進事業

障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と、授産製品の売上向上、工賃アップを図る。

チャレンジド・ショップはあと屋に委託して実施している。

### (3) 障害者テレワークロボット就労促進事業

障害の特性により通所や通勤が困難な障害者が自宅等の遠隔地から分身ロボットを操作し、主に市庁舎 2 階（子育て関連フロア、障害福祉課）において、案内等の業務を行う。また、市庁舎内の 1 階又は 2 階のスペースで、福祉の店「はあと屋」の販売を行う際の商品説明や接客等の業務を行う。

## 10 長崎市障害福祉センター

長崎市障害福祉センターは、長崎市が市制 100 周年記念事業の一環として建設した「もりまちハートセンター」の中に、在宅障害福祉の拠点的な施設として設けたもので、在宅の障害者等の福祉の増進を図ることを目的として、平成 4 年 4 月 1 日からサービスを開始した。

この障害福祉センターでは、相談・療育・指導・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野で、専門性（医学的なものを含む。）を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供するほか、障害者の就労に関する相談支援を行うことにより在宅の心身障害児・者の方々の自立の機会を図り、生きがいを高めることを目指して運営にあたっている。

また、地域住民や市民との交流・ふれあいの場を提供することにより、社会福祉の増進を図ることもその目的の一つである。

なお、運営については、平成 3 年 11 月 1 日に長崎市が設立した「社会福祉法人長崎市社会福祉事業団」が、指定管理者として指定を受けて行っている。

(1) 所在地 長崎市茂里町 2 番 41 号

(2) 建物

|       |                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------|
| ・構造   | 鉄骨鉄筋コンクリート造                                                      |
| ・規模   | 地下 1 階・地上 8 階建の「もりまちハートセンター」のうち、地下 1 階から 5 階まで及び 8 階の一部          |
| ・延床面積 | 「もりまちハートセンター」15,606.96m <sup>2</sup> のうち、12,391.41m <sup>2</sup> |
| ・敷地面積 | 7,000m <sup>2</sup>                                              |
| ・建築面積 | 2,601m <sup>2</sup>                                              |

- (3) 建設工事
- ・着工 平成元年 11 月 1 日
  - ・竣工 平成 3 年 10 月末日
  - ・工事費等 約 40 億 8 千万円（障害福祉センター分）
  - ・用地購入 約 11 億円（障害福祉センター分）
- (4) 主な事業
- ・児童発達支援センター
  - ・身体障害者福祉センター事業（A型）
  - ・地域活動支援センター事業（Ⅱ型）
  - ・自立訓練（機能訓練）事業
  - ・相談支援事業
  - ・障害者就労支援相談所運営事業
  - ・診療所事業
  - ・障害児等療育支援事業

# 高 齢 者 福 祉

高齢者人口及び高齢化率は、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して上昇し続けており、平成 25 年には国民の約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という本格的な高齢社会を迎えている。

このような中、介護を社会全体で支える仕組みである介護保険制度が平成 12 年 4 月から施行され、平成 18 年度には大幅な改正が行われた。

長崎市では、高齢者が住みなれた地域社会で、いつまでも安心して生きがいを持って暮らしていけるよう「地域支援事業」をはじめとした各種の事業を実施している。

なお、市内における 65 歳以上の人口は令和 6 年 3 月末現在で 135,540 人（男 56,136 人、女 79,404 人）であり、うち援護を要する一人暮らし高齢者は民生委員の友愛訪問の実績によれば 4,528 人（男 819 人、女 3,709 人）となっている。

## 1 生活支援対策

### (1) 友愛訪問

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を民生委員が訪問し、日常生活の相談に乗り、助言を行う。

### (2) 訪問理美容サービス事業

在宅の高齢者のうち、身体状況及び地域・交通事情等により、理容店や美容院に出向くことが困難である者に対し、出張による訪問理美容サービスを提供する。

ア 利用料 理美容代金のみ自己負担（理美容院により料金は異なる）

### (3) 日常生活用具給付事業

一人暮らしの高齢者等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な者に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付する。

ア 利用料 無料（市民税非課税世帯が対象）

### (4) 高齢者安心火災警報器給付事業

一人暮らしの高齢者等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な者に対し、火災警報器（無線式連動型に限る）及び屋外警報ブザーを給付する。

ア 利用料 無料（市民税非課税世帯が対象）

### (5) ふれあい訪問収集事業

斜面地、路地奥及びエレベーターが設置されていない中高層住宅等に居住する事業対象者、要支援又は要介護認定を受けた一人暮らし高齢者等で、ごみ出しが困難な者に、戸別収集を実施するとともに安否確認を行う。

ア 利用料 無料

### (6) 移送支援サービス（事業対象者の方。ただし運動器機能低下該当者に限る。）

斜面地等に居住する外出が困難な高齢者の通院又は日常的な社会参加を支援する目的で、自宅から自力で移動可能な場所までの移送支援を行う。

ア 利用料 1 回 100 円（片道で所要時間が 30 分未満を 1 回とする。）

(7) 避難行動要支援者支援事業

避難行動要支援者の新規把握、名簿の更新及び関係機関への情報提供を行い、地域における支援体制につなげる。

## 2 生きがい対策

(1) 老人クラブの育成事業

ア 老人クラブの結成及び助成状況（令和 5 年度）

○実 施 主 体 長崎市老人クラブ連合会

○ク ラ ブ 対 象 おおむね 60 歳以上で 1 クラブ 15 人以上

○ク ラ ブ 設 置 数 244 クラブ（令和 5 年度）

○会 員 数 11,570 人（令和 5 年度）

○助 成 金 基本助成金

市老人クラブ連合会加入クラブは、会員数に応じて助成。

ただし、最低保障額 60,000 円

市老人クラブ連合会未加入クラブは年額 46,560 円

結成準備金 50,000 円（新規結成時 1 回限り）

年間助成額（令和 5 年度）……15,122,912 円

イ 市老人クラブ連合会への補助状況（老人社会奉仕団活動に対する補助を含む）

年間補助額（令和 5 年度）……14,541,210 円

(2) 高齢者交通費助成事業（市単独）

ア 対 象 者 交付年度中に満 70 歳以上の誕生日を迎える者（障害者を除く）

イ 助成の内容 助成対象者の申請により、バス、電車等の利用による I C カードへの助成（利用実績に応じたポイント還元：年 5,000 円）又は利用券（①～⑤うち、いずれか 1 つ）を配布。

① タクシー利用券 （200 円券×25 枚）1 冊

② 船舶利用券（伊王島用）（500 円券×10 枚）1 冊

③ 船舶利用券（高島用）（800 円券×7 枚）1 冊

④ 船舶利用券（池島用）（370 円券×14 枚）1 冊

⑤ コミュニティバス利用券（100 円券×50 枚）1 冊

ウ 開始年月日 昭和 55 年 7 月 1 日

(3) 長寿祝金支給事業

ア 長寿祝金（市単独）

（ア） 支 給 内 容 本市に引き続き 1 年以上住所を有している者で、99 歳に達する者に 5 万円を支給。

（イ） 支 給 人 員 306 人（令和 5 年度）

（ウ） 支 払 方 法 誕生月の末日に支給（受給者口座へ振込み）

（エ） 施 行 平成 8 年 4 月 1 日

(4) 敬老行事（敬老の日を中心に昭和 38 年から実施）

- ア 老人ホーム等施設を市長及び市議会議長が訪問
- イ 最高齢者及び最高齢夫婦を市長及び市議会議長が訪問
- ウ シルバー作品展

(5) 高齢者就業機会確保事業

- ア 事業主体 公益社団法人長崎市シルバー人材センター（昭和 56 年 12 月 22 日設立）
- イ 事業内容 高齢者にふさわしい仕事を一般家庭・企業・官公庁等から請負又は委任により引き受け、それぞれに合った仕事を会員に提供し、会員自らが培った知識や経験を生かした仕事をする事で、高齢者の生きがいと福祉の増進を図る。
- ウ 事業実績 会員 635 人、受注件数 4,869 件、就業延人員 14,480 人  
受注契約額 303,974 千円（令和 5 年度）

(6) ふれあい入浴デー事業

- ア 事業内容 高齢者の健康の維持及び増進を図る目的で、毎月 25 日を「ふれあい入浴デー」とし、一般公衆浴場を満 70 歳以上の高齢者に無料で開放する。  
年齢を確認できるものを各浴場へ提示して入浴する。

### 3 施設福祉対策

(1) 養護老人ホーム入所措置事業

おおむね 65 歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を入所させる。

・入所対象者

次のア、イのいずれにも該当する場合に入所の措置を行う。

ア 環境上の理由

次の（ア）及び（イ）に該当していること

- （ア）健康状態 入院加療を要する病態でないこと。
- （イ）環境の状況 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

イ 経済理由

次のいずれかに該当していること

- （ア）生活保護世帯に属すること。
- （イ）当該高齢者の属する世帯の生計中心者が市民税の所得割を課せられていない者であること。
- （ウ）災害等のため当該高齢者の属する世帯又は生計中心者が、（ア）又は（イ）に相当する状態にあると認められること。

(2) 軽費老人ホーム事務費補助事業

60 歳以上（夫婦で入所する場合は一方が 60 歳以上であれば可）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活する事が困難な者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与するた

め、その事務に要する費用の一部を補助する。利用者は、直接、施設との契約によって入所する。

ア A型

食費などの生活費及び所得に応じた事務費を負担できる者が対象となる。

イ ケアハウス

食費などの生活費、管理費及び所得に応じた事務費を負担できる者が対象となる。また、介護が必要になった場合は、在宅福祉サービスも利用できる。

(3) 生活支援ハウス運営事業

60 歳以上の高齢者で、原則として一人暮らし又は夫婦のみの世帯に属し、家族による援助を受けることが困難であり、高齢のため独立して生活することに不安がある者で、次の要件のすべてに該当する者について、生活支援ハウスへの入所決定を行う。

ア 自立して生活を行うことができるものの、日常生活において何らかの支援が必要であること（介護保険制度で要介護と認定されている者を除く。）。

イ 入院加療が必要でないこと、また、感染性疾患を有しないこと。

ウ 認知症等による問題行動が認められないこと。

## (4) 老人ホームの設置状況

(R6. 4. 1)

| 施設の名称       | 開設年月                    | 施設の種類 | 経営別    | 定員<br>(人) | 建物延面積    | 所在地              |
|-------------|-------------------------|-------|--------|-----------|----------|------------------|
| 日見やすらぎ荘     | 昭和23年 4月                | 養 護   | 社会福祉法人 | 50        | 1,644.51 | 宿町 616           |
| こ と の う み   | 昭和29年 8月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,309.97 | 琴海村松町 583-1      |
| 恵 の 丘       | 昭和43年 4月                | 〃     | 〃      | 50        | 848.00   | 三ツ山町 139-2       |
| あ い ぎ 荘     | (昭和45年4月)<br>H27.4.12移転 | 〃     | 〃      | 50        | 2,237.25 | 布巻町 1490         |
| 聖 マ ル コ 園   | 昭和45年 4月                | 〃     | 〃      | 50        | 3,059.11 | 西出津町 2235-3      |
| な ご み 荘     | (昭和47年7月)<br>H25.6.1移転  | 〃     | 〃      | 50        | 2,614.48 | 香焼町 563-17       |
| な で し こ 荘   | (昭和36年7月)<br>H11.10.1移転 | 特別養護  | 〃      | 55        | 2,673.31 | 西山台 2 丁目 32-47   |
| 永 寿 園       | 昭和48年 3月                | 〃     | 〃      | 50        | 1,610.29 | 以下宿町 1912        |
| 椿 ケ 丘 荘     | 昭和48年 4月                | 〃     | 〃      | 70        | 4,517.19 | 神浦丸尾町 1553       |
| 女 の 都 山 荘   | 昭和48年 4月                | 〃     | 〃      | 50        | 1,031.55 | 女の都 1 丁目 1597    |
| 琴 の 浦 荘     | (昭和49年5月)<br>H25.4.1移転  | 〃     | 〃      | 50        | 3,645.13 | 琴海戸根町 743-47     |
| 長 崎 の 家     | 昭和55年 4月                | 〃     | 〃      | 65        | 1,586.00 | 小江原 1 丁目 36-18   |
| 古 賀 の 里     | 昭和59年 6月                | 〃     | 〃      | 80        | 1,787.80 | 古賀町 806-2        |
| 鶴 舞 苑       | 昭和59年10月                | 〃     | 〃      | 50        | 1,356.01 | 秋月町 389-1        |
| 三 重 の 里     | 昭和61年 5月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,965.66 | 檜山町 1470         |
| び わ の 園     | 平成元年 4月                 | 〃     | 〃      | 50        | 1,978.51 | 茂木町 2222         |
| 喜 楽 苑       | 平成 2年10月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,334.82 | 竿浦町 945          |
| プライエム横尾     | 平成 4年 7月                | 〃     | 〃      | 80        | 5,554.00 | 横尾 3 丁目 26-1     |
| サ ン ハ イ ツ   | 平成 5年 4月                | 〃     | 〃      | 90        | 5,100.56 | 油木町 65-14        |
| 三 和 荘       | 平成 8年 3月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,277.30 | 布巻町 792          |
| オ レ ン ジ の 丘 | 平成 8年12月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,578.32 | ダイヤモンド 3 丁目 31-8 |
| 恵 珠 苑       | 平成10年10月                | 〃     | 〃      | 80        | 5,086.13 | 田上 2 丁目 15-12    |
| か た ふ ち 村   | 平成11年 9月                | 〃     | 〃      | 80        | 4,716.01 | 片淵 3 丁目 500-2    |
| エルダーみずほ     | 平成12年 7月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,241.04 | 岩屋町 45-1         |
| い こ い の 園   | 平成12年 9月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,460.97 | 牧野町 2168-5       |
| 牧 島 荘       | 平成13年 2月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,222.54 | 牧島町 9-1          |
| 青 葉 苑       | 平成14年10月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,752.48 | 戸町 4 丁目 7-17     |
| ひ こ ば え     | 平成15年 7月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,754.06 | 早坂町 1180-7       |
| 鶴 舞 苑 II    | 平成15年11月                | 〃     | 〃      | 100       | 4,276.23 | 大谷町 418-1        |
| 望 星 荘       | 平成15年11月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,946.05 | 岩屋町 745-4        |
| 橘 の 丘       | 平成17年 2月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,940.87 | 春日町 284-2        |
| こ え ば る     | 平成17年10月                | 〃     | 〃      | 50        | 2,817.37 | 小江原 4 丁目 1-30    |
| プレジールの丘     | 平成19年 3月                | 〃     | 〃      | 50        | 3,943.62 | 立山 2 丁目 16-5     |
| も く れ ん     | 平成23年 4月                | 〃     | 〃      | 50        | 3,202.42 | 戸石町 1683         |

| 施設の名称         | 開設年月        | 施設の種類         | 経営別    | 定員<br>(人) | 建物延面積    | 所在地                 |
|---------------|-------------|---------------|--------|-----------|----------|---------------------|
| サンク・ド・滑石      | 平成23年 1月    | 地域密着型<br>特別養護 | 社会福祉法人 | 29        | 1,432.71 | 滑石 5 丁目 5-5         |
| 南 陽 の 丘       | 平成23年 2月    | 〃             | 〃      | 29        | 2,109.53 | 蚊焼町 649-3           |
| 寿 限 無         | 平成23年 2月    | 〃             | 〃      | 29        | 2,329.43 | 琴海村松町 704-3         |
| な の 花         | 平成23年 3月    | 〃             | 〃      | 29        | 2,271.99 | さくらの里 2 丁目<br>27-22 |
| 喜 楽 苑 こ も れ 陽 | 平成23年 3月    | 〃             | 〃      | 20        | 1,034.65 | 竿浦町 923-1           |
| み え 愛 の 郷     | 平成23年 4月    | 〃             | 〃      | 29        | 2,107.50 | 三京町 811-16          |
| モン・サン・ノールながさき | 平成23年 4月    | 〃             | 〃      | 29        | 1,779.45 | 豊洋台 1 丁目 3-11       |
| 日 見 あ け ぼ の 荘 | 平成23年 5月    | 〃             | 〃      | 29        | 3,775.6  | 宿町 616-1            |
| こ く ら 庵       | 平成23年 7月    | 〃             | 〃      | 29        | 1,587.81 | 興善町 5-1             |
| ア ス カ         | 平成23年 9月    | 〃             | 〃      | 20        | 1,409.94 | みなと坂 1 丁目 5-1       |
| サンハイツ青山中央     | 平成23年10月    | 〃             | 〃      | 29        | 1,259.55 | 青山町 14-1            |
| 山 の 木         | 平成24年 2月    | 〃             | 〃      | 29        | 1,780.30 | 横尾 5 丁目 9-18        |
| み ぎ わ ほ ー む   | 平成24年 4月    | 〃             | 〃      | 18        | 1,253.38 | 片淵 1 丁目 13-27       |
| 三 重 の 里       | 平成26年4月     | 〃             | 〃      | 20        | 2,965.66 | 檜山町 1470            |
| 光 る 海         | 平成27年9月     | 〃             | 〃      | 29        | 4,006.09 | 野母町 2283-7          |
| 緑 風           | 平成29年4月     | 〃             | 〃      | 29        | 2,301.35 | 風頭町 1-27            |
| め ざ め         | 平成29年11月    | 〃             | 〃      | 29        | 3,709.21 | 目覚町 7-2             |
| サンハイツ城栄       | 令和 6年 3月    | 〃             | 〃      | 29        | 2,306.07 | 富士見町 23-13          |
| 琴 の 浦 荘       | 令和 6年 3月    | 〃             | 〃      | 20        | 824.28   | 琴海戸根町 743-47        |
| よ つ ば         | 令和 6年 4月    | 〃             | 〃      | 21        | 3,462.37 | 滑石 5 丁目 9-38        |
| と き わ 荘       | 昭和49年 6月    | 軽費(A型)        | 〃      | 50        | 1,629.85 | 三ツ山町 138            |
| 老 友 荘         | 昭和 51 年 9 月 | 〃             | 〃      | 50        | 1,774.45 | 女の都 1 丁目 1592       |
| 日 見 微 笑 園     | 昭和56年11月    | 〃             | 〃      | 50        | 1,874.00 | 網場町 492-15          |
| ケアハウス横尾       | 平成 6年 4月    | 軽費(ケアハウス)     | 〃      | 50        | 2,876.60 | 横尾 3 丁目 26-2        |
| ケアハウス大浜       | 平成 8年 7月    | 〃             | 〃      | 50        | 2,729.92 | 大浜町 934-1           |
| ケアハウスリエゾン長崎   | 平成 8年 9月    | 〃             | 〃      | 50        | 3,466.57 | 江川町 100-1           |
| ケアハウスさくらの里    | 平成10年 4月    | 〃             | 〃      | 50        | 3,090.97 | 三京町 1532            |
| ケアハウスひこばえの苑   | 平成10年 8月    | 〃             | 〃      | 50        | 3,118.11 | 早坂町 1180-4          |
| ケアハウスかおり      | 平成10年11月    | 〃             | 〃      | 50        | 5,138.37 | 三京町 811-33          |
| ケアハウスみずほ      | 平成10年11月    | 〃             | 〃      | 50        | 3,359.25 | 岩屋町 45-1            |
| ケアハウス城山台ソール   | 平成10年12月    | 〃             | 〃      | 50        | 4,090.00 | 立岩町 34-16           |
| ケアハウスサンハイツ    | 平成14年12月    | 〃             | 〃      | 19        | 960.40   | 油木町 65-14           |
| ケアハウス稲佐の森     | 平成15年11月    | 〃             | 〃      | 50        | 2,775.76 | 大谷町 418-1           |
| ケアハウスびわの園     | 平成17年 4月    | 〃             | 〃      | 50        | 2,936.77 | 茂木町 51-1            |



| 施設の名称 | 開設年月     | 施設の種類 | 経営別    | 定員<br>(人) | 建物延面積  | 所在地           |
|-------|----------|-------|--------|-----------|--------|---------------|
| 椿ヶ丘   | 平成14年 1月 | 生活支援  | 社会福祉法人 | 12        | 490.54 | 神浦丸尾町 1553    |
| 恵珠苑   | 平成16年12月 | 〃     | 〃      | 20        | 942.46 | 田上 2 丁目 15－12 |
| 三重の里  | 平成17年10月 | 〃     | 〃      | 10        | 690.80 | 檜山町 1470      |

(5) ゲートボール場の設置

ゲートボール場を、東望荘及び舞の浜荘に設置している。

(6) 老人福祉センター及び老人憩の家の設置

| 区分       | 名 称               | 開設<br>年月  | 建設費<br>(千円) | 構 造                     | 建物面積<br>(㎡)      | 敷地面積<br>(㎡) | 利用<br>定員<br>(人) | (R5 年度)<br>一日平均<br>利用(人) |
|----------|-------------------|-----------|-------------|-------------------------|------------------|-------------|-----------------|--------------------------|
| 老人福祉センター | あじさい荘<br>(上銭座町)   | S<br>44.4 | 48,860      | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 862.03           | 2,152.02    | 200             | 50                       |
|          | わかな荘<br>(茂木町)     | S<br>53.4 | 74,950      | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 474.46           | 829.49      | 120             | 28                       |
|          | すみれ荘<br>(中園町)     | S<br>56.7 | 127,270     | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 915.22           | 3,673.13    | 160             | 97                       |
|          | しらゆり荘<br>(鶴見台1丁目) | S<br>57.4 | 100,750     | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 509.95           | 787.15      | 120             | 38                       |
| 老人憩の家    | ひまわり荘<br>(丸尾町)    | S<br>47.5 | 48,530      | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 619.45           | 898.45      | 120             | 32                       |
|          | つばき荘<br>(浪の平町)    | S<br>48.5 | 29,530      | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 468.38           | 1,539.00    | 120             | 33                       |
|          | 東望荘<br>(田中町)      | S<br>49.4 | 47,834      | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 458.76           | 4,102.68    | 120             | 33                       |
|          | さくら荘<br>(立山1丁目)   | S<br>49.5 | 48,910      | 鉄筋コンクリート造<br>3階建        | 508.00           | 585.35      | 120             | 15                       |
|          | つつじ荘<br>(白鳥町)     | S<br>56.4 | 40,670      | 鉄骨造 2階建                 | 231.00           | 3,670.60    | 60              | 21                       |
|          | 舞の浜荘<br>(三京町)     | S<br>59.4 | 57,700      | 鉄骨造 2階建                 | 309.70           | 4,965.25    | 90              | 19                       |
|          | 舞岳荘 ※ 2<br>(手熊町)  | H<br>5.4  | 61,800      | 鉄骨造 2階建                 | 226.20           | 1,218.02    | 60              | 8                        |
|          | 式見荘<br>(式見町)      | H<br>6.1  | 112,290     | 鉄骨造 2階建                 | 364.58           | 831.14      | 90              | 26                       |
|          | 香焼ひまわり<br>(香焼町)   | H<br>9.4  | 763,567     | 鉄筋コンクリート造<br>2階建 (1階部分) | 961.40<br>(1階部分) | 2408.07     | 200             | 41                       |
|          | 池島荘 ※ 2<br>(池島町)  | S<br>49.7 | 38,423      | ブロック造 (一部<br>鉄骨造) 平家建   | 279.20           | 724.24      | 60              | 4                        |

※1 利用料金はすべて無料。

※2 老人憩の家舞岳荘及び老人憩の家池島荘は、令和 7 年 3 月 31 日用途廃止予定。

# 後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75 歳以上の方及び政令で定める障害に該当する 65 歳以上の方を対象とする医療保険事業として平成 20 年度に創設された。

都道府県単位で設立された後期高齢者医療広域連合が、保険料の決定及び医療費の支給など保険者として運営にあたる一方、市町村は、被保険者の資格取得・喪失に伴う異動届出受付、医療給付申請書等の受付事務及び保険料の徴収業務などを行っている。

## 1 制度の概要

### (1) 保険者

長崎県後期高齢者医療広域連合（長崎県内の自治体により構成する特別地方公共団体）

### (2) 対象者（被保険者）

75 歳以上の方及び 65 歳以上で一定の障害があり認定を受けた方

| 年 度     | 後期高齢者医療被保険者数 |       |          |
|---------|--------------|-------|----------|
|         | 75 歳以上       | 障害認定者 | 合計       |
| 令和 5 年度 | 70,173 人     | 262 人 | 70,435 人 |

### (3) 保険料の状況

#### ア 保険料（令和 6 年度）

均等割額と所得割額の合計額（以下の料率は県内均一）

- ・均等割額 被保険者 1 人あたり 52,400 円
- ・所得割額  $(\text{総所得金額} - 43 \text{ 万円 (基礎控除)}) \times 10.31\%$  ※緩和措置に該当する場合 9.52%
- ・保険料限度額 80 万円 ※緩和措置に該当する場合 73 万円

#### イ 収納状況（令和 5 年度）

現年分 99.61% 滞納繰越分 54.28%

### (4) 保険料の軽減制度

#### ア 世帯の所得が少ない方に対する均等割額の軽減

| 同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計                                                 | 軽減割合 |
|-----------------------------------------------------------------------------|------|
| 43 万円<br>+10 万円 $\times$ (給与所得者等の数※ - 1) 以下の場合                              | 7 割  |
| 43 万円 + (29 万 5 千円 $\times$ 被保険者数)<br>+10 万円 $\times$ (給与所得者等の数※ - 1) 以下の場合 | 5 割  |
| 43 万円 + (54 万 5 千円 $\times$ 被保険者数)<br>+10 万円 $\times$ (給与所得者等の数※ - 1) 以下の場合 | 2 割  |

※給与所得又は公的年金等所得がある方

#### イ 社会保険の被扶養者であった方に対する軽減

これまで社会保険の被扶養者だった方は、所得割額の負担はなく、被保険者になってから 2 年間均等割額の 5 割を軽減する。

(5) 自己負担（医療機関の窓口で支払う額）

|            |                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 一般の方       | 1 割、ただし、低所得の方については減額認定申請による軽減あり。                                          |
| 一定以上所得のある方 | 2 割（現役並み所得のある方を除く）                                                        |
| 現役並み所得のある方 | 3 割、ただし、一定の収入未満であれば 1 割又は 2 割となる基準収入制度あり。また、一定の所得未満の方については限度額認定申請による軽減あり。 |

(6) 受けられる給付

ア 高額療養費の支給

1 か月に支払った医療費の自己負担額が高額になり一定の限度額を超えた場合は、超えた額が被保険者に支給される。

イ 高額医療・高額介護合算療養費の支給

世帯内で後期高齢者医療と介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったとき、両方の年間の自己負担額を合計して一定限度を超えた場合は、超えた額が被保険者に支給される。

ウ 特定疾病療養受療証の交付

高度な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣指定の特定疾病（人工透析を必要とする慢性腎不全ほか 2 疾病）の場合、申請に基づく特定疾病療養受療証を医療機関窓口に掲示することにより、ひと月の自己負担額が 10,000 円までとなる。

エ 療養費の支給

医師が必要と認めたコルセット等の補装具代を全額支払ったとき、やむを得ない事情があり被保険者証を提示せず病院窓口で医療費を全額支払ったときなどは自己負担分を除いた額が被保険者に支給される。

オ 訪問看護療養費

在宅診療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したときに被保険者に支給される。（現物給付）

カ 健康診査

被保険者は年度内に 1 回、無料で健康診査を受けることができる。

キ はり、きゅう施術費の一部助成

1 日 1 回 700 円、月 5 回まで被保険者に助成される。

ク 葬祭費の支給

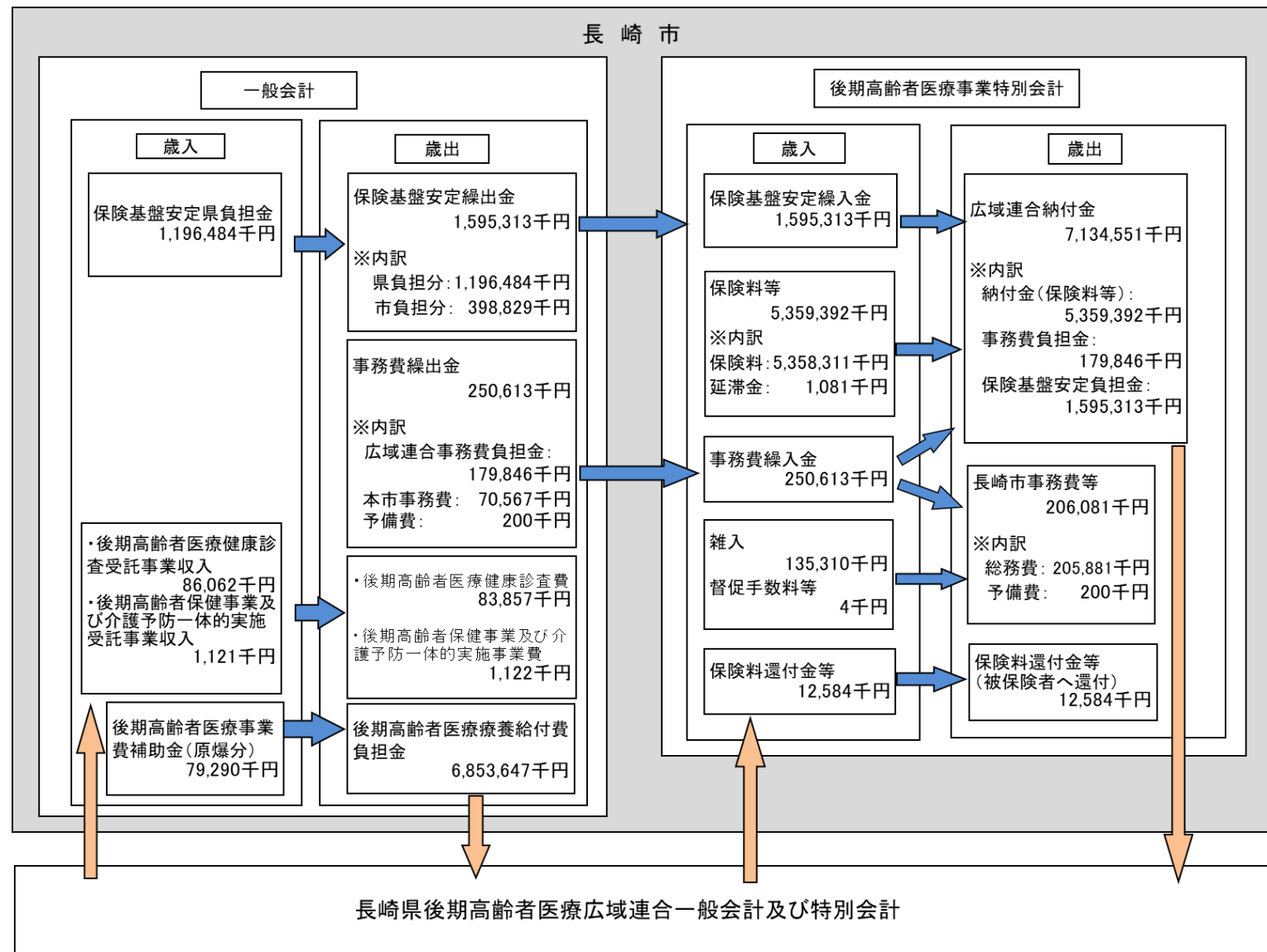
被保険者が死亡されたとき、葬祭を行った方へ 2 万円支給される。

ケ 健康支援（口腔ケア）

被保険者は年度内に 2 回まで、お口の健康指導を無料で受けることができる。

## 2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ

(令和6年度予算)



# 国民健康保険

長崎市の国民健康保険事業は、昭和 33 年 10 月 1 日の発足から今日まで、地域医療保険として市民の医療の確保及び健康の保持・増進に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年は 1 人当たり医療費の増嵩、急速な高齢化の進展等に伴う財政基盤の弱化による慢性的な財政難に陥っており、「老人保健制度」の創設（昭和 58 年）、「退職者医療制度」の創設（昭和 59 年）、「保険基盤安定制度」の実施（昭和 63 年）、「国保財政安定化支援事業」の実施（平成 4 年）、「保険者支援制度」の創設（平成 15 年）などの措置がとられたが、事業運営はますます厳しいものとなっている。

このような中、平成 30 年 4 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととなり、制度安定化のための安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、財政運営の責任主体となった。これにより、市町村は、都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金に見合った保険料（税）を設定・徴収して都道府県に納付し、保険給付に必要な費用については、その全額を保険給付費等交付金として受け取る仕組みへと変わった。

## 1 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計当初予算の概要

| 歳 入      |            |       |          | 歳 出          |            |       |          |
|----------|------------|-------|----------|--------------|------------|-------|----------|
| 区 分      | 金 額        | 構成比   | 対前年度増減率  | 区 分          | 金 額        | 構成比   | 対前年度増減率  |
|          | 千円         | %     | %        |              | 千円         | %     | %        |
| 合 計      | 54,712,314 | 100.0 | 2.4      | 合 計          | 54,712,314 | 100.0 | 2.4      |
| 国民健康保険税  | 7,838,691  | 14.3  | △5.9     | 総 務 費        | 352,020    | 0.6   | 27.4     |
| 使用料及び手数料 | 8          | 0.0   | △99.8    | 保 険 給 付 費    | 41,777,352 | 76.4  | 4.1      |
| 国庫支出金    | 28,946     | 0.1   | 2,602.7  | 国民健康保険事業費納付金 | 12,032,968 | 22.0  | △4.1     |
| 県支出金     | 42,560,678 | 77.8  | 4.4      | 保 健 事 業 費    | 435,351    | 0.8   | 20.0     |
| 財産収入     | 310        | 0.0   | 30,900.0 | 基 金 積 立 金    | 310        | 0.0   | 30,900.0 |
| 繰入金      | 4,165,109  | 7.6   | △1.7     | 諸 支 出 金      | 104,313    | 0.2   | 4.2      |
| 繰越金      | 1          | 0.0   | 0.0      | 予 備 費        | 10,000     | 0.0   | 0.0      |
| 諸収入      | 118,571    | 0.2   | 14.0     |              |            |       |          |

※ 令和 5 年度決算見込額 歳入 53,454,803 千円 歳出 53,330,219 千円 差引 124,584 千円

## 2 加入状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

| 区 分     | 世 帯 数      | 人 数       |
|---------|------------|-----------|
| 全 市     | 205,061 世帯 | 393,052 人 |
| うち国保加入数 | 56,809 世帯  | 81,382 人  |
| 加入率     | 27.7 %     | 20.7 %    |

### 3 保険税の状況

(1) 賦課割合と税率等（令和6年度）

| 区 分               | 賦 課 割 合（％） |       |       | 税 率 等    |         |         |
|-------------------|------------|-------|-------|----------|---------|---------|
|                   | 医療分        | 支援金分  | 介護分   | 医療分      | 支援金分    | 介護分     |
| 所 得 割             | 50.77      | 51.26 | 50.58 | 9.3％     | 3.3％    | 2.7％    |
| 均 等 割<br>（1人当たり）  | 33.32      | 33.04 | 33.02 | 27,700 円 | 9,700 円 | 9,500 円 |
| 平 等 割<br>（1世帯当たり） | 15.91      | 15.70 | 16.40 | 19,800 円 | 6,900 円 | 5,400 円 |

※ 賦課割合は、本算定時

(2) 課税状況（令和6年度当初課税時）

| 区 分              | 1人当たり保険税 | 1世帯当たり保険税 |
|------------------|----------|-----------|
| 基 礎 課 税 分（医療分）   | 65,863 円 | 93,949 円  |
| 後期高齢者支援金分（支援金分）  | 23,287 円 | 33,218 円  |
| 介 護 納 付 金 分（介護分） | 22,519 円 | 25,720 円  |

(3) 課税限度額（令和6年度）

| 区 分              | 課 税 限 度 額 |
|------------------|-----------|
| 基 礎 課 税 分（医療分）   | 650,000 円 |
| 後期高齢者支援金分（支援金分）  | 240,000 円 |
| 介 護 納 付 金 分（介護分） | 170,000 円 |

(4) 収納状況（令和5年度）

現年課税分 93.64％      滞納繰越分 31.10％

### 4 保険給付の状況

(1) 給付割合（令和6年4月1日現在）

| 区 分                  | 給付割合 |
|----------------------|------|
| 義務教育就学前              | 8割   |
| 義務教育就学から70歳未満        | 7割   |
| 70歳以上75歳未満の現役並み所得者以外 | 8割   |
| 70歳以上75歳未満（現役並み所得者）  | 7割   |

## (2) 高額療養費支給制度

この制度はひと月ごと、保険適用分の医療費の負担額が、下表の額を超過した場合、その超過した分を保険者が負担するものである。

同じ月に 70 歳以上の人ではすべての負担、70 歳未満の人では各 21,000 円以上の負担が複数あった場合、その額を合算して下表の自己負担限度額を超えた分を支給する。

なお、70 歳以上の人と 70 歳未満の人が同一世帯の場合は、「ア 70 歳未満」の場合と同じ自己負担限度額を超えた分を支給する。

【医療費の自己負担限度額（月額）】※過去 12 か月間で高額療養費に該当する回数

ア 70 歳未満の場合

| 区分 | 所得要件                              | 自己負担限度額（月額）                                | 4 回目以降※   |
|----|-----------------------------------|--------------------------------------------|-----------|
| ア  | 住民税課税世帯（年間所得 901 万円を超える世帯）        | 252,600 円（医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算） | 140,100 円 |
| イ  | 住民税課税世帯（年間所得 600 万円超～901 万円以下の世帯） | 167,400 円（医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算） | 93,000 円  |
| ウ  | 住民税課税世帯（年間所得 210 万円超～600 万円以下の世帯） | 80,100 円（医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）  | 44,400 円  |
| エ  | 住民税課税世帯（年間所得 210 万円以下の世帯）         | 57,600 円                                   | 44,400 円  |
| オ  | 住民税非課税世帯                          | 35,400 円                                   | 24,600 円  |

イ 70 歳以上 75 歳未満の場合

| 区 分<br>(高齢受給者証負担割合)                                 | 外 来                                                            |                                 |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|                                                     | 外 来<br>(個人単位)                                                  | 外来+入院（世帯単位）                     |
| 現役並みⅢ（3割）<br>年収約 1,160 万円以上<br>課税所得 690 万円以上        | 252,600 円（医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算）（4 回目以降 140,100 円）※ |                                 |
| 現役並みⅡ（3割）<br>年収約 770 万円～約 1,160 万円<br>課税所得 380 万円以上 | 167,400 円（医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算）（4 回目以降 93,000 円）※  |                                 |
| 現役並みⅠ（3割）<br>年収約 370 万円～約 770 万円<br>課税所得 145 万円以上   | 80,100 円（医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算）（4 回目以降 44,400 円）※   |                                 |
| 一般（2割）<br>年収約 156 万円～約 370 万円<br>課税所得 145 万円未満      | 18,000 円<br>(年間上限 144,000 円)<br>8 月 1 日～翌年 7 月 31 日まで          | 57,600 円<br>(4 回目以降 44,400 円) ※ |
| Ⅱ（2割）住民税非課税世帯                                       | 8,000 円                                                        | 24,600 円                        |
| Ⅰ（2割）住民税非課税世帯であって、収入が一定以下                           | 8,000 円                                                        | 15,000 円                        |

(3) 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額となった世帯に介護保険受給者がいる場合、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算して下表の限度額を超えたときには、申請により超えた分を支給する。

基準日：7月31日（毎年8月1日～翌年7月31日）

【医療費及び介護費の自己負担限度額（月額）】

ア 70歳未満の場合

【単位：円】

| 区分  | ア         | イ         | ウ       | エ       | オ       |
|-----|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 限度額 | 2,120,000 | 1,410,000 | 670,000 | 600,000 | 340,000 |

イ 70歳以上75歳未満の場合

【単位：円】

| 区分  | 現役並み      |           |         | 一 般     | 低所得者<br>Ⅱ | 低所得者<br>Ⅰ |
|-----|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|
|     | Ⅲ         | Ⅱ         | Ⅰ       |         |           |           |
| 限度額 | 2,120,000 | 1,410,000 | 670,000 | 560,000 | 310,000   | 190,000   |

(4) その他の給付

ア 出産育児一時金

1件につき ※488,000円 改正年月日 令和5年4月1日（令和5年度実績：150件）

産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合は500,000円

※令和5年3月31日出産分までは、1件につき408,000円（420,000円）

※令和3年12月31日出産分までは、1件につき404,000円（420,000円）

イ 葬 祭 費

1件につき 20,000円 改正年月日 昭和54年12月1日（令和5年度実績：672件）

(5) 給付諸率（令和5年度） ※令和5年3月から令和6年2月診療分

|             |          |
|-------------|----------|
| 受診率         | 2142.0%  |
| 1件当たり費用額    | 25,206円  |
| 1人当たり費用額    | 539,956円 |
| 1人当たり保険者負担額 | 399,481円 |

## 5 保健事業の概要

(1) 特定健康診査・特定保健指導

糖尿病等の生活習慣病を予防するため、当該年度に40歳から74歳に達する被保険者に対して、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施する。

また、特定健康診査の結果、動機付け支援もしくは積極的支援に階層化された被保険者に対して特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を促す。

令和4年度実績

特定健康診査 実施者数：21,771人 実施率：34.2%

特定保健指導 実施者数： 632人 実施率：30.3%



(2) 人間ドック・脳ドック助成制度

被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に、当該年度に 30 歳から 74 歳に達する被保険者を対象として人間ドック・脳ドック受診費用の一部を補助する。1 人につき 17,000 円補助

令和 5 年度実績

・ 30 歳～39 歳 15 人    ・ 40 歳～74 歳 1,340 人    合計 1,355 人

(3) 歯科健診助成制度

被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に、当該年度に 2 歳から 6 歳（未就学児）及び 18 歳から 74 歳に達する被保険者を対象として歯科健診受診費用の一部を補助する。1 人につき 3,400 円補助

令和 5 年度実績

・ 未就学児 0 人    ・ 18 歳～74 歳 87 人    合計 87 人

(4) はり・きゅう施術費助成制度

被保険者が、はり・きゅうの施術を受けた場合、その施術料金の一部を補助する。

1 回につき 700 円補助（月 5 回まで）    改正年月日    平成 24 年 4 月 1 日

令和 5 年度実績

|     |   |       |        |        |     |   |       |        |        |
|-----|---|-------|--------|--------|-----|---|-------|--------|--------|
| 1 術 | { | 70歳以上 | 2,357件 | 7,848回 | 2 術 | { | 70歳以上 | 2,294件 | 6,760回 |
|     |   | その他   | 3,277件 | 9,730回 |     |   | その他   | 3,461件 | 9,518回 |

# 介 護 保 険

長崎市では、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となる 2025 年（令和 7 年）には高齢者人口はピークを迎えることが推測される。また、2035 年（令和 17 年）には、後期高齢者人口がピークとなることが見込まれており、さらに、生産年齢人口が減少していく中で、2040 年（令和 22 年）には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる。

この超高齢社会に対応していくためには、高齢・障害・子育て・生活困窮等の制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域の多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていく必要がある。

そのような状況も見据え、高齢者が住み慣れた地域でそれぞれの状態に応じ、自立した日常生活を送れるよう、地域の実情に合った医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「長崎版地域包括ケアシステム」を深化・推進し、長崎県医療計画とも整合性を図りつつ、介護保険制度の持続性を確保するため、令和 6 年度から令和 8 年度までを第 9 期の計画期間として「長崎市介護保険事業計画」を策定し、次の 8 点を基本方針として、事業の円滑な運営に努めていく。

## ① 長崎版地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現に向けて取り組む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、中核的な基盤であることから、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者を地域全体で支えるための各種取組みを推進する。

## ② 自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進

高齢者の心身機能の維持・改善、日常生活の活動の向上、社会参加の促進により高齢者自身の生きがいや自己実現の取組みを支援し、生活の質を向上させるにあたり、地域支援事業において、リハビリテーション専門職をはじめ幅広い支援関係者と連携した地域における個々の状態に応じた切れ目のない支援により自立支援・重度化防止に取り組む。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業においては、運動・栄養・口腔の複合的なプログラムによる機能改善と多様な形態の事業所の参画を進めるとともに、効果的・効率的な事業運用に向け関係機関と協議し取り組む。併せて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を図る。

## ③ 人生会議（ACP）の普及啓発

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、人生会議（ACP）について、「元気なうちから手帳」を活用して、高齢者だけでなく幅広い世代への普及啓発に取り組むとともに、医療と介護の専門職への周知にも取り組む。

## ④ 権利擁護の推進

高齢者虐待の防止、早期発見と対応、本人や養護者双方への支援ができるよう、相談窓口の周知や専門的知見を踏まえた適切な支援等を行う。

また、適切な成年後見制度の利用につながるよう、中核機関による相談支援及び後見人等の担い手の育成・活動支援を行う。

更に、高齢者が地域で尊厳をもってその人らしい安心した生活を継続することができるよう、地域連携ネットワーク構築を推進する。

⑤ 介護サービス基盤の計画的な整備

高齢者が、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスを中心に介護サービスの基盤整備を進める。また、中長期的な人口動態を考慮し、将来的に、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方を検討する。

⑥ 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

長崎県及び関係機関と連携し、介護人材の確保に向けた取組みを継続していくとともに、介護現場におけるＩＣＴ（情報通信技術）の活用による業務効率化及び文書削減による負担軽減を行い、生産性の向上を図る。

⑦ サービスの質の確保・向上

事業所・施設の安全対策、事業者の情報開示、ケアプランのチェック、介護サービス事業者の指導・監査を行うとともに、研修等を開催することで、サービスの質の確保及び向上を図る。

⑧ 災害・感染症に対する備え

介護事業所等に対し、各種計画策定等の支援を行い、平時から災害・感染症発生時に備えるとともに、災害・感染症発生時においても、介護事業所等がサービスを継続して提供できるよう、関係機関と連携した支援・応援体制を整備する。

## 1 令和6年度介護保険事業特別会計当初予算の概要

| 歳 入             |            |       | 歳 出           |            |       |
|-----------------|------------|-------|---------------|------------|-------|
| 区 分             | 金 額        | 構成比   | 区 分           | 金 額        | 構成比   |
|                 | 千円         | %     |               | 千円         | %     |
| 保 険 料           | 9,702,754  | 19.8  | 総 務 費         | 730,383    | 1.5   |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 175        | 0.0   | 保 険 給 付 費     | 45,696,161 | 93.3  |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 2          | 0.0   | 基 金 積 立 金     | 17,572     | 0.0   |
| 国 庫 支 出 金       | 12,293,001 | 25.1  | 地 域 支 援 事 業 費 | 2,377,366  | 4.9   |
| 支 払 基 金 交 付 金   | 12,836,514 | 26.2  | 諸 支 出 金       | 162,161    | 0.3   |
| 県 支 出 金         | 6,621,631  | 13.5  |               |            |       |
| 財 産 収 入         | 17,572     | 0.0   |               |            |       |
| 繰 入 金           | 7,358,246  | 15.1  |               |            |       |
| 繰 越 金           | 1          | 0.0   |               |            |       |
| 諸 収 入           | 153,747    | 0.3   |               |            |       |
| 合 計             | 48,983,643 | 100.0 | 合 計           | 48,983,643 | 100.0 |

## 2 要介護・要支援認定

平成11年10月に設置された「長崎市介護認定審査会」は、令和6年4月1日現在、保健、医療、福祉の学識経験者4人からなる31の合議体で構成され（委員定数150人以内）、各合議体で公正かつ客観的な審査・判定が実施されている。特に、認知症の症例のある事例の審査・判定については、専門委員（精神科医）が審査に参加している。

(1) 要介護・要支援認定者数（実数：令和6年3月末現在）

（単位：人）

| 要支援1  | 要支援2  | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  | 合 計    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 2,942 | 4,075 | 7,802 | 4,935 | 4,116 | 3,385 | 2,280 | 29,535 |

## 3 介護保険給付

介護保険の給付には、保険料・公費を財源として全国共通で行われる介護給付・予防給付と長崎市が独自に第1号被保険者の保険料を財源として実施する市町村特別給付の「移送支援サービス」（愛称「いこーで」）がある。

(1) 介護給付・予防給付（介護保険サービス）

ア 居宅サービス等の給付実績（令和5年度）

| 1 居宅介護・介護予防サービス   | 介護保険事業計画<br>の推計値 | 令和5年度<br>給付実績 |
|-------------------|------------------|---------------|
| 訪問介護              | 768,895回         | 687,001回      |
| 訪問入浴介護            | 8,993回           | 4,486回        |
| 訪問看護              | 213,517回         | 214,953回      |
| 訪問リハビリテーション       | 74,106回          | 64,424回       |
| 通所介護              | 630,371回         | 546,623回      |
| 通所リハビリテーション       | 438,136回         | 340,827回      |
| 介護予防通所リハビリテーション   | 18,204人          | 14,972人       |
| 福祉用具貸与            | 119,160人         | 123,281人      |
| 短期入所生活介護          | 413,239日         | 347,801日      |
| 短期入所療養介護          | 15,124日          | 17,520日       |
| 居宅療養管理指導          | 41,268人          | 58,919人       |
| 特定施設入居者生活介護       | 8,280人           | 7,073人        |
| 2 特定福祉用具販売        | 2,568人           | 2,390人        |
| 3 住宅改修            | 2,556人           | 2,267人        |
| 4 居宅介護・介護予防サービス計画 | 197,640人         | 197,942人      |
| 5 移送支援サービス        | 110,488回         | 103,051回      |
| 6 特定入所者介護サービス     | —                | 35,178件       |

イ 地域密着型・地域密着型介護予防サービスの給付実績（令和5年度）

|                          | 介護保険事業計画<br>の推計値 | 令和5年度給付実績 |
|--------------------------|------------------|-----------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護         | 3,708人           | 3,473人    |
| 夜間対応型訪問介護                | 48人              | 38人       |
| 認知症対応型通所介護               | 62,394回          | 52,451回   |
| 地域密着型通所介護                | 294,264回         | 276,871回  |
| 小規模多機能型居宅介護              | 10,512人          | 8,583人    |
| 認知症対応型共同生活介護             | 13,428人          | 12,855人   |
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護 | 5,460人           | 5,341人    |
| 看護小規模多機能型居宅介護            | 2,148人           | 1,750人    |

ウ 施設サービスの給付実績（令和5年度）

|           | 介護保険事業計画<br>の推計値 | 令和5年度給付実績 |
|-----------|------------------|-----------|
| 介護老人福祉施設  | 20,640人          | 18,937人   |
| 介護老人保健施設  | 16,488人          | 15,697人   |
| 介護療養型医療施設 | 708人             | 251人      |
| 介護医療院     | 420人             | 611人      |

(2) 市町村特別給付（移送支援サービス）

市町村特別給付の移送支援サービス（愛称「いこーで」）は要介護・要支援認定を受けた方が通院、買物等、日常生活で外出したり、通所サービス、短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護サービス等を利用する際に自宅から車道までの移動に介助が必要な場合に移送介護員（介護福祉士及び介護員養成研修修了者で市が主催する研修会を修了した者）が移送支援の介助を行うサービスである。利用者の負担額は30分未満を1回とし移送介護員1人につき、1回あたり100円で、30分を増すごとに100円が加算される。なお、利用回数は通所サービスや短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護複合型サービス等利用時は居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に定められた回数が利用でき、通院、買物等の際は1月24回が限度となる。

ア 移送サービス利用者登録人数（令和5年度末） 1,560人

イ 利用目的の登録状況（令和5年度末）

買い物・通院等 1,530件

通所サービス等 722件

(3) 高額介護サービス費

同じ月内に受けた介護保険サービス等の利用者負担額（1～3割）の合計（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯の合計額）が、利用者負担の上限額を超えた場合、その超えた分について高額介護サービス費等として支給される。

自己負担の限度額(月額)

| 区分                    |                                                         | 限度額                          |
|-----------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------|
| 年収約1,160万円以上の方        |                                                         | 14万100円(世帯)                  |
| 年収約770万円以上1,160万円未満の方 |                                                         | 9万3,000円(世帯)                 |
| 年収約383万円以上770万円未満の方   |                                                         | 4万4,400円(世帯)                 |
| 上記以外の市民税課税世帯の方        |                                                         | 4万4,400円(世帯)                 |
| 世帯全員が<br>市民税<br>非課税で  | 前年の合計所得金額と課税<br>年金収入額の合計が80万円<br>を超える方等                 | 2万4,600円(世帯)                 |
|                       | ・老齢福祉年金受給者の方<br>・前年の合計所得金額と課<br>税年金収入額の合計が80万<br>円以下の方等 | 2万4,600円(世帯)<br>1万5,000円(個人) |
| 生活保護の受給者の方等           |                                                         | 1万5,000円(個人)                 |

(4) 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の自己負担額が高額になったときは、両制度の限度額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担合計額が下記表の自己負担額を超えた場合に、超えた分について、高額医療・高額介護（介護予防）サービス費等として支給される制度。

＜合算対象期間 8月1日～翌年度7月31日＞

## 70 歳未満の方

| 区分              |                      | 限度額    |
|-----------------|----------------------|--------|
| 基準<br>総所得<br>額※ | 901 万円超              | 212 万円 |
|                 | 600 万円超～<br>901 万円以下 | 141 万円 |
|                 | 210 万円超～<br>600 万円以下 | 67 万円  |
|                 | 210 万円以下             | 60 万円  |
|                 | 市民税非課税世帯             | 34 万円  |

※後期高齢者医療制度の対象者も含む。

## 70 歳以上の方（※）

| 区分                                                               |                   | 限度額    |
|------------------------------------------------------------------|-------------------|--------|
| 現役並み所得者<br>(課税所得 145 万円以上の方)                                     |                   |        |
| 課<br>税<br>所<br>得                                                 | 690 万円以上          | 212 万円 |
|                                                                  | 380 万円以上 690 万円未満 | 141 万円 |
|                                                                  | 145 万円以上 380 万円未満 | 67 万円  |
| 一般（市民税課税世帯の方）                                                    |                   | 56 万円  |
| 低所得者（市民税非課税世帯の方）                                                 |                   | 31 万円  |
| 世帯の各収入から必要経費・控除を差し<br>引いたときに所得が 0 円になる方（年金<br>収入のみの場合 80 万円以下の方） |                   | 19 万円  |

## (5) 低所得者の利用料減額

介護保険施設に入所されている方の利用負担額や食費、居住費について低所得者に対する減額措置がある。

## ア 介護保険利用者負担額減額・特定負担限度額認定

特別養護老人ホームの利用者のうち、介護保険制度施行前の措置制度の時から入所している人（旧措置入所者）の利用者負担額及び食費・居住費の減額制度については、平成 21 年度末までの経過措置であったが、平成 22 年 3 月に延長法案が成立し、引き続き本制度の利用が可能となった。

## イ 負担限度額

所得の低い方が介護保険施設に入所したり、ショートステイを利用する場合に、所得に応じて食費・居住費が減額される制度。

居住費・食費の自己負担限度額（1 日あたり）

※令和 6 年 8 月からの金額

| 利用者<br>負担段階 | 所得の状況                                                    | 預貯金等の<br>資産の状況                 | 食費         |              | 居 住 費       |                 |                            |       |
|-------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------|------------|--------------|-------------|-----------------|----------------------------|-------|
|             |                                                          |                                | 施設<br>サービス | 短期入所<br>サービス | ユニット型<br>個室 | ユニット型<br>個室的多床室 | 従来型個室                      | 多床室   |
| 第 1 段階      | 市民税非課税世帯の老齢<br>福祉年金受給の方か、生<br>活保護受給の方                    | 単身：1,000 万円以下<br>夫婦：2,000 万円以下 | 300 円      | 300 円        | 880 円       | 550 円           | 特養等 380円<br>老健・医療院等 550円   | 0 円   |
| 第 2 段階      | 市民税非課税世帯であつ<br>て、前年の合計所得金額<br>等（※）が、80 万円以下<br>の方        | 単身：650 万円以下<br>夫婦：1,650 万円以下   | 390 円      | 600 円        | 880 円       | 550 円           | 特養等 480円<br>老健・医療院等 550円   | 430 円 |
| 第 3 段階①     | 市民税非課税世帯であつ<br>て、前年の合計所得金額<br>等（※）が、80 万円超 120<br>万円以下の方 | 単身：550 万円以下<br>夫婦：1,550 万円以下   | 650 円      | 1,000 円      | 1,370 円     | 1,370 円         | 特養等 880円<br>老健・医療院等 1,370円 | 430 円 |
| 第 3 段階②     | 市民税非課税世帯であつ<br>て、前年の合計所得金額<br>等（※）が、120 万円超の<br>方        | 単身：500 万円以下<br>夫婦：1,500 万円以下   | 1,360 円    | 1,300 円      | 1,370 円     | 1,370 円         | 特養等 880円<br>老健・医療院等 1,370円 | 430 円 |

※前年の合計所得金額等：前年の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計額

(6) 介護保険事業特別対策費（低所得者利用者負担軽減費）

ア 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する軽減措置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が 0 円となっていた者で次の①②のいずれかに該当する者については利用者負担 10%を 0%に減免する。

① 65 歳になる以前のおおむね 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者で、65 歳から介護保険の対象となった者

② 特定疾病によって生じた身体又は精神上的の障害が原因で要支援・要介護の状態となった 40～64 歳の者

イ 社会福祉法人による生活困難者等に対する利用者負担の軽減等

低所得世帯で特に生計が困難である者及び生活保護受給者に対して介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担を軽減する場合、その負担した額が総収入の一定の割合を超えた社会福祉法人に対して市町村が支援する。

(7) 受領委任払い制度の実施

介護保険では利用したサービスにかかった費用の 1～3 割が自己負担となっているが、中には一旦全額自己負担し、その後、市から利用者の方へ 9～7 割分を支給する「償還払」となっているものがある。その場合、一時的とはいえ利用者の方のご負担が大きくなることから、長崎市では独自に初めから 1～3 割の負担で利用できるよう受領委任払いの制度を設けている。

【受領委任払いが利用できるサービス等】

- ・ 高額介護サービス費 （平成12年 4月制度開始）
- ・ 福祉用具購入費 （平成12年12月制度開始）
- ・ 住宅改修費 （平成12年12月制度開始）

## 4 地域支援事業

(1) 第 1 号訪問事業

ア 介護予防訪問介護相当サービス事業

介護予防を目的に、要支援者及び事業対象者に対して、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

(ア) 利用料 所得に応じて、サービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1月あたり1,201円～）

イ 生活援助サービス事業

一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で、家族が疾病や障害等により、家事支援が難しい要支援者及び事業対象者に対して、介護予防を目的に生活に必要な掃除、洗濯、調理等の家事の支援を週 2 回まで行う。

(ア) 利用料 所得に応じてサービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1回あたり216円～）



ウ 住民主体型訪問サービス事業

ゴミ出し、草むしり、花の水やり等の簡易な家事支援が必要な要支援者及び事業対象者に対して、地域住民が主体となつて行う。（今後実施予定）

エ 短期集中型訪問サービス事業

（ア）栄養改善指導

栄養状態の改善の必要がある要支援者及び事業対象者に、管理栄養士による訪問指導を実施する。

a 利用料 無料

（イ）口腔改善指導

口腔機能低下のおそれがある要支援者及び事業対象者に、歯科衛生士による訪問指導を実施する。

a 利用料 無料

（ウ）リハビリテーション専門職指導

うつ、閉じこもり、認知症のおそれのある要支援者及び事業対象者に、リハビリテーション専門職等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を行う。

a 利用料 無料

(2) 第1号通所事業

ア 介護予防通所介護相当サービス事業

介護予防を目的に、通所により、身体介助や生活援助、見守りが必要な要支援者及び事業対象者に対して、食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練を行う。

（ア）利用料 所得に応じて、サービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1月あたり1,824円～）

イ ミニデイサービス事業

生活援助や見守りが必要な高齢者に対し、機能訓練やレクリエーションなどを半日（3～5時間）程度で行う。

（ア）利用料 所得に応じて、サービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1月あたり358円～）

ウ 住民主体型通所サービス事業（高齢者ふれあいサロン）

高齢者が地域の身近な場所で自主的に集い、交流する場として高齢者ふれあいサロンを開設し、その活動を支援する。

エ 短期集中型通所サービス事業

要支援者及び事業対象者に対し、通所による運動器及び認知の機能低下の予防・向上を図り、生活機能の低下を防止する。

（ア）利用料 無料

(3) 総合支援配食サービス事業

低栄養等、栄養状態改善の必要性がある一人暮らし又は高齢者のみの世帯の要支援者及び事業対象者のうち、個人の日常生活における食事のみによっては、栄養状態が改善しないと見込まれ、かつ、安否確認が必要な者に対して、定期的に居宅に訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供する。

ア 利用料 1食 270～800円

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者（介護予防サービスを受けていない者に限る。）及び事業対象者の状態を踏まえて、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を行い、自立意欲の向上につなげられるよう介護予防ケアマネジメントを実施する。

(5) 介護予防把握事業

地域包括支援センターや民生委員、地域住民等から収集した情報を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に発見し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

(6) 介護予防普及啓発事業

介護予防の重要性について、普及啓発を図る。

(7) 口腔ケア指導事業

全高齢者を対象として、歯科衛生士による口腔機能向上のための教育と口腔清掃指導等を行う教室を開催する。

ア 利用料 無料

(8) 生涯元気事業

地域において運動を中心に介護予防に関する具体的な実践方法を紹介する機会を提供し、高齢者が地域の仲間と共に、自ら健康づくりに取り組み、長く元気で生活できるよう支援を行う。

ア 利用料 無料

(9) 地域活動支援事業

ア 介護予防ボランティア育成事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動の支援を行う。

イ 地域支援ボランティアポイント事業

市所定の研修を修了した40歳以上の方を対象として、日々のボランティア活動を通じて積極的に地域に貢献することを奨励・支援する。

(10) 生活・介護支援サポーター事業

市民の主体性にもとづき運営される高齢者ふれあいサロンや施設等で行うボランティア活動の担い手として、生活・介護支援サポーターを養成する。

(11) 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の事業評価を行う。

(12) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みへのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

(13) 包括的支援事業

介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・

支援、支援困難ケースへの対応等の権利擁護事業並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。

(14) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護の連携体制の構築、充実を図るため、医療・介護の関係者の連携を推進する。

(15) 生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支援するために、地域の実情に応じた地域住民相互の支え合い活動の推進役として生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様な主体間の情報共有及び連携づくりによるネットワーク構築を行いながら、生活支援体制（地域の支え合い）の仕組みづくりを推進する。

(16) 認知症総合支援事業

医療機関、介護サービス事業者及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援並びに認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターへ配置するとともに、認知症の人の家族に対する支援を行う。また、認知症高齢者に係る早期診断及び早期発見対応に向けた支援体制として認知症高齢者及びその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム事業を実施する。

(17) 地域ケア会議推進事業

介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とし、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議を開催する。

(18) 介護適正化特別対策事業

介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとなっているかどうか検証し、介護サービス事業者に対して指導助言を行う。

(19) 徘徊高齢者等家族支援事業

認知症の要介護被保険者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムを活用し、その居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。

ア 駆けつけ付きサービス 利用料 1月 1,320 円（別途、サービス利用に応じた費用負担あり）

イ 保険付きサービス 利用料 1月 3,300 円

(20) 家族介護支援事業

ア 介護用品の支給

要介護 4 以上と判定された在宅の要介護被保険者であって、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族又は要介護 3 と判定された在宅の要介護被保険者であって、要介護認定における認定調査票において、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当し、かつ、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしりふき、ポータブルトイレ用消臭剤、防水シート）を支給する。（支給限度額 月額 5,000 円）ただし、支給月に 1 日以上在宅の場合に限る。

イ 介護者慰労金支給事業

要介護 4 以上と判定された市民税非課税世帯に属する在宅の要介護被保険者であって、過去 6 ヶ月間（入院期間を含まない。）介護保険サービス（1 ヶ月間程度のショートステイの利用を除く。）を利用していない方を現に介護している家族に対して、介護者慰労金（年額 100,000 円）を支給す

る。

#### ウ 家族等介護教室・在宅介護リフレッシュ支援事業

在宅で高齢者を介護している家族と今後家族の介護をする予定のある市民を対象に、健康づくりや介護に関する知識・技術を習得するための教室を開催する。

また、在宅で高齢者の介護をしている家族を対象に、介護者自身の健康づくりに関する講習会や介護者同士の交流を通し、リフレッシュの機会を提供する。

#### (21) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等で親族による成年後見人の選任の申立てが見込めない場合等に、市長が親族に代わり家庭裁判所に成年後見人の選任の申立てを行うこと等により、安定した生活の継続を支援する。また、関係機関との情報交換等を行い、制度をより有効的・効果的に利用できる体制を整える。

#### (22) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅へ居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、相談・助言を行う。

ア 利用料 所得に応じて負担あり

#### (23) 介護相談員派遣事業

介護相談員を派遣し、介護保険サービス利用者の声を聞き、相談等に応じる。

#### (24) 要介護者配食サービス事業

要介護状態と判定された単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、訪問介護サービス等での食の確保や栄養バランスが保てず、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であり、かつ、安否確認が必要である者に対して、定期的に居宅に訪問し栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行う。

ア 利用料 1食 270～800円

#### (25) 緊急時訪問介護事業

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、身体的及び環境的要因により緊急通報装置の設置が必要な者に対して、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう、緊急通報装置を設置し、必要に応じ、訪問介護員の派遣を行う。

ア 利用料 1月 383円

#### (26) 認知症地域支援体制整備事業

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、市民意識の向上を目的とした啓発活動の推進及び地域の関係団体・事業所間のネットワーク構築を図る。

## 5 介護保険料

### (1) 第1号被保険者（65歳以上）の保険料

ア 長崎市の介護サービスに要する費用の見込額をもとに、第1号被保険者の保険料の基準額を算定する。

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{長崎市の介護サービスの総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{長崎市の第1号被保険者の人数}}$$

## イ 所得段階別の保険料

保険料は、毎年度の初日（４月１日）の世帯の市民税の課税状況と被保険者の方の所得に応じて段階的に決められている。

| 所得段階  | 対 象 者                                                                               | 計算方法              | 年間保険料     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------|
| 第１段階  | ・生活保護受給者<br>・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税<br>・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下 | 基準額×0.285         | 23,300 円  |
| 第２段階  | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下                                 | 基準額×0.485         | 39,600 円  |
| 第３段階  | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円超                                         | 基準額×0.685         | 55,900 円  |
| 第４段階  | 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下                            | 基準額×0.90          | 73,400 円  |
| 第５段階  | 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円超                             | 基準額<br>(81,600 円) | 81,600 円  |
| 第６段階  | 本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 120 万円未満                                                      | 基準額×1.20          | 97,900 円  |
| 第７段階  | 本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満                                             | 基準額×1.30          | 106,000 円 |
| 第８段階  | 本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満                                             | 基準額×1.50          | 122,400 円 |
| 第９段階  | 本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満                                             | 基準額×1.70          | 138,700 円 |
| 第１０段階 | 本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満                                             | 基準額×1.90          | 155,000 円 |
| 第１１段階 | 本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満                                             | 基準額×2.10          | 171,300 円 |
| 第１２段階 | 本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満                                             | 基準額×2.30          | 187,600 円 |
| 第１３段階 | 本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 720 万円以上                                                      | 基準額×2.40          | 195,800 円 |

## ウ 介護保険料の減免

次の理由により、保険料を納めることが困難であると認められた場合は、保険料が減免される。

- (ア) 災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (イ) 生計を主として維持する者の死亡、又は心身の重大な障害、長期間入院により、収入が著しく減少したこと。
- (ウ) 事業又は業務の休廃止、著しい損失、失業等により、収入が著しく減少したこと。

(エ) 干ばつ、冷害等による農産物の不作、不漁などの理由により、収入が著しく減少したこと。

(オ) そのほか、特別の事情があること。

(2) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料

第2号被保険者の介護保険料は、健康保険料と一括して徴収される。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なる。

ア 国民健康保険に加入している方

所得に応じて世帯ごとに計算される。保険料と同額の国庫負担がある。

イ 職場の健康保険に加入している方

加入している健康保険の算定方法に基づき算定される。保険料の半分は事業主が負担する。

## 6 広報活動

(1) ガイドブック「なるほど介護保険」の作成

介護保険料、要介護認定、介護サービスの給付等についての詳しいガイドブックを作成している。市民の方に広く活用していただくよう介護保険課窓口のほか各地域センター、各地域包括支援センター等でも配布している。

(2) 広報ながさきへの掲載

介護保険に関するお知らせなどを掲載するほか、「介護保険おしらせ便」を3年に一度発行し、広報ながさきに折り込んで配布している。

(3) 市ホームページへの掲載

介護保険制度についての説明をはじめ、国や長崎県からの介護保険に係る情報等を発信している。

(4) 出張説明（出前講座）

団体からの要請があった場合は、職員を派遣し介護保険制度についての説明会を実施している。

# 保 健 衛 生

本市においては、保健予防を主な施策として、感染症予防、母子保健、精神保健及び健康増進事業等を実施し、市民の健康管理の支援を推進している。そのほか、生活衛生及び動物管理の事業も実施し、公衆衛生の向上に努めている。

## 1 保健予防

### (1) 長崎市の世帯数・人口等

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| 面 積 (km <sup>2</sup> )       | 405.86  |
| 人 口 (人)                      | 395,842 |
| 世 帯 数                        | 205,708 |
| 人 口 密 度 (人/km <sup>2</sup> ) | 975.32  |
| 一世帯当たり人口 (人)                 | 1.92    |

※ 面積は令和5年10月1日現在、人口・世帯数は令和5年12月末日現在の住民基本台帳登録による。

### (2)ーア 感染症予防

#### 感 染 症 患 者 発 生 状 況

| 区<br>分           | 病名   | 総<br>数 | 1 類                        |                                     |             |                                 |                  | 2 類                        |                       |                  |                  |                                    |                                    | 3 類                      |             |                       |                            |                       |                  |
|------------------|------|--------|----------------------------|-------------------------------------|-------------|---------------------------------|------------------|----------------------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|------------------|
|                  |      |        | エ<br>ボ<br>ラ<br>出<br>血<br>熱 | コ<br>ン<br>ゴ<br>出<br>血<br>熱・<br>クリミア | ペ<br>ス<br>ト | マ<br>ー<br>ル<br>ブ<br>ル<br>グ<br>病 | ラ<br>ッ<br>サ<br>熱 | 急<br>性<br>灰<br>白<br>髄<br>炎 | ジ<br>フ<br>テ<br>リ<br>ア | S<br>A<br>R<br>S | M<br>E<br>R<br>S | 鳥<br>イン<br>フル<br>エン<br>ザ<br>(H5N1) | 鳥<br>イン<br>フル<br>エン<br>ザ<br>(H7N9) | 鳥<br>イン<br>フル<br>エン<br>ザ | コ<br>レ<br>ラ | 細<br>菌<br>性<br>赤<br>痢 | 大<br>腸<br>菌<br>感<br>染<br>症 | 腸<br>管<br>出<br>血<br>性 | 腸<br>チ<br>フ<br>ス |
| 発<br>生<br>件<br>数 | R元年度 | 6      | —                          | —                                   | —           | —                               | —                | —                          | —                     | —                | —                | —                                  | —                                  | —                        | —           | 6                     | —                          | —                     |                  |
|                  | 2 年度 | 28     | —                          | —                                   | —           | —                               | —                | —                          | —                     | —                | —                | —                                  | —                                  | —                        | —           | 28                    | —                          | —                     |                  |
|                  | 3 年度 | 12     | —                          | —                                   | —           | —                               | —                | —                          | —                     | —                | —                | —                                  | —                                  | —                        | —           | 12                    | —                          | —                     |                  |
|                  | 4 年度 | 16     | —                          | —                                   | —           | —                               | —                | —                          | —                     | —                | —                | —                                  | —                                  | —                        | —           | 16                    | —                          | —                     |                  |
|                  | 5 年度 | 15     | —                          | —                                   | —           | —                               | —                | —                          | —                     | —                | —                | —                                  | —                                  | —                        | —           | 15                    | —                          | —                     |                  |

### (2)ーイ エイズ相談・HIV検査

(R5 年度)

| 区 分     | 総 数   | 男     | 女    |
|---------|-------|-------|------|
| 検 査 者 数 | 214 人 | 155 人 | 59 人 |
| 相談件数    | 34 件  | 26 件  | 8 件  |

## (3) 予防接種実施状況

(R5 年度)

| 種類                               | 接種件数     | 種類                         | 接種件数      |
|----------------------------------|----------|----------------------------|-----------|
| 四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）（注 1） | 9,346 件  | 三種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風）       | 0 件       |
| 二種混合（ジフテリア、破傷風）                  | 2,448 件  | 結核（BCG）                    | 2,352 件   |
| 急性灰白髄炎（不活化ポリオ）（注 2）              | 0 件      | 麻しん、風しん混合                  | 5,089 件   |
| 麻しん（注 3）                         | 0 件      | 風しん（注 3）                   | 0 件       |
| 日本脳炎                             | 11,422 件 | ヒブ感染症（注 4）                 | 9,436 件   |
| 小児の肺炎球菌感染症（注 4）                  | 9,466 件  | ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）（注 4） | 4,138 件   |
| 水痘（注 5）                          | 4,369 件  | B型肝炎（定期接種）（注 6）            | 7,092 件   |
| ロタウイルス感染症（注 7）                   | 5,289 件  | 乳幼児インフルエンザ（注 8）            | 14,614 件  |
| 高齢者等肺炎球菌（注 5）                    | 6,366 件  | 成人男性風しん（注 9）               | 130 件     |
| 高齢者等インフルエンザ                      | 77,021 件 | 新型コロナワクチン（注 10）            | 205,786 件 |

（注 1）平成 24 年 11 月 1 日から定期予防接種となった。

（注 2）平成 24 年 9 月 1 日から定期予防接種となった。

（注 3）平成 18 年度以降は麻しん風しん混合ワクチンの接種が原則となっているが、どちらかに罹患したことがある場合は、単独ワクチンの接種が可能となっている。

（注 4）平成 23 年 1 月 4 日から任意接種として接種無料化事業が始まり、平成 25 年 4 月 1 日から定期予防接種となった。

（注 5）平成 26 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。

（注 6）平成 28 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。

（注 7）令和 2 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。

（注 8）平成 17 年 10 月から任意予防接種として実施している。

（注 9）平成 31 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、定期予防接種となった。

（注 10）令和 3 年 3 月から令和 6 年 3 月までの間、臨時予防接種として実施した。

## (4) 結核予防等

ア 一般住民検診実績

(R5 年度)

|           |         |
|-----------|---------|
| 間 接 撮 影 数 | 1,280 人 |
|-----------|---------|

※平成 17 年 4 月結核予防法改正により一般住民の検診対象者は、65 歳以上へ改正された。



## イ 結核登録患者数及び活動性分類別受療状況

(R5 年末時点)

| 分 類         | 総 数  | 活 動 性 |                         |                                  |                            |               | 不活動性<br>結核 | 潜在性<br>結核 | 活 動 性<br>不 明 |
|-------------|------|-------|-------------------------|----------------------------------|----------------------------|---------------|------------|-----------|--------------|
|             |      | 計     | 肺結核活動性                  |                                  |                            | 肺外結核<br>活 動 性 |            |           |              |
|             |      |       | 登 録 時<br>喀 痰 塗<br>抹 陽 性 | 登 録 時<br>そ の 他<br>の 結 核<br>菌 陽 性 | 登 録 時<br>陰 性<br>・<br>そ の 他 |               |            |           |              |
| 総 数         | 99 人 | 29 人  | 7 人                     | 7 人                              | 4 人                        | 11 人          | 41 人       | 10 人      | 19 人         |
| 入 院         | 7 人  | 7 人   | 3 人                     | 1 人                              | 1 人                        | 2 人           | —          | —         | —            |
| 外 来 治 療     | 27 人 | 21 人  | 4 人                     | 5 人                              | 3 人                        | 9 人           | —          | 6 人       | —人           |
| 医療の必要なし     | 45 人 |       |                         |                                  |                            |               | 41 人       | 4 人       | —人           |
| 受 診 状 況 不 明 | 20 人 | 1 人   |                         | 1 人                              |                            |               | —          | 0 人       | 19 人         |

## (5) 母子保健

## ア 母子健康手帳交付数

(R5 年度)

| 妊婦届出者数  | 妊 娠 週 数 |         |         |        | 出産後届出 |
|---------|---------|---------|---------|--------|-------|
|         | 11 週以内  | 12～21 週 | 22～27 週 | 28 週以上 |       |
| 2,036 人 | 1,958 人 | 65 人    | 5 人     | 5 人    | 3 人   |

## イ 妊婦健診実施状況

(R5 年度)

|      | 第 1 回   | 第 2 回   | 第 3 回   | 第 4 回   | 第 5 回   | 第 6 回   | 第 7 回   |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受診者数 | 1,966 人 | 2,020 人 | 1,972 人 | 2,021 人 | 2,019 人 | 2,005 人 | 1,959 人 |
|      | 第 8 回   | 第 9 回   | 第 10 回  | 第 11 回  | 第 12 回  | 第 13 回  | 第 14 回  |
| 受診者数 | 2,045 人 | 2,028 人 | 1,999 人 | 2,031 人 | 1,941 人 | 1,662 人 | 1,278 人 |

## ウ 産婦健診実施状況

(R5 年度)

|      | 産後 2 週間 | 産後 1 か月 |
|------|---------|---------|
| 受診者数 | 2,008 人 | 2,087 人 |

\*平成 29 年 9 月 1 日から実施。

## エ 乳児健診実施状況

(R5 年度)

| 4 か 月 児 |         |       |           | 7 か 月 児 |         |       | 10 か 月 児 |         |       |
|---------|---------|-------|-----------|---------|---------|-------|----------|---------|-------|
| 対象者数    | 受診者数    | 受診率   | 健康管理を要する者 | 対象者数    | 受診者数    | 受診率   | 対象者数     | 受診者数    | 受診率   |
| 2,202 人 | 2,166 人 | 98.4% | 734 人     | 2,281 人 | 2,191 人 | 96.1% | 2,319 人  | 2,083 人 | 89.8% |

## オ 1 歳 6 か月児健診実施状況

(R5 年度)

| 対 象 者 数 | 受 診 者 数 | 受 診 率 | 健康管理を要する者（重複計上） |       |
|---------|---------|-------|-----------------|-------|
|         |         |       | 身 体 面           | 精 神 面 |
| 2,355 人 | 2,312 人 | 98.2% | 348 人           | 616 人 |

## カ 3 歳児健診実施状況

(R5 年度)

| 対 象 者 数 | 受 診 者 数 | 受 診 率 | 健康管理を要する者（重複計上） |         |
|---------|---------|-------|-----------------|---------|
|         |         |       | 身 体 面           | 精 神 面   |
| 2,534 人 | 2,460 人 | 97.1% | 1,018 人         | 1,568 人 |

## キ 両親学級・育児学級実施状況

(R5 年度)

| 育 児 学 級 |         | 両 親 学 級 |       |
|---------|---------|---------|-------|
| 回 数     | 人 員     | 回 数     | 人 員   |
| 187 回   | 5,261 人 | 22 回    | 611 人 |

## ク 1 歳 6 か月児健診事後措置教室実施状況（乳幼児健全発達支援事業）(R5 年度)

| 回 数  | 人 員   |
|------|-------|
| 78 回 | 800 人 |

ケ 離乳食・幼児食教室 (R5 年度)

| 離乳食・幼児食教室 |       |
|-----------|-------|
| 開催回数      | 延参加者数 |
| 28 回      | 391 人 |

(6) 小児慢性特定疾病医療受給者状況

(R5 年度)

| 区分     | 悪性<br>新生<br>物 | 慢性<br>腎<br>疾<br>患 | 慢性<br>呼吸<br>器<br>疾<br>患 | 慢性<br>心<br>疾<br>患 | 内<br>分<br>泌<br>疾<br>患 | 膠<br>原<br>病 | 糖<br>尿<br>病 | 先<br>天<br>性<br>代<br>謝<br>異<br>常 | 血<br>液<br>疾<br>患 | 免<br>疫<br>疾<br>患 | 神<br>経<br>・<br>筋<br>疾<br>患 | 慢性<br>消化<br>器<br>疾<br>患 | 変化を<br>伴う<br>症候<br>群 | 染色体<br>又は<br>遺伝子<br>に | 皮膚<br>疾<br>患 | 骨<br>系<br>統<br>疾<br>患 | 脈<br>管<br>系<br>疾<br>患 |
|--------|---------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-----------------------|-------------|-------------|---------------------------------|------------------|------------------|----------------------------|-------------------------|----------------------|-----------------------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 総<br>数 | 470           | 33                | 30                      | 21                | 87                    | 62          | 29          | 28                              | 13               | 12               | 5                          | 60                      | 66                   | 11                    | 0            | 2                     | 11                    |

(7) 精神保健相談及び訪問指導状況

(R5 年度)

| 相 談     |         | 訪 問<br>(延) |
|---------|---------|------------|
| 実 人 員   | 延 人 員   |            |
| 1,082 人 | 3,957 人 | 402 人      |

(8) 健康増進事業

ア 健康教育・健康相談

(R5 年度)

| 区 分     | 開 催 回 数 | 参 加 延 人 員 |
|---------|---------|-----------|
| 集団健康教育  | 373 回   | 7,383 人   |
| 健 康 相 談 | 2,571 回 | 6,313 人   |

イ 健康診査

(7) 健康診査

(R5 年度)

| 対 象 者 数  | 受 診 者 数 | 受 診 率 |
|----------|---------|-------|
| 10,374 人 | 914 人   | 8.8%  |

(1) がん検診

(R5 年度)

| 区 分         | 受 診 者 数    | 市民健康意識調査で受診したと<br>回答した人の割合※2 |
|-------------|------------|------------------------------|
| 胃 が ん 検 診   | 11,304 人   | 46.2%                        |
| 肺 が ん 検 診   | 18,086 人   | 60.1%                        |
| 大 腸 が ん 検 診 | 12,193 人   | 40.1%                        |
| 子 宮 が ん 検 診 | 20,872 人※1 | 44.3%※3                      |
| 乳 が ん 検 診   | 12,385 人※1 | 41.4%※3                      |

※1 子宮・乳がん検診は、2年度に1回の検診につき、受診者数は令和4年度受診者数+令和5年度受診者数

※2 国への報告にあわせ40歳～69歳（子宮がん検診のみ20歳～69歳）による割合

※3 過去2年間にがん検診を受診したと回答した率

(ウ) 肝炎ウイルス検診

(R5年度)

| 受診者数  | 結 果 別 人 員 |       |      |       |
|-------|-----------|-------|------|-------|
|       | C 型       |       | B 型  |       |
|       | 陽性        | 陰性    | 陽性   | 陰性    |
| 749 人 | 5 人       | 742 人 | 10 人 | 737 人 |

※C型及びB型のみの検査を受けた者の数を含む。

(エ) 前立腺がん検診

(R5年度)

| 受 診 者 数 | 要 精 検 者 | 要 精 検 率 |
|---------|---------|---------|
| 2,178 人 | 186 人   | 8.5%    |

(オ) 胃がんリスク検診

(R5年度)

| 対 象 者 数  | 受 診 者 数 | 受 診 率 |
|----------|---------|-------|
| 25,499 人 | 250 人   | 1.0%  |

※胃がんリスク検診は、平成27年7月より実施開始

(カ) 歯周疾患検診

(R5年度)

| 対 象 者 数  | 受 診 者 数 | 受 診 率 |
|----------|---------|-------|
| 39,703 人 | 761 人   | 1.9%  |

ウ 訪問指導

(R5年度)

| 区 分           | 実 人 員 | 延 人 員 |
|---------------|-------|-------|
| 寝 た き り 者 等   | 5 人   | 7 人   |
| 認 知 症 予 防     | 18 人  | 19 人  |
| 閉 じ こ も り 予 防 | 6 人   | 6 人   |
| 生活習慣改善指導等     | 122 人 | 229 人 |
| 介 護 家 族 者     | 29 人  | 32 人  |
| そ の 他         | 59 人  | 60 人  |
| 計             | 239 人 | 353 人 |

## 2 生活衛生

(1) 環境関係営業施設数と環境衛生監視員の活動状況

(R5年度)

| 区 分           | 総 数   | 旅館等 | 興行場 | 公衆浴場 | 理・美容所 | ク リ ー<br>ニ ン グ 所 | そ の 他<br>納骨堂・プール<br>飲料水施設<br>特定建築物など |
|---------------|-------|-----|-----|------|-------|------------------|--------------------------------------|
| 施 設 数 ( 件 )   | 9,474 | 232 | 10  | 60   | 1,377 | 256              | 7,539                                |
| 監 視 回 数 ( 回 ) | 741   | 119 | 9   | 57   | 120   | 4                | 432                                  |

## (2)ーア 食品関係営業施設（旧食品衛生法に基づく許可）数と食品衛生監視員の活動状況（R5 年度）

| 区 分             | 総数    | 飲食店             | 喫茶店 | 製造業                   | 処理業            | 販売業                      | その他                        |
|-----------------|-------|-----------------|-----|-----------------------|----------------|--------------------------|----------------------------|
| 業 種             |       | 一般食堂、<br>レストラン等 |     | 菓子製造業、<br>乳製品製造業<br>等 | 乳処理業、<br>食肉処理業 | 魚 介 類 販 売<br>業、<br>食肉販売業 | 魚介類せり売<br>営業、食品の<br>冷凍・冷蔵業 |
| 施設数（件）          | 3,139 | 2,315           | 93  | 400                   | 5              | 275                      | 51                         |
| 監視・指導<br>延件数（件） | 1,514 | 702             | 19  | 421                   | 10             | 277                      | 85                         |

※施設数は、許可件数。

## (2)ーイ 食品関係営業施設（改正食品衛生法に基づく許可）数と食品衛生監視員の活動状況（R5 年度）

| 区 分             | 総数    | 飲食店             | 製造業                    | 処理業   | 販売業              | その他          |
|-----------------|-------|-----------------|------------------------|-------|------------------|--------------|
| 業 種             |       | 一般食堂、<br>レストラン等 | 菓子製造業、<br>食肉製品製造業<br>等 | 食肉処理業 | 食肉販売業、<br>魚介類販売業 | 食品の小分け業<br>等 |
| 施設数（件）          | 3,111 | 2,379           | 544                    | 5     | 172              | 11           |
| 監視・指導<br>延件数（件） | 4,926 | 3,854           | 838                    | 5     | 218              | 11           |

※施設数は、許可件数。

## (2)ーウ 食品関係営業施設（改正食品衛生法に基づく届出）数と食品衛生監視員の活動状況（R5 年度）

| 区 分             | 総 数   | 旧許可業種で<br>あった営業               | 販 売 業                  | 製造・加工業                                     | そ の 他          |
|-----------------|-------|-------------------------------|------------------------|--------------------------------------------|----------------|
| 業 種             |       | 包装魚介類販売<br>業、<br>包装食肉販売業<br>等 | 弁当販売業、<br>野菜果物販売業<br>等 | 添加物製造・加<br>工業、<br>いわゆる健康食<br>品の製造・加工<br>業等 | 行商、<br>集団給食施設等 |
| 施設数（件）          | 2,827 | 1,206                         | 1,013                  | 223                                        | 385            |
| 監視・指導<br>延件数（件） | 1,008 | 318                           | 525                    | 29                                         | 136            |

※施設数は、届出件数。

## (3)ーア 薬事関係営業施設（要許可）数と薬事監視員の活動状況

(R5 年度)

|                   | 総 数 | 薬局  | 薬 局 製 剤<br>製 造 販 売 業 | 薬局製剤<br>製 造 業 | 店 舗<br>販 売 業 | 特 例<br>販 売 業 | 高度管理<br>医療機器<br>等販売業 | 高度管理<br>医療機器<br>等貸与業 |
|-------------------|-----|-----|----------------------|---------------|--------------|--------------|----------------------|----------------------|
| 施設数（件）            | 753 | 268 | 10                   | 10            | 81           | 2            | 269                  | 113                  |
| 立 入 検 査<br>施設数（件） | 272 | 124 | 2                    | 2             | 51           | 1            | 76                   | 16                   |

※施設数は、許可件数。

※平成 25 年 4 月から薬局、薬局製剤製造販売業、薬局製剤製造業等、平成 27 年 4 月から医療機器販売業・貸与業関係の事務が県から移譲された。

## (3)ーイ 薬事関係営業施設（許可不要）数と薬事監視員の活動状況

(R5 年度)

|             | 総 数   | 管理医療機器<br>販売業 | 管理医療機器<br>貸与業 |
|-------------|-------|---------------|---------------|
| 施 設 数 （ 件 ） | 1,414 | 1,089         | 325           |
| 立入検査施設数（件）  | 32    | 32            | 0             |

※施設数は、届出件数。

※平成 27 年 4 月から医療機器販売業・貸与業関係の事務が県から移譲された。

## (4) 毒物劇物の販売業登録施設数と毒物劇物監視員の活動状況

(R5 年度)

|             | 総 数 | 一般販売業 | 農業用品目販売業 | 特定品目販売業 | 届出不要の業務上<br>取扱者 |
|-------------|-----|-------|----------|---------|-----------------|
| 施 設 数 （ 件 ） | 200 | 184   | 10       | 6       |                 |
| 立入検査施設数（件）  | 39  | 37    | 0        | 1       | 1               |

※施設数は、登録件数。

## 3 動物管理

## (1) 狂犬病予防・犬取締りと犬猫の引取り・適正飼育指導業務の活動状況

(R5 年度)

|   | 登録頭数   | 注射頭数   | 捕獲頭数 | 返還頭数 | 引取頭数 | 譲渡頭数 | 致死処分数 | 苦情件数 | 指導件数 |
|---|--------|--------|------|------|------|------|-------|------|------|
| 犬 | 16,581 | 10,846 | 32   | 28   | 0    | 5    | 1     | 102  | 37   |
| 猫 | —      | —      | —    | 2    | 106  | 40   | 73    | 985  | 138  |

※致死処分数には収容中の死亡（老衰等による自然死）を含む（犬は収容中の死亡のみ）。

## (2) 野良猫対策

猫の引取り・殺処分の減少を目的に、引取りの多くを占める飼い主のいない猫（野良猫）の繁殖を抑え、数を減らすとともに、猫による生活被害を軽減するため、その不妊去勢手術費を助成している。

活動状況

(R5 年度)

| 申込み          |         | 実施         |                          |
|--------------|---------|------------|--------------------------|
| 108 町（141 件） | 1,206 頭 | 30 町（30 件） | 564 頭（オス 291 頭・メス 273 頭） |

# 児 童 福 祉

現在、本市には 71 箇所の認可保育所と 57 箇所の認定こども園が設置されているが、少子化が進行する一方で、核家族化、夫婦共働きの一般化、ライフスタイルの多様化等に伴い、様々な保育サービスへの需要に適切に対応していくことも大きな課題となっており、延長保育、一時預かりなどの各種サービスを実施することで、保育ニーズへの対応を図っている。

一方、在宅育児家庭の支援としては、平成 18 年度から子育て支援センターを開設し、子育ての負担感や社会からの孤立感などの軽減や仲間づくりの場の提供、子育て情報の発信などを行っている。

また、児童に健全な遊び場を与え、遊びを通しての健康増進と豊かな情操をはぐくむための施設として児童館、児童センターを設置し、児童の健全育成を図っている。

このほか、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に遊びや生活の場を与えている民間の放課後児童クラブに対しても助成を行っている。

## 1 保育所等入所児童の状況

(R6. 4. 1)

| 区分        | 内容  | 施設数     | 定 員          | 入 所 児 童 数    |             |     | 待機児童数 |
|-----------|-----|---------|--------------|--------------|-------------|-----|-------|
|           |     |         |              | 計            | 2 号         | 3 号 |       |
| 合 計       | 箇所  | 人       | 人            | 人            | 人           | 人   | 人     |
| 市 立 保 育 所 | 129 | 10, 185 | 9, 161 (177) | 5, 472 (112) | 3, 689 (65) | 0   |       |
| 私 立 保 育 所 | 5   | 550     | 237 (5)      | 158 (3)      | 79 (2)      | —   |       |
| 市立認定こども園  | 66  | 4, 938  | 4, 501 (69)  | 2, 667 (41)  | 1, 834 (28) | —   |       |
| 私立認定こども園  | 1   | 72      | 62 (0)       | 41 (0)       | 21 (0)      | —   |       |
| 小規模保育事業   | 56  | 4, 607  | 4, 317 (103) | 2, 584 (68)  | 1, 733 (35) |     |       |
| 広域入所者委託分  | 1   | 18      | 9 (0)        | 5 ( 0)       | 4 ( 0)      |     |       |
|           | —   | —       | 35           | 17           | 18          |     |       |

※ 2 号とは、満 3 歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもをいう。

※ 3 号とは、満 3 歳未満の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもをいう。

※ 私立認定こども園は幼保連携型 (38 箇所)・幼稚園型 (9 箇所)・保育所型 (9 箇所)

※ ( ) は、広域入所者受託分 (外書き)。

## 2 保育所職員数

(R6. 4. 1)

| 区分  | 内容     | 計  | 施設長<br>(園長) | 保育士 | 看護師 | 調理員 | 栄養士 | 庁務員 | その他 |
|-----|--------|----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 合 計 | 人      | 人  | 人           | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   |
| 市 立 | 1, 634 | 70 | 1, 134      | 36  | 136 | 85  | 134 | 39  |     |
| 私 立 | 86     | 5  | 65          | 6   | 0   | 0   | 10  | 0   |     |
|     | 1, 548 | 65 | 1, 069      | 30  | 136 | 85  | 124 | 39  |     |

※ 市立保育所については、給食調理業務を一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきへ委託。

## 3 市立保育所の開所時間

午前 7 時 15 分から午後 7 時まで

## 4 保育料の負担軽減対策

- (1) 保育料の改定……国の基準を参考としながらも、本市独自の軽減措置を行っている。
- (2) 保育料の一部軽減等……同一世帯から 2 人以上の就学前児童が保育所、認定こども園等に入所して

いる場合等は、第2子以降については無料としている。

- (3) 多子世帯の保育料軽減……市町村民税所得割課税額が 97,000 円未満（D1 階層以下）の世帯は、同一世帯の最年長の子どもから数えて第2子以降は無料とする。

## 5 保育料徴収基準額表

- (1) 令和5年度長崎市保育料（保育利用）徴収額表

（単位：円）

| 各月初日の教育・保育を受ける児童の<br>属する世帯の階層区分 |                                                                                            |                            | 利用者負担額(子ども1人1月につき) |           |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------|-----------|
| 階層<br>区分                        | 定 義                                                                                        |                            | 3号認定               |           |
|                                 |                                                                                            |                            | 保育<br>標準時間         | 保育<br>短時間 |
| A                               | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 |                            | 0                  | 0         |
| B                               | 市町村民税<br>非課税世帯                                                                             |                            | 0                  | 0         |
| C                               | 市<br>町<br>村<br>民<br>税<br>所<br>得<br>割<br>課<br>税<br>額                                        | 48,600 円未満                 | 16,000             | 14,400    |
| D1                              |                                                                                            | 48,600 円以上<br>97,000 円未満   | 24,000             | 21,600    |
| D2                              |                                                                                            | 97,000 円以上<br>169,000 円未満  | 37,000             | 33,300    |
| D3                              |                                                                                            | 169,000 円以上<br>301,000 円未満 | 47,000             | 42,300    |
| D4                              |                                                                                            | 301,000 円以上<br>397,000 円未満 | 51,000             | 45,900    |
| D5                              |                                                                                            | 397,000 円以上                | 58,000             | 52,200    |

※2号認定児童（年度途中で2号認定を受けた者を除く。）の利用者負担額は全て0円。

- ア 当該年度の4月から8月までの利用者負担額については前年度分の市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月までの利用者負担額については当該年度分の市町村民税所得割課税額において算定する。
- イ 同一世帯から2人以上の就学前児童が、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用し、幼稚園に通園し、特別支援学校幼稚部に在籍し、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援等を利用している場合、第2子以降は無料とする。
- ウ 里親（児童福祉法第6条の4第1号に規定する里親をいう。以下同じ。）である支給認定保護者の場合は、A階層とする。
- エ 支給認定子どもの属する世帯が、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、要保護世帯等の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料の額とし、同一世帯の最年長の子どもから数えて、第2子以降は無料とする。



| 階層区分      | 利用者負担額(子ども 1 人 1 月につき) |       |
|-----------|------------------------|-------|
|           | 3 号認定                  |       |
|           | 保育標準時間                 | 保育短時間 |
| C         | 7,500                  | 6,700 |
| D1<br>(※) | 9,000                  | 8,100 |

※市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯に限る。

オ 支給認定保護者が母子及び寡婦（夫）等に該当する場合は、その申請に基づき、地方税法に規定する寡婦もしくは寡夫とみなし、同法の規定により算定した市町村民税所得割課税額に基づく階層の利用者負担額とする。

カ 支給認定子どもが年度途中において満 3 歳に到達し、2 号認定に変更になった場合でも利用者負担額は、その年度中は 3 号認定の規定を適用する。

## (2) 副食費

ア 副食費について、実費（各施設が定める額）を各施設が徴収する。ただし、世帯の階層区分により下表のとおり免除となる場合がある。

| 各月初日の教育・保育を受ける児童の<br>属する世帯の階層区分 |                                                                                                |                            | 副食費負担                          |                                      |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 階層<br>区分                        | 定<br><br>義                                                                                     |                            | 2 号認定                          |                                      |
|                                 |                                                                                                |                            | 第 1 子<br>第 2 子                 | 第 3 子以降                              |
| A                               | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 |                            | 免除                             |                                      |
| B                               | 市町村民税<br>非課税世帯                                                                                 |                            |                                |                                      |
| C                               | 市<br>町<br>村<br>民<br>税<br>所<br>得<br>割<br>課<br>税<br>額                                            | 48,600 円未満                 |                                |                                      |
| D1                              |                                                                                                | 48,600 円以上<br>77,101 円未満   | 実費負担<br>(負担額は<br>施設ごとに<br>異なる) | 免除<br>(概ね 18 歳までの<br>範囲で子の数<br>を数える) |
|                                 |                                                                                                | 77,101 円以上<br>97,000 円未満   |                                | 免除<br>(小学校就学前<br>までの範囲で子<br>の数を数える)  |
| D2                              |                                                                                                | 97,000 円以上<br>169,000 円未満  |                                |                                      |
| D3                              |                                                                                                | 169,000 円以上<br>301,000 円未満 |                                |                                      |
| D4                              |                                                                                                | 301,000 円以上<br>397,000 円未満 |                                |                                      |
| D5                              |                                                                                                | 397,000 円以上                |                                |                                      |

イ 3 号認定については、給食費が保育料に含まれているため、実費額の負担はない。

## 6 延長保育促進事業

- (1) 内 容 保育認定を受けた児童について、通常の利用時間を超えて、引き続き保育を行う保育所等に対し助成する。
- (2) 開 始 年 月 日 昭和 62 年 4 月 1 日
- (3) 利 用 料 実施保育所等にて利用料設定
- (4) 補 助 額 利用児童数、利用時間に応じて段階的に助成

## 7 一時預かり事業

- (1) 内 容 保育所等を利用していない家庭において、保護者のさまざまな事情により緊急・一時的に保育が必要な就学前児童を一時的に預かる保育所等に対し助成する。
- (2) 開 始 年 月 日 平成 21 年 10 月 1 日
- (3) 利 用 料 実施施設にて利用料設定
- (4) 補 助 額 年間延べ利用児童数に応じて段階的に助成

## 8 障害児保育対策事業

- (1) 内 容 精神又は身体に障害のある児童を保育所等に入所させ、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促すため、実施保育所等に対し助成する。
- (2) 開 始 年 月 日 昭和 56 年 4 月 1 日
- (3) 対 象 児 童 日々通所及び集団保育が可能で、特別児童扶養手当の受給要件相当の障害を有する入所児童
- (4) 補 助 額 月額 73,360 円×各月初日現在の対象児童数

## 9 発達促進保育特別対策事業

- (1) 内 容 精神又は身体に障害又は発達遅滞のある児童を保育所等に入所させ、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促すため、実施保育所等に対し助成する。
- (2) 開 始 年 月 日 昭和 57 年 10 月 1 日
- (3) 対 象 児 童 日々通所及び集団保育が可能な児童で次のいずれかに該当する者
  - ア 身体障害者手帳又は療育手帳を所持するもの
  - イ 施設等に通院又は通所し、療育を受けているもの
  - ウ 軽・中度の心身障害又は発達遅滞を有すると判別されたもの
- (4) 補 助 額 月額 37,000 円×各月初日現在の対象児童数

## 10 保育士等サポート事業費補助金

- (1) 内 容 保育士の業務負担を軽減し離職防止を図るため、保育士の補助を行う保育補助者や、保育の周辺業務を行う保育支援者を雇用する施設に対し、雇用に要する経費を助成する。
- (2) 開 始 年 月 日 令和 5 年 8 月 1 日
- (3) 対 象 経 費 次のうちいずれか 1 つのみ補助申請可能

ア 保育補助者雇上強化事業 保育補助者の人件費（報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費）

イ 保育体制強化事業 保育支援者の人件費（報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費）

- (4) 補 助 額 保育補助者雇上強化事業 利用定員 121 人未満 一施設 年額 2,309,000 円  
 利用定員 121 人以上 一施設 年額 4,618,000 円  
 保育体制強化事業 一施設 月額 100,000 円

## 11 私立保育所等に対する補助

### (1) 運営費補助

| 補 助 の 内 容         | 補 助 額                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------|
| 乳 児 受 入 促 進 雇 用 費 | 一施設 月額 174,000 円（3 箇月分が限度）                                 |
| ア レ ル ギ ー 児 対 応 費 | 一施設 年額 860,400 円以内                                         |
| 保 育 士 処 遇 改 善 費   | 職員一人当たり 年額 30,000 円                                        |
| 傷 害 保 険 加 入 費     | 児童一人当たり 年額 135 円                                           |
| フ リ ー 保 育 士 雇 上 費 | 一施設 年額 1,117,500 円以内                                       |
| 看 護 師 雇 上 費       | 看護師 年額 261,000 円<br>准看護師 年額 135,600 円                      |
| 副 食 材 料 費         | 国基準副食費免除対象児童一人当たり 月額 200 円<br>市基準副食費免除対象児童一人当たり 月額 5,000 円 |

- (2) 団体助成 保育会研修費等補助として、年額 3,280,000 円

## 12 病児・病後児保育事業

- (1) 内 容 保育所に通所中の児童等で病気又はその回復期にあり、集団保育及び家庭で保育できない場合に、その児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、併せて児童福祉の向上にも資することを目的とする。
- (2) 実 施 施 設 中央橋こどもデイケア「あひるっこルーム」（江戸町）  
 病児保育にこころルーム（本原町）  
 病児保育室「あおむし」（かき道 3 丁目）  
 病児保育「クローバー」（滑石 2 丁目）  
 病児保育室「てって」（愛宕 4 丁目）
- (3) 開 始 年 月 日 平成 10 年 7 月 1 日（あひるっこルーム）
- (4) 対 象 児 童 病気又はその回復期にあり、保護者の就労等により家庭で保育できない児童
- (5) 利 用 料 一人 1 日 2,000 円 ※食事代別

## 13 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置された放課後児童クラブの支援にあたる。

- (1) 放課後児童クラブの状況

- ・児童数は小学1～6年生の登録児童
- ・未設置校区は、日吉、伊王島、高島、池島、川原の5校区

(R6.5.1)

| 設置校区数    | 放課後児童クラブ数 | 登録児童数（うち障害児童数） |
|----------|-----------|----------------|
| 61/66 校区 | 95 クラブ    | 6,849 人（216 人） |

## 14 子育て応援情報発信事業

### (1) 子育て応援情報サイト「イーカオ」

ア 内 容 子育て家庭が必要としている情報を、当事者である子育て家庭の視点で収集・整理し、インターネット等を活用して分かりやすくタイムリーな情報提供を行うことにより、子育て家庭の孤立感・孤独感の解消を図る。

(平成23年4月1日開設)

イ 主な掲載内容 ・行政の取り組みや制度のお知らせ  
 ・幼稚園や保育所などの施設情報  
 ・親子で楽しめるイベント情報

### (2) 長崎市子育てガイドブック

子育て家庭が必要としている情報を集約した冊子を作成し、母子健康手帳交付時や各地域センター等で配布する。

### (3) 長崎市子育て応援アプリ「イーカオ+（プラス）」

ア 内 容 子育て中の保護者が、スマートフォン等で母子の健康管理や予防接種のスケジュール管理、子育て関連施設の検索、子育て情報等の必要な情報をプッシュ通知で受け取ることができる子育て応援アプリ「イーカオ+（プラス）」を運用し、子育て家庭の負担軽減を図る。(令和6年2月開始)

イ 主な機能 成長の記録、予防接種スケジューラー、子育て関連施設検索、予約システム、プッシュ通知等

## 15 こども・子育てイーカオ相談

(1) 内 容 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と誰一人見逃さないための支援のために、妊産婦や子ども、子育て家庭が抱える不安や悩みについて専門職が相談に応じ、子どもや各家庭の状況を把握し適切なサービスや必要な支援へつなげる。

(2) 対 象 者 妊産婦、子ども、子育て家庭

(3) 相 談 形 態 電話、LINE、メール、オンライン、来所 ※LINEは令和6年2月開始

## 16 児童虐待防止対策事業

(1) 内 容 児童虐待防止と早期発見・早期対応に努め、また、虐待を受けた児童とその家族を支援するために、関係機関による相互の連携や情報交換、検討会、広報啓発、研修会などを行う。

(2) 実 績 (令和5年度)

ア 親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）開催  
 代表者会議（1回開催）

実務者会議（10 回開催）※児童虐待事例検討会含む

個別ケース会議（486 回開催）

イ 児童虐待防止研修会（6 回開催）

ウ 相談対応状況（R5 年度実績）

| ※実対応件数  | 新規受理件数  | 延対応件数    |
|---------|---------|----------|
| 2,831 件 | 2,226 件 | 41,372 件 |

※実対応件数：当該年度中に対応した相談の実件数

## 17 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業

- (1) 内 容 すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から妊婦や 0～2 歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、子育て家庭の負担軽減を図るための経済的支援（合計 10 万円）を一体的に行う。

## 18 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- (1) 内 容 家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後 4 か月までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、子育てに関する情報提供や子育ての状況把握をすることで、支援が必要な家庭を早期に発見、保健師の訪問など適切な支援につなぐ。
- (2) 対 象 者 生後 4 か月までの乳児がいる家庭
- (3) 開始年月日 平成 20 年 4 月 1 日
- (4) 訪問実績 (R5 年度)

| 訪問対象者数  | 訪問実施数   |
|---------|---------|
| 2,139 人 | 1,507 人 |

## 19 養育支援訪問事業

- (1) 内 容 妊娠、出産、育児に関して保健師による専門的助言・指導と訪問支援者による育児・家事支援を行う。
- (2) 対 象 者 妊娠・出産に強い不安のある妊婦や育児困難で特に支援が必要な家庭
- (3) 開始年月日 平成 19 年 10 月 1 日
- (4) 利用実績 (R5 年度)

| 利用実件数 | 利用日数  | 利用時間     | 稼働支援者数 |
|-------|-------|----------|--------|
| 13 件  | 224 日 | 368.3 時間 | 8 人    |

## 20 子育て世帯訪問支援事業

- (1) 内 容 家事、育児等に対して不安及び負担を抱える子育て家庭、妊産婦又はヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援者が訪問し、家事等の支援を実施する。
- (2) 対 象 者 児童又は妊産婦がいる世帯で、訪問支援が必要であると認めた家庭。
- (3) 開始年月日 令和 5 年 4 月 1 日
- (4) (4) 利用実績 (R5 年度)

| 利用実件数 | 利用日数 | 利用時間  | 稼働支援者数 |
|-------|------|-------|--------|
| 9 件   | 48 日 | 91 時間 | 6 人    |

## 21 赤ちゃんの駅推進事業

- (1) 内 容 授乳スペースやおむつ替えスペースがあり、市民に開放してくれる施設を募集。市が赤ちゃんの駅として認定し、その情報をホームページ等で市民へ提供する。認定した施設には、ステッカーを配付し、施設の入口等へ掲示してもらい、市民へPRする。
- (2) 対 象 施 設 公共施設及び民間施設（店舗など）

## 22 地域親子のふれあい支援事業

- (1) お遊び教室

ア 内 容 民生委員・児童委員、主任児童委員やボランティア等と協力しながら、0歳から就学前の親子を対象に集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行う。

イ 実施場所 ふれあいセンター・公民館など

- (2) 参加の状況 (R5年度実績)

| 区 分       | 開催回数 | 参加者数    |
|-----------|------|---------|
| お 遊 び 教 室 | 401回 | 10,312人 |

## 23 ファミリー・サポート・センター運営

- (1) 内 容 地域において、育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けた者（おねがい会員）が会員となり、お互いに地域で助け合いながら子育てを行う会員組織である「ファミリー・サポート・センターながさき」を設置し、仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童の福祉の向上を図る。

- (2) 会員の条件

ア まかせて会員 市内在住で自宅で子どもを預かることができる方  
※市が指定する研修を受講する必要あり

イ おねがい会員 市内、西彼杵郡時津町及び同郡長与町在住で生後0ヶ月から小学生までの子を養育している方

- (3) 援助活動の内容

ア 保育所、幼稚園等までの送迎と保育時間終了後の子どもの預かり

イ 学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

ウ 冠婚葬祭や学校行事、買い物等、保護者の外出の際の子どもの預かり など

- (4) 開始年月日 平成20年9月1日

- (5) 実 績 (R5年度)

| 会員数    |        |        |        | 活動回数   |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| おねがい会員 | まかせて会員 | どっちも会員 | 計      |        |
| 1,420人 | 617人   | 90人    | 2,127人 | 4,302回 |

## 24 子育て支援センター事業

- (1) 内 容 育児をしている保護者、特に母親の子育てに対する負担感を軽減するため、いつでも・だれでも利用できる地域に密着した「子育て支援センター」を設置する。

ア 親や子どもの交流や仲間づくりができる場としての「つどいの場」の機能

イ 親同士が悩みを話したり、子育ての不安や疑問などの相談・援助を行う場としての「相談の場」の機能

ウ 親同士の情報交換や身近な地域の様々な子育て情報を適切に提供する場としての「情報提供の場」の機能

(2) 設置箇所 (R6. 4. 1) 18 箇所

ア 週 6 日開設型 15 箇所 (うち発達支援特化 1 箇所)

イ 週 3 日開設型 3 箇所

## 25 子育て短期支援事業

(1) 内 容 保護者が疾病等の社会的事由又は仕事等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において、養育等を行うことにより、児童及び家庭福祉の向上を図る。

(2) 開始年月日 平成 7 年 7 月 20 日

(3) 事業の種類 ア 短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業 (利用期間：原則 7 日以内)

保護者の社会的事由 (疾病、育児不安、出産、看護、事故、災害等) により家庭での養育が一時的に困難になった時、その児童を児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。

イ 夜間養護 (トワイライトステイ) 事業

仕事等の事由により保護者の帰宅が夜間にわたる場合、児童福祉施設において児童の生活支援を行う。

(4) 実施施設 浦上養育院 (石神町)、マリア園 (南山手町)、明星園 (磯道町)、光と緑の園 (大村市)、バオバブの家 (長崎市)

(5) 実績 (R5 年度)

| 短期入所生活援助<br>(ショートステイ) 事業 | 夜間養護<br>(トワイライトステイ) 事業 |
|--------------------------|------------------------|
| 延利用日数                    | 延利用日数                  |
| 452 日                    | —                      |

## 26 助産施設入所事業

(1) 内 容 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行う。

(2) 施設 長崎みなとメディカルセンターに設置 (4 床)

(3) 実績 16 人 (R5 年度)

## 27 児童館

(公立)

| 名 称    | 開設年月           | 建 物 構 造                                                                                    | 職 員 配 置                            | 会館時間<br>(月～金) |
|--------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------|
| 滑石児童館  | 昭和<br>53 年 4 月 | 鉄筋コンクリート 3 階建<br>(児童館部分は 1 階)<br>敷地面積 1,192.73m <sup>2</sup><br>建物延面積 303.63m <sup>2</sup> | 館長 (兼務) 1<br>児童厚生員 2<br>(会計年度任用職員) | 正午<br>～午後 6 時 |
| 土井首児童館 | 57 年 4 月       | 鉄筋コンクリート 2 階建<br>(児童館部分は 1 階)<br>敷地面積 1,476.25m <sup>2</sup><br>建物延面積 199.43m <sup>2</sup> | 館長 (兼務) 1<br>児童厚生員 2<br>(会計年度任用職員) | 正午<br>～午後 6 時 |

| 名 称      | 開設年月            | 建 物 構 造                                                                                    | 職 員 配 置                           | 会館時間<br>(月～金)      |
|----------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|
| 大浦児童センター | 56 年 4 月        | 鉄筋コンクリート 3 階建<br>(児童館部分は 2・3 階)<br>敷地面積 269.19m <sup>2</sup><br>建物延面積 632.91m <sup>2</sup> | 所長(兼務) 1<br>児童厚生員 2<br>(会計年度任用職員) | 正午<br>～午後 6 時      |
| 琴海児童館    | 平成<br>17 年 11 月 | 鉄骨造 2 階建<br>(児童館部分は 1 階)<br>敷地面積 509.42m <sup>2</sup><br>建物延面積 276.17m <sup>2</sup>        | 館長(兼務) 1<br>児童厚生員 2<br>(会計年度任用職員) | 午前 10 時<br>～午後 6 時 |

※学校の春、夏、冬休み期間中及び土曜日は、午前 9 時から午後 6 時まで開館

(民間)

| 名 称    | 開設年月           | 建 物 構 造                                                             | 職 員 配 置             | 開館時間                                         |
|--------|----------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------|
| 長崎北児童館 | 平成<br>12 年 4 月 | 鉄骨造 2 階建<br>敷地面積 464.88m <sup>2</sup><br>建物延面積 295.91m <sup>2</sup> | 館長(兼務) 1<br>児童厚生員 2 | ・月～金<br>午前 8 時～午後 7 時<br>・土<br>午前 8 時～午後 6 時 |

## 28 ひとり親家庭等支援対策

### (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦が、自立促進に必要な事由や社会的事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な世帯若しくは生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている世帯に、家庭生活支援員を派遣し生活の安定を図る。

### (2) ひとり親家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が安定的な収入を得ることにより自立した生活を送ることができるよう、よりよい就業に向けた能力開発への支援を実施する。

#### ア 自立支援教育訓練給付金

指定する教育訓練講座の修了後に受講に要した費用の一部を支給。(受講費用の 60%、最大上限 40 万円×講座受講年数(上限 4 年)・下限 1 万 2 千 1 円) ※所得制限あり

#### イ 高等職業訓練促進給付金等

看護師・理学療法士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、6 ヶ月以上修業することにより、当該資格の取得が見込まれ、かつ、就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる場合に、修業中の生活費等の負担軽減を図る。(支給期間上限 4 年) ※所得制限あり

#### 【支給額】

| 種 別           | 住民税非課税世帯    | 住民税課税世帯    |
|---------------|-------------|------------|
| 高等職業訓練促進給付金※  | 100,000 円/月 | 70,500 円/月 |
| 高等職業訓練修了支援給付金 | 50,000 円    | 25,000 円   |

※養成機関における過程の終了までの最後の 12 か月については、月額 40,000 円加算

### (3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

ア 内 容 児童扶養手当受給者に対し、母子・父子自立支援員が個別に面接を実施し、個々のケースに応じた自立支援計画書を策定後、ハローワーク等と連携することにより、きめ細かな自立・就業支援を実施している。



イ 開始年月日 平成 19 年 4 月 11 日

(4) ひとり親家庭等自立促進センター事業

ア 内 容 ひとり親家庭等の就業等による自立を促進するため、一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。(長崎県と共同で委託実施。)

イ 開始年月日 平成 19 年 4 月 1 日

## 29 母子生活支援施設

- (1) 内 容 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のために、その生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。
- (2) 名 称 及 び 定 員 長崎市立白菊寮 14 世帯
- (3) 開 設 年 月 日 昭和 29 年 9 月 1 日
- (4) そ の 他 平成 4 年度において保育所との複合施設として改築

## 30 母子父子寡婦福祉資金の貸付

- (1) 内 容 「母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦」の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するために必要な資金を貸し付ける。
- (2) 開 始 年 月 日 昭和 28 年 4 月 1 日 (母子) 昭和 44 年 10 月 1 日 (寡婦)  
平成 26 年 10 月 1 日 (父子)
- (3) 貸 付 金 の 種 類 修学、就学支度、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、事業開始、事業継続資金の 12 種類

## 31 交通遺児教育手当等の支給

- (1) 内 容 交通事故により、父又は母が死亡した義務教育に就学する遺児を監護する者に、教育手当と見舞金もしくは入学・卒業祝金を支給する。
- (2) 対 象 者 義務教育に就学する交通遺児の保護者
- (3) 対 象 者 数 4 世帯 7 人 (中学生 5 人・小学生 2 人) (R5. 4. 1 現在)
- (4) 支 給 額 教育手当 月額 3,000 円、見舞金及び祝金 (入学祝金・卒業祝金) 各 10,000 円

## 32 全天候型子ども遊戯施設 (長崎市あぐりの丘内)

あぐりの丘に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として、全天候型子ども遊戯施設を置く。

- (1) 構 造 及 び 規 模 鉄骨造平屋建 延床面積 1,753.67 m<sup>2</sup>
- (2) 施 設 の 概 要 子どもの遊び場 (大型ネット遊具、ふわふわドーム、クライミングウォール、ボルダリングウォール、木のボールプールなど)、多目的スペース、授乳室 (2 室)、多目的トイレ、救護室ほか
- (3) 供 用 開 始 令和 4 年 10 月 28 日
- (4) 開 館 時 間 午前 9 時～午後 5 時

(5) 休 館 日 水曜日及び年末年始

(学校の休業期間（夏休み等）を除く。水曜日が休日の場合は翌営業日)

(6) 入 館 料

| 区 分             | 入館料（1人1回につき） |            |
|-----------------|--------------|------------|
|                 | 個 人          | 団体（15人以上）  |
| 子ども（1歳未満の者を除く。） | 円<br>2 5 0   | 円<br>2 0 0 |
| 子どもの保護者等        | 1 0 0        | 8 0        |

備考 「子ども」とは、小学生までの者をいう。

# 幼 児 教 育

## 1 幼稚園教育

幼稚園及び保育所で就学前教育を受けた者の割合は、上限で横ばいの傾向にあり、市立小学校児童新 1 年生の 99.42%（30 年 5 月調査）が就学前教育を受けており、34.60%が幼稚園教育を受けている。

(1) 市内の幼稚園の状況 (R6. 5. 1)

| 区 分   | 市 立 | 国立大学法人         | 私 立   | 計     |
|-------|-----|----------------|-------|-------|
| 園 数   | 1 園 | 1 園            | 12 園  | 14 園  |
| 園 児 数 | 1 人 | 79 人           | 633 人 | 713 人 |
| 名 称   | 高島  | 長崎大学<br>教育学部附属 | —     | —     |

(2) 市立幼稚園の児童・教員数等 (R5. 5. 1)

| 区 分 | 園 数 | 学級数  | 児童数 | 1 学級当たり<br>児 童 数 | 教 員 数 |     |              |
|-----|-----|------|-----|------------------|-------|-----|--------------|
|     |     |      |     |                  | 計     | 園 長 | 園長を除く<br>教 員 |
| 幼稚園 | 1 園 | 3 学級 | 5 人 | 1～2 人            | 45 人  | 1 人 | 3 人          |

※ 高島幼稚園の園長は、高島小中学校長との兼務。

## 2 保護者負担軽減対策

(1) 私立幼稚園等預かり保育促進費補助金

私立幼稚園、認定こども園が実施している預かり保育又は一時預かりを利用している保育を必要とする子どもの保護者に対して、負担している預かり保育料の一部を助成し、保護者負担の軽減を図る。

〔補助額〕 保護者が支払った預かり保育料の 1／3（月額上限 3,000 円）

(2) 幼稚園等に対する助成

ア 私立幼稚園等振興費補助金

(ア) 運営費補助 1 園当たり平均 544,152 円

- ・園 割：1 園当たり 252,000 円
- ・園児数割：1 園当たり 168,000 円
- ・教職員割：当該年度 5 月 1 日現在の教員数×30,000 円
- ・職員数割：当該年度 5 月 1 日現在の職員数× 5,000 円

(イ) 日本スポーツ振興センター加入補助金

イ 幼稚園型一時預かり事業費補助金

私立幼稚園、認定こども園が実施している一時預かり事業（幼稚園型）に対し、児童を一時的に預かるために要する費用の一部を助成するもの。

(ア) 幼稚園Ⅰ型

- ・事業概要：主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的な預かりを行うもの

- ・補助実績（R5 年度実績）

| 補助施設数(①) | 補助金額計(②)     | 平均補助金額(②／①) |
|----------|--------------|-------------|
| 32 施設    | 88,697,678 円 | 2,771,802 円 |

(イ) 幼稚園Ⅱ型

- ・事業概要：保育を必要とする0～2歳児の受け皿として定期的な預かりを行うもの。

- ・補助実績（R5 年度実績）

| 補助施設数(①) | 補助金額計(②)    | 平均補助金額(②／①) |
|----------|-------------|-------------|
| 4 施設     | 5,458,232 円 | 1,364,558 円 |

ウ 長崎市私立幼稚園協会教職員研修費補助金 年額（R5 実績）2,041,000 円

### 3 新制度に移行している幼稚園及び認定こども園の保育料等（1号認定）

- (1) 幼児教育・保育の無償化により、1号認定全世帯0円となる。
- (2) 副食費について、実費（各施設が定める額）を各施設が徴収する。ただし、世帯状況により下表のとおり免除となる場合がある。

| 各月初日の教育・保育を受ける児童の<br>属する世帯の階層区分 |                                                                                                |                           | 副食費負担                      |                                      |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 階層<br>区分                        | 定<br><br>義                                                                                     |                           | 1 号認定                      |                                      |
|                                 |                                                                                                |                           | 第 1 子<br>第 2 子             | 第 3 子以降                              |
| A                               | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 |                           | 免除                         |                                      |
| B                               | 市町村民税<br>非課税世帯                                                                                 |                           |                            |                                      |
| C                               | 市<br>町<br>村<br>民<br>税<br>所<br>得<br>割<br>課<br>税<br>額                                            | 48,600 円未満                |                            |                                      |
| D1                              |                                                                                                | 48,600 円以上<br>77,101 円未満  |                            |                                      |
|                                 |                                                                                                | 77,101 円以上<br>97,000 円未満  | 実費負担<br>（負担額は施設<br>ごとに異なる） | 免除<br>（概ね 18 歳までの<br>範囲で子の数を<br>数える） |
| D2                              |                                                                                                | 97,000 円以上<br>169,000 円未満 |                            | 免除<br>（小学校 3 年生ま                     |

|    |  |                            |  |               |
|----|--|----------------------------|--|---------------|
| D3 |  | 169,000 円以上<br>301,000 円未満 |  | での範囲で子の数を数える) |
| D4 |  | 301,000 円以上<br>397,000 円未満 |  |               |
| D5 |  | 397,000 円以上                |  |               |

# 青少年育成

「心豊かで、たくましく生きる青少年」を育成するために、地域における青少年健全育成活動を活性化するとともに、子どもの非行防止及び健全育成を目的として、関係機関との連携を図りながら補導や相談活動などを行う。

また、子どもたちが安全にかつ安心して過ごす事のできる住みよいまちをつくるために全小学校区で子どもを守るネットワークを組織し、パトロールなどの安全確保のための活動を展開する等、総合的な青少年健全育成活動を推進する。

## 1 少年教育

青少年の意識や行動に大きな影響を与えるものとして、地域社会における人間関係、連帯感の希薄化が指摘されているが、青少年と地域社会とのかかわりがより密接なものとなっていくよう、家庭、学校、地域が一体となった健全育成を図る。そのため、小・中学校区青少年育成協議会、子どもを守る会ネットワーク、自治会、PTA等各種関係団体が連携を保ちながら一体となった育成活動を推進している。

社会教育施設等で開催する各種事業への子どもの参加を奨励するとともに、子ども会活動をはじめとした地域における活動を活性化し、子どもが主体となった活動を行う団体の振興を図る施策を展開するとともに、研修の充実により地域における指導者等の資質の向上を図っている。

また、平成 22 年度からは放課後子ども教室推進事業を開始し、放課後や週末等の子どもたちの安全・安心な居場所作りを進めており、今後も、地域住民の参画を得ながら拡充を図っていく。

### (1) 少年団体育成事業

(令和 6 年度予定)

| 事業名                 | 対象                                         | 期間              | 内容                                    |
|---------------------|--------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 広島・長崎<br>子ども会親善交歓会  | 長崎市子ども会育成連合会に加入している<br>一般参加者とジュニアリーダー及び指導者 | 8月23日～<br>8月25日 | ・子ども会リーダー研修<br>・平和についての学習<br>・仲間づくり研修 |
| 子ども会交流推進事業          | 子どもゆめフェスティバルに<br>参加する子ども会                  | 11月2日           | ・子ども会相互の交流と市内子ども会の活性化                 |
| 青少年育成協議会<br>活動事例発表会 | 市内青少年育成協議会                                 | 2月8日            | ・健全育成活動のあり方について<br>活動事例の発表            |

(2) 青少年健全育成団体の状況

青少年育成協議会は、発足以来 40 年以上、地域での青少年の健全育成活動を続け、成果をあげている。また、地域内外の関係機関、団体等と連携しながら地域社会における教育力の向上に寄与している。

ア 青少年健全育成組織と役割

| 名 称                   | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎市青少年育成連絡協議会         | ① 各学校区の青少年育成協議会相互の堅密な連携を図る<br>② 各大型公民館区ごとの青少年育成協議会の連絡、調整<br>③ 広報紙の発行（年 1 回）広報紙コンクール（年 1 回）<br>④ その他、青少年の健全育成に関する取り組み                                                                                       |
| 小・中学校区青少年育成協議会        | ① 子どもに関する地域活動の全体企画と調整<br>② 学校、PTA、自治会、公民館、子どもを守る会などの地域内部団体との連携<br>③ 市、教育委員会、少年センター、警察など外部団体との連携<br>④ 研修の開催などによる、地域における指導者の養成<br>⑤ 単位子ども会など青少年団体の育成と振興<br>⑥ 社会環境の浄化や青少年健全育成に関する広報、啓発活動の推進<br>⑦ 青少年の非行及び事故防止 |
| 育 成 団 体<br>(子どもを守る会等) | ① 子ども会成人指導者の研修強化<br>② 野外活動、文化活動の振興<br>③ ジュニア・リーダー、子ども会会長・班長の研修強化による活性化<br>④ 県・市子ども会育成連合会への加入促進<br>⑤ 安全教育の徹底                                                                                                |

イ 団体への市の助成（小・中学校区青少年育成協議会に対する補助）

（ア）運営費補助金……総会、会議等の育成協の運営に要する経費への補助

（小学校区、中学校区ともに 5 万円を上限に補助）

（イ）事業費補助金……運動会、キャンプ、あいさつ運動、防犯活動等の事業に要する経費への補助

（小学校区、中学校区ともに 20 万円を上限に補助）

(3) 放課後子ども教室推進事業

ア 放課後子ども教室（令和 6 年度予定：66 教室）※内、26 教室は自主事業として実施

（ア） 内 容 放課後又は週末等に、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う。

（イ） 実施場所 小学校の余裕教室、公民館等

（ウ） 利用料金 無料。ただし、保険料等の実費は自己負担

## 2 相談支援活動の拡充

長崎市においては、子どもの課題が顕在化し、特に小・中・高等学校におけるいじめや不登校、ヤングケアラーなど、多様かつ複合的な課題が増加傾向にあり、教育と福祉の連携による支援の必要性がさらに高まっている。このことから、教育委員会と連携を図りながら、第三者の立場として行政機関が支援することは重要であると考え、補導業務を中止に活動してきた「長崎市少年センター」を見直し、困難を抱えた子どもに対する相談支援機能を拡充する「長崎市こども相談センター」を新設した。関係機関、団体との連携を深めながら、子どもの健やかな成長を支える活動を推進する。

### 〈こども相談センターの業務〉

- (1) 相談支援活動
  - ・ 困難を抱えた子どもからの相談を受ける窓口（来所、電話、メール、ライン等）
  - ・ 臨床心理士、社会福祉士、教育職等の専門スタッフが対応
- (2) 環境浄化活動
  - ・ コンビニエンスストア、大型店舗ゲームコーナー等の社会環境実態調査
  - ・ 白ポストによる有害図書回収
- (3) 安全保障活動
  - ・ 不審者や有害鳥獣に関する「こども安全注意報」の発令による注意喚起
  - ・ 「学校警察連携協議会」における子どもの非行等の情報の共有化
- (4) 街頭補導活動
  - ・ 市長に委嘱された 196 名少年補導委員の補導活動との協働
  - ・ 「長崎市少年補導委員協議会」における資質向上を目的とした研修会開催

## 3 子ども安全対策

### (1) 子どもを守るネットワーク

子どもたちが安全に、かつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのために、地域の力を結集してネットワークを作り、社会全体で子どもたちを守っていく。

#### ア 活動内容

（ア）定期的なパトロール活動

（イ）定期的な地域の子どものに関する情報交換会の開催

#### イ 市の助成（小学校区子どもを守るネットワークに対する活動費補助）

巡回活動費補助金……1 団体への上限額を 7 万円として補助

### (2) こども安全注意報

子どもの生命等の安全を脅かす事案・事件・事故等に関する情報を収集し、こどもみらい課が事務局となり、「長崎市こども安全対策マニュアル」に沿って、関係課と協議する。

情報は、大きく分けて、不審者に関しては学校教育課と、有害鳥獣に関しては健康教育課と協議・分析し、必要に応じ関係各課を通じて、小・中学校、幼稚園及び保育園等に不審者等の情報を発信し、被害拡大の予防に努める。



# 社会福祉施設一覧

(R6. 4. 1)

| 施設区分    | 事業種別          | 経営別施設数・定員数 |                       |                       |
|---------|---------------|------------|-----------------------|-----------------------|
|         |               | 県立         | 市立                    | 私立                    |
| 老人福祉施設  | 養護老人ホーム       | —          | —                     | 6 ( 300人)             |
|         | 特別養護老人ホーム     | —          | —                     | 48 ( 2,175人)          |
|         | 生活支援ハウス       | —          | —                     | 3 ( 42人)              |
|         | 軽費老人ホーム       | —          | —                     | 14 ( 669人)            |
|         | 老人福祉センター      | —          | 4 ( 600人)             | —                     |
|         | 老人憩いの家        | —          | 10 ( 1,040人)          | —                     |
|         | 計             | —          | 14 ( 1,640人)          | 71 ( 3,186人)          |
| 生活保護施設  | 救護施設          | —          | —                     | 2 ( 120人)             |
|         | 援産施設          | —          | —                     | 1 ( 30人)              |
|         | 計             | —          | —                     | 3 ( 150人)             |
| 児童福祉施設  | 保育所           | —          | 5 ( 550人)             | 66 ( 4,938人)          |
|         | 認定こども園(保育所型)  | —          | —                     | 9 ( 675人)             |
|         | 認定こども園(幼稚園型)  | —          | —                     | 9 ( 365人)             |
|         | 認定こども園(幼保連携型) | —          | 1 ( 72人)              | 38 ( 3,567人)          |
|         | 小規模保育事業       | —          | —                     | 1 ( 18人)              |
|         | 児童自立支援施設      | 1 ( 45人)   | —                     | —                     |
|         | 児童養護施設        | —          | —                     | 3 ( 130人)             |
|         | 障害児入所施設       | —          | —                     | 2 ( 152人)             |
|         | 児童発達支援センター    | —          | 1 ( 45人)              | 3 ( 70人)              |
|         | 助産施設          | —          | —                     | 1 ( 4床)               |
|         | 母子生活支援施設      | —          | 1 ( 14世帯)             | —                     |
|         | 児童館           | —          | 3                     | 1                     |
|         | 児童センター        | —          | 1                     | —                     |
|         | 児童家庭支援センター    | —          | —                     | 1                     |
|         | 計             | 1 ( 45人)   | 12 ( 667人)<br>( 14世帯) | 134 (9,915人)<br>( 4床) |
| 障害者福祉施設 | 身体障害者福祉センター   | —          | 1                     | —                     |
|         | 視聴覚障害者情報提供施設  | 2          | —                     | —                     |
|         | 指定障害者支援施設     | —          | —                     | 8 ( 544人)             |
|         | 指定共同生活援助事業所   | —          | —                     | 44 ( 611人)            |
|         | 計             | 2          | 1                     | 52 ( 1,155人)          |
| その他の施設  | 児童相談所         | 1          | —                     | —                     |
|         | 家庭児童相談室       | —          | 1                     | —                     |
|         | 婦人保護施設        | 1 ( 5人)    | —                     | —                     |
|         | 婦人相談所         | 1          | —                     | —                     |
|         | 無料低額宿泊所       | —          | —                     | 1 ( 15人)              |
|         | 身体障害者更生相談所    | 1          | —                     | —                     |
|         | 知的障害者更生相談所    | 1          | —                     | —                     |
|         | 精神保健福祉センター    | 1          | —                     | —                     |
|         | 計             | 6 ( 5人)    | 1                     | 1 ( 15人)              |

# 医 療 福 祉

心身障害者等に対して、その経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行っている。

| 区 分           | 対 象                                                                                                                          | 所得制限                                                                            | 給 付 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | R5 年度実績                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 心 身<br>障 害 者  | 福祉医療費の支給<br>身障手帳 1～3 級、療育手帳<br>A1、A2、B1 を所持している者の<br>入院・外来に係る保険給付の一部負担<br>金<br>精神手帳 1 級を所持している者<br>の外来に係る保険給付の一部負担<br>金      | 前 年 の 所<br>得 が 特 別<br>児 童 扶 養<br>手 当 等 の<br>支 給 に 関<br>する 法 律<br>で 定 め る<br>額以下 | 身障手帳 1、2 級及び療育手<br>帳A1、A2 及び精神手帳 1 級<br>(外来) の者は医療取扱機関<br>ごとに一部負担金の額から 1<br>日につき 800 円 (1 月につき<br>1,600 円を限度) を差引いた<br>額、薬局の保険給付分につい<br>ては全額。身障手帳 3 級、療<br>育手帳 B1 の者は上記の 2 分<br>の 1 の額。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 延 229,966 件<br>876,134,440 円                                   |
| ひとり親<br>家 庭 等 | 福祉医療費の支給<br>20 歳未満の子を監護するひとり親<br>家庭等の父又は母、ひとり親家庭等<br>の子又は父母のない子で 18 歳未満<br>の者又は高等学校に就学する 20 歳<br>未満の者の入院・外来に係る保険給<br>付の一部負担金 | 前 年 の 所<br>得 が 児 童<br>扶 養 手 当<br>法 で 定 め<br>る額未満                                | 保険給付の一部負担金から<br>保険医療機関等ごとに 1 月<br>につき日額上限 800 円 (限<br>度額 1,600 円) を控除した<br>額 (薬局の保険給付を受け<br>たときは一部負担金の全<br>額)<br>乳幼児は、H19.4 から、ひと<br>り親家庭等は、H22.12 か<br>ら現物給付による助成を実<br>施<br>H28.4 からは乳幼児を子ど<br>もへ変更し、対象者を小学<br>校卒業まで拡大<br>H29.10 から入院に係る医<br>療費についてのみ対象者を<br>中学校卒業まで拡大<br>H30.10 から通院に係る医<br>療費についても対象者を中<br>学校卒業まで拡大<br>R3.10 から現物給付による<br>助成対象を近隣 4 市町 (諫<br>早市、西海市、時津町、長<br>与町) まで拡大<br>R5.10 から対象者を高校生<br>世代 (満 18 歳に達する年<br>の年度末まで) まで拡大 (R5.4<br>の医療費から助成対象) | 親 (※1) 51,317 件<br>148,403,192 円<br>子 11,996 件<br>27,816,699 円 |
| こ ど も         | 福祉医療費の支給<br>高校生世代 (満 18 歳に達する年<br>の年度末まで) までのこどもの入<br>院・外来に係る保険給付の一部負担<br>金                                                  | な し                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 683,526 件<br>1,221,463,007 円                                   |
| 寡 婦           | 福祉医療費の支給<br>60 歳以上 70 歳未満の独居の寡婦<br>の入院に係る保険給付の一部負担<br>金                                                                      | 前 年 度 の<br>所 得 税 が<br>非 課 税 の<br>者                                              | 保険給付の一部負担金から<br>1 日につき 1,200 円を差引<br>いた額<br>H22.12 から現物給付によ<br>る助成を実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 3 件<br>94,257 円                                                |

(※1) 親：20 歳未満の子を現に監護するひとり親家庭等の母又は父  
(平成 22 年 12 月から、父子家庭についても医療費助成の対象となった。)

# 医 療

本市の医療施設数、病床数、医療従事者数等は表のとおりであり、市民の保健医療を担当している。

救急体制は、初期体制として市医師会・市歯科医師会による在宅当番医制及び長崎市夜間急患センターにより、二次体制として病院群輪番制病院及び協力病院により、三次体制として長崎大学病院及び長崎みなとメディカルセンターにより、それぞれ対応している。また、令和6年4月から、全国の医療機関を検索することができる医療情報ネット（ナビイ）が稼動している。

なお、平成24年7月2日に、夜間の診療体制の充実を図るため長崎市夜間急患センターに耳鼻咽喉科を開設した。

市立病院としては、新市立病院建設計画における平成28年2月の新病院完成に伴い、平成28年3月27日をもって成人病センターは閉院し、診療機能は市民病院に統合され、病院名については平成29年4月1日から「長崎みなとメディカルセンター」に変更し、引き続き、地域の中核的基幹病院としての役割を果たしている。

離島地区等においては、伊王島・高島、池島、琴海及び野母崎地区に診療所を擁し、医療体制の確保に努めている。

注)「琴海病院」は平成22年4月1日から民間に移譲

「野母崎病院」は平成23年4月1日から診療所に移行

「市民病院」及び「成人病センター」は平成24年4月1日から「地方独立行政法人長崎市立病院機構」に移行

## 1 医 療 施 設

### (1) 医療施設数

(令和5年12月末現在)

| 合 計<br>(除歯科) |        | 病 院 |       | 診 療 所 |     |     |              |
|--------------|--------|-----|-------|-------|-----|-----|--------------|
| 施設数          | 病床数    | 施設数 | 病床数   | 施設数   | 有 床 | 無 床 | (除歯科)<br>病床数 |
| 549          | 10,232 | 43  | 9,495 | 506   | 52  | 454 | 737          |

### (2) 主要診療科目別診療所数

(令和5年12月末現在)

| 合 計<br>(除歯科) | 内 科 | 外 科<br>整 形 | 小児科 | 皮膚科<br>泌 尿<br>肛 門 | 眼 科 | 耳 鼻<br>咽 喉 | 産 婦<br>人 科 | 放 射<br>線 科 | 精神科 | その他 | 歯 科 |
|--------------|-----|------------|-----|-------------------|-----|------------|------------|------------|-----|-----|-----|
| 506          | 249 | 97         | 24  | 35                | 30  | 24         | 19         | 2          | 24  | 2   | 269 |

### (3) 一床当り人口（除歯科）

(令和5年12月末現在)

| 人 口       | 病 床 数    | 一床当り人口 |
|-----------|----------|--------|
| 395,842 人 | 10,232 床 | 38.7 人 |

### (4) 医療関係従事者届出数

(令和4年12月末現在)

| 医 師     | 歯科医師  | 薬剤師     | 保健師   | 助産師   | 看護師     | 准看護師    | 歯科衛生士 | 歯科技工士 |
|---------|-------|---------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|
| 1,287 人 | 388 人 | 1,033 人 | 124 人 | 147 人 | 6,339 人 | 1,410 人 | 687 人 | 118 人 |

※届出は2年に1度

※令和6年3月31日までの長崎市取扱件数

※オンライン提出分は含まない

## 2 救急医療

本市における初期救急医療体制として、休日の昼間については在宅当番医制により、夜間については、長崎市夜間急患センターにおいて、1年365日対応している。

さらに、二次体制として、病院群輪番制病院10病院、救急医療協力病院5病院を配置している。

また、長崎県救急医療情報システムの運用により、救急車による患者搬送がスムーズに行われるシステムが確立している。

### (1) 在宅当番医制度

| 実施主体 | 長崎市                                                                                                                                     | 長崎市歯科医師会          |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 発足年月 | 昭和58年4月から長崎市医師会に委託                                                                                                                      | 昭和53年12月          |
| 当番医数 | 1休日 10ヵ所（10月～12月中旬及び3月は11ヵ所、12月中旬～2月は13ヵ所）<br>内科2（10月～12月中旬及び3月は3ヵ所、12月中旬～2月は4ヵ所）<br>小児科1（1月～2月は2ヵ所）<br>外科2 婦人科1 耳鼻科1 眼科1<br>その他医療機関1～2 | 1休日 2ヵ所           |
| 診察時間 | 午前9時～午後6時<br>ただし婦人科、眼科、耳鼻科については午前9時～正午                                                                                                  | 午前9時～正午           |
| 助成内容 | 733万円（令和5年度）                                                                                                                            | 105万8,500円（令和5年度） |

### (2) 長崎市夜間急患センター

夜間等における初期救急医療の体制を維持するため設置

ア 所在地 長崎市栄町2番22号（長崎市医師会館内）

イ 開設日 平成14年4月1日

ウ 延面積 509.68m<sup>2</sup>

エ 診療科目 内科、小児科、耳鼻咽喉科

オ 診療日 毎日

カ 診療時間 平日：内科、耳鼻咽喉科 20：00～24：00

小児科 20：00～翌日7：00

土曜・休日：内科 20：00～24：00、小児科 20：00～翌日7：00

年末年始：内科 10：00～18：00 及び 20：00～24：00

小児科 10：00～18：00 及び 20：00～翌日7：00

キ 指定管理者 一般社団法人長崎市医師会

ク 診療体制

（令和6年4月1日）

|           |    | 総数 | 医師 | 看護師 | 事務員 |
|-----------|----|----|----|-----|-----|
| 平日        | 準夜 | 9人 | 3人 | 4人  | 2人  |
|           | 深夜 | 3  | 1  | 1   | 1   |
| 土曜日<br>休日 | 準夜 | 8  | 2  | 4   | 2   |
|           | 深夜 | 3  | 1  | 1   | 1   |
| 年末年始      | 昼間 | 13 | 3  | 6   | 4   |
|           | 準夜 | 11 | 3  | 5   | 3   |
|           | 深夜 | 6  | 2  | 2   | 2   |

(3) 長崎市薬剤師会調剤薬局

長崎市夜間急患センターの開設に伴い、これに対応する調剤薬局として移転開設

|        |              |
|--------|--------------|
| ア 開設場所 | 長崎市興善町7番19号  |
| イ 開設日  | 平成14年4月1日    |
| ウ 開局日  | 毎日           |
| エ 開局時間 | 20:00～翌日7:00 |

### 3 市立の医療施設等

(1) 地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター

昭和23年12月1日、市民の健康保持に必要な医療を提供するために、日本医療団長崎県中央病院を引き継ぎ、長崎市立市民病院として開設。以来、数次にわたる増改築や診療科の増設、高度医療の導入を図るとともに、平成24年4月1日から、運営面でより迅速かつ柔軟に対応できる地方独立行政法人に移行した。

また、新病院建設事業により平成24年から現地建て替え工事が進められ、平成26年2月に新病院Ⅰ期棟が完成。その後、平成28年3月に主に透析医療、感染症医療、結核医療を担っていた長崎みなとメディカルセンター成人病センターと統合し、平成28年7月には、513床を有する病院として全面開院した。新市立病院建設にあわせ、診療面においては心臓血管外科の新設やサイバーナイフの導入などによる充実を図るとともに、ハード面においては免震装置やヘリポート及びハイブリッド手術室等の整備により診療機能の向上を図り、市民により良い医療を提供する体制を整えた。

地域の病院、診療所を支援する地域医療支援病院をはじめ、長崎医療圏病院群輪番制病院、臨床研修病院、災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、第二種感染症指定医療機関、地域周産期母子医療センター、地域脳卒中センター、救命救急センター等の指定を受けており、質の高い優れた医療サービスを提供する地域の中核病院として、長崎医療圏において救急医療、高度・急性期医療、小児・周産期医療、政策医療などの公的医療機関としての役割を担っている。

令和2年度には長崎県の新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、専用病棟を確保するなど、地域の新型コロナウイルス感染症患者の診療において中心的役割を担った。

ア 開設年月日 昭和23年12月1日

イ 施設の概要

|          |                                                                                                                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 場所   | 長崎市新地町6番39号                                                                                                                                                   |
| (イ) 敷地面積 | 11,017.72m <sup>2</sup>                                                                                                                                       |
| (ウ) 建物   | Ⅰ期棟 鉄筋コンクリート造（免震構造）<br>地上8階 地下2階<br>Ⅱ期棟 鉄筋コンクリート造（免震構造）<br>地上4階 地下1階<br>マニホール棟<br>駐車場棟 鉄骨造 地上5階<br>建築面積 8,215.71 m <sup>2</sup> 延床面積 48,720.67 m <sup>2</sup> |

ウ 診療科目及び病床数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（ア） 診療科目 内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、歯科  
36 科目

（イ） 病 床 数 513 床（一般 494 床、結核病床 13 床、感染症病床 6 床）

エ 職員数（再任用・嘱託員含む）

（令和 6 年 4 月 1 日）

| 区 分         | 人 員     | 区 分           | 人 員   |
|-------------|---------|---------------|-------|
| 計           | 1,074 人 |               |       |
| 医 師         | 127 人   | 歯 科 衛 生 士     | 3 人   |
| 薬 剤 師       | 26 人    | 看 護 師         | 552 人 |
| 放 射 線 技 師   | 25 人    | 保 健 師         | 2 人   |
| 臨 床 検 査 技 師 | 32 人    | 管 理 栄 養 士     | 11 人  |
| 臨 床 工 学 技 士 | 15 人    | 医療ソーシャルワーカー   | 9 人   |
| 理 学 療 法 士   | 29 人    | 精神ソーシャルワーカー   | 1 人   |
| 作 業 療 法 士   | 10 人    | 臨 床 心 理 士     | 1 人   |
| 言 語 聴 覚 士   | 8 人     | 診 療 情 報 管 理 士 | 5 人   |
| 視 能 訓 練 士   | 3 人     | 事 務 職 員       | 215 人 |

オ 業務実績（令和 5 年度決算）

（ア） 患者の利用状況

| 区 分       | 年 間       | 1 日平均（暦日） |
|-----------|-----------|-----------|
| 入 院 患 者   | 98,382 人  | 268 人     |
| 外 来 患 者   | 131,196 人 | 358 人     |
| 新 入 院 患 者 | 8,617 人   | 24 人      |

（イ） 病床稼働率（休床中の病床を除く一般病床 435 床での稼働率） 61.6%

（ウ） 平均在院日数 10.3 日

（エ） 救急車応需数 4,021 台

（オ） 入院診療単価（一般、感染症、結核） 86,770 円

（カ） 外来診療単価（一般、透析、歯科） 25,517 円

（キ） 医業収益に対する給与費（退給含む）の割合 61.4%

（ク） 医業収益に対する材料費の割合 29.9%

（ケ） 医業収益に対する経費の割合 16.4%

カ 経営成績（令和 5 年度決算）

令和 5 年度決算は、総収益 135 億 6,753 万 3,682 円に対し、総費用は 153 億 8,860 万 9,542 円で 18 億 2,107 万 5,860 円の純損失であり、目的積立金 1 億 1,901 万 2,376 円を取り崩したことにより総損失は、17 億 206 万 3,484 円となっている。

なお、長崎市から運営費負担金として総額 9 億 6,025 万 3,438 円を受け入れている。  
地方独立行政法人として、更に効率的な運営に努め、持続可能な経営基盤を確立することとしている。

(2) 長崎市伊王島国民健康保険診療所

ア 所在地 長崎市伊王島町 2 丁目 846 番地 6

イ 開設 平成 17 年 1 月 4 日（当初開設 昭和 47 年 6 月 1 日）

ウ 敷地面積 1,420.18m<sup>2</sup>

エ 建築延面積 332.58m<sup>2</sup>

オ 診療科目 内科、歯科

カ 診療時間 内科 月～金曜日 9：00～17：00 歯科 火曜日 9：40～17：00

キ 職種別職員数 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

|          | 総 数 | 医 師 | 看 護 師 | 医療技術者 | 事 務 職 | そ の 他 |
|----------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 総 数      | 5人  | 1人  | 3人    | —     | 1人    | —     |
| 正 規 職 員  | 1   | 1   | —     | —     | —     | —     |
| 会計年度任用職員 | 4   | —   | 3     | —     | 1     | —     |

注：事務職は、兼務職員を除く。

ク 利用状況

| 年 度 |          | R5      |
|-----|----------|---------|
| 内 科 | 患 者 延 数  | 4,139 人 |
|     | 1 日平均患者数 | 17.5    |
| 歯 科 | 患 者 延 数  | 176 人   |
|     | 1 日平均患者数 | 3.7     |

(3) 長崎市高島国民健康保険診療所

ア 所在地 長崎市高島町 1727 番地 1

イ 開設 平成 17 年 1 月 4 日（当初開設 平成元年 4 月 1 日）

ウ 敷地面積 2,099.35m<sup>2</sup>

エ 建築延面積 1,112.96m<sup>2</sup>

オ 診療科目 内科、歯科

カ 診療時間 内科 月～金曜日 8：30～17：00 歯科 水曜日 9：40～17：00

キ 職種別職員数 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

|          | 総 数 | 医 師 | 看 護 師 | 医療技術者 | 事 務 職 | そ の 他 |
|----------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 総 数      | 4人  | 1人  | 3人    | —     | —     | —     |
| 正 規 職 員  | 4   | 1   | 3     | —     | —     | —     |
| 会計年度任用職員 | —   | —   | —     | —     | —     | —     |

注：事務職は、兼務職員を除く。

ク 利用状況

| 年 度 |          | R5      |
|-----|----------|---------|
| 内 科 | 患 者 延 数  | 1,243 人 |
|     | 1 日平均患者数 | 5.1     |
| 歯 科 | 患 者 延 数  | 212 人   |
|     | 1 日平均患者数 | 4.7     |

(4) 長崎市池島診療所

ア 所 在 地 長崎市池島町 1132 番地 8

イ 開 設 平成 17 年 1 月 4 日（当初開設 平成 14 年 4 月 1 日）

ウ 敷地面積 1,304.41m<sup>2</sup>

エ 建築延面積 155.04m<sup>2</sup>

オ 診療科目 内科

カ 診療時間 月～金曜日 9：00～16：00

キ 職種別職員数

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

|          | 総 数 | 医 師 | 看 護 師 | 医療技術者 | 事 務 職 | そ の 他 |
|----------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 総 数      | 5人  | 2人  | 2人    | —     | 1人    | —     |
| 正 規 職 員  | 2   | —   | 2     | —     | —     | —     |
| 会計年度任用職員 | 3   | 2   | —     | —     | 1     | —     |

注：事務職は、兼務職員を除く。

ク 利用状況

| 年 度      | R5    |
|----------|-------|
| 患 者 延 数  | 664 人 |
| 1 日平均患者数 | 2.7   |

(5) 長崎市小口診療所

ア 所 在 地 長崎市琴海尾戸町 400 番地 2

イ 開 設 平成 18 年 1 月 4 日（当初開設 昭和 33 年 10 月 6 日）

（移転開設 平成 11 年 11 月 1 日）

ウ 敷地面積 47.04m<sup>2</sup>

エ 建築延面積 36.12m<sup>2</sup>

オ 診療科目 内科、外科

カ 診療時間 月、木曜日 13：30～15：30

キ 職種別職員数 （令和 6 年 4 月 1 日現在）

医師及び看護師は、医療法人社団 大同会に委託。（医師 1、看護師 1）

ク 利用状況

| 年 度      | R5    |
|----------|-------|
| 患 者 延 数  | 309 人 |
| 1 日平均患者数 | 3.2   |



(6) 長崎市野母崎診療所

ア 所在地 長崎市野母町 2283 番地 7

イ 開設 平成 23 年 4 月 1 日（長崎市立野母崎病院から移行）

（当初開設 昭和 27 年 11 月 1 日野母村立病院）

（現地新築移転 平成 14 年 4 月）

ウ 診療所面積 1,137.27m<sup>2</sup>

エ 診療科目 内科、外科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科

オ 診療時間 内科、外科 月～金曜日 8：30～12：00、13：30～17：15

眼科 水曜日 14：00～16：30

耳鼻いんこう科 木曜日 14：00～16：30

皮膚科 金曜日（月 2 回） 14：00～16：30

カ 職種別職員数

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

|           | 総 数 | 医 師 | 看 護 師 | 医療技術者 | 事 務 職 | そ の 他 |
|-----------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 総 数       | 15人 | 2人  | 6人    | 4人    | 3人    | －     |
| 正 規 職 員   | 11  | 2   | 2     | 4     | 3     | －     |
| 再 任 用 職 員 | 1   |     | 1     |       |       |       |
| 会計年度任用職員  | 3   | －   | 3     | －     | －     | －     |

キ 利用状況

外来

| 年 度     |            | R5       |
|---------|------------|----------|
| 内 科     | 患 者 延 数    | 12,020 人 |
|         | 1 日 平均 患者数 | 49.5     |
| 外 科     | 患 者 延 数    | 917 人    |
|         | 1 日 平均 患者数 | 3.8      |
| 皮 膚 科   | 患 者 延 数    | 374 人    |
|         | 1 日 平均 患者数 | 16.3     |
| 眼 科     | 患 者 延 数    | 620 人    |
|         | 1 日 平均 患者数 | 12.9     |
| 耳鼻いんこう科 | 患 者 延 数    | 322 人    |
|         | 1 日 平均 患者数 | 6.4      |
| 計       | 患 者 延 数    | 14,253 人 |
|         | 1 日 平均 患者数 | 58.7     |

# 教 育 行 財 政

本市では平成 18 年 12 月に「体験や人とのかかわりの中で、豊かな心を育み、生涯にわたって自分らしく生き抜く長崎人の育成」を基本理念とする長崎市教育振興計画を策定した。

その後、本市が第四次総合計画（平成 23 年度～令和 2 年度）を策定し、また、国及び県がそれぞれ第二期教育振興基本計画を策定したことを踏まえ、全体の整合性を図るため、内容を見直し、平成 26 年 2 月に「第 2 次長崎市教育振興基本計画」を策定した。

また、平成 28 年 3 月、本市が第四次総合計画後期基本計画を策定したことを踏まえ、「第 3 次長崎市教育振興基本計画」を策定した。

さらに、令和 4 年 3 月、本市が長崎市第五次総合計画前期基本計画を策定したことに合わせ、本市の教育に関する成果や課題を整理し、教育行政を相互的かつ計画的に推進するため、令和 4 年 4 月に「第 4 次長崎市教育振興基本計画」を策定した。

この計画において、「次代を生きぬく子どもを育みます」、「だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくれます」の二つを基本施策に掲げるとともに、平成 27 年に、長崎市長が策定した長崎市教育大綱の「長崎の未来を創るひとづくり」を基本理念に、それぞれの教育活動に取り組んでいる。

## 1 令和 6 年度教育費当初予算

| 区 分       | 令 和 5 年 度        |            | 令 和 6 年 度        |            | 予 算 額<br>増 減 率 |
|-----------|------------------|------------|------------------|------------|----------------|
|           | 予 算 額            | 構 成 比      | 予 算 額            | 予 算 額      |                |
| 教 育 費 合 計 | 千円<br>15,730,351 | %<br>100.0 | 千円<br>16,509,500 | %<br>100.0 | %<br>5.0       |
| 教 育 総 務 費 | 2,077,906        | 13.2       | 2,403,419        | 14.5       | 15.7           |
| 小 学 校 費   | 4,579,383        | 29.1       | 5,045,703        | 30.6       | 10.2           |
| 中 学 校 費   | 1,587,799        | 10.1       | 1,299,213        | 7.9        | △18.2          |
| 高 等 学 校 費 | 878,359          | 5.6        | 860,136          | 5.2        | △2.1           |
| 幼 稚 園 費   | 48,254           | 0.3        | 34,897           | 0.2        | △27.7          |
| 社 会 教 育 費 | 2,531,153        | 16.1       | 2,706,331        | 16.4       | 6.9            |
| 保 健 体 育 費 | 3,738,626        | 23.8       | 3,989,544        | 24.2       | 6.7            |
| 市 民 会 館 費 | 288,871          | 1.8        | 170,257          | 1.0        | △41.1          |

### (1) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助(令和 6 年度予算 511,438 千円)

経済的な理由で就学困難と見られる児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助費を支給している。

(2) 通学対策費補助(令和6年度予算 51,839 千円)

自宅から住所地で指定された学校までの通学距離が一定以上となる児童・生徒の保護者等に通学費を補助している。

○通学距離及び補助率

- ・小学校 2 km以上 4 km未満、中学校 3 km以上 6 km未満の場合 通学費の半額補助
- ・小学校 4 km以上、中学校 6 km以上の場合 通学費の全額補助

○通学手段

公共交通機関利用（公共交通機関がない場合は自家用車送迎）

(3) 離島高校生修学支援費補助（令和6年度予算 600 千円）

高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、通学費、下宿費、寮費、帰省費等について1人あたり月額 12,500 円を限度として、補助している。

(4) 私立学校に対する助成

私立学校振興費補助金（令和6年度予算 7,050 千円）

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ・運営費補助金（小・中学校）      | 6,874 千円 |
| 小学校    1校当たり平均      | 938 千円   |
| 中学校        〃        | 446 千円   |
| ・原爆資料館見学学習費補助金（小学校） | 126 千円   |
| ・平和教育費補助金（小・中学校）    | 50 千円    |

(5) 高校生等入学給付金（令和6年度予算 17,517 千円）

高等学校等（通信制の課程を除く高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程）に入学した高校生等で、経済的な理由で修学することが困難なものの保護者を対象に、高校生等1人あたり 63,200 円の入学給付金を給付している。

## 2 奨学金制度（奨学資金貸付金）

長崎市の奨学金は、高校生等（通信制の課程を除く高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学中の者）を対象に実施しており、貸与月額は、10,000 円となっている。

返還は貸与の終了した月の翌月から起算して 6 ヶ月経過後 10 年以内の期間とし、方法は年賦、半年賦、月賦及びその他の割賦方法によっている。

なお、大学生向けの奨学金の貸与については、国や県において大学生向けの奨学金が充実してきている中で、長崎市の大学生の新規貸与者が年々減少していたため、令和元年度から新規貸与を廃止した。

# 学 校 教 育

## 学校教育の指導方針

- 確かな学力と豊かな心を育てる学校教育の実現
  - ・「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を推進する。
  - ・教職員等の資質向上に関する指標を規準にし、自らの資質を磨き、指導力の向上を図るため、校内研修をはじめとする各種研修を充実する。
  - ・国際化が進むこれからの時代にふさわしい国際感覚豊かな子どもの育成を図るため、長崎市の特殊性を生かした国際理解教育を推進する。
  - ・非行やいじめ、不登校等の根絶を目指して、心のふれあいのある生徒指導の強化を図る。
- 平和希求の心を培う教育の推進
  - ・平和に関する資質の育成を図り、被爆都市としての特殊性を生かすとともに新たな平和教育の指導法の充実に努める。
- 平等な社会づくりを目指す人権教育の推進
  - ・人権教育の視点を明確にした指導を推進する。
  - ・同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解するための教職員研修の拡充を図る。

### 1 市内の学校数（幼稚園を除く）

(R6. 5. 1)

| 区 分 | 小学校         | 中学校         | 高 等 学 校 |        |        | 短 大<br>期 学 | 大 学    | 各 種<br>学 校 | 専 修<br>学 校 | 特別支援<br>学 校 |
|-----|-------------|-------------|---------|--------|--------|------------|--------|------------|------------|-------------|
|     |             |             | 全 日 制   | 定 時 制  | 通 信 制  |            |        |            |            |             |
| 計   | 校<br>73     | 校<br>46     | 校<br>19 | 校<br>3 | 校<br>2 | 校<br>1     | 校<br>5 | 校<br>2     | 校<br>15    | 校<br>3      |
| 市 立 | 67<br>内分校 1 | 37<br>内分校 1 | 1       | —      | —      | —          | —      | —          | —          | —           |
| 県 立 | —           | 1           | 7       | 2      | 1      | —          | —      | —          | —          | 2           |
| 国 立 | 1           | 1           | —       | —      | —      | —          | 1      | —          | —          | 1           |
| 私 立 | 4           | 7           | 11      | —      | 1      | 1          | 4      | 2          | 15         | —           |

### 2 市立学校の児童生徒数等（幼稚園を除く）

(R6. 5. 1)

| 区 分   | 学 校 数       | 学 級 数        | 児 童<br>生 徒 数 | 1 学級当<br>たり児童<br>生 徒 数 | 学 校 職 員 数   |             |              |          |
|-------|-------------|--------------|--------------|------------------------|-------------|-------------|--------------|----------|
|       |             |              |              |                        | 計           | 教 員         | 事務職員<br>栄養職員 | そ の 他    |
| 計     | 校<br>105    | 学級<br>1, 288 | 人<br>26, 289 | 人<br>—                 | 人<br>2, 115 | 人<br>1, 891 | 人<br>121     | 人<br>103 |
| 小 学 校 | 67<br>内分校 1 | 918          | 17, 429      | 18. 9                  | 1, 331      | 1, 191      | 73           | 67       |
| 中 学 校 | 37<br>内分校 1 | 352          | 8, 157       | 23. 2                  | 739         | 660         | 44           | 35       |
| 高等学校  | 1           | 18           | 703          | 39. 0                  | 45          | 40          | 4            | 1        |

### 3 市立学校施設

#### (1) 校 舎

(R6. 5. 1)

| 区 分     | 合 計                                |          | 鉄 筋                                |           | 鉄 骨                     |          | 木 造                   |          |
|---------|------------------------------------|----------|------------------------------------|-----------|-------------------------|----------|-----------------------|----------|
|         | 床 面 積                              | 比 率      | 床 面 積                              | 比 率       | 床 面 積                   | 比 率      | 床 面 積                 | 比 率      |
| 小 学 校   | m <sup>2</sup><br>261,687<br>(611) | %<br>100 | m <sup>2</sup><br>258,042<br>(611) | %<br>98.6 | m <sup>2</sup><br>3,194 | %<br>1.2 | m <sup>2</sup><br>451 | %<br>0.2 |
| 中 学 校   | 167,750<br>(622)                   | 100      | 165,731<br>(622)                   | 98.8      | 1,647                   | 1.0      | 372                   | 0.2      |
| 高 等 学 校 | 10,728                             | 100      | 10,728                             | 100.0     | —                       | —        | —                     | —        |

※ ( ) 書きは、借用建物で外数〔院内学級を除く〕。

#### (2) 屋内運動場

(R6. 5. 1)

| 区 分     | 合 計                      |          | 鉄 筋                      |           | 鉄 骨                      |           |
|---------|--------------------------|----------|--------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
|         | 床 面 積                    | 構 成 比 率  | 床 面 積                    | 構 成 比 率   | 床 面 積                    | 構 成 比 率   |
| 小 学 校   | m <sup>2</sup><br>51,261 | %<br>100 | m <sup>2</sup><br>19,544 | %<br>38.1 | m <sup>2</sup><br>31,717 | %<br>61.9 |
| 中 学 校   | 35,156<br>(475)          | 100      | 15,867                   | 45.1      | 19,289<br>(475)          | 54.9      |
| 高 等 学 校 | 1,953                    | 100      | 1,953                    | 100.0     | —                        | —         |

※ ( ) 書きは、借用建物で外数〔院内学級を除く〕。

#### (3) 屋内運動場・プールの設置状況

(R6. 5. 1)

| 区 分   | 学 校 数   | 屋 内 運 動 場 |           | プ ー ル   |           |
|-------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|       |         | 設 置 数     | 設 置 率     | 設 置 数   | 設 置 率     |
| 小 学 校 | 校<br>67 | 校<br>64   | %<br>95.5 | 校<br>57 | %<br>85.1 |
| 中 学 校 | 37      | 36        | 97.3      | 31      | 83.8      |

※ ( ) 書きは、中学校からの借用で外数。

#### (4) 児童・生徒1人当たり学校施設

(R6. 5. 1)

| 区 分   | 運 動 場 面 積            | 校 地 面 積              |
|-------|----------------------|----------------------|
| 小 学 校 | 21.00 m <sup>2</sup> | 57.74 m <sup>2</sup> |
| 中 学 校 | 37.81 m <sup>2</sup> | 97.28 m <sup>2</sup> |

#### 4 市立学校施設建設状況

| 区 分         |               | 令 和 5 年 度 建 設 分 | 令 和 6 年 度 建 設 予 定 分 |
|-------------|---------------|-----------------|---------------------|
| 小<br>学<br>校 | 校 舎 新 増 改 築   | —               | 6,478㎡              |
|             | 上 記 の 教 室 数   | —               | 42室                 |
|             | 屋 内 運 動 場 建 設 | —               | 1,188㎡              |
|             | プ ー ル 建 設     | —               | 275㎡                |
|             | 給 食 室 改 築     | —               | —                   |
| 中<br>学<br>校 | 校 舎 新 増 改 築   | —               | —                   |
|             | 上 記 の 教 室 数   | —               | —                   |
|             | 屋 内 運 動 場 建 設 | —               | —                   |
|             | プ ー ル 建 設     | —               | —                   |
|             | 武 道 場 建 設     | —               | —                   |

※高校は該当なし

#### 5 児童の就学前教育状況

| 区分<br>年度 | 小学校入学<br>児 童 数<br>(人) | 就 学 前 教 育 を 受 け た 者 (人) |       |       |        | 就 園 率 (%) |
|----------|-----------------------|-------------------------|-------|-------|--------|-----------|
|          |                       | 計                       | 幼 稚 園 | 保 育 園 | 認定こども園 |           |
| 2        | 3,036                 | 3,017                   | 736   | 1,293 | 988    | 99.4      |
| 3        | 3,111                 | 3,091                   | 739   | 1,202 | 1,150  | 99.4      |
| 4        | 2,873                 | 2,863                   | 680   | 1,223 | 960    | 99.7      |
| 5        | 2,787                 | 2,772                   | 629   | 1,199 | 944    | 99.5      |
| 6        | 2,773                 | 2,759                   | 698   | 1,156 | 905    | 99.5      |

#### 6 市立中学校卒業者の進路状況

| 区分<br>年度 | 卒 業 者 総 数<br>(人) | 高 校 ・ 高 専 入 学 者 ・ 就 職 進 学 者<br>(人) | 専 修 ・ 各 種 ・ 職 業 訓 練 校 等<br>入 学 者 ・ 就 職 者 ・ 無 業 ・ そ の 他<br>(人) | 進 学 率<br>(%) |
|----------|------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------|
| R元       | 2,993            | 2,975                              | 18                                                            | 99.4         |
| 2        | 2,797            | 2,789                              | 8                                                             | 99.7         |
| 3        | 2,931            | 2,909                              | 22                                                            | 99.2         |
| 4        | 2,816            | 2,800                              | 16                                                            | 99.4         |
| 5        | 2,921            | 2,895                              | 26                                                            | 99.1         |

## 7 特別支援教育

### (1) 特別支援学級設置校数等

#### ア 小学校

(R6. 5. 1)

|          | 学 校 数 | 学 級 数 | 在 籍 数 |
|----------|-------|-------|-------|
|          | 校     | 学級    | 人     |
| 知的障害     | 60    | 86    | 435   |
| 自閉症・情緒障害 | 61    | 112   | 691   |
| 肢体不自由    | 9     | 9     | 14    |
| 聴覚障害     | 10    | 10    | 14    |
| 視覚障害     | 1     | 1     | 1     |
| 言語       | 1     | 1     | 1     |
| 病弱（院内学級） | 31(1) | 31(1) | 38(2) |

#### イ 中学校

(R6. 5. 1)

|          | 学 校 数 | 学 級 数 | 在 籍 数 |
|----------|-------|-------|-------|
|          | 校     | 学級    | 人     |
| 知的障害     | 31    | 34    | 104   |
| 自閉症・情緒障害 | 32    | 42    | 208   |
| 肢体不自由    | 3     | 3     | 4     |
| 聴覚障害     | 2     | 2     | 2     |
| 視覚障害     | 0     | 0     | 0     |
| 病弱（院内学級） | 12(1) | 12(1) | 15(2) |

### (2) 通級指導教室設置校数等

#### ア 小学校

(R6. 5. 1)

|               | 学 校 数 | 教 室 数 | 通 級 者 数 |
|---------------|-------|-------|---------|
|               | 校     | 教室    | 人       |
| 情緒障害          | 1     | 1     | 20      |
| L D ・ A D H D | 34    | 34    | 493     |
| 言語障害          | 6     | 6     | 67      |
| 聴覚障害          | 1     | 1     | 6       |

#### イ 中学校

(R6. 5. 1)

|               | 学 校 数 | 教 室 数 | 通 級 者 数 |
|---------------|-------|-------|---------|
|               | 校     | 教室    | 人       |
| L D ・ A D H D | 18    | 19    | 151     |

## 8 人権教育

### (1) 市教委の指導方針

- すべての学校において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」という憲法の規定をよりどころにして、人間尊重の精神を基調とする人権教育を推進する。
- 平等の原則に基づき、人権尊重の精神を貫いて、心理的差別の解消を図ることを中心的課題として、児童生徒に差別を正しくとらえさせ、いっさいの差別を許さない態度と実践力を育成する。
- 地域の実態及び児童生徒の発達段階に即し、学校の教育課程に基づくすべての教育活動を通して行う。

## (2) 充実のための事業計画

### ア 人権教育研修会

教職員対象研修会、初任者研修会等

### イ 指定研究の推進

研究指定校への研究助成

### ウ 各種研究大会、研究集会への参加奨励

### エ その他の事業

- 人権教育関係図書費の補助                      ○ 推進教員による人権教育の推進
- 公開授業実施による指導法の充実

## 9 学校保健

### (1) 健康診断

#### ア 定期（臨時）健康診断

学校保健安全法に基づき、児童生徒及び幼児並びに職員の定期（臨時）健康診断を実施して、疾病の予防処置を行うとともに治療を勧告している。特に心臓・腎臓検診においては、市医師会の協力により検診マニュアルを作成し、異常者の早期発見と早期治療の指示を行い、健康管理等に万全を尽くしている。

#### イ 就学時健康診断

学校教育法施行令第 2 条の規定によりあらかじめ作成された学齢簿に記載された就学予定者の健康診断を行い、肢体不自由者・病弱者その他配慮の必要な者については、就学義務の猶予または免除・若しくは特別支援学校への就学または特別支援学級への編入等により適正な就学を図るよう保護者と協議している。

### (2) 歯科保健推進事業

幼児、児童生徒のう歯保有の改善をめざし、歯科保健指導・管理の充実を図るため、歯科保健に係る意見交換会や研修会の開催、また、よい歯の学校表彰などを通して歯科保健に関する意識の高揚を図っている。

### (3) 市学校保健会

市学校保健会は、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）と学校保健関係教職員で組織され、各種研修会を開催し、会員相互の資質向上を図るとともに、各種団体へ研究委託等を行い、学校保健の推進を図っている。

## 10 学校給食

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。学校給食を活用し、学校における食育の推進を図るため、給食時間を通じて社会性を身につけることや適切な栄養の摂取、地場産物の利用など、学校給食の充実に努めている。

中学校給食については、平成 16 年 9 月に全市立中学校で給食を実施した。また、平成 24 年 9 月からは全市立小中学校で週 3 回の米飯給食を実施しており、米飯の提供方式も弁当箱方式からお碗方式へ年次的に移行し、平成 26 年 9 月に全市立小中学校がお碗方式に切り替わった。今後の学校給食については、調理機器の設置の



有無により献立内容に学校間で違いがあること、食物アレルギーへの対応が現行の給食室では困難であること、給食室の多くが老朽化していることなどから、学校給食施設を集約化し、市内に3か所の学校給食センターを整備することとしており、1か所目となる「北部学校給食センター」を令和4年1月から供用開始した。残り2か所の学校給食センターについては、中部の学校給食センターを「川平小学校跡地」に、南部の学校給食センターを「香焼町本村埋立地」に建設することを決定し、PFI手法を導入して整備を進めている。

なお、本市の学校給食の状況は次のとおりである。

(1) 学校給食の状況

(R6. 5. 1)

| 区分      |              | 単独調理場方式 |        | 親子方式 |        | 保温食缶<br>配送方式 | 共同調理場方式 |     | 給食セン<br>ター方式 | 計       |
|---------|--------------|---------|--------|------|--------|--------------|---------|-----|--------------|---------|
|         |              | 直営      | 委託     | 直営   | 委託     | 委託           | 直営      | 委託  | 委託(PFI)      |         |
| 小学<br>校 | 学校数          | 7校      | 11校    | 2校   | 14校    | 1校           | 9校      | 2校  | 20校          | 66校     |
|         | 児童数          | 1,368人  | 4,151人 | 194人 | 4,982人 | 260人         | 911人    | 53人 | 5,509人       | 17,428人 |
| 中学<br>校 | 学校数          | 2校      | 4校     | 2校   | 9校     | 9校           | 5校      | 1校  | 4校           | 36校     |
|         | 生徒数          | 272人    | 1,809人 | 153人 | 2,068人 | 2,293人       | 343人    | 26人 | 1,183人       | 8,147人  |
| 計       | 学校数          | 9校      | 15校    | 4校   | 23校    | 10校          | 14校     | 3校  | 24校          | 102校    |
|         | 児 童<br>生 徒 数 | 1,640人  | 5,960人 | 347人 | 7,050人 | 2,553人       | 1,254人  | 79人 | 6,692人       | 25,575人 |

(開成分校は未実施)

(2) 長崎市学校給食会（一般財団法人）

当会は、学校の給食事業の充実・発展とその運営の適正を図るため、一般物資の調達及び配給その他学校給食の普及・奨励に関する事業を行う。

昭和34年9月設立。従事職員6人。役員（理事6人、監事2人）

## 11 学校体育

令和6年指導方針

学校体育は、教職員の人格・識見と卓越した指導力を必要とする。そこで、各種研修の機会を提供し、専門的知識・技能の習得を図る。

1 教職員の資質の向上

(1) 研究委託

(2) 各種研修会

2 長崎市小学校体育大会

市内小学校6年生が一堂に集い、小学校体育の振興を図る。

3 中学校総合体育大会

市内全中学校部活動生等が一堂に集い、中学校体育の振興を図る。

#### 4 部活動（課外クラブ）の振興

学校教育活動の一環として行われる部活動の自主的な運営を助長するため、課外クラブサポーター及び部活動指導員を配置するとともに、活動費の一部を助成することにより、部活動の振興を図る。

(1) 課外クラブ指導者講習会・課外クラブ実技講習会

(2) 令和 6 年度課外クラブ（部活動）加入者

(R6. 5. 31)

|     |       |           |           |           |            |
|-----|-------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 中学校 | 体育クラブ | 男 2,613 人 | 女 1,869 人 | 計 4,482 人 |            |
|     | 文化クラブ | 男 227 人   | 女 862 人   | 計 1,089 人 | 合計 5,571 人 |
| 小学校 | 体育クラブ | 男 146 人   | 女 48 人    | 計 194 人   |            |
|     | 文化クラブ | 男 21 人    | 女 125 人   | 計 146 人   | 合計 340 人   |
| 総 計 |       |           |           |           | 5,911 人    |

## 12 長崎市教育研究所

### (1) 概 要

昭和 26 年開設し、昭和 31 年長崎市教育研究所条例を定める。設置目的に従い、本市の学校教育における今日的課題について、調査・研究を行い、その成果を小・中学校に紹介することにより、義務教育の内容充実と教職員の資質の向上を図る。また、教育研究関係の資料を整備し、教職員の研修活動に資する。

現在、学校の今日的な教育課題や今後の教育の進むべき方向性に対応するために、主に、研究・研修、情報教育、教育支援の 3 つに取り組んでいる。

### (2) 主な事業

#### ア 研究・研修部門

##### (ア) 研究所研究

- ・ 所員及び研究推進員は、特別支援教育、情報教育、外国語教育の 3 分野での実践的研究を行う。
- ・ 研究成果は、県内教育研究所連盟（3 年に 1 度）の研究発表会で発表する。

##### (イ) 情報教育

- ・ 情報教育及び I C T 活用に関する情報の収集及び発信を行う。
- ・ 情報教育及び I C T 活用に関する研修会の開催及び校内研修の指導を行う。

##### (ウ) 教育支援

- ・ 教育的支援の必要な児童生徒の対応に関する情報の収集及び発信を行う。
- ・ 教育的支援の必要な児童生徒の対応に関する研修会の開催及び校内研修の指導を行う。
- ・ 教育相談に関する研修会の開催及び校内研修の指導を行う。

#### イ 情報教育部門

##### (ア) 教育情報ネットワークシステムの管理・運営

##### (イ) 市立小中学校の I C T 環境整備

## ウ 教育支援部門

### (ア) 一般教育支援

- ・不登校等について、電話、来所等による教育相談
- ・長崎市学びの支援センター「ひかり」の運営及び指導
- ・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）派遣事業の運営
- ・関係機関との連携による相談・支援
- ・不登校児童生徒が活動するフリースクール等民間施設との連携
- ・不登校支援に関する事業（学びの多様化学校・メタバース登校・校内学びのセンター）の運営

### (イ) 発達障害を含む障害などの教育支援

- ・特別支援教育に関する相談及び幼児児童生徒の観察・支援・就学相談等を行う。
- ・関係機関との連携による相談・支援を行う。

## 13 学校規模の適正化と適正配置

長崎市の児童生徒数は、ピーク時と比較し、約４分の１に減少しているが、一方で小・中学校数は大きく変わっておらず、多くの学校で小規模化が進んでいる。このような状況の中、子どもたちが集団生活の中で多様な意見にふれ、自分の考えを深めるとともに、認め合い、協力し合いながら社会性を身に付けることができる教育環境の整備が重要となっている。

このため、平成 29 年 2 月に「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、小学校では 5 学級以下、中学校では 2 学級以下の過小規模校と、学校施設の老朽化が進んでいる小規模校を念頭に、通学区域の見直しや学校の統廃合により、市内全域で学校規模の適正化と適正配置に取り組んでいる。

# 生涯学習

## 生涯学習の取組み方針

よりよい地域をつくるためには、多くの市民が生涯を通じて学び続けることにより、豊かな心を育むだけでなく、学んだ知識や技術を活かして地域に貢献することが必要である。

そのため、長崎市第五次総合計画にあげる基本施策のなかで「市民が自ら学ぶとともに、学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている」ことを 2025 年度にめざす姿とし、①市民の学習機会の充実、②学生・若者への体験活動支援、③学習活動ボランティアへの活動機会の提供の3点を取組方針として掲げ生涯学習の推進に取り組んでいる。

## 1 成人教育

### (1) 成人・女性・高齢者を対象とした講座の実施

公民館を拠点として「学習のきっかけづくり」「新しい仲間づくり」をめざして、現代的課題・教養・地域づくり講座など一般成人向けの講座、女性の社会参画と学習活動の推進につながる講座や高齢者の社会参画や健康、安全や消費生活などの講座を、各世代の学習に対するニーズの把握に努めながら実施している。

### (2) 家庭教育の推進

P T A活動の活性化を図り家庭の教育力を高めるために、毎年、各小中学校P T Aの広報委員や学級委員などの役職者に集まっていたらいての研修会を実施している。

また、平成 24 年度から各小中学校のP T A会員を対象に、保護者同士が子育ての不安や悩みなどを話し合いながら楽しく学び合う、ファミリープログラムを活用した講座を実施している。令和5年度は、各学校単位のP T Aで実施したものと、各学校のP T A役職者に集まっていたらいて実施したものを含め、全部で 55 回、2,277 人の受講で前年度よりは 300 人以上増えたが、コロナ禍直前の令和元年度の3割程度の開催に留まった。

令和6年度は、チラシを工夫する等の周知に力を入れ、従前のように多くの学校でファミリープログラムが実施できるよう取り組む。

### (3) 学校施設の開放

市立小学校の施設を学校教育に支障がない範囲で、住民・団体が行う学習及び研修活動に供するため、地域・学校交流センターや会議室を開放している。

### (4) 人権教育の推進

人権を正しく理解するための学習機会の充実を図るとともに、偏見や差別のない明るい社会づくりをめざして、フィールドワークを取り入れた長崎人権学講座や人権ポスター展の開催、人権啓発リーフレットの発行、公民館においては人権啓発研修会を毎年開催している。また、本市の人権教育を円滑に行うため、関係機関・団体で長崎市人権教育推進協議会を構成して事業の推進と情報の共有を行っている。

## 2 青年教育

青年個々人の成長を促し、自己の確立を図るとともに、社会参加活動を通して地域づくりに貢献できる青年の育成をめざす。

### (1) 長崎市 二十歳のつどい

令和4年4月の民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられたことを受けて、これまで行っていた成人式を「二十歳（はたち）のつどい」と名称を改めて実施する。

約3,500人の20歳の方を対象に、改めて大人としての自覚と責任をもってもらう機会にするのと同時に、ふるさと長崎の良さを再発見してもらう機会とすることをねらいとする。

また、参加対象者有志による長崎市二十歳のつどい実行委員会を組織し、「つどい」の趣旨やマナーの啓発などについて説明を行うとともに、青年たちの意見が反映できるよう、青年たちの参画による開催をめざす。

## 3 長崎市立図書館（所在地：長崎市興善町1番1号）

長崎市の図書活動は、市民の読書活動を推進するため昭和48年度に公民館に図書室を設置し、社会教育課の図書整備室において「公民館図書整備事業」として開始した。昭和61年、図書センターを設置し、図書資料の系統的な収集、整理、配本など図書活動の効率化を図った。昭和63年度からコンピュータ図書オンラインシステムを導入、各館の所蔵図書が相互に検索、予約、貸出、返却できるようになった。

平成20年1月、「市民や地域に役立つ情報拠点」として、民間の持つ経営力、資金力、技術力を活用するPFI手法を導入して長崎市立図書館を設置し、これに伴い図書センターを閉館した。

長崎市立図書館では図書センターの事業を引き継ぎ、市内全図書室の地区の人口・利用に見合った資料の購入及び配本を行っており、現在の市民窓口サービスは、市立図書館・香焼図書館・公民館・ふれあいセンター等図書室の計59館となっている。

なお、15年間のPFI事業期間満了により令和5年1月からは指定管理者制度を導入し管理運営を行っている。

### (1) 施設概要

ア 開館時間 午前9時30分～午後8時(生涯学習エリアは午後9時まで)

イ 休館日 火曜日(祝日は開館) 12月29日～1月4日 特別整理期間(5日間)

ウ 敷地面積 5,886.92㎡ 建築面積 3,650.27㎡ 延べ面積 11,658.94㎡

エ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造・地上4階 地下1階

オ 所蔵能力 開架 約25万冊 閉架 約55万冊

カ 主要施設等 図書閲覧室(こどもとしょかん、おはなしのへや、対面朗読室、グループ学習室を含む)、有料貸室(多目的ホール、研修室、編集室、スタジオ、パソコン室、新興善メモリアル)、救護所メモリアル、スタディールーム、レストラン

### (2) 事業概要

資料提供サービス、調査・相談、資料整備、読書関連企画・展示、公民館等図書室支援、学校図書館支援、はじめまして絵本事業、図書館を使った調べる学習コンクール、ボランティア研修会、リサイクル市、図書オンラインシステム管理、貸室、視聴覚ライブラリー

(3) 令和5年度の図書活動

ア 所蔵点数 市立図書館 872,024点 市内図書館・図書室計 1,372,792点  
 イ 貸出点数 市立図書館 1,112,264点 市内図書館・図書室計 1,688,392点

4 香焼図書館（所在地：長崎市香焼町1070番地32）

旧香焼町では昭和53年度に町中央集会所の一部を成人用図書館とすることから図書館事業を開始し、児童図書館や分館の設置・統合、大幅な改造工事を経て、旧集会所全体を図書館とした。

旧町による運営では、図書貸出の重視、児童の読書推進、町内全体へのサービスを基本に行ってきた。これらの実践により、日本図書館協会や文部科学省から優秀図書館として表彰された。

旧施設の老朽化等のため、令和2年3月に香焼地域センター内へ移転したが、長く親しまれてきた地域の図書館として、市立図書館等とのネットワークによる利便性も生かしながら運営を行っている。

延床面積 419.57㎡（香焼地域センターのうち図書館機能部分）  
 所蔵点数 24,707点（令和6年3月末現在）  
 貸出点数 16,292点（令和5年度実績）

5 公 民 館

(1) 市立公民館の概要

| 名 称       | 所 在 地    | 開 設<br>年 月 | 延 面 積<br>(㎡) | 職 員 数<br>(R6.4.1現在)         | 令和5年度<br>利用人員 | 備 考                                            |
|-----------|----------|------------|--------------|-----------------------------|---------------|------------------------------------------------|
| 中 央 公 民 館 | 魚の町5-1   | S32. 1     | 3,243.76     | 指定管理者<br>職員 4人              | 65,030        | 各 種 施 設<br>併 設<br>H28年度より<br>指定管理者制<br>度 を 導 入 |
| 東 公 民 館   | 矢上町19-1  | S46. 4     | 3,378.56     | 常 勤 1<br>非常勤 11             | 100,029       | 各種施設併設<br>H24.1～新築移転                           |
| 西 公 民 館   | 丸尾町5-5   | S47. 4     | 1,087.96     | 常 勤 1<br>非常勤 7              | 20,012        | 老人憩の家<br>併 設                                   |
| 南 公 民 館   | 浪の平町7-19 | S48. 4     | 964.85       | 常 勤 1<br>非常勤 5              | 19,294        | 老人憩の家<br>併 設                                   |
| 北 公 民 館   | 千歳町5-1   | S44. 11    | 1,667.12     | 指 定 管 理 者<br>職員 11人         | 156,471       | 各 種 施 設<br>併 設<br>R2年度より指<br>定管理者制度<br>を 導 入   |
| 滑 石 公 民 館 | 滑石2丁目1-8 | S54. 4     | 1,268.67     | 常 勤 1<br>非常勤 5              | 33,736        | 児 童 館 併 設<br>H22.7～新築移転                        |
| 香 焼 公 民 館 | 香焼町501-2 | S58. 4     | 1,518.35     | 常勤(兼) 4<br>非常勤 2            | 12,365        | 独 立 館                                          |
| 外 海 公 民 館 | 神浦江川町2   | S46. 4     | 707.00       | 常勤(兼) 8<br>非常勤 1<br>非常勤(兼)2 | 3,025         | 独 立 館                                          |
| 三 和 公 民 館 | 布巻町88-1  | S57. 2     | 2,835.99     | 常勤(兼) 3<br>非常勤 8<br>非常勤(兼)2 | 38,932        | 独 立 館                                          |

| 名 称     | 所 在 地       | 開 設<br>年 月 | 延 面 積<br>(㎡) | 職 員 数<br>(R6. 4. 1 現在)      | 令和 5 年度<br>利用人員 | 備 考              |
|---------|-------------|------------|--------------|-----------------------------|-----------------|------------------|
| 戸石地区公民館 | 戸石町 1740-1  | S49. 4     | 490. 52      | 常勤(兼) 3<br>非常勤(兼)2          | 1, 644          | 地 区 事 務 所<br>併 設 |
| 福田地区公民館 | 福田本町 10     | S45. 8     | 341. 63      | 常勤(兼) 5<br>非常勤 2<br>非常勤(兼)2 | 11, 074         | 地域センター<br>併 設    |
| 三重地区公民館 | 三重町 1142-1  | S48. 3     | 871. 50      | 常勤(兼) 6<br>非常勤 1<br>非常勤(兼)1 | 9, 571          | 独 立 館            |
| 高浜地区公民館 | 高浜町 3203-73 | S51. 3     | 755. 20      | 常勤(兼) 5<br>非常勤 1<br>非常勤(兼)1 | 6, 927          | 連絡員事務所<br>併 設    |
| 野母地区公民館 | 野母町 2244-1  | S57. 8     | 994. 76      | 常勤(兼) 5<br>非常勤 1            | 4, 801          | 独 立 館            |
| 黒崎地区公民館 | 下黒崎町 5157-1 | S48. 4     | 543. 38      | 常勤(兼) 8<br>非常勤 2<br>非常勤(兼)2 | 2, 689          | 独 立 館            |
| 川原地区公民館 | 川原町 234-5   | S58. 3     | 461. 15      | 常勤(兼) 3<br>非常勤 1<br>非常勤(兼)3 | 1, 941          | 独 立 館            |
| 為石地区公民館 | 為石町 2020-2  | S52. 1     | 690. 00      | 常勤(兼) 3<br>非常勤 1<br>非常勤(兼)3 | 3, 196          | 独 立 館            |

## (2) 事業概要

### ア 市民への学習機会の提供

現代的課題・教養・地域づくりなどの講座の開設、講演会・研修会の開催、大学や他の社会教育機関と連携した専門講座の開設、図書室の運営

### イ 心豊かな青少年の育成

子ども英会話教室、子ども映画会、夏休み子ども講座などの開設

### ウ 地域団体との連携と活動支援

家庭教育学級の開設、育成協の活動支援、町立公民館講座・ふれあいセンター講座の開設支援

### エ 学習情報の提供と学習相談

公民館だよりの発行、学習相談窓口の充実

### オ 自主学習グループの育成と学習成果の活用促進

学習グループ活動支援、公民館まつりの開催、各種研修会・ボランティア活動への参加奨励

## 6 長崎市科学館（所在地：長崎市油木町 7 番 2 号）

国際文化都市長崎にふさわしい科学に関する知識の普及及び啓発並びに科学教育の振興を図り、文化の向上に資するため、平成 9 年 4 月 26 日に開館した。

平成 22 年度からは指定管理者制度を導入し、民間の豊富な企業運営の経験や知識を生かして館の運営・維持管理を行うとともに、科学に関する講座やイベント等の充実を図ることにより科学教育の充実に努めている。

平成 30 年 12 月 22 日に展示室を「自然の探求と発展する科学技術の学び」を基本理念とするリニュー

アルを行い、長崎らしさを取り入れた体験型装置等を展示している。

(1) 施設概要

ア 展示室

大地・暮らし・未来の3ゾーン及び「サイエンスショーステージ」から構成。

各ゾーンはテーマに関する事象を紹介する基本展示や体験型装置を展示。

※長崎で発見された恐竜・翼竜の化石を大地のゾーンに常設展示。

イ スペースシアター（直径23m、席数234席）

プラネタリウムの投影、全天周映画の上映

ウ 天文台 第1天文台（ドーム直径9m、50cm反射望遠鏡）

第2天文台（ドーム直径4m、15cm屈折望遠鏡）

エ 星空広場 10cm屈折望遠鏡を10台設置可

オ 科学実験室、科学工作室、学習室、収蔵室、会議室等

カ 駐車場

(2) 事業概要 展示室、スペースシアターでの事業ほか、天体観望会、講座（科学教室、発明クラブ等）、自由研究相談室、採集品分類会、科学講演会などを実施している。

(3) 開館時間 午前9時30分～午後5時

(4) 休館日 指定管理者の定める日（ただし、原則として以下の取扱いによる。）

- ・月曜日
- ・休日の翌日
- ・年始及び年末（1月1日及び12月31日）

(5) 観覧料

|               | 展 示      |          | プラネタリウム  |          | 全天周映画    |          |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|               | 個 人      | 団 体      | 個 人      | 団 体      | 個 人      | 団 体      |
| 一 般           | 円<br>410 | 円<br>320 | 円<br>520 | 円<br>410 | 円<br>520 | 円<br>410 |
| 児童・生徒<br>又は幼児 | 円<br>200 | 円<br>160 | 円<br>260 | 円<br>200 | 円<br>260 | 円<br>200 |

(6) 観覧者数 (R5年度)

| 展示室      | プラネタリウム  | 全天周映画   | 合計       |
|----------|----------|---------|----------|
| 44,697 人 | 26,527 人 | 2,208 人 | 73,432 人 |

(7) 参加者数 (R5年度)

| 天体観望会   | 科学教室    | イベント・講演会等 | 発明クラブ等 | 合計       |
|---------|---------|-----------|--------|----------|
| 3,830 人 | 8,028 人 | 54,131 人  | 723 人  | 66,712 人 |



## 7 市民会館

長崎市民会館は、長崎開港 400 年記念事業の一環として昭和 49 年 2 月に建設されたもので、文化ホール、市民体育館、中央公民館及び男女共同参画推進センターをもって構成される複合機能施設である。

平成 28 年度からは指定管理者制度を導入し、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上を図るとともに、経済的かつ効率的な運営を図っている。

### (1) 構造及び規模

鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 2 階、地上 7 階建

敷地面積 5,048.37m<sup>2</sup> 建築延面積 25,415.46m<sup>2</sup>

### (2) 利用者数

(R5 年度)

| 文化ホール     | 中央公民館    | 市民体育館     | アマランス    | 合計        |
|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 130,231 人 | 50,838 人 | 146,339 人 | 35,639 人 | 363,047 人 |

## 8 日吉自然の家

日吉自然の家は、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じた少年の健全な育成を図るとともに、自然に親しむ機会を提供することによる市民の生涯学習の振興を目的とする。

市内全小学校が宿泊体験学習を行える宿泊人員 120 人の自然体験型宿泊研修施設として、平成 28 年 4 月 1 月から供用を開始している。

平成 29 年度からは指定管理者制度を導入し、民間の豊富な企業運営の経験や知識を生かして館の維持管理を行うとともに、自然体験学習の充実に努めている。

### (1) 施設の概要

|              |                                                                                                                                |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地          | 飯香浦町 3715 番地                                                                                                                   |
| 敷地面積         | 32,247.23m <sup>2</sup>                                                                                                        |
| 施設内容         | 1 階：ロビー、食堂、浴室 事務室 2 階：研修室、和室、宿泊室、体育館 3 階：和室、宿泊室<br>本館棟 (2,066.30 m <sup>2</sup> )、体育館棟 (1,508.90m <sup>2</sup> )、つどいの広場、野外炊さん場 |
| 休所日          | 年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) 及び指定管理者が定める日                                                                                          |
| 宿泊人員         | 定員 120 人                                                                                                                       |
| 令和 6 年度の主な事業 | リース・門松作り、スターウォッチング、日吉里山ボランティア、アドベンチャーキャンプ、地域の食材でクッキングなど                                                                        |

### (2) 宿泊研修等数

(R5 年度)

| 宿泊延研修人数  | 日帰研修人数  | 合計人数     |
|----------|---------|----------|
| 18,836 人 | 8,915 人 | 27,751 人 |

## 9 長崎市恐竜博物館（所在地：長崎市野母町 568 番地 1）

恐竜を中心とする古生物学及び地学に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究を行い、学術及び文化の発展に寄与する新たな施設として、令和 3 年 10 月に開館した。

### (1) 施設概要

ア 常設展示室 長崎で発見された恐竜・翼竜等の化石を中心として、生命の記録や恐竜の時代等 5 つのテーマに沿った標本や体験エリアを設置。

イ 企画展示室 企画展及びワークショップ等を実施。

ウ オープンラボ 化石の調査研究を実施。  
岩石鉱物処理室、化石クリーニング室、X線機器室、分析室、収蔵庫等があり、化石の調査研究の様子を見学可能。

(2) 事業概要 恐竜を中心とする古生物学や地学に関する生涯学習の拠点施設及び白亜紀後期の恐竜化石研究の拠点施設と位置付け、市民の学習の場を提供するとともに、恐竜化石研究の場として国内外に向け積極的に情報発信を行う。

(3) 開館時間 午前 9 時～午後 5 時

(4) 休 館 日 ・月曜日  
・年始及び年末（1 月 1 日及び 12 月 31 日）

### (5) 観 覧 料

| 区 分  |                           | 観覧料（1 人 1 回につき） |            | 年間観覧料<br>（1 人 1 年間<br>につき） |
|------|---------------------------|-----------------|------------|----------------------------|
|      |                           | 個 人             | 団体（15 人以上） |                            |
| 常設展示 | 一 般                       | 500 円           | 400 円      | 1,250 円                    |
|      | 小学校の児童、<br>中学校の生徒又<br>は幼児 | 200 円           | 160 円      | 500 円                      |

(6) 観覧者数 (R5 年度)

| 常設展       | 企画展      | 合計        |
|-----------|----------|-----------|
| 118,428 人 | 53,180 人 | 171,608 人 |

# 10 その他の生涯学習施設

| 名 称        | 所 在 地        | 開 設<br>年 月 | 延 面 積<br>(㎡) | 令和5年度<br>利用人員 | 備 考                                                                        |
|------------|--------------|------------|--------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 野母崎文化センター  | 野母町 555      | H2. 9      | 1,681.95     | 8,610         | ・各種講座を開催<br>主要施設<br>・多目的ホール<br>・会議室<br>・視聴覚室<br>令和3年10月29日より指定<br>管理者制度を導入 |
| 琴海文化センター   | 長浦町 3777-9   | H2. 3      | 1,741.42     | 12,739        | ・各種講座を開催<br>主要施設<br>・多目的ホール<br>・会議室<br>・和室<br>・図書室                         |
| 琴海南部文化センター | 琴海村松町 703-14 | H7. 3      | 921.03       | 26,353        | ・各種講座を開催<br>主要施設<br>・図書室<br>・会議室<br>・和室<br>・調理室                            |



## 5 環境經濟委員會關係

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 環 |   | 境 |   | 部 |
| 經 | 濟 | 產 | 業 | 部 |
| 文 | 化 | 觀 | 光 | 部 |
| 水 | 產 | 農 | 林 | 部 |
| 總 | 合 | 事 | 務 | 所 |



# 環 境 保 全

## 1 長崎市環境基本計画

本市では、長崎市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成 12 年 3 月に「長崎市環境基本計画」を策定し、平成 23 年 2 月（平成 29 年 2 月改訂）に「長崎市第二次環境基本計画」を、令和 4 年 2 月に「長崎市第三次環境基本計画」を策定した。

### (1) 計画の位置付け

- ア 長崎市環境基本条例に定める基本理念の実現に向けた計画
- イ 長崎市第五次総合計画を環境面から実現する計画
- ウ 市民・団体、事業者、市役所の環境の保全及び創造に関する行動の指針

### (2) 計画の期間

第三次環境基本計画の計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 9 年間で、原則として計画策定後 4 年をめどに見直すとともに、必要に応じて見直すことで、本市の環境や社会情勢の変化等に柔軟に対応する。

### (3) 計画の目標

ア めざす環境像（21 世紀半ばを展望し設定）

#### 「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」

～豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く～

イ 基本目標・施策と環境分野

- ・脱炭素社会の実現……………【地球環境】
- ・資源の有効活用……………【循環型社会】
- ・豊かな地域環境の保全と活用……………【地域環境】
- ・環境にやさしいまちづくりの推進…【都市環境】
- ・環境意識・行動の定着……………【環境意識・行動】

ウ 個別目標・施策

基本目標・施策ごとに個別目標・施策を設定している。

例） 基本目標・施策（資源の有効活用） 一 個別目標・施策①（ごみ排出量の削減とリサイクルの推進）

個別目標・施策②（廃棄物適正処理の推進）

### (4) 計画の推進体制と進行管理

- ア 庁内に市長を委員長とする「長崎市環境基本計画推進会議」を設置
- イ 長崎市環境白書（年次報告書）の作成・点検
- ウ 長崎市環境審議会による計画の進捗状況の評価、公表

## 2 長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画

### (1) 計画策定の変遷及び目的

本市では、地域特性に応じた温室効果ガスの排出削減等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 21 年 3 月（令和 4 年 3 月改訂）に「長崎市地球温暖化対策実行計画」を策定した。

令和 5 年 10 月には、施策の相互補完や相乗効果、波及効果などによる更なる取組みの強化、加速化を図るため、長崎市、長与町及び時津町の一市二町共同で「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画【圏域編（区域施策編）】」を策定し、市単独の計画から長崎広域連携中枢都市圏の計画へと移行している。

また、市役所の取り組みとなる【事務事業編】については、令和 5 年 10 月に改訂を行った。

### (2) 計画の位置付け

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地球温暖化対策に関する地方公共団体実行計画

イ 長崎市第三次環境基本計画に基づく地球温暖化対策に関する個別計画

### (3) 計画の期間及び目標

温室効果ガス削減目標は、長期目標を令和 32 年度（2050 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）比 80%削減し、残りの 20%を二酸化炭素の吸収や利活用により差し引きゼロにすることで、「ゼロカーボンシティ長崎」の実現を目指すこととしている。この目標の達成に向けた中期目標として、計画期間を令和 12 年度（2030 年度）までとし、温室効果ガスを令和 12 年度（2030 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）比 43%削減（平成 25 年度（2013 年度）比 55%削減）し、森林等による二酸化炭素の吸収や利活用の割合を 6.2%とすることとしている。

### (4) 温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出を抑制する緩和策

ア まち歩きを楽しめる脱炭素な都市の形成

イ 環境にやさしいエネルギーの活用と環境関連産業の活性化

ウ 省資源・循環型のまちづくり

エ 日常生活や事業活動の脱炭素化への転換

### (5) 気候変動の影響に対する適応策

既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する適応策

### (6) 計画の推進体制と進行管理

令和 5 年 10 月の長崎広域連携中枢都市圏の計画への移行に伴い、市域全体の排出削減を推進するために設置していた「長崎市地球温暖化対策実行計画協議会」を新たに一市二町の協議会である「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会」へと移行した。同協議会より意見を聴取しながら、施策の推進及び進捗状況、温室効果ガス（二酸化炭素等）排出状況の把握、評価を行い、年次報告書を作成し、公表する。

### (7) 重点アクションプログラムの策定



地球温暖化対策実行計画を具体的に推進するため、令和４年度から令和７年度までの４年間に重点的かつ横断的に取り組むべき重点アクション（実施計画）を設定し、令和４年３月（令和５年１０月改訂）に策定した。

### ３ 公害の概況と監視体制

#### （１）公害苦情の発生状況

本市における公害関係の苦情は、環境基本法をはじめ関係法令の整備、公害対策の進展とあわせて本市の基幹産業である大型機械製造業等重工業を中心とした関連企業の経済活動の停滞などもあって、バブル崩壊以降、全般的に減少の傾向を示していたが、近年は都市・生活型の公害の増加のため、ほぼ横ばいとなっている。令和５年度における発生率についてみると、騒音 49.1%、水質汚濁 10.8%、悪臭 26.9%などとなっている。

過去 10 年間の苦情発生件数（年度別・種類別）

| 年度<br>種類              |      | H26          | H27          | H28          | H29          | H30          | R元           | R2           | R3           | R4           | R5           |
|-----------------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 典<br>型<br>7<br>公<br>害 | 騒 音  | 48<br>(40.3) | 56<br>(38.6) | 55<br>(37.7) | 61<br>(42.1) | 65<br>(42.5) | 67<br>(46.2) | 70<br>(43.8) | 68<br>(45.0) | 70<br>(39.3) | 82<br>(49.1) |
|                       | 振 動  | 0<br>( 0)    | 1<br>(0.7)   | 3<br>(2.0)   | 4<br>(2.7)   | 6<br>(3.9)   | 5<br>(3.4)   | 3<br>(1.9)   | 2<br>(1.3)   | 4<br>(2.2)   | 8<br>(4.8)   |
|                       | 水質汚濁 | 36<br>(30.3) | 36<br>(24.8) | 29<br>(19.9) | 28<br>(19.3) | 32<br>(20.9) | 18<br>(12.4) | 25<br>(15.6) | 16<br>(10.6) | 29<br>(16.3) | 18<br>(10.8) |
|                       | 大気汚染 | 7<br>(5.9)   | 10<br>(6.9)  | 13<br>(8.9)  | 9<br>(6.2)   | 10<br>(6.5)  | 4<br>(2.8)   | 9<br>(5.6)   | 14<br>(9.3)  | 19<br>(10.7) | 13<br>(7.8)  |
|                       | 悪 臭  | 27<br>(22.7) | 41<br>(28.3) | 45<br>(30.8) | 41<br>(28.3) | 39<br>(25.5) | 46<br>(31.7) | 53<br>(33.1) | 49<br>(32.5) | 56<br>(31.5) | 45<br>(26.9) |
|                       | 土壌汚染 | 1<br>(0.8)   | 1<br>(0.7)   | 1<br>(0.7)   | 1<br>(0.7)   | 1<br>(0.7)   | 4<br>(2.8)   | 0<br>( 0)    | 2<br>(1.3)   | 0<br>(0)     | 1<br>(0.6)   |
|                       | 地盤沈下 | 0<br>( 0)    | 0<br>( 0)    | 0<br>( 0)    | 1<br>(0.7)   | 0<br>( 0)    | 1<br>(0.7)   | 0<br>( 0)    | 0<br>( 0)    | 0<br>(0)     | 0<br>(0)     |
|                       | 計    | 119<br>(100) | 145<br>(100) | 146<br>(100) | 145<br>(100) | 153<br>(100) | 145<br>(100) | 160<br>(100) | 151<br>(100) | 178<br>(100) | 167<br>(100) |
| そ の 他                 |      | 1            | 2            | 5            | 0            | 2            | 1            | 1            | 0            | 0            | 0            |
| 合 計                   |      | 120          | 147          | 151          | 145          | 155          | 146          | 161          | 151          | 178          | 167          |

※ （ ）内はパーセント（典型 7 公害の計に対する割合）

#### （２）公害の現況

近年、事業活動に伴う産業公害と併せ、近隣騒音など都市型の公害も発生しており、その発生源は身近で広範囲なものとなっている。

### (3) 監視体制

#### ア 大気汚染常時監視

市内の主要地点に設置している一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において測定された大気汚染物質、気象などのデータを監視センターへ送信して常時監視体制をとっている。

| 測定局の種類     | 測定局名  | 測定項目   |         |         |       |       |           |       |      |    |    |
|------------|-------|--------|---------|---------|-------|-------|-----------|-------|------|----|----|
|            |       | 二酸化いおう | 浮遊粒子状物質 | 微小粒子状物質 | 一酸化窒素 | 二酸化窒素 | 光化学オキシダント | 一酸化炭素 | 炭化水素 | 風向 | 風速 |
| 一般環境大気測定局  | 東長崎   |        | ●       | ●       | ●     | ●     | ●         |       |      | ●  | ●  |
|            | 小ヶ倉   |        | ●       | ●       | ●     | ●     | ●         |       |      | ●  | ●  |
|            | 稲佐小学校 | ●      | ●       | ●       | ●     | ●     | ●         |       |      | ●  | ●  |
|            | 村松    | ●      | ●       | ●       | ●     | ●     | ●         |       | ●    | ●  | ●  |
| 自動車排出ガス測定局 | 長崎駅前  |        | ●       |         | ●     | ●     |           | ●     | ●    |    |    |
|            | 中央橋   |        | ●       |         | ●     | ●     |           |       | ●    |    |    |

#### イ 河川等の水質調査

市内の 13 河川の 18 地点及び 4 海域の 21 地点について定期的の実施している。

#### ウ 交通騒音及び振動の測定

市内幹線道路沿線で騒音 10 地点、振動 10 地点及びその他の地点で必要に応じて測定している。

#### エ 環境騒音調査

市内 40 地点で毎年 1 回環境騒音の測定を行っている。

## 4 浄化槽に関する指導及び補助金

### (1) 指導

浄化槽は、令和 5 年度末現在 3,220 基が設置されているが、一部の浄化槽で、清掃の不履行、消毒薬を補填しない等、維持管理の不徹底がみられ、環境汚染の要因となる恐れがある。こうした浄化槽管理者に対し、関係法令に基づき、徹底した指導を行い、水質汚濁の防止と環境の保全を図っている。

#### ア 文書指導または立入検査

法定検査において不適正と判定された浄化槽について文書指導または立入検査を実施し、不適正事項の是正を指導している。

#### イ 事前協議

浄化槽の放流先等について、設置届の事前に協議している。

#### ウ 浄化槽の清掃業者及び保守点検業者に対する指導

清掃業者（9 業者）については 2 年に 1 度の許可申請に伴い営業所への立入検査を実施、保守点検業者（29 業者）については 3 年に 1 度の登録申請に伴い営業所への立入検査を実施している。

### (2) 補助金（浄化槽設置整備事業）

浄化槽の計画的な整備を図り、し尿及び雑排水をあわせて処理することにより、公共用水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付している。

#### ア 国庫補助ならびに県費補助対象事業（長崎市浄化槽設置整備事業補助金）

この事業は、浄化槽の計画的な整備を図るため、下水道事業計画区域以外で、浄化槽を設置しようとする者に対し、下表のとおり人槽区分ごとに限度額を定め、予算の範囲内で補助金を交付する。

| 人 槽 区 分 | 限 度 額     |
|---------|-----------|
| 5 人槽    | 332,000 円 |
| 6～7 人槽  | 414,000 円 |
| 8～50 人槽 | 548,000 円 |

#### イ 市単独補助対象事業（長崎市浄化槽設置費補助金）

この事業は、浄化槽を設置する者に対し、長崎市浄化槽設置整備事業補助金に加え、下表のとおり人槽区分ごとに限度額を定め、予算の範囲内で市単独の補助金を交付する。また、下水道事業計画区域内においても、当分の間下水道が整備されない者に対し交付する。（平成 13 年 4 月から実施）

| 人 槽 区 分 | 限 度 額     |
|---------|-----------|
| 5 人槽    | 414,000 円 |
| 6～7 人槽  | 641,000 円 |
| 8～50 人槽 | 995,000 円 |

#### ウ 長崎市浄化槽施設整備資金融資あっせん事業（長崎市浄化槽施設整備資金利子補給補助金）

この事業は、補助金制度を活用して、浄化槽を設置する際、汲み取り便所を水洗便所に改築する工事に必要な資金の融資を取扱金融機関にあっせんする。

ただし、下表のとおり、便槽数ごとにあっせんする限度額を定めており、利子を市が補給することで、無利子で融資が受けられる。（平成 13 年 4 月から実施）

| 便 槽 区 分 | 限 度 額       |
|---------|-------------|
| 1 便槽    | 600,000 円   |
| 2 便槽    | 1,200,000 円 |

# ごみ処理

本市のごみ処理事業は、昭和 40 年以前は各戸収集を行っていたが、車両の入らない狭隘な道路や階段等の本市の持つ特徴的な地形要因が障害となっていた。そのため、作業の効率化や衛生的な収集処理を目的として、昭和 41 年よりポリ袋によるステーション方式のごみ収集に段階的に切り替え、昭和 46 年 4 月に全市がポリ袋によるステーション方式の週 2 回収集となった。その後、昭和 56 年 9 月から燃やせるごみを週 3 回、燃やせないごみを週 1 回、そして粗大ごみを事前申し込みにより随時に収集する分別収集を実施し、昭和 59 年 7 月より廃乾電池を有害ごみとして、平成 5 年 4 月より空き缶、空きびんを、平成 10 年 4 月からはペットボトルを、資源ごみの分別品目に加えた。また、平成 6 年 7 月からは、ごみ収集、運搬、処理部門の土曜閉庁方式による週休 2 日制の導入により、燃やせるごみの収集回数を週 3 回から週 2 回へと変更している。さらに平成 13 年 10 月からは廃蛍光管と古紙類（新聞、雑誌、段ボール）も分別収集を開始した。

平成 14 年 2 月から、市民の意識高揚を図り、ごみの分別促進によるリサイクル及びごみの減量化の推進等を目的とした、ごみ袋の指定有料化を実施している。

平成 15 年 6 月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を市内約 50%の地区で本格実施し、平成 16 年 4 月から全市で実施している。

平成 21 年 4 月からは、金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を、資源ごみの分別品目に加えた。

平成 28 年 7 月からは、燃やせないごみの一部（プラスチック製品、ゴム製品、革製品）を、燃やせるごみの分別品目に変更している。

## 1 ごみの収集状況（令和 5 年度実績）

| 区 分         |                         | 収 集 量      |       | 収 集 世 帯 数  |       |
|-------------|-------------------------|------------|-------|------------|-------|
| 合 計         |                         | 129,999 トン | 100 % | 205,061 世帯 | 100 % |
| 市<br>直<br>営 | 計                       | 31,405     | 24.2  | 71,945     | 35.08 |
|             | 燃やせるごみ<br>（含粗大ごみ）       | 25,012     | 19.2  | —          | —     |
|             | 燃やせないごみ<br>（含粗大ごみ、有害ごみ） | 1,791      | 1.4   | —          | —     |
|             | 資源ごみ<br>（含古紙類、容器包装プラ類）  | 4,601      | 3.6   | —          | —     |
| 委<br>託      | 計                       | 57,310     | 44.1  | 133,116    | 64.92 |
|             | 燃やせるごみ<br>（含粗大ごみ）       | 43,855     | 33.7  | —          | —     |
|             | 燃やせないごみ<br>（含粗大ごみ）      | 3,359      | 2.6   | —          | —     |
|             | 資源ごみ<br>（含古紙類、容器包装プラ類）  | 10,096     | 7.8   | —          | —     |
| 持<br>込<br>み | 計                       | 41,285     | 31.7  | —          | —     |
|             | 燃やせるごみ<br>（含粗大ごみ）       | 38,921     | 29.9  | —          | —     |
|             | 燃やせないごみ<br>（含粗大ごみ）      | 1,780      | 1.4   | —          | —     |
|             | 資源ごみ<br>（含古紙類）          | 584        | 0.4   | —          | —     |

※四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

## 2 市のごみ収集体制

### (1) 作業員数（現員）

（R6. 4. 1）

| 計    | 運 転 士 | 自 動 車 整 備 士 | 環 境 整 備 士 |
|------|-------|-------------|-----------|
|      |       |             | 収 集       |
| 83 人 | 20 人  | 1 人         | 62 人      |

### (2) 収集車両

（R6. 4. 1）

| 計    | ご み 収 集 |             |        |
|------|---------|-------------|--------|
|      | 塵芥車     | 小型ダンプ（ライガー） | 軽トラック等 |
| 52 台 | 28 台    | 2 台         | 22 台   |

## 3 委託業者

（R6. 4. 1）

| 業者数 | 従 業 員 数 | 収集車両  |          |       |       | 委 託 料          |
|-----|---------|-------|----------|-------|-------|----------------|
|     |         | 軽トラック | ダンプ・トラック | 塵 芥 車 | 計     |                |
| 19  | 186 人   | 21 台  | 11 台     | 74 台  | 106 台 | 1,281,737,120円 |

## 4 ごみの収集作業

### (1) 燃やせるごみ

ア 収 集 回 数 週 2 回（平成 6 年 7 月 4 日から実施）

イ 収 集 方 法 ステーション方式による市指定ごみ袋収集

ウ ステーション数 17,523 カ所（可燃 10,554 カ所 令和 6 年 7 月 1 日現在）

なお、収集作業は、市直営と委託により行われ、直営地区は市内を東部、中央に区分し、地区ごとに 10 台の車両（パッカー車）を配置し、全市週 2 回曜日収集を計画的に実施している。本市は地形的条件が悪く、車両の通行困難な地区においては、作業員がステーションに集められた各戸のごみを「引出しかご」に移し、車両積込地点まで引き出して車両に積込む方式を採用している。

### (2) 燃やせないごみ

収集作業は、ステーション方式（注）により週 1 回曜日収集を計画的に実施している。

### (3) 資源ごみ

収集作業は、ステーション方式（注）により平成 5 年 4 月から週 1 回曜日収集を実施している。

### (4) プラスチック製容器包装

収集作業は、ステーション方式（注）により平成 16 年 4 月から週 1 回曜日収集を実施している。

（注）（2）燃やせないごみ、（3）資源ごみ、（4）プラスチック製容器包装のステーション数 6,917 カ所（令和 6 年 7 月 1 日現在）

(5) 粗大ごみ

机、タンス及び建具等の大型家庭ごみは、各地区の委託業者へ電話申し込みにより戸別収集する。  
なお、手数料については、ステッカー制による前納制としている。

(6) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみ（産業廃棄物を除く）は、排出者において自己処理または処理施設へ搬入させているが、処理施設への自己搬入ができないもので、市による収集が難しい場合は、一般廃棄物処理業の許可を得た業者が収集している。令和6年3月31日現在、業者数は290業者で、車両保有台数は1,261台である。

(7) 戸別収集（長崎市ふれあい訪問収集事業）

ごみ出しが常時困難な高齢者及び障害者等を対象に、声かけ及び安否確認を行いながら、ごみの戸別収集を実施している。平成20年4月に開始し、令和6年3月31日現在2,522世帯

## 5 ごみの処理手数料

| 種 別           | 単 位                 | 手 数 料                               |
|---------------|---------------------|-------------------------------------|
| 事業活動に伴って生じたごみ | 指定袋1袋につき            | 146 円                               |
| 搬 入 ご み       | 1 回の搬入につき、10kgまでごとに | 62.8 円（搬入重量に乗じた後に1 円未満切り捨て）         |
| 粗 大 ご み       | 1 個につき              | 市長が別に定める品目、重量等の区分に応じ、523 円又は1,047 円 |
| 飼犬・飼猫等（死がい）   | 1 体につき              | 419 円<br>野良犬・野良猫などは無料               |

## 6 分別収集についてのPR

- (1) チラシ（「長崎市のごみの分け方」、「ごみの分別一覧表＜50 音順＞」、「リサちゃんニュース」）、小学校3・4年生用社会科副読本（「くらしとリサイクル」）の配布、広報紙掲載
- (2) 新聞、雑誌への広告
- (3) アーケード看板等の屋外広告
- (4) ステーションにおける貼り紙等や清掃指導員による個別指導
- (5) ホームページへの掲載

## 7 ごみの処分状況（令和5年度実績）

| 処 理 区 分  | 焼却処理    | 破砕処理  | 埋立処分   | 資源回収   | 有害ごみ回収 |
|----------|---------|-------|--------|--------|--------|
| 年 間（t）   | 110,827 | 5,593 | 19,593 | 15,282 | 140    |
| 1 日平均（t） | 303.6   | 15.3  | 53.7   | 41.9   | 0.4    |

## 8 ごみ処理施設

### (1) ごみ焼却施設

| 施設名       |               | 西工場                  | 東工場                                |
|-----------|---------------|----------------------|------------------------------------|
| 設 置 場 所   |               | 神ノ島町 3 丁目 526-23     | 戸石町 34 - 2                         |
|           |               | 240 t / 24 h         | 300 t / 24 h                       |
| 処 理 能 力   |               | ( 120 t / 24 h × 2 ) | ( 150 t / 24 h × 2 )               |
| 形 式       |               | 全連続燃焼式ストーカー方式        | 連続燃焼式三菱マルチン                        |
| 着 工 年 月   |               | 平 成 2 5 年 9 月        | 昭 和 6 0 年 7 月<br>( 平 成 13 年 6 月 )  |
| 完 成 年 月   |               | 平 成 2 8 年 9 月        | 昭 和 6 3 年 3 月<br>( 平 成 15 年 3 月 )  |
| 設 計 施 工   |               | 三菱・フジタ・菱興特定建設工事共同企業体 | 三 菱 重 工 業 株 式 有 限 公 司              |
| 敷 地 面 積   |               | 14,500m <sup>2</sup> | 114,310m <sup>2</sup>              |
| 事 業 費 内 訳 | 主 体 工 事 費     | 8,181,429,114円       | 6,260,800,000円<br>(2,898,000,000円) |
|           | 附 帯 工 事 費     | —                    | 397,121,000円<br>(0円)               |
|           | 道 路 整 備 工 事 費 | —                    | 246,008,000円<br>(0円)               |
|           | 用 地 費 ほか      | 358,953,279円         | 29,397,000円<br>(11,580,000円)       |
|           | 計             | 8,540,382,393円       | 6,933,326,000円<br>(2,909,580,000円) |
| 財 源 内 訳   | 国 庫 補 助 金     | 2,186,729,000円       | 1,337,293,000円<br>(430,474,000円)   |
|           | 起 債           | 5,165,800,000円       | 4,868,900,000円<br>(2,366,675,000円) |
|           | 一 般 財 源       | 1,187,853,393円       | 727,133,000円<br>(112,431,000円)     |

(注) 東 工 場 ( ) 書きは、東工場排ガス高度処理施設整備工事にかかる分。

## (2) 粗大ごみ処理設備

| 施 設 名   |           | 東工場せん断式破砕機      | 西工場せん断式破砕機           |
|---------|-----------|-----------------|----------------------|
| 設 置 場 所 |           | 戸石町 34-2        | 神ノ島町 3 丁目 526-23     |
| 処 理 能 力 |           | 6 t / h         | 3 t / h              |
| 形 式     |           | ウイング付三菱プレスシャ    | 島産業(株)<br>油圧往復動式切断   |
| 着 工 年 月 |           | 昭和 60 年 7 月     | 平成 25 年 9 月          |
| 完 成 年 月 |           | 昭和 63 年 3 月     | 平成 28 年 9 月          |
| 設 計 施 工 |           | 三菱重工業株式会社       | 三菱・フジタ・菱興特定建設工事共同企業体 |
| 敷 地 面 積 |           | (東工場工場棟内)       | (西工場工場棟内)            |
| 事業費内訳   | 主 体 工 事 費 | 227, 200, 000 円 | ※ 101, 042, 688 円    |
|         | 附 帯 工 事 費 | —               | —                    |
|         | 道路整備工事費   | —               | —                    |
|         | 用 地 費 ほか  | —               | —                    |
|         | 計         | 227, 200, 000 円 | 101, 042, 688 円      |
| 財源内訳    | 国 庫 補 助 金 | 56, 800, 000 円  | 40, 366, 068 円       |
|         | 起 債       | 127, 700, 000 円 | 52, 680, 757 円       |
|         | 一 般 財 源   | 42, 700, 000 円  | 7, 995, 863 円        |

※西工場主体工事費の内数

## (3) 容器包装選別施設

| 施 設 名   |                       | 東工場プラスチック製容器包装選別施設                                                                                                                  | 三京リサイクルプラザ                               |
|---------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 設 置 場 所 |                       | 戸石町 34-2                                                                                                                            | 三京町 43-4                                 |
| 処 理 能 力 |                       | 15 t / 日 (5 h)<br>(年間予定稼働日数: 250 日)                                                                                                 | 25 t / 日 (5 h)<br>(12.5 t / 日 (5 h) × 2) |
| 形 式     |                       | 圧縮梱包                                                                                                                                | 圧縮梱包                                     |
| 着 工 年 月 |                       | 平成 14 年 6 月                                                                                                                         | 平成 15 年 7 月                              |
| 完 成 年 月 |                       | 平成 15 年 3 月                                                                                                                         | 平成 16 年 3 月                              |
| 設 計 施 工 |                       | プラント設備・設計施工 三井鉱山(株)<br>建 築 工 事 氏田建設(株)<br>給排水衛生・空調工事 (有)浜設備<br>建 築 電 気 工 事 (株)マルデン<br>地 盤 改 良 工 事 (株)栄組<br>建 築 実 施 設 計 (株)有馬建築設計事務所 | プラント建築設計施工 新日本製鐵—西海建設<br>特定建設工事共同企業体     |
| 敷 地 面 積 |                       | (東工場敷地内)                                                                                                                            | (三京クリーンランド埋立処分場敷地内)                      |
| 事業費内訳   | プラント工事費               | 119, 452, 725 円                                                                                                                     | 240, 708, 344 円                          |
|         | 建 築 工 事 費<br>(地盤改良含む) | 114, 356, 865 円                                                                                                                     | 256, 245, 273 円                          |
|         | 建築設備工事費               | 31, 542, 000 円                                                                                                                      | 82, 992, 673 円                           |
|         | そ の 他<br>(事務費等)       | 9, 552, 120 円                                                                                                                       | 3, 432, 000 円                            |
|         | 計                     | 274, 903, 710 円                                                                                                                     | 583, 378, 290 円                          |
| 財源内訳    | 国 庫 補 助 金             | —                                                                                                                                   | 144, 344, 000 円                          |
|         | 起 債                   | 206, 100, 000 円                                                                                                                     | 394, 200, 000 円                          |
|         | 一 般 財 源               | 68, 803, 710 円                                                                                                                      | 44, 834, 290 円                           |



## 9 ごみ埋立処分地

### (1) 東工場埋立処分地

当埋立地は、昭和 57 年 9 月供用開始し、平成 16 年 7 月に埋立を終了した。引き続き、排水処理施設（300m<sup>3</sup>/日）により、処分地から浸出する汚水を現在も衛生的に処理している。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 供用開始                  | 昭和 57 年 5 月 |
| 敷地面積（m <sup>2</sup> ） | 67,289      |
| 埋立容量（m <sup>3</sup> ） | 790,000     |

### (2) 三京クリーンランド埋立処分地

当埋立地は、昭和 62 年 1 月供用開始し、一般家庭及び事業所等から排出される燃やせないごみ、焼却灰、粗大ごみを埋立処分している。

その他、排水処理施設（処理能力 920m<sup>3</sup>/日）、雨水調整池施設（常時貯水容量 83,000m<sup>3</sup>）があり、浸出水の処理をより安全にし、かつ洪水発生の防止、河川維持用水の確保を図っている。

|       |      |                          |
|-------|------|--------------------------|
| ○施設規模 | 計画面積 | 1,170,000 m <sup>2</sup> |
|       | 埋立面積 | 289,000 m <sup>2</sup>   |
|       | 埋立容量 | 3,775,990 m <sup>3</sup> |

| 区 分      | 整備期間              | 埋立期間※               | 埋立面積                  | 埋立容量                   |
|----------|-------------------|---------------------|-----------------------|------------------------|
| 第 1 期埋立地 | 昭和 57 年度～昭和 61 年度 | 昭和 61 年度～平成 5 年度    | 64,000 m <sup>2</sup> | 646,990 m <sup>3</sup> |
| 第 2 期埋立地 | 平成 2 年度～平成 5 年度   | 平成 5 年度～（令和 59 年度）  | 151,000               | 2,740,000              |
| 第 3 期埋立地 | 未 定               | （令和 60 年度～令和 79 年度） | 74,000                | 389,000                |
| 計        |                   |                     | 289,000               | 3,775,990              |

※埋立期間の（ ）内は見込み

## 10 リサイクル事業

平成 5 年度からの缶・びんに、平成 10 年度からペットボトルを、平成 21 年度から金属の一部（鍋・釜・やかん・フライパン）を加えた「資源ごみ」、平成 13 年 10 月からの新聞、雑誌、段ボール等「古紙類」、平成 15 年 6 月から市内約 50%地区で、平成 16 年 4 月から全市で実施している「プラスチック製容器包装」等資源物の分別収集と、昭和 53 年 4 月に実施自治会を指定して発足した集団回収を 2 本柱としている。

### (1) 集団回収の促進

#### ア 資源物回収活動奨励補助金

資源物回収活動については、従来から自治会等の市民団体によって自主的な運営が行われてきた。

この活動は、①資源の再利用 ②ごみの減量化 ③環境の美化 ④地域におけるコミュニティ形成の場 ⑤物を大切にする心の涵養を主な柱としているが、自治会等の自主的な活動の火が消えることなく回収活動を継続させていくために、回収団体に対する補助金制度を昭和 62 年 1 月から開始した。

古紙類について従来 1 kg 当たり上限 3 円の補助単価であったが、市場の動向にあわせて、平成 4 年度と平成 13 年度に 1 円ずつ引き上げた。(現在の補助：5 円－古紙のkg 当たり平均売却単価＝kg 当たり補助金の額)

また、古布についても、平成 13 年度より 1 kg 当たり 3 円の補助金を交付している。

令和 5 年度 資源物集団回収活動実績

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 届 出 団 体 数       | 565 団体               |
| 回 収 量           | 4,218t (うち古紙 4,125t) |
| 延 交 付 申 請 団 体 数 | 1,905 団体             |
| 補 助 金 交 付 額     | 20,557 千円            |

#### イ 回収用具の譲与

資源物回収の促進と集団回収の育成を図るため、集団回収団体に対しリヤカーや一輪車などの回収用具の貸与を行い、平成 7 年度からは保管庫の貸与も開始し、平成 20 年度からは貸与期間をなくし、全品目譲与することとした。

#### ウ 資源物回収事業奨励補助金

回収業者の協力体制を確立し、資源回収を促進するため、回収業者に対する補助金制度を平成 5 年 10 月から開始した。これは、事業所からの回収を除き、集団回収団体から回収する古紙類について、平成 5 年においては、1 kg 当たり 2 円であった補助金額を段階的に引き上げ、平成 14 年度からは 1 kg 当たり 5 円の補助を行った。しかしながら古紙市場が底を脱したため、平成 17 年度は補助単価を 4 円に、平成 18 年度は 3.5 円、平成 19 年度は 3 円に引き下げ、平成 20 年度には 1 円に引き下げている。また、古布の回収についても平成 13 年度から 1 kg 当たり 3 円、平成 20 年度からは 1 円の補助金を交付している。

令和 5 年度の補助実績は、延べ 72 業者、4,163 千円であった。

### (2) 資源ごみのリサイクル

ごみ減量化、再資源化の推進を目的として、平成 4 年 10 月から約 1 万 3 千世帯を対象とするモデル地区において、従来の燃やせないごみの中から、空き缶、空きびんを資源ごみとして分別する 5 分別収集を試行し、平成 5 年度から市内全域で資源ごみ収集を開始した。

また、容器包装リサイクル法に対応するために、平成 10 年 1 月から 3 月まで市内 100 自治会、約 2 万 4 千世帯をモデル地区として、従来の資源ごみにペットボトルを加える分別収集を試行し、平成 10 年度から市内全域で空き缶、空きびん、ペットボトルの資源ごみ混合分別収集を開始した。

さらに、平成 21 年 4 月から、資源ごみに金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を追加した。

#### ア 資源ごみの処理方法

資源ごみは、本市が委託する専門の業者によって選別・圧縮等の処理がなされ、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物については保管された後、指定法人もしくは再商品化事業者へ引き渡し、有価で売却できるものについては買受業者に売却される。

#### イ 一時保管（中継）施設の設置

収集した資源ごみをアの委託業者に引き渡すまでの一時保管（中継）施設を、東工場と三京クリーンランドの敷地内に設置し、選別施設までの効率的な運搬を行っている。

### (3) 古紙のリサイクル

直営収集及び一般搬入の資源化可能な古紙類は、平成 8 年度から試行的に、東工場内の古紙専用ストックヤードに搬入し、回収業者組合により資源化図られることとなった。平成 14 年度からは回収業者組合が運営する処理施設に直接搬入（東長崎地区は東工場）し、資源化を行っている。また、平成 30 年 5 月からは、雑がみ（新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の紙類）の排出方法を簡便化し、古紙の回収量の拡大を図っている。

なお、新東工場整備に伴い、令和 4 年 4 月からは東工場への搬出を廃止し、民間処理施設への直接搬入へ一本化している。

#### ア 古紙類の処理方法

古紙類は、本市が委託する回収業者組合によって選別、圧縮等の処理がなされ、有価で売却できるものについては買受業者に売却し、一部は容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として指定法人に引き渡している。

### (4) プラスチック製容器包装のリサイクル

容器包装リサイクル法に対応し、埋立処分場の延命化及び資源の有効利用を推進するため、選別等の処理施設の整備を行い、プラスチック製容器包装の分別収集を全市で実施している。

平成 13 年 10 月から、市内 54 自治会、約 7,600 世帯をモデル地区に指定し、分別収集を試行した。平成 14 年中に、モデル地区を全市人口の約 15%まで拡大し、平成 15 年 6 月から市内の約 50%地区で実施、平成 16 年 4 月から全市で実施した。

#### ア プラスチック製容器包装の処理方法

プラスチック製容器包装は、東工場プラスチック製容器包装選別処理施設と三京リサイクルプラザに集められ、本市が委託する専門の業者によって選別・圧縮等の処理を行い、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として保管し、指定法人もしくは再商品化事業者引き渡している。

### (5) 資源物拠点回収及びピックアップ回収、協定事業者による回収

資源物拠点回収モデル事業として、小型家電は平成 25 年 7 月から、古布（古着）は平成 26 年 8 月から地域センター等に設置した回収ボックスによる拠点回収を開始し、一定の回収量を見込めたため、小型家電は平成 29 年 2 月から、古布（古着）は平成 29 年 4 月から拠点回収を本格実施し、資源化を行っている。（令和 5 年度現在、小型家電は 30 箇所、古布は 24 箇所に回収ボックスを設置。）

また、「粗大ごみ」として排出又は「燃やせないごみ」として持ち込まれた小型家電（フロンガス使用製品、マッサージチェアを含む）を、三京クリーンランド埋立処分場において回収する「ピックアップ回収」を行い、平成 29 年 2 月からリサイクルを開始している。

また、令和 3 年 10 月からは、宅配業者を利用した小型家電回収サービスを行っている小型家電リサイクル法の認定事業者との協定により、市民が排出するパソコンをはじめとした小型家電の再資源化促進を図っている。

### (6) 事業系ごみ対策事業

事業所から排出される一般廃棄物は、本市一般廃棄物総量の約 3 割を占め、事業系廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理の推進が急務となっている。このため、以下のような対策を講じている。

ア 大規模事業所等に対する減量計画書の提出及び管理責任者の設置の義務付け

平成 6 年 6 月 1 日に施行した「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の規定に基づき、大規模事業所等を対象に、減量計画書の提出（毎年 6 月末まで）や廃棄物管理責任者の設置を義務付けている。

イ 搬入指導

事業系ごみの減量化及び適正処理の推進を図るため、平成 10 年度から東工場及び三京クリーンランドにおいて、展開検査や搬入指導を行い、ごみの搬入量の削減に効果を得ている。

ウ 産業廃棄物の適正処理の推進

平成 13 年 10 月から、事業所から排出される発泡スチロールや一斗缶など、産業廃棄物のごみステーションへの排出規制を徹底し、排出者自らの適正処理の推進を図っている。

エ 事業系一般廃棄物の出し方周知にかかる事業所訪問

事業所が排出する事業系一般廃棄物について、市内の事業所を訪問し、適正処理の推進を図るための周知を行っている。

(7) リサイクル推進員制度

ごみ減量化や適正処理を図るための施策として、改正法及び条例の規定に基づき、平成 6 年度から廃棄物減量等推進員制度を発足させ、平成 14 年度から市民に親しめる名称とするためリサイクル推進員に名称変更を行った。ごみの分別や減量化に対する住民指導や啓発を主な活動内容としている。

任期は 2 年間で推進員は個人委嘱とし、所属する自治会に対して活動謝礼金を交付している。令和 6 年 3 月末現在、推進員数は 2,649 人である。

(8) 廃棄物減量化推進店舗の指定

百貨店やスーパーなどの大型店舗に対しては、消費者団体等と連携を取りながら、包装紙の簡素化や容器の店頭回収等について協力要請を行っていたが、条例の制定に基づき、新たに廃棄物の発生を抑制し、減量化に協力する店舗を「廃棄物減量化推進店舗」として指定している。

令和 6 年 3 月末現在、53 店舗を指定しており、広報紙等を通じて市民へ PR、協力を呼びかけている。

(9) ごみ焼却熱の有効利用

東工場及び西工場では、ごみの焼却熱を利用した発電を行っており、その電力は東西工場及び関連施設で消費し、余剰電力については㈱ながさきサステナエナジーに売電している。

(10) 不燃性ごみの有価物回収

三京クリーンランドに搬入された不燃性ごみから鉄分回収して業者に売却している。

令和 5 年度の鉄分回収処理量は 282 t であった。

(11) 指導啓発

ア 廃棄物条例の制定

ごみの排出抑制や資源化及び適正処理をより一層促進するため、法改正によってさらに明確化された市民、事業所、行政のそれぞれの責務等を盛り込んだ条例「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定し、平成 6 年 6 月 1 日から施行した。

この条例によって、家庭系ごみ対策のみならず、事業活動に伴って生じる廃棄物の自己処理、廃棄物の発生の抑制、大規模事業所等のごみ減量等に関する計画書の提出、ごみ減量化や適正処理に関する市の施策への協力等、事業者の責務を明確化した。

#### イ イベントによる啓発

市民のリサイクル意識の高揚・啓発を図るため、平成 4 年から環境イベント『ばってんリサイクル』、平成 22 年度からは『ながさきエコライフ・フェスタ』を毎年開催し、協力団体による環境啓発ブースの出展やフリーマーケット等を実施した。

また、食品ロスの削減を推進し、ごみの減量化を図るため、平成 28 年 10 月から「ながさきエコライフ・フェスタ」や 6 月の環境月間、10 月の食品ロス削減月間等において、フードドライブ活動を実施し、食品の回収と福祉的活用を推進している。

#### ウ ごみ減量等に関する啓発

市民のごみの分別排出に対する意識の啓発及び活動を積極的に推進するため、平成 4 年にイメージキャラクター『ハローリサちゃん』を決定し、清掃車両やごみステーション看板、啓発チラシなどに活用している。

その他、新聞やテレビによる P R 活動、啓発チラシ「リサちゃんニュース」の作成・全世帯配布、分別啓発ビデオの作成及び貸し出し、小学 3・4 年生用社会科副読本「くらしとリサイクル」の作成・配布などを行っている。また、自治会、学校及び各種団体の要望によりごみの分別や減量についての説明会を開催している。

愛称／ハローリサちゃん



Recycleの「R」上半分でごみ袋と、同時に地球を表し、リサイクルを表す両方の矢印の手でそれらの運動を喚起するアクションをもたせ、地球や資源に寄せる暖かい気持ちの子供の姿を表現しました。

## 11 使用済み電池の回収

乾電池には水銀が含まれており、このまま一般ごみとして処理していけば将来重大な環境汚染を招来しかねないということで、昭和 58 年暮れから、使用済み乾電池の処理が全国的な社会問題となった。

本市としては、昭和 59 年 2 月 27 日「廃乾電池対策協議会」を設置し、全庁的な取り組みの中で協議を重ねてきた。その結果、一般家庭から排出される乾電池のうち、電器店等で回収しない筒型乾電池を、従

来の「燃やせないごみ」とは別に「有害ごみ」として、次により回収することを決め、同年 7 月から全市一斉に分別回収を開始した。また、水銀が含まれているボタン電池について、これまでの電器店等による回収に加え、平成 29 年 4 月から乾電池と同様の方法にて回収を開始している。

現在、国内で生産される乾電池については水銀は含まれていないが、国外産の乾電池等、一部水銀を含むものもあり、また、乾電池を構成する金属や亜鉛等のリサイクル推進の目的からも分別回収し、リサイクル処理を行っている。

- (1) 排出場所……………燃やせないごみステーションまたはその付近に使用済み電池回収缶（ペール缶改造品、約 5,500 箇所）を設置、いつでも出せるようにしている。
- (2) 回収・運搬……………燃やせないごみの収集時に同時に収集する。（週 1 回）
- (3) 回収後の処理……………広域回収処理計画に基づき、処理地である北海道の野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬送し処理した。（令和 5 年度実績 121.1 t）

## 12 廃蛍光管回収

これまで埋立処分していた廃蛍光管について、平成 13 年 10 月から分別収集し、業者委託により含有水銀、その他構成物質の再生利用を行っている。

- (1) 排出場所……………燃やせないごみステーションまたはその付近に廃蛍光管回収箱を設置。燃やせないごみ等の収集日に出す。回収箱が設置されていない箇所については、使用済み乾電池の回収箇所付近に、紙箱等に入れて排出する。
- (2) 回収・運搬……………燃やせないごみ等の収集時に同時に収集する。（週 1 回）
- (3) 回収後の処理……………北九州市の(株)ジェイ・リライツへ搬送し処理した。（令和 5 年度実績 28.8 t）

## 13 水銀体温計等の回収

水銀製品の量の把握や、効果的な回収方法の調査をするため、環境省のモデル事業として、平成 28 年 12 月に、一般社団法人長崎市薬剤師会会員薬局等において、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等の試験回収を行った。その結果、まだ家庭に眠っているものも数多くあるものと想定されたことから、平成 29 年 4 月から拠点回収を開始し、業者委託により含有水銀、その他構成物質の再生利用を行っている。

# し尿処理

し尿収集業務は、一般財団法人クリーンながさき及びその他民間の許可業者（9 業者）によって行われており、月 1 回の定期くみ取りを原則とし、全市的に計画収集を実施している。

収集地域としては、市内の大部分を株式会社長崎衛生公社（現一般財団法人クリーンながさき）が受け持ち、一部周辺地域並びに公衆便所及び公共施設の一部を直営の受け持ちとしていたが、平成元年 10 月からは、これまで市直営で行っていた収集業務をすべて株式会社長崎衛生公社に委託することとなった。また、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月の市町村合併により、7 町が加わり、その区域は許可業者である 8 業者によりし尿収集が行われている。

また、本市におけるくみ取り作業は、地形的な障害が大きく、車両の通行不能な地区がきわめて多く、その方式も「桶くみ方式」から「長ホース方式」へ、さらに昭和 43 年からは河川、側溝を利用して硬質塩化ビニールパイプを布設し、この固定されたパイプを通じてくみ取りを行う「固定パイプによるくみ取り方式」も採用しており、悪臭公害が少なく、かつ、能率的方法によるくみ取りを実施している。

## 1 し尿処理対象人口、世帯数

(R6. 3. 31)

| 区 分    |                             | 人 口       |       | 世 帯 数      |       |
|--------|-----------------------------|-----------|-------|------------|-------|
|        |                             | 実 数       | 構 成 比 | 実 数        | 構 成 比 |
| 全 市    |                             | 393,052 人 | 100%  | 205,061 世帯 | 100%  |
| くみ取り   | 計                           | 16,894    | 4.3   | 6,558      | 3.2   |
|        | 委 託                         | 948       | 0.2   | 368        | 0.2   |
|        | 一般財団法人<br>クリーンながさき<br>(許可分) | 10,863    | 2.8   | 4,217      | 2.0   |
|        | そ の 他 の 許 可 業 者             | 5,083     | 1.3   | 1,973      | 1.0   |
| くみ取り以外 | 計                           | 376,158   | 95.7  | 198,503    | 96.8  |
|        | 下 水 道                       | 361,645   | 92.0  | 188,074    | 91.7  |
|        | そ の 他                       | 14,513    | 3.7   | 10,429     | 5.1   |

## 2 し尿収集処理状況

(令和 5 年度実績・単位k1)

| 区 分                     | 処 理 量 ( 陸 上 処 理 ) |         |
|-------------------------|-------------------|---------|
|                         | 年 間               | 1 日 平 均 |
| 合 計                     | 23,436<br>(9,947) | 64.2    |
| 高 島 ク リ ー ン セ ン タ ー     | (令和 3 年 3 月末閉鎖)   |         |
| 琴 海 ク リ ー ン セ ン タ ー     | 14,834<br>(4,727) | 40.6    |
| 長 崎 半 島 ク リ ー ン セ ン タ ー | 8,602<br>(5,220)  | 23.6    |

( ) 書きは、浄化槽汚泥の内書である。

※四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

### 3 し尿収集処理（許可業者）の人員、車両

(R6.4.1)

| 区 分             | 人 員  |      |      | 車 両    |
|-----------------|------|------|------|--------|
|                 | 計    | 事 務  | 現 業  | バキューム車 |
| 計               | 70 人 | 12 人 | 58 人 | 46 台   |
| ク リ ー ン な が さ き | 26   | 3    | 23   | 16     |
| そ の 他 許 可 業 者   | 44   | 9    | 35   | 30     |

### 4 し尿処理手数料

|                     |                    |         |
|---------------------|--------------------|---------|
| 一般家庭                | 世帯員 1 人につき 1 月     | 1,173 円 |
|                     | 無臭便槽加算金 1 基 1 月につき | 838 円   |
| 一般家庭以外及び一般家庭の簡易水洗便所 | くみ取り量 18 リットルまでごとに | 419 円   |

### 5 し尿処理施設

し尿処理は、平成 28 年 3 月までは、茂里町クリーンセンター及び高島クリーンセンターにて処理を行っていたが、し尿量等の減少に伴い安定的な処理が困難となったことから、茂里町クリーンセンターを閉鎖し、休止中であった琴海クリーンセンター及び平成 19 年度に閉鎖した長崎半島クリーンセンターをそれぞれ再稼働した。さらに、人口減少等によるし尿等の減少と費用対効果を考慮の上、令和 3 年 3 月末をもって高島クリーンセンターを廃止し、現在は琴海クリーンセンターおよび長崎半島クリーンセンターの 2 施設にて、し尿等を処理している。

○クリーンセンター

| 施 設 名   | 琴 海 ク リ ー ン セ ン タ ー<br>(平成 25 年 3 月末休止 平成 28 年 3 月再開) | 長 崎 半 島 ク リ ー ン セ ン タ ー<br>(平成 20 年 3 月末閉鎖 平成 28 年 3 月再開) |
|---------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 設 置 場 所 | 琴海戸根町 832                                             | 脇岬町 704-4                                                 |
| 処 理 能 力 | 60 k l / 日                                            | 40 k l / 日                                                |
| 形 式     | 高負荷脱窒素処理<br>＋高度処理                                     | 膜分離高負荷生物脱窒素<br>処理方式＋高度処理                                  |
| 脱 臭 設 備 | アルカリ＋活性炭吸着酸、<br>アルカリ＋次亜洗淨                             | アルカリ・酸・次亜洗淨＋活性炭吸着                                         |
| 汚 泥 処 理 | 脱 水                                                   | 脱 水                                                       |
| 着 工 年 月 | 昭和 63 年 6 月                                           | 平成 9 年 7 月                                                |
| 完 成 年 月 | 平成 2 年 3 月                                            | 平成 11 年 3 月                                               |
| 設 計 施 工 | 株式会社クボタ                                               | 栗田工業株式会社                                                  |
| 敷 地 面 積 | 8,200 m <sup>2</sup>                                  | 6,546 m <sup>2</sup>                                      |
| 事業費内訳   | 主 体 工 事 費                                             | 1,018,227,000 円                                           |
|         | 附 帯 工 事 費                                             | 2,457,000,000 円                                           |
|         | 道路整備工事費                                               | ―円                                                        |
|         | 用地費ほか                                                 | ―円                                                        |
|         | 計                                                     | 30,981,046 円                                              |
| 財源内訳    | 国庫補助金                                                 | 1,018,227,000 円                                           |
|         | 起 債                                                   | 2,487,981,046 円                                           |
|         | 一 般 財 源                                               | 320,000,000 円                                             |
|         |                                                       | 547,600,000 円                                             |
|         |                                                       | 1,942,800,000 円                                           |
|         |                                                       | 150,627,000 円                                             |
|         |                                                       | 298,795,046 円                                             |



# 一般財団法人クリーンながさき

本市のし尿処理については、昭和38年以前25業者が存在し、それぞれ定められた地区を担当し、し尿の収集を行っていたが、くみ取り業務がとかく円滑を欠き、市民より料金等に対する苦情が絶えず、また諸物価の高騰、車両器材の近代化に伴い経営が次第に困難になってきたことから、業者より料金値上げの要求が出されるなど、諸問題をかかえていた。

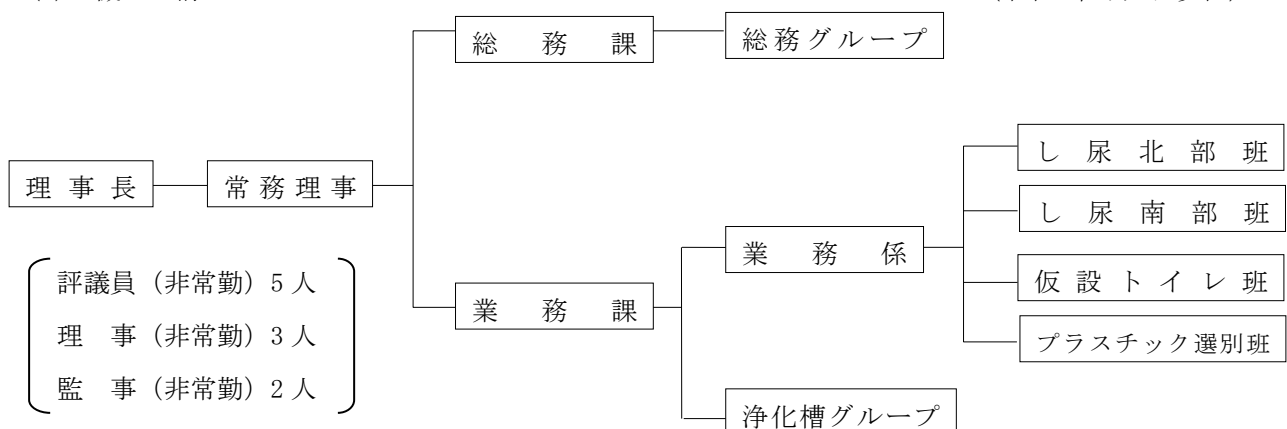
この抜本的対策として、1社に統廃合し、経営体制の近代化、合理化を図り、事業の円滑な運営を確保するため昭和39年3月（資本金1,500万円資本金における市の出資額は3分の1）をもって株式会社長崎衛生公社を発足させた。（平成22年12月に、長崎市が全株式を取得）

しかしながら、下水道の普及に伴うし尿収集世帯の減少及び散在化が進み、採算性を確保することができず、営利企業としての存続は困難なことから、平成24年3月末で株式会社を解散し、平成24年4月からは、安定的な経営体制を樹立するため、人員体制や人件費を含む経費の見直しなどの経営安定化策を行ったうえで長崎市が全額（300万円）を出捐して設立した新たな財団法人「一般財団法人クリーンながさき」として事業を開始した。

## 1 機構・人員配置

### (1) 機構

（令和6年4月1日現在）



### (2) 人員配置状況（正規職員）

（令和6年4月1日現在）

| 課係名<br>職種等 |               |                          | 管 理 部 門 |      |     |              |     | 業務部門 | 合計 |    |
|------------|---------------|--------------------------|---------|------|-----|--------------|-----|------|----|----|
|            |               |                          | 常勤理事    |      | 課 長 | 係長・グループ長・専門官 | 事務員 |      |    | 計  |
|            |               |                          | 理事長     | 常務理事 |     |              |     |      |    |    |
| 常 勤 理 事    |               |                          | 1       | 1    |     |              |     | 2    |    | 2  |
| 総 務 課      |               | 総 務 グ ル ー プ              |         |      | 1   |              |     | 1    |    | 1  |
| 業 務 課      | 業 務 係         | し し 尿 北 部 班<br>し 尿 南 部 班 |         |      | 1   | 1            | 1   | 3    | 6  | 9  |
|            |               | 仮 設 ト イ レ 班              |         |      |     |              |     |      |    | 0  |
|            |               | プ ラ 選 別 班                |         |      |     |              |     |      | 2  | 2  |
|            | 浄 化 槽 グ ル ー プ |                          |         |      |     |              |     | 1    | 1  |    |
| 合 計        |               |                          | 1       | 1    | 2   | 1            | 1   | 6    | 9  | 15 |

## (3) 車 両

(令和6年4月1日現在)

| 区 分 \ 車 両       |                    | バキューム車 |    |    | そ の 他 |     |      |       |    | 合計 |
|-----------------|--------------------|--------|----|----|-------|-----|------|-------|----|----|
|                 |                    | 2T     | 4T | 8T | 軽4    | ダンプ | ユニック | 軽トラック | 貨物 |    |
| 収 集 運 搬         |                    | 12     |    | 4  |       |     |      |       |    | 16 |
| 浄 化 槽           | 浄化槽清掃班<br>(含水張用車両) | 2      | 2  | 1  |       |     | 1    |       |    | 6  |
|                 | 浄化槽管理班             |        |    |    | 5     |     |      |       |    | 5  |
| 仮 設 ト イ レ 、 プ ラ |                    | 2      |    |    |       | 3   |      | 2     | 2  | 9  |
| 予 備 車 等         |                    | 2      | 1  | 1  | 5     |     |      |       |    | 9  |
| 合 計             |                    | 18     | 3  | 6  | 10    | 3   | 1    | 2     | 2  | 45 |

## 2 収集作業

通常地区（収集ホースの使用が3本以下の場合。主に低部地域。）、困難地区を混在させながら班を5班で編成し、基本的に1班6名体制で収集を行っている。車両は2T車を各班2台、8T車を周辺地区用として4班に各1台ずつ配車、さらに運搬距離が長くなった班には2Tを1台配車し、合計で、2T車12台、8T車4台で業務に当たっている。

## 3 収集回数

月1回の定期くみ取りを原則とし、全市的に計画収集を実施している。

## 4 決算状況

(単位：千円)

| 年 度 \ 内 容 | 収 入 (A) | 支 出 (B) | (A) - (B)<br>差 引 増 △ 減 |
|-----------|---------|---------|------------------------|
| H26       | 700,147 | 640,905 | 59,242                 |
| H27       | 675,984 | 618,728 | 57,256                 |
| H28       | 634,711 | 588,466 | 46,245                 |
| H29       | 626,103 | 618,082 | 8,021                  |
| H30       | 588,525 | 536,820 | 51,705                 |
| R 元       | 587,222 | 552,332 | 34,890                 |
| R2        | 542,602 | 508,383 | 34,219                 |
| R3        | 506,362 | 484,349 | 22,013                 |
| R4        | 497,412 | 476,041 | 21,371                 |
| R5        | 478,099 | 472,360 | 5,739                  |

## 商 工 業

本市の産業構造を産業別の従業者数を令和3年経済センサスで見ると、第3次産業が85.4%を占め、第2次産業は14.1%であり、第1次産業は0.5%となっている。

ものづくり分野において、造船は、増加しており、機械・重機・電機については持ち直している。

商業においては、定住人口の減少や市外への消費流出、インターネットでの通信販売など消費スタイルの多様化により大きな影響を受けた。令和6年6月の日本銀行長崎支店「金融経済概況」によると、個人消費は一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、企業の人手不足感の強まりと物価上昇による影響のほか、海外経済を巡る不確実性の高まりなどによる影響を注視していく必要があるとされるなど、市場を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。

貿易においては、令和5年の長崎港の動きとして、貿易額に係る輸出では船舶類、一般機械などが増加したことにより、2年連続の増加となっており、輸入については、鉱物性燃料、金属製品などが減少したことにより3年ぶりの減少となった。

地場の中小企業に対しては、経営基盤の強化を図るため、人材確保などの経営力強化の支援を行うとともに、産業人材育成や生産性向上、研究開発、販路開拓・拡大等の競争力強化の支援を行っている。

また、「創業サポート長崎」や「ながさき出島インキュベータD-F L A G」を核とした新規創業支援のほか、企業立地奨励条例に基づき、事業所の新增設等に対する奨励金の交付を行っている。

さらに、地場企業と誘致企業や都市部の企業などを引き合わせ、様々なアイデアやノウハウを取り込むことで、新規事業創出を図る「オープンイノベーションの推進」、また、起業を促し、新たなビジネスモデルを活用することで新規事業創出を図る「スタートアップ支援」を行っている。

商業振興としては、商店街等の組織力強化のための商店街の現状分析や課題解決に向けた活性化プランの作成や商店街が行うイベント・施設整備、商店街や出店事業者に対する空き店舗活用などへの支援を通じて、商店街の魅力向上や体制強化を図るとともに、事業者に対して、魅力ある地場製品の開発、SNSマーケティング・ECサイトによる販売促進の取組を支援する。

貿易振興としては、グローバル経済が進展するなかで、国際物流の強化は必要不可欠であり、港湾施設の概要や各種助成制度の周知及び広報等を通じて、荷主企業の更なる掘り起こしや貨物量の増大を図るとともに、長崎港の更なる利用促進を図ることとしている。

中小企業振興としては、本市において成長が見込まれる分野の産業集積を促進させ、域外企業との取引拡大や売上拡大を図るため、地域経済を牽引する「リーディング企業」の成長、創出に資する事業拡大などの取組を支援するとともに、市内企業の成長が見込まれる分野への事業参入などの取組を支援することとしている。

中小企業金融対策としては、中小企業の経営基盤の安定と強化を図るための融資制度を設けるとともに、中小企業の置かれた金融状況、経済状況に対応した融資制度の見直しを行うなどして、資金調達の円滑化に取り組んでいる。

雇用においては、長崎公共職業安定所管内の年間有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から減少傾向に転じていたが、令和3年度から持ち直し、令和5年度のハローワーク長崎管

内（時津、長与町含む）においては、1.12 倍となっている。

## 1 事業所の概要

| 産 業 分 類 別 | 事 業 所  |        | 従 業 者   |        |
|-----------|--------|--------|---------|--------|
|           | 数（所）   | 構成比（％） | 数（人）    | 構成比（％） |
| 総 数       | 17,908 | 100.0  | 185,787 | 100.0  |
| 第 一 次 産 業 | 63     | 0.3    | 877     | 0.5    |
| 第 二 次 産 業 | 2,144  | 12.0   | 26,142  | 14.1   |
| 第 三 次 産 業 | 15,701 | 87.7   | 158,768 | 85.4   |

※ 出典 令和3年経済センサス-活動調査（総務省統計局）

※ ただし、日本標準産業分類(大分類)「公務」及び「国、地方公共団体」の数値を除く。

## 2 商店の概況

| 区 分   | 商店数（店） | 従業員数（人） | 年間商品販売額（百万円） |
|-------|--------|---------|--------------|
| 総 数   | 3,871  | 30,215  | 1,015,958    |
| 卸 売 業 | 890    | 8,225   | 668,998      |
| 小 売 業 | 2,981  | 21,990  | 346,959      |

※ 出典 令和3年経済センサス-活動調査（総務省統計局）

## 3 製造業の概要

| 区 分 | 事 業 所 数 | 従 業 者 数  | 製造品出荷額等  |
|-----|---------|----------|----------|
| 実 数 | 312 事業所 | 11,281 人 | 4,450 億円 |

※ 従業者数4人以上の製造業事業所。

※ 出典 令和3年経済センサス調査-活動調査（総務省統計局）

## 4 企業の倒産状況

長崎市内企業の倒産件数・負債総額（負債総額1千万円以上）

| 年 度          | R3  | R4    | R5    | 対前年度比  |
|--------------|-----|-------|-------|--------|
| 件 数          | 11  | 19    | 13    | 31.6%減 |
| 負 債 総 額（百万円） | 360 | 5,380 | 1,346 | 75.0%減 |

※ 出典 東京経済株式会社

## 5 雇用情勢

長崎公共職業安定所管内における令和5年度主要指標は、有効求職者数107,677人（対前年度比0.9%

減)、有効求人数 120,084 人（対前年度比 4%増）となっており、有効求人倍率は 1.12 倍（対前年度比 0.08 ポイント増）であった。

#### 雇用の動き

| 項目<br>年度 | 有効求職者数  |        | 有効求人数   |        | 有効求人倍率 |      |
|----------|---------|--------|---------|--------|--------|------|
|          | 含パート    | 除パート   | 含パート    | 除パート   | 含パート   | 除パート |
| R2       | 110,036 | 68,579 | 89,413  | 56,682 | 0.81   | 0.83 |
| R3       | 111,528 | 69,349 | 104,672 | 66,697 | 0.94   | 0.96 |
| R4       | 110,869 | 67,607 | 115,521 | 72,040 | 1.04   | 1.07 |
| R5       | 107,677 | 65,360 | 120,084 | 75,870 | 1.12   | 1.16 |

（資料：長崎公共職業安定所）

## 6 製造業振興対策

### (1) ものづくり支援事業

#### ○ 事業目的及び概要

我が国の製造業発展の背景には中小ものづくり企業の存在があり、厳しい経営環境の中にあいながらも高いレベルでの基盤的技術の蓄積がある。本市においては、造船・重機・電機を中心とした産業集積があるが、大手企業の関連企業として半製品の製造にとどまっているのが現状である。また、従業員の高齢化や若者の市外流出が進んでおり、将来的には技術や技能の伝承が難しくなることが危惧されている。

このようなことから、市内中小企業の経営の効率化、生産性の強化、技術・技能の伝承に向けた人材育成の取組を支援することで、本市の製造業を中心とした中小企業の振興を図るものである。

#### ○ 事業内容

##### ア 長崎地域造船造機技術研修事業補助

長崎地域造船造機技術研修センターが実施する造船関連中小企業の従業員の基本技術研修を支援する。

##### イ 長崎工業会補助

長崎工業会が実施する中小企業の生産現場の「カイゼン」推進及びその中核となる人材育成事業、管理・営業担当者向け講習会等を支援する。

##### ウ 優れモノ認証事業

中小企業が開発した新規性、独自性、市場性及び有用性が認められる製品・技術を市長が「優れモノ」として認証し、市内外への情報発信やPR、認証事業者が実施する販路開拓の取組に要する経費等を支援する。また、認証された製品のうち、長崎市役所で使途が見込まれる新商品については、「トライアルオーダー認定品」として市が優先購入することで、販路開拓・拡大を支援する。

## エ 若年者等技能向上奨励

各種技能大会に参加する個人又は団体及び障害者職業能力開発校に入校する者に対して、若年者等技能向上奨励金を交付する。

## (2) 企業立地奨励制度

地場企業の雇用の拡大、増設・移設を伴う設備投資等による事業拡張及び経営基盤の強化を促進し、さらに雇用の受け皿の確保に即効性の高い域外からの優良企業誘致を促進するための奨励制度として、企業立地奨励条例を制定し、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図る。

### ○長崎市企業立地奨励条例（昭和 63 年制定・令和 3 年改正）

立地形態、法人の規模等の指定要件にもよるが、対象業種及び奨励制度は次のとおり

#### ア 対象業種

- ①造船・自動車等の輸送用機械関連産業、②産業用機械、新エネルギー・環境関連産業、③情報通信関連産業、④食品関連産業、⑤医工連携関連産業、⑥陸上養殖業、⑦農業、⑧その他の対象業種（製造業、道路貨物運送業・倉庫業・こん包業）

#### イ 奨励制度

##### （ア）施設等整備奨励金

投下固定資産総額（操業前）の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に補助率を乗じた額を 5 年間で分割交付（①～⑦の業種は 15%、⑧の業種は 10%）。

##### （イ）建物等賃借奨励金 算定基礎額の上限…月額 10,000 円/坪

建物等賃借費用に補助率を乗じた額を 3 年間交付（①～⑦の業種は 50%、⑧の業種は 25%）

##### （ウ）雇用奨励金 ※最大 3 年間交付

正社員 50 万円/人（障害者加算 50 万円）

非正規 30 万円/人（障害者加算 30 万円）

短時間 15 万円/人（障害者加算 20 万円）

### ○奨励金交付実績

(R6.3.31)

単位 企業数：社・奨励金：千円

| 種類       | R3      | R4      | R5      |
|----------|---------|---------|---------|
| 奨励企業数    | 20      | 21      | 17      |
| 建物等賃借奨励金 | 100,123 | 105,902 | 72,386  |
| 雇用奨励金    | 92,700  | 40,150  | 33,000  |
| 施設等整備奨励金 | 148,222 | 121,490 | 108,213 |
| 特別通信費奨励金 | -       | 224     | 111     |
| 総計       | 341,045 | 267,766 | 213,710 |

○長崎市内における工業団地等の概要

(R6. 7. 1)

| 工業団地等名            | 長崎テクノヒル茂木           | 田中町企業立地用地             | 神ノ島工業団地                 | 小江工業団地                | 三重地区                  |                    |
|-------------------|---------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| 内 容               | 分譲：<br>平成 25 年 12 月 | 分譲：<br>令和 4 年 8 月     | 分譲：<br>昭和 56 年 9 月      | 分譲：<br>昭和 57 年 4 月    | 三重地区<br>分譲：昭和 49 年    | 沖平地区<br>分譲：平成 5 年  |
| 目 的               | 企業立地用地              | 企業立地用地                | 一般工業団地                  | 一般工業団地                | 魚市の移転に伴う関連企業の誘致       | 漁村再開発施設用地          |
| 所 在 地             | 長崎市北浦町              | 長崎市田中町                | 長崎市小瀬戸町及び神ノ島町           | 長崎市小江町                | 長崎市畝刈町、京泊及び三京町        | 長崎市多以良町            |
| 用 地 面 積           | 2. 4ha              | 2. 6ha                | 45. 6ha                 | 21. 7ha               | 37. 5ha               | 11. 5ha            |
| 分譲済企業数            | 1 社                 | 2 社                   | 49 社・2 組合<br>長崎市(下水処理場) | 25 社・3 組合<br>その他個人所有等 | 37 社                  | 14 社・1 組合<br>長崎県ほか |
| 分 譲 面 積           | 2. 4ha              | 2. 6ha                | 43. 2ha                 | 21. 7ha               | 37. 5ha<br>(工業用地部分のみ) | 11. 5ha            |
| 分 譲 率<br>(残面積)    | 100%                | 100%                  | 94. 7%<br>(2. 4ha)      | 100%                  | 100%                  | 100%               |
| 都市計画上の<br>用 途 地 域 | 市街化調整区域<br>(開発協議済み) | 市街化調整区域<br>(地区計画設定済み) | 工業専用地域                  | 準工業地域                 | 工業地域                  | 工業地域               |

※契約締結前のものを除く

※為石浄水場跡地について、企業立地用地として整備し令和 10 年度に分譲を開始する予定である。

資料：長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所（長崎テクノヒル茂木及び田中町企業立地用地を除く）

(3) 産学連携・創業支援事業

○ 事業目的

産学連携を推進し、大学等の持つ研究成果を活用した創業・新事業展開を支援することにより、本市の新たな産業の核となる企業を創出し、経済の活性化を図る。

○ 事業概要

ア 「創業サポート長崎」による創業者支援

長崎市内における創業希望者に対し、本市新産業推進課が総合案内となり、12 の支援機関においてそれぞれの専門知識を活かしきめ細かい支援を行う。

支援機関：①長崎市産業雇用政策課、②長崎商工会議所、③長崎県（長崎県ビジネス支援プラザ）、④長崎県中小企業診断士協会、⑤日本政策金融公庫長崎支店、⑥十八親和銀行、⑦長崎銀行、⑧東長崎商工会、⑨長崎市北部商工会、⑩長崎南商工会、⑪長崎県よろず支援拠点、⑫商工組合中央金庫

イ ながさき出島インキュベータ（通称：D-F L A G）の入居者支援

ながさき出島インキュベータは、大学が持つシーズや研究成果と地域の企業が持つ技術力を活用して新事業の創出・育成を図ることを目的とした施設で、入居者に対する支援を県・市共同で行う。

(ア) 賃料補助

ながさき出島インキュベータの入居者のうち要件を満たす者について、賃料の一部を補助す

る。

(イ) 支援人材の配置等

入居者に対する起業支援活動が円滑に行われるよう、ながさき出島インキュベータにインキュベーション・マネージャー等を配置し支援業務を実施する。

(4) 新産業・起業チャレンジ促進事業

○ 事業目的

既存企業の力や新たなビジネスモデルを活用した新規事業創出に向けたチャレンジに対して支援を行い、新たな産業の種を育てる取組を推進する。

○ 事業概要

ア オープンイノベーション型新規事業創出支援

(ア) 金融機関等と連携した伴走型支援及び機運醸成

県、他自治体及び金融機関等と共に、地域課題の抽出、事業者のマッチング、事業化に向けた伴走支援、実証の場の提供などの支援を行う。また、オープンイノベーション型新規事業創出の機運醸成や新規事業創出に係る外部人材を招聘する。

(イ) イノベーション創発コミュニティ育成事業

地場企業を核とした新規事業創出を目指すコミュニティの創出・拡大を図るため、多様な主体との交流を促進するとともに、新規事業創出に向けたプロジェクトが継続的に創出・育成される環境を構築する。

(ウ) オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金

企業等による新規事業創出に係るプロジェクトの新規組成にあたり、事業に要する経費（消耗品費、原材料費、外部委託費等）及び協働する民間事業者とのマッチングを目的として実施する事業に対して助成する。

(エ) 長崎市サテライトオフィス等トライアル事業費補助金

地場企業と県外企業のコミュニティ創出に資する取組や県外企業のサテライトオフィス進出を促すため、市内サテライトオフィス等における試行的なリモートワークの実施に対する助成等を行う。

(オ) 若年者イノベーション・グローバルマインド醸成事業

今後キャリア選択を行っていくこととなる学生や若い世代をターゲットとして、グローバルな市場で活躍する起業家等と交流する機会の創出に取り組み、将来的な長崎市のイノベーション人材の確保やグローバル人材の育成につなげる。

(カ) 外部人材を活用したハンズオン支援

総務省の事業である「地域活性化起業人」の制度を活用し民間企業から人材を受け入れ、新規事業創出をはじめとした地場企業の総合的な経営改善に向けた伴走支援や、外部人材との交流・協働による職員へのスキル移転やノウハウ獲得といった内部の人材育成につなげる。

イ スタートアップ支援



(ア) スタートアップコミュニティ創出・醸成支援

スタートアップの機運醸成イベントや実践的な起業家育成プログラムを開催するほか、起業家コミュニティの活性化に係る専門人材の配置を行うことにより、新たなビジネスにチャレンジする起業希望者への支援を行う。

## 7 商業振興対策

(1) 長崎市商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業費補助

本市における人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、その担い手となる商店街等の体制を強化するとともに、商店街活性化プランに基づく取組や空き店舗活用を推進し、商店街等の振興を地域のにぎわい創出に繋げていくため、商店街等が実施する事業に対して、事業費の一部を助成する。

| 事業名                         | 補助率             | 補助限度額    |
|-----------------------------|-----------------|----------|
| 商店街体制強化支援事業                 | 補助対象経費の<br>3分の2 | 1,200千円  |
| 商店街活性化プラン策定支援事業             |                 | 1,200千円  |
| 商店街にぎわい創出事業                 |                 | 5,000千円  |
| 商店街共同施設等整備事業                |                 | 10,000千円 |
| 新たなにぎわい創出事業                 |                 | 800千円    |
| 空き店舗活用にぎわい創出事業<br>(出店事業者向け) | 補助対象経費の<br>2分の1 | 2,000千円  |
| 空き店舗活用にぎわい創出事業<br>(商店街等向け)  | 補助対象経費の<br>3分の2 | 3,000千円  |
| 繁盛店創出事業                     | 補助対象経費の<br>2分の1 | 500千円    |

(2) SNS等活用支援費

ア 事業の概要

市内中小事業者が新たな顧客及び外貨を獲得するために実施するSNSマーケティングやECサイトによる販売促進の取組を支援する。

イ 伴走型支援

SNS・ECサイトを活用した新たな顧客及び外貨を獲得するための専門的な知識を持つ専門家が伴走型で事業者のサポートを行う。

| 委託事業者            | 委託内容                                                                                               |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| iBankマーケティング株式会社 | 事業者向けセミナーの開催 1回<br>事業者へのコンサルティング 60分程度×5回＋オンライン相談<br>対応10時間まで×10社<br>(事業者の分析、事業計画の作成、事業の提案、課題整理、等) |

ウ 補助金

伴走型のサポートを受ける事業者に対して、補助を行う。

| 補 助 金 名       | 補 助 率       | 補 助 限 度 額 |
|---------------|-------------|-----------|
| SNS等活用支援事業補助金 | 補助対象経費の3分の2 | 800 千円    |

## 8 貿易振興対策

長崎港の地理的特性や海外との長い交流の歴史等の特性を活かして、海外貿易を積極的に推進することで、本市の経済発展を図ろうとするものである。

長崎港貿易の振興を目的として、平成10年4月に「長崎港活性化センター」を設立し、官民一体の貿易活動促進を進めている。平成11年7月からは「長崎～釜山国際定期コンテナ航路」が就航し、この航路の維持拡大に努めている。なお、令和元年8月より、週2便の運航となっている。

### (1) 航路の維持拡大

貨物取扱量の増を図るため、集荷活動を積極的に行うとともに、長崎港を利用する荷主企業に対して各種助成を行う。また、国際定期コンテナ航路維持・強化に向けた運航船社等との協議や、ポートセミナーを主軸とした長崎港及び航路のPR活動を行う。

### (2) 貿易情報の収集活動及び広報活動

日本貿易振興機構（JETRO）長崎貿易情報センターや長崎県貿易協会上海事務所等の協力のもと情報を収集するとともに、広報活動を行う。

### (3) 講演会、研修会、説明会の開催

貿易に関する人材の育成を図るため各種団体との協力のもと貿易実務、語学などの海外展開に必要な知識の習得を目指す各種セミナー、講演会を開催する。

### (4) 輸出入の状況

令和5年の長崎港の動きは、コンテナ取扱数は前年より減少し、3,336(TEU)となった。これは、住宅資材を取り扱う大口荷主の輸出入ルートが変更となったことなどに伴い貨物量が減少したことによるものである。

しかしながら、減の主な要因となっていた住宅資材関係の輸出入について、現在は「長崎～釜山定期コンテナ航路」の利用がなされており、今後貨物量は回復する見込みとなっている。

## 9 中小企業振興対策

### (1) 長崎市中小企業サポート活動

豊富な知識・経験、高度な技術・技能をもった民間企業のOB人材を活用した専門的な相談・助言により、中小企業や創業者が直面する経営や技術面での課題解決など、総合的かつ効果的な支援を行う。

#### ○ 相談員の専門分野

##### ア 金融相談員

本市中小企業融資制度等の利用希望者に対する相談、助言

イ 中小企業コーディネーター

市内中小企業の情報収集、国県市等の支援制度の紹介や関係機関への斡旋等、商品開発・販路拡大に関する助言・指導

ウ 情報、環境コーディネーター

市内中小企業の生産性向上、業務効率化に関する相談、助言、指導

(2) 成長分野重点化補助金

長崎市の地域経済の持続的な発展を図るためには、本市において成長が見込まれる分野の産業集積を促進させ、域外企業との取引拡大や売上拡大を図る必要があり、地域経済を牽引する「リーディング企業」の成長に資する事業拡大や生産性向上などの取組に対し、積極的な支援を実施し、域外からの仕事と外貨の更なる獲得を図るとともに、域内調達を拡大させることで域内経済の好循環につなげる。

| 事業名                 | 補助率             | 補助限度額      |
|---------------------|-----------------|------------|
| (ア) リーディング企業成長支援補助金 | 補助対象経費の<br>3分の2 | 100,000 千円 |
| (イ) リーディング企業創出支援補助金 |                 | 10,000 千円  |
| (ウ) 成長分野集積促進費補助金    |                 | 3,000 千円   |

(3) デジタル人材確保支援事業

地場企業等におけるデジタル人材の確保に向け、都市部の潜在的な移住希望者等に向けて企業情報の発信に取り組むとともに、県外デジタル人材の市内企業への就業促進を図るため、採用に係る経費の一部を補助する。

(4) 長崎市中小企業融資制度の概要 (R6. 4. 1)

| 資金名                             | 融資要件概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 使途       | 限度額<br>(万円)                          |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------|
| 小企業振興<br>資 金                    | 小規模企業者で事業資金を必要とすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 運転<br>設備 | 2,000                                |
| 中 小 企 業<br>経営安定資金               | 事業資金を必要とすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 運転<br>設備 | 5,000                                |
| 中 小 企 業<br>短 期 資 金              | 事業資金を必要とすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 運転       | 1,000                                |
| 中 小 企 業<br>災 害 復 旧 等<br>支 援 資 金 | 次の①、②のいずれかに該当すること。<br>①台風などの災害の被害を受け、「り災証明」を発行されていること。<br>②長崎市長から危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）又は<br>新型コロナウイルス感染症に起因して長崎市長からセーフティネット保証4号<br>若しくは5号の認定を受けたこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 運転<br>設備 | 2,000                                |
| 中 小 企 業<br>連 鎖 倒 産<br>防 止 資 金   | 倒産企業に対し、売掛債権等を有していること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 運転       | 2,000                                |
| 中 小 企 業<br>創 業 資 金              | 次の①、②のいずれかに該当することなど。<br>①事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始又は会社を設立する具<br>体的計画を有すること。<br>②事業開始後又は会社設立後、5年未満であること。（事業を営んでい<br>ない個人が新たに事業を開始した後、5年を経過しない間に法人成り<br>した場合を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 運転<br>設備 | 3,500                                |
| 中 小 企 業<br>エ コ 資 金              | 次の①、②のいずれかを行うこと。<br>①公害防止施設の整備、条例・法令等による改善措置の勧告・命令を受<br>けた改善、事業車としての電動車等の購入、緑化、新・省エネルギー<br>設備、雨水・再生水利用システム設備、廃棄物リサイクル設備の導<br>入、ISO14000 又はエコアクション21 認証の取得など。<br>②ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現に向けた取組。                                                                                                                                                                                                                                                                              | 運転<br>設備 | ①2,000<br>②6,000<br>※①②の合<br>算で6,000 |
| 中 小 企 業<br>い き 支 援 資 金          | 次の①から⑧までのいずれかに該当すること。<br>①自己保有（共同保有）している特許権、実用新案権又は意匠権にかか<br>る技術を利用し、新規事業に取り組むこと。<br>②研究開発のために国、県、関係団体が交付する助成金等を受けて開発<br>した商品・サービスの販路拡大に取り組むこと。<br>③国、県、関係団体から農商工連携に係る支援を受けた者が、商品開発<br>又は販路拡大に取り組むこと。<br>④「製品・技術『優れモノ』認証」を受けた者が当該商品の販路拡大に<br>取り組むこと。<br>⑤長崎市ブランド振興会から「長崎市特産推奨品の認定」を受けた者が<br>当該商品の販路拡大に取り組むこと。<br>⑥公的機関の支援によって自社の経営戦略を作成した者が、具体的なビ<br>ジネスプランに取り組むこと。<br>⑦商店街の空き店舗を利用した出店を行うこと。<br>⑧観光客向け宿泊施設、外国人観光客に対応する施設、コンベンション<br>開催に対応する施設、バリアフリー等に対応する施設の改修事業を行<br>うこと。 | 運転<br>設備 | 2,000                                |
| 中小企業いき<br>いき労働環境<br>整備資金        | 次の①から④までのいずれかに該当していること。<br>①従業員住宅や保健、給食、教養文化施設、託児所、心身障害者雇用の<br>ための施設などの整備事業を行うこと。<br>②従業員が100人以下の事業者であって、次世代育成支援対策推進法に<br>規定する一般事業主行動計画を策定し労働局に申請をしたもので、<br>ワークライフバランスを推進していること。<br>③常時雇用している障害者の割合が、全体の3.6%以上であること。<br>④ジョブカードの訓練計画の認定を受け、訓練を実施し、就職支援を積<br>極的に行っていること。                                                                                                                                                                                                      | 運転<br>設備 | 2,000                                |

(5) 事業承継支援

後継者の不在等による中小企業の技術・サービス及び雇用の喪失を防ぐため、国が設置した長崎県事業承継・引継ぎ支援センターや関係機関と連携しながら支援を行う。

(6) 若年者雇用促進事業

若年者の地元就職・定着を促進するため、地元で働く魅力を発信するとともに、雇用の受け皿となる企業の受入れ態勢の整備を支援する。

ア「地元で働く魅力の発信」

学生のニーズ・動向を踏まえた動画制作やSNS運用等、企業紹介サイトの管理運用、メタバースを活用した企業情報発信等を行うほか、学生の就職先の決定に影響力を持つ保護者に対し、令和5年度に実施した地元就職促進セミナー動画を配信する。

イ「地元企業の受入態勢支援」

テレワーク・リモートワーク、フレックスタイム等の新しい働き方の導入意向がある企業を伴走支援し、他企業のモデルとなる事例を創出する取組を行うほか、採用コンサルティング等に要する経費、企業PR動画等の制作費、オンラインを含む企業説明会への参加費等、新しい働き方の導入支援に要する経費等の一部を支援する。

(7) 多様な人材雇用促進事業

経済再生に向け、人的基盤を整えるため、地元企業のIT人材確保や就業率の向上を図るとともに、女性の職場環境を改善することで、多様な人材の雇用促進を図る。

ア「外国人材の受入促進」

全国的にも不足が想定されているIT人材について、長崎県や長崎大学、企業等と連携し、バングラデシュ高度IT人材の受入を促進するため、受入企業の採用までに要する経費の一部を支援するほか、バングラデシュ高度IT人材の定着促進を図るため、地域との交流会を実施する。

イ「潜在労働者の就労支援」

潜在労働者が抱えている就労に関する不安や悩みを解消するとともに、潜在労働者が求める支援などのニーズ把握や就労相談支援を実施するほか、潜在労働者の就労促進や就労意欲向上を図ることを目的に、長崎市の雇用情勢なども踏まえた動画を制作し、情報発信を行う。

ウ「女性の活躍促進」

地元企業の女性のための職場環境を改善し、女性の就労促進や活躍促進を図る取組に要する経費の一部を支援し、他企業のモデルとなる事例を創出し、横展開を図る。

(8) 企業連携型奨学金返還支援事業

地元企業の人材確保支援を一層強化し、若年者等の地元就職・定着を促進する観点から、従業員への奨学金返還支援制度を有する企業を募集するなど、その一部を補助する奨学金返還支援制度創設のための準備を行う。

(9) 福利厚生

一般財団法人長崎市勤労者サービスセンター

中小企業と大企業との間で水準の差が激しい勤労者福祉について、中小企業勤労者の福祉の向上を図ることは、労働行政を推進していく上からも重要な施策の一つであり、人材の確保・定着・勤労意欲の向上を図るためには福利厚生面の充実が不可欠である。

長崎市勤労者サービスセンターは、中小企業勤労者等のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興・地域社会の活性化に寄与することを目的として創設された国の「中小企業勤労者総合福祉推進事業」の指定を受け、平成 2 年 8 月に長崎市が中心となって設立された団体であり、平成 7 年 12 月に財団法人化され、平成 23 年 8 月に一般財団法人へ移行した。現在は、会員事業所数 1,473 か所、会員数 9,473 人（令和 6 年 3 月末）を有している。

(10) 経済活性化審議会の設置

平成 5 年度に長崎市雇用問題審議会が設置され、労働問題や各種対策について、関係各界各層の委員により幅広く調査及び審議がなされ、本市の施策へ反映してきたが、雇用に限らず経済成長を切り口とした調査審議を実施するため、雇用問題審議会を発展的に廃止し、長崎市経済活性化審議会を平成 28 年 7 月に設置した。

長崎市経済活性化審議会においては、主に経済成長戦略の策定とその進捗管理に係る調査審議を実施している。

# 市 場

## 1 中央卸売市場

生鮮食料品の流通及び消費上、特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するため、卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域以外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善に資するものとして、卸売市場法に基づき、昭和 50 年 7 月に開業した。当中央卸売市場の取扱品目の部類は、青果物とし、野菜・果実及びこれらの加工品等である。

### (1) 市場の機構 職員 8 人

市場長 1 — 次長 1 — 係長 1 — 職員 5 (再任用職員 1 を含む)

卸 売 会 社 (1 社)

(R6. 6. 1)

| 会 社 名      | 資本金 (万円) | 総員数 (人) | 役 員 (人) | 従業員 (人) |
|------------|----------|---------|---------|---------|
| 長崎でじま青果(株) | 5,000    | 83      | 8       | 75      |

仲 卸 業 者 18

売買参加者 115

関連事業者 9

### (2) 施設及び規模 (R6. 6. 1 現在)

場 所 長崎市田中町 279 番地 4

敷地面積 73,417 m<sup>2</sup> 建物延面積 36,251 m<sup>2</sup>

| 施 設 の 種 類   |               | 規 模                   | 摘 要 (構造等)                      |
|-------------|---------------|-----------------------|--------------------------------|
| 卸 売 場 棟     |               | 31,026 m <sup>2</sup> | 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建            |
| 内 訳         | 卸 売 場         | 14,145 m <sup>2</sup> | 低温卸売施設 100 m <sup>2</sup> ×2 基 |
|             | 仲 卸 売 場       | 7,863 m <sup>2</sup>  |                                |
|             | 買 荷 保 管 積 込 所 | 5,165 m <sup>2</sup>  |                                |
|             | 関 係 業 者 事 務 所 | 2,118 m <sup>2</sup>  |                                |
|             | そ の 他         | 1,735 m <sup>2</sup>  | 通路・便所・階段・塔屋・プロパン庫等             |
| 冷 蔵 庫 棟     |               | 1,412 m <sup>2</sup>  | 鉄筋コンクリート造 2 階建                 |
| 管 理 棟       |               | 855 m <sup>2</sup>    | 鉄筋コンクリート造 3 階建                 |
| 関 連 事 業 者 棟 |               | 1,640 m <sup>2</sup>  | 鉄筋コンクリート造 2 階建                 |
| 倉 庫 棟       |               | 1,045 m <sup>2</sup>  | 鉄骨造平家建                         |
| そ の 他       |               | 273 m <sup>2</sup>    | 守衛棟・屋外便所等                      |
| 計           |               | 36,251 m <sup>2</sup> |                                |
| 屋 上 駐 車 場   |               | 3,714 m <sup>2</sup>  | 122 台                          |
| 平 面 駐 車 場   |               | 16,220 m <sup>2</sup> | 588 台 (アスファルト舗装)               |
| 緑 地         |               | 2,352 m <sup>2</sup>  |                                |
| 公 園         |               | 1,617 m <sup>2</sup>  | 2 か所                           |

### (3) 市場建設時の事業費内訳

- ・工事期間 昭和 49 年 1 月～50 年 6 月

- ・総工事費 41 億 6,037 万 4,000 円  
(国庫補助金 10 億 6,500 万円 地方債 30 億 9,400 万円  
一般財源 137 万 4,000 円)
- ・内 訳 建設費 33 億 374 万 4,000 円 用地購入費 8 億 5,663 万円

(4) 主要施設使用料（月額）

- 卸売業者（卸売業者市場使用料） 卸売金額（税抜）の 1,000 分の 3  
(卸売業者売場使用料) 100 円／m<sup>2</sup>
  - 仲卸業者（仲卸業者市場使用料） 仲卸業者が長崎市中央卸売市場業務条例第 49 条に規定する  
卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額（税抜）の  
1,000 分の 3  
(仲卸業者売場使用料) 600 円／m<sup>2</sup>
  - 関連事業者（関連事業者市場使用料） 1,290 円／m<sup>2</sup>
- ※ 使用料は、上記により算定した額に、100 分の 110 を乗じて得た額

(5) 総売上高実績表

(令和 5 年度)

| 野 菜    |           | 果 実    |           | 合 計    |            |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|------------|
| 取 扱 量  | 取 扱 金 額   | 取 扱 量  | 取 扱 金 額   | 取 扱 量  | 取 扱 金 額    |
| トン     | 千円        | トン     | 千円        | トン     | 千円         |
| 42,937 | 9,668,735 | 14,568 | 6,083,920 | 57,505 | 15,752,655 |

## 2 市設小売市場

(R6. 4. 1)

| 名 称                 | 所 在 地                              | 沿 革                                                                                                                                                                                       | 施設（建物・土地）                                                    | 区画数<br>(事業者数) |
|---------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------|
| 長崎市設<br>中央小売<br>市 場 | 築町 3 番 18 号<br>「メルカつきまち」<br>地下 1 階 | 大正 13 年 10 月総工費 22 万円で建設、<br>終戦後占領軍のトラック置場として使<br>用、昭和 22 年 9 月、再び開場した。建<br>物の老朽化のため平成元年 6 月解体と<br>なり、平成元年 4 月 1 日より賑町地内<br>の仮設店舗にて仮営業していたが、平<br>成 10 年 9 月に築町の「メルカつきま<br>ち」内で営業することとなった。 | 鉄骨鉄筋コンクリート造<br><br>(賃貸借)<br><br>市場面積 1,396.28 m <sup>2</sup> | 15<br>(14)    |

| 市場<br>使用<br>料 | 種 別 | 単 位             | 金 額     |
|---------------|-----|-----------------|---------|
|               | 店 舗 | 1 平方メートルにつき 1 月 | 3,333 円 |
|               | 倉 庫 | 1 平方メートルにつき 1 月 | 1,333 円 |

使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは 50 銭未満については、その端数を切り捨て、50 銭以上 1 円未満についてはその端数を切り上げる。



# 物 産 振 興

## 1 特産品の販路拡大

長崎市には、歴史・文化や自然・風土などその地域の特性を活かした特産品が数多くあるものの、製造販売業者の大半が小規模企業で、生産力や営業力が弱く、地元地域での販売にとどまっているものが多い。そのため、そのような事業者にとって域外の販路開拓を行っている地域商社と連携するとともに、経済産業部、水産農林部が連携して、県内外のイベント・物産展への出展や商談会の斡旋、特産品のPR、情報発信を行っている。

〈事業内容〉

### (1) 地域商社との連携

平成 30 年度から令和 2 年度まで継続して育成支援を行った市内事業者にとって域外への販路開拓及び地域のブランディングに取り組む地域商社 2 者と連携し、小規模事業者等の販路拡大を推進する。

### (2) 物産振興推進に係る取組

ア 市内外での物産展及び商談会の開催

イ 長崎街道シュガーロードの歴史・文化の掘り起こしによる情報発信

ウ 市内事業者が行う新商品開発・販路開拓事業に対する補助

## 2 特産品のブランド化の推進

平成 9 年 9 月に特産品製造・販売業者、長崎商工会議所、長崎市から構成される「長崎市ブランド振興会」（会員業者数 47：令和 5 年 9 月 1 日現在）を設立し、地場産業の振興を目的として、本市の優れた特産品の品質保持、販路拡大等の各種事業を実施している。

また、水産練り製品製造業者、市内経済団体、金融機関等と連携して、平成 23 年度に立ち上げた「長崎かんぼこ王国推進委員会」を通して水産練り製品のブランド化等に取り組んでおり、長崎かまぼこの認知度を高め、新たな需要の喚起、販路拡大を図る。

〈事業内容〉

### (1) 長崎市ブランド振興会

ア 「長崎市特産推奨品」の認定・宣伝普及

イ 会員企業への物産展・商談会開催情報の情報提供

ウ インターネット等を活用したPR・販売促進

エ 地域商社及びふるさと納税の運営事業者との連携

オ 会員企業への各種支援制度等の情報提供

## 観 光

長崎市は、1571年（元亀2年）のポルトガル船の来航以来、ポルトガルやオランダ、中国など海外との交流を通して、多種多様な伝統や文化を生み出しながら発展してきた。特異な歴史に育まれ、出島、唐人屋敷跡、グラバー園をはじめ数々の国際性豊かな観光資源が存在し、港を取り囲む斜面市街地は、美しい景観を醸し出し、歴史のまち、ロマン漂うまちとして多くの方々に親しまれる国際観光都市である。

また、平成17年1月及び平成18年1月に近隣する7町と合併したことにより、自然やキリシタン文化、温泉など今までなかった新たな観光資源が加わるとともに、長崎自動車の延伸や、ながさき出島道路の開通によるアクセスの向上、出島の復元事業、長崎歴史文化博物館、長崎水辺の森公園、長崎県美術館及び世界でも有数の斜張橋の女神大橋及び出島メッセ長崎などが新たに整備された。令和4年9月には西九州新幹線が開業（長崎～武雄温泉）し、新しい長崎市へと大きく発展しようとしている。

長崎市を訪れた観光客数は、長崎「旅」博覧会が開催された平成2年の約628万人をピークに減少傾向を続け、平成16年は約493万人となった。しかし、平成18年には全国ではじめてのまち歩き博覧会である「長崎さるく博'06」の開催に加え、「長崎ランタンフェスティバル」、「長崎帆船まつり」など既存イベントの集客数増加も達成し、約570万人の観光客数となった。

その後は、「長崎さるく」の通年での実施や、端島見学施設、亀山社中記念館といった新たな観光施設のオープン（平成21年）、「世界新三大夜景」への認定（平成24年※令和3年11月に再認定）、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産登録（平成27年）、「日本新三大夜景都市」への認定（平成27年※令和4年3月に再認定）等、観光資源のさらなる磨き上げにより観光客数は増加傾向となり、平成29年は、国際クルーズ船の入港実績が全国第2位の267隻、乗員・乗務員数約105万人と過去最高となったこと等により、観光客数も708万人と過去最高となった。

また、平成30年は、国際クルーズ船の入港実績が前年度より47隻減の216隻と、乗客・乗務員数が大幅に減少したものの、7月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されたことにより、観光客数は平成29年に次ぐ約706万人に、令和元年も、国際クルーズ船の入港実績が前年度より37隻減の179隻となったこと、台風や大雨等記録的な自然災害に見舞われたこと、日韓関係の悪化等の減の要因があったが、香港直行便の就航やローマ教皇の来崎、ラグビーワールドカップの開催等により、観光客数は過去3番目に多い692万人となった。しかし、令和元年12月に中華人民共和国にて新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、わが国においても、感染の拡大をみせ、緊急事態宣言の発出等に伴う人流の抑制、また全国的な移動自粛傾向の影響から、過去に類を見ない観光客数の減少が生じ、令和2年、及び令和3年の観光客数は、それぞれ約256万人、約259万人となった。

そのような中、令和3年11月1日にMICE施設となる出島メッセ長崎が開業し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、開業後1年間の利用者数は663,843人となり、出島メッセ長崎で開催されたMICEの経済波及効果は約125億円となった。開業2年目以降においても、順調に利用者数は伸びており、交流人口の拡大による地域経済の活性化が図られている。

令和4年は、全国的な宿泊割引キャンペーンの実施や移動制限の緩和、同年9月の西九州新幹線の開業などから訪問客数は約405万人となり、令和5年は新型コロナウイルス感染症対策の緩和、外国人訪問客への

水際措置の撤廃などもあり、訪問客数は約 532 万人と、コロナ禍前の令和元年と比較し約 8 割程度まで回復した。

今後は、民間主導による観光地域づくり推進主体である DMO (Destination Management/Marketing Organization) において、産学官の更なる連携強化による「交流の産業化」の加速化を図り、地域一帯の魅力的な観光地域づくりを実施することで、『選ばれる 21 世紀の交流都市』を目指す。

## 1 観光客数

### (1) 年次別入市客数、観光客数及び消費額

| 年別  | 入市客数(人)   | 観光客       |           |       |           |       | 観光客の消費額<br>(千円) |
|-----|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|-------|-----------------|
|     |           | 計 (人)     | 宿泊(人)     | 比率(%) | 日帰り(人)    | 比率(%) |                 |
| R 3 | 5,137,700 | 2,585,700 | 1,142,400 | 44.2  | 1,443,300 | 55.8  | 61,551,969      |
| R 4 |           | 4,048,800 | 1,768,400 | 43.7  | 2,280,400 | 56.3  | 103,741,749     |
| R 5 |           | 5,319,400 | 2,248,300 | 42.3  | 3,071,100 | 57.7  | 143,462,750     |

### (2) 個人・団体別観光客数

| 種別<br>年別 | 総 計       | 個 人       |       | 団 体     |       |         |       |         |       |
|----------|-----------|-----------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|          |           |           |       | 計       |       | 一 般     |       | 修 学 旅 行 |       |
|          | 人 員(人)    | 人 員(人)    | 比率(%) | 人 員(人)  | 比率(%) | 人 員(人)  | 比率(%) | 人 員(人)  | 比率(%) |
| R 3      | 2,585,700 | 2,277,200 | 88.1  | 308,500 | 11.9  | 90,500  | 3.5   | 218,000 | 8.4   |
| R 4      | 4,048,800 | 3,457,000 | 85.4  | 591,800 | 14.6  | 283,400 | 7.0   | 308,400 | 7.6   |
| R 5      | 5,319,400 | 4,834,500 | 90.9  | 484,900 | 9.1   | 207,500 | 3.9   | 277,400 | 5.2   |

### (3) 交通機関別観光客数

| 種別<br>年別 | 総 計       | J R       |       | 自 動 車     |       | 航 空 機   |       | 船 舶     |       |
|----------|-----------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|---------|-------|
|          | 人 員(人)    | 人 員(人)    | 比率(%) | 人 員(人)    | 比率(%) | 人 員(人)  | 比率(%) | 人 員(人)  | 比率(%) |
| R 3      | 2,585,700 | 556,600   | 21.5  | 1,625,200 | 62.9  | 334,100 | 12.9  | 69,800  | 2.7   |
| R 4      | 4,048,800 | 853,800   | 21.1  | 2,582,000 | 63.7  | 505,300 | 12.5  | 107,700 | 2.7   |
| R 5      | 5,319,400 | 1,084,200 | 20.4  | 3,296,500 | 62.0  | 634,100 | 11.9  | 304,600 | 5.7   |

### (4) 宿泊施設の状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

| 種 別               | 施設数 (軒) | 部屋数 (室) | 収容人員 (人) |
|-------------------|---------|---------|----------|
| 旅館・ホテル            | 102     | 3,707   | 10,587   |
| ビジネスホテル           | 29      | 2,905   | 4,859    |
| 民宿・ペンション          | 14      | 111     | 253      |
| 国民宿舎・ホステル・保養所、その他 | 25      | 347     | 1,136    |
| 合 計               | 170     | 7,070   | 16,835   |

## (5) 外国人観光客

過去3ヵ年の外国人宿泊者数

(単位：人)

| 順位 | 令和3年    |        | 令和4年    |        | 令和5年    |         |
|----|---------|--------|---------|--------|---------|---------|
|    | 国籍・地域   | 人数     | 国籍・地域   | 人数     | 国籍・地域   | 人数      |
| 1  | アメリカ    | 2,520  | 韓国      | 10,435 | 韓国      | 77,610  |
| 2  | ベトナム    | 1,077  | アメリカ    | 4,531  | 台湾      | 36,517  |
| 3  | 中国      | 676    | 中国      | 1,800  | アメリカ    | 21,418  |
| 4  | イギリス    | 460    | 香港      | 1,372  | 香港      | 16,086  |
| 5  | 韓国      | 438    | タイ      | 1,351  | 中国      | 14,592  |
| 6  | 香港      | 370    | 台湾      | 1,238  | シンガポール  | 9,744   |
| 7  | フィリピン   | 279    | シンガポール  | 881    | ドイツ     | 6,731   |
| 8  | フランス    | 203    | ブラジル    | 848    | タイ      | 6,563   |
| 9  | 台湾      | 162    | オーストラリア | 833    | オーストラリア | 6,553   |
| 10 | ドイツ     | 129    | フィリピン   | 649    | イギリス    | 4,651   |
| 11 | インドネシア  | 86     | ドイツ     | 621    | フランス    | 4,505   |
| 12 | オーストラリア | 58     | イギリス    | 600    | ブラジル    | 3,405   |
| 13 | タイ      | 57     | ベトナム    | 540    | マレーシア   | 3,286   |
| 14 | マレーシア   | 43     | フランス    | 448    | カナダ     | 3,038   |
| 15 | インド     | 43     | マレーシア   | 418    | フィリピン   | 1,916   |
|    | その他     | 7,448  | その他     | 13,006 | その他     | 41,611  |
| 合計 |         | 14,049 |         | 39,571 |         | 258,226 |

## (6) 国内・国際クルーズ客船乗客・乗務員数

|   | 令和3年 |      | 令和4年 |    | 令和5年 |          |     |
|---|------|------|------|----|------|----------|-----|
|   | 隻数   | 推計   | 隻数   | 推計 | 隻数   | 推計       | 前年比 |
| 計 | 1隻   | 547人 | 0隻   | 0人 | 96隻  | 167,086人 | -   |

## 2 令和6年度主要観光施策

私たちは「独自の歴史。文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます

観光資源を磨き、魅力あるコンテンツを創造します

- 1 長崎くんち踊り会場運営費  
本市の代表的なまつりである「長崎くんち」を市民や観光客に幅広く知ってもらうための踊り会場の運営
- 2 世界・日本新三大夜景推進費  
「世界新三大夜景」及び「日本新三大夜景」として認定された長崎の夜景の魅力を国内外へ発信し、さらなる観光客誘致、宿泊滞在型観光の推進を図る
- 3 観光施設等ライトアップ事業費  
夜の賑わいを創出するために、観光施設等のライトアップを実施
- 4 長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金  
冬季の観光オフシーズンの集客対策及び夜型観光の誘発対策として、中国の旧正月期間中にランタンやオブジェによる幻想的な灯りの演出や中国色豊かなイベントを実施
- 5 長崎帆船まつり事業共催費負担金  
出島・常盤地区の賑わいを創出する長崎帆船まつりの開催
- 6 長崎ペーロン選手権大会共催費負担金  
長崎の伝統行事であるペーロンを市民や観光客に広く認知してもらい、観光客の増加を図る
- 7 長崎伝統芸能振興会補助金  
伝統芸能としての「長崎くんち」や市内各地に伝わる「郷土芸能」の保存振興を図り、観光客が楽しめるイベントとして育成するための支援
- 8 亀山社中記念館運営費  
施設の適正な運営管理や、姉妹友好館との連携などを実施
- 9 端島見学施設運営費  
世界文化遺産の構成資産である端島（通称：軍艦島）への上陸観光用施設の運営

戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します

- 1 MICE推進費  
交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、MICEの誘致・受入を推進
- 2 コンベンション開催費補助金  
コンベンション誘致のため、コンベンション開催団体への補助金の交付
- 3 観光地域づくり推進費  
観光地域づくり法人（DMO）において、長崎市観光マスターブランドを柱とした一貫性のある戦略的な誘客プロモーションを継続的に実施し、四季折々の食やイベント、長崎ならではの楽しみ方等を紹介することで、長崎市への訪問意向を喚起する。また、デジタル技術を活用した一元的な情報収集・発信、訪問客の趣味・嗜好に合わせたサービスを提供する。
- 4 観光客誘致推進費  
観光大使や長崎を舞台とした映像作品などと連携した観光客誘致の推進

5 釜山事務所運営費

釜山広域市観光協会に事務所を設置し、韓国人観光客の誘致及び特産品の販路拡大を推進

6 世界・日本新三大夜景推進費

「世界新三大夜景」及び「日本新三大夜景」として認定された長崎の夜景の魅力を国内外へ発信し、さらなる観光客誘致、宿泊滞在型観光の推進を図る

7 インバウンド誘致広域連携事業費

2025年開催の大阪・関西万博を契機に、西日本・九州の自治体間の広域連携を推進することで長崎市へのインバウンド誘客を図り、交流人口の拡大を目指す

交流のための都市機能を高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します

1 世界遺産観光客受入費

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の来訪者の円滑な受入態勢の整備

2 観光客受入環境整備費

外国人観光客がストレスなく滞在や観光を楽しむための環境整備

3 伊王島ふれあい広場運営費

観光情報の提供やイベント誘致のため、伊王島ふれあい広場の運営

4 長崎港クルーズ客船受入委員会負担金

長崎港に來航するクルーズ客船受入行事・接遇を実施

観光・MICE関連産業を活性化します

1 観光地域づくり推進費

観光地域づくり法人（DMO）が実施する、多様な関係者と連携した地域の魅力づくり、観光誘客とMICE誘致・受入の推進等への支援により地域経済の活性化につなげる

### 3 令和6年度観光行事等に対する負担金及び補助金

(1) 郷土芸能保存及び振興

|              |           |
|--------------|-----------|
| 長崎伝統芸能振興会補助金 | 44,880 千円 |
|--------------|-----------|

(2) 特色あるイベントの振興

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 長崎ペーロン選手権大会共催費負担金 | 14,000 千円 |
|-------------------|-----------|

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金 | 99,995 千円 |
|-----------------------|-----------|

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 長崎帆船まつり事業共催費負担金 | 3,750 千円 |
|-----------------|----------|

|                  |        |
|------------------|--------|
| 長崎居留地まつり事業共催費負担金 | 500 千円 |
|------------------|--------|

|                  |          |
|------------------|----------|
| 長崎ハタ揚げ大会事業共催費負担金 | 1,000 千円 |
|------------------|----------|

#### 4 主な観光行事（令和6年度）

| イベント名                               | 日 程                         | 場 所                       | 前 回 実 績       | イ ベ ン ト 内 容                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長 崎 さ る く                           | 通 年                         | 市 内 一 帯                   | —             | ガイドの案内で、長崎の歴史や文化を楽しむまち歩き「さるく」。長崎ならではの体験や「食」を楽しめる、多彩なメニューを用意しています。                                                                                                     |
| 長 崎 ハ タ 揚 げ 大 会                     | 4 月 14 日(日)                 | 唐 八 景 公 園                 | 約 5,000 人     | ハタどうし掛け合って相手のハタを切るハタ合戦や親子ハタ揚げ教室など、家族で楽しめる催しが行われます。                                                                                                                    |
| な が さ き<br>み な と ま つ り              | 7 月 27 日(土)<br>～28 日(日)     | 長 崎 水 辺 の 森<br>公 園        | 約 190,000 人   | ステージイベントなどが行われます。花火も打ち上げられ、会場内には屋台も出店され、子どもから大人まで楽しめます。                                                                                                               |
| 長 崎 ペ ー ロ ン<br>選 手 権 大 会            | 7 月 28 日(日)                 | 松 が 枝<br>国 際 観 光 埠 頭      | 約 20,000 人    | 港を中心に栄えた長崎の夏の一大イベント。各地区の代表だけではなく、職域、中学生チームも熱戦を繰り広げます。                                                                                                                 |
| 精 霊 流 し                             | 8 月 15 日(木)                 | 市内中心部一帯                   | 不明            | 初盆の霊を船に乗せ、極楽浄土へ送り出す長崎の伝統行事です。夕闇がせまるころ、町のあちこちから出発を知らせる鐘の音が響いてきます。耳をつんざく爆竹の音、「チャンコンチャンコンドードーイ」の掛け声とともに行列は夜遅くまで続きます。                                                     |
| 2024長 崎<br>居 留 地 ま つ り              | 9 月 14 日(土)<br>～16 日(月・祝)   | 東 山 手<br>南 山 手<br>大 浦 一 帯 | 約 15,000 人    | 異国情緒豊かな東山手・南山手・大浦地区で開催されるまつり。オランダ坂かけあがり大会や居留地大バザールなど多彩なイベントが催されます。                                                                                                    |
| 長 崎 く ん ち                           | 10 月 7 日(月)<br>～ 9 日(水)     | 諏 訪 神 社 他                 | 不明            | 諏訪神社の秋の大祭で、旧暦の 9 月 9 日に行ったことから、9 日すなわち「くんち」と呼ばれるようになったといわれています。踊町（出演者）は 7 年に 1 度、出番がまわってきます。370 余年の歴史と伝統があり、秋の長崎を代表するまつりです。「長崎くんちの奉納踊」は、昭和 54 年に国の重要無形民俗文化財に指定されています。 |
| 2025長 崎<br>ラ ン タ ン<br>フ ェ ス テ ィ バ ル | 1 月 29 日(水)<br>～2 月 12 日(水) | 湊 公 園 、<br>中 央 公 園 他      | 約 1,210,000 人 | 長崎の冬の一大風物詩。長崎にゆかりの深い中国の旧正月を祝うまつりです。約 1 万 5 千個のランタン（中国提灯）が長崎の街を極彩色に染めます。中国にちなんだイベントも盛りだくさんです。                                                                          |

## 5 観光施設事業

### (1) グラバー園の概要

昭和 32 年 10 月 10 日、三菱重工業株式会社長崎造船所の創業 100 年祭の記念行事の一つとして、旧グラバー住宅の建物、庭園 4,224 m<sup>2</sup>を同社から寄贈を受け、一部を改修して、昭和 33 年に市営の観光施設としてオープンした。

その後毎年施設の整備充実を図り、昭和 40 年度に旧リンガー住宅・庭園 5,015 m<sup>2</sup>、昭和 45 年度に旧オルト住宅・庭園 6,131 m<sup>2</sup>等を加え、更に 5 ヶ年計画で約 7 億円を投じて、庭園の拡張、洋館 4 棟の移築、壁泉、動く歩道を設置して総面積も 29,397 m<sup>2</sup>と拡大され、昭和 49 年 9 月 4 日、「グラバー園」と名称を改めオープンした。さらに、昭和 63 年 4 月から入園者の利便を図るため、2 基の「エスカレーター」（長さ各 12.5m）を設置し、平成 5 年より、毎年 7 月中旬から 10 月中旬にかけて、夜間開園を実施している。平成 11 年 3 月には重要文化財旧グラバー住宅・旧リンガー住宅・旧オルト住宅について展示リニューアルを行った。また、平成 13 年度から 14 年度までの 2 ヶ年事業として大規模リニューアル工事を実施し、園内のバリアフリー化と入園者の利便性を図るため旧三菱第二ドックハウス横に第 2 ゲートの新設を行った。なお、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて園内に設置してある輸送機器「動く歩道」2 基の全面改修を、平成 26 年度から平成 28 年 4 月にかけて旧三菱第二ドックハウスの耐震改修を、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて旧スチール記念学校の耐震化整備を行った。さらに、旧グラバー住宅について、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて保存修理を実施し、併せて展示の整備も行ったうえで、令和 3 年 12 月 24 日にリニューアルオープンした。

### ア 管理運営の状況

平成 20 年 4 月 1 日より指定管理者制度の導入

指定管理者：長崎南山手グラバーパートナーズ共同事業体

※令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### イ 収支状況（令和 5 年度決算見込）

歳入 2 億 9,196 万 3,830 円、歳出 2 億 4,560 万 4,995 円となっており、差額 4,635 万 8,835 円については、ロープウェイ運営費に補填している。

### ウ グラバー園入場者数の推移

（単位：人）

| 年度 | 個人      | 団体      | 夜間独占<br>使用 | 無料     | 計       |
|----|---------|---------|------------|--------|---------|
| 3  | 202,462 | 54,656  | 1,245      | 24,384 | 282,747 |
| 4  | 469,563 | 143,682 | 1,804      | 36,981 | 652,030 |
| 5  | 515,107 | 171,248 | 2,330      | 40,954 | 729,639 |

### (2) 長崎ロープウェイの概要

昭和 34 年から長崎観光開発株式会社により本市の景勝地稲佐山にロープウェイが運行されていたが平成 10 年 3 月 31 日付けで解散し、平成 10 年 4 月 1 日にその稲佐山資産が長崎市に無償譲渡された。

そのため、同日より観光振興及び市民の福祉の増進を図ることを目的にロープウェイ・スカイウェイ



の索道事業を引き継ぎ、運行を開始したが、スカイウェイについては、施設の老朽化により平成 20 年 3 月 31 日をもって廃止され、現在はロープウェイのみの運行となっている。また、平成 23 年 11 月 1 日には、ゴンドラのリニューアルを行った。平成 27 年 5 月から平成 28 年 2 月にかけては、全面運休して待合所及び駅舎の耐震化等工事を行った。

参考：ロープウェイ開業 昭和 34 年 10 月 4 日 / スカイウェイ開業 平成 2 年 8 月 1 日  
スカイウェイ廃止 平成 20 年 3 月 31 日

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 索道型式                    | 三線交走式普通索道  |
| 搬 器                     | 31 人乗り 2 両 |
| 9 : 00 ~ 18 : 00 毎時輸送量  | 186 人      |
| 18 : 00 ~ 22 : 00 毎時輸送量 | 248 人      |

#### ア 管理運営の状況

平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度の導入

指定管理者：リージョナルクリエーション長崎・長崎ロープウェイ事業共同体

※令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

#### イ 収支状況（令和 5 年度決算見込）

歳入 7,798 万 4,868 円、歳出 1 億 2,434 万 3,703 円となっており、4,635 万 8,835 円の赤字となっている。なお、赤字分については、グラバー園費から全額補填している。

#### ウ 長崎ロープウェイ利用者数の推移（単位：人）

| 年度 | 個 人     | 団 体    | 無 料   | 計       |
|----|---------|--------|-------|---------|
| 3  | 53,234  | 3,270  | 1,115 | 57,619  |
| 4  | 140,499 | 6,705  | 2,459 | 149,663 |
| 5  | 167,588 | 12,007 | 2,956 | 182,551 |

(3) 稲佐山スロープカーの概要

稲佐山中腹と山頂を結ぶ交通手段として、平成 24 年に世界新三大夜景に認定されたことを契機に展望台への来訪者増加への対応とアクセス向上を図るため、令和 2 年 1 月 31 日に長崎稲佐山スロープカーを供用開始した。

スロープカーとは傾斜地を移動できる斜面走行モノレールであり、急勾配の斜面も客室内は水平を保ち走行することができる特徴をもっている。

なお、車両デザインは長崎ロープウェイと同じく、世界的工業デザイナーである奥山清行氏率いるKEN OKUYAMA DESIGNが担当した。

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 型 式                     | KMR-40×2 両編成 |
| 搬 器                     | 80 人乗り 2 レーン |
| 9 : 00 ~ 18 : 00 毎時輸送量  | 1 レーン運行      |
| 18 : 00 ~ 22 : 00 毎時輸送量 | 2 レーン運行      |

ア 稲佐山スロープカー利用者数の推移 (単位：人)

| 年度 | 計       |
|----|---------|
| R元 | 30,931  |
| 2  | 96,442  |
| 3  | 90,469  |
| 4  | 160,007 |
| 5  | 177,078 |

※令和 2 年 1 月供用開始。

## (4) 主な市の観光施設

| 施 設 名                            | 所 在 地                     | 所 管 課   | 施 設 概 要                                                                                                         |
|----------------------------------|---------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| グラバー園                            | 長崎市南山手町 8-1               | 観光政策課   | 旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅                                                                                          |
| 長崎ロープウェイ                         | 長崎市淵町 8-1<br>長崎市稲佐町 364-1 | 観光政策課   | 淵町と稲佐山山頂を結ぶロープウェイ                                                                                               |
| 長崎稲佐山スロープカー                      | 長崎市大浜町 1200番 1            | 土木総務課   | 稲佐山中腹と稲佐山山頂を結ぶスロープカー                                                                                            |
| 永井隆記念館                           | 長崎市上野町 22-6               | 平和推進課   | 如己堂、永井隆博士の遺品、写真、著書、映像ソフト、児童図書を中心とする図書室                                                                          |
| 平和公園（祈念像地区）                      | 長崎市松山町 2400-2             | 土木総務課   | 平和祈念像、平和の泉、平和モニュメント、長崎の鐘                                                                                        |
| 平和公園（中心地地区）                      | 長崎市松山町 2400-3             | 土木総務課   | 原子爆弾落下中心地碑、浦上天主堂遺壁、被爆 50 周年記念事業碑                                                                                |
| 長崎原爆資料館                          | 長崎市平野町 7-8                | 平和推進課   | 常設展示室（原爆被災資料）、企画展示室、ビデオルーム、資料館ホール、平和学習室、図書室                                                                     |
| 長崎歴史文化博物館                        | 長崎市立山 1 丁目 1-1            | 文化財課    | 常設展示室、長崎奉行所復元展示室、企画展示室、レファレンスルーム、ホール、体験工房など                                                                     |
| 科学館（スターシップ）                      | 長崎市油木町 7-2                | 生涯学習施設課 | 展示室、科学実験室、工作室、学習室、プラネタリウム、第 1 天文台、第 2 天文台、星空広場                                                                  |
| 恐竜博物館                            | 長崎市野母町 568 番地 1           | 生涯学習施設課 | 常設展示室、企画展示室、オープンラボ                                                                                              |
| あぐりの丘                            | 長崎市四杖町 2671-1             | こども政策課  | 全天候型子ども遊戯施設、遊具施設、体験施設、バラ園など                                                                                     |
| 歴史民俗資料館                          | 長崎市平野町 7-8                | 文化財課    | ポルトガル・中国・オランダ・長崎などの民俗資料、長崎の考古資料                                                                                 |
| 稲佐山公園（展望台）                       | 長崎市稲佐町 364                | 土木総務課   | 屋上展望所、多目的ホール、レストラン                                                                                              |
| 出 島                              | 長崎市出島町 6-1                | 出島復元整備室 | カピタン部屋、乙名部屋、拝礼筆者蘭人部屋、三番蔵、水門、ヘトル部屋、料理部屋、一番船船頭部屋、一番蔵、二番蔵、十六番蔵、筆者蘭人部屋、十四番蔵、乙名詰所、組頭部屋、銅蔵、旧長崎内外クラブ、旧出島神学校、表門、新石倉、旧石倉 |
| 土神堂、観音堂、天后堂                      | 長崎市館内町                    | 文化財課    | 唐人屋敷に存するお堂                                                                                                      |
| 東山手十二番館<br>（旧居留地私学歴史資料館）         | 長崎市東山手町 3-7               | 観光政策課   | 東山手地区の写真、私学の歴史に関する資料                                                                                            |
| 東山手地区町並み保存センター<br>（東山手洋風住宅群 B 棟） | 長崎市東山手町 6-25              | 文化財課    | 居留地に関する古写真・映像、会議室など                                                                                             |
| 埋蔵資料館<br>（東山手洋風住宅群 D 棟）          | 長崎市東山手町 6-25              | 観光政策課   | 長崎の江戸時代全般の近世遺跡から出土した資料                                                                                          |
| 古写真資料館<br>（東山手洋風住宅群 E・F・G 棟）     | 長崎市東山手町 6-25              | 観光政策課   | 幕末から明治期までの長崎古写真、上野彦馬撮影の古写真                                                                                      |
| 旧香港上海銀行長崎支店<br>記念館               | 長崎市松が枝町 4-27              | 観光政策課   | 多目的ホール、展示室、休憩室、長崎近代史の歴史資料                                                                                       |
| べっ甲工芸館<br>（旧長崎税関下り松派出所）          | 長崎市松が枝町 4-33              | 観光政策課   | べっ甲工芸品、税関資料                                                                                                     |
| 野口彌太郎記念美術館                       | 長崎市平野町 7-8                | 文化財課    | 野口彌太郎画伯の絵画など                                                                                                    |
| 須加五々道美術館<br>（南山手乙 9 番館）          | 長崎市南山手町 3-17              | 文化財課    | 須加五々道画伯の本画、リトグラフ、ボールペン描写                                                                                        |
| 南山手地区町並み保存センター<br>（南山手 8 番館）     | 長崎市南山手町 4-33              | 文化財課    | 明治中期の長崎居留地模型、居留地時代の古写真・映像、会議室・研修室など                                                                             |
| 南山手レストハウス<br>（南山手乙 27 番館）        | 長崎市南山手町 7-5               | 文化財課    | 休憩室、旧居留地に関する資料、近代化遺産のパネル展示など                                                                                    |

| 施 設 名                     | 所 在 地                | 所 管 課           | 施 設 概 要                                                                                      |
|---------------------------|----------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中の茶屋(清水崑展示館)              | 長崎市中小島<br>1丁目4-2     | 文 化 財 課         | 江戸時代中期の庭園、清水崑画伯の「かつば絵」原画など約40点展示                                                             |
| 眼鏡橋                       | 長崎市長崎の町、栄町、諏訪町、古川町   | 土 総 務 課         | 日本最古の石造アーチ橋                                                                                  |
| 風頭公園                      | 長崎市伊良林<br>3丁目602-1他  | 中 央 総 合 事 務 所   | 坂本龍馬之像、司馬遼太郎「龍馬がゆく」文学碑、展望台                                                                   |
| 亀山社中記念館                   | 長崎市伊良林<br>2丁目7-24    | 観光政策課           | 坂本龍馬や亀山社中、海援隊と関わりのある人物等の資料を展示                                                                |
| シーボルト記念館                  | 長崎市鳴滝<br>2丁目7-40     | 文 化 財 課         | ロビー（ビデオ上映）、常設展示室（蘭文免許状、シーボルト著「日本」、シーボルトの処方箋など）、企画展示室                                         |
| 長崎ペンギン水族館                 | 長崎市宿町3-16            | 水 産 農 林 政 策 課   | 飼育生物約229種類、約7,122点（ペンギン9種類、184羽）ビオトープ、人工海浜、カヤック体験                                            |
| サント・ドミンゴ教会跡資料館            | 長崎市勝山町30-1           | 文 化 財 課         | 勝山町遺跡発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構、出土品など                                                           |
| 飛島磯釣り公園                   | 長崎市高島町1726他          | 水 産 農 林 政 策 課   | 東側釣り場、南側釣り場、北側釣り場、休憩所棟、事務所棟、店舗棟                                                              |
| 高島海水浴場                    | 長崎市高島町<br>2709-5     | 水 産 農 林 政 策 課   | 管理棟、女子温水シャワー室棟、売店、ウッドデッキ                                                                     |
| 高島ふれあいキャンプ場               | 長崎市高島町<br>2709-5     | 水 産 農 林 政 策 課   | バーゴラ、炊飯棟、常設テント、日陰用テント                                                                        |
| 伊王島海水浴場交流施設               | 長崎市伊王島町<br>1丁目2129   | 水 産 農 林 政 策 課   | 休憩舎棟、水廻り棟、管理棟、売店、プール                                                                         |
| 野母崎高浜海岸交流施設               | 長崎市高浜町<br>3963-3     | 水 産 農 林 政 策 課   | 多目的スペース、シャワー・更衣室、芝生広場、コミュニティースペース                                                            |
| 川原大池公園                    | 長崎市宮崎町969-1          | (南)地 域 整 備 課    | キャンプ場、炊事棟、トイレ、駐車場、遊歩道、ウッドデッキ、東屋、バーゴラ、展望所                                                     |
| 長崎のもぎき恐竜パーク               | 長崎市野母町562-1          | (南)地 域 福 祉 課 ほか | 恐竜博物館、軍艦島資料館、野母崎文化センター、恐竜パーク体育館、こども広場、インフォメーションセンター、水仙の丘、駐車場で構成                              |
| 端島（軍艦島）見学施設               | 長崎市高島町端島             | 観光政策課           | 炭鉱のための人工島、日本最大の廃墟、最古の鉄筋コンクリートアパート<br>※ 上陸見学区域に限り立ち入り可能<br>・ 棧橋<br>・ 見学通路 約250m<br>・ 見学広場 3箇所 |
| 軍艦島資料館                    | 長崎市野母町562-1          | 観光政策課           | 写真パネル、軍艦島資料、映像、模型など                                                                          |
| 外海歴史民俗資料館                 | 長崎市西出津町2800          | 文 化 財 課         | 外海地区の歴史、民俗資料など                                                                               |
| ド・ロ神父記念館<br>(いわし網工場跡)     | 長崎市西出津町2633          | 文 化 財 課         | フランス人宣教師マルク・マリー・ド・ロ神父の遺品など                                                                   |
| 遠藤周作文学館                   | 長崎市東出津町77            | 文化振興課           | 展示室（原稿、写真、愛用品など）、開架閲覧室、ショップ、思索空間                                                             |
| 高島石炭資料館                   | 長崎市高島町2706-8         | 文 化 財 課         | 炭鉱資料、写真、模型など                                                                                 |
| 伊王島灯台記念館<br>(伊王島灯台旧吏員退息所) | 長崎市伊王島町<br>1丁目3240-1 | 文 化 財 課         | レンズなどの資料、模型、写真、解説パネルなど                                                                       |
| 心田庵                       | 長崎市片淵<br>2丁目18-18    | 文 化 財 課         | 令和3年度より休場                                                                                    |
| 池島炭鉱体験施設                  | 長崎市池島町154            | 観光政策課           | 坑内体験施設（トロッコなど含む）、坑外見学用として第3棟炭鉱住宅・第2立坑見学広場                                                    |
| 長崎(小島)養生所跡資料館             | 長崎市西小島<br>1丁目8-15    | 文 化 財 課         | 養生所基礎遺構、出土遺物、医学教育に使われた人体模型（複製）、養生所模型など                                                       |

## 6 MICE事業

### (1) 出島メッセ長崎の概要

国内外から多くの来訪者を呼び込むとともに、市民交流を促進する交流拠点施設を設置することで、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、PFI事業（BTO方式）によりMICE施設となる出島メッセ長崎を整備し、令和3年11月1日にオープンした。

施設は、イベント・展示ホール棟とコンベンションホール棟で構成され、イベント・展示ホール棟には、約 3,800 ㎡のイベント・展示ホールを、コンベンションホール棟には、会議室 24 室と約 2,700 ㎡のコンベンションホール（天井高 10 m）を備えている。

イベント・展示ホールは、分割利用（2 分割）が可能な平土間のホール（天井高 12m）で、展示会、イベント、コンサート等に対応している。会議室は、大中小様々なタイプの 24 室（20～600 ㎡）を配置し、各種セミナーから控室利用まで多様な催事に対応し、コンベンションホールは、分割利用（4 分割）も可能な平土間のホール（天井高 10 m）となっており、講演会、大会、レセプション等の様々な利用形態に柔軟に対応することができる。

また、長崎の玄関口である JR 長崎駅すぐそばに位置し、ペDESTリアンデッキで駅西口に直結していることから、雨天時には雨に濡れずに施設まで移動することが可能。施設にはヒルトン長崎が隣接しており、隣接地には駐車場（300 台）を完備している。

### ア 管理運営の状況

令和元年1月1日より指定管理者制度の導入

指定管理者：株式会社ながさきMICE

※令和元年1月1日から令和23年10月31日まで

### イ 収支状況（令和5年度決算）

出島メッセ長崎の運営・維持管理は利用料金による独立採算で実施しており、令和5年度の施設の運営・維持管理の収支は 13,908 千円の黒字となっている。なお、赤字に対し市の補填はない。

### ウ 出島メッセ長崎利用者数の推移

（単位：人）

| 年度 | 学会     | 一般会議   | イベント・展示 | 計       |
|----|--------|--------|---------|---------|
| R3 | 3,487  | 29,649 | 183,241 | 216,377 |
| R4 | 13,142 | 79,035 | 549,966 | 642,143 |
| R5 | 52,372 | 65,462 | 544,301 | 662,135 |

# 文 化 財 保 護

## 1 文化財の保護・管理

長崎市に存在する文化財は3件の国宝をはじめ254件（令和6年7月1日現在）が指定を受けており、国選択文化財については5件、国登録文化財については32件が選択・登録されている。このうち市が所有・管理する指定文化財は、文化財保存のための整備及び維持管理等を行っており、民間が所有・管理する指定文化財に対しては整備、修理等の指導や助成を行っている。

また、未指定文化財については、系統的な調査を続け、貴重なものについては長崎市文化財審議会に諮問し順次指定し、文化財に対する市民の理解を深めるよう努めている。

### (1) 出島史跡整備

出島は、日本の海外との交流及び近代化に大きな役割を果たした重要な歴史的文化遺産であり、大正11年に国の史跡に指定されている。

本市は、昭和26年に出島の復元事業に着手して以来、史跡内民有地の公有化を進め、平成13年度に、史跡内民有地の完全公有化を果たした。出島史跡の本格的整備については、昭和53年に、長崎市出島史跡整備審議会を設置し、昭和57年には出島史跡の長期・総合的な復元整備計画についての答申を受け、具体的な事業の推進を始めた。平成2年には市制施行百周年記念事業の一環として、出島のイメージを表すための表門を建設した。平成6年11月には、第2次長崎市出島史跡整備審議会を設置し、短中期と長期的な復元整備計画の原案を提示のうえ諮問し、平成8年2月末には、審議会の答申を得た。この答申を踏まえ、本市の史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書を策定し、平成8年度から本格的な復元事業に着手した。日蘭交流400周年にあたる平成12年3月に、第Ⅰ期事業として出島の護岸石垣の一部復元、明治期等建物4棟の活用、史跡西側のヘトル部屋等5棟の復元を行い、平成18年3月には、第Ⅱ期事業として、カピタン部屋等5棟の復元、南側護岸石垣の顕在化、練塀の復元が完成し、19世紀初頭の街並みが再現されるとともに、扇形をした出島の姿を見ることができるようになった。平成22年度からは第Ⅲ期事業に着手し、平成28年10月に銅蔵、組頭部屋など6棟の復元建造物が完成した。また、平成27年度には出島保存活用計画を策定した。平成29年11月には出島表門橋が完成し、秋篠宮同妃両殿下及びオランダ王室のローレンティン妃殿下の御臨席のもと完成記念式典を開催し、約130年ぶりに出島と対岸の江戸町が橋でつながった。令和3年6月には、都市景観大賞（都市空間部門）において、「出島地区」が大賞（国土交通大臣賞）を受賞した。令和5年度からは、出島町人部屋跡の発掘調査成果から建物位置の検討を行い、第Ⅳ期基本設計業務を進めている。また、シーボルトが出島にいた当時、出島の西側にあった旗竿を令和5年10月に高さ12mで再現した。

### (2) 埋蔵文化財の保護及び調査

市内に点在する約260ヵ所（令和5年3月31日現在）の埋蔵文化財包蔵地の周知を図るとともに、保護に関する指導や開発に伴う緊急発掘調査のほか、遺跡の内容確認調査を実施している。令和5年度は桜馬場遺跡及び黒岩遺跡の発掘調査を実施し、遺物や遺跡から本市の歴史の一端を解明すること

に努めている。

遺物等の活用として、歴史民俗資料館には、市内の遺跡から出土した遺物や、各遺跡の発掘成果を時代ごとに展示している。また、市指定有形文化財東山手洋風住宅群（7 棟）のうち 1 棟を埋蔵資料館として開設し、市内各所で出土した遺物を公開している。

深堀地区には、地域の歴史の流れを示す遺物の保存活用と郷土学習に役立たせるため、深堀貝塚遺跡資料館を開設し、平成 20、27 年度に展示内容の一部をリニューアルした。桜町小学校内には、校舎建設に先立つ発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構の一部と遺物等を展示し、市民や観光客が本市の歴史の一端を理解する場として、平成 16 年 3 月 27 日にサント・ドミンゴ教会跡資料館を開館した。

また、仁田佐古小学校校舎建設に伴う埋蔵文化財発掘調査で検出した遺構や出土した遺物等を展示する「長崎（小島）養生所跡資料館」を、仁田佐古小学校体育館に併設して令和 2 年 4 月 6 日に開館した。

### (3) 伝統的建造物群保存地区保存整備

安政の五箇国条約により東山手・南山手一带に外国人居留地が造られ、各国の領事館、商館、住宅等の洋風建築物が建ち並び、異国情緒豊かな町並みが形成された。現在も残存する洋風建築物を中心にその面影を残しており、本市の貴重な文化遺産となっている。

そこで、これらの洋風建築物や居留地時代の名残りをとどめる工作物・樹木等の歴史的環境を保存するため保存条例を制定し東山手地区（7.5 ヘクタール）、南山手地区（17.0 ヘクタール）を「伝統的建造物群保存地区」として平成 2 年 10 月地区決定を行った。

平成 3 年 4 月、国の重要伝統的建造物群保存地区として文部大臣より選定を受け町並み保存に努めている。

同地区内の伝統的建造物のうち南山手 8 番館を南山手地区町並み保存センターとして、東山手洋風住宅群のうち 1 棟（B 棟）を東山手地区町並み保存センターとして、4 棟（D～G 棟）を古写真資料館及び埋蔵資料館として、南山手乙 27 番館を南山手レストハウスとして、南山手乙 9 番館を須加五々道美術館として設置公開している。

また、平成 18 年度にオランダ坂沿いの明治中期の洋館である東山手甲十三番館を買収し、平成 19 年度に外壁及び屋根、平成 20 年度には内部の保存修理を行い、平成 21 年 4 月 23 日から広く一般に公開活用している。さらに、伝統的建造物、環境物件の修理等を行う所有者に対して補助を行っている。

### (4) 文化財建造物整備

平成 25 年度より平成 26 年度までの 2 ヶ年事業として重要文化財旧グラバー住宅等保存活用計画を策定し、平成 31 年度（令和元年度）から令和 2 年度にかけて実施した耐震診断に基づき、令和 4 年度から令和 7 年度にかけ、旧オルト住宅の保存修理事業を行っている。

また、平成 26 年度から令和 7 年度にかけ、重要文化財旧長崎英国領事館の保存修理事業を実施している。令和元年度から令和 2 年度にかけては、重要文化財旧長崎英国領事館の保存活用計画の策定を行った。

## 2 文化財愛護活動

### (1) 文化財愛護団体の活動

本市は、他都市にみられない歴史と伝統を持った都市であり、貴重な文化遺産が数多く残されている。

これらの文化遺産について市民の理解を深め、郷土愛の心を育てようと、文化財愛護団体が種々の活動を実施している。

現在、市内の自治会、高等学校などの愛護団体がおおむね次表のような活動を行っている。

| 種別  | 団 体 名           | 活 動 状 況                    |
|-----|-----------------|----------------------------|
| その他 | 長崎女子商業高等学校生徒会   | 年3回市内各所の文化財の清掃奉仕作業を実施している。 |
|     | 文 化 財 サ ポ ー タ ー | 市内各所の文化財の整備・維持活動を行っている。    |

### (2) その他の活動

- ア 文化財保護強化週間の実施……………11月1日から1週間  
 イ 文化財防火デーに伴う防火訓練・予防査察の実施…………1月26日を中心に数日間  
 ウ 文化財施設の消防訓練の実施……………年2～3回  
 エ 文化財サポーターの活動……………清掃、現況調査、延べ活動人数32人

## 3 伝統文化の保護・継承

### (1) 長崎郷土芸能大会

本市には、古くから住民が豊かに生きる心のよりどころとして、それぞれの地域に育まれてきた民俗芸能が数多く残されている。このように貴重な文化遺産である民俗芸能を保存継承していくために、昭和50年2月長崎郷土芸能保存協議会を設立した。

現在、この協議会には市内各地区から50団体が加盟しており（下表参照）、毎年加盟団体から概ね5団体が本協議会が主催する「長崎郷土芸能大会」に出演している。

| 計  | 中 央 | 東長崎 | 日 見 | 茂 木 | 小ヶ倉 | 土井首 | 深 堀 | 西浦上 | 式 見 | 三 重 | 野母崎 | 高 島 | 三 和 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 50 | 3   | 12  | 1   | 3   | 1   | 2   | 1   | 3   | 9   | 10  | 3   | 1   | 1   |

令和5年度は、「長崎の祭りが鼓動する」と題し、第46回大会を開催した。加盟団体からは、長崎シャギリ保存会、中尾獅子浮立と唐子踊保存会、式見女角力保存会、そして高島鼓響塾が初出場を果たした。また、特別出演の長崎女子高等学校龍踊部の計5団体に出演していただいた。



#### 4 長崎市文化財一覧

(令和6年7月現在)

| 指 定 区 分             | 件 数                                                                                                  |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国指定 (47)            | 国 宝 3<br>重 要 文 化 財 32<br>重 要 無 形 民 俗 文 化 財 1<br>史 迹 9<br>天 然 記 念 物 2                                 |
| 国認定 (4)             | 旧 重 要 美 術 品 4                                                                                        |
| 国選定 (3)             | 重 要 伝 統 的 建 造 物 群 2<br>保 存 地 区 景 観 1                                                                 |
| 県指定 (70)            | 有 形 文 化 財 36<br>有 形 民 俗 文 化 財 1<br>無 形 文 化 財 2<br>無 形 民 俗 文 化 財 5<br>史 迹 13<br>名 勝 1<br>天 然 記 念 物 12 |
| 市指定 (130)           | 有 形 文 化 財 52<br>有 形 民 俗 文 化 財 7<br>無 形 民 俗 文 化 財 7<br>史 迹 41<br>名 勝 1<br>天 然 記 念 物 22                |
| 計                   | 254                                                                                                  |
| 国 選 択 無 形 文 化 財     | 1                                                                                                    |
| 国 選 択 無 形 民 俗 文 化 財 | 4                                                                                                    |
| 登 録 有 形 文 化 財       | 31                                                                                                   |
| 登 録 記 念 物           | 1                                                                                                    |

#### 5 文化施設

##### (1) 長崎歴史文化博物館（所在地：長崎市立山1丁目1番1号）

長崎の歴史及び文化に関する資料の保存、収集及び展示を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を行うとともに、長崎の歴史及び文化に関する情報及び交流の場を提供し、学術及び文化の発展に寄与する博物館として、平成17年11月3日に開館した。

長崎の歴史の流れを一覧できる施設であり、旧県立美術博物館、県立図書館、旧市立博物館の資料を所蔵・展示している。

運営は指定管理者制度を導入し、県と市の共同で運営を行うもので、県市の運営費負担割合は1:1である。

展示内容については、平成24年4月にリニューアルした長崎の近世海外史をテーマとする「歴史文化展示ゾーン」、復元された長崎奉行立山役所での関係展示及び寸劇などによる情景再現を行っている

「長崎奉行所ゾーン」、大規模な全国巡回展や、長崎ならではの企画展を行う「企画展示ゾーン」などで構成されている。

○ 開館時間 午前 8 時 30 分～午後 7 時（12 月～3 月は午後 6 時まで）

○ 休 館 日 毎月第 1・第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）

○ 観 覧 料（常設展）

|         | 個 人   | 団体(15 名以上) |
|---------|-------|------------|
| 大人      | 630 円 | 500 円      |
| 小・中・高校生 | 310 円 | 250 円      |

※長崎県内在住の小・中学生は無料

○ 敷地面積 14,413m<sup>2</sup>

○ 延床面積 13,309m<sup>2</sup>（駐車場 2,581m<sup>2</sup>を含む）

○ 主要施設等 常設展示室、企画展示室、長崎奉行所復元展示室、リファレンスルーム、ホール、体験工房、レストラン、ミュージアムショップ、駐車場ほか

○ 指定管理者 株式会社 乃村工藝社（東京都港区台場 2 丁目 3 番 4 号）

指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

○ 入館者数 212,940 人（令和 5 年度）

## (2) シーボルト記念館（所在地：長崎市鳴滝 2 丁目 7 番 40 号）

日本の近代化に貢献したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトを顕彰するために、市制施行 100 周年記念事業の一つとして平成元年 10 月 1 日に開館した。学校教育及び社会教育のための利用に供するほか、諸外国との交流をととして国際親善をはかることも目的とする。

○ 施設概要 建物の外観は、オランダ・ライデン市にあるシーボルト旧宅を模したもので、1 階にロビー・ホール・事務室等を配し、2・3 階が展示室となっている。

延床面積約 861.5m<sup>2</sup>。

○ 事業概要 常設展のほか、シーボルト記念館便り・『鳴滝紀要』の発行、学習会の開催、企画展（年に数回）の開催などを実施している。

○ 開館時間 午前 9 時～午後 5 時

○ 休 館 日 毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○ 入 館 料 常設展示 個人…一般 100 円、小・中学生 50 円

団体（15 名以上）…一般 80 円、小・中学生 30 円

○ 収蔵資料 約 4,400 点【うち、重要文化財 19 件（44 点）、旧重要美術品 6 件（10 点、寄託含む）】

○ 入館者数 10,003 人（令和 5 年度）

## (3) 長崎市歴史民俗資料館（所在地：長崎市平野町 7 番 8 号）

本市には、海外文化の影響を受け、市民生活の中に溶けこんで今日まで伝承されている風俗習慣や年中行事などの民俗資料をはじめ、長崎特有の歴史資料が数多く残されている。

これらの歴史・民俗資料を収集・保存し、あわせてこれらの調査研究を行い、市民の文化的教養の向上に資することを目的として、昭和 53 年 6 月に本館が旧香港上海銀行長崎支店、分館が旧長崎税関下り松派

出所に設置された。本館は、昭和 64 年 1 月 5 日、国指定史跡出島和蘭商館内旧出島神学校へ移転した。

本館・分館とも平成 9 年 4 月から休館していたが、上銭座町（旧児童科学館跡）に移転統合の上、同年 8 月 1 日から一般公開し、平成 18 年 4 月 1 日に現在地である平和会館に移転している。

平成 25 年 10 月 25 日には、旧香港上海銀行長崎支店に展示されていた頓珍漢人形を移設し、常設展示している。また、平成 26 年 11 月 4 日から平成 27 年 4 月 20 日までの間、平和会館耐震補強工事に伴い休館し、平成 27 年 4 月 21 日に運営を再開した。

- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- 休 館 日 毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
- 入 館 料 無料
- 入館者数 12,779 人（令和 5 年度）

(4) 長崎市野口彌太郎記念美術館（所在地：長崎市平野町 7 番 8 号）

日本の近代洋画史に輝かしい足跡と長崎を題材にした数多くの優れた作品を残し、本県にゆかりの深い故野口彌太郎の作品を展示した記念美術館として平成 5 年 4 月 28 日開館した。

展示作品は、戦前の作品「フレンチカンカン」、長崎を題材とした大作「長崎の風」をはじめとする油絵から習作的なデッサンの小品に至るまで幅広く、野口画伯の画業の全体を見渡せるものとなっている。現在、当美術館は、平成 19 年 4 月 1 日から、旧長崎英国領事館の保存修理のため、平和会館に仮移転している。また、平成 26 年 11 月 4 日から平成 27 年 4 月 20 日までの間は、平和会館耐震補強工事に伴い休館し、平成 27 年 4 月 21 日に運営を再開した。

- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- 休 館 日 毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
- 入 館 料 個人…一般 100 円、小・中学生 50 円  
団体（15 名以上）…一般 80 円、小・中学生 30 円
- 入館者数 1,598 人（令和 5 年度）
- 収蔵作品 油絵、水彩、デッサン、リトグラフ、パステル等 341 点  
（このうち、約 40 点を展示している。）

(5) 長崎市南山手地区町並み保存センター（所在地：長崎市南山手町 4 番 33 号）

伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守るとともに、町並み保存に対する認識と理解を深めてもらうために設置したもの。南山手居留地内に所在していた洋風住宅を移設復元し、平成 4 年 5 月に開館した。

建物は、内装、外観ともに質の高い洋風住宅で明治中期に英国人ウィルソン・ウォーカーにより建築されており、伝統的建造物に特定されている。

- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- 休 館 日 毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
- 入 館 料 無料
- 入館者数 4,769 人（令和 5 年度）
- 展示資料 ア 明治中期の長崎居留地模型（1/500）  
イ 居留地時代の古写真（パネル展示）

ウ 町並みに関する資料

エ ビデオによる居留地等に関する情報の提供

○会議室・研修室使用料 1時間…104円/室、冷暖房費 1時間…52円/室

(6) 長崎市東山手地区町並み保存センター（所在地：長崎市東山手町6番25号）

東山手地区は、南山手地区とともに、幕末から明治にかけて外国人居留地が形成された。これら居留地にある歴史的な遺産及び町並みを大切に保存し、その価値を十分に知ってもらうことを目的として平成5年4月に開館した。

建物は、東山手洋風住宅群（7棟）の内の1棟。内外とも意匠・仕上げが質素で、外国人の社宅または賃貸住宅として明治中期に建てられた洋風住宅であり、市指定有形文化財及び伝統的建造物である。

- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休館日 毎週月曜日（祝日を除く）、12月29日～翌年1月3日
- 入館料 無料
- 入館者数 10,076人（令和5年度）
- 展示資料 ア 居留地に関する古写真（パネル写真）  
イ ビデオによる居留地等に関する情報の提供

○会議室使用料 1時間…104円/室、冷暖房費 1時間…52円/室

(7) 埋蔵資料館（所在地：長崎市東山手町6番25号）

東山手洋風住宅群（7棟）の内の1棟で、4つの展示室に江戸時代全般の近世遺跡から出土した資料を展示している。平成6年7月に開館。

- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休館日 毎週月曜日（祝日を除く）、12月29日～翌年1月3日
- 入館料 個人…一般 100円、小・中学生 50円（古写真資料館及び埋蔵資料館に入館できる共通入館券）  
団体（15名以上）…一般 80円、小・中学生 30円
- 入館者数 古写真資料館の入館者数に含まれる。
- 展示資料 ア 国産及び舶来の遺物  
イ 長崎及び肥前陶磁器  
ウ 西洋食器  
エ 青銅製壺

(8) 古写真資料館（所在地：長崎市東山手町6番25号）

東山手洋風住宅（7棟）の内の3棟であり、2棟は木造瓦葺平屋建で幕末から明治期までの外国人居留地と市街地の特徴を表している古写真を展示。1棟は、木造瓦葺2階建で『上野彦馬』が撮影した写真及びカメラの原理を体験できる器材を展示している。平成6年7月に開館。

- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休館日 毎週月曜日（祝日を除く）12月29日～翌年1月3日

- 入館料 個人…一般 100 円、小・中学生 50 円（埋蔵資料館及び古写真資料館に入館できる共通入館券）  
団体（15 名以上）…一般 80 円、小・中学生 30 円
- 入館者数 1,818 人（令和 5 年度）
- 展示資料 ア 長崎居留地、長崎港の情景等の古写真  
イ 中島川と石橋、市街地と建物等の古写真  
ウ 上野彦馬撮影の古写真  
エ カメラの原理体験模型

(9) 長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館・長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

（所在地：長崎市松が枝町 4 番 27 号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存し、市内の洋館として最大級のものであり、国の重要文化財に指定されている。

明治 37 年（1904 年）香港上海銀行長崎支店として建築され昭和 6 年（1931 年）に銀行閉鎖後は、警察署庁舎、歴史民俗資料館として昭和 63 年まで利用された。その後 4 年間の保存修理工事などを経て、平成 8 年 10 月に開館した。

平成 25 年 10 月から孫文・梅屋庄吉等常設展示整備と既存展示品のリニューアルの実施のため休館し、平成 26 年 4 月 26 日に長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムを併設してリニューアルオープンした。

- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- 休館日 毎月第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）
- 入館料 個人…一般 300 円、小・中学生 150 円  
団体（15 名以上）…一般 240 円、小・中学生 90 円  
※「長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館」と「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」の両方に入館する入館料。
- 入館者数 6,822 人（令和 5 年度）
- 展示内容 1 階 当時の銀行業務を物語る資料を展示（多目的ホールとしてコンサートや講演会などの利用に貸し出している。）  
2 階 応接室、「孫文・梅屋庄吉と長崎」「長崎の華僑」をテーマに展示  
3 階 「東山手・南山手の暮らし」「貿易港長崎の歴史」「上海航路と国際通信」「建築家下田菊太郎」のテーマによる展示

(10) 長崎市中の茶屋（所在地：長崎市中島 1 丁目 4 番 2 号）

歴史的な価値を有する市指定史跡の中の茶屋を保存し、広く市民の観覧に供するとともに、清水崑画伯の美術作品等の展示などに活用し、市民の文化的向上に資することを目的として設置したもので、平成 13 年 11 月 1 日に開館した。

「長崎市中の茶屋」は、「清水崑展示館」、「庭園」の 2 つの施設からなる。

「清水崑展示館」は、長崎市出身のかっぱ絵で有名な清水崑画伯の遺族から寄贈を受けた作品を展示している。平成 24 年には清水崑画伯の生誕 100 周年を記念し、特別企画展「筆のかっいで～かっ

ばと歩いた生涯～」を開催した。

また、「清水崑展示館」にある「茶室・和室」は、施設の雰囲気にあった茶会や句会などの催し物に使用することができ、有料で貸出しを行っている。

「庭園」は、往時の中の水屋が偲ばれるもので、無料で公開している。

- 開場時間 午前9時～午後5時
- 休 場 日 毎週月曜日（祝日を除く）、12月29日～翌年1月3日
- 入 館 料 個人…一般 100円、小・中学生 50円  
団体（15名以上）…一般 80円、小・中学生 30円
- 入館者数 2,396人（令和5年度）
- 茶室・和室使用料 1時間…209円（利用者が入場者から入場料金を徴収する場合は1時間…418円）冷暖房費1時間…31円
- 収蔵作品 屏風、掛軸、本、絵画、新聞等に掲載された作品の原画等3,704点  
（清水崑展示館は上記のうち、約50点を展示している。）

(11) 長崎市べっ甲工芸館（所在地：長崎市松が枝町4番33号）

国指定重要文化財「旧長崎税関下り松派出所」の約4年間の保存修理工事を経て、べっ甲工芸品及び税関資料を市民の観覧に供し文化的向上に資することを目的に、平成14年4月10日に開館した。

「旧長崎税関下り松派出所」は、明治31年に建設され、平成2年3月に国の重要文化財に指定されている。建物は小規模ではあるが、明治時代の税関施設の状況をよく伝えており、歴史的な価値だけでなく、海岸通りの景観形成にも重要な役割を担っている。

- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休 館 日 12月29日～翌年1月3日
- 入 館 料 個人…一般100円、小・中学生 50円  
団体（15名以上）…一般 80円、小・中学生 30円
- 入館者数 2,717人（令和5年度）
- 展示資料 ア ベっ甲工芸品  
イ 税関に関する資料

(12) 長崎市須加五々道美術館（所在地：長崎市南山手町3番17号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存する南山手乙9番館を須加五々道美術館として、平成14年11月1日に開館した。

長崎市出身の画家、須加五々道の作品を展示する美術館で、水墨画の技術を基調に西洋美術の遠近法を融合させた独特の画風で、「新日本画」と呼ばれ、本画及びリトグラフを展示している。

建物は、明治中期にG・ナバルコフによって建造された木造2階建、寄棟造、桟瓦葺の建物で伝統的建造物に特定されている。

平成20年3月に「彩梢」を、同年6月に「農婦」ほか11点を、新たに本人から寄贈された。

- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休 館 日 毎週月曜日（祝日を除く）、12月29日～翌年1月3日
- 入 館 料 個人…一般 100円、小・中学生 50円

団体（15名以上）…一般 80 円、小・中学生 30 円

- 入館者数 814 人（令和 5 年度）
- 収蔵作品 日本画、ボールペン画、リトグラフ等 116 点（このうち約 20 点を展示している）

(13) 長崎市南山手レストハウス（所在地：長崎市南山手町 7 番 5 号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存する南山手乙 27 番館（旧清水氏宅）を南山手レストハウスとして、平成 15 年 5 月 31 日に開館した。

南山手地区の斜行エレベータ及び垂直エレベータが併用されたことに伴い、グラバー園に近接している南山手乙 27 番館を市民や観光客が気軽に休憩できる施設として活用している。

建物は、幕末の元治元年（1864 年）から慶応元年（1865 年）に建てられたとされ、石造外壁を持つ初期居留地住宅で、テラスに木柱と石柱を併用しているという独特な特徴を持っており、伝統的建造物に特定されている。

- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- 休館日 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
- 入館料 無料
- 入館者数 17,557 人（令和 5 年度）
- 施設概要 休憩所（「長崎市の近代化遺産」パネルを併せて展示）

(14) サント・ドミンゴ教会跡資料館（所在地：長崎市勝山町 30 番地 1）

桜町小学校校舎建設に先立つ発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構ほかの一部顕在化と「花十字紋瓦」をはじめとするその当時の出土品をメインに、併せてその後の代官屋敷時代について展示した資料館として平成 16 年 3 月 27 日に開館した。

- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- 休館日 毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
- 入館料 無料
- 入館者数 3,723 人（令和 5 年度）
- 展示資料 ア サント・ドミンゴ教会遺構ほか  
イ 花十字紋瓦、メダイ、クルス（十字架）などの出土遺物  
ウ 映像コーナー

(15) 出島（所在地：長崎市出島町 6 番 1 号）

第Ⅲ期事業として、銅蔵、組頭部屋など 6 棟が平成 28 年 10 月に復元された。これまでの第Ⅰ期・第Ⅱ期事業とあわせて、19 世紀初頭のオランダ商館の復元建造物 16 棟と明治期の建造物等を公開している。平成 29 年 11 月には出島表門橋が完成した。令和 5 年度から第Ⅳ期事業に着手している。また、令和 5 年 10 月に高さ 12m の旗竿を再現した。

- 開場時間 午前 8 時～午後 9 時
- 休場日 なし
- 入場料 個人……………一般 520 円、高校生 200 円、小・中学生 100 円  
団体（15 名以上）…一般 410 円、高校生 120 円、小・中学生 60 円  
年間入場料……………一般 830 円、高校生 310 円、小・中学生 200 円

○ 入場者数 462,011 人（令和 5 年度）

○ 19 世紀初頭のオランダ商館の復元建造物

第Ⅰ期復元整備事業は、平成 12 年 3 月に完成し、供用開始。

①料理部屋……商館員に提供する食事を調理していた料理部屋。川原慶賀筆「唐蘭館絵巻」（長崎歴史文化博物館蔵）の「調理室図」をもとに、室内を再現し、調理台、鍋及び桶等の調理道具を展示している。

②ヘトル部屋……商館長次席（ヘトル）の居宅。1 階はミュージアムショップとトイレ、2 階は料理体験室として活用している。

③一番船船頭部屋……オランダ船船長及び商館員の居宅。テーブルやベッドなどの家具や生活用品を展示し、ここに居住していた船長や商館員の居宅を再現している。

④一番蔵……輸入品の砂糖を保管する蔵。19 世紀初頭のオランダ商館の建造物復元に至る過程について展示している。

⑤二番蔵（貿易館）……主に輸入品の蘇木（染料）を保管する倉庫であった蔵。「貿易と文化の交流」をテーマに、出島に出入りしたさまざまな貿易品を紹介している。

第Ⅱ期復元整備事業は、平成 18 年 3 月に完成し、4 月から供用開始。

⑥水門……西洋と日本の文化・学術・貿易品が最初に入出入りした象徴的な建物。

⑦カピタン部屋……商館長（カピタン）の事務所や居宅として使用されていた出島で最も大きな建物。日本の役人や大名などが出島を訪れたときに、接待の場所としても使用されていた。1 階は出島の歴史や生活に関する展示、2 階は商館長の生活の様子を再現している。

⑧乙名部屋……出島において日本側の貿易事務や管理を担当していた出島乙名が拠点とした建物。乙名の仕事の様子を紹介している。

⑨三番蔵……砂糖のほか、さまざまな輸入品が収められていた蔵。当時の倉庫の様子を再現している。

⑩拝礼筆者蘭人部屋（蘭学館）……帳簿などの筆記を行うオランダ人の書記の長が住んでいた建物。出島から入ってきた蘭学を紹介している。

第Ⅲ期復元整備事業は、平成 28 年 10 月に完成し、供用開始。

⑪十六番蔵…丁子が納められていた蔵。企画展示室と収蔵庫として活用している。

⑫筆者蘭人部屋…商館員の住居。出島が貿易や文化交流を通じて世界や日本各地とつながっていた様子を紹介している。

⑬十四番蔵…かつての砂糖蔵。蔵の下を発掘遺構や出島築造の様子、出島と長崎の町をつなぐ橋を紹介している。

⑭乙名詰所…表門から出入りする人を監視するための出島の管理者であった乙名の詰所。室内を彩る唐紙を紹介している。

⑮組頭部屋…乙名の補佐役（組頭）の名前がついているが、銅を計量したり、梱包したりしていた場所であり、展示室として活用している。

⑯銅蔵…出島の主要な輸出品である銅を保管していた建物。銅を通じて日本・世界がつながっていた歴史を映像で紹介している。

○ 幕末、明治期の建物



- ①新石倉（総合案内所・出島シアター）……慶応元年に建てられた石造倉庫を復元。総合案内所及び映像を使ったガイドンス施設として活用している。
- ②旧石倉（考古館）……安政の開国後に建てられた石造倉庫の一部を復元。1 階は出島から出土した遺物を中心に展示、2 階は西洋陶器の展示を行っている。
- ③旧長崎内外クラブ……明治 36 年に長崎に在留する外国人と日本人の親交の場として建てられた。1 階はレストラン、2 階は展示室として活用している。
- ④旧出島神学校……日本に現存する最古のキリスト教新教の神学校。1 階は展示室、2 階は図書室・会議室として活用している。

○ その他

出島表門橋は、平成 29 年 11 月に完成、供用開始。出島へのメイン入場口となっている。

表門は、市制百周年事業として、平成 2 年に完成。平成 29 年出島表門橋の供用開始後は、料金所として活用している。なお、江戸時代の表門の場所は、現在地より北側（川の中）に位置していた。

旗竿は、令和 5 年 10 月に再現。高さは 12m。オランダ国旗を掲揚するのは、オランダの記念日（祝祭日）・日本の記念日（祝祭日）・日本の休日（土日）・各国要人の出島訪問日・出島のイベント開催日・出島と関わりのあるイベント開催日の年間約 100 日である。

(16) 長崎市伊王島灯台記念館（所在地：長崎市伊王島町 1 丁目 3240 番地 1）

歴史的文化的な価値を有する伊王島灯台旧吏員退息所を保存し、かつ、広く市民の観覧に供するとともに、伊王島灯台の歴史及び灯台に関する資料を展示する施設として活用を図るため、昭和 63 年 3 月に開館した。

建物は、昭和 57 年に県の有形文化財に指定されている。

- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- 休 館 日 毎週月曜日（休日の場合は、以後最初の休日でない日）  
12 月 31 日～翌年 1 月 1 日
- 入 館 料 無料
- 入館者数 4,666 人（令和 5 年度）
- 展示内容 「遠見台場と伊王島」、「洋式灯台の変遷」、「伊王島灯台の歴史」、「光源の変遷と灯器類」、「明治灯台退息所と伊王島灯台退息所」、「伊王島灯台に関係ある人物及び文献」の 6 つのテーマで展示している。

(17) 長崎市高島石炭資料館（所在地：長崎市高島町 2706 番地 8）

高島は、石炭産業を唯一の基幹産業として明治、大正、昭和にわたって発展したが、国の石炭政策の変更等により、昭和 61 年 11 月に歴史と伝統のある三菱高島炭鉱は閉山した。

この石炭資料館は、旧高島炭鉱の歴史及び石炭に関する資料を保存・展示し、市民の観覧に供するため、昭和 63 年 9 月に開館した。

平成 24 年 4 月に 2 階の端島（軍艦島）コーナーの展示リニューアルを行った。

平成 27 年 4 月に 2 階に北溪井坑跡の展示コーナーを新たに設けた。

- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時

○ 休 館 日 12月29日～翌年1月3日

○ 入 館 料 無料

○ 入館者数 59,002人（令和5年度）

○ 展示内容 外庭 端島（軍艦島）の模型

1階 高島炭鉱の歴史資料、高島炭鉱職員クラブ模型、炭坑機材機具類、石炭等  
映像コーナー、図書資料

2階 高島の民具、高島の地勢、端島（軍艦島）コーナー、北溪井坑跡コーナー

(18) 長崎市ド・ロ神父記念館（所在地：長崎市西出津町2633番地）

ド・ロ神父の遺品その他の資料を市民の観覧に供することにより、同氏の偉業及び遺徳を顕彰し、もって市民の文化の向上に資することを目的として、昭和43年11月に開館した。

建物は、明治18年にド・ロ神父の設計により鰯網工場として建設されたもので、ド・ロ神父が創設した旧出津救助院の施設の一つとして国の重要文化財に指定されている。

○ 開館時間 午前9時～午後5時

○ 休 館 日 12月29日～翌年1月3日

○ 入 館 料 個人…一般310円、小・中・高校生100円

（外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館に入館できる共通入館券）

団体（10名以上）…一般250円、小・中・高校生60円

○ 入館者数 13,080人（令和5年度）

○ 展示内容 ド・ロ神父の遺品等を展示している。

(19) 長崎市外海歴史民俗資料館（所在地：長崎市西出津町2800番地）

外海地区には、先史時代の遺跡や中世の神浦氏の歴史、近世の大村・佐賀両藩の支配下におけるキリシタンの特徴ある歴史・文化など、祖先が残してくれた貴重な資料が豊富にみられる。

これらの歴史・民俗資料を収集・保存・展示し、あわせてこれらの調査研究を行い、市民の文化財についての知識と理解を深めることを目的として、昭和54年7月に開館した。

平成28年7月には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産を紹介するインフォメーションを設置した。

○ 開館時間 午前9時～午後5時

○ 休 館 日 12月29日～翌年1月3日

○ 入 館 料 個人…一般310円、小・中・高校生100円

（外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館に入館できる共通入館券）

団体（10名以上）…一般250円、小・中・高校生60円

○ 入館者数 10,672人（令和5年度）

○ 展示内容 外海地区の歴史、民俗資料を豊富に展示する。古代から現代までの歴史や昔の生活や暮らし、産業に関わる資料を展示している。

(20) 長崎市亀山社中記念館（所在地：長崎市伊良林2丁目7番24号）

坂本龍馬ら幕末の志士によって結成された日本初の貿易商社「亀山社中」、その跡地にある建物を幕末当時により近い形で改修し、広く市民の観覧に供するとともに、亀山社中に関する資料を展示す

る施設として、平成 21 年 8 月に開館した。

○ 開館時間 午前 9 時～午後 5 時

○ 休 館 日 な し

○ 入 館 料 個人…一般 310 円、高校生 200 円、小・中学生 150 円

団体（15 名以上）…一般 250 円、高校生 160 円、小・中学生 120 円

○ 入館者数 37,682 人（令和 5 年度）

○ 展示内容 坂本龍馬が身に付けていたピストル、刀等のレプリカや海援隊等に関わる資料を展示している。

(21) 長崎市心田庵(所在地：長崎市片淵 2 丁目 18 番 18 号)

何<sup>が</sup>兆<sup>ちょうしん</sup>晋が長崎市片淵郷(現在の片淵 2 丁目)に建てた別荘を始まりとし、江戸時代からの由緒をもつ庭園と、和風建築物からなる。何兆晋は、寛永 5 年(1628)長崎に来た住宅唐人・何高材の長男で、万治元年(1658)に唐小通事となった。父・高材とともに長崎の清水寺本堂(国指定重要文化財)を寄進したことでも知られる。建物等は多くの手加えられているが、景観及び雰囲気は損なわない状態で保たれている。

平成 25 年 2 月に長崎市の史跡に指定された。

令和 3 年度より、施設整備のため休場している。

(22) 長崎（小島）養生所跡資料館（所在地：長崎市西小島 1 丁目 8 番 15 号）

長崎（小島）養生所は、長崎海軍伝習所の教官として来日したポンペ・ファン・メールデルフォールトの願いにより、1861 年（文久元）に開設された我が国最初の近代西洋式病院である。長崎市は、仁田佐古小学校校舎建設に先立つ発掘調査で、石垣・玉砂利などの遺構や遺物が検出され、長崎（小島）養生所跡跡として、平成 29 年 6 月に市の史跡に指定された。検出した遺構の一部や出土遺物のほか、医学・医療に関する資料を展示し、養生所の歴史的価値やポンペの功績などについて発信する資料館を令和 2 年 4 月 6 日に開館した。

○ 開館時間 午前 9 時～午後 5 時

○ 休 館 日 毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○ 入 館 料 無料

○ 入館者数 2,022 人（令和 5 年度）

○ 展示内容 1 長崎（小島）養生所の建設  
2 ポンペの医学教育  
3 日本の近代医学・医療の発展  
4 小島養生所跡の保存・活用

## 2つの世界遺産

長崎市は平成 27 年に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に続き、平成 30 年に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されたことにより、日本で初めて「2つの世界遺産があるまち」となった。

### 1 構成資産の保全と受け入れ態勢の充実

- (1) 「産業革命遺産」は、端島炭坑等の構成資産を適切に保存管理するため、調査や整備を実施するとともに、関係自治体と連携して周知啓発等を行い世界遺産価値の理解促進を進める。
- (2) 「潜伏キリシタン関連遺産」は、構成資産及び重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理するため、調査や整備を行う。また、便益施設や歩行者ルートの整備等により来訪者の受入態勢の充実を図るとともに、周知啓発を図る。

### 2 市民と協働するための体制づくり

世界遺産の価値の理解促進を市民と協働して進めていく体制を構築し、「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」とともに市民ガイドの育成などの取り組みを推進する。

### 3 世界遺産価値の理解促進

市民や来訪者に対して、構成資産の世界遺産価値の理解促進を進める。

- (1) ガイドブック、パンフレットの作成（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）
- (2) 情報通信技術を活用した解説システムを含むガイダンス施設の展示内容整備（「産業革命遺産」）
- (3) 出前講座等への職員派遣（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）
- (4) ポスター、パネルの掲示（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）
- (5) 周知啓発用グッズの作成等（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

### 4 国及び関係県市町及び関係機関との連携

構成資産の保存活用のため、国、関係県市町及び関係機関と連携して取り組む。

- (1) 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
  - ア 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会
  - イ 「明治日本の産業革命遺産」保全委員会
  - ウ 長崎地区管理保全協議会
  - エ 産業遺産国民会議 等
- (2) 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」
  - ア 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」世界遺産保存活用協議会
  - イ 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター
  - ウ 全国文化的景観地区連絡協議会

# 長崎学調査研究

## 1 長崎学とは

長崎学とは、長崎港を中心に発展してきた長崎市域を出発点とする、長崎の歴史や文化に関する学問・研究のことである。現在に至るまで、大学、博物館、郷土史研究団体を中心に、数多くの研究が発表・蓄積されてきた。

## 2 長崎学の課題と展望

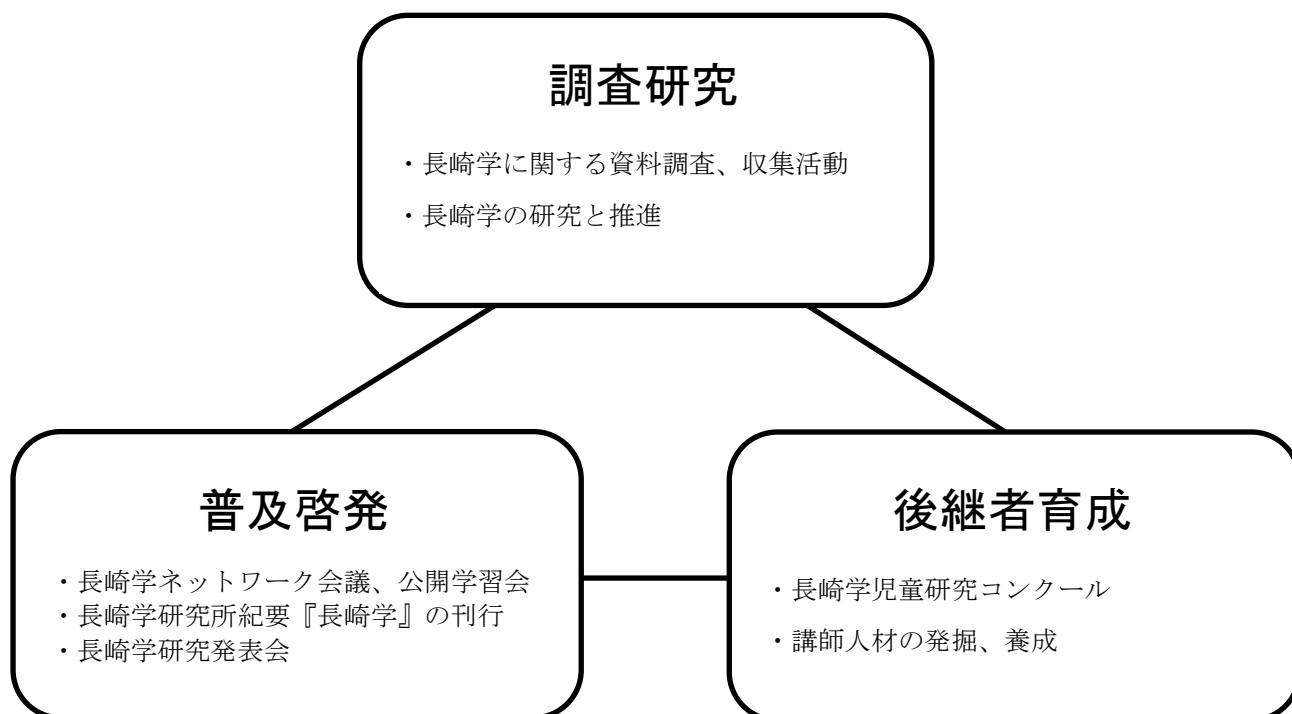
近年、長崎を研究テーマとする研究者の減少や、長崎学の普及啓発を市民レベルで支えてきた郷土史研究団体の高齢化が進んでいる状況にあって、長崎学研究の担い手となる後継者の育成と長崎学の体系化が、取り組むべき喫緊の課題となっている。

長崎学研究所では、長崎学にかかる調査研究、普及啓発、後継者の育成に努め、その成果を市内外に発信することで、長崎学の特殊性・重要性を高め、研究の裾野を広げることを目的とする。

## 3 長崎学研究所の目的

長崎学の調査研究、普及啓発及び後継者の育成

## 4 長崎学研究所の主要事業



## (1) 調査研究

### ア 長崎学に関する資料調査、収集活動

長崎学に関連する資料が収蔵されている大学や博物館施設での資料調査や、研究資料の収集を行うことにより、市民をはじめ広く研究者へ長崎学情報を提供する。

### イ 長崎学の研究と推進

長崎学に関する資料及び情報に基づく研究を行うとともに、市民や関係機関の研究を支援することにより、長崎学の研究活動を推進する。

## (2) 普及啓発

### ア 長崎学ネットワーク会議

長崎学研究所を拠点として大学、博物館、郷土史研究団体、長崎県により組織された長崎学ネットワーク会議の運営を行う。また、各団体間の連携と協働を目的として、2か月に1回理事会を開催する。

### イ 長崎学研究所紀要『長崎学』の刊行

長崎学研究所による研究成果を発信するために、年に1回、論文集として長崎学研究所紀要『長崎学』を刊行する。長崎学研究所職員による紀要論文のほか、外部の学術関係者による寄稿論文、長崎学関連の資料紹介等を掲載する。

### ウ 長崎学研究発表会

長崎学研究所職員及び長崎学ネットワーク会議所属団体等の研究成果を長崎学研究発表会で報告する。市民向けに幅広く参加を募ることで、長崎学研究に対する興味関心を喚起する。

### エ 長崎学ネットワーク会議公開学習会

長崎学ネットワーク会議団体の理事、会員をはじめとして、広く市民を対象に、長崎学ネットワーク会議公開学習会を開催する。長崎学に関連する研究に従事する講師を市内外から招聘し、最新の研究成果を市民に報告・還元する機会を設ける。

## (3) 後継者の育成

### ア 長崎学児童研究コンクール

長崎の歴史や文化に関心を持ち、将来の長崎学研究の担い手となる人材を育てるため、市内の児童を対象に、長崎学児童研究コンクールを開催する。長崎の歴史、文化、芸術等の分野からテーマを選択し、それぞれの研究成果について、長崎学研究所にて発信・評価する。

### イ 講師人材の発掘、養成

長崎学をより一層普及させることを目的として、講師人材を発掘するとともに、研究方法や講義手法についての助言等、必要な支援を行う。

# 水産業

## 1 概 況

長崎漁港は、東シナ海及び黄海を主漁場とする以西底びき網漁業、大中型まき網漁業の基地として発展し、我が国有数の水産基地（特定第三種漁港）として、令和 5 年の水揚げ金額は、全国主要漁港の中で第 3 位、水揚げ数量でも第 5 位と上位にランクしている。

近海・沿岸・養殖漁業も盛んで、またそれに関連して伝統的に行われている水産加工業、その他水産関連産業も発展しており、水産業は本市の基幹産業の一つとなっている。

しかし、漁業用資材等の高騰、漁業就業者の減少及び高齢化等、水産業全般について多くの問題を抱えており、水産業を取り巻く環境はなお厳しい情勢にある。そこで、本市では各問題に対応すべき事業を積極的に推進することにより、水産業の振興を図っている。

## 2 長崎魚市場の水揚げ高

### (1) 業態別水揚げ数量（トン）

| 区 分     | 令和 3 年  | 令和 4 年 | 令和 5 年  |
|---------|---------|--------|---------|
| 底 び き 物 | 2,665   | 2,623  | 2,616   |
| ま き 網 物 | 43,218  | 43,585 | 51,836  |
| 近 海 物   | 9,078   | 8,023  | 8,384   |
| 冷 凍 物   | 45,261  | 44,373 | 47,235  |
| 合 計     | 100,222 | 98,604 | 110,071 |

### (2) 業態別水揚げ数量及び生産者直送と長崎魚市取扱高（令和 5 年）

| 区 分   | 入港隻数<br>(隻) | 生産者直送<br>(トン) | 前年比<br>(%) | 長崎魚市取扱<br>(トン) | 前年比<br>(%) | 総 計<br>(トン) | 前年比<br>(%) |
|-------|-------------|---------------|------------|----------------|------------|-------------|------------|
| 底びき物  | 274         | 344           | 74         | 2,272          | 105        | 2,616       | 100        |
| まき網物  | 1,882       | 0             | 0          | 51,836         | 119        | 51,836      | 119        |
| 近 海 物 | 1,602       | 748           | 92         | 7,636          | 106        | 8,384       | 104        |
| 冷 凍 物 | —           | 534           | 97         | 46,701         | 107        | 47,235      | 106        |
| 合 計   | 3,758       | 1,626         | 89         | 108,445        | 112        | 110,071     | 112        |

### (3) 最近 3 か年の水揚げ数量と販売金額

| 年 \ 区分 | 生産者直送       |              | 長崎魚市取扱      |              | 合 計         |              |
|--------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
|        | 数 量<br>(トン) | 販売金額<br>(万円) | 数 量<br>(トン) | 販売金額<br>(万円) | 数 量<br>(トン) | 販売金額<br>(万円) |
| R3     | 1,885       | 163,075      | 98,337      | 2,703,321    | 100,222     | 2,866,396    |
| R4     | 1,883       | 176,110      | 96,771      | 2,834,630    | 98,604      | 3,010,740    |
| R5     | 1,626       | 166,122      | 108,445     | 3,195,594    | 110,071     | 3,361,716    |

(4) 長崎魚市取扱業態別の区分

(令和 5 年)

| 区 分     | 魚 類                      | 数量 (トン) | 全体比 (%) | 金額 (万円)   | 全体比 (%) |
|---------|--------------------------|---------|---------|-----------|---------|
| 底 び き 物 | レンコダイ、タイ、<br>アカムツ、スルメイカ等 | 2,272   | 2       | 104,520   | 3       |
| ま き 網 物 | アジ、サバ、ブリ、イワシ、<br>キビナ等    | 51,836  | 48      | 901,998   | 28      |
| 近 海 物   | タイ、ブリ、ヒラメ、<br>カツオ、タチ等    | 7,636   | 7       | 744,836   | 24      |
| 冷 凍 物   | エビ、サケ、カニ、カレイ等            | 46,701  | 43      | 1,444,240 | 45      |
| 合 計     |                          | 108,445 | 100     | 3,195,594 | 100     |

### 3 漁業形態

本市における主な漁業は、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業の沖合漁業及び沿岸漁業で、その概要は次のとおりである。(水揚量：属人)

(1) 沖合漁業

この漁業は、以西底びき網、大中型まき網などで、概ね 99 トン型又はそれ以上の船をもって、東シナ海・黄海等で操業する。水揚魚種としては、ブリ、サバ、アジ、イワシ等が多く、令和 3 年の水揚量は、合わせて約 1.6 万トンである。

(2) 沿岸漁業

この漁業は、一本釣、はえ縄、小型底びき網、まき網、刺網、魚類養殖などで、概ね 5 トン未満の船をもって橘湾、西彼及び大村湾の沿岸で操業する。水揚魚種としてはアジ、イワシ、サバ、フグ、タチウオ、タイ類等が多く、令和 3 年の水揚量は約 2.0 万トンである。

### 4 水産業振興対策

(1) 水産業の生産性の向上と次世代を担う多様な経営体の育成

ア 支援事業の活用による経営力強化

- ・水産業の担い手確保のため研修制度の充実や活用の推進
- ・水産関係団体が行う機器等の導入に対する支援の継続
- ・ICT等の先端技術を活用したスマート水産業や未利用資産等を活用した陸上養殖等の導入による水産業の収益性の向上
- ・消費者ニーズに対応可能な施設等の整備による国内外の販売力強化

イ 資源管理型漁業と複合漁業の推進

- ・資源量に配慮した持続可能な漁業の推進



- ・養殖業の普及等による複合漁業の推進

(2) 水産資源の管理・回復と機能性の高い漁港整備

ア 適正な資源管理と新技術の活用

- ・ウニ駆除や母藻の設置等による漁場環境の再生
- ・効果的な水産種苗の放流による水揚げ量の増加
- ・水産センターにおける新魚種（海藻）の種苗生産技術開発
- ・ICT等の先端技術を活用したスマート水産業や未利用資源等を活用した陸上養殖等の導入による水産物の安定供給・安定経営

イ 水産基盤の総合的・計画的な整備

- ・機能保全計画・長寿命化計画に基づく漁港施設や海岸保全施設の整備

## 5 水産施設

(1) 水産センター

ア 施設の概要

(ア) 場 所 長崎市牧島町 1619 番地

(イ) 開 設 昭和 49 年 4 月 1 日

(ウ) 敷地面積 13,548.1m<sup>2</sup>

(エ) 総事業費 22 億 9,854 万円

(オ) 主な施設の整備概要

| 年 度   | 施 設 名           | 規 模 ・ 構 造                                               |
|-------|-----------------|---------------------------------------------------------|
| 昭和 48 | 魚類生産・餌料培養棟      | 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 200 t×6 面、70 t×5 面、80 t×1 面他             |
| 昭和 53 | 管 理 ・ 研 修 棟     | 鉄筋コンクリート造 3 階建 683.5m <sup>2</sup> 、2・3 階は旧漁民研修所（現センター） |
| 昭和 54 | 海 水 自 動 ろ 過 施 設 | 鉄筋コンクリート造 110 t/h×2 基                                   |
| 昭和 56 | 甲 殻 類 生 産 棟     | 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 100 t×4 面、42 t×5 面他                      |
|       | ア ワ ビ 生 産 棟     | 鉄骨造 6 t×9 面、3 t×3 面、5 t×1 面 他                           |
|       | 取 水 施 設         | 取水栈橋 L=42.3m、W=2.0m、水中ポンプ 15 kW×1 台、7.5 kW×2 台          |
| 昭和 61 | 管理人舎・作業員控室      | 木造 2 階建 108.3m <sup>2</sup>                             |
| 昭和 62 | ウ ニ 生 産 水 槽     | F R P 製 5 t×20 面他                                       |
|       | 餌 料 培 養 水 槽     | F R P 製 60 t×6 面、30 t×8 面 他                             |
|       | 調 餌 棟           | 鉄骨造モイストペレット製造施設（調餌施設）、冷凍冷蔵庫他                            |
| 平成 7  | 浮 棧 橋           | F R P 被覆鋼製（8.0×4.0m）×1 基、連絡橋（15.0×1.6m）×1 基             |
| 平成 8  | ウ ニ 生 産 棟       | 鉄骨造一部 2 階建 4 t×10 面、45 t×5 面、恒温培養室                      |
| 平成 9  | ろ 過 機 械 棟       | 鉄筋コンクリート造 3 階建 360 t/h、取水施設：1 式、ボイラー他                   |
| 平成 10 | 魚類生産・餌料培養棟      | 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造一部 2 階建 75 t×8 面、50 t×8 面 他               |
| 平成 11 | 親 魚 生 産 棟       | 鉄筋コンクリート造 2 階建 50 t×4 面、4 t×3 面 他                       |
|       | 一 次 ろ 過 施 設     | F R P 製 120 t/h×3 基                                     |
|       | 飼 育 管 理 船       | F R P 製 4.9 t、80 馬力                                     |

| 年 度 | 施 設 名 | 規 模 ・ 構 造                                                                       |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 他   | 海 面 筏 | 魚類：10.0×10.0m×5 台<br>作業筏：5.0×5.0m×1 台 網洗筏：10.0×10.0m×1 台<br>養殖試験筏：10.0×5.0m×1 台 |

イ 種苗分譲計画

(令和 6 年度)

| 項目 \ 魚種 | クマエビ                    | ガザミ                      | クロアワビ                     | イワガキ<br>養殖用       |
|---------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------|
| 数量及び規格  | 放流用<br>80 万尾<br>体長 30mm | 放流用<br>20 万尾<br>甲幅長 10mm | 放流用<br>2.8 万個<br>殻長 24 mm | 養殖用<br>1.8 万枚(種板) |

(令和 6 年度)

| 項目 \ 魚種 | アカガイ                   | シマアジ                   |
|---------|------------------------|------------------------|
| 数量及び規格  | 放流用<br>1 万個<br>殻長 20mm | 養殖用<br>2 万尾<br>全長 70mm |

ウ 水産技術試験研究

水産業における収益向上などを目的とした、水産種苗放流効果調査や養殖用新魚種養殖試験・開発等を行う。

(2) 長崎市クルマエビ幼稚仔保育場

ア 施設の概要

- (ア) 場 所 長崎市飯香浦町地先
- (イ) 開 設 昭和 52 年 4 月 1 日
- (ウ) 干潟面積 4,877m<sup>2</sup>
- (エ) 総事業費 3 億 4,999 万円
- (オ) エビ類等の中間育成試験

# ながさきの「食」推進

長崎市内の各地域には、豊かな自然や独特の歴史・文化に育まれてきた食材が数多く存在するとともに、和・華・蘭文化をはじめ多種多彩な食文化が根付いている。

そこで、様々な関係団体と連携を図りながら、多くの方に、ながさきの「食」の魅力を伝え、消費拡大を図ることで、第1次産業をはじめとした、ながさきの「食」に携わる産業の活性化を図る。

## 1 主な事業の概要

### (1) 地元農水産物の消費拡大の推進

「長崎の魚」、「長崎和牛・出島ばらいろ」をはじめとする農水産物について、関係者と連携しながら市内外での消費拡大を図るとともに、「ながさき実り・恵みの感謝祭」の開催、農水産物直売所のPRなどにより、地産地消の推進を図る。

### (2) 長崎ならではの食材や食文化の魅力発信

インターネットやSNSを活用し、「長崎の魚」、「長崎和牛・出島ばらいろ」を中心とした農水産物やイベント情報等を発信するとともに、食に関わる様々な関係団体と連携し、長崎独自の食や食文化の魅力を発信する。

### (3) 食育体験の推進

「食卓の日」の推進、ツーリズム体験などの食育体験を通じ、食に対する意識の醸成を図る。

## 2 重点的な取り組み

### (1) 「長崎の魚」の魅力発信と消費拡大

長崎は全国2位の漁獲高を有し、魚種の多さでは全国1位といわれている。春夏秋冬それぞれに旬の魚がある“長崎ならではの強み”を活かし、魚の食べ方に着目したキャッチコピー「さしみシティ」を軸としたPRや民間主体による魅力発信等の取組み支援などにより、「長崎の魚」（鯨を含む。）の認知度向上及び消費拡大を図り、「長崎の魚」が観光コンテンツの一つとして定着することを目指す。

### (2) 「長崎和牛・出島ばらいろ」のブランド強化

平成24年度開催の「全国和牛能力共進会」において内閣総理大臣賞を受賞し、日本一の称号を手にした「長崎和牛」の中で、長崎市内の肥育牛農家のみで生産される「長崎和牛・出島ばらいろ」について、取扱い店舗の定着化及び観光客を対象とした情報発信の強化を図ることにより、高級感と歴史性、希少性を売りにした地域ブランドとして、知名度向上と消費拡大を図り、生産者の経営安定につなげる。

# 農 業

本市の農業は、都市をとりまく都市近郊型農業で多岐にわたる品目が生産されており、総農家は、平成 22 年（2010 年農林業センサス（3,374 戸））と 10 年後の令和 2 年（2020 年農林業センサス（2,343 戸））とを比較すると、1,031 戸（約 30.6%）減少している。また市町村合併により、農業地域は増加したものの、全体的には、経営規模の小さい農家が多く、社会情勢の変化に伴う農業従事者の高齢化、担い手の不足により、農家戸数が減少している。

## 1 規 模

### (1) 農家戸数

| 区 分   |        | 総 数   | 主副業別販売農家 ※2 |      |       |       | 自給的農家 |
|-------|--------|-------|-------------|------|-------|-------|-------|
|       |        |       | 計           | 主業農家 | 準主業農家 | 副業的農家 |       |
| 長崎市全体 | 戸数(戸)  | 2,343 | 970         | 288  | 122   | 560   | 1,373 |
|       | 構成比(%) | 100.0 | 41.4        | 12.3 | 5.2   | 23.9  | 58.6  |

※1 2020 年農林業センサスによる。

※2 主業農家：農業収入＞農外収入 かつ 65 歳未満の農業従事 60 日以上の方がいる農家  
準主業農家：農業収入＜農外収入 かつ 65 歳未満の農業従事 60 日以上の方がいる農家  
副業的農家：65 歳未満の農業従事 60 日以上の方がいない農家

### (2) 経営耕地面積

| 区 分       |         | 計     | 田    | 畑    | 樹 園 地 |
|-----------|---------|-------|------|------|-------|
| 長 崎 市 全 体 | 面 積(ha) | 688   | 91   | 225  | 372   |
|           | 構成比(%)  | 100.0 | 13.2 | 32.7 | 54.1  |

※ 2020 年農林業センサスによる。自給的農家を除く販売農家のみ。

### (3) 主要作物の生産状況

#### ○主な果樹の生産状況

|       | 平成 22 年<br>(2010 年) | 平成 27 年<br>(2015 年) | 令和 2 年<br>(2020 年) | 伸び率<br>(2020 年/2010 年) |
|-------|---------------------|---------------------|--------------------|------------------------|
|       | 作付農家数               | 作付農家数               | 作付農家数              |                        |
| び わ   | 644 経営体             | 577 経営体             | 412 経営体            | 63.9%                  |
| み か ん | 463 経営体             | 360 経営体             | 236 経営体            | 51.0%                  |
| も も   | 57 経営体              | 34 経営体              | 15 経営体             | 26.3%                  |

|                    |       |       |   |   |
|--------------------|-------|-------|---|---|
| 果 樹 全 般<br>栽 培 面 積 | 546ha | 435ha | — | — |
|--------------------|-------|-------|---|---|

資料：農林業センサス

○普通作物の生産状況

|   | 平成 27 年<br>(2015 年) |              | 令和 2 年<br>(2020 年) |              | 伸び率          |             |
|---|---------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|-------------|
|   | 作付農家数<br>(経営体)      | 栽培面積<br>(ha) | 作付農家数<br>(経営体)     | 栽培面積<br>(ha) | 作付農家数<br>(%) | 栽培面積<br>(%) |
| 米 | 214                 | 83           | 147                | 63           | 68.7         | 75.9        |

資料：農林業センサス

○かんしょの生産状況

|      | 平成 27 年<br>(2015 年) |              | 令和 2 年<br>(2020 年) |              | 伸び率          |             |
|------|---------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|-------------|
|      | 作付農家数<br>(経営体)      | 栽培面積<br>(ha) | 作付農家数<br>(経営体)     | 栽培面積<br>(ha) | 作付農家数<br>(%) | 栽培面積<br>(%) |
| かんしょ | 101                 | 5            | 49                 | 3            | 48.5         | 60.0        |

資料：農林業センサス

○野菜の生産状況

|             | 平成 22 年<br>(2010 年) | 平成 27 年<br>(2015 年) | 令和 2 年<br>(2020 年) | 伸び率<br>(2020 年/2010 年) |
|-------------|---------------------|---------------------|--------------------|------------------------|
|             | 作付農家数<br>(経営体)      | 作付農家数<br>(経営体)      | 作付農家数<br>(経営体)     | 作付農家数<br>(%)           |
| い ち ご       | 117                 | 87                  | 73                 | 62.4                   |
| ば れ い し ょ   | 284                 | 146                 | 70                 | 24.6                   |
| ほ う れ ん そ う | 292                 | 187                 | 104                | 35.6                   |
| ね ぎ         | 248                 | 131                 | 77                 | 31.0                   |
| た ま ね ぎ     | 247                 | 185                 | 72                 | 29.1                   |
| す い か       | 85                  | 49                  | 27                 | 31.8                   |
| ト マ ト       | 131                 | 92                  | 45                 | 34.4                   |
| さ と い も     | 241                 | 135                 | 78                 | 32.4                   |
| き ゆ う り     | 235                 | 144                 | 72                 | 30.6                   |
| な す         | 198                 | 135                 | 62                 | 31.3                   |
| に ん じ ん     | 127                 | 64                  | 36                 | 28.3                   |

資料：農林業センサス

○花きの生産状況

|                                                | 平成 22 年<br>(2010 年) |                  | 平成 27 年<br>(2015 年) |                  | 令和 2 年<br>(2020 年) |                  | 伸び率<br>(2020 年/2010 年) |                 |
|------------------------------------------------|---------------------|------------------|---------------------|------------------|--------------------|------------------|------------------------|-----------------|
|                                                | 作付<br>農家数<br>(経営体)  | 作付<br>面積<br>(ha) | 作付<br>農家数<br>(経営体)  | 作付<br>面積<br>(ha) | 作付<br>農家数<br>(経営体) | 作付<br>面積<br>(ha) | 作付<br>農家数<br>(%)       | 作付<br>面積<br>(%) |
| 【切り花】<br>主な品目<br>キク<br>トルコギ<br>キョウ<br>ユリ<br>水仙 | 234                 | 74               | 206                 | 58               | 156                | 52               | 66.7                   | 70.3            |

資料：農林業センサス

○畜産の生産状況

|       | 令和 2 年度    |            | 令和 3 年度    |            | 令和 4 年度    |            | 令和 5 年度    |            |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|       | 飼 養<br>戸 数 | 飼 養<br>頭羽数 | 飼 養<br>戸 数 | 飼 養<br>頭羽数 | 飼 養<br>戸 数 | 飼 養<br>頭羽数 | 飼 養<br>戸 数 | 飼 養<br>頭羽数 |
| 肉 用 牛 | 22 戸       | 3,560 頭    | 22 戸       | 3,657 頭    | 20 戸       | 3,567 頭    | 21 戸       | 3,440 頭    |
| 乳 用 牛 | 1 戸        | 42 頭       | 1 戸        | 43 頭       | 1 戸        | 43 頭       | 0 戸        | 0 頭        |
| 豚     | 4 戸        | 3,769 頭    | 4 戸        | 3,519 頭    | 4 戸        | 3,567 頭    | 4 戸        | 3,306 頭    |
| 鶏 卵   | 2 戸        | 3,600 羽    | 1 戸        | 3,600 羽    | 1 戸        | 1,600 羽    | 1 戸        | 1,500 羽    |
| ブロイラー | 3 戸        | 372,000 羽  | 3 戸        | 370,000 羽  | 3 戸        | 373,000 羽  | 3 戸        | 372,000 羽  |

資料：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ

## 2 農産物販売金額

### 農産物販売金額（ＪＡ・市場・直売所等）の推移

（単位：千円）

| 調 査 先 / 区 分 | 令 和 2 年 度 | 令 和 3 年 度 | 伸 び 率<br>R 2 →<br>R 3 | 令 和 4 年 度 | 伸 び 率<br>R 3 →<br>R 4 | 令 和 5 年 度 | 伸 び 率<br>R 4 →<br>R 5 | 備 考                                  |
|-------------|-----------|-----------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|-----------------------|--------------------------------------|
| 農産物販売額      | 4,927,559 | 5,030,265 | 102.1%                | 5,157,609 | 102.5%                | 4,832,285 | 93.7%                 |                                      |
| 長崎市中央卸売市場   | 529,644   | 520,600   | 98.3%                 | 564,461   | 108.4%                | 572,329   | 101.4%                |                                      |
| 野菜          | 158,297   | 128,750   | 81.3%                 | 113,817   | 88.4%                 | 121,340   | 106.6%                |                                      |
| 果実          | 371,347   | 391,850   | 105.5%                | 450,644   | 115.0%                | 450,989   | 100.1%                |                                      |
| 農協系統（農産物）   | 1,694,331 | 1,736,600 | 102.5%                | 1,835,411 | 105.7%                | 1,647,419 | 89.8%                 |                                      |
| 果実類         | 694,980   | 799,139   | 115.0%                | 766,087   | 95.9%                 | 598,343   | 78.1%                 |                                      |
| 温州みかん       | 111,483   | 156,926   | 140.8%                | 122,107   | 77.8%                 | 105,029   | 86.0%                 |                                      |
| ハウスみかん      | 0         | 0         | -                     | 0         | -                     | 0         | -                     |                                      |
| 露地びわ        | 268,094   | 309,019   | 115.3%                | 318,339   | 103.0%                | 183,676   | 57.7%                 | 長崎西彼農協                               |
| ハウスびわ       | 216,184   | 231,151   | 106.9%                | 229,332   | 99.2%                 | 224,436   | 97.9%                 |                                      |
| ハウスもも       | 19,652    | 19,652    | 100.0%                | 11,397    | 58.0%                 | 11,894    | 104.4%                |                                      |
| その他果実       | 79,566    | 82,390    | 103.5%                | 84,911    | 103.1%                | 73,307    | 86.3%                 | デコボン、ぶどう等                            |
| 野菜類         | 804,146   | 712,959   | 88.7%                 | 830,600   | 116.5%                | 810,352   | 97.6%                 |                                      |
| いちご         | 628,601   | 576,648   | 91.7%                 | 698,027   | 121.0%                | 686,438   | 98.3%                 |                                      |
| アスパラガス      | 73,520    | 63,183    | 85.9%                 | 66,346    | 105.0%                | 67,014    | 101.0%                |                                      |
| トマト         | 48,417    | 42,068    | 86.9%                 | 31,760    | 75.5%                 | 28,245    | 88.9%                 |                                      |
| その他野菜       | 53,608    | 31,060    | 57.9%                 | 34,467    | 111.0%                | 28,655    | 83.1%                 | 生姜、馬鈴薯、<br>すいか、かぼ<br>ちゃ等             |
| 花き類         | 195,205   | 224,502   | 115.0%                | 238,724   | 106.3%                | 238,724   | 100.0%                |                                      |
| 農協系統（畜産物）   | 2,216,007 | 2,293,872 | 103.5%                | 2,268,153 | 98.9%                 | 2,161,256 | 95.3%                 |                                      |
| 肉用牛の部       | 2,056,231 | 2,134,461 | 103.8%                | 2,140,140 | 100.3%                | 2,098,927 | 98.1%                 | ●長崎西彼農協<br>●開拓ながさき農協                 |
| 子牛          | 77,228    | 83,574    | 108.2%                | 72,033    | 86.2%                 | 20,351    | 28.3%                 |                                      |
| 乳用牛の部       | 32,116    | 36,278    | 113.0%                | 12,565    | 34.6%                 | 0         | -                     | ながさき県酪農協<br>R4.11廃業                  |
| 豚           | 50,432    | 39,559    | 78.4%                 | 43,415    | 109.7%                | 41,978    | 96.7%                 | 長崎西彼農協                               |
| 農協系統直売所     | 348,077   | 330,426   | 94.9%                 | 324,504   | 98.2%                 | 311,360   | 95.9%                 |                                      |
| 果実類         | 64,992    | 65,169    | 100.3%                | 70,816    | 108.7%                | 69,505    | 98.1%                 |                                      |
| 葉菜類         | 33,855    | 27,656    | 81.7%                 | 27,092    | 98.0%                 | 25,140    | 92.8%                 |                                      |
| 果菜類         | 43,085    | 41,235    | 95.7%                 | 35,135    | 85.2%                 | 33,779    | 96.1%                 | ●びわっちファ<br>ーム                        |
| 豆類          | 9,752     | 9,513     | 97.5%                 | 7,977     | 83.9%                 | 7,393     | 92.7%                 | ●東長崎ふれあ<br>い市（東長崎・<br>新大工・大浦・<br>佐吉） |
| 根菜類         | 20,583    | 18,627    | 90.5%                 | 18,113    | 97.2%                 | 15,250    | 84.2%                 | ●夕陽が丘そと<br>め                         |
| いも類         | 14,161    | 14,283    | 100.9%                | 12,843    | 89.9%                 | 11,477    | 89.4%                 |                                      |
| 穀類          | 2,762     | 2,414     | 87.4%                 | 3,175     | 131.5%                | 3,819     | 120.3%                |                                      |
| 花卉類         | 135,795   | 132,068   | 97.3%                 | 131,355   | 99.5%                 | 129,942   | 98.9%                 |                                      |
| 林産物類        | 12,957    | 10,985    | 84.8%                 | 12,689    | 115.5%                | 10,240    | 80.7%                 |                                      |
| たまご類        | 10,135    | 8,476     | 83.6%                 | 5,309     | 62.6%                 | 4,815     | 90.7%                 |                                      |
| 長崎花市場       | 139,500   | 148,767   | 106.6%                | 165,080   | 111.0%                | 139,921   | 84.8%                 |                                      |

※長崎市中央卸売市場、農協系統（農産物、畜産物、直売所）、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による。

※取扱高（または販売実績）のうち、長崎花市場は税抜き（商品の取り扱い上、税込みによる集計が困難であるため）、そのほかについては税込みによる。

### 3 農業振興対策

#### (1) 果 樹

ア 日本一のびわ産地の継続と更なる発展をめざし、大玉で食味に優れる優良品種「なつたより」の導入を推進している。また、作業の省力化及び安定的な生産と収益を得るため、共済加入、園地の整備及びハウス施設化を推進する。

イ みかんは、透湿性被覆資材（マルチ資材）の導入、優良品種への転換による高品質果実生産を推進するとともに、中晩柑等の優良品種導入や「ゆうこう」等歴史のある果実の消費拡大や加工品開発に向けた取組みを促し、生産地域の活性化を図る。

#### (2) 野 菜

ア いちご、アスパラガス、ミニトマト、すいかを中心とした特産的野菜の生産振興と流通の改善を図るとともに、一部地域で生産されている伝統野菜の活用促進を図る。

イ 都市近郊野菜としての集約的な栽培と産地化を確立するとともに、地産地消を定着させるために農産物直売所をはじめ地元市場へ、計画的な野菜の生産、出荷を促す。

#### (3) 畜 産

ア 安全で良質な畜産物を安定的に供給するため、自衛防疫体制を強化し、家畜の疾病予防を図る。

イ 家畜糞尿等の適正な処理の指導などを行い、環境と調和した畜産業の振興を図る。

ウ 「長崎和牛・出島ばらいろ」のブランド力強化を図る。

#### (4) 花き、花木（植木を含む）

ア 生産組織の活動強化と生産の高度化をすすめ、花き産地の基盤強化を図る。

イ コスト低減のための施設の省力化、自動化を推進し、栽培技術の向上を図る。

ウ 組織化により共販体制の確立を促進するとともに、情報化の進展に対応した販路の検討を進める。

### 4 土地基盤整備

#### (1) 農道の整備

長崎市内の農道整備については、事業振興に不可欠な基盤施設として、適正に維持管理を行っている。

なお、支線的な農道整備については、長崎市の助成事業としてコンクリート等の材料支給を行い舗装等の整備を促進している。

○管内の農道開設状況

(令和6年6月末)

| 区 分       | 路 線 数 | 延長 (m)  | 舗装延長 (m) | 舗装率 |
|-----------|-------|---------|----------|-----|
| 市 管 理 農 道 | 256   | 123,231 | 111,826  | 91% |
| 簡 易 農 道   | 518   | 113,466 | 101,465  | 89% |
| 計         | 774   | 236,697 | 213,291  | 90% |



## 5 市民農園

遊休農地の有効活用並びに都市住民の農業体験による心身のリフレッシュ及び農業への理解等を図ることを目的として市民農園を開設した。

| 区 分     | 平 山 農 園            | 三 重 農 園            | 高 島 農 園                    | 琴海赤水ふれあい農園         |
|---------|--------------------|--------------------|----------------------------|--------------------|
| 開 設 年 度 | 昭和 52 年 4 月        | 平成 13 年 4 月        | 昭和 58 年 4 月                | 平成 17 年 4 月        |
| 区 画 数   | 185                | 213                | 43                         | 75                 |
| 1 区画面積  | 約 20m <sup>2</sup> | 約 30m <sup>2</sup> | 約 30m <sup>2</sup> (特別区画有) | 約 30m <sup>2</sup> |
| 年間利用料   | 1 区画 3,000 円       | 1 区画 5,000 円       | 1 区画 200 円                 | 1 区画 5,000 円       |

## 6 長崎市農業センター

### (1) 事業の目的

農業従事者の高齢化や担い手不足の解消を図るため、労力支援となる農業ヘルパーの育成のための農業研修を開催し、農業の担い手の育成・確保を促進するとともに、保育園・小学校などから農作業の体験学習を受け入れるなど、農業や地産地消への関心を高めることにより、本市農業の活性化を目指している。

### (2) 施設の場所

長崎市戸石町 34 番地 2 T E L 095-830-1124

F A X 095-830-1124

### (3) 施設の概要

敷地面積 約 1.8ha

| 内 訳      | 規 模                                               |
|----------|---------------------------------------------------|
| 野菜栽培研修圃場 | ビニールハウス 500m <sup>2</sup> 、露地 2,400m <sup>2</sup> |
| 事務室      | 事務室 54m <sup>2</sup>                              |
| 室内研修室    | 研修室①184m <sup>2</sup> 、研修室②138m <sup>2</sup>      |

### (4) 農業センターの主な事業内容

- ア 農業ヘルパー研修会の開催（令和 5 年度までの研修会修了生 402 名）
- イ 農業ヘルパー無料職業紹介業務
- ウ 長崎伝統野菜の栽培
- エ 小型耕運機・破砕機貸出し業務
- オ 農作業体験学習の実施

## 7 長崎市植木センター

植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資するため、平成 16 年度に開設した。

- (1) 所在地：長崎市松原町 2624 番地 1
- (2) 開館時間：午前 9 時～午後 5 時
- (3) 休館日：毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
- (4) 会議施設：研修室 1、研修室 2
- (5) 管理運営

指定管理者：農事組合法人古賀植木園芸組合（令和 4 年～8 年度）

## 8 長崎市道の駅夕陽が丘そとめ

地元産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もって地域の振興及び道路利用者の利便性の向上を図るため、平成 18 年度に開設した。

- (1) 供用開始

平成 18 年 4 月 1 日

- (2) 所在地

長崎市東出津町 149-2

- (3) 施設の概要

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 敷地面積    | 6711.72 m <sup>2</sup>    |
| 物産販売所   | 207.7 m <sup>2</sup>      |
| レストラン   | 138.8 m <sup>2</sup> 53 席 |
| トイレ     | 33.9 m <sup>2</sup>       |
| 事務室等    | 85.1 m <sup>2</sup>       |
| テイクアウト館 | 18.9 m <sup>2</sup>       |
| 駐車場     | 110 台(県整備分含む)             |

- (4) 管理運営

指定管理者：そとめ「食」と「農」の架け橋（令和 2 年～6 年度）

## 9 有害鳥獣対策（専門業者による被害相談等への対応）

- (1) 事業の目的

有害鳥獣による被害は農業被害のみならず生活環境にまで及んでおり、市民からの被害相談が絶えない状況にあるとともに人的被害も懸念されていることから、イノシシ・シカ等の有害鳥獣による農業及び生活環境への被害対策として、受託者の専門的な知識を生かした業務を行うことにより、迅速・的確に鳥獣被害の軽減を図ることを目的とする。

- (2) 施設の場所

長崎市有害鳥獣相談センター

長崎市四杖町 2671-31（あぐりの丘内）

T E L : 095-841-0477（電話等対応時間 平日 8 : 45～17 : 30）

F A X : 095-804-9661

受託業者：合同会社 ながさき夢ファーム（令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

（3）業務内容

- ① 有害鳥獣による被害相談受付及び被害状況等調査並びに対策業務
- ② 地域ぐるみによる有害鳥獣対策への対応業務
- ③ 有害鳥獣被害防止用資材貸与事業に係る現地調査、申請受付、資材の受け渡し及び設置に係る現地確認の業務
- ④ 捕獲技術向上のためのコンサルティング業務
- ⑤ 農業者等が捕獲した有害鳥獣の止め刺し指導業務
- ⑥ 有害鳥獣による被害調査のデータ整理及び被害マップの作成業務
- ⑦ 長崎市有害鳥獣対策協議会との連携

林業

森林は木材生産のほか、水資源の確保、大気の浄化、土砂流出防止等の多大な公益的機能を発揮し、地域住民の生活環境の維持・向上に大きく貢献している。

本市における森林面積は、21,940ha で森林率 54.1%を占めており、国有林 1,156ha、民有林 20,785ha となっている。民有林の林種別面積は、天然林(自然林) 11,818ha、ヒノキ、スギを主体とした人工林 7,301ha、竹林及び無立木地 1,665ha となっている。

人工林については、下刈り、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、保育作業及び木材搬出のための林道や作業道を計画的に整備している。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、後継者不足などにより厳しい経営状況にあるため、維持管理の行われない森林の増加による森林の機能の低下が懸念されている。

長崎市の森林については、地形的に傾斜地が多く、土壌の肥沃度が低いことに加え、森林の所有形態が小規模で点在しているなど必ずしも生産性が高いと言えない状況にある。

このようなことから、将来にわたり、森林の持つ公益的機能を発揮するため、長崎市の森林整備の方向性として、市有林の人工林については、一部の生産性に優れた地区を除き、公益的機能の保全に重点を置き、間伐を繰り返し行なうことで、徐々に天然生林に移行することとしており、個人や団体、企業所有林等についても、生産性に優れた地域や林業経営意欲の高い経営体を除き、自然条件を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進する必要がある。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、木材の利用の促進の意義や基本的事項を定める「長崎市建築物等木材利用促進方針」を策定し、建築物等に木材を積極的に利用することで、木材の需要拡大を図り、森林整備を促進することとしている。

さらに、森林レクリエーションの場の提供に対する期待の高まりにより、市民ふれあいの森(長崎市民の森など5地区)を整備し、市民の保健休養の場所として提供している。

## 1 民有林の現況

(1) 所有形態別森林面積

單位：ha

| 公 有 林     |        |          |             |         |         | 総 計     |
|-----------|--------|----------|-------------|---------|---------|---------|
| 市営林       | その他市有地 | 県営林, 県有地 | 財産区有林       | 学 校 林   | 計       |         |
| 1, 584    | 251    | 1, 034   | 13          | 33      | 2, 915  |         |
| 私 有 林     |        |          |             |         |         | 総 計     |
| 団体・集落・社寺等 | 会 社    | 林業公社     | 独法) 森林総合研究所 | 個 人     | 計       |         |
| 2, 097    | 1, 308 | 1, 206   | 256         | 13, 003 | 17, 870 |         |
|           |        |          |             |         |         | 20, 785 |

※令和4年度長崎県の森林・林業統計（令和5年9月刊行）

数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。

## (2) 林種別森林面積

単位：ha

| 人 工 林 |     | 天 然 林  | 竹   | 無立木地 | 総 計    |
|-------|-----|--------|-----|------|--------|
| 針葉樹   | 広葉樹 |        |     |      |        |
| 7,221 | 81  | 11,818 | 754 | 911  | 20,785 |

※令和4年度長崎県の森林・林業統計（令和5年9月刊行）

## 2 林業振興対策

### (1) 市有林野の管理

長崎市が直接管理する森林については、集約化実施計画や今後、随時策定する森林経営計画に基づき、木材の生産性に優れた地区については、育成単層林として整備するなど森林資源の循環利用を図ることとし、地形的条件等不利な地区については、公益的機能の保全に重点を置き、間伐を繰り返し行なうことで、徐々に天然生林に移行することとしている。

また、市有林の保育作業等で発生する間伐材等については、木材市場等への出荷のほか、長崎市独自に有効利用や地域材のPRを図るため、間伐材加工所を設置し、板材等への製材やフラワーポット、バンコ椅子等の加工品の製作を行い、市施設や自治会等公共的団体への無償提供及び貸出し、一般市民等への販売を実施している。

なお、市有林の保護監視については、山林監視員18名に委嘱し、土地、立木竹、境界等の巡視を行っている。

### (2) 私有林の振興

民有林のうち、17,870ha（86%）は私有林であり、長崎南部森林組合長崎支所等関係機関と連携し、森林経営計画を樹立し、計画的な間伐等の保育管理等が実施できるよう協力・支援を行っている。

### (3) 林業の担い手対策

林業従事者の高齢化や後継者不足の中、林業の担い手を確保するため、その担い手の労働安全や福利厚生等の対策を講じることにより林業労働力を安定的に確保し、林業の振興を図る観点から林業の担い手である長崎南部森林組合の基幹作業員に対し、福利厚生事業の支援を行っている。

### (4) 特用林産物の振興

本市における特用林産物としては、たけのこ及び生しいたけが県から主要作物の指定を受けており、これらの生産性の向上を図るため、竹林改良や施設整備を実施するとともに、加工技術や流通の改善を促進する。

### (5) 林道・作業道の整備

林業経営、森林整備の基盤である林道・作業道は、植林、間伐等の保育管理の推進及び戦後植林された人工林資源が利用可能な段階にあることから、間伐材等の搬出道としても必要であるので、改良及び舗装等を実施している。

### (6) 森林レクリエーション施設

市民の憩いの場を提供するために「市民ふれあいの森」として、長崎市民の森、日見金比羅の森、三ツ山の森、岩屋山の森、戸石金比羅の森の5地区を設定し、施設整備や森林整備を実施している。

この森は、森林資源の整備・充実と、保健休養の場を提供するもので、中でも施設整備が最も進んでいる「長崎市民の森」は、眺望がよく市街地から近いことから、多くの市民に利用されている。

また、長崎市民の森内にある「体験の森」は、森林体験館や宿泊施設の充実、森林や広場の整備、林内歩道の開設等の充実を図っている。さらに施設の有効利用、森林への理解を深めてもらうため、指定管理者により、親子体験型の自然体験学習等を通して、市民に自然と親しむ機会を提供している。

## 6 建設水道委員会関係

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 土 |   | 木 |   | 部 |
| ま | ち | づ | く | り |
| 建 |   | 築 |   | 部 |
| 総 | 合 | 事 | 務 | 所 |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 局 |





# 道 路

本市の道路交通網は、中心市街地から東西南北へ放射線状に幹線道路が走り、これに一般県道・市道が接続するという副線に乏しい都市部一点に集中する交通体系になっている。このため、国・県・市においては幹線道路、バイパス道の新設・改良などの整備を進めるとともに、良好な生活環境確保のため、安全性、利便性を備えた生活関連道路の整備も推進している。

## 1 道路の現況

### (1) 市域内道路の状況

令和6年4月1日現在

| 区 分         | 路線数   | 実延長       |
|-------------|-------|-----------|
|             |       | m         |
| 高 速 自 動 車 道 | 1     | 12,257    |
| 一 般 有 料 道 路 | 4     | 20,334    |
| 国 道         | 6     | 129,636   |
| 県 道         | 26    | 204,198   |
| 市 道         | 6,390 | 1,886,949 |

※市道以外については、令和5年4月1日現在の数値

(市道)

| 橋 梁  |         | ト ン ネ ル |        |
|------|---------|---------|--------|
| 永久橋数 | 延 長     | 個数      | 延 長    |
| 916  | 10,934m | 9       | 2,409m |

### (2) 都市計画道路

ア 路線数 77 路線

イ 計画及び進捗状況（長崎市域）

令和6年4月1日現在

| 幅員別内訳       | 計 画       |                     | 改 良 済     |                     | 未 改 良  |                     | 進 捗 率<br>B/A (%) |
|-------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|--------|---------------------|------------------|
|             | 延長(A) (m) | 面積(m <sup>2</sup> ) | 延長(B) (m) | 面積(m <sup>2</sup> ) | 延長 (m) | 面積(m <sup>2</sup> ) |                  |
| 40m以上       | 1,750     | 66,200              | 1,750     | 66,200              | 0      | 0                   | 100.0            |
| 30m以上～40m未満 | 10,100    | 273,340             | 9,700     | 261,340             | 400    | 12,000              | 96.0             |
| 22m以上～30m未満 | 28,870    | 649,073             | 28,262    | 635,238             | 608    | 13,835              | 97.9             |
| 16m以上～22m未満 | 47,740    | 878,420             | 25,730    | 471,660             | 22,010 | 406,760             | 53.9             |
| 12m以上～16m未満 | 47,940    | 650,405             | 42,224    | 567,795             | 5,716  | 82,610              | 88.1             |
| 8m以上～12m未満  | 17,540    | 200,045             | 15,000    | 175,925             | 2,540  | 24,120              | 85.5             |
| 4m以上～8m未満   | 5,620     | 36,470              | 5,380     | 35,270              | 240    | 1,200               | 95.7             |
| 4m未満        | —         | —                   | —         | —                   | —      | —                   | —                |
| 計           | 159,560   | 2,753,953           | 128,046   | 2,213,428           | 31,514 | 540,525             | 80.2             |

## ウ 路線別進捗状況（事業認可路線のみ）

(R6. 4. 1)

| 名 称      | 区 間     |           | 幅 員<br>(m) | 延 長<br>(m) | 進捗率<br>(%) | 事業期間<br>(年度) |
|----------|---------|-----------|------------|------------|------------|--------------|
|          | 起 点     | 終 点       |            |            |            |              |
| 銅座町松が枝町線 | 銅 座 町   | 籠 町       | 15         | 420        | 47.0       | H26～R6       |
| 片 淵 線    | 新 大 工 町 | 片 淵 2 丁 目 | 8          | 270        | 39.0       | H28～R6       |
| 新地町稲田町線  | 籠 町     | 稲 田 町     | 15         | 400        | 80.6       | H12～R9       |
| 道の尾駅前線   | 岩 屋 町   | 葉 山 1 丁 目 | 12         | 200        | 41.4       | H22～R7       |
| 大黒町恵美須町線 | 大 黒 町   | 恵 美 須 町   | 26.25      | 110        | 9.6        | H26～R9       |
| 計        |         |           |            | 1,400      |            |              |

## (3) 道路の維持補修

## ア 生活道路の環境改善

令和6年4月1日現在、長崎市には市道が6,390路線、実延長1,886,949mあり、道路を良好な状態に保つために、現場事務所による直営作業や請負工事によって維持管理を行っている。

市民生活に密着した公共性のある里道・私道などの整備については、自治会からの要望に基づき修繕が必要と判断した個所について現場事務所による直営作業及び請負工事やコンクリートなどの材料支給を行い、生活道路の環境改善を図っている。また、階段道を安全に歩くための目印として白ペンキの塗装を希望する自治会へは、白ペンキや刷毛を支給している。

## イ 道路パトロール

道路の破損、ガードレールなどの損傷、排水の不良、路上への不法投棄や占用工事の不良などの箇所を積極的に発見し処理するため、定期的に巡回している。また、年に一度は市道全路線の一斉パトロールも実施している。

## ウ 道路の長寿命化

市が管理する橋梁その他道路施設において、定期的な点検を行い施設の健全性を把握し、また、修繕計画を策定し予防保全的な維持管理を行うことで、道路の安全性を確保するとともに維持管理費のコスト削減を行い、道路施設の長寿命化を図っている。

## (4) 市道路線認定に関する要綱の概要

## ア 路線の条件

(ア) 国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路

(イ) 一般の通行に供するために市が築造する道路、国又は県から移管を受ける道路及び民間から寄付を受ける私道

## イ 構造条件等

(ア) 道路の幅員が原則として4m以上あること

(イ) 道路の縦断勾配が、自動車交通量に応じて規定された値以下であること

(ウ) 道路の側溝が、コンクリート3面張り又はこれに準ずる程度の構造であること

(エ) 道路に不陸がなく、車両及び歩行者の通行に支障がないこと

(オ) 道路敷地の境界が明確であること

(カ) 袋路状道路については、車両が容易に転回できる場所があること

## (5) 道路照明灯・街路灯

道路交通の安全性を確保するため、市道の主要な箇所道路照明灯を、また市道や公共性の高い里道・私道には街路灯を設置している。

道路照明概況 令和6年4月現在

| 区 分       | R5 年度末     | 摘 要        |
|-----------|------------|------------|
| 道 路 照 明 灯 | 灯<br>4,321 | LED灯<br>ほか |
| 街 路 灯     | 38,019     | LED灯       |
| 合 計       | 42,340     |            |

## 2 車みち整備事業

### (1) 概要

斜面市街地において、住民の居住環境の改善と防災性の向上を図るため、車が乗り入れできない市道や里道を「車みち」として整備する。

### (2) 事業内容

事業期間：平成25年度～令和10年度

整備路線：32路線

### (3) 実績

令和6年4月現在

|        | 完成路線数 | 路線名                                                       |
|--------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 平成26年度 | 1     | 西山7号線                                                     |
| 平成27年度 | 3     | 入船町15号線、桜木町1号線、高尾町三原町1号線                                  |
| 平成28年度 | 4     | 下町元町1号線ほか1線、本尾町坂本1号線<br>白鳥町油木町1号線                         |
| 平成29年度 | 7     | 入船町8号線、本河内5号線、上小島3号線、出雲6号線<br>上戸町戸町1号線、御船蔵町銭座町1号線、上小島27号線 |
| 平成30年度 | 3     | 立山西山1号線、上小島17号線ほか1線                                       |
| 令和元年度  | 7     | 城山町8号線、石神町辻町1号線ほか1線、風頭町3号線<br>江平13号線、新戸町33号線ほか1線          |
| 令和4年度  | 3     | 三原27号線ほか2線                                                |
| 令和5年度  | 1     | 戸町41号線                                                    |
| 計      | 29    |                                                           |

### 3 電線類地中化事業

電線類の地中化については、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、計画的に推進している。

| 区分            | 計画年度          | 箇所   | 延長     |
|---------------|---------------|------|--------|
| 第1期電線類地中化計画   | 昭和61年度～平成2年度  | 5箇所  | 2,330m |
| 第2期電線類地中化計画   | 平成3年度～平成6年度   | 6箇所  | 1,690m |
| 第3期電線類地中化計画   | 平成7年度～平成10年度  | 3箇所  | 1,080m |
| 新電線類地中化計画     | 平成11年度～平成15年度 | 6箇所  | 1,150m |
| 無電柱化推進計画      | 平成16年度～平成20年度 | 2箇所  | 180m   |
| 無電柱化に係るガイドライン | 平成21年度～平成29年度 | 2箇所  | 750m   |
| 無電柱化推進計画      | 平成30年度～令和2年度  | 3箇所  | 860m   |
| 無電柱化推進計画      | 令和3年度～令和7年度   | 10箇所 | 1,820m |

### 4 斜面移送システムの状況

主として階段部の市道通行環境の改善を目指し、高齢者・障害者等、斜面地での歩行に支障のある方の支援を目的として、簡易な斜面移送機器を本市独自のシステムとして構築している。現在、市道に設置し、稼働しているものは次の2か所で、いずれも懸垂型（柱を階段道の横に建て、吊り下げ式とするもの）である。

平成13年度 天神地区（てんじんくん）・・・延長60m

平成16年度 水の浦地区（水鳥号）・・・・・・延長60m

# 公 園

都市住民の生活に潤いとやすらぎを与え、安全で快適な都市環境を形成する公園は、市民にとって重要な都市施設である。

本市では、緑豊かな街づくりを目指し、安全で快適な公園の整備を進めており、令和 6 年 4 月の市民 1 人当たりの都市公園面積は 11.10 m<sup>2</sup>となっている。

市街地周辺部においては、緑豊かな山々に囲まれ自然環境に恵まれているものの、中心部における公園・緑地等は地形的制約から小規模なものが多いため、今後は、特に質的向上を図ることとしている。

## 1 公園開設状況

(R5. 4. 1)

| 区 分       |      | 数<br>(箇所) | 面 積<br>(ha) |
|-----------|------|-----------|-------------|
| 都市公園      |      | 517       | 420.12      |
| 種<br>別    | 街区公園 | 451       | 78.76       |
|           | 近隣公園 | 30        | 57.37       |
|           | 地区公園 | 6         | 32.42       |
|           | 総合公園 | 7         | 174.19      |
|           | 運動公園 | 1         | 43.80       |
|           | 特殊公園 | 3         | 12.23       |
|           | 都市林  | 1         | 15.20       |
|           | 都市緑地 | 18        | 6.15        |
| 都市公園以外の公園 |      | 301       | 243.05      |
| 合 計       |      | 818       | 663.17      |

## 2 1人当たりの都市公園面積

(R6. 4. 1)

| 区 分          | 内 容                  |
|--------------|----------------------|
| 人口           | 380,017 人            |
| 都市公園面積       | 420.12 ha            |
| 1人あたりの都市公園面積 | 11.10 m <sup>2</sup> |

## 3 公園整備計画

本市の緑は、長崎港を中心に南北に伸びる市街地の周辺を標高 500m程度の山々が取り囲んで形成されており、この山並みには、市民のレクリエーション活動拠点、自然環境の保全を目的として総合公園（稲佐山公園、唐八景公園、金比羅公園等）を配置し、整備を進めている。

一方、中心市街地や斜面市街地における身近な公園については、斜面都市である本市の地形的制約から、まとまったオープンスペースの確保が困難な状況である。

本市はだれもが快適に利用できる公園への再整備に向け、街区公園を中心に適正配置を進めることとしている。

(1) 長崎市総合運動公園

本市で唯一の運動公園として、安全・快適に過ごせる公園環境を整えるため、計画的に老朽化した施設の改修を行う。

(2) 稲佐山公園

レクリエーションの拠点として、子どもや若者、子育て世代に魅力的な付加価値のある公園を創出するため、民間と連携しながら季節のイベントを開催するなど、様々なサービス機能の向上を図る。

(3) 長崎東公園

東長崎地区のレクリエーションの拠点として、安全・快適に過ごせる公園環境を整えるため、計画的に老朽化した施設の改修を行う。

(4) 平和公園

願い・祈り・学びのゾーンとしての東地区とスポーツ・レクリエーションゾーンとしての西地区、それぞれの整備理念に基づき維持管理を行う。

なお、長崎南北幹線道路の計画を契機として、平和公園（西地区）の基本方針や整備方針、道路計画に支障となるスポーツ施設の再配計画などについて現在検討を進めており、最終的には「平和公園再整備基本計画」を策定する。

(5) 公園施設長寿命化計画

公園施設の計画的な改修等による安全性の確保とライフサイクルコストの削減を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき、女の都運動公園等の整備を行う。

(6) 都市公園機能再編

子どもから高齢者までが快適で暮らしやすい居住空間の構築を目的として、横尾地区の既存都市公園において、それぞれ特色を持った公園に再整備を行う。

#### 4 夜間照明施設

| 施 設 名                                    | 施 設 名                       |
|------------------------------------------|-----------------------------|
| 東 望 山 運 動 場                              | 立 山 市 民 運 動 場               |
| 長 崎 市 営 ソ フ ト ボ ー ル 場                    | 長 崎 東 公 園 運 動 場             |
| 長 崎 東 公 園 庭 球 場                          | 長 崎 市 営 ラ グ ビ ー ・ サ ッ カ ー 場 |
| 長 崎 市 総 合 運 動 公 園<br>か き ど ま り 庭 球 場     | 田 中 町 ソ フ ト ボ ー ル 場         |
| 長 崎 市 総 合 運 動 公 園<br>か き ど ま り 陸 上 競 技 場 | 外 海 総 合 公 園 運 動 場           |
| 香 焼 総 合 公 園 運 動 場                        | 外 海 運 動 公 園 運 動 場           |
| 岳 路 運 動 公 園 運 動 場                        | 元 宮 公 園 庭 球 場               |
| 琴 海 中 部 運 動 公 園<br>運 動 場                 | 元 宮 公 園 運 動 場               |
| 琴 海 南 部 運 動 公 園<br>運 動 場                 | 琴 海 北 部 運 動 公 園<br>運 動 場    |
| 長 崎 市 営 庭 球 場                            | 神 小 櫛 の 島 公 園<br>グ ラ ウ ン ド  |

## 5 緑化推進

街を美しくする運動を推進するため、花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業及び花のあるまちづくり事業を実施している。

### (1) 花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業

- ・ 出生記念樹贈呈
- ・ 「ながさきグリーンキャンペーン」の実施
- ・ 公共花壇デザインコンクールの実施
- ・ 長崎市緑の協力会による植栽活動の実施
- ・ 園芸講習会の開催

### (2) 花のあるまちづくり事業

- ・ 市道大黒町麴屋町線ほか9路線の道路花壇、フラワーポットへの花苗植栽
- ・ 花苗の配布（令和5年度実績 夏期：約92,900株を112団体、冬期：約80,000株を102団体へ配布）

# 河 川

河川整備は、市民の生命財産の確保の観点から重要であり、特に上流部における宅地開発など流域状況の変化に対応した、整備・改良が必要である。このため、年次計画による改修を逐次施行しており、あわせて都市下水路の改修も計画的に行っている。

## 1 河川数と延長

(R6. 4. 1)

| 区 分       | 本 数 (本) | 延 長 (m)   | 備 考       |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 1 級 河 川   | —       | —         | 本市に該当河川なし |
| 2 級 河 川   | 49      | 126,386   | 県 管 理     |
| 準 用 河 川   | 53      | 34,249    | 市 管 理     |
| 普 通 河 川   | 不明      | 1,363,000 | 市 管 理     |
| 都 市 下 水 路 | 25      | 26,838    | 市 管 理     |



# 都 市 計 画

本市は、長崎都市計画区域において、昭和 46 年に市街化区域・市街化調整区域を指定し、開発許可制度の適切な運用並びに市街地開発事業等の促進により、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、地区独自のきめ細やかなルールである地区計画の指定により、地区の特性を活かしたまちづくりを推進してきた。また、平成 17 年から 18 年にかけて、周辺 7 町との市町合併を行い、市域が 1.7 倍に拡大し伊王島、高島、三和、琴海の 4 都市計画区域が加わったところである。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進展、都市機能の郊外への拡散などによる中心市街地の空洞化が進み、これまでの拡散型から集約型へと都市構造を転換することを目的として、都市計画法や中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり三法」が平成 18 年に改正された。

本市においても、人口減少と少子高齢化、中心市街地の衰退や都市拠点機能の不足、特色あるまちなみの喪失、斜面市街地の都市基盤の不足、宅地開発の外延的拡大と自然環境の減少、人間関係の希薄化や市民意識の多様化など、多くの課題を抱えている状況にある。

このようななかで、高齢者をはじめ全ての人が暮らしやすく、地球環境に優しい、持続発展可能なまちづくりを推進するため、平成 28 年 12 月に「都市計画マスタープラン」を改訂し、集約連携型の将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けた具体的な取り組みとして、平成 30 年 4 月に「立地適正化計画（令和 6 年 3 月改訂）」を策定した。

今後はこれを指針として、市民・企業・NPO・団体・行政等の多様な主体が連携することにより、本市の特性を生かした魅力ある都市づくりを推進する。

## 1 都市計画決定一覧

(R6. 4. 1)

| 種 別                    | 決定事項       | 摘 要              | 種 別                          | 決定事項               | 摘 要                                |
|------------------------|------------|------------------|------------------------------|--------------------|------------------------------------|
| 都 市 計 画 区 域            | 28,248ha   | 行政区域<br>40,569ha | 下 水 道<br>( 都 市 下 水 路 )       | 1,624.4ha          | 11 下水路<br>延長 17,379m               |
| 市 街 化 区 域              | 6,232ha    |                  | ご み 焼 却 場                    | 1.87ha             | 長崎市西工場外 2 箇所                       |
| 用 途 地 域                | 6,232ha    |                  | ご み 処 理 場                    | 19.73ha            | 長崎市東工場・<br>長崎市三京クリーンランド<br>リサイクル施設 |
| 特 別 用 途 地 区            | 250ha      | 2 地区             |                              |                    | 長崎市伊王島クリーンセンター外 3 箇所               |
| 高 度 地 区                | 0.6ha      |                  | 汚 物 処 理 場                    | 1.6ha              | 国際文化会館                             |
| 高 度 利 用 地 区            | 3.76ha     | 5 地区             | 記 念 施 設                      | 1.54ha             | 2 箇所                               |
| 防 火 ・ 準 防 火 地 域        | 2,763ha    | 14 地区            | そ の 他 の 教 育 文 化 施 設          | 3.35ha             | 長崎市立病院                             |
| 風 致 地 区                | 2,079.3ha  |                  | 病 院                          | 0.81ha             | 2 箇所                               |
| 駐 車 場 整 備 地 区          | 341ha      |                  | そ の 他 の 医 療 施 設              | 2.7ha              | 3 箇所                               |
| 臨 港 地 区                | 484.3ha    | 5 地区             | 市 場                          | 30.15ha            | 長崎市営火葬場                            |
| 伝 統 的 建 造 物 群          | 24.5ha     | 2 地区             | 火 葬 場                        | 0.4ha              | 愛宕住宅                               |
| 保 存 地 区                |            |                  | 一 団 地 の 住 宅 施 設              | 22.0ha             | 15ヶ所                               |
| 道 路                    | 159,560m   | 77 路線            | 防 火 水 槽                      | 351 m <sup>2</sup> | 5 地区                               |
| 都 市 高 速 鉄 道            | 4.330m     |                  | 市 街 地 再 開 発 事 業              | 3.76ha             | 866.7ha                            |
| 駐 車 場                  | 2.94ha     | 5 箇所             | 土 地 区 画 整 理 事 業              | 455.9ha            | 38 地区                              |
| 公 園                    | 1,023.92ha | 224 箇所           | 地 区 計 画                      | 5.1ha              | 3 地区                               |
| 緑 地                    | 2.2ha      | 4 箇所             | 再 開 発 等 促 進 区<br>( 地 区 計 画 ) |                    |                                    |
| 下 水 道<br>( 公 共 下 水 道 ) | 6,550ha    | 中部処理区<br>外 9 箇所  |                              |                    |                                    |

## 2 土地利用

### (1) 市街化区域、市街化調整区域

(R6. 4. 1)

| 計                 | 市 街 化 区 域       | 市 街 化 調 整 区 域    |
|-------------------|-----------------|------------------|
| 24,610ha (100.0%) | 6,232ha (25.3%) | 18,378ha (74.7%) |

※公有水面埋立予定区域を含む。

### (2) 用途地域

(R6. 4. 1)

| 決定告示年月日番号               | 区分         | 第一種<br>低層住<br>居専用<br>地域 | 第二種<br>低層住<br>居専用<br>地域 | 第一種<br>中高層<br>住居専<br>用地域 | 第二種<br>中高層<br>住居専<br>用地域 | 第一種<br>住 居<br>地 域 | 第二種<br>住 居<br>地 域 | 準住居<br>地 域 | 近隣商<br>業地域 | 商業<br>地域 | 準工<br>業地<br>域 | 工 業<br>地域 | 工 業<br>専用<br>地域 | 計          |
|-------------------------|------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|-------------------|------------|------------|----------|---------------|-----------|-----------------|------------|
| 令和3年3月25日<br>長崎市告示第194号 | 面積<br>(ha) | 約<br>1,693              | 約<br>48                 | 約<br>1,163               | 約<br>65                  | 約<br>1,454        | 約<br>151          | 約<br>360   | 約<br>158   | 約<br>360 | 約<br>250      | 約<br>214  | 約<br>316        | 約<br>6,232 |
|                         | %          | 27.2                    | 0.8                     | 18.7                     | 1.0                      | 23.3              | 2.4               | 5.8        | 2.5        | 5.8      | 4.0           | 3.4       | 5.1             | 100        |

### (3) 防火地域・準防火地域

(R6. 4. 1)

| 計       | 防 火 地 域 | 準 防 火 地 域 |
|---------|---------|-----------|
| 2,763ha | 97ha    | 2,666ha   |

## 3 市街地開発

### (1) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、昭和21年の戦災復興事業430.9haに始まり、市民の理解と協力のもとに、その後、8地区164.7haに及ぶ広範囲な地域を次々と施行した。また、組合施行による事業としては、米山地区をはじめ、昭和55年度から平成9年度までに、5地区46.3haが完成している。なお、昭和55年度に事業認可を得た矢上団地(102.6ha、県住宅供給公社施行)は、平成4年度に完成している。

東長崎地区については、昭和50年に市街化区域のほぼ全域である約750haを土地区画整理事業の施行区域として決定しており、このうちの矢上地区(105.5ha)については、昭和53年度から事業を進め、平成20年2月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

また、矢上地区に隣接する平間・東地区(30.0ha)については、平成14年度に事業認可を取得し、平成15年度から事業を進め、令和5年3月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

なお、東長崎地区の土地区画整理事業未着手地区については、社会経済情勢の変化等から事業の見直しを行い、令和元年度に施行区域を縮小した。

長崎駅周辺地区(19.1ha)については、西九州新幹線(長崎～武雄温泉)及びJR長崎本線連続立体交差事業と一体となって、鉄道施設の受け皿を整備するとともに、長崎駅周辺の低未利用地を解消し、土地利用の転換と有効利用を図り、国際観光文化都市長崎の玄関口にふさわしい都市拠点の形成を図るため、平成21年度に認可を受け事業に着手した。長崎駅の西側から整備を進め令和2年3月28日に在来線駅舎が開業した。その後、駅東側の整備に着手し令和4年9月23日に新幹線駅舎が開業した。現在は、駅東側において、広場・街路・宅地等の整備を進めている。

〈東長崎矢上地区土地区画整理事業〉

(R6. 3. 31)

| 事業名     | 東長崎矢上地区土地区画整理事業                                          | 【整備概要】                     |
|---------|----------------------------------------------------------|----------------------------|
| 施行区域の決定 | 昭和50年12月16日                                              | 都市計画道路：8,313m              |
| 事業計画の決定 | 昭和53年4月25日                                               | 区画道路等：18,118m              |
| 施行地区    | 田中町、矢上町、東町、かき道1丁目、<br>かき道2丁目及び平間町の各一部                    | 水路：4,453m                  |
| 施行面積    | 約105.5ha                                                 | 公園・緑地：32,601m <sup>2</sup> |
| 施行期間    | 昭和53年度～令和10年度(予定)                                        | 橋梁架設：18橋                   |
| 総事業費    | 約224億円                                                   | 建物等移転：493戸                 |
| 減歩率     | 平均14.7%                                                  | ※ 平成20.2.1 換地処分公告          |
| 権利者数    | 1,257人                                                   |                            |
| 地区内人口   | 約4,200人                                                  |                            |
| 進捗状況    | 100.0% (令和5年度末)<br>※平成20年2月に換地処分を終え、現在は、<br>清算金業務を進めている。 |                            |

〈東長崎平間・東地区土地区画整理事業〉

(R6. 3. 31)

| 事業名     | 東長崎平間・東地区土地区画整理事業                                       | 【整備概要】                    |
|---------|---------------------------------------------------------|---------------------------|
| 施行区域の決定 | 昭和50年12月16日                                             | 都市計画道路：3,225m             |
| 事業計画の決定 | 平成14年5月31日                                              | 区画道路等：6,639m              |
| 施行地区    | 矢上町、平間町及び東町の各一部                                         | 水路：414m                   |
| 施行面積    | 約30.0ha                                                 | 公園・緑地：9,712m <sup>2</sup> |
| 施行期間    | 平成14年度～令和8年度(予定)                                        | 橋梁架設：1橋                   |
| 総事業費    | 約110億円                                                  | 建物等移転：213戸                |
| 減歩率     | 平均22.55%                                                | ※ 令和5.3.24 換地処分公告         |
| 権利者数    | 448人                                                    |                           |
| 地区内人口   | 約700人                                                   |                           |
| 進捗状況    | 100.0% (令和5年度末)<br>※令和5年3月に換地処分を終え、現在は、<br>清算金業務を進めている。 |                           |

| 事業名     | 長崎駅周辺土地区画整理事業         | 【整備概要】                                                   |
|---------|-----------------------|----------------------------------------------------------|
| 施行区域の決定 | 平成 20 年 12 月 26 日     | 都市計画道路：1,612m<br>区画道路等：83m<br>公園・緑地：5,745 m <sup>2</sup> |
| 事業計画の決定 | 平成 21 年 10 月 30 日     |                                                          |
| 施行地区    | 尾上町、大黒町、八千代町及び西坂町の各一部 |                                                          |
| 施行面積    | 約 19.1ha              |                                                          |
| 施行期間    | 平成 21 年度～令和 10 年度     |                                                          |
| 総事業費    | 約 173 億円              |                                                          |
| 減歩率     | 37.9%                 |                                                          |
| 権利者数    | 11 人                  |                                                          |
| 進捗状況    | 約 83%（令和 5 年度末）       |                                                          |

## (2) 市街地再開発事業

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、共同建築物の建替えとあわせて公園、緑地、広場、街路などの公共施設とオープンスペースを確保することによって、快適で安全な都市環境を再生させようとする事業である。

平成 4 年度に長崎市北部の千歳町に最初の再開発ビル「チトセピア」が完成し、その後隣接する住吉 3 番街区に「サン住吉」、新大工地区に「シーボルタウン」、旭町地区に、長崎市では初めての高層ビル「タワーシティ長崎」が平成 17 年度に完成している。

また、新大工町地区において、玉屋百貨店及び近隣店舗による再開発事業が平成 25 年度より開始され、平成 27 年 7 月 14 日の都市計画決定を経て、令和元年度に新築工事に着手し、令和 4 年 10 月に工事が完成した。令和 5 年 7 月に再開発組合は解散し、決算報告の承認を経て令和 5 年度で事業が完了している。

## 〔事業概要〕

| 市街地再開発事業の名称 | ビル名称        | 地区面積   | 事業年度             |
|-------------|-------------|--------|------------------|
| 千歳地区        | チトセピア       | 1.59ha | 昭和 58 年度～平成 4 年度 |
| 住吉 3 番街区    | サン住吉        | 0.22ha | 平成元年度～平成 8 年度    |
| 新大工地区       | シーボルタウン     | 0.26ha | 平成 6 年度～平成 12 年度 |
| 旭町地区        | タワーシティ長崎    | 0.99ha | 平成 5 年度～平成 17 年度 |
| 新大工町地区      | 新大工町ファンスクエア | 0.72ha | 平成 25 年度～令和 5 年度 |

## (3) 優良建築物等整備事業

この事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を促進するために、土地利用の共同化や高度化を行う小規模再開発である。長崎駅に近接する御船蔵地区では平成 10 年度に「アクロスベール」が、五島町地区においては平成 13 年度に「中村ビル」が完成している。

また、幸町地区においては、(株) ジャパネットホールディングスが長崎スタジアムシティプロ

ジェクトを進めており、令和４年７月に工事に着手し、令和６年秋頃の完成を目指し整備が進められている。

[事業概要]

| 優良建築物等整備事業の名称 | ビ ル 名 称 | 地区面積   | 事 業 年 度           |
|---------------|---------|--------|-------------------|
| 御 船 蔵 地 区     | アクロスベール | 0.22ha | 平成 7 年度～平成 10 年度  |
| 五 島 町 地 区     | 中 村 ビ ル | 0.35ha | 平成 11 年度～平成 13 年度 |
| 幸 町 地 区       |         | 8.16ha | 令和 4 年度～令和 6 年度   |

－ 土 地 区 画 整 理 事 業 実 施 状 況 一 覧 －

(R5. 3. 31)

| 項 目 \ 施行地区名                    |   | 戦 災 復 興                              | 西 浦 上                             | 出 島                            | 城 山                             | 本 原                             | 旭町(補助事業)                       |
|--------------------------------|---|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 1 施 行 者                        |   | 長崎市長(知事委託)                           | 長 崎 市                             | 長 崎 市                          | 長 崎 市                           | 長 崎 市                           | 長崎市の(県委託)                      |
| 2 施 行 面 積 ( m <sup>2</sup> )   |   | 4,308,505                            | 404,921                           | 98,366                         | 175,051                         | 319,114                         | 63,220                         |
| 3 事 業 認 可 (年月日)                |   | S.21.12. 4                           | S.26.12.20                        | S.29.11.29                     | S.33. 2.18                      | S.33. 3.13                      | S.33.11.21                     |
| 4 総 事 業 費 (千 円)                |   | 1,642,975                            | 65,255                            | 91,728                         | 117,000                         | 187,630                         | 253,008                        |
| 5 整 理 前 後 の 宅 地<br>地 積 及 び 筆 数 | 前 | 3,534,733m <sup>2</sup><br>(12,805筆) | 383,308m <sup>2</sup><br>(1,381筆) | 51,418m <sup>2</sup><br>(216筆) | 162,477m <sup>2</sup><br>(394筆) | 291,053m <sup>2</sup><br>(874筆) | 52,066m <sup>2</sup><br>(127筆) |
|                                | 後 | 2,704,468m <sup>2</sup><br>(一)       | 251,938m <sup>2</sup><br>(839筆)   | 47,042m <sup>2</sup><br>(155筆) | 118,355m <sup>2</sup><br>(338筆) | 212,988m <sup>2</sup><br>(584筆) | 39,384m <sup>2</sup><br>(78筆)  |
| 6 平均減歩率(実質)(%)                 |   | 21.27                                | 20                                | 1.4                            | 23.13                           | 26.16                           | 25.3                           |
| 7 建物要移転戸数(戸)                   |   | 1,039                                | 96                                | 32                             | 39                              | 95                              | 157                            |
| 8 換地処分公告(年月日)                  |   | S50. 2.7                             | S41. 7. 8                         | S42. 8.19                      | S44. 9. 3                       | S45. 1.29                       | S42. 2.22                      |
| 9 事 業 終 了 年 度                  |   | S 49年度                               | S 41年度                            | S 42年度                         | S 44年度                          | S 44年度                          | S 41年度                         |

| 項 目 \ 施行地区名                    |   | 日 見                             | 大波止(補助事業)                      | 宮の下(補助事業)                      | 米 山                             | 矢上地区(補助事業)                        | 鶴 ノ 尾                          |
|--------------------------------|---|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1 施 行 者                        |   | 長 崎 市                           | 長崎市の(県委託)                      | 長 崎 市                          | 組 合                             | 長 崎 市                             | 組 合                            |
| 2 施 行 面 積 ( m <sup>2</sup> )   |   | 410,840                         | 73,619                         | 102,422                        | 251,623                         | 1,054,757                         | 123,350                        |
| 3 事 業 認 可 (年月日)                |   | S.37. 3.31                      | S.37. 6.30                     | S.40. 4. 2                     | S.50. 9.20                      | S.53. 4.18                        | S.55.11.18                     |
| 4 総 事 業 費 (千 円)                |   | 321,500                         | 974,100                        | 1,343,115                      | 2,868,150                       | 22,369,000                        | 2,224,299                      |
| 5 整 理 前 後 の 宅 地<br>地 積 及 び 筆 数 | 前 | 363,818m <sup>2</sup><br>(858筆) | 50,255m <sup>2</sup><br>(337筆) | 82,627m <sup>2</sup><br>(586筆) | 192,419m <sup>2</sup><br>(550筆) | 804,201m <sup>2</sup><br>(2,866筆) | 82,343m <sup>2</sup><br>(180筆) |
|                                | 後 | 261,868m <sup>2</sup><br>(530筆) | 45,888m <sup>2</sup><br>(217筆) | 73,946m <sup>2</sup><br>(473筆) | 113,272m <sup>2</sup><br>(399筆) | 686,413m <sup>2</sup><br>(1,871筆) | 40,374m <sup>2</sup><br>(350筆) |
| 6 平均減歩率(実質)(%)                 |   | 28.02                           | 8.69                           | 11.52                          | 53.8                            | 14.7                              | 65.0                           |
| 7 建物要移転戸数(戸)                   |   | 44                              | 228                            | 138                            | 20                              | 493                               | —                              |
| 8 換地処分公告(年月日)                  |   | S47.12.25                       | S48. 2.28                      | H6. 3.22                       | S56. 3.31                       | H20.2.1                           | S60. 8.16                      |
| 9 事 業 終 了 年 度                  |   | S 47年度                          | S 47年度                         | H 5年度                          | S 55年度                          | R 10年度(予定)                        | H 3年度                          |

| 項 目 \ 施行地区名                    |   | 矢 上 団 地                            | 多 以 良                             | 東 長 崎 尾 崎                         | 西 町                                | 平 間 ・ 東 地 区<br>( 補 助 事 業 )          | 長 崎 駅 周 辺 地 区<br>( 補 助 事 業 )     |
|--------------------------------|---|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 1 施 行 者                        |   | 個 人                                | 組 合                               | 組 合                               | 組 合                                | 長 崎 市                               | 長 崎 市                            |
| 2 施 行 面 積 ( m <sup>2</sup> )   |   | 1,026,385                          | 34,561                            | 15,198                            | 38,356                             | 299,601                             | 191,495                          |
| 3 事 業 認 可 ( 年 月 日 )            |   | S. 55.12.27                        | H. 元. 6.20                        | H. 7. 6. 2                        | H. 7. 7.14                         | H.14. 5.17                          | H.21.10.14                       |
| 4 総 事 業 費 ( 千 円 )              |   | 18,934,774                         | 231,917                           | 149,360                           | 1,738.159                          | 11,000,000                          | 17,311,215                       |
| 5 整 理 前 後 の 宅 地<br>地 積 及 び 筆 数 | 前 | 648,775m <sup>2</sup><br>(277 筆)   | 30,595.29m <sup>2</sup><br>(52 筆) | 14,841.28m <sup>2</sup><br>(24 筆) | 16,122.51m <sup>2</sup><br>(21 筆)  | 234,414 m <sup>2</sup><br>(1,023 筆) | 168,907 m <sup>2</sup><br>(38 筆) |
|                                | 後 | 782,962m <sup>2</sup><br>(1,554 筆) | 24,485.1m <sup>2</sup><br>(97 筆)  | 11,429.19m <sup>2</sup><br>(72 筆) | 25,507.81m <sup>2</sup><br>(150 筆) | 187,257 m <sup>2</sup><br>(595 筆)   | 124,843 m <sup>2</sup><br>(45 筆) |
| 6 平均減歩率 ( 実 質 ) ( % )          |   | 21.57                              | 31.62                             | 36.36                             | 71.81                              | 22.55                               | 37.9                             |
| 7 建 物 要 移 転 戸 数 ( 戸 )          |   | —                                  | —                                 | —                                 | —                                  | 213                                 | 12 ( 予 定 )                       |
| 8 換 地 処 分 公 告 ( 年 月 日 )        |   | H4.12.15                           | H3. 1.29                          | H8.11. 8                          | H9.11. 3                           | R 5.3. 24                           | R 10 年 度                         |
| 9 事 業 終 了 年 度                  |   | H 4 年 度                            | H 3 年 度                           | H 8 年 度                           | H 9 年 度                            | R 8 年 度 ( 予 定 )                     | R 10 年 度                         |

## 4 景観まちづくり

### (1) 景観形成の取り組み

長崎市では、「長崎市都市景観条例」を昭和 63 年 12 月に制定し、都市景観基本計画を平成 2 年 4 月に定め、良好な景観づくりに取り組んできた。その後、平成 17 年～18 年の 7 町との合併や、市民の景観に対する意識の高まり、社会状況の変化などから、合併町を含む市内全域を対象とした、「長崎市景観基本計画」及び、景観法に基づく「長崎市景観計画」を策定し、また、前条例を「長崎市景観条例」に改定し、それぞれ、平成 23 年 4 月 1 日に施行した。

### (2) 景観形成の理念と方針

第 5 次総合計画における長崎市の将来の都市像である「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」の実現に向けて、景観基本計画の「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」を基本理念として掲げ、「魅せる大景観づくり」や「個性を磨く景観づくり」、「愛着のあるまちづくり」などを基本方針としている。

### (3) 景観形成重点地区の指定

長崎市の景観を特徴づける地区を景観上重要な地区として位置づけ、条例及び基本計画に基づき、長崎市景観計画において「景観形成重点地区」に指定している。

景観形成重点地区指定状況

| 地区名/ゾーン名          | 指 定 年 月 日       | 指 定 面 積 |
|-------------------|-----------------|---------|
| 東 山 手 ・ 南 山 手 地 区 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 約 80ha  |
| 中 島 川 ・ 寺 町 地 区   | 平成 23 年 4 月 1 日 | 約 69ha  |
| 平 和 公 園 地 区       | 平成 23 年 4 月 1 日 | 約 86ha  |
| 館 内 ・ 新 地 地 区     | 平成 23 年 4 月 1 日 | 約 7ha   |
| 外 海 地 区           | 平成 24 年 4 月 1 日 | 約 995ha |
| 深 堀 地 区           | 平成 24 年 4 月 1 日 | 約 46ha  |
| 高 島 北 溪 井 坑 跡 地 区 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 約 6ha   |

### (4) 景観協議

市内全域で一定規模を超える大規模建築物等を計画する場合は、景観条例に基づく届け出が必要であり、魅力あるまちづくりを進めるため、景観形成基準に適合するよう助言や指導を行っている。

景観協議件数

| 年 度 | R元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 件数  | 326  | 334   | 307   | 304   | 216   |

### (5) 景観重要建造物の指定

建築物等の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものを、「景観重要建造物」として 20 件を指定している。指定後は、外観の修繕等にかかる費用の一部を助成している。



(6) 景観まちづくり地域団体の認定及び助成

一定の地区において、景観の形成を推進する活動を継続している団体を、景観まちづくり団体として認定し、3年間に限り活動費の一部を助成している。

(7) 長崎市都市景観賞

長崎の歴史的背景と地理的特色を生かし、周辺のまちなみに調和した建築物等に対して賞を贈ることにより、市民の景観に対する関心を高め、よりいっそう快適で美しいまちなみを守り育てることを目的としたものである。令和5年度までに23回実施しており、これまでに132作品を表彰している。

(8) 都市サインの整備

都市サインのデザインや体系の再整備を行うため、平成7年3月策定の「長崎市案内・誘導サイン整備基本計画」及び平成26年3月策定の「まちなか誘導案内板整備計画」に基づき、観光面における市街地の主要地区で順次整備を進めている。

■令和5年度末現在の設置数

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 歩行者系       | 案内サイン | 37箇所  |
|            | 誘導サイン | 280箇所 |
| 自動車系 誘導サイン |       | 31箇所  |

(9) 屋外広告物

中核市移行に伴い、長崎市屋外広告物条例を平成9年4月に施行し、屋外広告物の許可や指導を行っている。また、令和元年度をもって、違反広告物除却推進員による、簡易広告物の違反広告物除却推進運動を廃止した。令和2年度より、市民からの違反広告物の通報を受け、職員による現地調査、指導、除却を行っている。

屋外広告物許可物件数

| 年 度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 件   | 2,722 | 2,125 | 2,590 |

違反広告物簡易除却物件数

| 年 度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 件   | 0     | 5     | 0     |

(10) 公共掲示板

広告物の公的掲示場所を提供することにより、まちの美観維持と文化活動の向上に寄与することを目的に、「ふれあい掲示板」を58基設置している。

(11) 歴史的風致維持向上推進

長崎市歴史的風致維持向上計画（令和2年3月24日主務大臣認定）に基づき、重点区域である東山手・南山手区域において、令和2年8月に重点区域歴史まちづくり協議会として設立された「長崎居留地歴史まちづくり協議会」と連携し、歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまちづくりを進めている。

(12) 夜間景観

夜景の更なる魅力向上を図るため、平成29年5月に策定した環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の2つの視点で夜間景観を推進している。

## 5 地区計画

地区計画は、昭和 55 年の「都市計画法及び建築基準法の一部改正」により創設され、地区または街区を単位として、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かな街づくりを行うための都市計画制度の一つである。

地区計画の内容は、住民の総意のもと、道路・公園等の地区施設の配置や規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地に関する事項、土地利用に関する事項などのうち、地区の状況、特性に応じて必要なものを選択して定め、これに基づき開発行為や建築行為等を規制・誘導することにより良好な市街地の形成または保全を図るものである。

本市では、昭和 62 年に「長崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例」を制定し、昭和 63 年「八千代町地区計画」の都市計画決定をはじめとして、以降、令和 3 年 3 月「長崎スタジアムシティ地区計画」まで市内 41 地区で地区計画を定めており、今後さらに住民と一体となったまちづくりを進める上での有効な手段として、広範な活用を図っていく。

また、平成 4 年に「長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例」を制定し、地区計画の内容を建築確認の審査事項に加え、良好な市街地の形成をより確実なものとしている。

## 6 斜面市街地再生事業

本市は、地形的な制約から車のアクセスが困難な斜面居住地区が市街地の大半を占めている。これらの斜面市街地では、緊急車両のアクセス不可、災害の危険性、市民サービスの低下等の問題を有している。

このような問題の改善に向け、平成 2 年に斜面市街地の整備の基本的な考え方を「長崎市住環境整備方針」としてとりまとめ、平成 3 年度以降、地区ごとのまちづくり計画を策定し、斜面市街地再生事業を進めている。このうち十善寺地区においては、平成 7 年度から事業に取り組み、生活道路が完成した。このほか、7 地区（江平地区、稲佐・朝日地区、南大浦地区、北大浦地区、水の浦地区、岩瀬道・立神地区、立山地区）において、整備中の生活道路については、整備計画に基づき整備を進めてきたが、そのほかの生活道路については、事業完了までに、長期間、莫大な事業費を要することが予想されることから、現在、地元のまちづくり協議会や自治会と事業の見直しについて協議を進め令和 5 年度に 4 地区（十善寺地区、江平地区、立神地区、水の浦地区）を完了した。

## 7 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の整備等を総合的に行う事業である。

（泉・住吉地区）

泉・住吉地区の 11.9ha を対象に、短大・工場・社宅の移転した跡地における土地利用転換と、周辺の道路・公園・下水道等の公共施設の整備を図るため、平成 7 年度に「泉・住吉地区住宅市街地総合整備事業整備計画」を策定し、平成 8 年 7 月に大臣承認を受けた。

住宅等の建設については、平成 10 年度から外語短大跡地の分譲住宅の建設工事に着手し、平成 12 年度に完成している。また、公共施設の整備についても、平成 10 年度から都市計画道路、雨水幹線工事、平成 16

年度からは市道の拡幅工事に着手しており、平成 22 年度までに全てが完成している。

[事業概要]

- ① 対象地区 住吉町、花丘町、泉 1 丁目及び 2 丁目の各一部 約 11.9ha  
整備計画の大臣承認 平成 8 年度
- ② 拠点地区 短大跡地、工場跡地、社宅跡地 約 2.0ha
- ③ 計画概要 ○住宅供給計画（平成 12 年度完成）
  - ・短大跡地（県公社） : 120 戸
  - ・工場・社宅跡地（民間等） : 110 戸○公共施設整備計画
  - ・都市計画道路住吉町高田郷線 : L=820m W=13m 拡幅整備(平成 22 年度完成)
  - ・泉町公園（近隣公園） : A=1.06ha 再整備（平成 15 年度完成）
  - ・住吉公園（街区公園） : A=0.44ha 再整備（平成 14 年度完成）
  - ・岩屋 6 号雨水幹線 : L=445m 雨水幹線新設（平成 21 年度完成）
  - ・花丘町住吉町線 : L=106m W=9m 拡幅整備（平成 21 年度完成）

（滑石地区）

滑石地区は、市内中心部から北北西へ 7～8kmに位置し、かつてニュータウンとして開発された住宅市街地である。

当地区は、開発後 50 年を経過しつつあり、公的住宅の老朽化に伴い居住水準の向上やニーズに対応した建替え及び公共施設の整備を中心とした居住環境の再整備が課題となっている。

このことから、公的住宅団地の建替えによる良質な市街地住宅の供給に併せて、道路・河川・公園等を再整備すると共に、アーバンデザインの観点から民間住宅や商業施設の更新及び景観形成を誘導する。

[事業概要]

- ① 対象地区 滑石 3、4、5、6 丁目、横尾 1 丁目及び大園町の一部 約 112ha  
整備計画の大臣承認 平成 17 年度
- ② 拠点地区 約 24.5ha
- ③ 計画概要 ○住宅供給計画（約 2,440 戸）
  - A 工区～H 工区 長崎県、長崎市、長崎県公社、特定施行者○公共施設整備計画
  - ・都市計画道路滑石町線 : L=850m W=30m 拡幅整備
  - ・大井手川 : L=2,150m 再整備
  - ・滑石中央公園（街区公園） : A=0.25ha 再整備（平成 14 年度完成）
  - ・北陽公園（街区公園） : A=0.31ha 再整備（平成 16 年度完成）
  - ・大園公園（街区公園） : A=0.18ha 再整備

## 8 中心市街地の再生

歴史的な文化や伝統に培われた「まちなか」は、社会情勢の変化により求心力を失いつつあったため、専門家や市民等で構成される「まちなか再生計画策定検討委員会」からの提案を踏まえ、平成 20 年 12 月に、「まちなか再生の行動に関する基本方針」を策定し、道路や交通、景観と地域文化、まちなか居住と賑わいの創出などの諸問題に対応しつつ、自主まちづくりや重点施策等の展開を図り、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間、「まちぶらプロジェクト」として取り組みを進めてきた。今後も「まちなか再生」を推進し、新幹線開業や長崎駅周辺の整備によって生み出される賑わいを「まちなか」に波及させる必要がある。

また、市街地の整備改善、まちなか居住の推進、商業の活性化等を目的として、平成 27 年に「第 1 期長崎市中心市街地活性化基本計画」の内閣総理大臣による認定を受け、令和 2 年に第 1 期に引き続き、「第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画」を策定し認定を受けた。

令和 6 年 4 月には、長崎駅周辺再整備や長崎スタジアムシティなど、新たな集客拠点から生まれる賑わいを「まちなか」を含む都心部全体へ波及させ、将来も賑やかで暮らしやすいまちづくりを進めていくための指針として、「長崎都心まちづくり構想」を策定した。

## 9 唐人屋敷顕在化事業

唐人屋敷跡は、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つことから、まちづくりの方向性を示した「都市計画マスタープラン」や「新地・十善寺地区まちづくりマスタープラン」の中にも歴史を活かした地区として位置づけられている。

こうした地区の整備の方向性を踏まえ、平成 12 年度の長崎市唐人屋敷跡活用検討協議会からの「唐人屋敷跡の活用に関する提言」および、平成 14 年度の長崎市唐人屋敷顕在化事業推進会議からの「唐人屋敷顕在化事業の推進に関する助言」に基づき、平成 13 年度から、具体的な事業に着手し、歴史を活かした観光拠点の整備、居住環境の整備などを図るため、道路、広場、拠点施設などの整備や、沿道建築物等の修景に対して、経費の一部を助成するまちなみ整備助成事業を行うとともに、まち歩きなどのソフト事業についても地域住民と一体となって推進している。

これまでに四隅モニュメント、天后堂前広場、唐人屋敷象徴門（誘導門、大門）、十善寺地区まちづくり情報センター、蔵の資料館等が完成している。現在、土神堂前広場の整備を進めている。

## 10 老朽危険空き家対策事業

老朽危険空き家対策事業では、長年放置され老朽化し、倒壊等の危険性がある空き家のうち、所有者からその建物及び土地の寄附が受けられる等の条件を満たすものについて除却し、跡地をポケットパーク等の公共性のあるものとして整備し、その日常的な管理を地元自治会に委ねている。当初は、特に整備が必要な既成市街地（約 1,070ha、105 町丁目）を対象区域としていたが、平成 24 年度からは、既成市街地（約 3,900ha、330 町丁目）に区域を拡大し、令和 2 年度からは、全市域を対象区域としている。

この事業は、平成 18 年度から地域住民の安全性の向上と地域コミュニティの支援を目的として創設され、平成 19 年度から地域住宅交付金（平成 22 年度から社会資本整備総合交付金、平成 29 年度から空き

家対策総合支援事業補助金に移行）を活用している。

また、5 年間を事業期間として始めた事業であるが、地域住民の事業に対する評価が高いことから、事業期間を延長し、住環境整備の推進を図っている。

| 年 度    | 申込件数 | 除却件数 | 備 考 |
|--------|------|------|-----|
| H18～R4 | 590  | 54   | －   |
| R5     | 4    | 0    | －   |
| 計      | 594  | 54   | －   |

# 住 居 表 示

住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）に基づき本市では、昭和38年中島川から長崎駅周辺の復興土地区画整理第1工区及びその周辺地区について、第1回目の町界町名整理と住居表示を実施し、次に掲げているように61回に渡って関係者の協力を得ながら、住居表示の実施並びにこれと関連した町界町名の整理を行ってきた。

## 1 進捗率

（令和6年4月1日現在）

| 区 分     | 面 積     |                  | 世 帯 数      |            | 町 数        |
|---------|---------|------------------|------------|------------|------------|
| ①実施済区域  | 41.884  | k m <sup>2</sup> | 進捗率        | 143,222 世帯 | 325        |
| ②市内全域   | 405.690 | k m <sup>2</sup> | ①／② 10.32% | 205,483 世帯 | ①／② 69.70% |
| ③市街化区域  | 62.680  | k m <sup>2</sup> | ①／③ 66.82% |            | －          |
| ④全体計画区域 | 43.013  | k m <sup>2</sup> | ①／④ 97.38% | 147,722 世帯 | ①／④ 96.95% |

## 2 住居表示の実施状況

| 実施年月日 |             | 町 名                    | 実施面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 世帯数    | 町数 |
|-------|-------------|------------------------|-----------------------------|--------|----|
| 1     | S 38. 11. 1 | 江戸町外 15 町              | 0.942                       | 3,959  | 16 |
| 2     | S 39. 2. 1  | 西坂町外 7 町               | 0.590                       | 2,676  | 8  |
| 3     | S 39. 4. 1  | 出島町、新地町                | 0.180                       | 724    | 2  |
| 4     | S 39. 7. 1  | 大橋町外 10 町              | 1.196                       | 7,505  | 11 |
| 5     | S 39. 10. 1 | 目覚町外 6 町               | 0.781                       | 4,605  | 7  |
| 6     | S 39. 12. 1 | 松山町外 8 町               | 1.258                       | 6,224  | 9  |
| 7     | S 40. 4. 1  | 坂本町外 9 町               | 1.014                       | 6,643  | 10 |
| 8     | S 40. 11. 1 | 稲佐町外 13 町              | 1.212                       | 5,253  | 14 |
| 9     | S 41. 3. 1  | 淵町外 12 町               | 1.527                       | 9,472  | 13 |
| 10    | S 41. 11. 1 | 八幡町外 13 町              | 0.600                       | 5,075  | 14 |
| 追加    | S 47. 11. 1 | 淵町、江の浦町、平戸小屋町（追加分）     | 0.135                       | －      | －  |
| 11    | S 48. 4. 1  | 高平町外 28 町              | 1.949                       | 10,145 | 29 |
| 12    | S 48. 2. 1  | 五島町、樺島町、元船町            | 0.176                       | 1,373  | 3  |
| 13    | S 48. 11. 1 | 松が枝町、相生町、上田町、出雲 1・2 丁目 | 0.332                       | 1,279  | 5  |
| 14    | S 49. 3. 1  | 南山手町外 7 町              | 0.404                       | 1,582  | 8  |
| 15    | S 49. 12. 1 | 川上町外 6 町               | 0.535                       | 2,061  | 7  |
| 16    | S 51. 6. 1  | 滑石 1 丁目外 10 町          | 1.919                       | 9,642  | 11 |
| 17    | S 52. 9. 1  | 新中川町外 11 町／八幡町（追加分）    | 1.334                       | 3,944  | 12 |
| 18    | S 53. 6. 1  | 西山台 1・2 丁目             | 0.319                       | 770    | 2  |
| 19    | S 54. 1. 1  | 鶴見台 1・2 丁目             | 0.236                       | 882    | 2  |
| 20    | S 55. 11. 1 | 横尾 1～5 丁目／滑石 3 丁目（追加分） | 0.712                       | 2,508  | 5  |
| 21    | S 56. 11. 1 | 伊勢町外 14 町              | 1.067                       | 4,904  | 15 |
| 22    | S 57. 6. 1  | 三景台町                   | 0.160                       | 417    | 1  |
| 23    | S 58. 10. 1 | 女の都 2～4 丁目             | 0.564                       | 1,721  | 3  |
| 24    | S 59. 3. 1  | かき道 2・3 丁目             | 0.540                       | 1,273  | 2  |
| 25    | S 59. 8. 1  | 鶴の尾町                   | 0.126                       | 426    | 1  |
| 26    | S 59. 10. 1 | 平山台 1・2 丁目             | 0.400                       | 873    | 2  |
| 27    | S 60. 9. 1  | 大宮町（追加分）               | 0.021                       | －      | －  |
| 28    | S 60. 10. 1 | 鳴見台 1・2 丁目             | 0.627                       | 1,645  | 2  |
| 29    | S 62. 3. 2  | 城山台 1・2 丁目／金堀町（追加分）    | 0.777                       | 1,209  | 2  |
| 30    | S 63. 6. 6  | 葉山 1・2 丁目、岩屋町、エミメント葉山町 | 0.795                       | 3,422  | 4  |
| 31    | H 元. 2. 6   | 下西山町                   | 0.055                       | 227    | 1  |

| 実施年月日 |             | 町名                             | 実施面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 世帯数      | 町数  |
|-------|-------------|--------------------------------|-----------------------------|----------|-----|
| 32    | H元. 12. 4   | 立山 1～5 丁目                      | 0. 470                      | 1, 009   | 5   |
| 33    | H 2. 10. 8  | かき道 4・6 丁目                     | 0. 333                      | 800      | 2   |
| 追加    | H 2. 10. 8  | 元町外 4 町 (追加分)                  | 0. 140                      | –        | –   |
| 34    | H 3. 2. 4   | ダイヤランド 1～4 丁目                  | 1. 038                      | 2, 131   | 4   |
| 35    | H 4. 2. 3   | 新戸町 1 丁目外 5 町／若竹町外 1 町 (追加分)   | 0. 965                      | 2, 820   | 6   |
| 36    | H 4. 8. 3   | 坂本 2 丁目外 3 町／本尾町外 3 町 (追加分)    | 0. 845                      | 1, 232   | 4   |
| 37    | H 5. 8. 2   | 界 1・2 丁目                       | 0. 332                      | 1, 072   | 2   |
| 38    | H 5. 11. 1  | 大手 2・3 丁目／石神町外 1 町 (追加分)       | 0. 288                      | 944      | 2   |
| 39    | H 6. 2. 28  | 上銭座町外 2 町／天神町外 2 町 (追加分)       | 0. 400                      | 712      | 3   |
| 39    | H 6. 2. 28  | 西町、緑が丘町                        | 0. 286                      | 1, 128   | 2   |
| 39    | H 6. 2. 28  | かき道 1・5 丁目                     | 0. 345                      | 957      | 2   |
| 40    | H 6. 10. 31 | 赤迫 1 丁目外 7 町／泉 1 丁目外 2 町 (追加分) | 0. 741                      | 4, 276   | 8   |
| 40    | H 6. 10. 31 | つつじが丘 1～5 丁目                   | 0. 367                      | 1, 226   | 5   |
| 41    | H 7. 2. 6   | 上西山町、西山本町、西山 1～3 丁目            | 0. 732                      | 2, 312   | 5   |
| 42    | H 7. 10. 30 | 田上 1 丁目外 5 町／樵の木町外 1 町 (追加分)   | 0. 836                      | 1, 890   | 6   |
| 43    | H 8. 2. 5   | 錦 1～3 丁目                       | 0. 202                      | 1, 024   | 3   |
| 43    | H 8. 2. 5   | 寺町／高平町、愛宕 1・2 丁目 (追加分)         | 0. 413                      | 37       | 1   |
| 44    | H 9. 11. 4  | 三景台町、錦 3 丁目 (追加分)              | 0. 040                      | –        | –   |
| 45    | H10. 3. 2   | 東立神町外 3 町／東琴平 1 丁目外 2 町 (追加分)  | 1. 007                      | 611      | 4   |
| 46    | H10. 10. 5  | 上戸町 1～4 丁目                     | 0. 371                      | 1, 429   | 4   |
| 47    | H11. 11. 8  | 国分町外 4 町／梁川町外 3 町 (追加分)        | 0. 839                      | 2, 386   | 5   |
| 48    | H12. 2. 7   | 稲佐町外 3 町 (追加分)                 | 0. 292                      | –        | –   |
| 49    | H13. 2. 5   | 京泊 1 丁目外 4 町／大園町 (追加分)         | 1. 829                      | 2, 372   | 5   |
| 50    | H14. 1. 15  | 三原 1 丁目外 2 町／西山台 1 丁目 (追加分)    | 0. 832                      | 3, 203   | 3   |
| 追加    | H14. 10. 9  | 片淵 3 丁目 (追加分)                  | 0. 029                      | –        | –   |
| 51    | H15. 1. 14  | 本河内 1～3 丁目                     | 0. 682                      | 1, 290   | 3   |
| 52    | H16. 1. 13  | 小江原 1～5 丁目                     | 1. 395                      | 3, 279   | 5   |
| 53    | H16. 10. 12 | 春木町外 6 町／岩見町 (追加分)             | 1. 524                      | 3, 481   | 7   |
| 追加    | H17. 4. 22  | 出島町外 1 町 (追加分)                 | 0. 107                      | –        | –   |
| 54    | H18. 3. 20  | 愛宕 4 丁目／弥生町外 2 町 (追加分)         | 0. 279                      | 329      | 1   |
| 55    | H18. 6. 19  | 小菅町 (追加分)                      | 0. 076                      | –        | –   |
| 56    | H19. 1. 9   | 銀屋町、東古川町 (旧町名復活)               | (0. 024)                    | (298)    | 2   |
| 57    | H20. 1. 15  | けやき台町外 2 町／出雲 1 丁目外 3 町 (追加分)  | 0. 541                      | 823      | 3   |
| 58    | H20. 2. 2   | 矢上町／かき道 1 丁目 (追加分)             | 0. 604                      | 904      | 1   |
| 59    | H21. 1. 13  | 泉 1 丁目 (追加分)                   | 0. 108                      | –        | –   |
| 60    | H22. 7. 20  | 船大工町 (旧町界への変更)                 | (0. 008)                    | (95)     | –   |
| 61    | H23. 1. 11  | 新戸町 4 丁目                       | 0. 113                      | 253      | 1   |
| 計     |             |                                | 41. 884                     | 146, 369 | 325 |

※ 世帯数は、令和6年4月1日現在の数であり、住居表示を追加実施した町の世帯数については、初回に実施した回数に一括で記載している。

※ 住居表示の実施により消滅した町名が、後年、復活した場合、その町の面積及び世帯数については、消滅した時点で計上されているため、復活した時点では（ ）で表示し、集計しないこととする。

住居表示を一部実施している町 (未実施区域が残る町)

青山町、秋月町、飽の浦町、油木町、出雲 2 丁目、出雲 3 丁目、入船町、岩屋町、大谷町、大鳥町、片淵 3 丁目、片淵 4 丁目、片淵 5 丁目、上戸町 4 丁目、川上町、小菅町、昭和 3 丁目、白木町、新戸町 3 丁目、田上 1 丁目、田上 3 丁目、戸町 2 丁目、滑石 4 丁目、鳴滝 3 丁目、虹が丘町、西山 1 丁目、西山台 2 丁目、星取 2 丁目、本河内 3 丁目、水の浦町、八つ尾町 (計 3 1 町)

# 地 籍 調 査

地籍調査とは、国土調査法に基づく国土調査の一つで、一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに境界の確認・測量及び面積の測定を行うものである。調査の結果は、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）として取りまとめられ、この写しが法務局に送られることで、法務局の登記簿と地図が更新されることになる。

長崎市では、合併前にすでに調査を完了している香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区を除いて、市内全域において地籍調査を実施することとし、平成 22 年度から調査を進めている。

地籍調査の実施地区は、町単位を基本とするが、面積が大きい町は分割し、小さい町は複数の町で 1 地区を構成する。1 地区につき 3、4 年をかけて調査を行うことになる。

なお、地籍調査を実施することで、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害復旧の迅速化、公共事業の効率化などへの効果が期待される。

## （１）進捗状況

(R6. 3. 31)

| 調査対象面積   | 調査済（換算）面積 | 進捗率   |
|----------|-----------|-------|
| 386.75 ㎢ | 167.17 ㎢  | 43.2% |

## （２）実施地区

| 令和 5 年度までの調査完了地区                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 令和 6 年度実施予定地区                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区、古賀町の一部、松原町の一部、西山台 1・2 丁目、つつじが丘 1～5 丁目、中里町の一部、船石町の一部、東町の一部、天神町、浜平 1 丁目、御船蔵町、田中町の一部、緑が丘町、江里町、白鳥町、塩浜町、入船町、飽の浦町、秋月町、幸町、宝町、八千代町、銭座町、星取 1 丁目、川上町、椎の木町、小江原 3 丁目、小江町の一部、立山 1～5 丁目、三原 2 丁目、西町、稲佐町、油木町、千々町の一部、稲田町、中新町、十人町、館内町、水の浦町、大谷町、坂本 2・3 丁目、目覚町、緑町、上銭座町、大鳥町、丸尾町、元町、日の出町、高丘 1・2 丁目、浜平 2 丁目、磯道町の一部、城栄町、城山町、旭町、弁天町、飯香浦町の一部、曙町、光町、淵町、立岩町、虹が丘町、八景町、田上 2 丁目、青山町の一部、大崎町の一部、宮摺町の一部 | 金堀町の一部、大浦町、東山町、下町、平戸小屋町、江の浦町、南が丘町、南町、西山 1 丁目の一部、梁川町、竹の久保町、岩川町、浜口町、柳谷町、片淵 4 丁目、花園町、東山手町、梅香崎町、岩見町の一部、宝栄町、春木町の一部、千々町の一部、坂本 1 丁目 |



# 交 通 対 策

本市の主要幹線道路は、東方向から国道 34 号（日見街道）、国道 34 号長崎バイパス、西方向から国道 202 号（外海～長崎駅前～都心）、北方向から国道 206 号（琴海～横道～赤迫～都心）、また南方向から国道 324 号（茂木街道）、一般国道 499 号（野母～江川～都心）が、いずれも市街地部に迫る山々の谷あいや海岸を走り、都心部に集まる一点集中型の道路体系（放射線型）となっている。そのために、放射環状型の幹線道路網の整備に取り組んでいる。

## 1 幹線道路の整備状況

| 路 線 名                         | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 九州横断自動車道<br>長崎大分線<br>（長崎自動車道） | 長崎市～大分市 延長 254km 幅員 22.0m（4 車線）<br>長崎多良見 I C～武雄北方 I C 延長約 56km H2 年 1 月供用開始<br>（うち長崎多良見 I C～大村 I C S57 年 11 月供用開始）<br>長崎 I C～長崎多良見 I C 延長約 11.3km（2 車線） H16 年 3 月供用開始<br>長崎芒塚 I C～長崎多良見 I C 延長約 8.3 km R1 年 6 月 全線 4 車線運用開始<br>長崎 I C～長崎芒塚 I C 延長約 3.0 km R4 年 3 月 全線 4 車線運用開始     |
| 浦 上 川 線                       | 松山町～茂里町 延長約 0.9km 幅員 16.5～34.0m H元年度供用開始<br>茂里町～元船町 延長約 2.4km 幅員 16.5～40.0m H22 年 11 月供用開始                                                                                                                                                                                         |
| 長崎時津縦貫線                       | 茂里町～時津町 延長約 7.0km 幅員 12.0～18.0m R3 年 11 月都市計画決定<br>茂里町～滑石 2 丁目 延長約 5.3km 幅員 12.0～18.0m R4 年 4 月事業化                                                                                                                                                                                 |
| 長崎外環状線                        | 時津町～江川町 延長約 22.2km 幅員 19.0m（4 車線） S50 年 12 月都市計画決定<br>時津町～川平町（川平有料道路） 延長約 4.7km（2 車線） H2 年 7 月供用開始<br>川平町～西山（代替ルート） 延長約 3.8km（2 車線） H3 年 3 月供用開始<br>早坂町～田上 3 丁目 延長約 1.3km（2 車線） H15 年 3 月供用開始<br>田上 3 丁目～新戸町 延長約 2.5km（2 車線） H23 年 2 月供用開始<br>新戸町～江川町 延長約 5.2km（2 車線） H28 年 4 月事業化 |
| 一般国道 34 号<br>日見バイパス           | 田中町～馬町 延長約 7.1km 幅員 25.0～35.0m S52 年 10 月・S55 年 3 月都市計画決定<br>本河内～芒塚町 延長約 2.3km 幅員 25.0m H11 年 11 月 暫定 2 車線で供用開始<br>妙相寺～奥山 延長約 1.3km 幅員 25.0m H18 年 3 月 4 車線供用開始<br>本河内町～芒塚町（新日見トンネル） 延長 1.6km R3 年 3 月 4 車線供用開始                                                                    |
| 一般国道 499 号                    | H3 年 3 月都市計画決定 小ヶ倉町 2 丁目～平山町 延長約 5.4km 幅員 19.0m（4 車線）<br>江川町～平山町 延長約 2.5km 幅員 25.0m H23 年 3 月供用開始<br>平山町～布巻町 延長約 1.3km 幅員 22.0m R7 年度供用目標<br>蚊焼町 延長約 0.6km 幅員 14.5m H24 年 3 月供用開始<br>蚊焼町～黒浜町 延長約 2.1 km 幅員 9.75m R4 年 3 月供用開始                                                      |
| 一般国道 324 号<br>出島バイパス          | 新地町～早坂町 延長約 3.4km 幅員 20.0m（4 車線）<br>H3 年 3 月都市計画決定 H16 年 3 月供用開始                                                                                                                                                                                                                   |
| 女神大橋線                         | 新戸町～大浜町 延長約 5.0km 幅員 25.0m（4 車線） H3 年 12 月都市計画決定<br>戸町 4 丁目～大浜町 延長約 4.0km H17 年 12 月供用開始<br>新戸町～戸町 4 丁目 延長約 1.1km H20 年 3 月供用開始                                                                                                                                                    |
| 一般県道伊王島香焼線<br>（伊王島大橋）         | 伊王島町 2 丁目～香焼町 延長約 2.7km 幅員 10.0m（2 車線）<br>H23 年 3 月供用開始                                                                                                                                                                                                                            |

## 2 主要地点の交通量（R3 年度全国道路交通情勢調査、12 時間・24 時間の自動車類台数）

| 路 線    | 地 点        | 車線数 | 自 動 車 類(12h) |       |        | 自 動 車 類(24h) |       |        |
|--------|------------|-----|--------------|-------|--------|--------------|-------|--------|
|        |            |     | 小型車          | 大型車   | 計      | 小型車          | 大型車   | 計      |
| 206 号  | 六 地 蔵 前    | 4   | 30,481       | 2,513 | 32,994 | 38,291       | 4,601 | 42,892 |
| 202 号  | 長 崎 駅 前    | 6   | 34,766       | 4,980 | 39,746 | 45,314       | 6,087 | 51,401 |
| 202 号  | 稲 佐 町      | 4   | 10,416       | 1,203 | 11,619 | 12,807       | 1,717 | 14,524 |
| 324 号  | 愛 宕 3 丁 目  | 2   | 7,472        | 324   | 7,796  | 9,251        | 401   | 9,652  |
| 34 号   | 新 大 工 町    | 4   | 24,476       | 2,099 | 26,575 | 31,389       | 3,159 | 34,548 |
| 34 号   | 田 中 町      | 2   | 8,695        | 748   | 9,443  | 11,332       | 1,086 | 12,418 |
| 長崎バイパス | 間の瀬IC～川平IC | 4   | 21,996       | 2,679 | 24,675 | 28,726       | 3,498 | 32,224 |
| 499 号  | 松 が 枝 町    | 6   | 24,110       | 2,393 | 26,503 | 30,320       | 3,869 | 34,189 |

## 3 公共輸送機関別輸送状況（長崎市統計資料）

| 区 分  | 輸送量（人／日） |         |         |         |         | 輸送量分担率（％） |       |       |       |       |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|
|      | H30      | R元      | R2      | R3      | R4      | H30       | R元    | R2    | R3    | R4    |
| 合 計  | 223,595  | 212,699 | 159,954 | 159,233 | 176,691 | 100.0     | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| バ ス  | 128,803  | 122,208 | 99,060  | 98,740  | 106,773 | 57.6      | 57.5  | 61.9  | 62.0  | 60.4  |
| 路面電車 | 46,509   | 44,814  | 29,089  | 30,982  | 37,300  | 20.8      | 21.1  | 18.2  | 19.5  | 21.1  |
| 鉄 道  | 15,760   | 15,392  | 11,063  | 11,154  | 13,010  | 7.1       | 7.2   | 6.9   | 7.0   | 7.4   |
| タクシー | 32,523   | 30,285  | 20,742  | 18,357  | 19,608  | 14.5      | 14.2  | 13.0  | 11.5  | 11.1  |

※ バス・路面電車・鉄道は各年度末の集計、タクシーは各年 12 月末の集計。

※ 本市の平均運行速度 バス約 15km/h 路面電車約 15km/h

## 4 九州新幹線西九州ルート

〈目的〉

全国的高速交通体系の主軸として国土の背骨を形成し、国土の均衡のとれた発展と西九州地域の一体的振興を促すとともに本市をはじめとする長崎県勢の浮揚を図る。

〈概要〉

- ・ 区 間 長崎市～福岡市 総延長約 143km
- ・ 認 可 区 間
  - 武雄温泉～長崎間（西九州新幹線）
  - 延 長 約 66km（工事延長約 67km）
  - 事 業 費 約 6,197 億円
  - 駅 の 位 置 武雄温泉駅（併設）、嬉野温泉駅（新設）  
新大村駅（新設）、諫早駅（併設）、長崎駅（併設）
  - 線 路 規 格 標準軌
  - 認 可 日 平成 24 年 6 月 29 日（工事実施計画（その 1））  
平成 29 年 5 月 19 日（工事実施計画（その 2））
  - 変 更 認 可 平成 31 年 4 月 12 日（工事実施計画の変更認可）
  - 認 可 内 容 用地、土木構造物関係（工事実施計画（その 1））

軌道、電気、信号・通信、車両検修などの開業設備(工事実施計画(その2))  
工事費の変更 約 5,009 億円→約 6,197 億円(変更認可)

事業期間 平成 24 年度～令和 7 年度(令和 4 年 9 月 23 日に対面乗換式にて開業)

〈これまでの経緯〉

九州新幹線西九州ルートについては、昭和 48 年の整備計画決定以来、これまで多くの関係者の積極的な取り組みが続けられた結果、平成 24 年 6 月に、武雄温泉～長崎間を軌間可変電車方式(フリーゲージトレイン)により整備する内容の認可がなされた。

しかしながら、技術的な問題から平成 30 年 7 月にフリーゲージトレイン導入を断念するに至り、令和 4 年 9 月 23 日より武雄温泉駅でフル規格新幹線と在来線特急を同じホームで乗り換える対面乗換方式(リレー方式)にて運行が開始された。

現在は、新幹線効果が最大限発揮されるよう、未整備区間(新鳥栖～武雄温泉間)の早期整備を国に求めるとともに、東アジアの陸の玄関口にふさわしい、地域の魅力や個性を活かした長崎駅周辺のまちづくりに取り組んでいるところである。

## 5 J R 長崎本線連続立体交差事業

J R 長崎本線連続立体交差事業は、鉄道の高架化による東西市街地の一体化や、踏切除却による交通混雑や踏切事故の解消を図るとともに、西九州新幹線(長崎～武雄温泉)及び長崎駅周辺土地地区画整理事業と一体となって長崎駅周辺地区の再整備を行うもので、平成 21 年度に事業認可を取得し本格的に事業に着手しており、令和 2 年 3 月末、在来線高架切替え(新駅舎開業)が完了した。

### 【J R 長崎本線連続立体交差事業の概要】

- ・事業主体 長崎県
- ・事業区間 松山町～尾上町 約 2.5 km
- ・工事方法 仮線方式
- ・除却踏切 竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切
- ・高架化駅 長崎駅、浦上駅
- ・事業期間 平成 21 年度～令和 6 年度(令和 2 年 3 月 28 日高架化完了。現在、残工事を実施中)
- ・総事業費 約 549 億円

# 駐 車 場

本市中心市街地では、これまで、駐車対策を推進するために、昭和 42 年に都心部 158haを駐車場整備地区に指定し、市営桜町駐車場、市民会館地下駐車場及び松が枝町駐車場の 3 箇所の都市計画駐車場を含む 4 箇所の市営駐車場を供用した。その後、昭和 49 年に松が枝地区、平成 6 年には住吉地区と浦上地区の駐車対策を推進するために駐車場整備地区の拡大を行い、現在 341haを指定している。

また、民間施設の駐車対策として昭和 45 年には「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」を定め、一定規模以上の建物に駐車場の設置を義務付けた。この条例は、附置義務基準の強化と適用地区の拡大を図るため平成 5 年 3 月に全部改正、平成 13 年 6 月には、荷捌きのための駐車施設の附置を義務付ける改正、令和 4 年 12 月には、現状の駐車場の供給量の充足等を踏まえ、原単位の変更、低減措置の追加を行うとともに、車いすを利用する方などの駐車施設設置を義務付ける改正を行い、令和 5 年 4 月より施行している。

また、平成 6 年 10 月には、駐車場法に基づき駐車場整備地区内における駐車場整備の基本方針、目標等を定めた「長崎市駐車場整備計画」を策定し、平成 6 年 8 月に平和公園駐車場、平成 8 年 4 月に桜町駐車場（増設）、平成 9 年 11 月に松山町駐車場、平成 10 年 9 月に茂里町地下駐車場、平成 18 年 4 月に松が枝町第 2 駐車場（県から移管）を供用し、さらに、長崎駅周辺土地区画整理事業により、令和 2 年 3 月に長崎駅西口自動車整理場を供用した。

また、市営茂里町地下駐車場を地下機械式から平面自走式に変更する再整備を行い、市営茂里町駐車場として、令和 3 年 2 月に供用した。

## 1 市営駐車場

(R6 年 4 月 1 日現在)

| 名称<br>区分                 | 桜町駐車場               | 市民会館<br>地下駐車場       | 松が枝町<br>駐車場                              | 松が枝町<br>第 2 駐車場              | 平和公園<br>駐車場                       | 茂里町<br>駐車場 | 松山町駐車場                       | 長崎駅西口自<br>動車整理場 |
|--------------------------|---------------------|---------------------|------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|------------|------------------------------|-----------------|
| 施設構造                     | 鉄骨鉄筋コン<br>クリート2階建   | 鉄筋コンクリート<br>地下2層式   | 鉄筋コンクリート<br>地下1層式<br>広場式1箇所              | 鉄筋コンクリート<br>地上2階地下1階式        | 鉄骨鉄筋コン<br>クリート<br>地下1層式<br>広場式2箇所 | 平面式        | 鉄筋コンクリート<br>地上2階地下1階式        | 平面式             |
| 駐車場面積                    | 3,688.8㎡            | 6,617.3㎡            | 3,878.8㎡                                 | 4,200㎡                       | 7,384㎡                            | 2,770㎡     | 9,300.88㎡                    |                 |
| 収容台数                     | 普通車 170台<br>二輪車 44台 | 普通車 168台<br>二輪車 73台 | バス 15台<br>マイクロバス 1台<br>普通車 40台<br>二輪車 5台 | バス 11台<br>普通車 98台<br>二輪車 17台 | バス 32台<br>普通車 88台<br>二輪車 6台       | 普通車 135台   | バス 10台<br>普通車 292台           | 普通車 16台         |
| 事業費                      | 7億4,395万円           | 4億799万円             | 6億3,825万円                                | 30億円                         | 約44億4,491万円                       | 2億2,064万円  | 28億3,000万円                   | 2,330万円         |
| 供用開始                     | 平成8年4月1日            | 昭和49年1月14日          | 昭和51年7月1日                                | 平成2年3月                       | 平成6年8月1日                          | 令和3年2月1日   | 平成9年11月3日                    | 令和2年3月28日       |
| R5年度実績<br>(1日平均<br>利用台数) | 普通車 121台            | 普通車 189台            | 普通車 55台<br>バス(マイクロ含む)<br>23台             | 普通車 140台<br>バス(マイクロ含む)<br>4台 | 普通車 139台<br>バス(マイクロ含む)<br>29台     | 普通車 120台   | 普通車 376台<br>バス(マイクロ含む)<br>1台 | 普通車 111台        |

## 2 市営駐車場の利用料金

### (1) 桜町駐車場

(R6. 4. 1 適用)

| 種 別<br><br>車 種 | 昼間駐車料金                 |                           |                        |                           |                          | 夜間<br>駐車<br>料金 | 定期駐車料金 |                                           |
|----------------|------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------|--------|-------------------------------------------|
|                | 平日                     |                           | 休日                     |                           |                          |                | 全日     | 昼間（午前8時から午後7時まで）又は<br>夜間（午後6時から翌日の午前8時まで） |
|                |                        |                           | 2時間 30分以内              |                           | 2時間<br>30分を<br>超える<br>場合 |                |        |                                           |
|                | 最 初 の<br>30分<br>ま<br>で | そ の 後<br>30分<br>ま<br>で ごと | 最 初 の<br>30分<br>ま<br>で | そ の 後<br>30分<br>ま<br>で ごと |                          |                |        |                                           |
| 普通自動車          | 円                      | 円                         | 円                      | 円                         | 円                        | 円              | 円      | 円                                         |
| 小型自動車          | 140                    | 130                       | 140                    | 130                       | 730                      | 830            | 19,420 | 14,020                                    |
| 軽自動車           |                        |                           |                        |                           |                          |                |        |                                           |

### (2) 市民会館地下駐車場

(R6. 4. 1 適用)

| 種 別<br>車 種             | 昼間駐車料金        |                  | 夜 間<br>駐 車<br>料 金 | 定期駐車料金      |                                           |
|------------------------|---------------|------------------|-------------------|-------------|-------------------------------------------|
|                        | 最初の30分<br>ま で | その後30分<br>ま で ごと |                   | 全 日         | 昼間（午前8時から午後7時まで）又は<br>夜間（午後6時から翌日の午前8時まで） |
| 普通自動車<br>小型自動車<br>軽自動車 | 円<br>140      | 円<br>130         | 円<br>830          | 円<br>19,420 | 円<br>14,020                               |

### (3) 松が枝町駐車場

(R6. 4. 1 適用)

| 種 別<br>車 種             | 昼 間 駐 車 料 金 |  | 夜 間 駐 車 料 金 |  |
|------------------------|-------------|--|-------------|--|
|                        | 最初の1時間まで    |  | その後30分までごと  |  |
| バス                     | 円<br>1,500  |  | 円<br>750    |  |
| マイクロバス                 | 750         |  | 370         |  |
| 普通自動車<br>小型自動車<br>軽自動車 | 300         |  | 140         |  |

### (4) 平和公園駐車場

#### (ア) 地上部分

(R6. 4. 1 適用)

| 種 別<br>(入出庫1回<br>につき)<br>車 種 | 午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金 |                        |                        |               | 午後8時から翌日の午前<br>7時までの駐車料金 |
|------------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|---------------|--------------------------|
|                              | 1時間まで                   | 1時間を<br>超え1時間<br>30分まで | 1時間30分<br>を超え<br>2時間まで | 2時間を<br>超える場合 |                          |
| 普通自動車<br>小型自動車<br>軽自動車       | 260円                    | 380円                   | 510円                   | 620円          | 1時間につき<br>70円            |

## (イ) 地下部分

## a バス及びマイクロバス

(R6. 4. 1 適用)

| 種 別<br>車 種 | 昼 間 駐 車 料 金 |            | 夜 間 駐 車 料 金 |
|------------|-------------|------------|-------------|
|            | 1 時 間 ま で   | 1 時間を超える場合 |             |
| バ ス        | 1,500 円     | 2,090 円    | 1,040 円     |
| マイクロバス     | 750         | 1,040      | 1,040       |

## b その他

| 種 別<br>車 種             | 昼 間 駐 車 料 金 |                     |                     |            | 夜 間 駐 車 料 金 |
|------------------------|-------------|---------------------|---------------------|------------|-------------|
|                        | 1 時間まで      | 1 時間を超え 1 時間 30 分まで | 1 時間 30 分を超え 2 時間まで | 2 時間を超える場合 |             |
| 普通自動車<br>小型自動車<br>軽自動車 | 260 円       | 380 円               | 510 円               | 620 円      | 830 円       |

## (5) 茂里町駐車場

(R6. 4. 1 適用)

| 種 別<br>車 種             | 昼 間 駐 車 料 金    |              | 午後 10 時から翌日の午前 8 時までの駐車料金 |
|------------------------|----------------|--------------|---------------------------|
|                        | 最 初 の 30 分 ま で | その後 30 分までごと |                           |
| 普通自動車<br>小型自動車<br>軽自動車 | 130 円          | 120 円        | 30 分につき 40 円              |

## (6) 松山町駐車場

## a バス及びマイクロバス

(R6. 4. 1 適用)

| 種 別<br>(入出庫 1 回につき)<br>車 種 | 午前 7 時 30 分から午後 10 時までの 1 日当たりの駐車料金 |            | 午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの駐車料金 |
|----------------------------|-------------------------------------|------------|--------------------------------|
|                            | 1 時 間 ま で                           | 1 時間を超える場合 |                                |
| バ ス                        | 30 分につき 750 円                       | 2,090 円    | 30 分につき 50 円                   |
| マイクロバス                     | 30 分につき 370                         | 1,040      |                                |

b 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

| 種 別<br>車 種             | 入出庫 1 回ごとの駐車料金                     |                |                                  | 定期駐車料金   |                                   |
|------------------------|------------------------------------|----------------|----------------------------------|----------|-----------------------------------|
|                        | 午前 7 時 30 分から午後 10 時まで<br>(1 日当たり) |                | 午後 10 時から<br>翌日の午前 7 時<br>30 分まで | 全 日      | 昼間 (午前 7 時<br>30 分から午後<br>10 時まで) |
|                        | 2 時間まで                             | 2 時間を<br>超える場合 |                                  |          |                                   |
| 普通自動車<br>小型自動車<br>軽自動車 | 30 分につき 120 円                      | 620 円          | 30 分につき 40 円                     | 15,710 円 | 13,610 円                          |

(7) 松が枝町第 2 駐車場

(R6. 4. 1 適用)

| 種 別<br>車 種             | 昼 間 駐 車 料 金 |              | 夜間駐車料金  | 定期駐車料金   |
|------------------------|-------------|--------------|---------|----------|
|                        | 最初の 1 時間まで  | その後 30 分までごと |         |          |
| バ ス                    | 1,500 円     | 750 円        | 1,040 円 |          |
| マイクロバス                 | 750         | 370          | 1,040   |          |
| 普通自動車<br>小型自動車<br>軽自動車 | 300         | 140          | 830     | 11,000 円 |

(8) 長崎駅西口自動車整理場

(R6. 4. 1 適用)

| 種別<br>車種             | 入出庫 1 回ごとの駐車料金    |
|----------------------|-------------------|
| 普通自動車、小型<br>自動車、軽自動車 | 入庫後 30 分につき 200 円 |

駐車時間が 20 分以内の場合は無料

(9) 長崎市桜町駐車場、長崎市民会館地下駐車場、長崎市松が枝町駐車場、長崎市平和公園駐車場及び  
長崎市松が枝町第 2 駐車場の二輪自動車駐車料金

| 単 位        | 駐車料金            |                 |
|------------|-----------------|-----------------|
|            | 最初の 1 時間 30 分まで | 1 時間 30 分を超える場合 |
| 入出庫 1 回につき | 30 分につき 60 円    | 200 円           |

入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表の 1 時間 30 分を超える場合に  
掲げる額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。

### 3 駐車場等の整備状況

(R6. 4. 1)

| 都 市 計 画 駐 車 場 |              |       |     | 附 置 義 務 設<br>駐 車 施 設 |                      | 届 出 駐 車 場 |         | 路 上<br>駐車場 | 総 供 用 数 |         |
|---------------|--------------|-------|-----|----------------------|----------------------|-----------|---------|------------|---------|---------|
| 供 用 中         |              | 未 供 用 |     |                      |                      |           |         |            |         |         |
| 箇所            | 台 数          | 箇所    | 台 数 | 箇所                   | 台 数                  | 箇所        | 台 数     | 台 数        | 箇 所     | 台 数     |
| (5)<br>5      | (758)<br>758 | —     | —   | (43)<br>580          | (11, 216)<br>35, 640 | 74        | 11, 540 | —          | 659     | 47, 938 |

(注) 都市計画駐車場欄、附置義務駐車施設欄の（ ）は届出駐車場（内数）である。

届出駐車場は都市計画駐車場及び附置義務駐車場施設を除く。

### 4 二輪車等駐車場

道路残地などの市有地を利用して、計 22 箇所、約 1,100 台分の駐輪場の整備を行っている。

一方、近年、有料の民間駐輪場の整備が進んでいることから、受益者への適切な負担を求め、民間による駐輪場整備の機運を高めるとともに、駐輪場の適切な管理・運営に資するため、市街地中心部にある施設について、順次、有料化を進めている。

なお、令和 4 年 1 月には長崎市浦上駅二輪車等駐車場（有料）を供用開始した。

現在の設置場所、台数及び有料無料の別は、次のとおりである。

(R6. 4. 1)

| 名 称             | 台数      | 有料・無料 |
|-----------------|---------|-------|
| 万才町二輪車等駐車場      | 84 台    | 有料    |
| 若葉町二輪車等駐車場      | 97 台    | 無料    |
| 大橋町二輪車等駐車場      | 65 台    | 無料    |
| 新地町二輪車等駐車場      | 21 台    | 有料    |
| 恵美須町二輪車等駐車場     | 29 台    | 有料    |
| 矢の平 1 丁目二輪車等駐車場 | 17 台    | 無料    |
| 元船町二輪車等駐車場      | 83 台    | 有料    |
| 古川町二輪車等駐車場      | 45 台    | 有料    |
| 築町二輪車等駐車場       | 172 台   | 有料    |
| 西山 2 丁目二輪車等駐車場  | 23 台    | 無料    |
| 興善町二輪車等駐車場      | 18 台    | 有料    |
| 元船町第 2 二輪車等駐車場  | 17 台    | 有料    |
| 東山町二輪車等駐車場      | 10 台    | 無料    |
| 立山地区二輪車等駐車場     | 20 台    | 無料    |
| 尾上町二輪車等駐車場      | 66 台    | 有料    |
| 東山町第 2 二輪車等駐車場  | 15 台    | 無料    |
| 住吉町二輪車等駐車場      | 20 台    | 有料    |
| 新大工町二輪車等駐車場     | 28 台    | 有料    |
| 松原町二輪車等駐車場      | 38 台    | 無料    |
| 長崎駅二輪車等駐車場      | 88 台    | 有料    |
| 浦上駅二輪車等駐車場      | 90 台    | 有料    |
| 計               | 1,046 台 |       |



## 5 二輪車等駐車場の利用料金

### (1) 通常の駐車

(R6. 4. 1 適用)

| 区分         |           | 入出庫1回ごとの金額 (円) |
|------------|-----------|----------------|
| 24時間以内の場合  | 最初の1時間まで  | 100            |
|            | 1時間を超えるとき | 200            |
| 24時間を超える場合 |           | 24時間につき 200    |

### (2) 長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券及び回数駐車券

| 区分                   | 金額 (円)   |
|----------------------|----------|
| 長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券 | 月額 3,140 |
| 回数駐車券 (11枚つづり)       | 2,000    |

# 土 地 対 策

開発許可制度は都市計画法に基づくもので、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」（いわゆる「線引き都市計画区域」）、「非線引き都市計画区域」及び「都市計画区域外」において無秩序な市街化を防止し、公共・公益施設が整備され、かつ、安全性の確保された健全な市街地を計画的・段階的に形成していくことを目的にした制度である。

## 1 都市計画法に基づく開発許可

長崎市内において開発行為を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

（法第 29 条）

（許可が必要な開発区域の面積について）

- ・ 市街化区域 1,000 m<sup>2</sup>以上
- ・ 市街化調整区域 全て
- ・ 非線引き都市計画区域 3,000 m<sup>2</sup>以上
- ・ 都市計画区域外 10,000 m<sup>2</sup>以上

令和 6 年 4 月 1 日現在

| 事 項 \ 年 度                             | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------------------------------------|----|----|----|----|----|
| 開発許可（協議）<br>（法第 29 条、法第 34 条の 2）      | 14 | 7  | 8  | 7  | 10 |
| 開発変更許可（協議）<br>（法第 35 条の 2）            | 9  | 13 | 1  | 7  | 2  |
| 建築等許可<br>（法第 43 条）                    | 6  | 7  | 5  | 4  | 6  |
| 開発行為又は建築等に関する<br>証明書交付件数（法施行規則第 60 条） | 75 | 69 | 56 | 59 | 54 |

大規模開発の状況（宅地開発 1h a 以上）

（開発許可（協議）後を記入）

令和 6 年 4 月 1 日現在

| 番号 | 申 請 者              | 申 請 地    | 面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 計画<br>戸数 | 備 考            | 通 称                  |
|----|--------------------|----------|-------------------------|----------|----------------|----------------------|
| 1  | 日生不動産(株)           | 古賀町      | 12,703                  | 48       | 昭和 49 年 8 月完了  | 古賀団地（つつじが丘）          |
| 2  | 西日本菱重興産(株)         | 大浜町      | 31,238                  | 116      | 昭和 50 年 7 月完了  | 大浜団地                 |
| 3  | 柿田康郎 他 4 名         | 滑石町      | 25,753                  | 67       | 昭和 50 年 12 月完了 | —                    |
| 4  | (有)くみあいマート         | 滑石町      | 15,657                  | 51       | 昭和 51 年 5 月完了  | —                    |
| 5  | 重橋正男 他 9 名         | 滑石町      | 20,229                  | 61       | 昭和 51 年 5 月完了  | —                    |
| 6  | 西日本菱重興産(株)         | 大浜町      | 19,024                  | 49       | 昭和 52 年 6 月完了  | —                    |
| 7  | (有)安部組             | 滑石町      | 30,600                  | 74       | 昭和 53 年 1 月完了  | —                    |
| 8  | 長崎パルコン(株)          | 鳴見町      | 10,989                  | 27       | 昭和 53 年 11 月完了 | パルコン第 1、第 2<br>三景台団地 |
| 9  | 長崎パルコン(株)          | 鳴見町      | 36,777                  | 82       | 昭和 54 年 5 月完了  |                      |
| 10 | 京王帝都電鉄(株)          | 三景台町     | 158,355                 | 409      | 昭和 56 年 3 月完了  |                      |
| 11 | 共立建設(株) 他 1 名      | 新戸町、小ヶ倉町 | 25,424                  | 57       | 昭和 56 年 7 月完了  | 共立団地                 |
| 12 | 日本国土開発(有)          | 金堀町、立岩町  | 329,970                 | 733      | 昭和 57 年 3 月完了  | グリーンハイツ<br>城山台       |
| 13 | 富士開発(株)            | 古賀町      | 21,265                  | 60       | 昭和 57 年 10 月完了 | 富士団地                 |
| 14 | 琴の海産業開発(株)         | 平山町      | 326,289                 | 773      | 昭和 58 年 1 月完了  | 平山台団地                |
| 15 | 長崎県労働生活組合          | 川平町      | 14,927                  | 46       | 昭和 58 年 8 月完了  | 労生協団地                |
| 16 | 東亜地所(株)<br>明豊開発(株) | 鳴見町      | 497,665                 | 1,264    | 昭和 59 年 2 月完了  | 光風台                  |
| 17 | ヒラカタ産業(株)          | 大宮町      | 20,395                  | 79       | 昭和 59 年 3 月完了  | パークタウン大宮             |
| 18 | 中尾地所<br>崎陽地所(株)    | 金堀町      | 34,377                  | 97       | 昭和 59 年 6 月完了  | 中尾団地                 |

| 番号 | 申請者                            | 申請地                 | 面積<br>(㎡) | 計画<br>戸数 | 備考                                      | 通称                   |
|----|--------------------------------|---------------------|-----------|----------|-----------------------------------------|----------------------|
| 19 | 丸善産業開発(株)                      | 大手町                 | 14,898    | 39       | 昭和58年11月<br>第1工区完了<br>昭和60年4月<br>第2工区完了 | 丸善団地                 |
| 20 | (株)林兼商会                        | 葉山町                 | 105,910   | 318      | 昭和60年6月完了                               | エミネント葉山              |
| 21 | 東海建設(株)                        | 坂本町                 | 18,320    | 65       | 昭和60年8月完了                               | 陽光台                  |
| 22 | 亀谷建設(株)                        | 大手町                 | 13,577    | 48       | 昭和60年8月完了                               | 文教台                  |
| 23 | (株)葵物産                         | 葉山町                 | 37,385    | 95       | 昭和60年12月完了                              | 滑石葵団地                |
| 24 | ヒラカタ産業(株)                      | 住吉町、泉町              | 17,419    | 108      | 昭和61年7月完了                               | —                    |
| 25 | 誠商事(有)                         | 住吉町、赤迫町             | 14,692    | 54       | 昭和63年4月完了                               | アベニュー住吉              |
| 26 | 長崎市                            | 錦町                  | 16,082    | 106      | 昭和63年9月完了                               | 中河内団地                |
| 27 | 三菱開発(株)                        | 小ヶ倉町 2・3 丁目、磯道町、古道町 | 911,800   | 1,960    | 平成元年4月完了                                | 南長崎ダイヤモンド            |
| 28 | (株)飛鳥建設<br>飛栄産業(株)             | 小江原町、小江町            | 468,800   | 1,309    | 平成2年1月完了                                | 小江原ニュータウン            |
| 29 | 誠商事(有)<br>ダイア建設(株)             | 赤迫町                 | 12,980    | 154      | 平成3年3月完了                                | ダイアパレス住吉             |
| 30 | 西日本産業(株)                       | 八つ尾町                | 29,841    | 137      | 平成4年2月完了                                | 八ツ尾団地                |
| 31 | 真和商事(株)                        | 東琴平町、西琴平町           | 12,075    | 55       | 平成4年3月完了                                | 琴平団地                 |
| 32 | (有)中島建設                        | 向町                  | 14,153    | 56       | 平成4年7月完了                                | 式見台                  |
| 33 | 長崎市                            | 戸町 2 丁目             | 45,594    | 236      | 平成5年3月完了                                | 市営二本松団地              |
| 34 | (株)穴吹工務店                       | 西北町、若竹町             | 10,290    | 156      | 平成5年10月完了                               | サーパス住吉台              |
| 35 | (株)グリーンハウス                     | 多以良町                | 36,187    | 94       | 平成6年5月完了                                | ハーベン長崎               |
| 36 | (有)ゾーニング                       | 鳴見町                 | 11,604    | 37       | 平成6年6月完了                                | —                    |
| 37 | (株)馬場住研<br>(株)高木工務店            | 田中町                 | 15,821    | 195      | 平成7年2月完了                                | フォーレ東望               |
| 38 | 西日本菱重興産(株)                     | 小瀬戸町、木鉢 2 丁目        | 11,030    | 44       | 平成7年10月完了                               | —                    |
| 39 | (有)女都産業                        | 三原町                 | 17,508    | 43       | 平成7年11月完了                               | —                    |
| 40 | (株)サンヒルズ長崎                     | 国分町、小菅町、戸町 1・2 丁目   | 100,508   | 449      | 平成8年4月完了                                | サンマリーナ長崎             |
| 41 | (株)田浦組                         | 戸町 3 丁目             | 27,262    | 346      | 平成8年6月完了                                | —                    |
| 42 | 鹿島道路(株)<br>(資)三星産業<br>(株)吾功創建  | 女の都 2 丁目            | 22,972    | 68       | 平成8年7月完了                                | —                    |
| 43 | (株)ユニカ                         | 川平町                 | 18,686    | 245      | 平成9年7月完了                                | コアマンション<br>長崎ガーデンヒルズ |
| 44 | (株)ユニカ                         | 田中町                 | 19,900    | 258      | 平成14年1月完了                               | コアマンション<br>長崎ネクステージ  |
| 45 | (株)じゅう                         | 大園町                 | 16,736    | 148      | 平成9年8月完了                                | じゅうグランド<br>マンション     |
| 46 | (株)小川工務店                       | 三和町                 | 13,795    | 47       | 平成11年2月完了                               | 千代の幸                 |
| 47 | (株)田川産業                        | 城山台                 | 12,520    | 58       | 平成11年7月完了                               | オークヒルズ城山台            |
| 48 | (株)アルファ九州                      | 川平町、女の都 1 丁目        | 92,047    | 242      | 平成11年9月完了                               | 西浦上NTけやき台            |
| 49 | 大英産業(株)                        | 東町                  | 96,874    | 261      | 平成11年11月完了                              | 彩が丘                  |
| 50 | (株)穴吹工務店<br>西津建設(株)<br>(株)日本住宅 | 滑石 2・3 丁目           | 19,623    | 190      | 平成11年12月完了                              | サーパス滑石               |
| 51 | (株)西海興業                        | 油木町                 | 18,049    | 150      | 平成11年12月完了                              | 青山ニュータウン             |
| 52 | 鍵山木材(有)                        | 鶴の尾町                | 13,126    | 45       | 平成11年12月完了                              | 第2鶴の尾                |
| 53 | 双日(株)<br>清水建設(株)               | 三原町、高尾町             | 110,474   | 64       | 平成16年7月完了                               | 三原台ニュータウン            |
| 54 | (株)理研ハウス                       | 小菅町、戸町 2 丁目         | 35,209    | 262      | 平成21年2月完了                               | アプローズ長崎<br>小菅        |
| 55 | (有)梁川商事                        | 岩見町、立岩町             | 88,475    | 148      | 施行中<br>(全12工区中5,8工区<br>未完)              | パークタウン岩見             |

| 番号 | 申請者                                   | 申請地             | 面積<br>(㎡) | 計画<br>戸数 | 備考         | 通称           |
|----|---------------------------------------|-----------------|-----------|----------|------------|--------------|
| 56 | 九州ランド開発㈱                              | 田中町、矢上町、平間町     | 454,055   | 753      | 平成13年8月完了  | オナーズヒル長崎新山手  |
| 57 | 長崎市                                   | 小浦町             | 19,435    | 267      | 平成12年11月完了 | 市営小浦団地       |
| 58 | 桜の里パークタウン開発㈱                          | 京泊町、三京町、畝刈町     | 498,548   | 1,036    | 平成13年4月完了  | パークコミュニティ桜の里 |
| 59 | 菱進不動産㈱<br>松尾商事㈱<br>西日本菱重興産㈱<br>長崎市教育局 | 木鉢町2丁目、大浜町、小瀬戸町 | 494,789   | 976      | 平成26年8月完了  | ポートウェストみなと坂  |
| 60 | 東亜地所㈱                                 | 畝刈町、多以良町、鳴見町    | 429,172   | 930      | 平成20年1月完了  | サンコート豊洋台     |
| 61 | ㈱ラバン                                  | 上戸町             | 13,892    | 205      | 未着工        | ラバンロイヤルマンション |
| 62 | 若築建設㈱<br>㈱都市空間                        | 戸石町             | 273,130   | 585      | 平成16年10月完了 | ガーデンシティ東長崎   |
| 63 | ㈱山脇建設<br>矢上開発㈱                        | 小江原町、小江町、柿泊町    | 77,993    | 239      | 平成14年8月完了  | スイートタウン夢が丘   |
| 64 | ㈱吉田産業                                 | 小江町             | 21,557    | 67       | 平成12年7月完了  | ボン・小江原団地     |
| 65 | ㈱ミヤザキ                                 | 泉2丁目            | 13,595    | 200      | 平成13年5月完了  | —            |
| 66 | ㈱大石開発                                 | 田中町             | 14,183    | 53       | 平成12年9月完了  | —            |
| 67 | ㈱慈愛会                                  | 鳴見台2丁目          | 54,237    | 147      | 平成14年4月完了  | 鳴見の丘         |
| 68 | ヒラカタ興産㈱                               | 彦見町             | 13,232    | 47       | 平成16年5月完了  | パークタウン彦見     |
| 69 | パークタウン泉開発㈱                            | 泉1丁目            | 110,486   | 256      | 平成21年6月完了  | コモンシティ住吉の杜   |
| 70 | 学校法人 活水学院<br>長崎新戸町ニュータウン開発特定目的会社      | 新戸町3丁目          | 129,859   | 217      | 平成22年9月完了  | ウェリスパーク新戸町   |
| 71 | ㈱地中海                                  | 木鉢町1丁目          | 15,242    | 70       | 平成20年10月完了 | —            |
| 72 | 長崎県土木部住宅課                             | 深堀町1丁目          | 35,481    | 486      | 令和5年3月完了   | 県営深堀団地       |
| 73 | 長崎市まちづくり部住宅課                          | 大園町             | 40,977    | 440      | 令和3年3月完了   | 市営大園団地       |
| 74 | ㈱なるみライフサービス                           | 戸石町             | 10,644    | 44       | 平成27年12月完了 | —            |
| 75 | 未来工建(株)                               | 上戸石町            | 15,621    | 51       | 施工中        | —            |
| 76 | (株) ユー・エム企画                           | 小瀬戸町            | 11,783    | 39       | 施工中        | —            |
| 77 | (有) k u r i y a                       | 戸石町             | 22,547    | 70       | 施工中        | —            |
| 合計 |                                       |                 | 6,944,317 | 19,561   |            |              |

資料：建築部建築指導課

## 開発行為の状況(昭和49年12月以降)

令和6年4月1日現在

| 区 分 |                 | 申 請 |              | 備 考                        |
|-----|-----------------|-----|--------------|----------------------------|
|     |                 | 件 数 | 面 積 (㎡)      |                            |
| 1   | 大規模住宅団地 (1ha)   | 77  | 6,944,317    | + 49,951 ㎡ 上戸石町、小瀬戸町、戸石町   |
| 2   | 小規模住宅団地 (1ha未満) | 188 | 705,898.95   | + 8,417.79 ㎡ 戸石町、深堀町1丁目、東町 |
| 3   | 共同住宅 (専用住宅含む)   | 164 | 811,749.75   | + 2,276.83 ㎡ 川上町、小江原5丁目    |
| 4   | 宿泊施設            | 13  | 206,407.14   |                            |
| 5   | 事業所施設           | 129 | 2,090,816.58 | +2,320.61 ㎡ 田上2丁目、牧島町      |
| 6   | 学校施設            | 27  | 576,457.84   |                            |
| 7   | 運動・レジャー施設       | 21  | 3,794,314.47 |                            |
| 8   | 医療施設            | 17  | 201,055.78   |                            |
| 9   | 社会福祉施設          | 78  | 426,851.22   |                            |
| 10  | 神社・寺院           | 9   | 21,868.28    |                            |

| 区 分      | 申 請 |               | 備 考          |
|----------|-----|---------------|--------------|
|          | 件 数 | 面 積 (㎡)       |              |
| 11 墓地・墓苑 | 26  | 251,481.92    |              |
| 合 計      | 749 | 16,031,218.93 | +62,966.23 ㎡ |

## 2 開発審査会

### (1) 概 要

本会は、都市計画法第 78 条の規定に基づき設置され、委員は長崎市開発審査会条例に基づき市長が任命（任期 2 年）しており、現在 7 名が任命されている。

令和 6 年 4 月 1 日現在

| 事 項 \ 年 度 |                   | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----------|-------------------|----|----|----|----|----|
| 開 催 回 数   |                   | 2  | 1  | 2  | 0  | 0  |
| 付 議 件 数   | 都 計 法 第 2 9 条     | 1  | 0  | 1  | 0  | 0  |
|           | 都 計 法 第 3 4 条 の 2 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|           | 都 計 法 第 4 3 条     | 0  | 1  | 1  | 0  | 0  |
|           | 都 計 法 第 3 5 条 の 2 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|           | 都 計 法 第 4 2 条     | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|           | 計                 | 2  | 1  | 2  | 0  | 0  |

## 3 宅地造成等規制法に基づく許可

### (1) 目 的

この法律は宅地造成に伴い崖くずれ又は土砂の流出を生ずるおそれ著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内（宅地造成工事規制区域）において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とした制度である。

### (2) 概 要

宅地造成工事規制区域内において造成工事を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。（法第 8 条）

（許可が必要な造成について）

- ・切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの
- ・盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1m を超える崖を生ずることとなるもの
- ・切土と盛土とを同時にする場合、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの
- ・前記に該当しない切土・盛土工事であって工事部分の面積が 500 ㎡を超えるもの

令和 6 年 4 月 1 日現在

| 事 項 \ 年 度                  | R元  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 宅地造成許可（協議）（法第 8 条、法第 11 条） | 14  | 16  | 18  | 11  | 19  |
| 宅地造成変更許可（法第 12 条）          | 5   | 7   | 1   | 0   | 3   |
| 宅地造成に関する証明書交付（法施行規則第 30 条） | 270 | 280 | 242 | 233 | 194 |

# 市 営 住 宅

市営住宅は、主に公営住宅法、住宅地区改良法及び都市再開発法等に基づき建設され、関係法及び長崎市営住宅条例等により、適正な管理に努めている。

令和6年4月1日現在、95団地9,009戸を管理しており、その種類は目的別に「国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」ことを目的とした公営住宅、「不良住宅が密集して、危険又は有害な状況にある地区を指定し、不良住宅を除却することに伴い、その居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的とした改良住宅、「市街地再開発事業の施行区域等内に居住する借家人等で、住宅に困窮することとなる者に賃貸する」ことを目的とした再開発住宅、「密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、その居住する住宅を失い、住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的としたコミュニティ住宅、「国及び地方公共団体が協力して居住環境が良質な住宅を整備し、これを中堅所得者に賃貸する」ことを目的とした特定公共賃貸住宅、及び「公営住宅には収入基準が超過しており入居できない者等に対する住宅の提供、教職員住宅等の用途廃止後における施設の有効活用等を図ろうとするもので、住宅を必要とする者に賃貸する」ことを目的とした単独住宅の6つに分けられ、それぞれの管理戸数は下記のとおりである。

## 1 管理戸数

(単位：戸) (R6. 4. 1 現在)

| 種 別  |     | 計            | 公 営         | 改 良       | 再開発    | コミュニティ住宅 | 特公賃     | 単 独      |
|------|-----|--------------|-------------|-----------|--------|----------|---------|----------|
| 構造別  |     |              |             |           |        |          |         |          |
| 計    |     | 9,009(1,825) | 7,827( 918) | 865( 727) | 36( 0) | 30( 0)   | 106(35) | 145(145) |
| 耐火   |     | 8,827(1,643) | 7,647( 738) | 865( 727) | 36( 0) | 30( 0)   | 106(35) | 143(143) |
| 簡易耐火 | 平 屋 | 0( 0)        | 0( 0)       | 0         | 0      | 0        | 0       | 0        |
|      | 2 階 | 172( 172)    | 172( 172)   | 0         | 0      | 0        | 0       | 0        |
| 木 造  |     | 10( 10)      | 8( 8)       | 0         | 0      | 0        | 0       | 2( 2)    |

( ) は旧町地区の内数

## ※県営住宅（長崎市に建設分）

(単位：戸) (R6. 4. 1 現在)

|      |     | 計     | 公 営   | 改 良 | 準 公 営 | 特 公 賃 |
|------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|
| 計    |     | 6,389 | 6,219 | 110 | 30    | 30    |
| 耐火   |     | 6,343 | 6,173 | 110 | 30    | 30    |
| 簡易耐火 | 平 屋 | 0     | 0     | 0   | 0     | 0     |
|      | 2 階 | 28    | 28    | 0   | 0     | 0     |
| 木 造  |     | 18    | 18    | 0   | 0     | 0     |

## 2 団地ごと管理戸数

【東 部】(計 1,510 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名   | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸)                                             |
|---------|----------|---------------------------------------------------------------|
| 日 見 大 曲 | 178      | 16 (S38 年度) 32 (S39 年度) 70 (S50 年度) 60 (H4 年度)                |
| 本 河 内   | 60       | 60 (H28 年度)                                                   |
| 宿 町     | 460      | 70 (S47 年度) 80 (S51 年度) 100 (S52 年度) 94 (S53 年度) 116 (S54 年度) |
| 宿 町 第 2 | 216      | 55 (S57 年度) 80 (S58 年度) 45 (S59 年度) 36 (S60 年度)               |
| 宿 町 第 3 | 101      | 101 (S63 年度)                                                  |
| 網 場     | 30       | 30 (S50 年度)                                                   |
| 西 山 台   | 84       | 84 (S53 年度)                                                   |
| 矢 上     | 124      | 124 (S60 年度)                                                  |
| 矢 上 第 2 | 50       | 50 (H2 年度)                                                    |
| 矢 上 第 3 | 165      | 77 (H4 年度) 88 (H5 年度)                                         |
| 鶴 の 尾   | 42       | 42 (S61 年度)                                                   |

【西 部】(計 1,450 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名     | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸)                     |
|-----------|----------|---------------------------------------|
| 小 江 原 第 1 | 103      | 51 (H6 年度) 52 (H8 年度)                 |
| 小 江 原 第 2 | 520      | 290 (S48 年度) 190 (S49 年度) 40 (S50 年度) |
| 小 江 原 第 3 | 104      | 104 (H元年度)                            |
| 小 浦       | 267      | 80 (H6 年度) 65 (H8 年度) 122 (H10 年度)    |
| 福 田 本 町   | 141      | 81 (S49 年度) 60 (S50 年度)               |
| 大 浜       | 80       | 80 (S50 年度)                           |
| 三 重       | 220      | 80 (S61 年度) 70 (S62 年度) 70 (H元年度)     |
| 木 鉢       | 15       | 15 (H5 年度)                            |

【南 部】(計 944 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸)                               |
|-------|----------|-------------------------------------------------|
| 新 戸 町 | 184      | 60 (S47 年度) 50 (S51 年度) 24 (S52 年度) 50 (S53 年度) |
| 草 住   | 45       | 45 (S53 年度)                                     |
| 毛 井 首 | 140      | 50 (S54 年度) 90 (S55 年度)                         |
| 茂 木   | 60       | 28 (S59 年度) 32 (S60 年度)                         |
| 小 ケ 倉 | 256      | 58 (S61 年度) 126 (S62 年度) 72 (S63 年度)            |
| 二 本 松 | 239      | 86 (H2 年度) 81 (H3 年度) 72 (H4 年度)                |
| 十 善 寺 | 20       | 20 (H10 年度)                                     |

【北 部】(計 3,280 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名   | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸)                                 |
|---------|----------|---------------------------------------------------|
| 滑 石     | 514      | 188 (H10 年度) 117 (H13 年度) 209 (H15 年度)            |
| 三 原     | 90       | 90 (S43 年度)                                       |
| 川 平     | 220      | 70 (S45 年度) 150 (S46 年度)                          |
| 大 園     | 440      | 197 (H21 年度) 175 (H24 年度) 68 (H27 年度)             |
| 富 士 見   | 40       | 40 (S45 年度)                                       |
| 女 の 都   | 200      | 40 (S47 年度) 120 (S48 年度) 20 (S51 年度) 20 (S52 年度)  |
| 青 山     | 103      | 24 (S50 年度) 44 (S51 年度) 35 (S52 年度)               |
| シ ュ モ ー | 40       | 40 (S51 年度)                                       |
| 城 栄     | 30       | 30 (S52 年度)                                       |
| 銭 座     | 32       | 20 (S53 年度) 12 (S56 年度)                           |
| 横 尾     | 418      | 72 (S53 年度) 110 (S54 年度) 176 (S55 年度) 60 (S56 年度) |
| 清 水     | 61       | 61 (S54 年度)                                       |
| 西 北     | 107      | 32 (S55 年度) 30 (S56 年度) 45 (S57 年度)               |
| 狩 股     | 121      | 45 (S55 年度) 40 (S56 年度) 36 (S57 年度)               |
| 花 丘     | 40       | 40 (S56 年度)                                       |
| 若 竹     | 109      | 60 (S57 年度) 49 (S58 年度)                           |
| 西 町     | 21       | 21 (S57 年度)                                       |
| 西 町 第 2 | 74       | 23 (S58 年度) 51 (S59 年度)                           |
| 文 教     | 122      | 50 (S58 年度) 72 (S59 年度)                           |
| 中 河 内   | 106      | 50 (S61 年度) 56 (S62 年度)                           |
| 千 歳     | 204      | 168 (S63 年度) ※36 戸はS63 年度に買い取り                    |
| 若 葉     | 58       | 58 (H3 年度)                                        |
| 城 山 台   | 27       | 27 (H7 年度)                                        |
| 三 芳     | 93       | 63 (H7 年度) 30 (H8 年度)                             |
| 江 平     | 10       | 10 (H13 年度)                                       |

【香焼地区】(計 475 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸)                                          |
|-------|----------|------------------------------------------------------------|
| 田 ノ 浦 | 54       | 54 (17 年度)                                                 |
| 深 浦   | 242      | 60 (S46 年度) 70 (S47 年度) 80 (S48 年度) 30 (S52 年度) 2 (S58 年度) |
| 恵 里 上 | 119      | 25 (S61 年度) 20 (S63 年度) 20 (H2 年度) 24 (H4 年度) 30 (H10 年度)  |
| 本 村   | 60       | 60 (H25 年度)                                                |

【伊王島地区】(計 174 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名   | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸)                                             |
|---------|----------|---------------------------------------------------------------|
| 多 尾     | 10       | 4 (H6 年度) 6 (H9 年度)                                           |
| 瀬 戸 屋 敷 | 6        | 6 (H7 年度)                                                     |
| 塩 町     | 158      | 30 (S49 年度) 30 (S60 年度) 30 (S63 年度) 24 (H3 年度)<br>44 (H28 年度) |



【高島地区】(計 439 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名   | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) |             |             |             |
|---------|----------|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| 本 町 第 1 | 66       | 26 (S42 年度)       | 20 (S43 年度) | 20 (S44 年度) |             |
| 本 町 第 2 | 12       | 12 (S44 年度)       |             |             |             |
| 高 島 光 町 | 198      | 108 (S40 年度)      | 30 (S58 年度) | 30 (S59 年度) | 30 (S60 年度) |
| 西 浜     | 126      | 42 (S44 年度)       | 84 (S46 年度) |             |             |
| 日 吉 岡   | 15       | 9 (S57 年度)        | 6 (S59 年度)  |             |             |
| 尾 浜     | 12       | 12 (H20 年度)       |             |             |             |
| 仲 山     | 10       | 10 (H20 年度)       |             |             |             |

【野母崎地区】(計 107 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名   | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) |            |            |                       |
|---------|----------|-------------------|------------|------------|-----------------------|
| 樺 島     | 9        | 5 (S54 年度)        | 4 (S58 年度) |            |                       |
| 高 浜 第 1 | 9        | 5 (S55 年度)        | 4 (S56 年度) |            |                       |
| 高 浜 第 2 | 7        | 3 (S57 年度)        | 4 (S58 年度) |            |                       |
| 高 浜 第 3 | 15       | 6 (S60 年度)        | 5 (S61 年度) | 4 (S62 年度) |                       |
| 野 母 第 2 | 17       | 5 (S55 年度)        | 6 (S56 年度) | 6 (S57 年度) |                       |
| 脇 岬     | 22       | 5 (S54 年度)        | 4 (S56 年度) | 5 (S57 年度) | 4 (S58 年度) 4 (S59 年度) |
| 脇 岬 北 港 | 8        | 8 (H6 年度)         |            |            |                       |
| 野 母     | 20       | 20 (R3 年度)        |            |            |                       |

【外海地区】(計 453 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名   | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸)                                              |
|---------|----------|----------------------------------------------------------------|
| 永 田 第 1 | 16       | 8 (H4 年度) 8 (H8 年度)                                            |
| 永 田 第 2 | 8        | 8 (H13 年度)                                                     |
| 永 田 第 3 | 8        | 8 (H15 年度)                                                     |
| 高 尾     | 4        | 4 (S51 年度)                                                     |
| 松 本     | 16       | 16 (S52 年度)                                                    |
| 松 山 迫   | 16       | 16 (S55 年度)                                                    |
| 出 津     | 28       | 12 (H元年度) 8 (H2 年度) 8 (H6 年度)                                  |
| 西 出 津   | 14       | 14 (H13 年度)                                                    |
| 丸 尾     | 14       | 14 (H13 年度)                                                    |
| 神 浦     | 16       | 8 (S52 年度) 8 (S63 年度)                                          |
| 夏 井     | 26       | 12 (H5 年度) 8 (H11 年度) 6 (H13 年度)                               |
| 池 島 第 1 | 24       | 24 (S45 年度)                                                    |
| 池 島 第 2 | 68       | 6 (S37 年度) 12 (S38 年度) 12 (S40 年度) 14 (S45 年度)<br>24 (S46 年度)  |
| 池 島 第 3 | 179      | 19 (S40 年度) 72 (S41 年度) 32 (S42 年度) 32 (S43 年度)<br>24 (S44 年度) |
| 池 島 第 4 | 16       | 16 (S54 年度)                                                    |

【三和地区】(計 168 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名   | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸)      |
|---------|----------|------------------------|
| 蚊 焼     | 24       | 24 (H元年度)              |
| 須 浜 第 1 | 50       | 50 (H14 年度)            |
| 年 崎     | 4        | 4 (S40 年度)             |
| 為 石     | 52       | 32 (H8 年度) 20 (H10 年度) |
| 宮 崎 第 1 | 18       | 18 (S63 年度)            |
| 牟 田 尻   | 20       | 20 (H16 年度)            |

【琴海地区】(計 9 戸)

(R6. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) |
|-------|----------|-------------------|
| 長 浦   | 9        | 9 (H4 年度)         |

### 3 高齢者・障害者対応住戸設置状況

(R6. 4. 1 現在)

| 区 分 | 計   | 高 齢 者 対 応 | 障害者対応[車椅子] | シルバーハウジング |
|-----|-----|-----------|------------|-----------|
| 公 営 | 180 | 88        | 63 (8)     | 29        |

( ) 合併地区の内数

## 4 公募状況

公募は、新築については完成時に、空家については平成 11 年度から年 6 回行い、いずれも抽選により入居者を決定している。

(R5 年度)

| 区分<br>内容 | 新 築  |      | 空 家  |      |      |       |      |
|----------|------|------|------|------|------|-------|------|
|          | 公 営  | 改 良  | 公 営  | 改 良  | 再開発  | 特 公 賃 | 単 独  |
| 公 募 戸 数  | 6    | 0    | 135  | 5    | 0    | 3     | 2    |
| 申 込 人 数  | 5    | 0    | 615  | 7    | 0    | 0     | 2    |
| 倍 率      | 0.83 | 0.00 | 4.56 | 1.40 | 0.00 | 0.00  | 1.00 |

## 5 家賃

### (1) 家賃の額

(R6. 4. 1 現在)

| 住宅の種類           | 家賃の種類   | 平 均     | 最 高     |         | 最 低     |         |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 公 営 住 宅         | 応 能 応 益 | 26,352円 | 牟 田 尻   | 87,700円 | 本 町 第 2 | 5,300円  |
| 改 良 住 宅         | 応 能 応 益 | 15,815円 | 塩 町     | 49,100円 | 西 浜     | 7,200円  |
|                 | 固 定     | 8,965円  | 深 浦     | 11,300円 | 池 島 第 3 | 4,600円  |
| 再 開 発 住 宅       | 固 定     | 50,687円 | 千 歳     | 61,000円 | 千 歳     | 34,600円 |
| 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 | 固 定     | 68,441円 | 三 芳     | 90,900円 | 多 尾     | 37,000円 |
| コ ミ ュ ニ テ ィ 住 宅 | 応 能 応 益 | 28,842円 | 江 平     | 35,500円 | 江 平     | 23,800円 |
|                 | 固 定     | 42,826円 | 十 善 寺   | 50,300円 | 十 善 寺   | 36,000円 |
| 単 独 住 宅         | 応 能 応 益 | 11,526円 | 出 津     | 29,500円 | 高 島 光 町 | 5,800円  |
|                 | 固 定     | 27,312円 | 瀬 戸 屋 敷 | 37,000円 | 深 浦     | 9,500円  |

※平均額は、減免適用前の家賃額で算定。

### (2) 公営住宅の収入基準・家賃制度

(R6. 4. 1 現在)

|                         |                                                                                                                                        |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>収 入 基 準            | 入居者資格における収入基準<br>ア 高齢者・障害者世帯等（裁量階層）→月額収入 186,000 円以下<br>イ 過疎地域（裁量階層）→月額収入 259,000 円以下<br>ウ ア、イ以外の者（原則階層）→月額収入 139,000 円以下              |
| ② 家 賃                   | 家賃＝家賃算定基準額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数                                                                                                   |
| ③<br>収 入 超 過<br>者 の 家 賃 | ・収入超過者→3 年以上の入居者で①の収入基準を超えた者<br>・家賃＝本来家賃（②で算出した家賃）＋（近傍同種の住宅の家賃－本来家賃）×政令で定める率                                                           |
| ④<br>高 額 所 得<br>者 の 家 賃 | ・高額所得者→5 年以上の入居者で引き続き 2 年以上条例で定める額の月額収入を超えた者<br>条例で定める額 259,000 円～313,000 円<br>・家賃＝近傍同種の住宅の家賃（ただし、明渡し請求期限後は、近傍同種の住宅の家賃の 2 倍の範囲内で設定した額） |

## 6 市営住宅附設駐車場

(R6. 4. 1 現在)

### ① 【東 部】 1,123 区画

| 住 宅 名       | 区画  | 使用料 (円)          |
|-------------|-----|------------------|
| 本 河 内       | 22  | 9,500            |
| 綱 場         | 20  | 4,000            |
| 宿 町         | 280 | 3,500 (一部 4,500) |
| 宿 町 第 2     | 210 | 3,500            |
| 宿 町 第 3     | 27  | 3,500            |
| 鶴 の 尾       | 42  | 3,500            |
| 西 山 台       | 63  | 5,000 (一部 6,500) |
| 日見大曲 (住宅)   | 36  | 3,500            |
| 日見大曲 (アパート) | 98  | 3,500            |
| 矢 上         | 108 | 3,500            |
| 矢 上 第 2     | 52  | 3,500            |
| 矢 上 第 3     | 165 | 3,500 (一部 4,500) |

### ② 【西 部】 1,209 区画

| 住 宅 名     | 区画  | 使用料 (円)                |
|-----------|-----|------------------------|
| 木 鉢       | 15  | 4,000                  |
| 小 浦       | 269 | 3,500 (一部 4,500)       |
| 小 江 原     | 103 | 4,000 (一部 5,200)       |
| 小 江 原 第 2 | 415 | 3,500 (一部 3,000、4,500) |
| 小 江 原 第 3 | 106 | 3,500                  |
| 福 田 本 町   | 87  | 3,500                  |
| 三 重       | 214 | 3,500                  |

### ③ 【南 部】 748 区画

| 住 宅 名 | 区画  | 使用料 (円) |
|-------|-----|---------|
| 草 住   | 19  | 4,500   |
| 毛 井 首 | 140 | 4,000   |
| 小 ケ 倉 | 224 | 3,500   |
| 十 善 寺 | 10  | 10,000  |
| 新 戸 町 | 108 | 4,000   |
| 二 本 松 | 203 | 3,500   |
| 茂 木   | 44  | 3,500   |

### ④ 【北 部】 1,997 区画

| 住 宅 名 | 区画  | 使用料 (円)           |
|-------|-----|-------------------|
| 川 平   | 32  | 5,000             |
| 清 水   | 25  | 5,000             |
| 城 山 台 | 38  | 5,000 (一部 6,500)  |
| 中 河 内 | 77  | 4,500             |
| 滑 石   | 461 | 6,000 (一部 10,000) |
| 大 園   | 293 | 6,000             |
| 花 丘   | 21  | 7,500 (一部 9,500)  |
| 文 教   | 53  | 6,000             |
| 三 原   | 45  | 5,000             |
| 三 芳   | 83  | 5,500 (一部 7,000)  |
| 女 の 都 | 188 | 4,000 (一部 5,200)  |
| 横 尾   | 382 | 5,000 (一部 6,500)  |
| 若 竹   | 63  | 5,000 (一部 6,500)  |
| 西 町   | 16  | 4,500             |

### ④ 【北 部】

|         |    |       |
|---------|----|-------|
| 西 町 第 2 | 36 | 4,500 |
| 若 葉     | 29 | 7,000 |
| 西 北     | 70 | 5,000 |
| 江 平     | 8  | 5,000 |
| 狩 股     | 77 | 5,000 |

### ⑤ 【香焼地区】 316 区画

| 住 宅 名 | 区画数 | 使用料 (円)          |
|-------|-----|------------------|
| 田 ノ 浦 | 49  | 2,000            |
| 深 浦   | 128 | 1,500 (一部 2,000) |
| 恵 里 上 | 91  | 1,500 (一部 2,000) |
| 本 村   | 48  | 2,000            |

### ⑥ 【伊王島地区】 114 区画

| 住 宅 名   | 区画数 | 使用料 (円) |
|---------|-----|---------|
| 塩 町     | 98  | 1,000   |
| 多 尾     | 10  | 1,000   |
| 瀬 戸 屋 敷 | 6   | 1,000   |

### ⑦ 【野母崎地区】 85 区画

| 住 宅 名   | 区画数 | 使用料 (円)          |
|---------|-----|------------------|
| 高 浜 第 1 | 6   | 3,000            |
| 高 浜 第 2 | 5   | 3,000            |
| 高 浜 第 3 | 16  | 2,000 (一部 3,000) |
| 野 母 第 2 | 10  | 2,000 (一部 3,000) |
| 脇 岬     | 20  | 2,000 (一部 3,000) |
| 脇 岬 北 港 | 8   | 3,000            |
| 野 母     | 20  | 3,000            |

### ⑧ 【外海地区】 251 区画

| 住 宅 名   | 区画数 | 使用料 (円) |
|---------|-----|---------|
| 永 田 第 1 | 30  | 1,500   |
| 永 田 第 2 | 11  | 1,500   |
| 永 田 第 3 | 8   | 1,500   |
| 高 尾     | 6   | 1,500   |
| 松 本     | 17  | 1,500   |
| 松 山 迫   | 16  | 1,500   |
| 出 津     | 42  | 1,500   |
| 西 出 津   | 18  | 1,500   |
| 丸 尾     | 19  | 1,500   |
| 神 浦     | 22  | 1,500   |
| 夏 井     | 42  | 1,500   |
| 池 島 第 4 | 20  | 1,000   |

### ⑨ 【三和地区】 157 区画

| 住 宅 名   | 区画数 | 使用料 (円) |
|---------|-----|---------|
| 蚊 焼     | 17  | 2,000   |
| 須 浜 第 1 | 50  | 2,000   |
| 為 石     | 52  | 3,700   |
| 宮 崎 第 1 | 16  | 2,000   |
| 牟 田 尻   | 22  | 2,000   |

### ⑩ 【琴海地区】 9 区画

| 住 宅 名 | 区画数 | 使用料 (円)          |
|-------|-----|------------------|
| 長 浦   | 9   | 1,000 (一部 1,500) |

新設団地は昭和 61 年度、既設団地は平成 2 年度から有料駐車場を設置。対象者は市営住宅の入居者又は同居者で、自己の所有する自動車のために使用する場としている。

# 建 築 指 導

本市は、建築主事を置く「特定行政庁」として、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めている建築基準法に基づく事務を行っている。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例等の関係法令に基づく審査、指導業務を行っている。

## 1 建築確認・検査等件数

(1) 建築確認等交付件数 (令和5年度)

| 区 分  |          | 建築物 | 工作物 | 建築設備 | 計   |
|------|----------|-----|-----|------|-----|
| 確認   | 長崎市建築主事  | 58  | 8   | 0    | 66  |
|      | 指定確認検査機関 | 671 | 21  | 144  | 836 |
| 小 計  |          | 729 | 29  | 144  | 902 |
| 計画通知 | 長崎市建築主事  | 25  | 5   | 4    | 34  |
| 合 計  |          | 754 | 34  | 148  | 936 |

(2) 完了検査交付件数 (令和5年度)

| 区 分        |          | 建築物 | 工作物 | 建築設備 | 計   |
|------------|----------|-----|-----|------|-----|
| 完了検査       | 長崎市建築主事  | 57  | 6   | 1    | 64  |
|            | 指定確認検査機関 | 632 | 10  | 106  | 748 |
| 小 計        |          | 689 | 16  | 107  | 812 |
| 完了検査《計画通知》 | 長崎市建築主事  | 20  | 1   | 4    | 25  |
| 合 計        |          | 709 | 17  | 111  | 837 |

## 2 許可・認定等件数

建築基準法に基づく許可・認定等 (令和5年度)

|                                   |          |        |      |
|-----------------------------------|----------|--------|------|
| (1) 許可件数                          | 61 件(内訳) | ・ 43 条 | 32 件 |
|                                   |          | ・ 仮設   | 23 件 |
|                                   |          | ・ その他  | 6 件  |
| (2) 認定・承認件数                       | 15 件(内訳) | ・ 認定   | 8 件  |
|                                   |          | ・ 承認   | 7 件  |
| (3) 仮使用の認定件数                      | 11 件     |        |      |
| (4) 道路の位置指定件数 (法第 42 条第 1 項第 5 号) | 1 件      |        |      |

## 3 違反建築物・特定空家等の指導

(1) 違反建築物の措置 (令和5年度)

| 指 導   | 是 正  |
|-------|------|
| 133 件 | 25 件 |

(2) 特定空家等の調査・指導 (令和5年度)

| 調 査   | 指導等(※) | 解体・改修済 |
|-------|--------|--------|
| 127 件 | 145 件  | 96 件   |

※口頭指導、文書送付含む。

(3) 苦情・相談件数… 空き家 75 件、その他 44 件

#### 4 その他建築関連の条例等に基づく届出等 (令和5年度)

- (1) 中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例に基づく届出件数…47 件
- (2) 長崎県福祉のまちづくり条例に基づく届出・報告件数…65 件 (民間 48 件 + 公共 17 件)
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定件数…177 件
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定件数…8 件
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づく届出件数  
…989 件
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法) に基づく届出件数 (変更届含む)  
…46 件

#### 5 安全・安心住まいづくり支援費

(1) 目 的

地震による住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 耐震診断費に係る助成

助成額 診断費61,500円のうち51,000円 (令和2年度から)  
※41,000円 (補助対象基準額) + 10,000円 (市単独) = 51,000円

実 績 令和5年度 25件

イ 耐震改修計画及び耐震改修工事費に係る助成 (耐震化に係る総合支援メニュー)

助成額 耐震改修工事費の4/5 (上限 100万円)  
※防災改修工事を併せて実施する場合、工事費 (防火) の1/2 (上限 30万円) の上乗せ  
(地域要件あり)

実 績 令和5年度 9件

ウ 除却工事費に係る助成

助成額 工事費の23% (上限 30万円) ただし地域要件あり  
実 績 令和5年度 3件

#### 6 民間建築物耐震化推進事業費補助金

(1) 目 的

地震による建築物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震診断及び耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 耐震診断費に係る助成

- (ア) 特定既存耐震不適格建築物（緊急輸送道路沿道の建築物を除く。）  
 助成額 診断費の2/3（上限 160万円）  
 実績 令和5年度 0件
- (イ) 緊急輸送道路沿道の建築物  
 助成額 診断費の2/3（上限 240万円）  
 実績 令和5年度 0件
- (ウ) 要緊急安全確認大規模建築物（平成28年度廃止）
- イ 耐震改修設計費に係る助成
  - (ア) 緊急輸送道路沿道の建築物  
 助成額 設計費の2/3（上限 400万円）  
 実績 令和5年度 0件
  - (イ) 要緊急安全確認大規模建築物  
 助成額 設計費の5/6（上限額なし）  
 実績 令和5年度 0件
- ウ 耐震改修工事費に係る助成
  - (ア) 要緊急安全確認大規模建築物  
 助成額 一般・・・工事費の269/600（上限なし、ただし補助対象限度額あり）  
 避難所等・・・工事費の11/15（上限なし、ただし、補助対象限度額あり）  
 実績 令和5年度 0件

## 7 アスベスト対策費補助金

- (1) 目的  
 吹付けアスベストの飛散による健康被害から市民を守るため、多数の者が使用する民間建築物のアスベスト分析調査及び除去等工事の費用の一部を助成する。
- (2) 事業概要
  - ア 分析調査費に係る助成  
 助成額 調査費の10/10（上限 25万円）  
 実績 令和5年度 1件
  - イ 除去等工事費に係る助成  
 助成額 工事費の2/3（上限 1,000万円）  
 実績 令和5年度 0件
  - ウ 除却工事費に係る助成  
 助成額 工事費の2/3（上限 1,000万円）  
 実績 令和5年度 0件

## 8 特定空家等除却費補助金

- (1) 目的  
 長年放置され老朽化し、周辺の住環境を悪化させている危険な空き家住宅の除却に要する経費の一部を助成する。
- (2) 事業概要
  - 除却工事費に係る助成  
 助成額 補助対象経費（除却工事費の8/10）の1/2（上限 50万円）  
 実績 令和5年度 35件

## 9 長崎市宅地のがけ災害対策費補助金（平成27年4月1日施行）

### (1) 目的

個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、その対策工事に要する費用の一部を助成する。

### (2) 事業概要

災害対策工事費に係る助成

対象 : 次のいずれにも該当するもの

- ・個人が所有する宅地等のがけであること
- ・崩壊した部分又は崩壊のおそれがある部分であること  
※その両側の一定範囲を含む
- ・第三者（第三者が居住している建築物や道路、公園）に被害が及んでいる又は被害が及ぶおそれがあること

対象地域 : 市内全域

助成額 : 災害対策工事費の1/3（上限 200万円）

実績

令和6年4月1日現在

| 年 度<br>事 項             | R 元 | R2  | R3  | R4  | R5  |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 崩壊したがけの<br>復旧工事件数      | 8件  | 26件 | 20件 | 13件 | 13件 |
| 崩壊のおそれがある<br>がけの防災工事件数 | -   | 18件 | 11件 | 12件 | 9件  |
| 計                      | 8件  | 44件 | 31件 | 25件 | 22件 |

※令和2年度より、「崩壊のおそれがあるがけ」の防災工事も対象

## 10 ブロック塀等除却費補助金

### (1) 目的

小学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成することで、地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を未然に防止し、安全・安心な住環境づくりを推進する。（令和2年度から開始）

### (2) 事業概要

ア ブロック塀等の除却工事費に係る助成

助成額 補助対象経費の1/2 上限12万円（敷地1面あたり、2面まで）

実 績 令和5年度 3件

イ はね出しスラブの除却工事費に係る上乗せ助成

助成額 補助対象経費の1/2 上限8万円（敷地1面あたり、2面まで）

実 績 令和5年度 0件

アの申請者が非課税者の場合の助成

助成額 補助対象経費（廃棄物の運搬処分費を除く）の10/10 上限20万円（敷地1件あたり）

実 績 令和5年度 1件



# 水 道

## 1 沿革・業務実績

本市は、海沿いの急斜面が多いという地形上の特徴のため、昔から水には不自由してきた。そのため水道の歴史は古く、その起源は延宝元年（1673年）本五島町の乙名で廻船問屋を営んでいた倉田次郎右衛門が私財を投じ、長崎奉行所の援助を受けて創設した「倉田水樋」とされている。その後、この水道は近代水道が創設されるまでの218年もの間、人々の暮らしを支えてきた。

明治18年（1885年）、『コレラ』が猛威を奮ったが、このような悪疫の流行は人々の衛生思想の欠如と不良飲料水が主な原因とされ、在住の外国人等は水道設備の必要性を提唱、翌明治19年に着任した日下義雄県令は、水道布設が港湾都市長崎発展の緊急課題であるとの見地から、金井俊行区長と協議、意見の一致をみたので水道設置を決意し、吉村長策氏を長崎県技師に任用して水道の設計にあたらせた。

吉村技師の設計は総工事費が30万円にも上るもので、当時の区の年間予算約4万円では到底賄えるものではなく、また、人々の衛生思想が未発達であったため、町には反対の火の手が上がり賛成派との対立が激化していった。この間にあっても日下県令、金井区長の水道布設に対する強い決意は変わることなく、明治22年（1889年）1月の臨時区議会において『区立水道布設議案』が可決された。

その後、工事期間2年余りにして明治24年（1891年）3月に本河内水源地が完成し、横浜（明治20年10月）、函館（明治22年9月）に次ぐ我が国3番目の近代水道（水道専用ダムの建設は我が国初）として同年5月16日から待望の給水が開始された。

平成3年に本市の水道は記念すべき創設100周年を迎え、水道2世紀目への第一歩を記した。その間には、昭和20年8月9日の原子爆弾による被災、昭和30年代から昭和40年代にかけての「長崎砂漠」と称されたほどの渇水、昭和57年7月23日の大水害、平成6年から平成7年にかけての渇水等、多くの難間に直面してきたが、施設の整備拡充とともに、市域内外に水源を求め、安定した給水の確保に努めてきた。

平成17年1月4日に近隣6町と、平成18年1月4日に近隣1町と合併、上水道事業4、簡易水道事業12、飲料水供給事業3を有することとなったことから、効率的かつ安定的な水の供給及び管理体制の強化を図るため、平成17年度から令和3年度にかけて、水道施設統合整備事業を実施した。

また、破損事故の未然防止、漏水防止対策の強化及び出水不良の解消を図るため、令和5年度から令和9年度の期間で第12次配水施設整備事業として老朽管の布設替え、管網の整備を行っている。さらに、更新時期を迎えた浦上浄水場及び道ノ尾浄水場と長与町の浄水場を統廃合し、長与町と共同で官民連携による新たな浄水場の整備を進めている。

（各年度末）

| 区 分 \ 年 度                         | R3         | R4         | R5         |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|
| 行 政 人 口 (人)                       | 400,472    | 395,591    | 389,895    |
| 給 水 人 口 (人)                       | 391,862    | 387,086    | 381,512    |
| 普 及 率 (%)                         | 97.85      | 97.85      | 97.85      |
| 給 水 戸 数 (戸)                       | 216,468    | 216,125    | 216,250    |
| 年 間 給 水 量 (m <sup>3</sup> )       | 41,877,520 | 41,697,190 | 41,707,340 |
| 有 収 水 量 (m <sup>3</sup> )         | 37,398,454 | 36,808,782 | 36,272,634 |
| 有 収 率 (%)                         | 89.30      | 88.28      | 86.97      |
| 1 日 平 均 給 水 量 (m <sup>3</sup> )   | 114,733    | 114,239    | 113,954    |
| 1 日 最 大 給 水 量 (m <sup>3</sup> )   | 125,200    | 148,070    | 124,090    |
| 1 人 1 日 平 均 給 水 量 (l)             | 293        | 295        | 299        |
| 1 人 1 日 最 大 給 水 量 (l)             | 320        | 383        | 325        |
| 1 日 配 水 施 設 能 力 (m <sup>3</sup> ) | 176,150    | 176,150    | 176,150    |

| 区 分 \ 年 度 | R3  | R4  | R5  |
|-----------|-----|-----|-----|
| 職 員 数 (人) | 178 | 172 | 173 |

※R4 の 1 日最大給水量の値は、寒波時に発生した漏水等の数値が含まれている。

## 2 料金・加入金

### (1) 水道料金

(H22.9月分から適用)

| 用 途                                                                          | 基 本 料 金     |             | 従 量 料 金                                                                |                                     |
|------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|                                                                              | メーターの口径     | 金額（1 か月につき） | 単 位                                                                    | 金 額                                 |
| 一 般 用                                                                        | 20 ミリ以下     | 805 円       | (1 m³につき)<br><br>1 m³～10 m³<br>11 m³～50 m³<br>51 m³～100 m³<br>101 m³以上 | 70 円<br><br>260 円<br>330 円<br>396 円 |
|                                                                              | 25 ミリ       | 1, 000 円    |                                                                        |                                     |
|                                                                              | 40 ミリ       | 2, 500 円    |                                                                        |                                     |
|                                                                              | 50 ミリ       | 4, 500 円    |                                                                        |                                     |
|                                                                              | 75 ミリ       | 9, 500 円    |                                                                        |                                     |
|                                                                              | 100 ミリ      | 16, 000 円   |                                                                        |                                     |
|                                                                              | 150 ミリ      | 33, 000 円   |                                                                        |                                     |
|                                                                              | 200 ミリ以上    | 45, 000 円   |                                                                        |                                     |
| 公 衆 浴 場 用                                                                    | 一 般 用 と 同 じ |             | 1 m³につき                                                                | 70 円                                |
| 船 舶 用                                                                        | 一 般 用 と 同 じ |             | 1 m³につき                                                                | 170 円                               |
| 臨 時 用                                                                        | —           |             | 1 m³につき                                                                | 396 円                               |
| 備考                                                                           |             |             |                                                                        |                                     |
| 1 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。                                            |             |             |                                                                        |                                     |
| 2 「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。 |             |             |                                                                        |                                     |
| 3 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。                                                  |             |             |                                                                        |                                     |
| 4 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。                                                |             |             |                                                                        |                                     |

※水道料金の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

### (2) 水道用加入金

ア 対 象 給水装置の新設工事、給水せん増設に伴うメーター口径の増径工事

イ 実 施 昭和 51 年 5 月 1 日以降の申し込みより

ウ 金 額

(S 59. 4. 1 改定)

| メーター口径 (mm) | 13 | 20  | 25  | 40  | 50    | 75    | 100   | 150    | 200 以上     |
|-------------|----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|--------|------------|
| 金 額 (千円)    | 60 | 133 | 250 | 760 | 1,160 | 2,800 | 4,850 | 10,500 | 管理者が別に定める額 |

※ 加入金の額は、上の表に定める額に消費税相当額を加算して得た額。

### 3 経営状況

令和5年度における経営状況は、収益においては、営業収益が8,793,018千円で前年度比1.0パーセント、85,403千円の減収となっており、うち、給水収益は8,425,182千円で前年度比1.1パーセント、97,288千円の減収となっている。また、営業外収益が1,377,963千円で前年度比3.0パーセント、39,799千円の増収となっており、特別利益が54,281千円で前年度比1,000パーセント以上、53,397千円の増収となっている。この結果、総収益は10,225,263千円となり、前年度比0.1パーセント、7,793千円の増収となっている。

費用においては、総費用は9,046,443千円で前年度比3.4パーセント、321,286千円の減少となっている。この結果、損益勘定は1,178,820千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度5,596,248千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額414,849千円、損益勘定留保資金3,958,100千円、減債積立金61,165千円及び建設改良積立金1,162,134千円で補てんした。

長崎市水道事業基金は、55,846千円を積み立て、13,842千円処分したため基金総額は、1,207,586千円となった。

#### 水道事業会計の概要

| 区分 \ 年度 |         | 令和4年度決算      | 令和5年度決算      | 令和6年度<br>(当初) 予算 |
|---------|---------|--------------|--------------|------------------|
| 水道事業収益  |         | 10,217,470千円 | 10,225,263千円 | 11,003,030千円     |
|         | 水道料金収入  | 8,522,470    | 8,425,182    | 9,172,864        |
|         | 一般会計負担金 | -            | 23,494       | -                |
|         | 一般会計補助金 | 25,549       | -            | 23,013           |
|         | その他     | 1,669,451    | 1,776,587    | 1,807,153        |
| 水道事業費用  |         | 9,367,729    | 9,046,443    | 10,197,998       |
|         | 職員給与費   | 1,077,143    | 1,070,011    | 1,197,895        |
|         | 支払利息    | 173,577      | 151,322      | 131,116          |
|         | 減価償却費   | 4,626,829    | 4,657,180    | 4,639,932        |
|         | 動力費     | 675,302      | 549,108      | 753,539          |
|         | 薬品費     | 114,326      | 144,532      | 188,765          |
|         | その他     | 2,700,552    | 2,474,290    | 3,286,751        |
| 資本的収入   |         | 949,633      | 991,416      | 847,958          |
|         | 企業債     | 100,000      | 100,000      | 100,000          |
|         | 補助金     | 372,995      | 362,981      | 74,507           |
|         | その他     | 476,638      | 528,435      | 673,451          |
| 資本的支出   |         | 6,159,100    | 6,511,064    | 6,032,126        |
| うち      | 建設改良費   | 4,956,239    | 5,310,800    | 3,587,102        |
|         | 工事費等    | 4,717,577    | 5,080,728    | 3,335,892        |
|         | 人件費     | 227,843      | 220,364      | 237,785          |
|         | 純事務費    | 10,819       | 9,708        | 13,425           |
|         | 企業債償還金  | 1,073,632    | 1,024,828    | 990,429          |
|         | その他     | 129,229      | 175,436      | 1,454,595        |

| 区分 \ 年度          |               | 令和 4 年度決算                | 令和 5 年度決算                | 令和 6 年度<br>(当初) 予算       |
|------------------|---------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 経<br>営<br>分<br>析 | 当 年 度 純 利 益   | 849,741 千円               | 1,178,820 千円             | 805,032 千円               |
|                  | 利 益 剰 余 金 合 計 | 3,161,606                | 3,269,336                | 1,973,031                |
|                  | 企 業 債 現 在 高   | 9,578,732                | 8,653,903                | 7,763,474                |
|                  | 供 給 単 価       | 231.53 円/ m <sup>3</sup> | 232.27 円/ m <sup>3</sup> | 232.32 円/ m <sup>3</sup> |
|                  | 給 水 原 価       | 222.62 円/ m <sup>3</sup> | 216.72 円/ m <sup>3</sup> | 238.72 円/ m <sup>3</sup> |
|                  | 対 料 金 収 入 比   | 企業債元利償還金                 |                          |                          |
|                  |               | 職員給与費                    |                          |                          |
|                  |               | 14.63%                   | 13.96%                   | 12.23%                   |
|                  |               | 12.64%                   | 12.70%                   | 13.06%                   |

(注) 決算の欄においては、「水道事業収益」及び「水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の収支差引額を記載している。

平成 26 年度からは、新会計制度を適用している。

給水原価においては、総務省の経営指標の算定方法によるもの。

## 4 施 設

### (1) 水源施設

本市には、水源になるような大きな河川がなく、また、地下水にも恵まれていないため、水源の大部分は、13 箇所のダム貯水池（市内 10、市外 3）に依存している。

#### ア ダム

(R6.3.31)

| 貯水池           | 総貯水量                   | 有効貯水量                  | 水道有効量                  | 1 日最大取水量             |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 本 河 内 高 部     | 496,000 m <sup>3</sup> | 386,000 m <sup>3</sup> | 386,000 m <sup>3</sup> | 5,500 m <sup>3</sup> |
| 本 河 内 低 部     | 607,000                | 577,000                | 43,000                 | 1,000                |
| 西 山           | 1,580,000              | 1,470,000              | 760,000                | 8,100                |
| 小 ケ 倉         | 2,040,000              | 1,940,000              | 1,690,000              | 10,500               |
| 浦 上           | 1,972,000              | 1,900,000              | 1,900,000              | 22,500               |
| 神 浦           | 6,840,000              | 6,280,000              | 5,070,000              | 48,000               |
| 河 通           |                        |                        |                        |                      |
| 雪 浦           | 3,900,000              | 3,220,000              | 1,620,000              | 32,700               |
| 萱 瀬           | 6,810,000              | 5,940,000              | 813,000                | 12,000               |
| 式 見           | 2,150,000              | 2,050,000              | 1,380,000              | 9,000                |
| 鹿 尾           | 1,140,000              | 1,000,000              | 630,000                | 7,600                |
| 鳴 見           | 2,250,000              | 2,190,000              | 1,740,000              | 11,500               |
| 中 尾           | 1,580,000              | 1,470,000              | 1,000,000              | 8,700                |
| 落 矢 ( 休 止 中 ) | —                      | —                      | —                      | —                    |
| 計             | 31,365,000             | 28,423,000             | 17,032,000             | 177,100              |

## イ 取水状況

(R5年度)

| 区 分 |     | 取 水 量                    | 構 成 比  | 区 分   | 取 水 量                    | 構 成 比  |
|-----|-----|--------------------------|--------|-------|--------------------------|--------|
| 表流水 | 自 流 | 3,839,350m <sup>3</sup>  | 8.39%  | 地 下 水 | 0m <sup>3</sup>          | 0.00%  |
|     | ダ ム | 41,941,610m <sup>3</sup> | 91.61% | そ の 他 | 0m <sup>3</sup>          | 0.00%  |
|     |     |                          |        | 合 計   | 45,780,960m <sup>3</sup> | 100.0% |

## (2) 浄水施設

浄水場は、大きな水源はないため分散しており、老朽化した施設については、年次的な計画により整備・改良を行い、給水能力の維持を図っている。

## 主な浄水場

(R6.3.31)

| 浄 水 場 名 | 浄 水 方 法 | 公 称 施 設 能 力                                                                               |
|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 河 内   | 急 速 ろ 過 | 14,100m <sup>3</sup> /日                                                                   |
| 浦 上     | 〃       | 21,500                                                                                    |
| 東 長 崎   | 〃       | 19,460                                                                                    |
| 道 ノ 尾   | 〃       | 11,160                                                                                    |
| 手 熊     | 〃       |  92,930 |
| 三 重     | 〃       |                                                                                           |
| 小 ケ 倉   | 〃       | 17,000                                                                                    |

## (3) 配水施設

本市は、山に囲まれた地形的な特殊性があるため、多くの配水池・配水槽・減圧槽を設置している。

## 配水池・配水槽・減圧槽の設置状況

(R6.3.31)

| 標 高       | 設 置 箇 所 数 | 貯 水 容 量                 |
|-----------|-----------|-------------------------|
| 251m以上    | 29        | 10,279.5m <sup>3</sup>  |
| 201m～250m | 18        | 16,290.3m <sup>3</sup>  |
| 151m～200m | 49        | 24,269.5m <sup>3</sup>  |
| 101m～150m | 57        | 31,961.6m <sup>3</sup>  |
| 51m～100m  | 72        | 57,720.4m <sup>3</sup>  |
| 50m以下     | 5         | 30,186.0m <sup>3</sup>  |
| 計         | 230       | 170,707.3m <sup>3</sup> |

## (4) 管路延長状況

(R6. 3. 31)

| 区 分       | 計            | 導 水 管    | 送 水 管     | 配 水 管        |
|-----------|--------------|----------|-----------|--------------|
| 計         | 2, 621, 319m | 80, 999m | 240, 688m | 2, 299, 632m |
| 1, 000 以上 | 31, 170m     | 19, 935m | 6, 720m   | 4, 515m      |
| 900～500   | 80, 150m     | 22, 998m | 9, 735m   | 47, 416m     |
| 450～250   | 283, 301m    | 38, 066m | 76, 538m  | 168, 698m    |
| 200～ 75   | 1, 408, 179m | 0m       | 127, 877m | 1, 280, 302m |
| 75mm未満    | 818, 519m    | 0m       | 19, 817m  | 798, 702m    |

※ ずい道等も含む。

## (5) 漏水防止対策

令和 5 年度の漏水量は 3, 513, 759 m<sup>3</sup>であり、年間総給水量に占める割合は 8. 42%であった。

このような中、予防的対策として、配水施設整備事業による老朽管の布設替えを実施している。

また、対症療法的対策として、旧市内の給水区域を対象に約 700 の区画を形成し夜間に流量を測定して、戸別に音聴等行い漏水を発見し、修繕を行っている。

## 5 拡張事業

## (1) 拡張事業の沿革

本市は、地形的に水資源に恵まれないため、市域拡大等による人口増加や産業の発達による水の需要量の増加に対応するためには、常に水源開発に努めなければならないといった状況下であり、今まで 7 回に及ぶ拡張事業を行ってきた。

水道創設後、第 4 回拡張事業までに 5 つのダムを建設し、給水状況は、一応の緩和をみたが、第 2 次世界大戦後の人口増加や商工業の発達等により、水の需要量は増加の一途をたどった。

そこで、第 5 回拡張事業では、大村市の萱瀬ダムから道ノ尾浄水場に 1 日 12, 000m<sup>3</sup>の原水を導入するために、大村湾の海底約 6kmに導水管を布設するという大事業を行い、次の第 6 回拡張事業では、遠く西彼杵半島にも水源を求め、市外の神浦、河通、雪浦ダム、並びに、市内の式見ダムの合わせて 4 つのダムを建設し、これらのダムから本市全体の取水量の約 50%に相当する 1 日 92, 700m<sup>3</sup>を取水できるようになり、現在、一応安定した給水状況になった。

しかしながら、下水道の普及にも見られるように近年著しい生活水準の向上とともに、都市用水の使用は増加することが予想されるため、供給についての不安が生じないよう第 7 回拡張事業を策定し、昭和 56 年 3 月 31 日に認可を受けた。

なお、この事業は、未給水地区の解消と、7. 23 長崎大水害を教訓とする長崎水害緊急ダム建設事業（長崎県施行）および合併後の安全で安定した水の供給等を図る水道施設統合整備事業の推進を目的としており、現在、平成 19 年 10 月 16 日に第 7 回拡張事業第 4 次変更認可を受け施行中である。

| 名 称     | 起工年月           | 完成年月           | 事 業 費      | 計 画         |                         | 築造施設                                        |
|---------|----------------|----------------|------------|-------------|-------------------------|---------------------------------------------|
|         |                |                |            | 給水人口        | 1日最大給水量                 |                                             |
| 創 設     | 明治<br>22 年 4 月 | 明治<br>24 年 3 月 | 千円<br>282  | 人<br>60,000 | m <sup>3</sup><br>5,460 | 本河内高部水源池                                    |
| 第 1 回拡張 | 明治<br>33 年 8 月 | 明治<br>37 年 3 月 | 1,461      | 182,000     | 20,000                  | 西山水源池<br>本河内低部水源池<br>西山低部浄水場                |
| 第 2 回拡張 | 大正<br>9 年 10 月 | 大正<br>15 年 3 月 | 5,179      | 269,000     | 29,000                  | 小ヶ倉水源池<br>出雲浄水場                             |
| 第 3 回拡張 | 昭和<br>16 年 9 月 | 昭和<br>20 年 2 月 | 5,444      | 294,300     | 55,900                  | 浦上水源池<br>鹿尾川分水                              |
| 第 4 回拡張 | 29 年 3 月       | 39 年 3 月       | 541,011    | 314,000     | 82,300                  | 八郎川取水<br>矢上浄水場<br>川平川・長与川取水                 |
| 第 5 回拡張 | 38 年 4 月       | 42 年 3 月       | 1,603,400  | 367,500     | 96,340                  | 大村市萱瀬ダム取水<br>宮摺川取水<br>道ノ尾浄水場                |
| 第 6 回拡張 | 42 年 4 月       | 56 年 3 月       | 17,390,000 | 439,800     | 182,520                 | 神浦ダム、河通ダム<br>雪浦ダム、式見ダム<br>手熊浄水場             |
| 第 7 回拡張 | 54 年 4 月       | 令和<br>8 年 3 月  | 75,423,000 | 413,600     | 148,000                 | 鹿尾ダム、鳴見ダム<br>小ヶ倉浄水場<br>三重浄水場<br>中尾ダム、東長崎浄水場 |

## (2) 第 7 回拡張事業

### ア 計画のあらまし

本事業は、当初昭和 60 年度を目標年次として認可を得、鹿尾ダム、鳴見ダムの建設により新規水源を開発するとともに、あわせて、相川・檜山・平地・東部の各簡易水道事業の中央水道への統合を 59 年度までに完了した。

第 1 次変更では、目標年次を平成 7 年度に定め、鳴見ダム、式見ダムの取水量の見直しと、鹿尾川水道組合から継承した水量の中央水道へ組み入れ、水質・水量に不安定な太田尾・飯香浦両簡易水道の中央水道への統合（平成 4 年 3 月完了）及び市周辺地域の未給水地区（東部）の解消（平成 8 年 3 月完了）を行い、普及率の向上を図った。

第 2 次変更では、長崎県施行の長崎水害緊急ダム建設事業において、水道専用の本河内高部、本河内低部、西山、浦上ダムの多目的化及び既設の雪浦ダムの改良並びに代替水源としての中尾ダム及び雪浦第 2 ダムの建設による 1 日 1,400m<sup>3</sup>の新規水源を開発し、あわせて水道施設の統廃合と関連する導水施設等の整備を行うとともに、茂木地区の給水の万全を期するため茂木水道事業を中央水道に統合（平成 7 年度完了）し、長崎市上水道事業として一元化を図ることとした。

第 3 次変更では、第 2 次変更による施策に加え、未給水地区の解消を図るため給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を平成 22 年度、計画給水人口 423,100 人、計画 1 日最大給水量 187,800m<sup>3</sup>として施行した。

第 4 次変更では、第 3 次変更による施策に加え、水道未普及地域の解消、水道事業の一元化に伴う給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を令和 7 年度、計画給水人口 413,600 人、計画 1 日最大給水量 148,000m<sup>3</sup>として施行中である。

—事業の概要—

|        |                                                                                                                                                          |                                                                                                                                       |                         |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 計画目標年次 | 令和7年度                                                                                                                                                    | 計画給水人口                                                                                                                                | 413,600人                |
| 事業期間   | 昭和54年度～令和3年度                                                                                                                                             | 公称施設能力                                                                                                                                | 191,291m <sup>3</sup>   |
| 工事期間   | 昭和54年度～令和3年度                                                                                                                                             | 1日最大給水量                                                                                                                               | 148,000m <sup>3</sup>   |
| 計画給水区域 | 現在の給水区域に周辺地区加え、相川・檜山・平地・東部簡易水道区域、及び太田尾・飯香浦の各簡易水道区域の統合（太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業）と、未給水地区の解消（未給水地区無水源簡易水道事業）、茂木水道を中央水道へ統合（上水道統合整備事業）および合併町の水道事業を統合する（水道施設統合整備事業） | 1人1日最大給水量                                                                                                                             | 358ℓ                    |
|        |                                                                                                                                                          | 新規開発取水量                                                                                                                               | 20,500m <sup>3</sup> /日 |
|        |                                                                                                                                                          | 新規開発給水量                                                                                                                               | 19,000m <sup>3</sup> /日 |
|        |                                                                                                                                                          | 全体事業費                                                                                                                                 | 約904億円                  |
|        |                                                                                                                                                          | <div> 第7回拡張事業 約244億円<br/> 太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業<br/> 約6億円<br/> 未給水地区無水源簡易水道事業 約70億円<br/> 上水道統合整備事業 約317億円<br/> 水道施設統合整備事業 約127億円 </div> |                         |
|        |                                                                                                                                                          |                                                                                                                                       |                         |

イ 施設の概要（上水道統合整備事業）

- ・貯水施設
  - 多目的ダム （新設）1箇所（中尾ダム）
  - 〃 （改築）2箇所（西山、本河内高部ダム）
  - 〃 （改良）2箇所（本河内低部、浦上ダム）
- ・導水施設
  - 導水管 φ500～250mm 総延長 約3,150m
  - ポンプ場 4箇所（浦上、西山、中尾、矢上）
- ・浄水施設
  - 浄水場 1箇所（東長崎）
- ・送水施設
  - 送水管 φ800～200mm 総延長 約5,026m
  - ポンプ場 2箇所（小江、浦上）
- ・配水施設
  - 配水管 φ800～250mm 総延長 約20,494m
  - 配水池 2箇所（東長崎、浦上）



ウ 水源の新規開発（長崎水害緊急ダム建設事業）

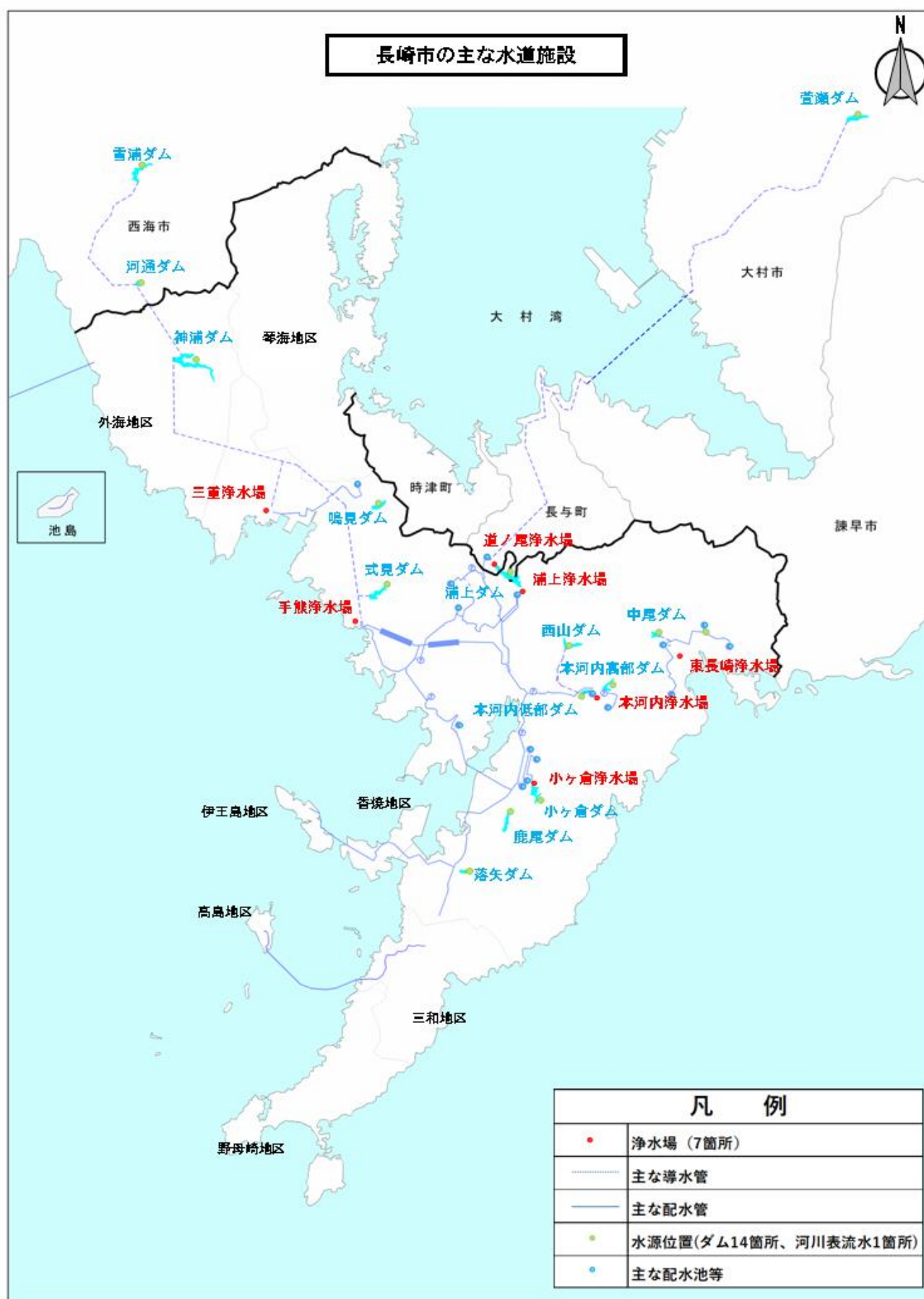
（単位：m<sup>3</sup>）

| 区 分                    |                 | ダ ム 名     | 工 法 | 1 日最大取水量                   |                            |                             | 1 日 最 大<br>給 水 量<br>増 減 |
|------------------------|-----------------|-----------|-----|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------------|
|                        |                 |           |     | 現行取水量                      | 計画取水<br>量                  | 差引増減                        |                         |
| 既<br>設<br>ダ<br>ム       | 多目的化され<br>る ダ ム | 本 河 内 高 部 | 改築  | m <sup>3</sup> ／日<br>5,200 | m <sup>3</sup> ／日<br>6,500 | m <sup>3</sup> ／日<br>△2,900 | 1,300                   |
|                        |                 | 本 河 内 低 部 | 改良  | 4,200                      |                            |                             |                         |
|                        |                 | 西 山       | 改築  | 11,400                     | 8,100                      | △3,300                      |                         |
|                        |                 | 浦 上       | 改良  | 25,000                     | 23,900                     | △1,100                      |                         |
| 新 設 ダ ム<br>( 振 替 ダ ム ) |                 | 中 尾       | 新築  | 0                          | 8,700                      | 8,700                       |                         |
| 合 計                    |                 |           |     | 45,800                     | 47,200                     | 1,400                       | 1,300                   |

※長崎県は平成 20 年度に、雪浦第 2 ダムの建設を中止し、その代替水源として浦上ダムの再開発により利水容量を確保する計画変更を行っている。なお、浦上ダムが平成 21 年 12 月 25 日に国土交通省の方針で検証の対象ダムとなったことに伴い、長崎県においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」、「長崎県公共事業評価監視委員会」等を経て現行計画案どおり事業継続とする対応方針を決定し、平成 23 年 7 月 26 日付けで国土交通大臣に報告。平成 24 年 10 月 29 日に開催された「第 26 回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、浦上ダムの事業継続が了承され、同年 11 月 12 日に国土交通省は浦上ダムの対応方針を「継続」と決定した。

エ 施設の概要（水道施設統合整備事業）

- ・導水施設——導水管 φ200mm 総延長 約 4,000m
- ・送水施設——
  - 配水池 8 箇所（上黒崎、琴海等）
  - 送水管 φ450～50mm 総延長 約 119,400m
  - ポンプ場 17 箇所（新香焼、上黒崎等）
- ・配水施設——
  - 配水管 φ150～50mm 総延長 約 8,900m
  - 配水池 5 箇所（新遠見、大崎等）



# 下 水 道

## 1 沿革・業務実績

公共下水道は、衛生的な環境づくり、公共用水域の水質の保全、市街地の浸水防止を目的とし、汚水の排除及び浄化、雨水の排除を行う都市施設である。

公共下水道による雨水と汚水の排除方式として、両者を 1 本の管渠で流す合流式と、別々の管渠で流す分流式とがあるが、本市では、分流式を採用している。

本市の公共下水道計画では、市域のうち市街化区域を基本に全体計画区域を定め、それを主に地形的要因により処理区を分割しており、また、周辺 7 町との合併により、令和 5 年度末現在で、全体計画区域面積 6,914.7ha、14 処理区となっている。

雨水の排除については、緊急性の高い地域より順次、計画区域とし、令和 5 年度末現在、32 排水区を設定している。昭和 27 年に着手した本市の下水道事業は、その後、区域の拡大を図り、令和 5 年度末現在、汚水排水 6,901.8ha、雨水排水 1,225ha について事業計画を策定し、事業を実施している。

令和 5 年度末における事業の進捗状況は、処理区域面積 5,543.7ha、処理人口 371,559 人、普及率 94.5%である。

老朽化した中部下水処理場の機能を西部下水処理場へ一元化し、中部下水処理場は、令和 5 年度末に廃止したことで、供用中の処理場が 10 箇所、汚水中継ポンプ場が 16 箇所、雨水排水ポンプ場が 2 箇所となっている。

なお、平成 16 年度から下水道事業に地方公営企業法を全面適用するとともに、水道局との組織統合を行っている。また、下水道事業と集落排水事業の一体的な事業運営を行うため、集落排水事業について令和 6 年度から地方公営企業法を全面適用し、公共下水道への接続をすることで経済効果が見込まれる施設の統廃合を検討している。

## 2 経営状況

令和 5 年度における経営状況は、収益においては、営業収益が 8,879,323 千円で前年度比 2.1 パーセント、189,696 千円の減収となっており、うち下水道使用料は 7,385,989 千円で前年度比 0.3 パーセント、21,389 千円の減収となっている。また、営業外収益が 3,447,144 千円で前年度比 26.0 パーセント、710,287 千円の増収となっており、特別利益が 786 千円で前年度比 82.2 パーセント、3,626 千円の減収となっている。この結果、総収益は 12,327,253 千円となり、前年度比 4.4 パーセント、516,965 千円の増収となっている。

費用においては、総費用は 12,694,542 千円で前年度比 18.4 パーセント、1,976,954 千円の増加となっている。この結果、損益勘定は、367,288 千円の純損失が生じた。

この純損失は、中部下水処理場の機能停止に伴う一時的なものであり、来年度以降は例年の水準に戻る見込みである。

一方、資本的収支では、本年度 3,748,822 千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 187,449 千円、繰越工事資金 149,983 千円、損益勘定留保資金 2,248,389 千円及び減債積立金 1,163,002 千円で補てんした。

## 下水道事業会計の概要

| 区 分 \ 年 度     |                 | 令和 4 年度決算     | 令和 5 年度決算     | 令和 6 年度<br>(当初) 予算 |
|---------------|-----------------|---------------|---------------|--------------------|
| 下 水 道 事 業 収 益 |                 | 11,810,288 千円 | 12,327,253 千円 | 12,683,143 千円      |
|               | 下 水 道 使 用 料 収 入 | 7,407,378     | 7,385,989     | 8,221,847          |
|               | 一 般 会 計 補 助 金   | 12,358        | 8,866         | 178,562            |
|               | そ の 他           | 4,390,552     | 4,932,398     | 4,282,734          |
| 下 水 道 事 業 費 用 |                 | 10,717,588    | 12,694,542    | 11,786,178         |
|               | 職 員 給 与 費       | 483,098       | 510,870       | 553,745            |
|               | 支 払 利 息         | 796,040       | 725,951       | 692,307            |
|               | 減 価 償 却 費       | 5,860,831     | 5,709,503     | 6,133,579          |
|               | 動 力 費           | 22,813        | 23,482        | 74,081             |
|               | 薬 品 費           | 515           | 473           | 2,897              |
|               | そ の 他           | 3,554,291     | 5,724,263     | 4,329,569          |
| 資 本 的 収 入     |                 | 5,500,788     | 6,582,581     | 4,611,019          |
|               | 企 業 債           | 1,954,900     | 2,432,800     | 1,404,900          |
|               | 国 ( 県 ) 補 助 金   | 1,079,262     | 1,807,918     | 825,983            |
|               | そ の 他           | 2,466,626     | 2,341,863     | 2,380,136          |
| 資 本 的 支 出     |                 | 9,846,736     | 10,079,795    | 8,014,047          |
| うち            | 建 設 改 良 費       | 3,679,746     | 4,230,121     | 2,135,949          |
|               | 工 事 費 等         | 3,504,488     | 4,048,921     | 1,939,600          |
|               | 人 件 費           | 169,034       | 169,193       | 185,129            |
|               | 純 事 務 費         | 6,224         | 12,007        | 11,220             |
|               | 企 業 債 償 還 金     | 6,105,201     | 5,793,554     | 5,812,932          |
|               | そ の 他           | 61,789        | 56,120        | 65,166             |

| 区 分 \ 年 度        |                  | 令和 4 年度決算 | 令和 5 年度決算                 | 令和 6 年度<br>(当初) 予算        |                           |
|------------------|------------------|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 経<br>営<br>分<br>析 | 当 年 度 純 利 益      |           | 1, 092, 670 千円            | △367, 288 千円              | 896, 965 千円               |
|                  | 利 益 剰 余 金 合 計    |           | 3, 506, 296               | 1, 888, 414               | 1, 494, 192               |
|                  | 企 業 債 現 在 高      |           | 58, 828, 746              | 55, 537, 492              | 52, 871, 298              |
|                  | 使 用 料 単 価        |           | 204. 74 円/ m <sup>3</sup> | 206. 54 円/ m <sup>3</sup> | 207. 47 円/ m <sup>3</sup> |
|                  | 汚 水 処 理 原 価      |           | 175. 77 円/ m <sup>3</sup> | 240. 48 円/ m <sup>3</sup> | 184. 57 円/ m <sup>3</sup> |
|                  | 対 使 用 料<br>収 入 比 | 企業債元利償還金  | 93. 17%                   | 88. 27%                   | 79. 12%                   |
|                  |                  | 職員給与費     | 6. 52%                    | 6. 92%                    | 6. 74%                    |

(注) 決算の欄においては、「下水道事業収益」及び「下水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

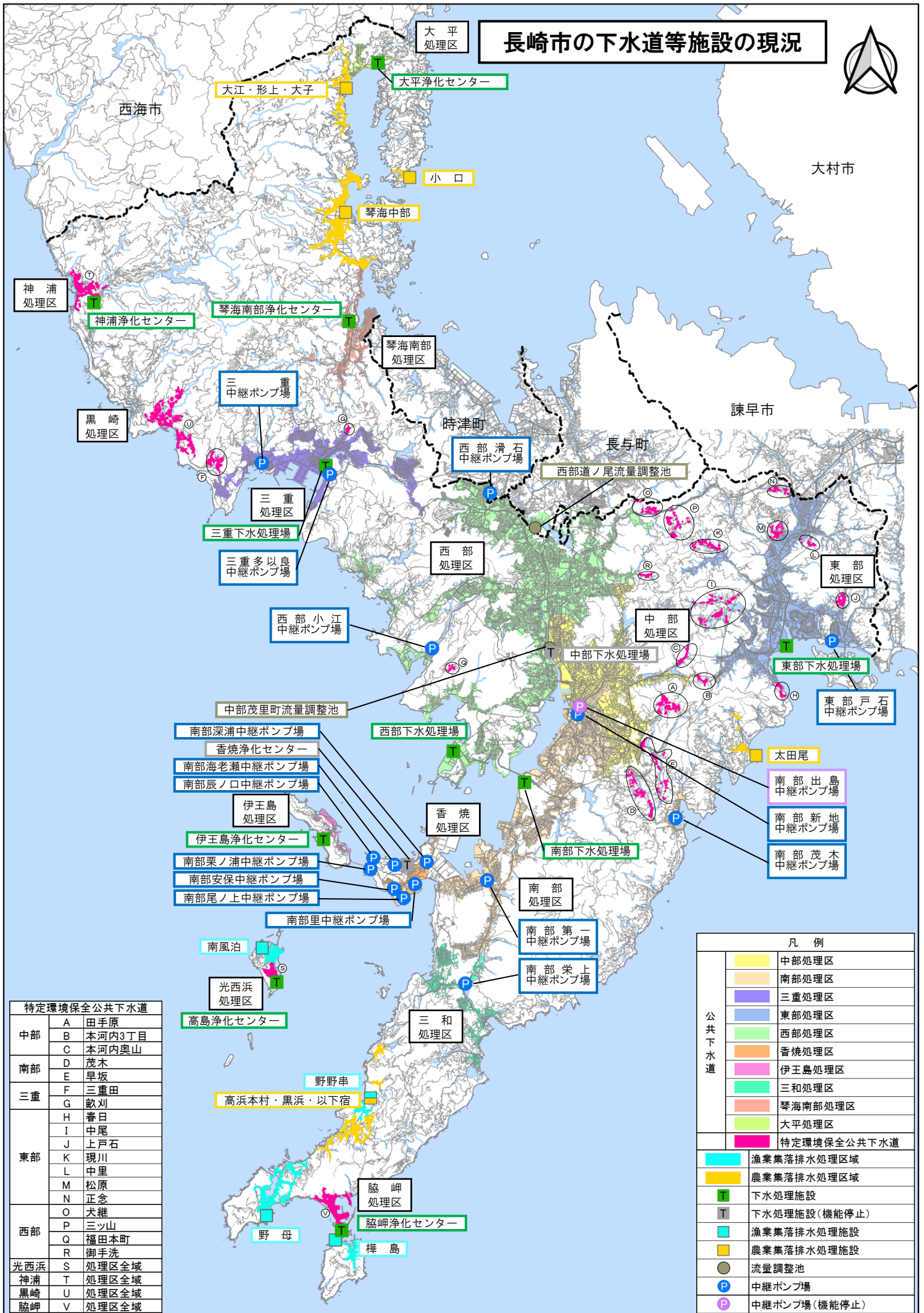
予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の収支差引額を記載している。

### 3 計画と現況・普及状況

(令和 5 年度末現在)

| 区 分 \ 事 業    | 全体計画    | 事業計画            | 令和 5 年度末実績 | 備 考 |
|--------------|---------|-----------------|------------|-----|
| a 建設（百万円）    | —       | 362,250         |            |     |
| b 処理区域面積（ha） | 6,914.7 | 6,901.8         | 5,543.7    |     |
| c 告示世帯（世帯）   | —       | —               | 193,433    |     |
| d 処理区域人口（人）  | 302,180 | 368,480         | 371,559    |     |
| e 污水管延長（km）  | —       | —               | 1,852.7    |     |
| f 雨水管延長（km）  | —       | —               | 252.5      |     |
| g 処理場（箇所）    | 11      | 10              | 稼働 10      |     |
| h 污水ポンプ場（箇所） | 16      | 16              | 稼働 16      |     |
| i 雨水ポンプ場（箇所） | 2       | 2               | 稼働 2       |     |
| j 水洗化世帯（世帯）  | —       | —               | 188,074    |     |
| k 水洗化人口（人）   | —       | —               | 361,645    |     |
| 整 備 指 標      |         |                 |            |     |
| l 市域面積（ha）   | 40,569  | 普 及 率 $d/n$ （%） | 94.5       |     |
| m 市域世帯（世帯）   | 205,061 | 水洗化率 $k/d$ （%）  | 97.2       |     |
| n 市域人口（人）    | 393,052 |                 |            |     |

# 長崎市の下水道等施設の現況





#### 4 長崎市公共下水道整備状況

(1) 汚 水

(令和 5 年度末現在)

| 処 理 区 |         | 全体計画      | 事業計画    | 令和5年度末実績 | 備考      |              |
|-------|---------|-----------|---------|----------|---------|--------------|
| 合 計   |         | 処理面積 (ha) | 6,914.7 | 6,901.8  | 5,543.7 | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 334,560 | 378,650  | 376,668 | 94.5%        |
| 旧長崎市  | 中部処理区   | 処理面積 (ha) | 982.1   | 982.1    | 851.0   | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 59,790  | 68,130   | 67,361  | 98.0%        |
|       | 南部処理区   | 処理面積 (ha) | 1,171.1 | 1,169.9  | 938.8   | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 62,930  | 71,660   | 65,379  | 97.5%        |
|       | 三重処理区   | 処理面積 (ha) | 536.3   | 536.3    | 414.0   | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 15,730  | 17,930   | 19,475  | 98.3%        |
|       | 東部処理区   | 処理面積 (ha) | 985.6   | 988.4    | 728.6   | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 34,930  | 39,390   | 42,043  | 99.0%        |
|       | 西部処理区   | 処理面積 (ha) | 2,355.6 | 2,415.1  | 1,993.1 | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 141,610 | 161,380  | 155,168 | 98.0%        |
| 香焼地区  | 香焼処理区   | 処理面積 (ha) | 113.4   | 113.4    | 113.4   | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 2,410   | 3,260    | 3,033   | 99.8%        |
| 伊王島地区 | 伊王島処理区  | 処理面積 (ha) | 42.9    | 39.7     | 30.2    | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 400     | 530      | 585     | 95.3%        |
| 高島地区  | 光西浜処理区  | 処理面積 (ha) | 46.4    | 21.9     | 11.5    | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 110     | 140      | 124     | 47.5%        |
| 外海地区  | 神浦処理区   | 処理面積 (ha) | 24.1    | 24.1     | 24.1    | 普及率<br>47.0% |
|       |         | 処理人口 (人)  | 300     | 480      | 548     |              |
|       | 黒崎処理区   | 処理面積 (ha) | 36.4    | 36.5     | 34.3    |              |
|       |         | 処理人口 (人)  | 440     | 730      | 866     |              |
| 野母崎地区 | 脇岬処理区   | 処理面積 (ha) | 91.8    | 84.4     | 36.6    | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 2,380   | 1,160    | 1,066   | 24.2%        |
| 三和地区  | 三和处理区   | 処理面積 (ha) | 185.7   | 186.4    | 170.1   | 普及率          |
|       |         | 処理人口 (人)  | 6,000   | 7,820    | 8,387   | 89.7%        |
| 琴海地区  | 琴海南部処理区 | 処理面積 (ha) | 287.4   | 247.2    | 166.0   | 普及率<br>63.8% |
|       |         | 処理人口 (人)  | 6,370   | 5,240    | 6,624   |              |
|       | 大平処理区   | 処理面積 (ha) | 55.9    | 56.4     | 32.0    |              |
|       |         | 処理人口 (人)  | 1,160   | 800      | 900     |              |

※ 本表には、西彼杵郡長与町の一部及び西彼杵郡時津町の一部に係る分は含まれていない。

※ 合計処理面積の端数は切り捨て

## (2) 雨 水

(令和 5 年度末現在)

| No. | 排 水 区       | 排 水 面 積 (ha) |            |
|-----|-------------|--------------|------------|
|     |             | 事業計画面積       | 令和 5 年度末実績 |
| 1   | 中 部 第 一     | 141          | 122.82     |
| 2   | 中 部 第 二     | 26           | 15.75      |
| 3   | 中 部 第 三     | 83           | 63.94      |
| 4   | 中 部 シ シ ト キ | 26           | 23.87      |
| 5   | 中 部 出 島     | 37           | 35.79      |
| 6   | 北 部         | 101          | 101.00     |
| 7   | 柳 田         | 18           | 14.64      |
| 8   | 江 川 第 一     | 44           | 31.52      |
| 9   | 江 川 第 二     | 32           | 23.24      |
| 10  | 深 堀 第 一     | 46           | 38.38      |
| 11  | 深 堀 第 二     | 34           | 25.06      |
| 12  | 東 部 田 中     | 41           | 33.01      |
| 13  | 東 部 平 間     | 36           | 8.54       |
| 14  | 東 部 東       | 40           | 1.45       |
| 15  | 東 部 矢 上     | 45           | 41.82      |
| 16  | 中 園         | 27           | 26.23      |
| 17  | 福 田         | 25           | 22.67      |
| 18  | 相 川         | 5            | 4.94       |
| 19  | 式 見 第 一     | 30           | 30.00      |
| 20  | 式 見 第 二     | 32           | 32.00      |
| 21  | 手 熊         | 35           | 30.45      |
| 22  | 小 江 第 一     | 17           | 15.30      |
| 23  | 小 江 第 二     | 42           | 28.91      |
| 24  | 田 上         | 13           | 11.45      |
| 25  | 茂 木 第 一     | 11           | 9.57       |
| 26  | 茂 木 第 二     | 20           | 17.34      |
| 27  | 北 浦         | 34           | 27.37      |
| 28  | 本 村         | 51           | 39.60      |
| 29  | 安 保         | 30           | 17.17      |
| 30  | 文 教         | 38           | 12.20      |
| 31  | 築 町         | 38           | 26.58      |
| 32  | 小 ケ 倉 第 四   | 27           | 16.31      |
|     | 合 計         | 1,225        | 948.92     |



## 5 下水道使用料

(H13.5月分から適用)

| 種 別                                                                                                              | 基本使用料   | 従 量 使 用 料                                                    |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------|-------|
|                                                                                                                  |         | 単 位                                                          | 金 額   |
| 一 般 汚 水                                                                                                          | 1,000 円 | 1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)   | 20 円  |
|                                                                                                                  |         | 11 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)  | 180 円 |
|                                                                                                                  |         | 51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき) | 395 円 |
|                                                                                                                  |         | 101 m <sup>3</sup> 以上 (1 m <sup>3</sup> につき)                 | 460 円 |
| 浴 場 業 汚 水                                                                                                        | 1,000 円 | 1 m <sup>3</sup> につき                                         | 10 円  |
| 備考<br>1 「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。<br>2 「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。 |         |                                                              |       |

※下水道使用料の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

## 6 水洗便所改築資金貸付制度

- (1) 規程制定年月 昭和 37 年 3 月
- (2) 貸付限度額 60 万円以内
- (3) 利 子 無利子
- (4) 償還方法 60 カ月以内均等償還（貸付月の翌月から）

## 7 受益者負担金・分担金

- (1) 条例制定年月 昭和 44 年 12 月（昭和 52 年 12 月・平成 12 年 12 月一部改正）
- (2) 徴収開始年月日 昭和 46 年 4 月 1 日
- (3) 徴収年限 3 年（年 4 回 12 回分割）
- (4) 単位負担金額 1m<sup>2</sup>当たり 200 円（昭和 53 年 4 月 1 日改定）
- (5) 前納報奨金制度

負担金を 3 年全額または数期（当該年度分＋次年度分以降）を一括して納付した場合、次の算式により前納報奨金を支給する。

$$\text{期別納付額} \times 0.6 / 100 \times \text{前納延月数}$$

## 8 下水処理場の現況

### (1) 施設

| 名称<br>区分                               | 中部<br>下水処理場       | 南部<br>下水処理場       | 三重<br>下水処理場         | 東部<br>下水処理場      | 西部<br>下水処理場            | 香 焼<br>浄化センター     |
|----------------------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|------------------|------------------------|-------------------|
| 場 所                                    | 茂里町<br>2 番 2 号    | 戸町 5 丁目<br>985 番地 | 京泊 2 丁目<br>8 番 50 号 | 田中町<br>279 番地 46 | 神ノ島町 1 丁目<br>367 番地 11 | 香焼町<br>924 番地 1   |
| 事業開始年度                                 | S 28 年度           | S 51 年度           | S 52 年度             | S 59 年度          | S 61 年度                | S 49 年度           |
| 供用開始時期                                 | S 36 年 12 月       | S 59 年 4 月        | S 59 年 8 月          | H 元年 4 月         | H 4 年 7 月              | S 55 年 7 月        |
| 敷地面積 (m <sup>2</sup> )                 | 28, 000           | 43, 200           | 37, 400             | 37, 000          | 92, 100                | 10, 400           |
| 排 水 方 式                                | 分流式               | 同 左               | 同 左                 | 同 左              | 同 左                    | 同 左               |
| 処 理 方 式                                | 標準活性汚泥法           | 同 左               | 同 左                 | 同 左              | 同 左                    | 同 左               |
| 処理能力<br>全体計画<br>( m <sup>3</sup> / 日 ) | 廃止                | 38, 500           | 11, 000             | 18, 700          | 92, 400                | H19. 6. 1<br>機能停止 |
| 現 況<br>( m <sup>3</sup> / 日 )          | R6. 3. 31<br>機能停止 | 31, 400           | 11, 000             | 18, 700          | 83, 700                | H19. 6. 1<br>機能停止 |

| 名称<br>区分                               | 伊王島<br>浄化センター           | 高 島<br>浄化センター     | 神 浦<br>浄化センター    | 脇 岬<br>浄化センター | 琴海南部<br>浄化センター    | 大 平<br>浄化センター    |
|----------------------------------------|-------------------------|-------------------|------------------|---------------|-------------------|------------------|
| 場 所                                    | 伊王島町 2 丁<br>目 1178 番地 5 | 高島町<br>2707 番地 34 | 神浦向町<br>293 番地 2 | 脇岬町<br>3803-6 | 琴海村松町<br>760 番地 3 | 琴海大平町<br>1250 番地 |
| 事業開始年度                                 | H10 年度                  | H9 年度             | H8 年度            | H10 年度        | H10 年度            | H16 年度           |
| 供用開始時期                                 | H15 年 3 月               | H12 年 1 月         | H14 年 4 月        | H21 年 3 月     | H17 年 3 月         | H22 年 3 月        |
| 敷地面積 (m <sup>2</sup> )                 | 3, 500                  | 3, 000            | 6, 150           | 3, 100        | 9, 300            | 2, 500           |
| 排 水 方 式                                | 分流式                     | 同 左               | 同 左              | 同 左           | 同 左               | 同左               |
| 処 理 方 式                                | OD法                     | 同 左               | 同 左              | 同 左           | 長時間<br>エアレーション法   | OD法              |
| 処理能力<br>全体計画<br>( m <sup>3</sup> / 日 ) | 650                     | 300               | 600              | 940           | 2, 480            | 700              |
| 現 況<br>( m <sup>3</sup> / 日 )          | 600                     | 200               | 600              | 900           | 2, 400            | 700              |

(2) 公害対策（脱臭施設）

| 名称<br>区分 | 中 部<br>下水処理場            | 南 部<br>下水処理場 | 三 重<br>下水処理場                     | 東 部<br>下水処理場     | 西 部<br>下水処理場                     |
|----------|-------------------------|--------------|----------------------------------|------------------|----------------------------------|
| 内 容      | 湿式吸着方式<br>（薬液洗浄）<br>活性炭 | 生物脱臭法        | 生物脱臭法<br>湿式吸着方式<br>（薬液洗浄）<br>活性炭 | 湿式吸着方式<br>（薬液洗浄） | 生物脱臭法<br>湿式吸着方式<br>（薬液洗浄）<br>活性炭 |
| 設 置 年 度  | S 52・54・H23             | H22          | S 58・H30                         | S 63             | H27・28                           |

※このほか、防臭のため施設に覆蓋を施している。

| 名称<br>区分 | 神 浦<br>浄化センター        | 高 島<br>浄化センター | 伊王島<br>浄化センター | 脇 岬<br>浄化センター | 琴海南部<br>浄化センター | 大 平<br>浄化センター |
|----------|----------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| 内 容      | 立形上向流吸着式<br>（直置上積方式） | 同 左           | 同 左           | 土 壌 脱 臭 法     | 同 左            | 同 左           |
| 設置年度     | H14                  | H12           | H11           | H20           | H16            | H21           |

(3) 脱水ケーキ処理

ア 処分方法 民間の産業廃棄物処理業者へ委託し、コンポスト化又は焼却後有効利用

イ 1日平均脱水ケーキ発生量

約 82.7 t / 日（コンポスト 約 54.4 t 焼却 約 28.3 t）

# 集落排水処理施設

## 1 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の向上を図るための事業

| 地 区 名     | 太田尾地区  | 野母崎地区   | 琴海地区    |
|-----------|--------|---------|---------|
| 計 画 人 口   | 650 人  | 2,400 人 | 6,350 人 |
| 処 理 施 設   | 1 箇所   | 1 箇所    | 3 箇所    |
| 管 路 延 長   | 6,261m | 23,344m | 47,978m |
| 中 継 ポ ン プ | 2 箇所   | 33 箇所   | 66 箇所   |

## 2 漁業集落排水事業

漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の向上を図るための事業

| 地 区 名<br>(整備地区) | 高島地区<br>(南風泊) | 野母崎地区<br>(野野串) | 野母崎地区<br>(野母) | 野母崎地区<br>(樺島) |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 計 画 人 口         | 849 人         | 290 人          | 4,630 人       | 1,200 人       |
| 処 理 施 設         | 1 箇所          | 1 箇所           | 1 箇所          | 1 箇所          |
| 管 路 延 長         | 8,400m        | 4,556m         | 23,586m       | 5,126m        |
| 中 継 ポ ン プ       | 1 箇所          | 1 箇所           | 10 箇所         | 9 箇所          |

## 市 政 概 要

令和6年（2024年版）

発行日 令和6年9月  
編集 長崎市議会事務局議事調査課  
発行 長崎市議会事務局  
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号  
TEL 095-829-1200  
FAX 095-829-1199